JILPT 資料シリーズ

No.125 2013年8月

東日本大震災からの復旧・復興と雇用・労働に関するJILPT調査研究プロジェクト

労働行政機関の対応等調査報告

(JILPT東日本大震災記録プロジェクト取りまとめNo.6)

東日本大震災からの復旧・復興と雇用・労働に関するJILPT調査研究プロジェクト

労働行政機関の対応等調査報告 (JILPT東日本大震災記録プロジェクト取りまとめNo.6)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

本資料シリーズは、「JILPT東日本大震災記録プロジェクトとりまとめ」の6番目のものとなる。

このとりまとめにおいては、東日本大震災時及びその後に被災地等において継起した状況と、それに対する被災地労働行政機関(都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所 (ハローワーク))の対応、全国的な労働行政機関の対応(遠隔避難者に対する対応や被災地労働行政機関に対する応援等)等を、被災現場・業務の「現場の視点」を中心にして記録している。

内容的には、

第1章 震災発生からの危機対応

第2章 震災発生に伴う業務処理

第3章 震災により変化した労働市場の状況とその対応〔2012年7月ごろまでの状況〕

第4章 広域的な影響と遠隔地における支援

の四章構成となっており、地方労働行政職員に対するヒアリングの他、各種資料の収集・整理・分析を行っている。ご協力いただいた皆様には深く感謝の意を表したい。

また、補章として、福島第一原子力発電所事故に伴う除染業務に関する労働力需要等についての資料等の収集・分析結果も付した。

被災地労働行政機関においては、勤務中に亡くなられた職員がおられた。ご家族、親戚、知人を亡くされた職員も数多い。いくつかの施設が津波の直撃を受けて使用不能になった。

また、被災地労働行政機関では、震災後の過酷な状況の中、震災に伴って解雇された多数の方々などのため、知恵を出し合いつつ懸命に努力される職員の姿があった。避難された被災者への支援に不眠不休で当たられた労働行政施設もある。このような被災地労働行政機関に対し、全国の労働行政機関からは応援職員が派遣され、遠隔避難者に対しては避難先の労働行政機関による支援が行われた。

今回の記録作業を通じては、まず、このような労働行政機関職員の奮闘を広く伝えたいと 願った。

また、大震災は被災地を中心として労働力の需給状況にも大きな影響を及ぼした。その状況と、これに即応して対策を実施する労働行政機関の姿についてもできるだけ克明に記録したいと願った。

さらに、これらの記録作業を通じ、微力ながら、労働行政における大災害発生時の対応に関する教訓や被災地における今後の各種支援に対する示唆が得られることも念願したところである。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族、親戚、知人を 亡くされた方々、被災された方々、避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを 申し上げます。

2013年8月

独立行政法人 労働政策研究·研修機構 理事長 菅 野 和 夫

執 筆 担 当 者

氏 名

所 属

な な 安 彦

労働政策研究·研修機構統括研究員

はじめに

本報告は、独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った「東日本大震災からの復旧・復興と雇用・労働に関する JILPT 調査研究プロジェクト」中の「労働行政機関の対応等調査」の結果をとりまとめたものである。

本調査に当たっては、東日本大震災による被害が特に甚大だった岩手・宮城・福島の3労働局とその管内の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の職員、及び被災し遠隔地に避難した方の支援を行った労働局の中から埼玉労働局の職員あわせて約25人からのヒアリング(以下、「職員ヒアリング」と呼ぶ場合がある。)を行った。

また、厚生労働省や各労働局がインターネットで公表している資料、職員ヒアリングの対象となった労働局が作成・収集した資料、労働市場センター業務室の作成資料等を活用させていただいた。当時の貴重なメモを提供していただいた方もある。

本調査の趣旨へのご理解と多大なご協力をいただいた関係者の皆様に深く感謝申し上げる。

- ※ 本調査では、労働基準行政における東日本大震災の際に発生した福島第一原子力 発電所事故への対応については対象としなかった。この部分の調査のためには高 度の専門性が必要と考えられたこと及び「東日本大震災に対する労働基準行政の 取組~震災から1年~」(平成24年3月 厚生労働省労働基準局)という公表資 料において詳しく述べられているからである。
- ※※ 補章の「福島第一原子力発電所事故に伴う除染業務等に関する労働力需要等に ついて」は、本調査実施後に行った追加調査結果に基づくものである。

[本調査における収集データ・資料の時間的範囲について]

本調査は、被災 3 県の労働局・埼玉労働局とその管内の労働基準監督署・公共職業安定所 (ハローワーク) の職員からのヒアリング記録、ヒアリング時にこれら労働局等から収集した資料、厚生労働省や各労働局等がインターネットで公表している資料、さらに、調査の趣旨から必要と考え厚生労働省労働市場センター業務室に特に依頼して提供していただいたデータを中心に構成・分析している。

ヒアリングは、2012 年 5 月下旬から 11 月にかけて順次実施したが、その際に資料提供を依頼した時間的範囲は、震災からおおむね 1 年分である。ただし、数値資料の中には集計方法が変更になっていたため、変更前又は変更後の期間分しか図表化できないようなものもあった。労働市場センター業務室に依頼したデータも、データの性質に応じて必要と思われる期間分とした。一方、厚生労働省や労働局がホームページ等で公表している数値・資料については、直近まで把握可能である。

そのような中で、本報告のとりまとめに際しては次のような方針で臨んだ。

- ① 基本的に震災後1年程度までの状況を中心にとりまとめる。
- ② ヒアリングに際しては、多くの対象者からヒアリング時点までの状況を聴取しているので、ヒアリング記録はこれを尊重する(震災後1年程度に限定しない。)。
- ③ 直近まで把握可能なデータ等については、原則として 2012 年 7 月分までを使う。不定期のアンケート結果や調査報告的なものについても、原則として 2012 年 7 月までに実施・まとめられたものを使用する。この点については月別のヒアリング実施数のピークが 2012年 7 月であり、その時点までの状況に関するヒアリング記録が多いこととの整合を考慮している。

[労働基準監督署及び公共職業安定所の呼称について]

本報告では、第一線の労働行政機関である労働基準監督署及び公共職業安定所について、 定着している愛称・略称であること等から、次のような呼称も使用している。

- 労働基準監督署⇒「監督署」、「○○署」(たとえば「仙台署」)
- ・ 公共職業安定所⇒「ハローワーク」、「安定所」、「○○所」(たとえば「仙台所」)

労働行政機関の対応等調査報告

目 次

手県・宮	城県・福島県の労働局及び沿岸市町村に所在する労働基準監督署・ハローワー
公共職業	安定所)の位置【震災時】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 章 震	災発生からの危機対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 現	地労働行政機関の人的・物的被害と避難行動
(1)	労働行政の職員・非常勤職員の人的被害
(2)	職員・非常勤職員の住居の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	労働行政施設の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	被災地の労働行政施設における避難行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
-	災地における交通インフラ・ライフライン・情報通信等の途絶・回復と職員 <i>0</i>
料等	の確保状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	交通インフラの途絶・回復状況(鉄道、道路、バス、ガソリン、自動車の相乗り
(2)	ライフライン(電気・ガス・水道)の途絶・回復状況
(3)	通信の遮断・回復状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	食料品・飲料水・防寒用品の確保状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 職	員の生命・安全の確保対策と避難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	沿岸署所に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	労働行政施設における避難者への対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 危	機対応体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	労働局内の中枢機能の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)	応急的な業務体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3)	過去の災害時対応ノウハウの迅速な提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)	現地の情報・要望の収集・対応体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	(1)	食料品・飲料水・防寒用品等の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	(2)	通信手段・情報収集手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	(3)	移動手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • 35
	(4)	来所者の残留・避難者の受入れ	36
第2章	重 震	災発生に伴う業務処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1	震	災発生に伴う相談ニーズ・行政ニーズとこれらへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	(1)	労働基準行政(労働基準監督署)関係	39
	ア	ア 労働相談と周知・広報・出張相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	1	イ 労災保険・未払賃金立替払等関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	ウ	ウ 被災地での労働災害防止のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	I	⊏ 労働保険料の免除等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	(2)	職業安定行政(ハローワーク)関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	ア	ア 雇用保険業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	1	イ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金······	67
	ウ		
	E	r 学卒内定取消対応······	71
	オ	t 雇用促進住宅関係····································	73
	(3)	被災者等への情報提供と情報伝播ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · 73
	(4)	初期の出張相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	(5)	被災地労働行政機関におけるサービス提供時間の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
2	職	員応援、所内体制の弾力化、代行処理、システムの機能強化・・・・・・・・・・・・	85
	(1)	職員応援(局内応援・全国応援)と所内体制の弾力化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア	ア ハローワーク等職業安定系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
	1	分働基準監督署等労働基準系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
	(2)	代行処理	90
	(3)	雇用保険業務処理システムの稼働時間延長、システム端末の増設・・・・・	92
3	非	常時への備えと対応に関する教訓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	(1)	各種制度・運用における非常時メニューの設定・準備・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	(2)	非常時用における現地機関と上部機関の対応原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
	(3)	非常時における選択と集中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	(4)	非常時を想定した部門間交流研修・オールラウンド化研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
	(5)	現場で育まれた知恵の交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96

		(6)	非常時を想定した各種シミュレーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3	章	震	災により変化した労働市場の状況とその対応〔2012年7月ごろまでの状況〕 100
	1	地:	域の労働者・事業主の生活・事業・雇用・意識等の変化・・・・・・・・・・101
		(1)	震災後1年間の労働市場の状況変化の概観 (津波被災地を中心に) ・・・・・・101
		(2)	事業所の被害と廃業・・・・・・・・112
		(3)	人口流出と雇用保険被保険者の状況・・・・・・・・・・113
		(4)	津波被災地における求職者・求人・雇用保険受給者の推移・・・・・・125
		(5)	水産加工場の事業再開と従業員の動向等・・・・・・・・133
		(6)	復旧・復興関係求人(建設・土木関係求人)と求職者の動向146
		(7)	販売職・小売業等の消費関連求人と求職者の動向157
		(8)	介護・福祉関係の求人・求職者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・163
		(9)	その他の産業・職業の求人・求職者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
		(10)	仮設住宅と入居者の状況・・・・・・172
		(11)	生活再建支援金・弔慰金・義援金・東京電力の賠償金等の状況176
		(12)	福島第一原子力発電所事故関係の避難者の状況・・・・・・・・・180
	2	労/	働行政の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・184
		(1)	雇用創出基金による事業・・・・・・・184
		(2)	仮設住宅への出張相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(3)	雇用保険の延長給付・・・・・・・・・・・195
		(4)	被災者雇用開発助成金195
		(5)	就職面接会・職場見学会・・・・・・・196
		(6)	職業訓練198
		(7)	新規学卒対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(8)	障害者就労支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(9)	「日本はひとつ」しごと協議会・・・・・・・206
	3	第	3 章のまとめ・・・・・・・209
第4	章	広:	域的な影響と遠隔地における支援・・・・・・・・・・・・・・・・213
	1	被	災求職者の全国的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
	2	震	災被災者対象求人等の全国的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	埼	玉労働局・ハローワークによる福島県からの避難者に対する支援等・・・・・・・・215

補章	福島第	一原子力	発電所事故	に伴う除染	業務に関する	5 労働力需要等	について	
								225
	1 除染	作業の計	画等につい	τ······				225
	(1)	余染実施:	地域と除染実	施計画…				225
	ア	国直轄の	除染実施地	或(除染特	別地域)につ	ついて・・・・・・		225
	1	福島県内	における市	町村の除染	実施地域(際	余染実施区域)	について・・・	228
	(2) 利	責算基準	等における防	染作業員等	等の職務内容	と賃金		231
	9 111	ーワーク	水人等の出	/뮤				939
						索した除染関係		
	(2) 勇	見日本に :	おける有効求	く人倍率の特	犬況・・・・・・			239
	-	W	herri o da de	// \\\\		+ \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ - \ \ \ \ \ \ \		
	参考除	染関係墹	は種の定義・↑	作業内容(環境省の関連	車通達より)・・		· · · · 240
	資料編							
	資料1】	現地笑	f働行政機関I	職員からの	ヒアリング記	□録等⋯⋯⋯		245
		1 - 1	震災当時の	石巻安定所	長			246
		1 - 2	震災当時の	仙台監督署	長			262
		1 - 3	震災当時の	釜石監督署	長			268
		1 - 4	震災当時の	石巻監督署	次長			273
		1 - 5	震災当時の	石巻監督署	·労災課長···			276
		1 - 6	震災当時の	富岡監督署	監督・安全調	果長		278
		1 - 7	震災当時の	釜石安定所	管理課長…			280
		1 - 8	震災当時の	大船渡安定	所管理課長.			282
		1 - 9	震災当時の	気仙沼安定	所業務係長.			283
		1 -10	震災当時の	相双安定所	管理課長…			286
		1 -11	震災当時の	福島労働局	総務部長…			289
		1 -12	震災当時の	平安定所長				295
		1 -13	震災当時の	郡山安定所	長			299
		1 - 14	震災後の大	船渡安定所	長			301
		1 -15	震災後の石	巻安定所長	• 同所産業履	雇用情報官		305
		1 -16						
		1 - 17	震災後の気	仙沼安定所	就職支援ナビ	ごゲーター・・・・		315
		1 - 18	震災当時の	仙台安定所	次長(管理部	羽長)		317

【資料2】	東日本	x大震災におけるライフラインの途絶・復旧状況について·····323
【資料3】	3 – 1	離職票(休業票)交付・受給資格決定日報(被災3労働局沿岸所、 所別、データ処理日ベース)[2011年3月~2011年5月]326
	3 - 2	就職件数日報(宮城労働局沿岸所、所別)
		[2011年4月~6月]344
	3 - 3	雇用保険代行入力状況(被災3労働局全所、所別)
		[2011年3月11日~2012年3月末の累計]347
【資料4】	4 - 1	雇用保険離職票交付件数の推移(宮城労働局、所別、月別)・・・・ 354
	4 - 2	雇用保険受給資格決定件数の推移(宮城労働局、所別、月別)… 355
	4 - 3	受給者実人員(基本手当、延長給付含む)の推移
		(宮城労働局、所別、月別) · · · · · · · · · · · · · · · · · 356
	4 - 4	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の推移
		(宮城労働局、所別、月別) · · · · · · · · · · · · · · · · · · 357
	4 - 5	職業紹介状況の推移(宮城労働局、所別、月別、全数)・・・・・・358
	4 - 6	産業別新規求人数の推移(宮城労働局、所別、月別)・・・・・・362
	4 - 7	有効求職者数の推移(宮城労働局、石巻所・気仙沼所、月別、常用)
【資料5】	被災才	 文職者・震災対応関係求人の状況(全国労働局別・月別)・・・・・・366
	1 全国	国の被災求職者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・366
	2 全国	国の被災者対象求人、復旧・復興関係求人、被災者対象の
	緊急	急雇用創出事業等求人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・370
【資料6】	厚生党	労働省の震災対策(労働局関係)と被災地労働局の震災対応
	(宮坜	成労働局の例) 〔時系列表〕・・・・・・・・・・・・・・・・379
【資料7】	岩手県	県が行った「平成 24 年度【第 2 回】『被災事業所復興状況調査』
	結果報告	言」より・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・420
【資料8】	ハロー	-ワーク求職者への聞き取り調査結果(2011年 11月) ・・・・・・・・・・ 422
【資料 9 】	ハロー	- ワーク気仙沼写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 424

被災現地の状況と現地労働行政機関の対応等に関する総括表 (震災後1年間。原発事故への直接対応は除く。)

	現地の状況-産業・雇用・生活に関する新	現地労働行政機関・自治体(雇用関係部門等)
時 期	聞報道等より一	の状況・動き
	(岩手・宮城・福島3県中心)	(岩手・宮城・福島労働局管内中心)
2011年	・14:46 三陸沖を震源とする巨大地震発生	・岩手労働局の陸前高田ふるさとハローワー
3月11日	(マグニチュード 9.0)。	ク(市と共同運営)勤務の非常勤職員2名
(金)	・その後津波が沿岸を襲い、15:20ごろか	が津波で死亡。
	ら最大波高となる。津波の被害が特に甚	・釜石労働基準監督署・ハローワーク気仙沼
	大だったのは岩手・宮城・福島 3 県の沿	の庁舎津波の直撃で使用不能になる。(⇒
	岸地域。	それぞれ市内で臨時窓口開設)
	・3 県を中心に死者・行方不明合計 2 万人近	ハローワーク気仙沼では勤務中だった職
	く(うち 2012 年 3 月までに労災保険の遺	員が避難者等とともに庁舎上階に孤立。2
	族給付の支給決定がなされたのは 2 千人	日後に自衛隊のヘリコプターで救出。
	あまり)。	・その他の多くの庁舎でも、ひび割れ・段差
	・3 県の全壊戸数約 12 万 5 千戸、半壊戸数	等が生じるとともに、固定されていた書棚
	約 21 万戸	も含め室内のものが倒壊、軽症者も出る。
	・被災地域では鉄道・道路等の交通インフ	沿岸所を中心に業務用システムがダウン。
	ラ途絶、電気・ガス・水道等のライフラ	
	イン途絶、通信遮断・困難、食料品、ガ	
	ソリン等入手困難な状況になる。	・ハローワーク石巻・石巻労働基準監督署(最
		大 500 人)、ハローワーク大船渡(最大 100
	・極めて多数の避難者が発生(震災後 3 日	人)等では避難者を受け入れ。職員はその
	目には約47万人)。避難所、親族・知人	世話に不眠不休で当たる。石巻署所の避難
	宅への避難が中心。帰宅難民や余震によ	者数が0になるのは3月17日。
	る自宅の倒壊等を恐れての避難者はやが	
	て自宅に戻るが、一方で、交通途絶等に	・富岡労働基準監督署・ハローワーク富岡、
	より在宅のままで食料等支援を必要とす	ハローワーク相双が福島第一原発事故に
	る在宅避難者も発生する。最終的には、	よる避難指示で使用不能になる(富岡署所
	地震・津波で自宅が倒壊・流された者や	はいわき市内に移転、ハローワーク相双に
	福島第一原発事故による避難者が残る。	ついては 4 月 6 日から部分開庁、4 月 26
		日から全面開庁)
	・福島第一原発被災し、原子力緊急事態宣	
	言発令。	
震災発生	・自衛隊、警察、消防等による救出・捜索	・現地労働行政機関においても、多くの職員
から数日間	活動始まる。	が通勤困難になり徒歩・自転車通勤、車の

- ・被災者に対する救援・支援活動始まる。
- れるようにする)作業進捗。
- · 3 月 12 日、福島第一原発 1 号機水素爆発。 3月14日3号機水素爆発。
- ・福島第1原発から 20km 圏内、第2原発 から 10km 圏内に避難指示。第1原発か ら 20~30km 圏内に屋内退避指示。
- ・このため、福島県では、広域避難者(県 内・他県)が多数発生。家族ぐるみの避 難以外に、子供への放射能の影響を懸念 する母子避難 (山形等の近県中心) も多 数発生。

相乗り通勤などが行われる。

- ・主要道路から順次、啓開(とりあえず通・遠距離通勤者や単身赴任者の最寄りの署所 等での勤務も実施。
 - ・また、現地労働行政機関職員も地域住民と ともに、電気・ガス・水道・通信の途絶、 食料・水、ガソリン等の不足に悩まされる (これらが相当長引いた署所・地域もあ る。)。
 - ・厚生労働省は、雇用保険の特例措置(休業 等の場合の特例給付)発動、雇用調整助成 金の要件緩和措置など実施。

ごろ~3 月末ごろ

- 立たないため、解雇・休業となる労働者 が多数発生。
- ・避難や情報途絶により事業主と連絡が取 れない労働者、津波で賃金・出勤関係書 類が流され通常の解雇・離職・労災等に 伴う手続きが困難となる事業所も多数発 生。
- ・学生・生徒の採用内定取り消しや入社延 期も相次ぐ。
- ・がれき処理に被災者を雇用するよう要請 する動きが始まる。
- ・復旧要員(ライフライン関係、工場・事 業所関係等)の被災地への入り込み激し くなり、使用可能な被災地宿泊施設の需 給が逼迫し始める。
- ・岩手県で、よりよい避難環境を提供する ための内陸への集団避難が開始される。 その後宮城・福島でも、仮設住宅が完成 するまでの間、内陸の宿泊施設等への避 難が行われた。

- 3 月半ば 多くの事業所が被災し事業再開のメドが ・現地労働行政機関において、解雇、賃金、 労災、雇用保険、雇用調整助成金、内定取 り消し等に関する相談多くなる。土日の電 話相談対応始まる。
 - ・マスコミ (テレビテロップ・ラジオなど)・ 事業主説明会等での雇用保険特例・雇用調 整助成金等の周知始まる。
 - ・避難者のニーズ把握・周知広報もあわせ、 現地労働行政機関による避難所への出張 相談等が始まる。
 - ・3月25日ごろから、被災地ハローワーク で雇用保険(休業等の場合の特例措置含 む)の離職票・休業票の交付手続きが急激 な増加を始める。
 - ・福島県等のハローワークでは広域避難者が 個人請求により避難先で休業票等の交付を 受ける例が増加。
 - ・厚生労働本省や近隣局から被災地労働局へ の物資支援始まる。

- ・3月19日、福島県双葉町等の住民や双葉 町役場等がバスにより集団で埼玉県大宮 市の「さいたまスーパーアリーナ」に避 難。3月末に同県加須市の旧騎西高校に移
- ・埼玉労働局において、さいたまスーパーア リーナ等への避難者に対する雇用保険特 例措置、雇用調整助成金等の説明会等の支 援を開始。

4月ごろ

- 業停止する中、一部で再開の動きが出始 める。
- ・市町村のがれき処理始まる。
- 被災地でも津波や原発事故で外国人労働 者が帰国し、人手不足に悩む企業がある ことが指摘され始める。
- ・内陸部や遠隔地での被災者雇用の動きも一・労働局・内陸署所から沿岸署所への応援始 始まる。内定が取り消された学生・生徒 を採用・あっせんする動きも出てくる。
- ・避難所となっていた学校での授業再開等 を契機として、避難所から仮設住宅への ・業務量激増・庁舎使用不能・システムダウ 入居等が始まる。
- ・仮設住宅には食料が配給されないこと、 光熱費、生活用品購入等の負担への不安 が指摘され始める。
- ・自治体が民間住宅を借り上げる「みなし 仮設」も始まる。
- ・義援金の早期配付を求める声も上がり始 める。

- ・多くの被災した工場・事業所が休業・操 ・現地ハローワークで雇用保険の離職票・休 業票交付、受給資格決定の業務量が激増、 ピークを迎える。
 - ※ たとえば、石巻所でのピークは、離職 票・休業票が4月4日(月)、受給資格決 定が4月18日(月)。4月の対前年同月 比は、離職票・休業票が約10倍、受給 資格決定が約13倍。
 - まる(全国応援が本格化するまでの間)。 また、4月上旬から被災地局・署所への全 国応援始まる(まずは本省や近隣局から。 4月中旬から本格的な全国応援開始)。
 - ン等に伴う他のハローワークでの代行処 理、システム端末の増設、システム稼動時 間の延長等も行われる。
 - ・被災地ハローワークでの開庁時間延長・休 日開庁始まる(⇒6月以降体制を縮小)。
 - ・避難所等へのワンストップ出張相談実施 (労働関係機関と年金事務所・社会福祉協 議会)。
 - 都道府県、市町村が国の緊急雇用創出事業 (震災対応分野)、建設業者へのがれき処 理の発注を活用して被災者に臨時的雇用 の場を確保する取り組みを始める。雇用の 内容は、がれき処理等被災処理、避難所運 営、役所の事務作業など(ハローワークを 通じての募集などによる)。
 - ・全国のハローワークで被災者対象求人 (社宅・寮付きなど)の確保進む。

・仙台所等で被災者等を対象とした所内での 面接会始まる(県外企業や市の誘致企業関 係を含む。)。

- ・被災地でのがれき処理等の復旧・復興作業 の安全・衛生に対する労働局・労働基準監 督署による集団指導・パトロールが本格化 する。
- ・全国の労働局で「日本はひとつ」しごと協 議会が発足(都道府県労働局が中心となり、 自治体、国の出先機関、関係団体による協 議会を都道府県単位で設置)

5月ごろ

- ・仮設テント、プレハブ店舗等での小売業 ↓・5月2日、国の第一次補正予算成立。 再開や高台での商店街形成が始まる。
- ・東北で復興消費が広がり、百貨店・スー パーの売上が伸び始める。
- ・自動車・電機部品などで生産再開の動き が強まる。
- ・がれき処理が進まないことについて、市 町村中心の実施体制に疑問の声も出始め る。環境省では5月16日に「東日本大震 災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタ ープラン)」を策定。
- 被災住宅の応急修理増加。
- ・自治体等による短期的な就労の場の提供 に対し、当面の生活費確保のために歓迎 する住民もいる一方で、①被災し心の整 理のつかない人や、②安定した雇用や元 の職場への復帰を望み、その間を雇用保 険受給でつなごうとする住民もいるこ と、③住民には地元志向が根強いこと、 ④復旧・復興関連の安定した仕事には資 格が必要なこと等が指摘され始める。
- ・避難者へのアンケートなどで避難者の不 安は大きく、その内容は住宅、生活資金、

- - ①被災地での雇用保険給付日数(休業の場 合も含む。) の延長幅を 60 日から 120 日に
 - ②被災者雇用開発助成金創設
 - ③雇用調整助成金の要件緩和・拡充など
- ・雇用保険受給資格決定を受けた受給者の失 業認定が急増(石巻所では、5月の受給者実 人員が対前年同月比で約7倍。同所の実人 員数のピークは6月)。
- ・有効求人倍率の改善始まる(被災3県の有 効求人倍率: 4月0.46倍⇒5月0.48倍。) が、建設・土木関係と雇用創出基金事業の 求人の寄与が大きい。以後上昇を続け、2012 年に入ると、被災 3 県すべてで全国平均を 上回って推移。
- ・被災3県のハローワークでの就職件数が、 対前年同月比で 10~20%の大幅プラスに 転じる。

仕事の先行きなどであることが指摘され る。

- ・避難が長期化して要介護申請が急増する が、老人福祉施設の使用不能多数(宮城 で52カ所)。
- ・仮設住宅での孤立、うつ、アルコール依 存等の問題も指摘され始める。
- ・被災地で義援金の申請受付が始まる。

6月ごろ

- ・大規模停電が全域で解消。
- ・内陸の自動車関連産業がほぼ生産正常化。 期間従業員の募集も出てくる。
- ・沿岸の水産加工大手で生産再開するとこ ろも出始め、被災地生産品に対するニー ズも全国で高まる。
- ・被災地では住宅再建ラッシュとなり、大・現地労働局・ハローワークの就職支援ナビ 工・職人の人手不足。 地元の建設会社は 市町村から請け負うがれき処理でも多 忙。一方、仮設住宅の建設は大半が地元 以外の大手受注との指摘あり。大船渡の セメント工場ではがれきの焼却が始まる。
- ・地元スーパーの被災店舗網再建の動きが 始まる。
- ・被災地での新規学卒者の積極採用の動き も一部で出始める。
- ・国、自治体による雇用創出事業の早期推 進を促す声が出る中で、一過性の雇用を 超え、被災地の産業を立て直す事業への 活用を求める声も出始める。
- ・岩手県で仮設住宅が全戸着工済みとなる。
- ・義援金や生活再建支援金の支給に遅れ。 自治体による支給進捗率のバラつきを指 摘する声も出始める。
- ・中小企業向けの「グループ化補助金(中 小企業等グループ施設等復旧整備補助事 業)」受付開始(第1次募集)。

- ・雇用調整助成金の計画届提出猶予の期限を 迎え、計画数・対象者数ともピークに。 申請理由で目立つのは、インフラやサプラ イチェーンの寸断で営業停止や操業停止に 陥ったケース。事業再開後もフル稼働でき ず人員縮小に伴う制度利用も。
- ゲーターによる避難所・仮設住宅への出張 相談が活発化。
- ・首都圏の労働局・ハローワークが開催する 高校生向け企業説明会に、被災地の高校の 進路指導担当に出席してもらい、企業との パイプ作りの機会を提供する広域的取り組 みが始まる (~7月)

7月

- ・津波被災地の建築制限や土地利用計画の 遅れが事業所の域外移転を促す例も出始 める。(⇒宮城県で広範にかけられた建築 制限は、2011年11月に解除され、市町 村の復興計画に沿った制限に移行)
- ・内陸部で被災企業を誘致する動きも出る。
- ・がれきの分別・破砕・焼却等の一括処理 を行う業者の公募や選定行われる。
- ・4~6月期の東北経済「緩やかな持ち直し」 との財務局報告
- ・翌年春に向けた高卒求人の受付始まるが、 出足厳しい。学校では県外にも目を向け るよう助言し県外での求人開拓進める。 県外でも被災地の新規学卒に配慮する動 き出てくる。(⇒7月末の東北6県の新規 高卒の県内求人倍率は前年同期と同じ 0.45 倍。震災の影響等で建設・医療・福 祉の求人増加するが、高校生との希望の 乖離は大きくなる。)

- ・7月25日、第二次補正予算成立。求職者 支援訓練での建設機械運転の震災対策特 別訓練コースの設定を可能にする。
- ・被災地自治体が、雇用創出基金事業を使っ た大規模な雇用創出計画を作成(岩手で は、2011年度に約1万4000人の雇用創出 計画)。
- ・現地労働局等による被災新卒者(大卒等) 向けバスツアー(近畿、関東へ)や被災地 での就職ガイダンス (大卒等向け) が始ま る。

・生活復興支援資金貸付の受付開始(7月下旬)

8月

- ・初サンマの水揚げ、製氷工場の復旧・新 ・このころ雇用創出基金事業を使った、民間 設など水産関係の復旧の動きが強まる。
- ・24 時間営業の仮設コンビニが津波被災地 に開設。
- ・中小企業基盤整備機構による無償の仮設 店舗が出来始める(岩手で第1号)。
- 政府の震災復興工程表まとまる。
- ・岩手県では仮設住宅が全戸完成。これを 受け、岩手県の「災害対策本部」廃止(12)・被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、 日)。
- ・被災地で介護保険施設の定員オーバー続 く。避難所・仮設住宅での高齢者介護が 困難になったり、家族の被災で引き取り 手がいなくなり施設への入所が増加。
- ・生活再建支援金の支給が急ピッチで進む。

- 企業、NPO、団体等への委託による人材養 成事業が活発に行われるようになる。
- ・内陸の市町村が沿岸市町村における雇用創 出基金事業(仮設での見回り・声かけ、仮 設住宅のコールセンター等)を行うことで、 沿岸市町村の仮設住宅入居者を支援する取 組も活発になる(岩手など)。
- これに基づいた求人開拓を行う取組みを ハローワーク等で集中的に実施。
- ・震災で中止されていた職業訓練にも再開の 動き。雇用・能力開発機構が岩手県遠野市 に住宅建設・設備の実習場を開設。

- 9月 の延長) の終了者が出始める予定を控え、 建設関係や基金事業の臨時求人が多く、 安定した雇用を望む求職者とミスマッチ になっている状況、生活の本拠が定まら ない広域避難者の状況等が改めて報道さ れる。
 - ・屋上避難所の計画がある海べりの水産加 工事業所の再開例、高台移転による再開 例や、取引先を奪われないために再開を 急ぐ水産加工事業所の事例等が増える中 で、水産加工についても求人難であるこ と、その理由として雇用保険の給付延長 が関与している可能性について指摘され 始める。
 - ・被災 3 県でのコンビニ出店加速。大型店 の再開も。それ以外の仮設店舗は苦境と も報道も。

- ・10 月中旬から雇用保険の延長給付(2回 ・雇用保険の3 度目の延長給付(広域延長給 付、90日)が決定される。
 - ・大規模な被災者等合同面接会が始まる(宮 城局では県と共催で、9月から2012年2月 までに、仙台・石巻・気仙沼で6回開催)。 また、障害者向けの面接会も開催される(宮 城局では2012年度に3回)。

- 10月
- ・9月の日銀短観で、東北は4期ぶり改善し、
- ・9 月末現在の被災 3 県の新規高卒の就職内 定率がいずれも改善の傾向。
- 震災前を上回る。
 - ・岩手県内のすべての避難所が閉鎖。
- 11 月 の間に、被災3県で入札不調が400件。 技術者の不足の他、被災地の建設作業員 単価が上がり、公共工事の単価では人が ② 職業訓練の拡充 集まらないことも一因のため、国交省は
 - ・ 岩手県沿岸部での企業の新・増設が震 災以降7件で、集計のある2008年以降最 多となる。
 - 大船渡の合板工場が再開を断念。
 - ・政府が復興工程表を改訂。

基準見直しを検討。

- 厚生労働省・被災地労働局が関東地方の労 働局と連携し、首都圏等の企業による被災 地での新規高卒者向け就職面接会を開催 (10月14日、12月2日)。
- ・建設業活況で求人超過が続く。道路・港 ・11 月 21 日、第3次補正予算成立。
 - |湾などの復旧工事が増加。4月から11月||① 長期の雇用機会確保を目指す「事業復興 型雇用創出事業」「生涯現役・全員参加・ 世代継承型雇用創出事業」の創設
 - など。
 - ・厚生労働省・関係労働局・ハローワークに よる、「バス送迎による被災地新規高卒者の 首都圏就職面接会への参加」の取組みが行 われる。

12 月

- 大船渡屋台村が完成。
- ・沿岸被災地には安定した雇用の場がない ため、内陸に移転就職した男性避難者の 例、雇用保険の延長給付が 1 月中旬から 終了し、その後の生活保護の増加の懸念 などが報道される。
- ・宮城県内のすべての避難所が廃止。

・高齢・障害・求職者雇用支援機構が被災3 県での実習施設増設などで職種転換のた めの職業訓練を拡充。

2012年 1月

- 増加。復興に伴う需要を取り込むため、 営業再開、新規出店が加速。
- ・土地利用計画が決まらないことが水産加 工等の事業再開の障害となっていること が指摘される。
- ・雇用保険の延長給付が切れ始めるに際し、 水産加工業の復旧の遅れによる女性求職 者の滞留状況、増加している建設・土木 ・被災3県の新規高卒内定率(1月末現在) 関係求人が男性向けだが臨時的であるこ と等が改めて指摘される。
- ・再開しても人手不足の水産加工場がある ことについては、がれき処理等の日当が 高いことや雇用保険受給者の腰が重いこ とを改めて指摘する声も。
- ・2011年の3月から11月にかけて、被災 地(沿岸部・原発事故警戒区域等)の人 口が 6.5 万人減少しており、その中の 8 割が30代以下であることが報道(朝日新 聞) され、若年者や子育て世代が被災地 から流出している傾向がクローズアップ される。

- ・4 月から小売店売上高が前年比で連続して ・被災地等のハローワークにおいて、1月半 ばから、雇用保険の延長給付(3度目の延 長になる広域延長給付)の支給終了者が出 始める。
 - ・公共職業訓練において、合宿型建設技能訓 練受講者募集始まる。また、介護福祉人材 育成の訓練に応募する者も増え始める。
 - ○岩手:92.5%(対前年同期+2.8%)

[県内88.9%、県外97.6%]

- ○宮城:88.1% (対前年同期+17.2 %) [県内 85.4%、県外 96.6%]
- ○福島:88.7% (対前年同期+7.8 %) [県内 85.4%、県外 95.6%]
- ※ この内定率改善について、沿岸部の求 人は激減したものの、建設業、自動車製 造などの求人増の他、学校・生徒が早く から県外を意識して就職活動をした結 果との指摘あり。

2月 ~3月

- ・岩手県の調査(2月1日時点)では、沿岸 ・被災県が、事業復興型雇用創出事業での長 地域の被災事業所の約 73%が事業を再 開。水産加工業では56%にとどまる。
- ・石巻では、1月末現在で再開を確認できた 水産関連企業は約4分の1。また、再開
- 期雇用をメインとし、緊急雇用創出事業で のつなぎ雇用をサブとする 2012 年度の雇 用創出計画を策定(岩手県では、「長期雇 用」⇒産業振興施策で1,400人、事業復興

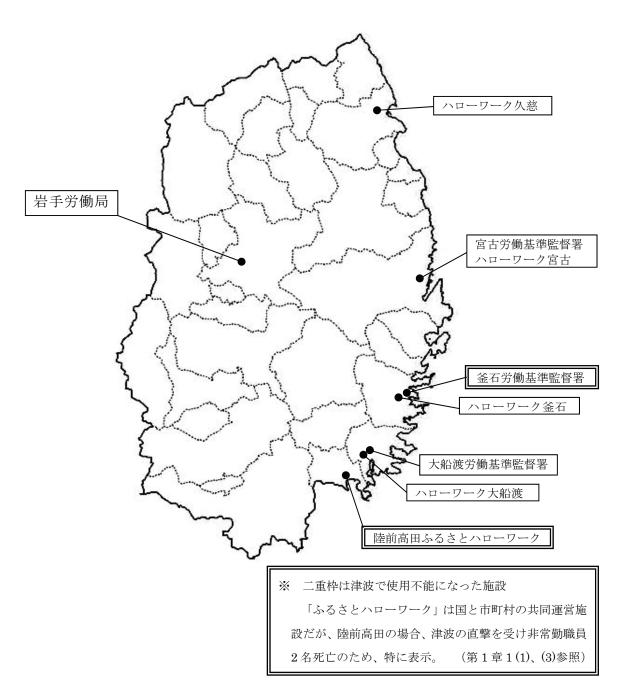
しても生産規模・雇用は当面縮小。

- ・その中で、求人難(元の従業員が震災で ないケースなど)と、求職難(再開の規 模が小さく応募しても年齢等を理由に断 られるケースなど)の両方が発生してい ることも指摘される。
- ・建設機械運転の職業訓練が活発に行われ ているが建設業者の方では採用に慎重、 との指摘もなされる。
- ・仙台や陸前高田などでコールセンターの 新増設が相次ぐ。
- ※ 3月22日現在の全国の避難者等の数は 約34万4千人。うち仮設住宅を含む住宅 等入居者は約32万6千人(岩手県内約4 万2千人、宫城県内約12万7千人、福島 県内約9万8千人)。県外避難者は福島か ら約6万3千人、宮城から約8千5百人、 岩手から約千5百人。

- 型で1万人、生涯現役型で400人。「つな ぎ雇用」⇒緊急雇用創出事業で6,000人)。
- 転出したり、家庭環境が変化して応募し・自治体では、雇用創出基金事業を活用して、 人材派遣会社やコールセンターなどのBPO 企業に人材養成事業を委託することも 2012年度に向けて積極的に計画される(盛 岡市の例)。
 - ※ 2012年3月末における津波被害が甚大 だった地域を管轄する所、及び津波被害に 加え福島第一原子力発電所事故の影響が 甚大な地域の管轄所の有効求人倍率(例 示)
 - ・宮城労働局管内の石巻所(2012年3月 末) 0.78 倍 (←2011 年 4 月:0.28 倍)
 - ・岩手労働局管内の大船渡所(同)0.62 倍 (←2011 年 4 月 0.22 倍)。
 - ・福島労働局管内の平所(同)0.91倍(← 2011年4月:0.55倍)

〇 岩手県・宮城県・福島県の労働局及び沿岸市町村に所在する労働基準監督署・ ハローワーク(公共職業安定所)の位置【震災時】

〔岩手県〕



※※ 同一枠内に2施設併記しているものは、 同一住所(建物)

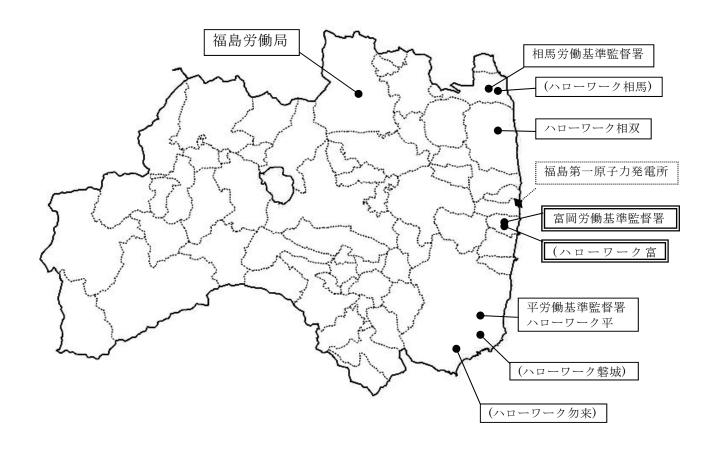
[宮城県]



(第1章1(3)参照)

※※ 同一枠内に2施設併記しているものは同一住所(建物)

〔福島県〕



※ 二重枠は福島第一原子力発電所事故に伴う 避難指示により、使用不能となった施設 (第1章1(3)参照)

※※ ()内はハローワークの出張所

※※※ 同一枠内に2施設併記しているものは同一住所(建物)

第1章 震災発生からの危機対応

気象庁のデータによると、2011年3月11日(金)の宮城県石巻の最低気温はマイナス2.6度、最高気温は5.2度だった。この寒さの中で三陸沖を震源とする大地震とこれによる大津波が発生する(地震発生は14:46)。

東日本大震災の被害が特に大きかったのは岩手県、宮城県及び福島県(「被災3県」と呼ばれることが多い。)である。これら3県においては表1-1にあるような甚大な人的被害や家屋等の被害のほか、交通、電気・ガス・水道、情報等の各種インフラについても深刻な被害を蒙り、また、寒さや食料品・飲料水等の欠乏に苦しんだ。余震も多発する中、多くの被災者は避難者となって避難所や親類・知人宅などに身を寄せ、食糧等の支援に頼った。

第1章においては、これら被災3県を管轄する岩手・宮城・福島労働局及びこれら3労働局管内の現地労働行政機関(労働基準監督署及びハローワーク)における直接・間接の被害、職員の生命・安全の確保と避難者への対応、危機対応体制の構築などの危機対応行動について記録し、危機的状況への備え・対応に関する教訓をまとめたい。

1 現地労働行政機関の人的・物的被害と避難行動

東日本大震災における地震・津波の規模の大きさ、被害の甚大さについては幾多の資料があるので、表 1-1 から表 1-2-3 に死亡者・行方不明者数、全壊・半壊家屋数、避難者等の数を掲げるにとどめたい。

労働行政施設のうち、津波の直接被害にあったのは、津波被災地の岸壁近くにあった釜石労働基準監督署、ハローワーク気仙沼(気仙沼公共職業安定所)及び市街地にあった陸前高田ふるさとハローワーク(国と市の共同運営)である。また、福島第一原発事故に伴う避難指示により使用できなくなった施設は、富岡労働基準監督署及び相双公共職業安定所富岡出張所(ハローワーク富岡)であり、相双公共職業安定所(ハローワーク相双)は屋内退避指示により一時閉庁を余儀なくされた。

労働行政職員の人的被害は、岩手労働局管内の陸前高田ふるさとハローワークの非常勤職員2人が津波により死亡。職員・非常勤職員の家族の死亡・行方不明は全国の労働局計(管内労働基準監督署・ハローワーク含む。以下同じ。)で65人。

職員・非常勤職員の住居が全壊したのは、全国の労働局計で 54 人。半壊が 182 人。福島第一原発事故の警戒区域内に自宅等があったケースが 22 人、緊急時避難準備区域内については 20 人とのことである。

(1) 労働行政の職員・非常勤職員の人的被害

- ・ 労働行政職員で東日本大震災の地震・津波により亡くなったのは、陸前高田市にあった陸前高田「ふるさとハローワーク」(国と市の共同運営)の非常勤職員2名である。2 人ともに勤務中に地震にあい、指定避難所に避難したものの避難所自体が津波に飲み込まれたために亡くなったと見られている。このうち1人は一家4人全員が死亡している。
- ・ 家族等の被害については、岩手労働局では職員 5 人の家族 11 人、非常勤職員 6 人の家族 10 人、計 21 人が死亡又は行方不明になっているとのことである。同様に、宮城局では職員・非常勤職員の家族計 27 人が、福島局では職員・非常勤職員の家族計 6 人が死亡・行方不明になった。全国の労働局計では職員・非常勤職員の家族計 65 人が死亡・行方不明になった。
- ・ たとえば、宮城局管内のハローワーク石巻(石巻公共職業安定所。石巻市は、市の中 心部が津波の直接被害を受けた被災 3 県沿岸市町村の中では、最大の人口を擁する。) では、職員・非常勤職員は全員無事だったものの、職員・相談員の家族については 6 名 死亡、行方不明 1 名、家屋の全壊・半壊が 13 名であり、求人開拓中に車ごと流され、 九死に一生を得た非常勤職員もいた。

(2) 職員・非常勤職員の住居の被害

- ・ 東日本大震災の地震・津波による職員・非常勤職員の住居の被害は、「全壊」が岩手局 19人、宮城局 22人、福島局 9人、全国の労働局計で 54人。「半壊」が岩手局 11人、宮城局 53人、福島局 42人、茨城局 50人、全国の労働局計で 182人とのこと。
- ・ 東日本大震災の際に発生した福島第一原発事故の関係では、福島局で警戒区域(避難指示区域だった福島第一原発から 20km 圏内の区域)に自宅・宿舎・借家があったケースが 22 人、緊急時避難準備区域(同 20~30km 圏内の屋内退避区域だった区域の一部)については 20 人とのことである。
 - ※ 福島第一原発事故により、3月11日20時50分に福島県対策本部から1号機の半径2kmの住民1,864 人に避難指示。21時23分に、菅直人内閣総理大臣から1号機の半径3km以内の住民に避難命令が 出されたほか、半径3kmから10km圏内の住民に対し「屋内退避」の指示が出た。12日の朝5:44 に第一原発から10km圏内の住民に避難指示。同日15:36に一号機建屋の水蒸気爆発、同日18:25 には第一原発から20km圏内の住民に避難指示が出された。14日11:01に3号機建屋で爆発、15日11:00に第一原発から30km圏内の住民に屋内退避指示が出された。その後4月22日に、第一原発から20km圏内を「警戒区域」。20~30km圏内等を中心に「計画的避難区域」・「緊急時避難準備 区域」(2011年9月30日解除)に指定。

[表1-1] 東日本大震災による被災3県における各年代の男女別死者数等(2012年2月末時点)

		岩手県	宮城県	福島県	計
0 0 45	男	30 人	170 人	29 人	229 人
0~9 歳	女	54 人	165 人	18 人	237 人
10 10 %	男	41 人	137 人	24 人	202 人
10~19 歳	女	41 人	147 人	29 人	217 人
90 - 90 塔	男	75 人	177 人	25 人	277 人
20~29 歳	女	59 人	155 人	24 人	238 人
30~39 歳	男	134 人	275 人	44 人	453 人
30,~39 成	女	108 人	253 人	33 人	394 人
40~40 毕	男	165 人	321 人	51 人	537 人
40~49 歳	女	180 人	348 人	50 人	578 人
50~59 歳	男	297 人	509 人	103 人	909 人
50. ~ 59 成	女	308 人	573 人	92 人	973 人
60~69 歳	男	426 人	900 人	167 人	1,493 人
00. ~ 0.9 应	女	466 人	854 人	129 人	1,449 人
70~70 毕	男	550 人	1070 人	172 人	1,792 人
70~79 歳	女	606 人	1116 人	233 人	1,955 人
60 崇 17 上	男	400 人	733 人	156 人	1,289 人
80 歳以上	女	616 人	1248 人	222 人	2,086 人
年齢不詳	男	29 人	148 人	2 人	179 人
十一圏でイン語手	女	50 人	183 人	2 人	235 人
年齢性別不詳	É	36 人	28 人	0人	64 人
死者計		4,671 人	9,510 人	1,605 人	15,786 人
> .h. Mil		4,197 人	8,691 人	1,420 人	14,308 人
うち溺死		(89. 85%)	(91. 39%) (88. 47%)		(90. 64%)
うち圧死・損壊死 他	その	230 人 (4. 92%)	273 人 (2. 87%)	164 人 (10. 22%)	667 人 (4. 23%)
うち焼死		60 人(1.28%)	81 人 (085%)	4 人 (025%)	145 人 (0. 92%)
行方不明者		1,354 人	1,694 人	215 人	3,263 人
死者・行方不明	者計	6,025 人	11,204 人	1,820 人	19,049 人
全壊戸数		20,185 戸	83,932 戸	20,123 戸	124,240 戸
(うち沿岸市町	村)	(20,054 戸)	(82,606 戸)	(15,340 戸)	(118,000戸)
半壊戸数		4,562 戸	138,721 戸	64,851 戸	208,134 戸
(うち沿岸市町	村)	(3,375 戸)	(130,595 戸)	(32,806 戸)	(166,776 戸)

[※] 死者・行方不明者数は各県警まとめ、全・半壊戸数は県把握数より。福島は全・半壊不明の市町村あり。 (2012 年 3 月 11 日朝日新聞記事より作成)

[表1-2-1] 東日本大震災における避難所生活者・避難所の数 (人・箇所)

	ピーク時	1週間後	2週間後	3週間後	1カ月後	2ヶ月後	3カ月後
避難所生活者数(全国)	約 47 万人	386,739	246,190	167,919	147,536	115,098	88,361
同(被災3県)	約 41 万人	368,838	216,963	141,882	124,450	94,199	67,073
避難所数 (全国)	_	2,182	1,935	2,214	2,344	2,417	1,459
同(被災3県)	_	1,874	1,335	1,240	1,063	897	799

(資料出所) 内閣府資料 (警察庁発表資料より作成)

※ 避難所生活者数については、警察庁は「公民館・学校等の公共施設」及び「旅館・ホテル」への避難者を中 心に集計。

[表1-2-2] 東日本大震災における避難者数(仮設住宅等入居者を含む) (人)

	2011年		2012年				
	11月17日	12月15日	1月12日	2月23日	3月22日	5月10日	7月5日
避難所(公民館、学校等)	777	678	613	578	388	254	225
旅館・ホテル	710	336	149	107	99	8	2
その他 (親族・知人宅等)	17,304	17,130	17,256	17,569	17,501	17,030	16,749
住宅等(公営、仮設、民 間、病院含む)	310,112	316,642	319,801	325,681	326,357	323,943	327,195
計	328,903	334,786	337,819	343,935	344,345	341,235	344,171

(資料出所) 復興庁資料

※ 被災3県の仮設住宅入居者が加算されるようになった2011年11月17日分以降を掲載。

[表1-2-3] 東日本大震災における他県への避難者数の推移 (人)

	2011年			2012年			
	7月28日	9月22日	11月17日	1月12日	3月22日	5月10日	7月5日
岩手県	1,355	1,434	1,462	1,550	1,574	1,583	1,559
宮城県	6,721	8,458	8,555	8,633	8,494	8,431	8,403
福島県	47,280	55,024	58,620	60,496	62,700	62,038	61,548

(資料出所) 復興庁資料

(3) 労働行政施設の被害

① 津波に直撃された施設

・ ハローワーク気仙沼(気仙沼公共職業安定所)は、気仙沼市内の岸壁に近い5階建 の国の合同庁舎の1階にあった。その被災の様子は資料1-9の職員ヒアリング記録 に詳しいが、津波は窓を突き破って、合同庁舎の1階・2階の内部を完全に破壊した (写真:資料9)。このため、執務場所を失った気仙沼所は、市役所や休業中のホテル を転々とし、9 月にプレハブ仮庁舎が完成するまでは、狭隘で設備が整わない仮窓口での執務を余儀なくされた。

平成23年3月11日(金) 東日本大震災発生

3月20日(日) 気仙沼市役所庁舎内で仮窓口開設

4月11日(月) 被災して休業中のホテル(気仙沼プラザホテル)内に 仮窓口移転

9月 5日(月) 気仙沼市内のプレハブの仮庁舎にて業務開始

- ・ 釜石労働基準監督署は、釜石湾奥の岸壁沿いの国の合同庁舎3階にあった。津波は 1・2階の内部を破壊し、建物自体も傾斜した。3月16日から立ち入り禁止になり、 以後工事中となった。釜石署は3月22日から釜石所(ハローワーク釜石)の一角で 相談窓口を開設したが、8畳くらいのスペースに最終的に9人が執務する状況になった。4月28日に新日鉄構内に移転(資料1-3)。
- ・ 陸前高田ふるさとハローワーク(国・陸前高田市が共同運営)の建物は、元大船渡 公共職業安定所陸前高田出張所の建物で、市が譲渡を受けていたもの。海岸線からそ れほど遠くない市街地にあったが、津波で室内を完全に破壊された。非常勤職員が 2 名とも死亡したことは上述のとおり。震災からほぼ 1 年後にあたる 2012 年 3 月 9 日 に、高台に移転して業務を再開。

② 地震により庁舎・庁舎内が損壊した施設

(宮城労働局の例)

- ・ 今回の職員ヒアリング等で把握できた地震による庁舎内部の損壊が顕著だった例としては、宮城労働局・仙台労働基準監督署が入居している仙台第四合同庁舎があげられる。 上階ほど被害が大きかったが、使用不能になるほどではなかった。
- ※ 震災当時の仙台署長からのヒアリング記録(資料1-2)より
 - ・ 仙台監督署は宮城労働局と同じ合同庁舎(監督署は1階)に入っているが、署長室や事務室の被害はさほどではなかった。労働局の総務部・労働基準部が入っている7・8階の様子を見に行った職員から、「事務室内の固定した書棚等が全部倒れ足の踏み場もない大変な状況であった。人的被害は7階の総務部で職員一人が軽い怪我をした程度であった。」との報告を受けた。
 - ⇒大地震の際には書棚等の「鋲打ち」では不十分だとわかった。したがって、書棚等を職員の背後 に置くこと自体危険である。とっさに机の下にもぐって助かった人もいた。ガラス入りの家具類 も危ない。
- ・ これに対して、同じ仙台市内でもより丘陵部に近い仙台駅近くの民間ビルに入居していたハローワーク仙台については庁舎の被害があまりなかった。入居していたビルが免震構造だったことが大きいと思われる。
- ・ また、ハローワーク石巻と石巻労働基準監督署が入居していた合同庁舎は、比較的

被害が軽微だった。これは、同庁舎が堅固な地盤でできた高台の上にあったことによると考えられる。

(福島労働局の例)

- ・ 3月11日の本震により、福島労働局庁舎(福島市内)は「5階の執務室(内部)が ほぼ全壊状態」となり、壁面にひびが入った。
- ・ 他にも、いくつかの署所の庁舎でひび、段差、駐車場地割れ、水道管破裂等の被害 があった。

③ 福島第一原子力発電所事故による避難指示で使用できなくなった施設

- ・ 福島第一原子力発電所の事故による避難指示により使用できなくなった労働行政施設は、福島県富岡町内にあった富岡労働基準監督署と相双公共職業安定所富岡出張所(ハローワーク富岡)である。富岡署は4月19日からいわき合同庁舎5階に移転し、その後いわき市内のいわき駅前再開発ビル内の仮事務所に移転している。相双所富岡出張所はハローワークいわき内に移転している。
- ・ ハローワーク相双については、屋内退避区域内にあったため、いったん閉庁したが、 放射線量が低いことから南相馬市に市民活動が戻ってきたこと、南相馬市や市議会等 からの陳情があったことを受け、4月6日より「部分開庁」。緊急時避難準備区域になった以降は4月26日より「全面開庁」を実施した。

(4) 被災地の労働行政施設における避難行動

① 津波の直接被害を受けた施設

- ・ 津波の直接被害を受けた施設の中で、非常勤職員 2 名が死亡した「陸前高田ふるさとハローワーク」では、前述のとおり、当時勤務していた非常勤職員 2 名とも近隣の 指定避難所に避難し、そこで津波に遭ったと推測されている。
- ・ 岸壁近くの5階建て合同庁舎1階にあって津波の直撃を受けたハローワーク気仙沼では、地震発生後、いったん来庁者を帰した。その後、市の防災無線が6メートルの津波予想を伝える中で、避難者が入れるように扉を開けたまま、職員・非常勤職員全員が合同庁舎の上階に上がった。近所の人も入ってきて一時階段が詰まったが、結局全員上がることができた(入居官庁の職員約40人と近隣住民約50人)。その後、1・2階が津波で破壊された後も、海水に取り巻かれる中で海上の炎(漂流した大型タンクから流出した油が海上火炎帯を形成)が近寄ることに恐怖を感じながら、5階の会議室で過ごした。自衛隊のヘリコプターで救助されたのは地震発生2日後の13日だった。その間の食料は海上保安署の備蓄を分け合った。自衛隊の投下は2リットルのペットボトル6本のみだった。ヒアリングした職員は市内避難所でヘリコプターから降ろされ、ヒッチハイクで帰宅(資料1-9)。

・ 岸壁近くの 4 階建合同庁舎の 3 階にあった釜石労働基準監督署では、地震発生後 10 分経過のころ、署長の指示で職員・非常勤職員が近くの高台に徒歩で避難。署長のみ 万一来署者が来たときのことを考え残留。津波が来た後は 3 階で流されてくる人に備 えてロープを持って待機していたが、漂流する貨物船が庁舎にぶつかりそうになった ので屋上に避難。翌朝(12 日)には水が引いていたので徒歩で高台の宿舎に帰宅した。

② それ以外の施設

- ・ 宮城労働局・仙台労働基準監督署が入居する仙台第四合同庁舎では、1 階の仙台労働基準監督署の職員・来庁者は地震発生時に外の駐車場に避難。7・8 階の宮城労働局総務部・労働基準部職員は、強い揺れで壁沿いの書棚等が倒れる中、机の下等に避難し、1人が軽いけがを負った。
- ・ 福島第一原子力発電所事故に関連する労働行政職員の避難については、資料 1-10 のケースがある。南相馬市にあるハローワーク相双の管理課長(当時)は、地震・津 波発生後もモノが散乱する庁舎内にいた後、11 日 20 時ごろ、原発事故に関する情報 がない中で、県南部や西方の中通りに帰る他の職員とともに車で相双所を出発。津波 で運ばれた泥や障害物で通行困難な道路を南下して双葉町に入って避難所(双葉中学 校)に一泊。暖房もなく食糧も乏しかった。そこで「西に逃げろ」とのアナウンス(理 由の説明なし)を聞いて 12 日に西に向かい、川内村の避難所(体育館)でさらに一 泊した際に原発事故のことを口コミで聞いた。その翌日(13 日)に、西方の中通りを 回りながら順次職員を降ろし、いわき市内で家族と合流した。
 - ※ 避難指示の経緯等については、(2)の※参照。

- 2 被災地における交通インフラ・ライフライン・情報通信等の途絶・回復と職員の 食料等の確保状況
- (1) 交通インフラの途絶・回復状況(鉄道、道路、バス、ガソリン、自動車の相乗り)

① 鉄道

- ・ 地震被害により多くの区間で不通となった東北地方の鉄道は、内陸部についてはおおむね3月中から4月中旬にかけて運転再開となり、東北新幹線も4月29日に全線再開となった。
- ・ しかし、津波被害を受けた沿岸路線については未だに不通区間が多く残っている。 ≪新聞報道等より≫

2011年4月30日 読売新聞:沿岸在来線 復旧メド立たず 線路流出 ルート変更の可能性も

② 道 路

- ・ 道路についても、地震直後は路面亀裂、段差等の損傷が随所にある状態だったが、 津波被害を受けた沿岸地域の道路については、沈下・陥没が生じたり、津波による泥・ 障害物が路上を覆う状況だったことが職員ヒアリングでも証言されている。
- そのような中で道路上の障害物除去や段差修正は、被災地住民の生命線確保のための最優先課題として急速に進み、国土交通省ホームページの資料等によれば次のような進捗となっている。
 - 2011 年 3 月 12 日:国道 4 号線(内陸)機能確保、東北自動車道緊急車両通行可能、東北自動車道及 び国道 4 号線から太平洋沿岸主要都市へのアクセスルートを 11 ルート啓開・確保(3 月 15 日までに 15 ルート確保)
 - 3月18日: 国道45号線(三陸沿岸)・6号(常盤沿岸、原発規制区域除く。)が啓開により97%が 通行可能になる

3月24日:東北自動車道全線一般供用開始

4月1日:常盤自動車道一般供用開始(原発規制区間除く)

- ・ また、宮城県ホームページの資料によれば、宮城県管理道路の全面通行止め箇所は、3 月19日に最多の92箇所となった後、4月7日の最大余震の後に一時増加したことを 除けば順次回復し、4月28日には46箇所に減少している。
- ・ なお、緊急車両などが通れるように迂回路も含めて1車線を最優先で確保することは「啓開」と呼ばれる。具体的には、う回路も含めてがれきを処理し、段差があれば簡易な修正などで救援ルートを開ける。「暗い中、道が段差や津波の泥・障害物で通れないので、試行錯誤しながら通常20分のところを2時間かかった。」という震災当時の福島局相双所管理課長の3月11日夜の避難行路の証言(資料1-10)は、啓開される前の道路の様子に近いと思われる。しかし、啓開はあくまでも応急修理であり、

これがなされた後も、段差が残り両脇にがれきが積まれている中を所々迂回しながら、 片側交互通行で通行していた。信号機が故障しているか停電で作動していない状況も あり、これらがあいまって、渋滞の原因になっていたと言われている。

・ 道路の啓開・修復が早期になされたことが、食料等の物資輸送や修復要員の通行・輸送(全国からの復旧応援要員の輸送を含む。)を通じ、以下で述べる電気・ガス・水道等のライフラインや通信手段の回復、食料確保等の基盤となったことは、特に強調しておくべきであろう。すなわち、何らかの原因で道路啓開に時間を要すれば、被災地はより長期間食料等の欠乏に苦しんだことになる。

③ バ ス

- ・ 平成23年5月12日現在の日本バス協会調べによると、岩手、宮城、福島の3県におけるバス関係の東日本大震災の損害は、死亡7人・行方不明3人、バス車両の大破・水没137台、社屋等の全壊19となっている。
- ・ 「東日本大震災直後における路線バス事業者の対応に関する調査研究」(福本他、第 45 回土木計画学研発表会)によれば、被災地のバス事業者の対応として、高速バス、 長距離バスの運行を優先したが、沿岸部と内陸部・県内主要都市を結ぶ路線、県庁所 在地路線、不通となっている鉄道に並行する路線についても運行開始を急いだ事業者 が多い。また、避難所や仮設住宅での生活が落ち着いてきた段階で、それらの地域を カバーする路線も臨時に運行されるようになったとされている。

≪新聞報道等より≫

2011 年 3 月 27 日 岩手日日: 地元バスが復興輸送 県バス協会 被災地ヘルート構築 支援人員・ 物資より早く

- ・ また、同調査研究によれば、被災県の大手バス会社の一般路線バスについては、4 月上旬から中旬にかけて平常運行開始(ただし、沿岸地区を除く。)となっている。津 波被災地では、被害や避難によって従前の路線では運行できなかったり、ニーズに対 応できなかったりするところが多く、臨時的な路線を設定すること(鉄道代行輸送や 他社が運行不能となった路線代替を含む。)が行われ、無料もしくは割り引きでの運行 も行われた。これらの多くは事業者独自の判断によるものであり、自治体からの補助 を確約されての運行は少ないとされている。
- ・ 鉄道の復旧が遅れる中で、バス事業者はいち早くグループ内等でバスを融通するなどして、高速バス、臨時バス、代替バス等を運行し、これらは被災地で大きな役割を果たした。しかし、最も津波被害の大きかった沿岸地域の足としての一般路線バスについては、事業者による種々の努力があったことは上記のとおりだが、震災後どの程度の時期に十分な路線密度になっていたかは、明らかでない。避難所をカバーしようとする努力についても、震災発生後1~2ヶ月の段階(3県の避難所数が1,000か所程

度だった段階)で、十分行き届いていたとは考えにくい。

このような中で不足部分を補ったのが、⑤の車の相乗りであると考えられる。

④ ガソリン供給

・ 被災地では、おおむね3月末か4月始めころまではガソリン不足が深刻で、給油に は長時間並ぶ必要があり、かつ給油量制限もある等の状況だった。

≪新聞報道等より≫

2011年3月29日 日本経済新聞: ガソリン不足なお続く ガソリン価格岩手で上昇

⑤ 自動車の流出と残った車の相乗り

・ 津波浸水のあった地域の自動車の多くは、流出したり使用不能になった。津波によって約40万台の自家用車が流出したと言われており、宮城県は県内で約14万6,000台の自動車が流出したと試算している(2011年8月19日読売新聞)。

≪新聞報道等より≫

2011 年 5 月 1 日 岩手日報:生活の足 軽自動車品薄 県内震災後 中古価格も上昇 5 月 7 日 岩手日報:車 23 万 6 千台津波被害 岩手、宮城、福島集計 保管場所確保に苦慮 遺体捜索優先 回収は1割程度か

- ・ しかしながら、震災後比較的早期に遠隔の避難所等の雇用保険受給資格者(休業の場合の特例措置対象者含む)がハローワークまで来所できたのは、流出しなかった車に相乗りで来所していた者が多かったことも理由の1つだったとのことであり、労働行政機関職員も、震災後3月中ぐらいの段階では、公共交通機関の途絶とガソリン不足の中で相乗通勤を行っていた。
- ・ 交通途絶が深刻な地域における地域住民の最も有力な移動手段は、災害後に残った 車、ガソリンのある車での相乗りであり、4 月に入りガソリン不足等が解消され始め てからは特にその傾向が強まったと言えよう。また、被災地は基本的に自家用車に対 する依存度が極めて高かった地方都市や地方集落であるから、猶更その傾向が強かっ たと考えられる。

(2) ライフライン(電気・ガス・水道)の途絶・回復状況〔資料2参照〕

・ 電力に関しては、3月11日の地震発生後、翌12日朝までは約440万戸の停電が続く。 12日夜には約210万戸に半減し、13日夜には130万戸、15日夜には約60万戸となる。 4月1日にも約17万戸で停電が続いているが、このうち約13万戸は原発事故による立 ち入り制限区域である。宮城局管内署所のライフライン復旧状況を示した表1-3を見 ると、臨時庁舎を転々としたハローワーク気仙沼は別として、震災発生後1週間程度の 間には回復している。また、釜石市内では電気の復旧に1カ月かかったという職員ヒア リングでの証言がある。

- ・ 水道については、震災発生後3月16日の段階で、全国で約180万戸以上、被災三県で約88万戸(岩手県 約11万戸、宮城県 約45万戸、福島県 約32万戸)が断水していた。3月20日の段階では被災三県で約72万戸、4月1日には21万戸まで減少している。また、4月17日時点までに約215万戸の断水復旧がなされたとの厚生労働省の発表もある。表1-3では、沿岸署所等で回復までに2週間程度を要している。
- ・ ガスについては、震災発生後、宮城県を中心に 40 万戸以上で供給停止になった。宮城県分の多くは、工場が被災して全戸供給停止になった仙台市ガス局と石巻ガス分である。その宮城県でも 3 月 24 日以降供給停止戸数が減少するが、供給停止がほとんどなくなるのは 4 月 15 日ごろである。表 1-3 では、仙台市ガス局供給地区の仙台・塩釜署所の復旧にはほぼ 1 ヶ月を要している。また、石巻についても復旧までに同程度の期間を要している。

(3) 通信の遮断・回復状況

- ・ 災害時・災害後の通信障害としては、利用殺到による通信困難と災害の直接被害や停 電を通しての通信不通がある。今回の震災時にはこの両方による甚大な影響があった。
- ・ たとえば、石巻所長(当時)のメモ(資料1)によると、地震発生後津波到達までは、 労働局と2回の電話連絡がとれたが、津波が到達したと思われる時間以降、労働局とも、 当日不在だった職員・相談員とも全く連絡がとれなくなり、その状態が3月16日(水) ごろまで続いた。これは、津波で電話回線や無線局・無線基地局が流されたことによる と考えられる。

[固定電話]

- ・ 資料 2 にあるように、固定電話関係の通信サービス「り障」回線数は、3 月 13 日の 14 万件以上から、3 月 14 日にはほぼ半減し、3 月 20 日には 2 万件以下になっている。 固定電話はほとんどの場合、停電の影響を直接受けるので、上記停電状況から 3 月 12 日以前にはさらに多くの回線が不通になっていたものと推測される。
- ・ 表 1-3 の宮城労働局管内署所のライフライン等の回復日の一覧では、固定電話は、 津波被災地を除けばおおむね3月16日までに回復している(3月15日以前は記録がない)。

〔携帯電話〕

- ・ 資料 2 にあるように、移動通信関係で停止中の無線局・無線基地局数は、3 月 12 日の 約 13,500 から 13 日には約 9,000、14 日には約 6,000、15 日には約 5,000、20 日には 約 2,000 になっている。
- ・ 津波被災地では、多くの無線局・無線基地局が流されたため、移動基地局が配置され たが、会社によって配置時期が異なったとの証言がある。

- ・ また、通常の携帯電話は充電式なので、停電が続くと一定時間以上の使用が困難になることや、このため電池式の充電器を備えておくことの必要を指摘する証言が多かった。
- ・ 今回、労働行政機関に衛星携帯が支給され(労働局の担当職員が携帯ショップに配給 品を取りに行ったとのこと)、大変役に立ったとの証言がある。ただし、使用するには 窓を開ける必要があったり、庁舎環境によっては通じない場合もある。

[郵便]

- ・ 郵便に関しても、震災発生後しばらくは、津波被災地署所への配達は困難だったようである。このため、たとえば岩手労働局では、被災地署所への郵便物を労働局に転送してもらい、労働局が被災地署所への連絡・物資配達用に借りたジャンボタクシーで配達していた。
 - ※ 福島労働局総務部長からのヒアリング記録〔資料 1-11〕より
 - ・ 金曜日(11日)は、携帯電話がなかなか通じないものの、庁舎内回線はまだ通じていた状態。土曜日は、全くの不通状態となり、12・13日は不通だった。
 - ・ テレビ情報により、各行政機関に1台「衛星携帯電話を貸与」との情報を得て、Docomo ショップより貸与受ける(土曜日)。これは大変役に立ったが、使う際は窓を開ける必要があった。
 - ・ 衛生電話により回線ルートは確保したが、その他の回線は全く不通。その中で、公衆電話回線から個人携帯はOK。
 - ※※ 「東日本大震災教訓集 『広域大災害に備えて』国民の安全・安心の確保に向けて準備するべき 29 の要点 平成24年5月 東北圏広域地方計画協議会」では、次のように記述されている。
 - ・ 東日本大震災では被災範囲が広く、電話回線や携帯電話の基地局の被災など、情報通信基盤は大きな影響を受けた。
 - ・ 通信設備の障害原因としては、設備の損壊・水没・破損のほか、携帯電話については電源喪失に よるものが大きかった。
 - ・ 国土交通省では情報共有システム(災害対策室、TV会議)を活用し、本省・東北地方整備局・出 先の事務所が一体となった災害対策を行い、通信機能が麻痺した被災自治体の支援が迅速に行われ た。
 - ・ 国土交通省の全ての地方整備局等の応援により、衛星携帯電話、Ku-SAT (小型衛星画像伝送装置)等を通信が途絶した自治体に配備し、復旧活動を支援した。
 - ・ 総務省では、簡易無線や衛星携帯電話等約 3,000 台を被災自治体に貸し出し、通信機能が麻痺している被災地での復旧活動を支援した。

〔震災直後における情報収集手段〕

- ・ 震災直後、特に災害の状況や地域の状況等に関する情報収集は被災者の生命・安全の 確保のためにも、行政機関としての機能を果たすためにも重要となる。
- ・ 職員ヒアリングの中では、震災直後からの停電や通信途絶の中で情報収集手段として 機能していたのは、①電池式ラジオ、②携帯電話のワンセグテレビ(充電が切れるまで)、

③自家発電が機能した場合のテレビ・ラジオ、④来所者からの情報、⑤避難所等での情報収集、などである。

- ※ 震災当時の石巻所長からのヒアリング記録〔資料 1-1〕より
 - 管内の状況を知るのは、来所者からの情報、テレビ(3月17日から電気が復旧)からだった。
- ※※ 2011年10月22日 東京新聞記事より

「東日本大震災時のメディアの役割に関する総合調査」報告会=日本民間放送連盟(民放連)主催 =が21日、東京都内で開かれ、被災地で評価が高かったのはラジオだったことが明らかになった。

調査は、震災時にメディアは何を伝え、ユーザーにどう受け止められたかなどを探るために実施された。その結果、被災地では、震災直後の情報収集の手段として、さまざまなメディアの中でラジオの評価が群を抜いて高かったことが、民放連研究所の調査で分かった。

仙台市などの仮設住宅に暮らす 500 人の調査では、震災当日に役に立ったものとしてラジオを挙げた人は 43.2%で一番多かった。家族や隣人など (40.4%)、自治体・警察・消防 (10.4%) に続いて 4 位がテレビ (10.2%) だった。 3 日後~1 週間後では、ラジオ (58.6%)、家族や隣人など (55.0%)、新聞 (34.0%) の順となっている。

被害の程度が比較的軽い人が中心のネットユーザー調査(2,268人)でも、震災当日役に立ったのはラジオとする人が66.3%に上るなど、評価が高かった。

(4) 食料品・飲料水・防寒用品の確保状況

- ・ 震災被害の甚大だった地域の職員ヒアリングでの証言には、空腹と寒さに苛まれたことが必ず含まれる。特に沿岸地域では、道路の啓開は相当急ピッチで進んだものの、① 震災発生直後は、被災自治体の行政機能の麻痺、通信断絶等により、支援が必要な食料の量や輸送先の把握が困難だったこと、②輸送車両、ガソリン・軽油の確保が困難だったこと、③関係者間のルールの不統一や物資集積拠点の整備・運営の不十分さ等の課題があったとの指摘がある(「東日本大震災から得られた教訓と首都直下地震に備えた今後の課題」平成24年9月6日 農林水産省)。
- ・ 津波被災地のいくつかの庁舎では、避難者も受け入れる中、たまたま庁舎内にあった 乏しい食料を避難者とも分け合うなどの涙ぐましい努力もなされていた。

多くの避難者を受け入れたハローワーク石巻所長(当時)のメモ(資料 1-1)から、その 3 月 11 日以降の食事内容を抜き書きすると、

- 3月11日(震災発生後):水 茶飲みで半分を飲む。食料 ビスケット1枚
- 3月12日: ビスケット1枚、水湯呑1杯、豆腐 1/3
- 3月13日:おにぎり1個、水 湯呑3杯

であった。職員や避難者がどれほどの空腹に耐えなければならなかったかを如実に物語っている。この間買い出しの努力もしているが、数時間待ちで少量しか購入できなかった。3月13日午後には約500人の避難者のうち400人が指定避難所である隣の中学校

に移動し、また、3月14日には市役所職員の誘導で自衛隊が食料・水・毛布などを持って来たり、他の差し入れも届くようになったことで、このような飢餓状態は軽減されたものの、その後も食糧・水を求めての職員の苦労は続いている。

- ・ 職員ヒアリング結果からは、小売店の食料が震災発生後短時間で買い尽くされていく 様子も浮かび上がっている。また、福島の浜通りのように、放射能汚染の風評でトラッ クの入り込みが遅れ、食料等の物資到着が特に遅れて食料品不足が長引いた地域もあっ た。
 - ※ 同じ震災時の石巻所長のメモ等によれば、貯水槽の水が枯渇した震災翌日(3月12日)には「職員・非常勤職員が手分けし、水、食糧確保のため、貯水場、コンビニ、スーパーへ買い出し、2~3 時間待ちで少量の食料品を購入、〇〇堂では、6 時間待ちで、少量の水、少量のスナック菓子を購入。」の記述があり、震災の2日後(3月13日)には、「職員は、食料、水の確保のため避難所である石巻中へ行くなど奔走する」、「わずかの食料を小分けしてしのいでいる状態」、「飲み水は何時間も並んで水をもらってしのいでいる状態」の記述がある〔資料1-1〕。

震災時の釜石監督署長からのヒアリング記録でも、震災後、しばらくは、署長がたまたま署内に置いていたカロリーメイトや砂糖水を分けあってしのいだことが記されている〔資料 1-3〕。

- ・ その後も、各署所ではその置かれた状況・局面に応じて、買い出し、炊き出しなど種々の工夫がなされていたが、共通して言えるのは、全国からの支援物資が重点的に配分された避難所等の食糧をあまりあてにすることなく、各署所・各職員の自助努力と行政内(本省から、組合から、他局から、局内で)の支援でしのいでいたということである。「避難所の食糧は避難者のもので自分たちは避難者でない」という意識だったと語った職員ヒアリング対象者もいた。
- ・ 被災3県では震災9日後の3月20日の段階でまだ72万戸で断水が継続していた(資料2)。宮城労働局の記録によれば、水道の回復は、石巻署所で3月23日、塩釜所・迫所で3月28日である。

屋上タンク式の合同庁舎等では、停電により屋上タンクへのポンプアップはできなくなるが、しばらくはタンクに溜まっている水が使える。この場合、まずは飲料水確保が優先であるから、トイレ等飲料水以外での使用を禁止したり、ポリ容器等に移し替えていた。それでも石巻署所が入居する合同庁舎では震災翌日に、宮城労働局・仙台労働基準監督署の入居する合同庁舎では5日間でなくなっている〔資料 1-1、資料 1-2〕。

また、このように屋上タンク式でない場合には断水でただちに水の供給が途絶えることになる。

断水が続く中での給水支援については、全国の自治体や自衛隊等が給水車を被災地に派遣して給水活動を行っており、また支援物資としてペットボトル入りの水が避難所を中心に供給されていた。

※ 震災時の石巻所長は、「水は、水道が回復するまで、主に給水車が近くに来た時にもらっていた」と

証言している。震災時の釜石署長も「水は避難所中心に給水車が来たのでそれをもらっている人もいた」と証言している。 [資料 1-3]

- ・ 防寒用品に関しても、停電でほとんどの暖房設備が機能せず、防寒用品の備蓄もない中で、コートを着て寒さをしのいだり、床に敷くための段ボールを避難者に配ったという職員ヒアリングでの証言もある。また、乾電池で着火できる石油ストーブ(反射式ストーブ)のみが停電中に使える暖房器具であり、個人のものを持ち込んで炊事にも使ったという証言もある。
- ・ 日頃からの食料・飲料水・防寒用品の備蓄の重要性は、職員ヒアリング対象者が等し く強調していたところである。周辺住民が避難してくるケースも想定すれば尚更である。
 - ※ 原発事故とそれに伴う風評の影響を受けた平所のケース〔資料 1-12〕

(震災後初期の通勤・食糧)

- ・ 食糧は不足しており、全国から支援物資が来ていたので、それを食べていた人もいる。所長も郡 山の自宅から食糧を運んでいた。平所は市水道局の近くなので断水はなく、電気・ガスも途絶えな かった。
- ・ いわき市には原発事故の風評でトラックが入ってこなかった。スーパーなどは栃木や茨木まで商 品を取りに行っていたが、1日2時間しか開かないなどの状況だった。
- ・ いわき市ではガソリン不足も深刻だった。茨城に入れに行く人も多かった。公用車はたまたま 2 台がガソリン満タン状態だったので助かった。富岡出張所の公用車も使って避難所回りをした。
- ・ いわき市は4月はじめまで銀行は全部閉まっており、郵便の集配もなかった。

	労働基準監督署							
	仙台署	石巻署	古川署	大河原署	瀬峰署			
固定電話	3/16 までの間	3/19	3/16 までの間	3/17	3/16 までの間			
電気	3/16 までの間	3/17	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間			
水道	3/16 までの間	3/23	3/16 までの間	3/17	3/31			
ガス	4/9	4/9	3/16 までの間	3/17	3/16 までの間			
業務用シス テム	3/16 までの間	3/19	3/16 までの間	3/16 までの間	3/19			

		公共職業安定所(ハローワーク)							
	仙台所	大和所	石巻所	塩釜所	古川所				
固定電話	3/16 までの間	3/16 までの間	3/19	3/17	3/16 までの間				
電気	3/16 までの間	3/16 までの間	3/17	3/19	3/17				
水道	3/16 までの間	3/16 までの間	3/23	3/28	3/17				
ガス	-	-	4/9	4/7	3/16 までの間				
業務用シス	3/16 までの間	9/10 までの問	3/23(半数)	2/10	9/17				
テム	3/10 までの間	3/16 までの間	4/5(全数)	3/19	3/17				

		公共職業安定所 (ハローワーク)						
	大河原所	白石所	築館所	迫所	気仙沼所			
固定電話	3/17	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間	4/26(その前			
四尺电印	3/17	5/10 よくの間	5/10 よくの間	5/10 よくの間	は衛星携帯)			
電気	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間	3/17	3月中			
水道	3/18	3/16 までの間	3/16 までの間	3/28	_			
ガス	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間	_			
業務用シス					4/23(簡易端			
未効用ック テム	3/16 までの間	3/16 までの間	3/16 までの間	3/17	末。実質稼働			
14					は 5/9 ころ)			

- ※ 宮城労働局資料及び職員ヒアリング記録より作成(3月15日以前は記録自体がないことに注 意)。
- ※※ 気仙沼所については臨時窓口(3/20~気仙沼市役所内、4/11~気仙沼プラザホテル内)

3 職員の生命・安全の確保対策と避難者への対応

(1) 沿岸署所に対する支援

- ・ 各局とも、直接津波被害を受けた署所や被害甚大な地域でライフライン・食糧等物資・ 情報・システム等が途絶・供給困難となった署所への支援を行い、これらの署所の機能 の回復・維持に尽力した。
- ・ また、被災地局に対しては、近隣局や本省等からの支援物資が送られた。

(岩手労働局の場合)

- ・ 3月16日に「沿岸署所救済対策チーム」が発足。震災直後に秋田局から2回送られてきた支援物資や内陸の職員が調達・持ち寄った食糧・水・ラジオ用電池などの物資を公用車かジャンボタクシーで、沿岸署所に対し、配送しはじめた。
 - ※ 内陸署所の公用車数台を局に集めて沿岸署所との連絡用に使った。秋田局からも公用車1台を借りた。
- ・ 沿岸署所と内陸署所の間で、次のようなペアリングをして各種の支援関係を構築した。 局内での職員応援、システム入力の代行(代行入力)などを、局やペアリング署所が担った。

沿岸署所	内陸署所
宮古署	盛岡署
釜石署	花巻署
大船渡署	一関署
宮古所	盛岡所
釜石所・大船渡所	遠野出張所

- ・ 宿舎・アパートが津波で流された職員もおり、民間アパートが地域の被災者優先で職員の入居ができなかったため、廃止の決まっていた宿舎に入居したケースもあった。
- 通信手段を確保するため、携帯電話も10台くらい新規に契約した。
- 沿岸署所あての郵便は局に配達してもらい、局からこれらの車を使って届けていた。

※ 労働局職員等の負担

・ 甚大な被害を受けた地域を管轄する労働局は、津波被害を直接蒙る位置にはなかったものの、関係労働局幹部職員のヒアリングからは、震災発生直後から、情報が途絶している中で沿岸署所の状況把握、職員の安否確認に心を砕いていた様子がうかがえる。また、上記のように沿岸署所等の職員の健康維持や署所機能の維持・回復のための各種の支援にも相当の力を注いでいる。

- ・ 署所等の業務量が急増し始めてからはそれに対応するための署所支援が必要になった。全国応援が本格化するまでは、局からの沿岸署所応援も行われていた他、出 張相談・ワンストップ相談を局職員が中心となって担っていた時期もある。
- ・ これら以外に、本省からの指示・照会等への対応、現場からの各種要望や問い合わせへの対応、さらには、幹部職員の場合、多くの視察(国会議員、本省幹部職員等)への対応も行っている。
- ・ 厚生労働省の現地対策本部が労働局に置かれたケースでは、その関係の業務(医療班、埋葬班等の宿泊・車の確保等)も行っていた。

(2) 労働行政施設における避難者への対応等

- ・ 労働局・労働基準監督署・ハローワークは、公共施設として、避難者が助けを求めた場合、できる限りのことをする必要があるとの前提で行動していた。ハローワーク石巻をはじめとするいくつかの労働局・労働基準監督署・ハローワークにおいて、庁舎管理者として、又は庁舎管理者と相談して、避難者を会議室等に受け入れた。各施設では、通信途絶でどこにも相談できない状況の中で、自主的な判断を迫られた。
- ・最も多くの避難者を受け入れたのは石巻労働基準監督署とハローワーク石巻が入居する石巻合同庁舎(他の入居官庁なし)で最大 500 人。当時の石巻所長のメモ(資料 1)によれば、震災発生(14:46)後、避難者が入庁を求めてきた場合に対応を検討し、「指定避難場所ではないが、人道的、緊急避難的対応として、国の機関として、できる限りの対応をするべきと判断し、個人情報のない会議室を開放することと」していた。その後、庁舎に隣接する「指定避難所」(市が指定した避難所)である石巻中学校に避難した人から、同中学校が一杯のため、庁舎に入れてほしい旨の要望があり、庁舎内会議室に誘導した。津波到達(石巻では 15:40 ころとされている。)以後、避難者が増加し、庁舎内で入室可能な場所を次々と解放したが、フロアに横になれない人が出るほど一杯になった。以後、職員は避難者のために奮闘する。①庁内放送を使い、ラジオ放送による震災情報の提供や尋ね人・入室先の案内、②体調が悪い人がいないか、また、庁舎管理のための巡回、③ごくわずかあった食糧・水を避難してきた子供たちに提供、翌日からは水・食糧確保のために買い出し等々。飲まず食わず、不眠不休の対応で、疲労困憊、思考能力低下、極限状態になっていた。
- ・ 震災の起きたのが金曜日の午後で、翌日から2日間が休日だったこともあり、休日を利用した受け入れになった面もある。3月13日(日)早朝には、避難者の食料等確保のために避難所(石巻中学校)に行くとともに、避難者に情報・食糧・毛布・医薬品等充実している指定避難場所への移動を打診し、同日午後、約400名が移動。移動を希望しない避難者を庁舎内2か所に集約。その後、3月14日(火)には自衛隊から配給のあった食糧・水・毛布・雑貨等の配給あり、これらを避難者に配付した。避難者が0人にな

ったのは、3月17日である。

- ・ 災害救助法では、都道府県・市町村が、国及び都道府県の費用負担により、①避難所、 応急仮設住宅の設置、②食品、飲料水の給与、③被服、寝具等の給与、④医療、助産、 ⑤その他の救助を行うこととされている。当時の石巻所長のメモのとおり、石巻合同庁 舎をはじめ、これらの労働行政施設は、災害救助法に基づく避難所として位置付けられ たものではなかったが、労働行政職員は「人道的、緊急避難的対応として」このような 献身的な奉仕を行った。
- ・ 合同庁舎の場合、ごく非力なものだが非常用電源があり、周囲が停電している中で合同庁舎の非常灯だけがついているので、避難者が集まったという証言もある。

4 危機対応体制の構築

(1) 労働局内の中枢機能の確保

(宮城労働局の場合)

・ 宮城労働局では、震災当日に「宮城労働局重大災害防止規程に基づき局長を本部長とする災害対策本部を被害の少ない仙台署長室に設置した(※ 仙台監督署は宮城労働局と同一庁舎内)。災害対策本部員である局内各部長、各課長が緊急に招集され、職員及び家族の安否確認、局及び県内署所庁舎、職員の自宅等の被害状況の確認に着手した。通話が可能であった監督署の緊急電話で本省と連絡をとった。」[資料 1-2]

また、同日、東北厚生局長を本部長とし、宮城労働局長を本部長代理とする「厚生労働省現地連絡本部」を労働局内に設置(東北厚生局が入居していた民間ビルの損傷が大きかったため)。3月14日に「厚生労働省現地対策本部」(本部は東北厚生局内)に移行した。[資料6]

(福島労働局の場合)

・ 福島労働局では、「余震がひどく、5階の執務室がほぼ全壊状態であったため、庁舎1階会議室に『対策本部』を設置。本省地方課に『対策本部』を設置した旨を報告(その後、電話不通状態へ)」、「局内の指揮体制については、企画室を『対策本部事務局』(厚生労働省現地対策本部と兼務)とし、指示系統を一本化。企画室が各部の連絡に適任と判断。企画室の補佐を1人体制から2人体制にし(各部からの輪番で増員)、もともとの1人は本省との連絡専任にした。」、「労働局長より各部長あて、各自に届いているメールを確実に受信し、対策漏れがないよう指示」、「本部会議は毎日朝夕2回ずつ行い、本省からの資料で対策漏れがないかどうかチェックしていた。」、「原発事故発生直後、富岡監督署長&一課長を福島第一原発の『オフサイトセンター』(もともと非常時には集まることになっていた施設)へ派遣。対策本部では、安全衛生課職員が情報収集」〔資料1-11〕

(2) 応急的な業務体制の構築

- ・ 今回の震災は、3月11日金曜日の執務時間中に起こった。多くの避難者を受け入れた庁舎(石巻署所、大船渡所)の場合は、翌日・翌々日(土曜・日曜)にも多くの職員がその世話のためにの不眠不休に近い活動を続けたが、それ以外のケースでは、自宅・家族等の心配もあり、交通途絶が深刻な状況の中で長時間の徒歩、ヒッチハイクなどもしながら帰宅している。
- ・ そのような困難を押して帰宅した遠距離通勤の職員については、3月14日月曜日以降、 交通の回復や車の相乗りで通えるようになるまでのしばらくの間(3月いっぱいという ケースもあり)は、基本的には最寄りの署所での勤務が命じられた。
- ・ 震災時の福島局総務部長によると、「原発事故で閉鎖した富岡署所・相双所以外の署所 についても、新幹線不通、ガソリン不足等により、正常な職員配置が困難となり、通勤 可能な最寄りの局署所へ出勤するよう指示。ガソリン不足が解消された4月以降につい ては、臨時バスや自家用車の相乗り等にて対処(県内が広範囲なため、通勤手段回復ま でには職員は相当な自己負担発生。未解消部分あり)。」〔資料1-11〕。「広域通勤・単身 赴任の人は地元所で勤務(3月いっぱい)」〔資料1-12〕
- ・ 震災発生後数日間は、被害の甚大だった地域にある監督署・ハローワークには、ほとんど来署者・来所者はいなかったようだが、仙台監督署では3月18日から、石巻監督署では3月22日から来署者相談がなされている。

ハローワークでは、震災後もほぼ毎日失業認定が予定されていた。災害等により来所できない場合は認定日を変更できるが、たとえば仙台所の場合、「ハローワーク仙台は民間ビルに入居していますが、震災直後からは $3\sim5$ 階のハローワークの施設には来所者が入ることはできなくなりました。そこで、週が明けた14 日月曜日からはビル1 階の入り口近くのスペースを借り、臨時相談窓口を設置して対応しました。電気は復旧しましたが、まだシステムはダウンしたままの状態で、雇用保険の失業認定業務、激甚災害の特例措置・職業訓練等の相談を実施しました。」[資料1-18]。

石巻所でも 3 月 16 日には失業の認定を受けるために 4 人が来所し、3 月 22 日からは 50 人以上の失業認定を行っている。釜石所では、「釜石では(予定者のうち) 2 割が来た。中には歩いて 2 時間かかって来る人もいた。」〔資料 1-7〕との証言がある。

・ また、震災発生後しばらくの間についても、署所の運営には現地ならではの工夫が凝らされた。石巻所の場合、「職員のアイディアを出してもらってやる気を引き出した。朝晩の全体会議を毎日やっていた。」、また「離職者予測を立てて、見通しや全体像のシミュレーションをした。震災による離職者 4,000~5,000 人と予測した(実際にはその倍あった)。これに基づき、まず、「雇用保険特例措置等の周知(いつ、どこで、どんな方法で)→離職票の交付→受給手続き」の流れをシミュレーションし、業務体制を再編した。業務体制は、全職員・非常勤職員それぞれの担当にかかわらず、雇用保険適用給付業

務についての知識を有する者の役割分担を決めて、全員体制で雇用保険業務を担当すると ともに、他の用務で来所された方にも担当者が適切に対応する体制とした。」〔資料1-1〕

(3) 過去の災害時対応ノウハウの迅速な提供

- ・ 厚生労働省は、震災発生後、情報収集しつつ具体的指示を行うに先立ち、阪神・淡路 大震災時の対応事例(時系列表、体験談、マニュアル的なものなど)を迅速に被災地労 働局等に提供し、「これを熟読し思いついた対策を何でもやってくれ」という指示がな された〔資料 1-11〕。具体的情報が本省に集約できない中で、過去の類似状況における 対応を参考に提供しつつ現地判断を尊重するという、非常事態における初期対応として 的確な指示がなされたと考えられる。
- ・ また、労働局でも、これを受けて署所が困らないように種々の努力をしている。たとえば福島労働局では「福島版の相談マニュアル(3 月 19 日初版)ができていた。それより前、3 月 14 日ごろに阪神淡路大震災の時の対応要領(休業票の Q & A など)が流れてきて大変役立った。」〔資料 1-12〕

(4) 現地の情報・要望の収集・対応体制

- ・ 震災発生後、避難住民や自治体等からの現地情報・要望を収集し対応しようとする体制も構築された。福島局のように避難所回り等により収集した状況を厚生労働本省に自発的に提供しはじめたところもある(資料 1-11)中で、厚生労働省としても本省の災害対策本部人び都道府県単位の災害対策本部(宮城では東北厚生局に、岩手・福島では労働局に設置)の体制整備を行ったことから、これらの現地情報・要望の収集・伝達ルートとして本省の災害対策本部(又は地方課)に対して都道府県単位の災害対策本部から送付するルートが明確化されていった。また、本省の災害対策本部(又は地方課)からは、省内にその情報が提供された。
 - ※ 宮城労働局から上記ルートで本省に送付された 2011 年 3 月~4 月の日報を見ると、
 - 被災地での事業所・医療機関の被災状況 (事業主団体等より)
 - 自治体や事業主団体からの制度・措置・留意点に関する周知広報や説明会・相談会開催や相談窓口への参加要望 (→現地で対応)
 - 労災保険遺族請求に関する行方不明の場合の死亡推定の早期化の要望
 - 雇用保険の特例措置で給付を受けると、再度離職した場合の給付日数がリセットされるいわゆる雇 用保険のリセット問題に関する要望
 - 各種手続きに関する書類流出の問題
 - 「仕事がなくなり今後が心配」という被災者の声や「安否確認も住んでおらず被災者への求人情報 は時期尚早」という自治体の声

などが報告されている。

・ 一方で、厚生労働省の関係局・課室と関係労働局の担当との間での情報提供・要望・ 指示等のルートはこれと別に活発に動いていた。こちらの方は個別施策の具体的執行上 の問題を中心に、情報と指示(通達・通知含む)のやりとりがなされていた模様である。 このため、①災害対策本部ルートは被災地・避難者等の状況・要望等を中心とするトッ プ・幹部を含めた省内共有化向けの情報連絡、②担当どうしの個別ルートは個別施策等 に関する具体的な情報・指示のやりとりという棲み分けになっていたと言えよう。

5 危機的事態への備えと対応に関する教訓(防災・減災・避難誘導等以外の観点から)

これまで見てきたところをもとに、以下では、大災害等の危機的事態に対する備えと対応 に関する教訓について、考えてみたい。

ただし、防災・減災・避難誘導等の基本的な事項については、他の多くの研究や公的機関等による検討に委ねたい。

(1) 食料品・飲料水・防寒品等の備蓄

- ・ 災害時の備えとして、食料品・飲料水・防寒品等の備蓄は最も重要なポイントの一つである。大規模災害発生の可能性の高い地域ほど、十分な備蓄が必要になる。
- ・ 災害発生から救援物資が届くまでの数日間、あるいはもっと長い間の命をつなぐためには、まず食料と飲料水が必要である。今回も震災発生後、大規模な停電、断水、都市ガス供給の停止が発生するとともに、小売店の在庫は買い尽くされ、食料・飲料水等の入手が困難になった。
- ・ 今回の震災では道路の啓開が比較的早かったので食糧支援の車や給水車も早めに被災 地に入ることができたが、大災害時に必ず早期に道路が使用可能になるとは限らない。
- ・ 今回の震災の場合は、調理せずに食べられる食料品・飲料水の備蓄がある程度あれば、 職員が空腹や渇きに苛まれることは一定回避できたと思われる(資料 1-1、1-2 等)。 「最低 1 週間分は必要」(資料 1-2)との意見もあるが、種々の状況を考慮すると、それはあくまで最低線と考える必要があるのではないか。また、今回の震災時にも断水は広範に起こり、宮城局管内でも水道が回復するのに 10 日以上要した署所が 3 か所(庁舎自体が被災した気仙沼を除く。石巻署所:12 日後、塩釜所・迫所 17 日後)ある。貯水タンク式の庁舎でトイレの使用制限をしていても 2-5 日で水が枯渇している。これらを考慮すると、飲料水については 1 週間よりもさらに多くの備蓄が必要になるのではないか。
- 調理用のカセット式コンロについては、あれば大変役に立つが、燃料備蓄の安全性への配慮が必要となるだとう。飲料水等を貯めておける折りたたみ式のポリ容器等は、貯

水タンクから移すためにも、給水車に対応するためにも必要であろう。

- ・ 防寒用品についても、特に寒冷な地域ほど備蓄の必要性は高まる。今回の震災時も防寒着や毛布が活用されたので、これらの備蓄が優先であろう。停電時でも使える石油式ストーブも大いに役に立ったので、寒冷地では寒冷な期間、灯油が安全に備蓄できる環境を整備してこれらを常備しておくことも考えられる、また、使い捨てカイロ等の備蓄も考えられる。
- ・ また、生活用品等として、懐中電灯(電池式)、電池、スコップ(トイレ用の穴を掘る等)、工具セット(軽微な歪み、不具合等の修理)、また、資料 1-1 で震災時の石巻所長が指摘している雑貨なども必需品であろう。

(2) 通信手段・情報収集手段の確保

衛星携帯の平時からの配備

今回の震災時には、労働行政機関においても衛星携帯の機能が十分に発揮された。電波の送受信のために一定の制約はあるものの、他の通信手段の回復に時間がかかる(固定電話不通、携帯電話の基地局流出・破壊等)中では最も有力な戦力になった。衛星携帯電話の平時からの配備を進める必要があろう。

・ 停電時でも使用できる携帯電話の充電器(乾電池式・充電池式等)の常備

今回の震災時には、地震・津波発生直後の通信の輻輳、地震・津波等による設備の損壊で固定電話、携帯電話が通じなくなった他、携帯電話については停電による電源喪失の影響が大きく、また、充電切れによる通信不能を恐れて十分に携帯電話を活用することができなかったとの証言もある(充電されていた電気を大事に使った)。このような事態に備えて停電時でも使用できる携帯電話の充電器の常備が望まれる。今回の震災時も、携帯電話のワンセグテレビは見ることができたので、充電手段さえあれば、この機能も使える可能性が出てくる。

電池式ラジオの常備

今回の震災時にも、停電の中での情報収集手段としては、電池式ラジオが最も機能したと言える。甚大な災害時の情報の錯綜・混乱の中でラジオから得られる情報自体が常に的確かどうかについて一定の疑いは持つ必要があるが、それのみに頼らず、より厳しい状況があり得ることを念頭に置くならば、ラジオ等の情報は重要であろう。

(3) 移動手段の確保

・ 大規模災害の最中においては、また、避難の際、状況によっては自動車を利用することで危険が増すケースもあると言われている(※)。しかしながら、災害が収まった後の公共交通機関の途絶等の中では、私用にも公用にも自動車が最も有力な移動手段となる。

- ※ 平成 23 年 12 月 27 日開催された中央防災会議において、「防災基本計画」の修正が行われ、津波発生時の避難について、「徒歩によることを原則とする」としつつ、「津波到着時間、避難場所までの距離等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、…(略)。」との記述が追加され、やむを得ない場合には自動車による避難を認めることが明記された。
- ・ 通信途絶の中で、私用車・公用車で通達文書や連絡文書を運んでいたことが種々の職員ヒアリング記録でもうかがえる。第2章の2で述べる代行入力を行うために関係帳票を比較的被害が少なかった施設に運ぶためにも、職員の車通勤を利用しているケースが多かった(資料1-9)。また、車の相乗り通勤等も行われていた。
- ・ これらの例からもわかるように、交通や通信が途絶した被災地において自動車は貴重な移動・連絡手段であり、公用車・私用車の垣根にこだわっている余裕もなく使用されている。特に緊急車両証の交付を受けた公用車は、ガソリンが不足する中で優先給油を受けることができたので、一層の活躍が求められた。

(4) 来所者の残留・避難者の受け入れ

- ・ 今後、甚大な災害が発生した場合を想定するに際しては、今回、周辺住民が公共施設 である労働局・労働基準監督署・ハローワークに避難場所を求めてきたことについて、 十分に研究しておく必要があろう。
- ・ たとえば、津波による浸水の危険のある地域の施設で、比較的安全と思われる庁舎の場合、大地震が発生した後周辺住民が避難場所を求めて来所した際には、今回の石巻所や大船渡所が行ったように、人道的・緊急避難的措置として避難者の受け入れを行うことが、公共施設としてごく当然に求められる。また、災害時において比較的安全な庁舎の場合には、実際の災害の状況を加味した上で適切と判断できれば、津波等も含めた状況が落ち着くまで庁舎内にとどまることを奨励するようなアナウンスを行うことについても、検討しておく必要があるだろう。
- ・ ただし、これら来所者の残留・受け入れは、石巻所等の例にあるとおり、当該施設職員の不眠不休の尽力を前提とすることになり、避難者のための備蓄等にも限度があるので、対応期間等に一定の限界があることを踏まえた検討が必要であろう。

第2章 震災発生に伴う業務処理

被災した直後には自身の避難や家族等の安否確認、最低限のライフライン確保などを最優先に考えていた被災地域の人々も、時間の経過とともに当面の生計手段の確保、失われた職場、今後の仕事・雇用の問題に直面する。これを反映して、3月下旬ごろから電話・来署等による解雇・賃金支払いや労災保険などに関する労働関係の相談が増え始めた。

また、同じころから、事業主・労働者からの雇用保険の特例措置(休業者等に対する給付 ※)や雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金などに関する問い合わせも増え始め、 事業所の担当者が雇用保険の離職票・休業票交付などの手続きのためにハローワークに来所 するようになった。新卒者の採用内定取消への対応も開始される。

また、4月上旬ごろからは膨大な数の方が雇用保険の受給手続き(※※)のために来所するようになった。

- ※ 雇用保険制度においては、震災発生後ただちに、休業中の場合や復帰前提の一時的離職でも失業者と みなして給付を行う特例措置が発動された。通常の雇用保険受給者は、受給資格決定と同時にハローワ ークの求職者としても登録されるが、これら特例措置の対象者の場合、通常の求職者としては扱われな い。
- ※※ 雇用保険を受給しようとする人は、事業主がハローワークで離職票・休業票等の交付を受けることが可能な場合には、事業主から離職票・休業票を受け取った後にこれらを持って受給資格決定を受けるためにハローワークに来所する。事業主自身が避難しているなどで手続きができない場合は、労働者が自らハローワークにこれらの交付請求をすることもできる。
- 一方、労働基準監督署等の労働基準行政機関では、労災保険(遺族補償)や未払賃金立替 払制度等に関する請求勧奨・相談対応のローラー作戦的な取り組みに入っていく。

このような特定業務に対する処理ニーズの極端な増大に対し、内部体制の弾力化、労働局内での応援(局、他の署所から)及び全国からの応援が実施された。また、業務処理システムの処理時間の拡大・端末の増設、他署所のシステム端末を使った代行処理等も行われた。

このような中で、現場の状況に即した業務処理方法の工夫や応援職員を介した業務処理ノウハウの交流も行われたことは特記すべきであろう。

また、被災地における夜間や土日祝日開庁も行われた。交通機関の復旧に時間がかかる中、 避難所等への出張相談も行われていた。

第2章では、これらの状況について記録するとともに、非常な事態に対する備え・対応に 関する教訓について考えてみたい。

1 震災発生に伴う相談ニーズ・行政ニーズとこれらへの対応

≪新聞報道等より≫

2011年3月25日 岩手日報:震災後に労働相談が急増 岩手労働局 物流停滞で休業多く

3月26日 日本経済新聞:雇用の相談窓口強化 岩手など3労働局、週末も電話対応

3月26日 河北新報:解雇相談が急増 宮城など4県 賃金未払も

3月27日 河北新報:高校新卒者内定取り消し相次ぐ 公的支援なし 学校も対応苦慮

- ・ 宮城労働局まとめでは、会社側が「事業停止」「再開見通せず」などでの内定取り消しの相談が 13 件 27 人分、入社時期延期 (3~6 か月が多い) の相談が 14 件 167 人分あった。
- ・ 宮城労働局では仙台新卒応援ハローワークに専用窓口をあす設置
- 3月30日 日本経済新聞:被災3県 震災後の解雇・賃金・休業手当等に関する労働相談 8000件 内定取り消し・入社延期の相談も

河北新報:雇用不安 訴え切実 離職・失業相談が急増 見えぬ将来、募る焦り 問合せ3万件 宮城など東北4労働局 「家流され会社倒産」「従業員守りたい」

- ・ 宮城労働局が29日、宮城県山元町で開いた臨時相談会には経営者も含め60人が詰めかけた。
- ・ 「自宅は流され、職も失った。このまま死んでしまいたい気持ちだ」「失業給付を受け取りながら当面はしのぎたい」「まだ新しい仕事のことは考えられない。津波が来る 以前の生活に戻りたい」
- ・ 宮城労働局によると、経営者側から「休業したいが、従業員の雇用を維持する助成制度 はないか」、労働者側から「休業中の会社から休業手当をもらえるか」などの相談が多い。
- 3月31日 毎日新聞:被災3県 労働相談8000件 内定取り消しも急増
 - ・ ハローワーク仙台では「問い合わせだけで 1 日 200 件以上ある。今まで経験したことがない状況」
- 4月2日 読売新聞:津波 雇用も奪う 石巻 職探し早朝から30人の列
- 4月28日 河北新報:労働者・事業主からの相談 震災後17万件超 宮城労働局

読売新聞:失業給付申請1万件超す 通常の4倍以上 岩手労働局

4月29日 河北新報:宮城・岩手・福島で震災後7万人が離職票・休業票の交付受ける 津波・原発 影響

岩手日報:離職者 沿岸で9474人 岩手全県で1万9千人 震災後月平均の10倍

- 9月20日 三陸新報:再開したものの経営厳しく 労基署臨時窓口(気仙沼)解雇や賃金不払い相談 相次ぐ 6月以降に500人離職休業
 - ・ 「何とか再開して努力してきたが、顧客減によって少しづつ経営が苦しくなり、会社 を存続させるために従業員の一部を解雇しようとする動きが目立つ」

(1) 労働基準行政(労働基準監督署)関係

・ 震災に伴う津波は三陸から福島にかけての沿岸深く到達し、多くの職場を襲い犠牲者を出した。表 2-1 に岩手局と宮城局の震災関連労働災害の業種別状況を掲げたが、特に多くの犠牲者を出した職場は、水産食料品製造業、建設業、道路貨物運送業、卸売業・小売業、保健衛生業(福祉施設、保健医療施設)の事業場であったことがわかる。

災害復旧中の労災事故についても、宮城局管内では、2011年中に建設業を中心に 198 人の死傷病が発生し、うち 5 人が死亡している。

・ 労働基準監督署等の現地労働基準行政機関は震災発生後、まず、大量に生じた解雇・ 賃金支払い・労災保険等に関する相談ニーズに電話・窓口・出張相談等で対応しつつ、 わかりやすいリーフレットや Q&A 等を避難所に持ち込む等の周知広報の取組に総力を あげた。

また、次の段階としては、労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨と相談対応をローラー作戦的にあらゆるルートを使って行った。

さらに、がれき処理等の作業が本格化し未経験者を含む多数の労働者が従事するようになる中で、労働災害防止(粉じん・石綿に対する暴露防止、車両系建設機械との接触防止等)のための指導等の取り組みを精力的に行った。

表 2-1 震災関連の労働災害(岩手局・宮城局、平成 23 年確定版)

12 2	表 2-1									
							4年1日			
				震災(地震						
		死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡			
	食料品 その他 変数は 変数に 変数に 変数に 変数に を の。他	32	30			-				
		12	10	14	13	1				
	繊維工業・衣服その他の繊維製品製造業	1	1	3	3	_				
	木材・木製品、家具・装備品製造業	2	2	18	17	2				
	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業	1	1	6	6	1				
	化学工業	1		7	7					
製造	窯 業 · 土 石 製 品 製 造 業	3	3	4	2	1				
業	鉄鋼業·非鉄金属製造業	2	2	6	5	1				
_	金属製品製造業	5	2	12	12	1				
	一般機械器具製造業	1	1	6	5	3				
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1	1	10	8					
	輸送用機械等製造業	1	1	17	14	1				
	電気・ガス・水道業	2	1	2	2					
	その他の製造業	14	13	31	29	1				
<u> </u>	小 計	78	68	264	245	12				
鉱業		1	1	1	1	1				
]	土木工事業	28	26	28	23	32				
	建築 鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2	1	6	5	31	2			
建設	工事 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	4	4	19	19	59	3			
業	業その他の建築工事業	18	17	29	25	19				
	その他の建設業	7	7	21	19	12				
	小 計	59	55	103	91	153	5			
生	鉄道・軌道・水運・航空業	10	10	5	3					
運輸	道路旅客運送業	12	12	19	15					
文理	道路貨物運送業	26	24	123	113	6				
業	小計	38	36	147	131	6				
de il e	味 L 华 物 取 45 **	1	1	4	3					
貨物期	N扱業 <u>陸 工 員 物 取 版 果</u> 港 湾 運 送 業			10	8	1				
林		4	4	1	1	1				
	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	5	4	5	5	1				
<u> /±</u>	卸売業・小売業	†	·	117	94	10				
商	業その他			24	16	1				
10-3	小計	84	81	141	110	11				
金融 •	広告業	07	01	21	19	- ''				
通信				20	13	1				
	研究業			8	6					
保健衛				132	119	1				
	# & #	6	6	7	5	'				
接客姚	_{呉楽業} MR	0	U	12	9					
 	ビルメンテナンス業	7	6	9	9					
连提.	<u>に ル タ フ チ チ フ ス 来</u> と畜業 廃 棄 物 処 理 業	1	U	11	10	6				
/月7市。	と 日来 廃 来 物 処 埋 果 と の 他					0				
ウッ	•			4	2					
官公				2	2	4				
	世の事 警備業	140	100	12	/	1				
]	* その他 (※※※)	146	139	38	29	3				
	全産業合計	429	401	952	823	198	5			

(資料出所: 岩手労働局及び宮城労働局のホームページ)

[※] 災害件数は平成 23 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生し、平成 24 年 3 月 31 日まで受付した労働者死傷病報告(休業 4 日以上)により計上している。

^{※※ 「}震災」とは、東日本大震災を直接の原因とする「地震・津波」による災害であり、「災害復旧」と は、震災後の復旧作業による災害。

^{※※※} 岩手局の「その他の事業」中の「その他」は、空欄となっている他の業種に属している可能性がある。なお、上記期間の岩手局の災害復旧関連の労働災害件数は、死傷者 55 人 (うち死亡者 4 人)。このうち建設業が死傷者 50 人 (うち死亡者 3 人) を占める。

ア 労働相談と周知・広報・出張相談

≪「東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~」(平成24年3月 厚生労働省労働基準局) より≫

地震や津波、さらには原発事故の影響により、多数の方が、東北・関東地方をはじめ全国各地に避難され、食料や医療のほか、当面の生活のための様々な支援を必要としていた。労働基準行政としては、震災直後から、避難所に避難されている方々に対し、①労働相談、②労災保険給付、③未払賃金立替払制度等に関する各業務を的確に行う必要があったため、これらの対応を行った。

また、対応に当たっては、労働基準行政としても、政府の一員として、被災者等支援のため、関係行政 機関とも連携し、各避難所を巡回する等のワンストップサービス体制により、所掌する制度に関する内容 の周知とともに、被災労働者のニーズの把握と、各種要望等への対応を行った。

① 労働相談の対応

被災者の置かれた状況から、雇用・労働関係では、解雇・雇止めや賃金不払い、休業手当、労災保険、 雇用調整助成金等に係る様々な相談対応が必要であったため、次のとおり、緊急相談窓口を設置したほ か、避難者への出張相談を集中的に行った。

(i) 緊急相談窓口の設置

被災地域を管轄する労働局と労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補 償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を設置(平成23年3月25日)

(ii) 被災地での休日相談対応

被害の大きい労働局管内の公共職業安定所(被災3局)で土日祝日の開庁時に、労働基準監督署職員が各所に出張し相談対応を実施(平成23年4月9日~5月末日)。土曜の開庁を継続する仙台公共職業安定所に労働基準監督署職員が出張し、相談対応を実施(平成23年6月1日~6月末日)

また、労働局では、電話回線・ホットラインによる相談対応を実施。

② 各種制度の積極的な周知・広報

次の通り、各種支援制度等に関する壁新聞、Q&A、パンフレット・リーフレットを作成し、避難所に持ち込み積極的な周知を行った。

- ・ 避難所等への情報伝達、周知・広報
- 被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配付
- ・「従業員・失業者・訓練受講者向け」と「事業主向け」に、雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署で配布
- ・ 東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&AとQ&Aのポイントを作成し、労働基準監督署等 の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配付
- ・ 「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等における休業に関するQ&A」を作成し、福島労働

局と同局管内の労働基準監督署等で配布

- ・ 地震・津波に遭遇した場合の労災保険の取扱に関して、被災者やその遺族にわかりやすく説明する ための「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&A」を作成し、厚生労働省のホームページに掲載する とともに、避難所、労働基準監督署等の緊急相談窓口、出張相談等で配布
- ・ 未払賃金立替払制度について、同制度の申請促進のために、制度の概要や手続きについて分かりやすく説明したリーフレットやQ&Aを作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所等の出張相談時に配布 など

※ 配布 (開始) 時期については、資料6参照

③ 出張相談の実施

避難所等へ避難されている被災労働者等に対して、効率的な相談を行うため、職業安定行政等の他行政分野と連携の上、避難所等で出張相談を行うことで被災労働者等が一度に様々な相談が行えるように努めた。

<避難所等への出張相談の実施状況>

労働局	岩手	岩手 宮城		その他
出張相談(※1)	1,556 回	1,393 回	1,625 回	570 回(※2)
	5,478 件	6,161 件	3,933 件	5,233 件

- ※1 平成24年1月31日現在
- ※2 北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、 福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 震災当時の仙台署長〔資料1-2〕

仙台監督署では3月16日(水)ごろから労働関係相談(解雇・賃金、労災、通勤途上の死亡など)が入り始め、日ごとに増えてきた。閉庁日も電話が鳴り始めたので、3月20日・21日(日・祝)も待機して電話対応し、3月26日(土)以降の毎土日にも幹部の交代制で電話を受け始めた。4月9日からはハローワークで土日のワンストップ相談が始まったので、一般職員も含めた交代制でハローワークでの電話対応をするようになった。3月26日(土)には仙台署だけで149件(休業手当・賃金・解雇などの労働相談)、27日(日)には97件の電話対応をした。仙台署での労働相談は3月下旬から増えてきて4月上旬までがピーク、来所者対応も3月下旬から多くなっていた。労働相談をするに際し、雇用調整助成金などの職業安定行政系の制度についての具体的な知識が十分でなく、また十分な説明を受ける機会がなかったことが反省材料。

○ 震災当時の釜石署長「資料 1-3]

(釜石監督署庁舎が津波の直撃で使用不能になったため) 3月22日から安定所の一角で事業主・労働者の相談を始めたが、さばききれないほどの相談があった。賃金、 労災(遺族補償)の他、郵便局が使えない、お金がない、民事紛争(解雇、借金)などの相談も多かった。その後は立替払と労災(遺族請求)の2つが主になっていったが、事業主からは賃金、休業補償、解雇予告除外認定などの相談もあった。遺族からの相談には心が痛んだ。声にならないような相談だった。

○ 震災当時の石巻署次長〔資料 1-4〕

震災の翌週には相談件数は数件という状態であったが、2週目からは100件、3週目は200件を超え、この状態が6週間続き、その後徐々に落ち着きを取り戻した。相談のピークに連動するように震災3週目からは解雇や賃金に関する申告や解雇予告除外認定申請も急増し、被災者の深刻な状態が浮き彫りになった。相談者の中には、労使互いに連絡が取れないとか、存命かどうかも分からないといったものもあり、また、申告事案の処理にあっては、被申告人に連絡がつかないケースや連絡がついても交通手段が確保できず、面談する手段がない状況が続いた。当時被災地は、がれきを路肩に寄せ、車1台が通行できるスペースを確保しただけの状態や地盤沈下による冠水などでいつの間にか通行不能になる状態にあり、そのような中で職員は事業場調査を行った。解雇・賃金不払いの相談については、調査をした際に、事業主も労働者もお互いに大変なのがわかっていたので、紛糾するようなことはなかった。

イ 労災保険、未払賃金立替払等関係

≪新聞報道等より≫

2011 年 4 月 1 日 岩手日報: 勤務中被災は「労災」 厚労省方針 事業主や医療機関の証明書な くても受理 避難所で出張相談も

6月11日 岩手日報:東北3県 震災死の労災申請866人 本県187人、大半が津波

6月22日 岩手日報: 労災死申請 本県は240人 被災3県千人超す

8月8日 読売新聞:震災復旧で労災多発 宮城 死者3人、負傷者94人

8月17日 読売新聞:被災3県 労災死申請1535件 過去最多 宮城1000件超す

8月17日 河北新報: 労災遺族申請 1000 件超 宮城 津波被災 95%か

≪「東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~」(平成24年3月 厚生労働省労働基準局) より≫

今回の震災は、平日の14時46分という時間帯に発生したことから、多くの労働者が仕事中に被災された。このためケガ等をされた被災労働者には療養(補償)給付及び休業(補償)給付を、亡くなられた労働者の遺族には遺族(補償)給付を、迅速かつもれなく行う必要があった。

また、太平洋沿岸の地域は津波により工場等も被害にあったため、多数の企業が事業活動の停止を余

儀なくされることで多くの労働者の方に賃金が支払われないまま退職するという事態が生じる懸念が あったため、未払賃金の立替払制度に基づく救済等の対応を迅速かつ、もれなく行う必要があった。

このため、厚生労働省では、上記のようにあらゆる機会を活用し、周知・広報に努めるとともに、出張相談の際には懇切・丁寧な相談対応と請求書の受付等を行った。

また、今回の震災では、地震により発生した津波により、被災3県を中心に工場や家屋等の建築物が 損壊し、資材、備品、家財道具等あらゆるものが流出した。このため、被災労働者が労災保険制度や未 払賃金立替払制度等を利用するに当たり、申請や請求または調査に必要が書類が揃わないことが想定さ れ、柔軟な制度運営と迅速な対応が求められたことなどから、各種制度について種々の弾力的な運用等 の措置を講じるとともに、被災3局などの労働局・労働基準監督署では、次のような労災保険、未払賃 金立替払制度等の請求勧奨と相談対応などを行った。

i) 労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨と相談対応

避難所等へ赴き、制度の周知・請求促進を行う未払賃金立替払コンサルタントや社会保険労務士等の配置、業務処理を行う立替払実地調査員や労災保険相談員の増員・配置を行った。

また、未払賃金立替払制度について、被災3県の労働基準監督署が保管している就業規則も活用し、 同制度の対象となり得る事業場や労働者に対して、訪問・電話・ダイレクトメールで周知や申請勧奨 を行った。

労災保険制度について、被災労働者が全国に避難していることを踏まえ、7・8月の毎週、全国紙4紙、地方紙7紙で、未払賃金立替払と併せ、新聞広告等を行い、制度の周知を図った。

また、今回の震災は、津波で沿岸地域を中心に大きな被害を受けており、労働者の通勤を考慮して、海岸から概ね20 km圏内の地域を対象に、事業場を通じた請求勧奨の取組を行い、取組を行った事業場は約5万5千に上る(平成24 年2月末)。さらに、同地域の各戸へのリーフレットの配布等の取組を行った。

このような取組の結果、多くの労災請求がなされ、迅速処理の観点から、全国の労働局から被災3 局に延べ519人の職員を派遣したこと等から、遺族(補償)給付について、おおむね1か月で処理した。

<労働基準監督署で受理した申請等>

	岩手	宮城	福島	3県合計	その他
未払賃金立替払関係					
認定申請 (企業数)	57件	66件	26件	149件	
確認申請 (労働者数)	377件	390件	133件	900件	
労災請求件数	705件	1,588件	267件	2,560件	995件
(うち遺族給付)	(626件)	(1,284件)	(170件)	(2,080件)	(36件)
労災支給決定件数	685件	1,565件	255件	2,505件	982件
(うち遺族給付)	(607件)	(1,264件)	(161件)	(2,032件)	(36件)

[※] 未払賃金立替払については、平成23年3月22日~平成24年3月21日 労災保険については、平成24年3月22日現在

ii) 震災に伴う解雇、雇止め等の事案に対する啓発指導の実施

震災による直接又は間接 (原材料の仕入等が不可能となったこと等によるもの) の被害を受けたことに起因する解雇、雇止め等に対する啓発指導。478 事業場、612 事案 (解雇:407事案 雇止め等: 205 事案) (平成23 年 3 月22 日~1 月31 日)

iii) 心や体の不調を訴える被災者への対応

被災地域で、自らの健康に不安を感じる中小事業場の労働者を対象とした臨時の健康診断や、メンタルへルス相談を実施した。

<健康診断の実施状況>

	岩手	宮城	福島	3 県合計
受診者数	31,757人	56,204人	28,111人	116,072人

≪職員ヒアリング資料より≫

- ① 岩手局の労災保険・未払賃金建替払制度周知と請求促進の取組状況
 - i) 2012年1月末までの状況
 - ・ 電話を通じた被災状況調べ(全数):4,594 事業場
 - · 通信調査:2,219 事業場
 - ・ 事業主団体を通じた情報収集:13団体
 - ・ 請求促進指導員による個別訪問
 - ・ 震災孤児・遺児の保護者への周知方要請(孤児 93人、遺児 475人):195施設
 - ・ 介護老人施設等への周知方要請:333 施設
 - ・ リーフレットの各戸配布:388地区 17,328世帯(うち仮設住宅13,261世帯)
 - ・ 県内チェーンストア店舗へのポスター掲示:11事業所236店舗
 - ・ 県内民放テレビ 4 社において、30 秒のスポット CM を放送
 - ・ 地元新聞社への広告掲載及び災害 FM 局への放送依頼等
 - ii) 2012年4月30日までの状況
 - 対象事業場数:5,681事業場
 - ⇒ 上記の各種方法でも事業主と連絡がとれないのは9事業場のみ
 - ⇒ 把握した被災者 (死亡・不明): 1,235 件
 - →請求済を確認:632件
 - →適用外を確認:389件(事業主、役員等で特別加入未加入)
 - →対象外を確認:162件(休日、帰宅後の被災、公務災害など)
 - →他局の案件:28件
 - →未請求のもの:24 件
- ② 福島局の「津波被害労働者にかかる労災補償(遺族補償)」請求促進の取組内容

- ・ 2011年6月1日に「遺族補償給付請求書等処理センター」を設置。
- 事業場を通じた請求勧奨(適用事業場関係)
 - i) 津波浸水地域の1,428事業場に対し、電話及びアンケートにより死傷者の確認と請求勧奨を実施。
 - ii) 帰宅途中における津波被害を考慮し、津波浸水地域の周辺部に所在する 451 事業場に対し、アンケート調査を実施。
 - iii) 通勤範囲を考慮し、海岸から20キロの範囲に所在する8,853事業場に対してアンケート調査を実施。
 - iv)福島県警察本部が公表している死亡者のうち、雇用保険被保険者 140 人が所属する事業場に対して、 電話及び直接訪問により請求勧奨を実施。
- ・ 事業場を通じた請求勧奨 (未手続事業場関係)
 - ⇒海岸から 20 キロの範囲に所在する労働保険関係の未手続きの 1,328 事業場に対し、アンケート調査を実施。
- ・ 被災者等に対する働きかけ
 - ⇒避難所等において93回にわたり、請求手続き等に関する出張相談を実施。
- 地方公共団体を通じた請求勧奨
 - i) 福島県災害対策本部発行の避難者向け新聞への記事の掲載。発行部数は82,800部。
 - ii) 市町村
 - ⇒59 全市町村に対して、ポスターとリーフレットによる窓口での周知・広報を依頼。
 - ⇒全市町村に対して、広報紙(誌)への記事の掲載を依頼。
 - ⇒浜通り 12 市町村に対して、広報紙(誌)に併せてのリーフレットの配布を依頼。78,300部。
- ・ 各種団体を通じた請求勧奨
 - i) 第2種特別加入者団体を通じて請求勧奨。19団体、1,421人。
 - ii) 事業主団体に対して、リーフレットによる周知広報を依頼。
 - iii) 商工会、建設業団体に対して、機関誌への記事の掲載を依頼。
 - iv) 労働基準協会に対して、機関誌への記事の掲載を依頼。
- ・ 広告媒体を使用した請求勧奨
 - i) 地方紙に広告を掲載。週1回、8回掲載。
 - ii) 県内民放テレビ4社において、15秒のスポットCMを放送。
- ・ その他の取組
 - i) 年少者 (震災遺児・孤児) 関係 ⇒県内 7 児童相談所に対して、ポスター及びリーフレットによる勧奨を実施。
 - ii) 高齢者関係
 - ⇒社会福祉協議会及び介護施設に対して、ポスターの掲示を依頼。60協議会、204介護施設。
 - iii)被災者が日常利用する場所における周知
 - ⇒銀行、郵便局、ショッピングセンターに対して、ポスター掲示を依頼。金融機関 579 店舗、チェーンストア 95 店舗。

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 震災当時の仙台署長〔資料 1-2〕

(労災保険相談)

- ・ 労災の相談も、3月16日あたりから出始め、下旬から増えてきた。土日は労災の相談は少なかった。4月1日以降遺族請求も出始めた。遺族請求は5月連休前から増えてきて、連休明けには1日当たり20件を超えるようになった。四十九日を過ぎたとか、身辺整理がついたことなどもあったのではないか。
- ・ 労災関係で、1 年経過してからやっと気持ちの整理がついたということで、来たような遺族もいた。津波で親戚・兄弟などを亡くし家の外に出られなかったが、やっと手続きをとる気持ちになったという方もいた。癒されるのに時間がかかっている方もいる。

(労災・立替払の周知広報、掘り起こし)

- ・ 4 月中旬くらいから避難所回りを始め、自治体・仮設などにもチラシを持って行って広報した。
- ・ 仙台署として商工団体に会員事業所の状況把握結果を教えてもらえるよう文書要請したが、返事がなく、団体自体がそれどころではないとのことだった。
- ・ 4 月下旬から、労働局が浸水地域のデータを作り、それをもとに仙台署管内と石 巻署管内の浸水地域にある事業所のリストを作った(仙台署管内 1,380、石巻署管 内 3,243)。これらの事業所に対し、携帯電話を入手し、携帯と固定電話で通信調査 を始めた。場合によっては実地調査をやった。
- ・ 労災担当と立替払担当の非常勤職員で情報の共有化をしながら進めた。4月上旬からの応援職員が来てからは、応援職員にも手伝ってもらった。何回か電話してつながらなければ実地調査を行ったり、商工会や市町村に問い合わせたりした。ヒットする率は少なかったがしらみつぶしにやった。
- ・ 仙台署の非常勤職員が石巻署の管内についても地区割をして情報収集の応援をした。
- 仮設住宅が立ち上がるころには、仮設にもチラシを持って行った。
- 震災当時の釜石署長〔資料 1-3〕
 - 5 月以降、労災の遺族請求関係が量的にもさばききれない状態になった。絶対数が多く、証拠書類も流されている。他局応援の人(最大4人)にもやってもらったが、釜石署としても始めと終わりはかかわる必要があった。
- 震災当時の石巻署次長〔資料 1-4〕
 - ・ 労災と立替払の周知・掘り起こしは、一つの事業所に両方から行かないようにセットで行った。まず電話ローラーで、通じなければ事業主団体にも聞く・実地にも行く。雇用保険の離職票からもたどった(倒産・廃止状態かどうか)。

- ・ 労災の遺族請求については、気持の整理がつかない遺族の方が多かった。四十九 日、三か月、一周忌などに区切りをつける方もいた。
- 震災当時の石巻署労災課長〔資料 1-5〕
 - ・ 3月、被災した金融機関で4月の労災年金振込みができない場合には、年金受給者に連絡し別の金融機関か送金払に変更し、支払いを確保するよう労働局からの指示があった。しかし、連絡するにしても署及び相手の電話も使用できない。送金するにしても郵便局も津波で倒壊している。被災していない郵便局を検索し、帳票をいつでも入力できるよう準備した。当署のOCRが使用できないので、仙台署のOCRを借用することになった。その後、金融機関毎に振込みができるとの情報が入り、安堵した。
 - ・ 3・4 月、通常の保険給付支払は、日本銀行石巻代理店が被災し、回復しないため、仙台署資金前渡官吏の全面的な協力をいただいた。しかし、支給決定通知書を送付したものの、未到達になったり、振込不能の解消ができなかったり通常なら平易に解決できることがなかなか処理できなかった。
 - ・ 4月、管轄地域の電話が回復するにつれ、遺族請求の問い合わせが増加していった。 4月の遺族請求 46 件となり、今後も多くの請求書の提出が見込まれる。課長以下 4 名でどう処理していけばいいのか。局内の応援や他局からの応援をいただく予定と していますが、不安がつのるばかりだった。
 - ・ その中、4月6日受付した震災第1号の遺族請求書を同14日で支給決定することができた。ひとつひとつこなして行くしかないと心に決めた。

ウ 被災地での労働災害防止のための取組

≪新聞報道等より≫

2011 年 8 月 22 日 岩手建設工業新聞:復旧・復興の労災防止へ 建災防県支部 推進会議が初会合 8 月 27 日 岩手日報:復旧解体作業で 31 人死傷 県内 解体・補修現場で多発(岩手労働局)

≪「東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~」(平成24年3月 厚生労働省労働基準局) より≫

東日本大震災においては、津波により被災3県の沿岸部を中心に多数の建築物等が倒壊する等により、 膨大な量のがれきが発生した。

このため、被災地の復旧に当たっては、まずは、がれきの撤去作業が必要となった。この膨大ながれ きの撤去作業には、多くは地元の建設業者が対応しはじめていたが、中にはがれき撤去作業に不慣れな 業者も多数含まれており、また、撤去作業に従事する労働者も、震災により職を失った方が臨時的に作 業に従事する等、がれきの取扱や粉じん作業に不慣れな労働者ががれきの撤去作業に従事する事態が発 生し始めていた。 また、震災後2カ月経過する時点になると、がれきから飛散する粉じんや石綿に対するばく露防止対策 のほか、車両系建設機械との接触防止等従来の安全対策に加えて、夏季を迎えるに当たり、熱中症対策 も講ずる必要があった。

このため、次のような取組を推進・強化した。

- i) 被災地での労働災害防止のための取組(第1段階:震災直後)
 - ・ がれき処理作業を行っている現場等に対し、厚生労働省、各労働局、各労働基準監督署、建設業 労働災害防止協会並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施。また、 初めてがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、労働災害防止を指導。宮城県仙 台市(平成23 年4月22 日、28 日)、福 島県相馬市、新地町、いわき市(平成23 年4月27 日)、 岩手県宮古市、釜石市大船 渡市(平成23 年4月28 日)、岩手県と宮城県内(平成23 年4月29 日~5月5日)。
 - ・ 初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者に雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう労働局あて通知(講習会は、個人事業主やボランティアの人々も受講可能)(平成23年5月25日)。
- ii) 被災地での労働災害防止のための取組(第2段階:震災後約2か月~)
 - ・ 岩手、宮城、福島の3労働局が、本格化しているがれき処理作業での労働災害を防止するための 集中パトロールを実施(平成23年7月6日~8日、8月24日~26日)また、がれき処理作業を請け 負う地元の建設事業者を対象として、(i)安全衛生教育の実施の徹底、(ii)熱中症予防対策の 徹底、(iii)防じんマスクの着用の徹底等を内容とする集団指導を実施。

岩手県:宮古市(7月14日)、釜石市(7月15日)、陸前高田市(7月15日)、宮城県:気仙沼市(7月15日)

※8月23日時点で417現場をパトロール済み

・ マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局が無償配布 (防じんマスクの無償配布 (計25万個)、電動ファン付き呼吸用保護具無償配布 (600個) (第1次:2万枚(4月1日~)、第2次:7万枚(4月11日~)、第3次:10万枚(6月8日~)、第4次:6万枚(6月30日~))。

※石綿濃度測定延べ100地点実施

≪職員ヒアリング資料より≫

[岩手労働局における取組例 (2012年4月現在)]

- 労働災害防止対策に関して建設業関係団体に対する局長要請
 - ① 3月18日、② 3月29日、③ 8月8日
- ・ 労働災害防止対策の徹底に関して警備業協会に対して要請を9月30日に実施
- ・ 安全衛生パトロールの実施(55回、宮古、釜石、大船渡、二戸各監督署管内) (内訳)

 4月:6回(62現場)
 5月:5回(13現場)
 6月:3回(18現場)

 7月:9回(113現場)
 8月:7回(60現場)
 9月:4回(7現場)

 10月:1回(3現場)
 11月:3回(13現場)
 12月:3回(12現場)

1月:6回(11現場) 2月:4回(7現場) 3月:4回(5現場)

・ 建設業者等に対する集団指導・研修会の実施

7月:3回(106名) 11月:5回(63名) 12月:1回(12名)、

1月:2回(29名) 2月:3回(157名)

保護具等の配布

- ① フィルター交換式防じんマスクの配布(1.5万枚配布済み)
- ② 簡易防じんマスクの配布 (8.6 万枚配布済み)
- ③ 手袋等保護具の配布 (作業用手袋: 2280 双、防じんゴーグル 850 個配布済み)
- ④ 電動ファン付き防じんマスクの配布(142個配布済み)

〔宮城労働局における取組例〕

· 資料6参照

≪職員ヒアリング記録より≫

- 震災当時の仙台署長〔資料 1-2〕
- ・ 自分が仙台署長のころ(2011年6月まで)からガレキの処理に着手しはじめていた(仙台東道路の東側)。地元建設協会を受け皿に、地域割をして農地・道路のガレキ撤去を進めていった。警察・消防が現場に拠点を持っていて、遺体が発見された都度確認していた。
- ・ 仙台のガレキ処理では、粉塵のみでなく、アスベストの恐れ、化学工場があるため化学薬品的な異臭もあって有害ガスも想定されたので、防塵マスク・不浸透性手袋のみでいいのかという危惧もあった。マスクも普通のサージカルマスクでなく国家検定品をしっかり顔に密着させるよう指導してきた。幸い、その関係の被害は聞いていない。
- ・ がれき撤去工事現場や解体工事現場では、重機作業計画の作成、作業半径内の立ち入り禁止、有資格者の適正配置等重機災害の防止指導、適切な防塵マスクの直用等飛散アスベストによる健康障害防止指導等を中心に取り組んできた。
- 震災当時の石巻署次長「資料 1-4〕
 - ・ 安全パトロールについては、石巻署として計画を立てて局主導のもの以外にも頻繁に行っていた。マスク、靴、手袋を配りながら。

エ 労働保険料の免除等

- ≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫
- ・ 労働保険料に関しては、平成 23 年 3 月 24 日に被災地域にある事業場について納付期限等を延長する旨を 告示するとともに、震災の影響の甚大さに鑑み、雇用の維持の支援の観点から、同年 5 月に成立した東 日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により、被災地の事業場で震災によ る被害を受けたことにより賃金の支払に支障が生じているなどの場合には、最大で平成 23 年 3 月 1 日か ら平成 24 年 2 月 29 日までの 1 年間について、労働保険料の免除措置を講じた。

(2) 職業安定行政(ハローワーク)関係

ア 雇用保険業務

① 雇用保険の受給に際しての手続きの流れと特例の実施

(原 則)

雇用保険の被保険者(加入者)が離職するに際し、通常は事業主がハローワークに離職証明書(離職日や離職前の賃金を記載したもの)を提出し離職票の交付を受ける。離職した労働者は、通常の場合、これを事業主から受け取ってハローワークに出向き、受給資格決定(受給資格の有無、給付日数、給付日額等の決定)を受ける。その後、受給資格者に対する説明会を経て、4週間に1回づつハローワークで「失業の認定」を受け、給付金の振込を受ける(毎月の受給者の人数は「受給者実人員」)。支給を受けることができる日数は、離職理由、被保険者だった期間、年齢等に応じて90日から360日である(給付日額は、離職前の賃金日額の50~80%)。この日数をさらに延長することを「給付日数の延長」や「延長給付」と言う。

ただし、事業主の被災や所在不明などで、離職した労働者が事業主から離職票を受け取ることができないときは、労働者が自分でハローワークに行き、離職票の作成を求めることができる(以下「個人請求」と呼ぶ場合がある。)。この場合、ハローワークは事業主の証明に基づかず、職権で離職票を作成する。

(震災に伴う特例の実施)

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年3 月厚生労働省職業安定局」より≫

震災の発生翌日には、過去の震災発生時の教訓を活かし、災害救助法の指定地域にある事業所の事業が災害により休止・廃止したために、一時的に離職した場合も雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施するとともに、翌 13 日には、「東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくても雇用保険の基本手当を受給できる特例を実施した。これにより、被災者にとっては離職・失業という形をとらずに、一定期間の所得保障を受けることが可能になった。

また、自宅を失い、遠方に避難している被災者のために、住居を管轄するハローワーク以外のハローワークでも受給できる特例を、12 日から実施した。さらに、休業中も受給できる特例により受給する際に必要となる休業票(※)の作成に当たって、災害の影響や被災者の避難状況により、証拠書類の確認が困難な場合等もあることから、特例的に、関係者の証言や当該地域での賃金相場等に基づき職権により休業票を作成することができることにする等の措置も講じた。

※ 休業の場合の雇用保険の特例措置においては、上記(原則)の「離職証明書」は「休業証明書」、 「離職票」は「休業票」となるが、記載内容はほとんど同じである。

② 雇用保険以外の震災直後における被災者・避難者の収入等確保の途

震災直後に被災者が活用できた雇用保険以外の当座の収入等確保に資する制度としては、次のようなものがあったが、基本的に 1 回限りの少額のものであり、また、a)については早い段階で予算も枯渇している(その後 7 月下旬に「生活復興支援資金貸付」の受付が開始)。すなわち、後に述べる義援金、弔慰金、生活再建支援金や賠償金等が支給されるまでの震災後初期のころには、離職した場合又は休業して賃金支払いがなくなった場合の収入確保の手段が雇用保険以外にはほとんどなかったということができる。

このことも、特例措置を含む雇用保険給付に対するニーズの急激な高まりの背景である。

- a) 社会福祉協議会が被災者に対し、当座の生活費(10万円、条件により20万円)を貸し付ける生活福祉資金貸付(緊急小口資金特例貸付)を行っていた。宮城県社会福祉協議会では3月27日から当分の間ということで実施し、厚生労働関係の避難所等へのワンストップ出張相談のメニューにもなっていた。しかしながら、もともと小口の資金融資制度であるうえ、早期に予算がなくなり活用できなくなった(福島では4月末ごろに枯渇)。
- b) 被災地の多くの地方銀行は、被災者は本人確認ができれば 10 万円まで引き出し可能な措置を行っていた。

なお、これらの他に、現物支給としての避難所等での食糧・衣料等の支援物資の 配給の意義は多大であり、避難所のみでなく自宅に居住しながら食料等の支援が必 要な在宅避難者も多数発生していた。仮設住宅への移転が進められた際には、避難 所と違い食料配給等が原則としてなくなること等への不安が大きくなった。

≪新聞報道等より≫

2011 年 4 月 5 日 岩手日報: 在宅避難 2 万 4 千人 岩手県の避難者全体のほぼ半数 物資供給、支援が課題

- 3日現在の岩手県の避難者は4万9020人、内訳が避難所生活者が2万4693人、在
 宅は2万4327人。
- ・ 在宅避難者は避難所の食料、自衛隊の給水が頼りだが、避難所の物資を在宅者に十 分渡さずにトラブルになるケースもある。

4月13日 岩手日報:避難所出ても生活費不安 雇用促進住宅や仮設入居者 食料は支援対象外

・ プライバシーが確保された生活を喜ぶ人が多い一方、生活用品の購入、光熱費や食費など金銭面の負担や生活再建への不安は根強い。災害救助法では仮設住宅の入居者への食料配給などは対象外になっているが、市町村もどこまで支援すべきか頭を悩ませている。

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 震災当時の平所長〔資料 1-12〕

「美容院・飲食店等の自営業者の被災者については、雇用保険(休業の場合の特例給付含む。)のような保障がない状況にあり、安定所に相談に来た人が多数あった。被災者に当座の生活資金(10万円、条件により20万円)を貸し付ける社会福祉協議会の生活福祉資金貸付(緊急小口融資)は、7億円の申し込みがあり予算が枯渇して、4月28日には申し込みを中止した。このためハローワークでは、生活保護窓口への誘導や訓練・生活支援給付金の説明をしたが、基金訓練は施設の被災や講師の確保が出来ないことで、予定の講座のほとんどが中止になった。」

③ 雇用調整助成金等との関係と雇用保険のリセット問題

・ 被災し事業停止に追い込まれた多くの事業主は、事業再開までの間、又は事業再開か廃業かを決めるまでの間、従業員を解雇するかどうか等の問題に直面した。これについての問い合わせが労働局や監督署・ハローワークに多数寄せられたことは、次のような新聞記事にも取り上げられている。

≪新聞報道等より≫

3月30日 河北新報:問い合わせ3万件 宮城など東北4県労働局

- ・ 宮城労働局によると、経営者側からは「休業したいが、従業員の雇用を維持するため の助成制度はないか」などの相談が多い。労働者側からは「休業中の会社から休業手当 をもらえるか」といった声が目立つという。
- このような中での選択肢として、大きく分けると、次の3種類があった。
 - i)労働者を休業の状態にして休業手当を支払い、雇用調整助成金(略称「雇調金」。中小企業の場合の名称は「中小企業緊急雇用安定助成金」。)を活用する。この場合、企業規模等に応じて労働者に支払う休業手当の2/3~9/10が雇用調整助成金として支給されるが、残りの1/3~1/10は事業主が負担する必要があり、また相当の緩和が行われたが支給対象日数等にも一定の限度があった(下記イ参照)。
 - ii) 労働者を休業の状態にして賃金を払わず雇用保険の特例措置(休業給付)を活用する。この場合、労働者側では、いったんこれを受給してしまうと、早期に操業再開等で休業状態が解消されても、以後の被保険者期間がリセットされてしまう(その後離職した際に、受給資格を得るためにも、給付日数の計算上も不利になる場合が生ずる)という、いわゆる雇用保険の「リセット問題」が発生する。また、逆に、途中で再開のめどや再雇用のめどが立たなくなった場合には、特例措置(休業給付)から通常の失業給付に切り替わることになる。なお、今回、結果的にではあるが、2回の延長給付(個別延長給付と特例延長給付)までは休業状態のままで受けることができ、3回目の延長給付である広域延長給付については、「離職し求職活動をする」ことが条件になった。

- iii) 労働者を解雇して雇用保険の失業給付を受けさせる。この場合、再雇用の予約がある一時的な離職であっても、特例的に支給対象となった。
- ・ これらの選択は、個々の事業所の資金力や事業の再開見通しに応じて行われたと考えられる。すなわち、資金力があり、再開の見通しも立てやすい事業所は、従業員とのつながりを維持するためにも、i)を選択したであろう。また、再開の見通しが非常に厳しければii)を選択したであろう。雇調金等を使う資金力はないが、再開の意思はあり、従業員とのつながりも維持したい場合にはii)を選択したと思われる。
- ・ ただし、ii) の場合、i) に比べて、従業員に対して「雇用保険のリセット」という不利益の可能性を負わせることになるため、事業主からも労働者からも苦情や制度改善の要望が出た。
- ・ 現在のリセットを伴う雇用保険特例措置(休業給付)の仕組みは、①「当初休業扱いを選択したものの、結局事業再開の見通しが立たずに離職」という、災害時に可能性の高いパターンへの対応が制度的・技術的に容易なこと、②意図的な濫用を防ぐ歯止めになること、などから、変更が困難な面があると思われるが、事業主・労働者に説明するに際して苦労する場合が多々あったこと等は記録しておく必要があると考える。
- ・ なお、事業主がこれらの選択を行うに当たり、石巻所が震災後の3月末から4月 はじめにかけて約1千社に対して行ったような、所内及び出張での説明会により事 業主に直接、雇用保険特例と雇用調整助成金の説明を行うことは、適切な選択のた めに有益だったと思われる。

④ 被災地における雇用保険業務激増の状況

i)業務月報より

図 2-1、2-2、2-3、表 2-2、2-3に、震災発生以降の月における被災 3 県での雇用保険関係の業務量を示す指標(離職票・休業票交付件数、受給資格決定件数、受給者実人員)の増加状況を示す図表を掲げた。当面の収入源を失った被災地住民のニーズが殺到した状況が表れている。

特に、表 2-3 に掲げた被害が著しかった地域のハローワーク(抜粋)における業務の増加状況は極端であり、前年同月の 10 数倍から 30 数倍にまでなった所もある。4月・5月は例年、年度末の離職者が新たに雇用保険受給手続きを行うため、これらの業務が多くなる月である。その例年の繁忙期に比べてこれだけの倍率であるから、現地のハローワークが震災発生後の危機対応に引き続き、業務面での非常事態を迎えたことがわかる。

なお、津波の直撃を受けて庁舎自体が使用不能となり臨時窓口を転々とした気仙沼所のような場合には、雇用保険業務処理システムが全部又は一部使えない期間が長くなり、この間他のハローワークや労働局のシステムでの代行入力が行われた。また、福島については、福島原発事故に伴う避難中の事業主・労働者が県内他地域や県外の避難先で離職票・休業票の交付を受け、その際、当該避難先のハローワークがデータ入力処理のみでなく交付手続き全体を代行処理したケースも多かった。代行入力を含む代行処理の場合は、元の管轄所の数値として計上される。(2 の(2)、資料 3-3 参照)。

7月以降は、離職票等の交付件数と受給資格決定件数は落ち着きを見せるが、受給 者実人員は給付日数が3回にわたって延長されたこともあり、以後も高い水準を続け る。

140000 〔計119,776〕 120000 100000 4277580000 ■福島 〔計52,872〕 ■宮城 60000 51689 ■岩手 15999 40000 23312 20000 25312 13561 0 -2011年3月12日~6月5日 前年同期

[図2-1] 被災3県における雇用保険離職票・休業票の交付件数(速報値)

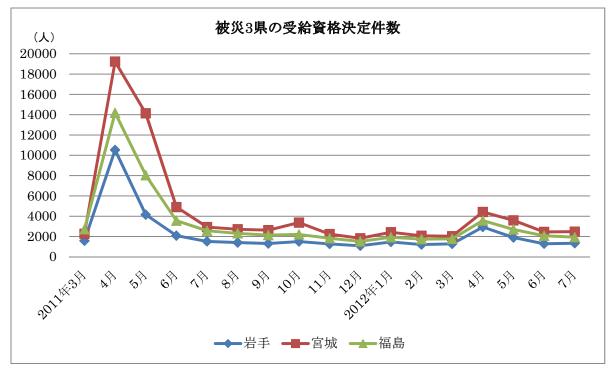
(資料出所:厚生労働省発表資料より作成)

[表 2-2] 被災 3 県における震災後初期の雇用保険受給資格決定件数・受給者実人員

	都道府県	2011年3月	4月	5月	6 月
○雇用保険	岩手県	1,583	10,527	4,151	2,088
受給資格	宮城県	2,271	19,229	14,134	4,901
決定件数	福島県	2,708	14,188	8,039	3,560
	3 県計	6,562	43,944	26,324	10,549
	対前年同月比	▲ 11.4	213.1	215.1	49.7
○雇用保険	岩手県	6,872	12,102	14,947	15,752
受給者実	宮城県	10,673	19,845	31,637	35,410
人員	福島県	9,811	18,056	23,753	25,816
	3 県計	27,356	50,003	70,337	76,978
	対前年同月比	▲ 24.0	41.6	110.2	108.3

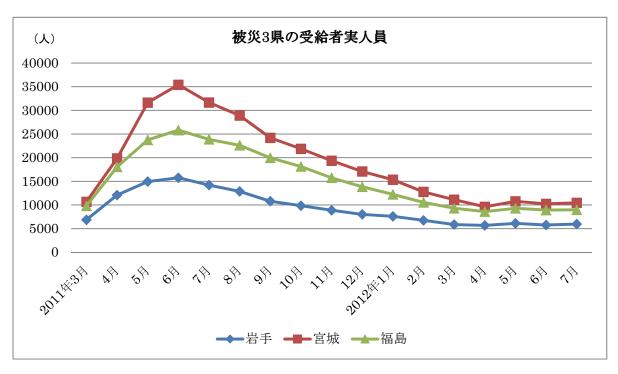
(資料出所:厚生労働省作成資料より)

[図2-2]



(資料出所:厚生労働省作成資料より)

[図2-3]



(資料出所:厚生労働省作成資料より)

[表 2-3] 被災地ハローワーク(抜粋)における震災後初期の雇用保険業務状況(月報) ※ 受給者実人員は延長給付分を除く。

※※ 各労働局作成・提供資料から作成。

○ 岩手労働局管内

宮古所	2011年4月		5月		6 月	
	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比
離職票·休業票交付	1,806	234. 4	376	141.0	209	41. 2
受給資格決定	1,912	666. 2	383	277. 5	116	110. 5
受給者実人員	1,751	305. 6	1,965	343. 5	2,042	334. 2

釜石所	2011年4月		5 月		6 月	
	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比
離職票·休業票交付	1,752	537. 1	204	74. 4	129	61.3
受給資格決定	1,652	1, 163. 4	317	417. 1	166	230. 6
受給者実人員	1,448	422. 2	1,660	525. 3	1,855	534. 6

大船渡所	2011年4月		5 月		6 月	
	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比
離職票•休業票交付	3,623	1, 046. 5	557	388. 6	172	▲ 11.8
受給資格決定	2,781	1, 571. 2	1,152	1, 097. 1	189	239. 2
受給者実人員	1,707	455. 2	3,699	860. 2	3,646	836. 2

○ 宮城労働局管内

気仙沼所	2011年4月		5 月		6 月	
	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比
離職票•休業票交付	5,730	1, 354. 3	1168	722. 5	226	60. 3
受給資格決定	2,543	1, 204. 1	3097	3, 126. 0	388	479. 1
受給者実人員	993	131.5	5056	1, 164. 0	5,487	1, 135. 8

石巻所	2011年4月		5月		6月	
	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比
離職票•休業票交付	7,871	927. 5	1216	251. 4	821	162. 3
受給資格決定	6,241	1, 225. 1	2466	735. 9	963	271. 8
受給者実人員	4,313	248. 7	7585	616. 9	8,631	574. 8

仙台所	2011	年4月	Ę	5月	6 月		
	件数·人数 対前年同月比		件数・人数	件数・人数対前年同月比		対前年同月比	
離職票•休業票交付	15,339	56. 2	5842	60. 0	4,196	14. 4	
受給資格決定	6,179	97. 9	4941	146. 9	2,088	24. 3	
受給者実人員	8,471	25. 2	10962	68. 6	12,479	67. 3	

○ 福島労働局管内

(注) 1 相双所は、相馬出張所・富岡出張所分を含む。 2 平所は、磐城出張所・浪江出張所分を含む。

相双所	2011	年4月	5	5月	6 月		
	件数·人数 対前年同月比		件数·人数	対前年同月比	件数・人数	対前年同月比	
離職票•休業票交付	10,544	1, 408. 4	2,298	732. 6	868	210. 0	
受給資格決定	3,282	754. 7	1,636	549. 2	451	110. 7	
受給者実人員	2,965	180. 0	5,188	471. 4	5,258	372. 8	

平所	2011	年4月	5	5月	6 月			
	件数·人数 対前年同月比		件数·人数	牛数・人数 対前年同月比		対前年同月比		
離職票•休業票交付	4,558	234. 9	1,552	154. 0	1,024	75. 0		
受給資格決定	2,954	325. 0	2,159	329. 2	781	74. 7		
受給者実人員	3,598	64. 5	5,260	174. 1	5,974	174. 3		

ii) 業務日報より

- O 被災3局沿岸所の「離職票(休業票)交付・受給資格決定日報」(2011年3月~5月) [資料3-1]
 - ・ 資料 3-1 に 2011 年 3 月~5 月の「離職票(休業票を含む。)交付・受給資格決定日報」を掲げた。この資料は業務システムのデータ処理件数であり、データ処理日ベースである。繁忙状況の中では離職票(休業票)交付申請の受付日、データ処理日、交付日は異なることが多い、気仙沼所のように津波で庁舎が使用不能になり他所での代行入力を行うと、書類の持ち運び等に日数を要するのでこれらの日がより乖離していく。ただし、基本的に自所のシステムで離職票(休業票)の入力処理をしていた石巻所では、膨大な交付申請量にもかかわらず原則として受付の当日又は翌日交付するようにしていた。

受給資格決定者数もデータ処理日ベースであり、受給資格決定日よりもそのデータ処理日の方が遅くなる(離職票交付の遅延が受給の遅れに直結するのと異なり、

初回の受給者の来所日(受給説明会や初回認定日)までの間に入力されれば、受給 自体には影響しない。)ことに留意が必要である。

・ 沿岸所のみ掲げたが、甚大な災害被害を受けた地域に共通の傾向と、その中でも 被災状況による違いなどを見ることができる。

(岩手局の場合)

・ 資料 3-1 で岩手労働局管内の沿岸所の離職票(休業票を含む。)交付データ処理 状況を見ると、いずれも3月末ごろから処理が急増しはじめ、4月はじめから半ば にかけてピークを迎えるという傾向になっているが、大船渡所だけは、3月末の出 だしが遅く、3月30日にいきなり第一のピークを迎え、その後4月12日の極端な ピークの後も4月中旬いっぱいまで高水準が続く。これは、大船渡所の業務処理シ ステムが津波でダウンし4月初めまで使用できず、その間資料3-3にあるように、 遠野出張所での代行処理に依存していたことと関連する。

岩手沿岸所の受給資格決定データ処理は、4月上旬から増え始め、同月いっぱいはピークが続く。大船渡所については、管内の津波被害が特に大きかったことと、上記のように代行処理で離職票(休業票)の交付が遅れたことから、4月中旬から5月上旬まで長いピークが続いている。

(宮城局の場合)

・ 同様に宮城労働局管内の沿岸所の離職票(休業票を含む。)交付データ処理状況を 見ると、3月下旬から増加を始める。石巻所のピークは3月末から4月上旬だが、 仙台所のピークは5月上旬まで続いている。気仙沼所の離職票(休業票)交付デー タ処理は4月上旬から増加しはじめ、4月中旬がピークとなったが、システム端末 がない臨時窓口で業務を行っていたため、他所に書類を持ち込んで代行入力(2(2)、 資料3-3参照)をしていたことから、処理が遅れがちになったことによる。

宮城局沿岸所の中で、仙台所と石巻所の受給資格決定データ処理は、3月末から増加をはじめ、4月中旬から5月上旬まで長いピークが続く。石巻所ではこの間、自所だけでは入力業務を捌ききれず、古川所での代行入力も行っている(突出して処理の多いのは、自所での入力処理と代行処理が重なった日であろう。)。気仙沼所については、上記の事情で離職票(休業票)交付が遅れたため、受給資格決定処理のピークは4月下旬から5月中旬である。

(福島局の場合)

資料 3-1 における福島労働局管内の沿岸所は平所と相双所の2所となっているが、相双所のデータには、相双所の富岡出張所(原発事故避難区域内)と相馬出張

所の数字が含まれている。同様に、平所のデータには、磐城出張所と勿来出張所の数字が含まれている。相双所の離職票(休業票を含む。)交付のデータ処理については、原発事故避難者(労働者・事業主)が、避難先での最寄の所に対して休業票の交付申請(労働者の場合は労働者個人からの請求)をして、それを受けた所が相双所の代行処理を行った件数(2(2)、資料 3-3 参照)が多く含まれている。特に富岡出張所分については、住民のほとんどが原発事故から避難したことから、その休業票又は離職票の交付処理は労働者・事業主の避難先の所において代行処理として行われたことになる。その処理のピークは、3 月末から 4 月中旬にかけてである。平所については、原発事故でいったん多くの住民が避難したものの、早めに帰還した人も多かったことから、処理のピークは 4 月上旬である。また、代行処理も少ない。

相双所の受給資格決定については、休業票・離職票ほど数が多くなく、また、代行処理も少ない。これは、休業票・離職票交付処理の段階では、避難元の所の代行処理として行った所も、受給資格決定の段階では、自所に求職申し込みした者又は自所管内に居住する者として扱い、代行処理をしなかったケースが多かったからであろう。相双所・平所とも受給資格決定のピークは4月中旬から5月上旬となっている。

⑤ 雇用保険業務激増への対応(職員ヒアリング記録等より)

i)津波被災地における対応

[石巻所の場合]

- ・ 石巻所の場合、中心市街地まで津波被災した都市としては最も大きな人口を抱えているだけに、震災後の離職票等の交付、受給資格決定から失業認定に至る雇用保険業務量の激増ぶりは沿岸所の中でも特に著しかった(表 2-3、資料 3-1)。
- ・ 震災当時の石巻所長が作成したメモによれば、「3月、4月の雇用保険業務は、業務の内容により例年の数倍から十数倍に相当する業務量となり、我々の事務処理能力の限界を超えるものであった。来所者は、常時200~300名ほどが毎朝並んで待っているという状況で、庁舎内は常にごった返し、電話は鳴りっぱなし。このようなすさまじい状況は、3月~5月上旬頃まで続き、お客さんの中には、この状況を見て、引き返していく姿もしばしば見られた。」、「このような状況の中、職員全員体制で、雇用保険に係る各種の手続きの対応を行ったところである。休みは取れず、昼食は夜とらせていただいた。このようなことから、体調不良の職員が出始め、ハローワークが崩壊するかどうかの瀬戸際の状況で、よく持ちこたえ、この異常な事態を乗り切ったと思っている。」との記録がある。
- このような中での、石巻所における震災後の雇用保険の処理状況や工夫のポイントとしては次の点があげられる。

- ◇ 3月下旬から4月上旬にかけて所内・出張の両方で事業主説明会を頻繁に行い、 約1,000社に対して雇用保険の特例と雇用調整助成金についての説明を行った。
- ◇ ほぼ所内全員体制で、離職票・休業票の交付と受給資格の決定を行った。
- ◇ 震災後 2011 年 4 月までの離職票・休業票の交付数のうち休業票の割合が 2 割弱だった。
- ◇ 事業主との連絡がとれない等の事情で、事業主がハローワークに離職証明書を 提出して行う通常の離職票・休業票交付手続きによらずに、労働者個人が直接ハ ローワークに離職票・休業票の交付(職権交付)を請求するケースも相当(合計 で何百件も)あった。個人請求は途中から増えてきたが、労働者に会社の方に連 絡をとってもらい、結局、職権交付でなく、通常の離職証明書による手続きで処 理できたようなケースもあった。
- ◇ 離職票・休業票の当日・翌日交付に努め、遅くとも受付の2日後には交付していた。
- ◇ 書類が流された事業主が相当あり、代わりの書類(税務書類等)で確認したり、 離職票交付の際賃金欄を空欄にしておき、受給資格決定時に労働者が保管してい た給与証明・源泉徴収書類で確認するなどの代替手段も使っていた。
- ◇ 受給資格の決定については、大量のニーズを円滑・的確に処理するため、玄関 や会議室等の庁舎スペースを有効に使って、処理の流れ(来所目的に応じて途中 で枝分かれしていく)を作った。
- ◇ その際、会議室を受給資格決定の専用部屋にし、10~12 人体制(他所・他局からの応援も含む。)で1人15分程度かけて処理した。また、通常の失業給付の人は別の会議室に誘導し、10~20人溜まったら説明会を即日行う(通常の場合には受給説明会において交付する受給資格者証は、初回認定日に交付)という、当時の状況に照らせばそれぞれ的確と思われる工夫も行っていた。

[釜石所・大船渡所の場合]

- ・ 岩手局で津波被害の甚大だった地域を管轄する釜石所・大船渡所でも表 2-3 や 資料 3-1 に見られるような業務量の激増に見舞われている。その中での処理状況 や工夫のポイントとしては次の点があげられる。
 - ◇ 離職票・休業票を大量に交付する場合、集合受付も行った。その際は、日時を 決めてその事業所の離職者・休業者に集まってもらい、集合での離職票交付・受 給資格決定・受給者への説明を行った。
 - ◇ 大船渡所では、4月初めごろまでシステムが動かなかったので、遠野所での代行入力を行った。離職票等の作成については、処理件数も多く、代行入力のために時間もかかるので、事業主が提出する離職証明書のコピーを(離職票を交付す

るまでの控えとして)事業所に渡していた。

- ◇ 受給者説明会については、釜石所では、受給資格決定と受給者説明会の同時実施もかなり行った。大船渡所では、1回50人×1日4回(説明時間30分)の受給者説明会を4月~5月いっぱい行った。
- ◇ 大船渡所では、受給資格者証に貼付する写真も撮れない状況なので、免許証の写真をコピーして、受給資格者証に貼り付ける写真の代わりとした。
- ◇ 北海道局からの応援職員が、北海道での雇用保険特例一時金の場合の受付から 受給資格決定・受給者説明会までの流れの事務処理方法を確立していたので、処 理がスムーズに行えるようになり、大変参考になった。
- ◇ 震災対応のため相談員が増員されたものの、研修等をする時間がない中で、北海道局からの応援職員や、その後応援に来た愛知局の職員に相談員の研修を行ってもらうことで業務が回るようにするなど、応援職員の活用の工夫も行っていた。

[気仙沼所の場合]

- ・ 庁舎が津波の直撃を受け狭隘な臨時窓口を転々とし、他所での代行入力を行いながら離職票等を作成した気仙沼所では、受給資格決定のピークが4月下旬から5月中旬になった。極めて困難な状況の中で、他所や応援職員の支援を得て乗り切ったが、処理のポイントとしては次の点があげられる。
 - ◇ 臨時窓口では業務システムがなかったので、通勤の際、入力する帳票を内陸の 迫(はさま)所に持ち込み、迫所で気仙沼所職員が2名常駐して入力した。さら にその一部は迫所から築館所・古川所に転送して処理した(これにも職員通勤を 使った)。岩手局管内の一関所にも直接持ち込んだ。

このように一所では代行入力を受けきれず、多くの所で代行入力していたので、 処理に $2\sim3$ 週間かかり、事業主からクレームもあった。

- ◆ 4月11日から気仙沼プラザホテルに移ってからは、受給資格の決定の山となり、 全員で雇用保険の相談・手続きをした。しかし、雇用保険の経験者が少なく、県 外応援が入るまでは体制的に苦しかったところ、4月18日からは県外応援で、現 役の給付のスペシャリストが10人くらい入ってくれたので一息つけた。その際、 他局の多くの人と接したことはよかった。
- ◇ 困難だったことは、振り込み不能になったが受給者と連絡がつかないというケースがあったこと。入力誤りもその原因になった。このため、受給者と連絡をとるため、避難所を回ったこともあった。

[仙台所の場合]

震災当時の仙台所次長が「政府広報オンライン」で述べているところでは、「(3)

月 22 日に通常の庁舎スペースでの業務が可能となったが、それ以降)震災の相談 だけで、1日200人以上の事業主の方や従業員の方が来所されました。会社が津波 で流されてしまった。帳簿類が紛失してしまった。社長が行方不明になった。特例 措置の内容が知りたい、といった数多くの相談が寄せられ、問い合わせの電話も一 日中鳴りっぱなしの状態でした」、「4月中旬から5月中旬まで、給付課では、(雇用 保険) 失業給付の新規の受給資格決定が1日当たり400~500人になり、待ち人数 が 200 人、待ち時間が平均 3~4 時間、長い人で 8 時間待ちもありました。失業給 付の受給者が4週に一度来所する失業の認定では、1日に1000人~1500人、待ち 人数が 100 人以上となりました。いずれも前年の 2 倍~4 倍の業務量となり、通常 は平日の17時15分までの開所時間を19時まで延長し、土日祝日も開庁しまし た。それでも手続きが終了するのが 22 時、事務処理が完了するのは日付が変わっ てから、ということがたびたびありました」、「職員は,困難な通勤や膨大な業務量 を抱え、疲労困憊していました。先の見えない不安、食事もまともにとれず、休み もない状況の中で、東北人の底力でなんとか踏ん張っていました。そのような中、 4 月になったら全国から大勢の職員が応援に来ることが知らされ、なんとかやって いけるという希望を持てるようになりました」(資料1-18)

ii)福島における対応

福島においては、福島第一原子力発電所事故による避難者(政府等の避難指示による避難者と自主避難者)が、原発から遠く、かつ居住環境の少しでもいい場所に移るべく県内の避難所を転々とした。ツテをたより県外に避難したケースも岩手・宮城に比べれば格段に多い。双葉町のように集団で県外に避難したケースもある。

このような中で、事業所の労働者と事業主がばらばらに避難しお互いに連絡がとれなくなるケースも多発したことから、行政側の周知や避難所等での口コミにより雇用保険の特例措置(休業給付)について知った労働者が、休業給付の手続きを求めて避難場所のハローワークに来るケースが多かった。

このような避難中の労働者に関しては、事業主と連絡がとれないものの、原発事故や避難指示、被災等の影響によって事業所が休業中なのは明らかであり、かつ、自らは働けずに賃金が得られない状態だったので、特例措置に関する情報さえ得られれば休業給付を求めて自らハローワークに殺到するのは自然なことだったと考えられる。

資料 3-3 の代行入力の資料によれば、原発事故の避難指示区域を管轄している相 双所と同所富岡出張所の管内住民が、県内の平所、福島所、郡山所などで手続きを求 めたケースが多かったことがわかる。また、県外では新潟の柏崎所、山形の米沢所、 宮城の仙台所で手続きをしたケースも多くなっている。埼玉の行田所も、双葉町の集 団避難に伴う雇用保険の処理を行っている。 このような中での福島県内各所の雇用保険の業務処理の量的な激増状況は表 2-3 や資料 3-1 で見ることができるが、質的にも津波被災が中心だった地域のハローワークとはまた異なる困難性を伴い、その状況に応じた工夫もなされた。

- ・ 震災当時の福島労働局総務部長(資料 1-11)や平所長(資料 1-12)、郡山所長(資料 1-13)からのヒアリング記録を総合すると、福島における処理状況や工夫のポイントとして次の点があげられる。
 - ◇ 特例措置のうち、休業票の作成を求める避難中の労働者が3月末~4月上旬より ハローワーク窓口へ殺到。4月中旬まで所内はすし詰めの状態。5月いっぱいは大 変な状況だった。労働者又は事業主の避難先のハローワークとの連絡・やりとりを するが、四者間(労働者・事業主・それぞれの避難先ハローワーク)のやりとりに なる。そのための電話が鳴りっぱなし。その整理も大変だった。
 - ◇ 特例による休業給付に関しては、テレビテロップでの周知の効果が大きく、ガソリン不足解消、避難所における口コミと相まって、4月上旬から避難先のハローワークへの殺到となった。
 - ◇ 福島局独自で「パンフレット」を作成し(休業給付の手続きに必要なものをあらかじめ明示しておいて)、利用者の準備不足を解消した。
 - ◇ 避難中の労働者が休業給付の手続きを求めてきていた場合には(別の避難先等にいる)事業主と電話で連絡をとるよう努力し、連絡が取れた場合には雇用や賃金状況を確認。その後、事業主の方で近くのハローワークへ行き休業票を作ってもらうケースと、電話での聞き取りのみでその場で休業票を作ってしまうケースがあった。事業主が他所で離職票・休業票を作っていたら、それを FAX で送ってもらった。事業主と連絡をとることが無理ならば本人申告(給与明細・源泉徴収、疎明書等)に基づき作成し本人に交付した。
 - ◇ 休業票の作成・交付と受給資格決定までを(中抜きで)1日で行った。
 - ◇ 対応する職員も、休業票の作成は初めてであったことから、窓口の待ち時間は5時間を超えるハローワークもあった。郡山ハローワークでは最長8時間ということもあった。その際、雇用保険のリセットを避けたい人がクレームを言っていたこともあったが、必ず説明して了解を得ていた。
 - ◇ 休業票の作成を含めた雇用保険適用業務は、4 月中旬を迎えてピークを過ぎ、そのまま認定業務へ移行。
 - ◇ 受給資格の決定では、「休業票」の人(求職者でないので「求職票」を書く必要がないと「離職票」の人(求職者)を分けて実施した。同時に、受給資格決定や職業相談の簡略化も実施。

◇ 4月11日から局外からの応援が来たが、休業票の手続きなどに特化してもらい助かった。出身局名を書いた腕章の効果も大きかった(長時間待つことを我慢してもらえる効果もあった。)。

イ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

① 雇用調整助成金等の周知

- ・ 上記ア③のとおり、震災によって休業等を余議なくされた事業所が公的制度を活用して従業員の当面の生活を支えようとした場合、雇用保険の特例措置を活用する方策もあるが、国から雇用調整助成金(中小企業向けのものの名称は「中小企業緊急雇用安定助成金」)を受けることによって、従業員に賃金(休業手当)を払い続ける途もあった。
- ・ この雇用調整助成金等についても、厚生労働省では、震災の影響を受けた事業主 のために種々の要件緩和や支給限度日数の拡大などを行った。手続き面については、 休業等実施の前に提出が義務づけられていた休業等の計画の届け出を、6月16日ま での間に限り事後の届け出でも可能とした。
- ・ 被災地の労働局・ハローワークでは、このような被災地における雇用調整助成金等制度の重要性にかんがみ、雇用保険の特例措置とあわせて、震災直後から周知広報に努めた。たとえば石巻所では、2011年3月下旬4月上旬の所内での説明会で、雇用保険特例とあわせて700社に説明するとともに、出張説明会をのべ7回行い324社に説明した(合計約1,000社)。
- ・ なお、雇用調整助成金等は、企業規模等に応じ、実際に支払った休業手当等の 2/3 ~9/10 が支給されるという高率の助成割合の制度だったが、事業主側の負担も一部 残ることから、その負担が困難な事業主や、事業再開の見通しがつきにくい事業主 は雇用保険の特例措置(休業給付)又は通常の失業給付を選択したものと考えられる。

② 雇用調整助成金の特例

[「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年3月厚生労働省職業安定局」より]

- ・ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が休業等を行い従業員の雇用を維持した 場合に、それにかかった費用の一部を助成する雇用調整助成金に関し、震災後間もない 3 月 17 日に、 震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業所のうち、特に被害の大きかった青 森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の 5 県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主につ いて、
 - 震災により突然休業を余儀なくされた場合に速やかな支援を実施することができるよう、生産量等の確認期間を最近3か月から最近1か月に短縮

- 生産量等が減少する「見込み」の場合でも申請を可能にする
- 本来は事前に休業等実施計画届を提出する必要があるが、震災による混乱の中で、事前提出の難 しい状況が予想されたこと及び被災地では休業が実施されることがある程度明白であったことか ら、計画が提出される前に実施された休業についても、事後に計画届が提出された場合、3月 11 日 まで遡って助成対象とする

等の支援を実施することを通知した。

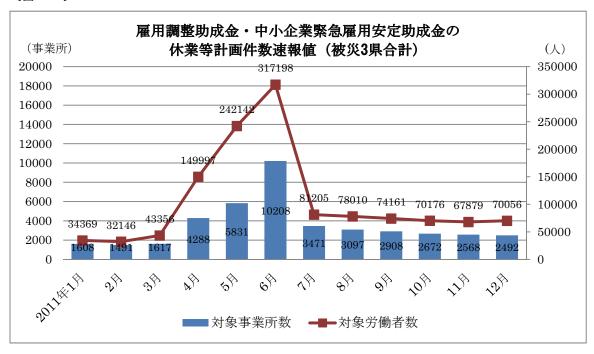
- ・ また、4月5日には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域が対象となっていた雇用調整助成金の特例措置を、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域にも拡大した。また、これに加えて、被災地にある工場の被害による部品供給制約や計画停電により、事業活動に影響が生じていたことから、被災地の事業所と一定規模以上の経済的関係を有する被災地外の事業所及び計画停電の影響を受けた事業所についても特例の対象とした(休業等実施計画届の事後提出の特例を除く)。また、津波被害等により書類を紛失した事業所について、できる限り手続きの簡素化を図った。
- ・ 5月2日の第一次補正予算(フェーズ 2)では、フェーズ 1 で講じた特例措置に加え、新たに、被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主等について、特例対象期間(1年間)中に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大 300 日間助成金の対象とすることや、被保険者期間 6 か月未満の人を本助成金の対象とする更なる特例措置を 5 月 2 日に実施し、企業の雇用維持への取組を強力に支援した。こうした要件緩和等により、雇用調整助成金を利用する事業主が事前に提出することになっている計画届の提出数は、ピーク時の 6 月には全国で64,138 事業所(1,549,913 人)となったが、1 月時点では、41,007 事業所(831,291 人)となっており、震災前の昨年とほぼ同水準にまで減少している。

③ 雇用調整助成金等の手続き・業務処理の状況

- ・ 図2-4で被災3県における震災前の2011年1月から各月の速報値を見ていくと、 対象事業所・対象労働者数の3県分の合計は震災のあった3月から増加を始め、事 後届け出を可能とする措置の期限となっていた6月に1万208事業所・31万7198 人とピークを迎える。7月以降は落ち着いたものの、対象労働者数では震災前の2 倍程度の水準が続いている。なお、対象者に占める中小企業従業員の比率は、2011年12月で見ると被災3県で85%、全国で84%であり、被災3県について特に規模別の特徴は見られない。
- ・ 計画届受理のピークは4月から6月にかけて(特に6月)だったが、事業主が計画届を提出するまでの事前相談は3月の震災後から始まっており、また、計画届が提出された後の事務処理には一定期間を要する。このため、全国からの応援職員や大幅に増員された非常勤職員の力も得て、業務のピークを乗り切った。また、たとえば宮城労働局では、6月13日に「緊急雇用助成金センター」を設置して事務処理を集中して行うスペースを確保した(資料6)。

・ また、宮城労働局の場合、阪神淡路大震災の際の雇用調整助成金業務を行った職員が応援に来て、その際のノウハウを伝えたことが大変役に立ったとのことである。

〔図 2-4〕



(資料出所:厚生労働省公表資料から作成)

≪新聞報道等より≫

2011年6月24日 河北新報:雇用調整助成金 被災3県申請8000件超 幅広い業種積極活用 沿岸は解雇増 対策限界

- ・ 申請した事業所は製造業やサービス業など幅広い。従業員が数人規模の歯科診療所や津 波でトラックが流出した運送業者などの申請もあった。申請理由で目立つのは、インフラ やサプライチェーンの寸断で営業休止や操業停止に陥ったケース。製造業では休業期間が 約1か月に及んだ事業所や「再開後もフル稼働できず、人員縮小に伴う制度利用もある」
- 「事業所が原発避難区域の外に移転しないと助成を受けられない」ことに対し、福島 県は区域内でも助成が受けられるよう国に働きかけている。

≪職員ヒアリング記録より≫

・ (大船渡では)大手セメント会社とその関連 15 社は雇調金を活用して離職者出なかった。鉄鋼会社も雇調金を活用。[資料 1-14]

④ 福島県の原発事故に伴う避難区域内の事業所についての雇用調整助成金等の適用 について

・ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金については、原発避難区域に所 在したため休業を余儀なくされた場合、支給要件である「経済上の理由により事 業活動の縮小を余儀なくされた事業主」に該当しないことから、当初、苦情が殺到したが、特例措置や運用の弾力化により、事業主の理解が得られ始めた。この場合の特例措置とは、5月2日から実施された「被災地域の事業主やこれらの事業主と一定規模以上の経済的関係を有する事業主等について、特例対象期間(1年間)中に開始した休業については、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大300日間助成金の対象とすることや、被保険者期間6か月未満の人を本助成金の対象とする」特例措置(上記②)などである。

・ また、福島労働局では、当該助成金とセットで、政策金融公庫とタイアップした「事業主相談会」を開催した。

ウ 震災後しばらくの間のハローワーク窓口での職業紹介業務

- ① 就職件数日報(宮城労働局沿岸所、所別、2011年4月~6月)より〔資料3-2〕
 - ・ 震災発生後初期における職業紹介業務の状況については、資料 3-2 に宮城局管内沿岸各所の就職件数日報を掲げた。各ハローワークの紹介で就職した人の状況を示す日報であり、通常、事業主等からの連絡で採用・就職を確認した日に就職件数として計上される。
 - ・ これを見ると、まず気仙沼所の臨時窓口が、システムもなく、要員も足りない中で5月上旬までほとんど職業紹介業務を行える状況でなかったことが明らかである。 石巻所も、震災後しばらくは雇用保険関係で発生した膨大なニーズに対応するため、 応援要員も含めてほぼ全所体制で対応しており、4月半ばまでは職業紹介業務が出来る状況でなかったことがわかる。
 - ・ その一方で3月22日から通常スペースでの業務を再開した仙台所では、3月末からほぼ通常時に近い職業相談・職業紹介業務が行われている。資料4-5を見ると、2011年4月のハローワーク紹介による就職件数の対前年同月比が、石巻所▲41.3%、気仙沼所▲83.7%だったのに対し、仙台所では▲22.4%にとどまっている。仙台所は宮城県を東西に横断する広い管轄区域を持ち、東部沿岸地域は津波の甚大な被害を受けたが、中心市街地を含む内陸地域の立ち直りが早かったこととの関連であろう。視点を変えると、4月の仙台所には、雇用保険の手続きを求めて来所する人と通常の職業相談・紹介を求める人の両方が来ていたことになり、石巻所のように雇用保険に特化した業務運営を行える環境ではなかったことをうかがわせる。

② 震災前からの求人の有効性確認

・ 石巻所では、雇用保険業務で繁忙を極めていた中でも、被災事業所からの求人が 有効かどうかの確認を行うため、4月22日までに、浸水地域の事業所の求人やその 関係求人について確認を済ませ、確認できない求人は保留扱いとしていた。

③ こころの相談を含めた相談対応

- ・ 職業相談・紹介窓口での対応に限らず、来所者は家族・親族・知人の被災、避難 生活の苦難、仮設入居による孤立等々、精神的に過酷な状態にあり、現地労働行政 機関の職員は、その点についても十分な配慮を求められる立場にあった。
- ・ たとえば、震災後、福島の平所においては、精神的に地震被害のことを吐き出し たい人には、プレ相談窓口で吐き出してもらうようにしていた。

工 学卒内定取消対応

≪新聞報道等より≫

2011年3月27日 河北新報:高校新卒者内定取り消し相次ぐ 公的支援なし 学校も対応苦慮

- ・ 宮城労働局まとめでは、会社側が「事業停止」「再開見通せず」などでの内定取り消しの相談が 13 件 27 人分、入社時期延期 (3~6 か月が多い)の相談が 14 件 167 人分あった。
- ・ 宮城労働局では仙台新卒応援ハローワークに専用窓口をあす設置
- 3月28日 岩手日報:新卒者落胆 内定取り消し次々 働く場の確保窮す 企業に打撃 震災の 爪痕深く
- 4月2日 岩手日日: 内定取り消し123人 厚労省3月末集計 被災の東北3県は44人
- 4月2日 岩手日報:大船渡 内定失った高卒者 職安非常勤職員に
- 4月11日 岩手日報:内定取り消し者へ就職あっせん 釜石で千葉のライオンズクラブ
 - ・ 同クラブは今後、説明会に参加した高卒者らを千葉県へ招き、職場を見学してもらう ツアーも予定。
- 4月14日 岩手日報:就職活動にも震災の影 盛岡で面接会 23社が参加辞退、沿岸企業の参加 は1社
 - ・ 被災者に配慮して採用選考を遅らせたり、優秀な人材を得る好機を見る企業も。学生 は厳しい就職戦線を覚悟しつつ採用枠の維持、拡大を願う。
- 4月16日 岩手日報:「内定取り消し」に支援の手 雫石の障害者施設が高卒5人程度募集 職場と住まいも用意
- 4月16日 産経新聞:3県で176人内定取り消し(高校生、大学生など)
- ≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年 3月厚生労働省職業安定局」より≫
 - ・ 被災地の就職支援で被災後もっとも直近の課題として懸念されたのは、3 月という時期的な要因 もあって、新卒者の就職支援であった。
 - ・ このため、3月22日には、東日本大震災により、被災新卒者の就職活動に支障を来すことのないよう、厚生労働大臣及び文部科学大臣から主要経済団体等(258団体)に要請を行うとともに、内

定取消し者等に対する就職支援等を実施した。具体的には、採用内定を得ている被災地の新卒者等が、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限努力することや、一方で、現在就職活動中の大学生等に関しては被災地居住者であることによる不利益を最大限縮小させるため、大学生等の採用選考活動に当たり、エントリーシートの提出の締切り等について柔軟に対応すること等を要請した。

- ・ こうした要請にあわせる形で、28 日には、全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、学生・生徒等から相談があった採用内定取消し等の事案を確認し、必要に応じて当該事業所を管轄するハローワークと連携して事業主への指導等を実施するとともに、内定取り消しを受けた学生に対するジョブサポーターなどを活用した集中的な就職支援の実施を指示した。こうした取組のほか、奨励金の拡充措置も講じる等の集中的な支援の結果、8 月までに、内定取消し者(全 469 名)のうち 307 名の就職が実現したほか、入職時期繰り下げ者(全 2,556 名)のうち2,330 名が入職済みとなった。
 - ※ 採用内定取消しなどに関する事業主からの通知件数(平成23年3月11日~8月31日)
 - 内定取消し:全国 469 人(うち高校生 285 人、大学生等 184 人)

(うち岩手県89人、宮城県89人、福島県102人、東京都88人)

⇒「採用内定取消し」のうち、307人が就職決定

入職時期繰下げ:全国 2,556 人(うち中学生 2 人、高校生 1,547 人、大学生等 1,007 人)(岩手県 248 人、宮城県 326 人、福島県 462 人、東京都 666 人)

⇒「入職時期繰下げ」のうち、2,330人が入職済み

※※ 3年以内既卒者対象奨励金の特例措置の状況(平成23年4月6日~10月31日)

○ 対象求人数:28,383人

うち3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 22,545人

うち3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 5,838人

○ 雇用開始者数:1,260人

うち3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 1,065人

うち3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 195人

≪職員ヒアリング資料より≫

- ・ 石巻所では5月9日現在で、会社に確認済みの高卒内定取り消しが5社12人(うち水産関係が3社8人)、入職時期繰り下げが7社25人(うち水産関係が1社10人)だった。同時期に本人から情報を得た高卒内定取り消しは15社18人(うち7社が「再建見通しなし」か「見通し立たず」)、大卒等内定取り消しは8社8名(うち3社が「見通しなし」)、大卒等入職時期繰り下げが1社1名だった。
- 石巻所での学卒者の相談は、3月31日から5月12日までで39件。自宅片づけが進み、心の整理が一定程度ついて相談に来るようになった。家族を失った人もいた。相談内容としては、採用日が延期されたのでその間アルバイトをしたい、会社方針未定で自宅待機だが遅れても就職したい。内定先の再建

の見込みがたたない、事業主と連絡がとれないようなケースでは、他社紹介希望や県内外問わず就職希望(自宅に住めない)、当分パートで働き希望の仕事があったら就職したい、など。ジョブサポーターが対応・支援し、一般求人、管外求人、県外求人で本人希望の会社をあっせんした。

才 雇用促進住宅関係

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年3月厚生労働省職業安定局」より≫

被災地には、津波や火災などによって住居を失い、遠方に避難する方々が多く出ることが、まずは 想定された。

このため、震災発生の翌 12 日には、独立行政法人雇用・能力開発機構(現独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)に対して、災害の影響で住宅の倒壊等により居住できなくなった被災者を、全国の雇用促進住宅で受け入れるよう要請した。また、19 日には、東京電力福島第一原子力発電所周辺からの自主避難を含む避難者についても、同様に当住宅で受け入れるよう要請するに至った。

また、当初は、これまでの災害発生時の取扱いを踏まえ、6 ヶ月間の貸与としていたものの、被害状況が明らかになるにつれ、避難の長期化が避けられないことが明白となったことから、被災者の要望等を踏まえ、被災者が希望すれば、6 か月ごとに最長 2 年(平成 25 年 3 月末日)まで更新可能とした。

※入居決定戸数 7,285 戸(平成 24 年 2 月 9 日現在)

(3) 被災者等への情報提供と情報伝播ルート

―雇用保険(特例措置含む)、雇用調整助成金等の関係情報の周知広報と伝播ルート―

今回の震災発生後、被災地の労働行政機関において、労働基準行政関係では労災保険と未払賃金立替払についての、職業安定行政関係では雇用保険(特例措置含む)と雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金についての労働者・事業主に対する周知が最優先とされていた。労働基準行政における周知・広報については、(1)で触れたとおりだが、ここで職業安定行政関係の労働者・事業主に対する情報伝播の実際について、ヒアリング記録等からまとめておきたい。

① 署所等への問い合わせ・リーフレット配布

電話に関しては、被害甚大な地域では回復に一定の期間を要した。たとえば石巻所では固定電話の回復が3月19日(金)だが、電話が通じるようになって以降電話問い合わせが相当数入るようになった。21日(月・祝)には既に20件の電話問い合わせが入

っている(資料1-1)。

雇用保険の手続き等については、来所が前提であるため、電話問い合わせはその前段という面があり、開庁しているかどうかとはじめとして、受給資格の有無や特例措置の内容、必要な持参書類等について、来所前に相当数の電話問い合わせがあったものと考えられる。また、これに対する返答の中でポイントとなる情報が伝達されたと考えられる。雇用調整助成金等についても同様である。

4月9日からの被災地所の土日祝日開庁に先立ち、ハローワーク・監督署や労働局では休日の電話対応も行っていた。

また、来所の相談者には、各種リーフレット(チラシ)を用意することでより正確な情報の提供が可能である。事業主・労働者用のリーフレットについては、厚生労働省が、労働関係の必要事項を1つにまとめたもの(事業主用・労働者用)を作成し、各局・署所ではこれも活用していた。

② 事業主説明会

石巻所では、震災発生後、3 月下旬から事業主説明会を実施して、雇用調整助成金と雇用保険特例措置の説明を行った。所内では、3 月 28 日から 4 月 8 日にかけて、1 回 20~40 社を対象に1日5回くらい、合計700社に実施。所外では、石巻商工会議所・女川町商工会・女川町水産関係・東松島市商工会でのべ7回、324社に対して実施。合計約1,000社に実施した。

このような説明会は、事業主団体からの要請等も踏まえ、各地で行われていた。

③ テレビテロップをはじめとするテレビ・ラジオ、新聞等での呼びかけ・周知

震災後の被災地のテレビでは、常時、画面脇にテロップでの各種案内・広報が流されており、現地労働行政機関からも多くの事項を周知依頼した。その効果は、非常に高かったと考えられる。「雇用保険の特例措置の広報については、テレビテロップの効果が非常に大きかった。」(資料 1-12)。

また、被災地労働局では、テレビ以外にもラジオ、新聞等への放送・掲載依頼を行って効果をあげていた。

※ NHK は、社団法人電子情報技術産業協会から 700 台を超えるテレビの支援を受け、これらを避難 所に設置するとともに、電力供給困難な地域には電池式ラジオの設置を進めた。

④ 避難所等での出張相談・壁新聞・チラシ配布

避難所等での出張相談については後で述べるが、出張相談の際には、関係のチラシ等 を用意した。

岩手労働局をはじめとして避難所等に必要な事項を書いた壁新聞を貼る取組も行われた。ただし、多くの行政機関等が避難所の掲示板を利用したので、種々の張り紙等が錯綜し、見づらくなっていたという話もある。

⑤ 事業主から労働者へ

雇用保険の手続きにおいては、まず事業主がハローワークから離職票・休業票の交付を受け、労働者がこれを持ってハローワークに行き受給資格の決定を受けるのが基本の流れ((2) ア①参照)であり、この場合、労働者は、事業主から直接又は郵送等で離職票・休業票を渡される際に、特例措置を含めた雇用保険受給に関する内容を具体的に知ることになる。また、その際、付随的な情報が労働者に伝えられることも多いと考えられる。

⑥ 避難所等での口コミ

今回の震災では避難所等での口コミの効果が相当高かったものと見られる。

たとえば福島では、「雇用保険の特例の話が避難所で口コミで広まり、避難者が自分でハローワークに請求に来るようになったので、ハローワークに行く際に必要なものをチラシにして出張相談で配った」(資料 1-11)とのことである。震災後それほど経たないうちに、口コミによって、雇用保険の特例措置に関することや(⑤の基本的な流れによって事業主から必要書類を渡されなくとも)ハローワークに直接行けば雇用保険の手続きができることが、避難所内で急速に広まったことがうかがわれる。

⑦ インターネットのホームページ

被災地においてはパソコンが津波で流された事業主や労働者も多かったが、停電の回復、通信回線の輻輳改善や復旧が進むにつれ、厚生労働省や各労働局のホームページの閲覧が可能になった場合も多かったと考えられる。厚労省等では3月29日に上記①のリーフレットを、全国のハローワーク・労働基準監督署で配布し始めるとともに、ホームページにも掲載した。

なお、厚生労働省では、2012 年 3 月 11 日 (日) より、スマートフォン専用のサイトを開設した。

(4) 初期の出張相談

ア 避難者・避難所の状況

避難者・避難所については、表 1-2-1~表 1-2-3 のほか、下記の新聞報道等から、当時の状況がおおむね把握できる。

震災発生当初は帰宅難民の避難者や余震で自宅が倒壊する不安等から避難している人もおり、震災発生直後の避難者数 40 万人超にはこのような人も含まれているが、一方で、自宅にいながら交通の途絶等で食料支援の必要な「在宅避難者」も発生した。これらの人が自宅に戻ったり交通事情・食料事情が改善されるにつれ、地震・津波で自宅が倒壊したり流された人や福島第一原発事故に伴い避難している人々が、「避難者」として残っていく。この中でよりよい居住環境の配慮が必要な人を中心に自治体が借りた内陸の宿泊施設に移動する人も出てくるが、仮設住宅が完成するにつれ、被災地の避難所からも内陸の宿泊施設からも仮設住宅への移転・入居が進む。

- ≪新聞報道等より≫・・・避難者・避難所の状況など
- 2011年3月12日 河北新報(朝):暗闇で不安な一夜 仙台など避難所

想定外の激震 M7 の余震の可能性 気象庁、1ヶ月は注意必要

- 3月12日 河北新報(タ):福島原発、放射能漏れ 8万人が避難開始
 - 2,000人、体育館で一夜 「寒い」一睡もできず 仙台
- 3月13日 河北新報(朝): 原発1号建家爆発 初の炉心溶融 放射能漏れ半径20キロ避難指示
- 3月14日 河北新報(朝):石巻一変 街の顔浸水 市民ぼうぜん
 - ・ 避難者は「地震発生以降、ほとんど何も食べていない。大人は我慢できても、 一緒にいる孫たちを思うとつらい。」
- 3月15日 河北新報(朝):「全宮城県民が食料不足」 村井知事、日90万食確保努力
- 3月15日 河北新報(タ):福島第一原発事故 菅首相「20~30キロは屋内退避」
- 3月16日 河北新報(朝):福島第一原発事故 20キロ圏内、住民避難完了
- 3月16日 河北新報 (夕): 「怖い」「眠れない」仙台市内の避難所
- 3月17日 河北新報:福島第一原発爆発事故 不満と恐怖、地元限界 物資ストップ「見殺しに等しい」
- 3月17日 河北新報:補給路整備、急ピッチ 沿岸ルート複数確保 宮城
- 3月18日 河北新報:仙台港に救援物資 仙台空港も利用再開 燃料需給緩和へ
- 3月22日 河北新報:福島第一原発事故 近隣6県に2.2万人避難 福島県から
- 3月24日 河北新報:仮設住宅の建設本格化 宮城・岩手・福島 既存施設も活用5万戸整備へ
- 3月25日 河北新報: 救援物資 需要とミスマッチ 仕分け作業も膨大に 宮城の自治体偏る善意に対 応苦慮 被災者の要望は刻々変化 ルール明確化急務
- 3月28日 岩手日報:内陸避難の被災者不安 古里情報入らない 住宅や生活再建 県などの支援必要
- 4月3日 読売新聞:被災地品薄続く 生産者被害、物流乱れ
- 4月5日 読売新聞:在宅避難者届かぬ物資 行政支援の死角 「避難所向け」と断られる
- 4月 5日 岩手日報:在宅避難2万4千人 岩手県の避難者全体のほぼ半数 物資供給、支援が課題
 - 3日現在の岩手県の避難者は4万9020人、内訳が避難所生活者が2万4693人、 在宅は2万4327人。
 - ・ 在宅避難者は避難所の食料、自衛隊の給水が頼りだが、避難所の物資を在宅者に 十分渡さずにトラブルになるケースもある。
- 4月 6日 岩手日日:学校避難者、行き場は 岩手・宮城両県沿岸部 新学期控え移転計画も
- 4月17日 岩手日報:県内被災地 迫る授業再開 学校と避難所どう両立 「移動」に住民戸惑い 生活、教育 調整に苦慮
- 4月18日 岩手日報:民間賃貸住宅借り上げ 県が無料提供 被災者に2年間 大部分は内陸部
- 5月2日 岩手日報:仮設住宅入居 喜び半面悩み尽きず 子供の進学、地域社会分断、遠い職場
- 5月 3日 岩手日報:内陸移動 感謝(癒してもらった)と不安(生活再建へ情報を)
 - · 「内陸暮らしは夢のようだが、一時的なもの。戻れば自立しなければならない。

仮設住宅に入れてもその後の生活はどうなるのか。」「街の将来像が見えないまま戻っていいのか不安だ」

- 5月10日 毎日新聞:生計めど立たず27% 3県の避難者100人追跡調査 45%休業・失業
- 5月11日 岩手日報:避難者500人アンケート 生活の見通し立たず 住宅、雇用が切実な課題
 - · 今後の生活に不安はありますか⇒大いにある(64.6%)、多少ある(29.4%)
 - 現在不安に感じていることは⇒住宅の確保 (20.4%)、生活資金 (17.5%)、仕事の先行き (16.4%)
- 5月15日 毎日新聞:「いつになれば仮設に入れるんだ」一室6世帯14人 陸前高田 エコノミー症候群 も
- 5月18日 岩手日報:県、沿岸に公営住宅2500戸 来年度完成目指す 自宅改修費補助も検討
- 6月 4日 岩手日報:地域のつながりピンチ 仮設入居で住民分散 気仙地区行政区解散の例も
- 6月 7日 毎日新聞:陸前高田 親類や知人などの「個人宅に避難」が2割で避難所生活者を上回る
 - ・ 「個人宅では、避難する側もされる側も目に見えないストレスが生じている。」 との指摘も
- 6月11日 毎日新聞:被災3県42首長アンケート 高台移転7割賛成 復興「5~10年」4割 早く仮設住宅を 人間関係 募るストレス
- 6月11日 岩手日報:震災から3か月 県内では避難なお2万人超(全国では9万人)仮設住宅半数完成
- 6月14日 朝日新聞:ハエ、避難所悩ます 魚港の魚原因、感染症心配 「国や県の援助必要」
- 6月16日 読売新聞:内陸部避難(内陸のホテル・旅館への一時避難)来月まで 県方針 地盤沈下不安な梅雨 被災3県応急措置
- 6月22日 盛岡タイムス:県の自殺対策本部が初会合 複合要因目配りし予防へ
- 7月15日 河北新報:原発避難者殺到、住宅不足 米沢 築40年でも人気物件? 市、老朽化団地修繕 で対応
 - ・ 不動産業者によると、主に福島市周辺の若い家族連れから「子供と母親だけでも 避難させたい」といった問い合わせが相次いでいる。
- 7月23日 河北新報:県外避難者の情報過疎 孤立、郷里は遠く

「生活見通せぬ」 義援金支給時期わからず、貯金切り崩し 大阪 (避難先) 自治体が独自に把握 広報を郵送、保健師派遣・・・ 一関

- ・ 県外避難者を支援する NPO「街づくり支援協会」(大阪市) によると、東日本大 震災で岩手、宮城、福島 3 県から関西 2 府 4 県への避難者はわかっているだけで 850 世帯、2371 人。
- 8月12日 岩手日日:災害対策本部を廃止(11日) 仮設住宅完成受け 県、復興へ本格始動
- 8月13日 岩手日報:陸前高田最大規模の避難所 一中が閉所
- 8月24日 河北新報:福島の避難所 10月閉鎖工程厳しく 仮設住宅建設遅れ・ 区域指定解除待ち 住 民 5000人依然とどまる

イ 情報収集・情報提供を主眼とした初期の出張相談(福島労働局の例)

- ・ ハローワークや労働基準監督署が、災害等の非常時において避難所等への出張相談を行うことの意味は、行政目的に照らして状況把握が必要な場所、及び相談・支援等が必要な対象者が現にいる場所に、機動的かつ迅速に出向き、これらの把握・支援等を行うことにあると言える。災害で交通途絶等が深刻な場合にはさらにその必要性が高まると言えよう。
- ・ 今回の震災では、労働行政機関や職員自身が被害にあったり、冠水・がれき・泥濘や情報途絶の中で孤立しながら避難者のお世話などに不眠不休で対応していたケースがあった一方、避難所において労働行政に対するニーズを積極的に把握しようとする労働局等の動きも、早い時期から出始める。
- ・ たとえば福島労働局では、原発事故の避難者が福島県の浜通りから中通り・会津地域へ、さらには一部の人々が県外に向けて避難するという混乱状況の中で、3月16日から労働局近辺の避難所(福島市内)に情報収集を兼ねてトライアル的・モニタリング的な出張相談に赴く(資料1-11)。

その際に受けた相談内容は、

- 続けて同じ会社に勤務できるか不安
- 手渡し(現金)の給与が受け取れるか不安
- 今月の賃金が受け取れるか不安
- 雇用保険受給資格の有無
- 避難地区で職を探したい
- 持病の薬がなくなりそうで不安
- 年金の受給について
- 食事が不満 (パンのみ)

などだった。

・ これが好評だったため、さらに郡山市内の避難所でも出張相談を実施するなど、3 月中に連日のように出張相談を実施し、200 件以上の相談を受ける。内容的には賃金 と雇用保険の相談が多かった(表 2-4)。このころ、福島労働局では電話による相談 も多数になっていたため、昼の出張相談で聞いた質問等を基に、福島版の「相談マニュアルQ&A」を局幹部自ら作成していた。また、特に、雇用保険については、「雇用保険の特例措置の話が避難所で口コミで広まり、避難者が自分でハローワークに請求に来るようになったので、ハローワークに行く際に用意するものをチラシにして出張相談で説明していた。」。(資料 1-11)。

関係者は「出張相談内容の『傾向』より、対策を提案することが出来たことが一番の収穫。例えば、『臨時季節求人票の掲示』、『労働局チラシ』(裏は最寄りのハローワークの一覧など、7号まで。)の作成、地域コミュニティ FM の活用(6 局に無料で流

してもらった)、フリーダイヤル回線の設置(1回線、総合労働相談員が対応。テレビのデジタルテロップで番号流してもらったら回線がパンク)など」(資料 1-11)という意義を感じている。

- ・ このように福島労働局では、近辺に避難所があったこともあって、避難者の直接の ニーズを把握するとともに、雇用保険等を中心に情報提供を行う場としても出張相談 を有意義に活用することができたと思われる。
- ・ この出張相談は 4 月に入っても継続して取り組まれる。しかし、「当初好評だった 『出張相談』は、大臣や本省幹部の好感触より、実施の拡大が指示される。また、ワンストップサービス的な出張相談にも変化していったが、被災者・避難者にとっては、 雇用保険特例措置が一旦周知されるとともに、ニーズが激減。相談件数も日を追うごとに減っていった。」(資料 1-11)。この相談ニーズの減少については、表 2-4 での 5 月以降の相談件数の減少から見てとることができる。

表 2-4 避難所への出張相談件数(福島労働局、2011年3月16日~5月末)

							雇用保			=1
2011年	労働者	使用者	学生等	主婦等	計	賃金	険	助成金	その他	計
3月16日	11	7	3		21	3	3	1	14	21
3月17日	18	2		2	22	12			10	22
3月18日	17	4			21	6	6		9	21
3月19日	33	7		5	45	10	11	2	22	45
3月25日	11	1		3	15	6	7		2	15
3月28日	6	1			7	2	2		3	7
3月29日	27	7			34	4	16	1	13	34
3月30日	35	10	1		46	4	26	8	8	46
3月31日	10	3		1	14	1	6	2	5	14
4月5日	4	2		1	7	1	4		2	7
4月6日	15	2			17	2	8		7	17
4月8日	16			2	18	3	10		5	18
4月12日	25	4		4	33	4	14		15	33
4月13日	23	5		1	29	5	16		8	29
4月14日	30	3	1	1	35	3	19		13	35
4月15日	7				7	1	6			7
4月18日	1				1		1			1
4月19日	56	7	1	13	77	9	30		38	77
4月20日	33	1	1	3	38	5	20		13	38
4月21日	22	2		3	27	6	11	1	9	27
4月25日	9				9	1	2		6	9
4月26日	19			3	22	3	9		10	22
4月27日	16			2	18		12		6	18
4月28日	5			2	7		4		3	7
5月6日	2			1	3		2		1	3
5月10日	16			2	18	4	7		7	18
5月11日	3		1		4	3			1	4
5月12日	15	1		3	19	3	6		10	19
5月13日	3			1	4	1	2		1	4
5月17日	6			2	8		6		2	8
5月18日	16	2			18	2	5		11	18
5月19日	6				6	1	2		3	6
5月20日	6	2			8	1	3		4	8
5月24日	13	1		1	15	1	8		6	15
5月26日	7	2			9		3		6	9
5月31日	3				3		2	1		3
計	545	76	8	56	685	107	289	16	273	685
(次州正										

(資料出所:福島労働局作成資料)

ウ 4月以降の出張相談(宮城労働局の例)

・ 宮城労働局における出張相談については、表 2-5 に月別実績表を掲げた。宮城局では、既に見た通り、津波被害甚大な地域に所在するハローワークは直接被害を受けたり、避難者を受け入れるなどしていたが、管内の沿岸地域が甚大な津波被害を受けたものの庁舎は津波浸水地域より内陸に所在していた仙台所では、3月29日から出張相談を行っている。また、仙台所では、4月8日から震災復興関係求人を自治体・避難所へ送付するなど、出張相談以外の避難所対応も始めている。

・ 表 2-5 を見ると、3月・4月は相談回数に対して相談件数が多い。4月には、年金事務所や社会福祉協議会とのワンストップ相談も行われたので、その分の相談件数も含まれているが、これを差し引いても多い(労働関係のみで1回当たりの相談件数は12.8件)。また、3月に実施された2回は52件、107件と特に多い。これに対して、5月の相談件数は相当減少している(同3.8件)。このため、5月には、初期出張相談ニーズが減少したことを踏まえ、交通回復の状況を勘案しながら、出張相談の実施回数も一旦縮小(4月38回⇒5月31回)されたと考えられる。

〔表 2-5〕

宮城労働局出張相談実績(月別)

宮城労働局 出張相談実績	2011 3・4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	2012 1月	2 月	3 月	4月	合計
回 数	40	31	96	170	179	180	181	162	138	144	151	174	75	1721
相談件数(合計)	968	167	230	449	532	641	624	846	851	894	954	1060	691	8907
労働者からの相談 (小計)	914	150	227	448	530	641	624	846	851	894	954	1059	691	8829
職業相談•紹介	156	23	126	421	464	589	599	828	824	870	936	1037	641	7514
雇用保険	221	47	29	12	12	15	15	6	15	13	10	7	40	442
職業訓練	1	0	7	10	5	20	8	12	10	11	8	10	5	107
労働基準・労災	76	30	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	120
年金	282	48	42	2	47	16	0	0	0	0	0	0	0	437
生活	174	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	175
その他	4	2	14	3	0	1	1	0	2	0	0	5	2	34
事業主からの相談 (小計)	54	17	3	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	78
雇調金•休業等	19	5	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27
雇用保険	17	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
企業整備 · 解雇	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
その他	10	7	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	21

(資料出所:宮城労働局作成資料より作成)

※ 「年金」、「生活」は、年金事務所、社会福祉協議会とのワンストップ相談の実績。※※ 「事業主からの相談」には、雇調金や雇用保険特例に関する出張説明会での実績は含まない。

エ 初期出張相談ニーズの減少

- ・ このように、震災後1カ月程度の時点で出張相談のニーズが急激に減少しはじめたことについては、次の点が主な要因となっていると考えられる。
 - ① 当初、事業所の被災・休業等により当面の収入源に不安を持った労働者が多数発生したが、(3)で見たような情報伝播のルート(テレビテロップ・ラジオ、ハローワークへの電話問い合わせ、ハローワークからの出張相談、事業主からの伝達、避難所での口コミ等)によって、休業の場合を含めて雇用保険の受給が可能なこと(事業主と連絡がとれない場合はハローワークで直接手続きできること)等を知ったこと

- ② この情報を知った人たちが、事業主からハローワークが交付した離職票・休業票を受け取りそれを持ってハローワークに出向く(事業主を連絡がとれない場合は離職票等を持たずにハローワークに出向く)に際し、交通の途絶・困難な中でも、残った自動車の相乗り等の手段があったこと
- ③ 事業所によっては雇用調整助成金等を活用して休業労働者が休業手当を受ける見 込みがつき、そのことが事業所から労働者に伝えられたこと
- ・ また、震災発生後初期の避難所等への出張相談のころは、働けるような人は、昼間 は住居近くのガレキ片づけなどに出歩いて不在が多かったこと、避難者が仮設住宅等 に移ってある程度落ち着いて以降の時期も含め、雇用保険受給中は就職の切迫感が少 ない人が多かったことや働ける人の多くはつなぎ仕事に行っていたこと等について、 職員ヒアリングでの証言がある(下記オ、第3章1(10)、2(2)参照)。

≪職員ヒアリング記録より≫

- 石巻所の出張相談について
- ・ 5月の段階での避難所相談について

避難所の状況:訪問する時間帯には、高齢者がほとんど

求人票など頒布物は掲示

ボランティアで地域の後片付けをしている人多い。

中には避難所からガレキ処理等の仕事に行っている人もいる

道路事情が悪い

生活に必要な衣料、食料は供給されている様子

避難者の相談ニーズ:車がないので、避難所へ来てほしい

避難所によりニーズが異なる 〔資料1-1〕

- ・ 避難所のときは、就職希望の把握や制度の周知が主だった。避難所は昼間は男性がいない。最初 のころは自宅の片付け、漁業者は海のがれき処理などをしていたが、そのうちにつなぎ仕事に就職。 就職相談はあまりなかった。(そのような中で、避難所入居者の実際のニーズに適合したサービスを 行おうとして)2011 年 6 月 23 日から「こころの相談」として血圧測定や健康相談も行っている〔資料 1-15〕。
- ※ 政府広報オンラインより(巡回職業相談のために石巻市や南三陸町(ハローワーク気仙沼管内) の避難所を訪問したハローワーク仙台の就職支援ナビゲーターの話)

「避難所では、今日の暮らしで精一杯という状態の方がほとんどでした。そのため、当面の現金 収入を得るためのがれき撤去作業、水産加工場の後 片づけなどのアルバイトへのニーズが主体 で、将来を見据えた職業相談を行うことはあまりありませんでした」

〔資料 1-18〕

オ 就職支援ナビゲーターの配置

- ・ その後、5月2日に成立した第1次補正予算で措置された出張相談等担当の就職支援ナビゲーターが採用されるにつれ、出張相談回数は再度大幅に伸びている。
- ・ 気仙沼所の就職支援ナビゲーター(6 月からの採用)によれば、「避難所相談では、 主だった避難所(体育館、公民館等)に行った。6~7月ごろは、旧気仙沼市内では市 民会館、市の体育館、学校の体育館、大島地区、本吉地区(2~3 か所)、南三陸町で は志津川中学校、歌津中学校などの避難所に行っていた。」、「最初のころは、行って も①日中は若い人は自宅の片づけに追われており、②被災や解雇について気持ちの整 理がつかない人も多く、③雇用保険をもらっている人も多いので、なかなか相談にな らなかった。」、「2週間ごとに行って、長テーブルに求人票を置いて「自由に見てくだ さい」というところから始まった。行き帰りも大変なので、「かえって避難所の人が 往復の大変さを気遣って声をかけてきた。」、「7月くらいから、相談・紹介を紙ベース でやれるようになった。8月から携帯の紹介端末が使えるようになった。」。
- ・ 夏頃から仮設住宅ができてきて避難所が廃止され、出張相談の対象も仮設住宅(その集会所等)になり、相談内容も種々の就職困難者に対する継続支援の色彩などが強くなっていくが、仮設住宅への出張相談については第3章で述べる。

カ 初期の出張相談ニーズとその対応の意義等について

- ・ 震災後初期の混沌とした状況の中では、情報収集・状況把握や最低限必要な情報の早期提供のために避難所等に出張相談するニーズがあった。具体的には、①避難者の状況・ニーズを見定めるとともに、②労働者に対して特例措置を含む雇用保険制度・手続きの概要と、事業主と連絡がとれない場合にはハローワークに相談してほしいこと(労働者がハローワークに直接離職票・休業票の交付請求ができること)等を周知し、③避難所にいる事業主に対して雇用保険の特例措置、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の周知を図る段階では、これらの目的のためにも避難所相談には特に意味があったと言えよう。しかし、その時期を過ぎて特例措置を含めて雇用保険の支給手続きが進捗したり、雇用調整助成金等の見通しがついてくると、就職相談のニーズも含めて出張相談へのニーズは大きく減少した。
- ・ 今回の震災では、被災者が極めて多くの避難所に散在し、交通や情報伝達の困難が 長引いた中で、① (当然、行政側の情報伝達の非常な努力があったことが前提である が) 口コミを含めた雇用保険等の給付・助成金関係の情報伝播の速さ、②避難者自身 が必要を感じれば、流されずに残った自動車に相乗りなどして、啓開されたばかりの 道路に難渋しながらもハローワークに来る人が多かったこと、③働ける人は昼間は避 難所におらず自宅の片づけ等に行っている場合が多かったことなどが、記録に残すべ き実例となったと言えよう。

- ・ なお、交通途絶・困難や情報通信の困難が特に深刻な中では(今回の震災の場合は、ガソリン不足や停電等が収まってくる 3 月末ごろまでの間がそのような時期だったと言える。)、出張相談の意義も特に大きいが、震災後初期の危機的状況や非常事態の中で出張相談を行うのには相当の困難が伴う。資料 3-1 に見るように 3 月 20 日ごろから増加を始めた雇用保険手続き等で手いっぱいの中小規模所では、出張相談の余力はなかったため、労働局職員が多忙な中で出張相談も行った例が多かった。出張相談担当の就職支援ナビゲーターについても、適任者の採用や研修にも、労力と時間がかかる。したがって、今回のような甚大な災害後の最初期から出張相談等を行うためには、行政の側にも日頃からの相当周到な備蓄や非常時の通信・交通手段の確保、実施体制の確保等が必要である。
- ・ なお、避難所は徐々に整理統合されていったとはいえ、そのすべてにおいて相談を 実施することは不可能な程の箇所数があった。したがって、実際に避難所相談を行う にあたっては、テレビテロップ・ラジオ・貼紙などで実施場所である中核的な避難所・ 公共施設での実施を予告して、そこに行くことが基本になっていたと考えられる。

(5) 被災地労働行政機関におけるサービス提供時間の延長

- ・ 被災地の労働行政機関においては、3 月下旬から土日の電話対応を行っていたが、4 月 9 日以降は、ハローワークにおいて平日 19 時までの開庁時間延長と、土日祝日開庁 (17 時まで)を開始し、労働基準監督署についてはその職員が開庁しているハローワークに詰めて、監督署関係の相談対応を行う体制とした。
- ・ その実情については、被災地沿岸の小規模所においては、「土日や夜間は利用が非常に低調であった。ゴールデンウィーク中の土日祝日も開庁になり、全国応援の人も4月下旬から土日開庁にあわせて勤務していただいたが、小さい所では正規職員の所掌範囲が広いので、応援が来てくれても休みづらい」状況だったとのことである。
- ・ 6 月以降は体制を縮小しハローワーク仙台においての土曜開庁のみとした。ただし、 土曜開庁を継続した仙台所においても、7月2日(土)には、職業相談64件(うち訓練12件)のうち震災関連2件となっていた。

2 職員応援、所内体制の弾力化、代行処理、システム機能の強化

(1) 職員応援(局内応援・全国応援)と所内体制の弾力化

特定地域において特定業務が激増した場合、当該地域・業務への即戦力の増強の手段として、①署所内での応援や業務体制の弾力化、②労働局内での応援、③全国規模での応援 等が図られることになるであろう。

今回震災において厚生労働省は、その被害の甚大さから大量の離職者・休職者や労災等が発生し、相当規模の職員の全国応援が必要になることを見越して迅速に職員の全国応援の準備を行い、4月4日(到着日)から順次、雇用保険等に精通した応援職員を被災地労働局・監督署・ハローワークに送り込んだ。この措置なしに、震災後の業務激増の時期を切り抜けるのが不可能だったことは、多くのヒアリング対象職員が等しく証言している。

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 震災当時の石巻所長

「これらの危機的な状況を乗り越えることができたのは、本省及び労働局が、現場の状況をよく理解し、必要なことを的確に実施したこと。全国の職安の仲間がいち早く駆けつけ応援して下さったこと。地域の皆様のその応援に対する感謝の心。そして、職員・非常勤職員 1 人 1 人が自主的に積極的に行動し、この難局に立ち向かったことである。」[資料 1-1]

○ 震災当時の気仙沼所業務係長

「(所内に)雇用保険の経験者が少なく。県外応援が入るまでは体制的に苦しかった。 4 月 18 日からは県外応援で、現役の給付のスペシャリストが 1 0 人くらい入ってくれたので一息つけた。その際、他局の多くの人と接したことはよかった。」 [資料 1-9]

○ 震災当時の仙台所管理部長

「職員は、困難な通勤や膨大な業務量を抱え、疲労困憊(こんぱい)していました。先の見えない不安、 食事もまともにとれず、休みもない状況の中で、東北人の底力でなんとか踏ん張っていました。そのよ うな中、4 月になったら全国から大勢の職員が応援に来ることが知らされ、なんとかやっていけると希 望を持てるようになりました」〔資料 1-18〕

ア ハローワーク等職業安定系統

(所内応援体制・全所体制の構築)

・ 今回の震災後、津波被害の大きかった沿岸地域を管轄するハローワークでは、極端 に増加した雇用保険業務へのニーズに対応するため、ほぼ全所体制で雇用保険の処理 を行った。たとえば石巻所では、震災後、「業務体制は、全職員・非常勤職員それぞ れの担当にかかわらず、雇用保険適用給付業務についての知識を有する者の役割分担 を決めて、全員体制で雇用保険業務を担当するとともに、他の用務で来所された方に も担当者が適切に対応する体制とした(3月18日:震災による非常事態に伴う緊急業 務執行体制を決める)。」〔資料 1-1〕。

- ・ 福島局の平所のように、震災後しばらく、所内を「離職票・休業票チーム」、「避難 所回りチーム」、「企業の被災状況確認チーム」の3チームに分けていた所もある。
- ・ その一方で、被害が甚大だった地域を管轄する大規模所の場合で、津波被害区域以外の管轄も広く、また、組織の大きさや担当の細分化、他部門との距離感の遠さなどから所内応援が徹底できなかったことを反省点としている所もある。

(局内応援)

・ 局内応援については、基本は内陸にある署所や労働局から沿岸署所へというパターンが多かった。岩手のような内陸署所と沿岸署所のペアリングを決めていたケースもある。宮城労働局内では、雇用保険処理のニーズが特に高まった石巻所に対し、全国応援が本格化する前に労働局や他所からの応援職員が入っていた(石巻所では4月上旬)。

(全国応援)

≪『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年3月 厚生労働省職業安定局」より≫

- ・被災地では、震災後ハローワークに来訪する人々の数が爆発的に増えたことから、被災 3 県内の被災地域のハローワークでは平日の開庁時間の延長や土日祝日の開庁を行うとともに、これまで以上にきめ細かな行政サービスを実施するため、体制の構築が必要となった。このため、まず初動では、厚生労働省本省の職員で、過去にハローワークの窓口で勤務した経験を有する者などを、4 月 3 日から被災 3 県に応援派遣するとともに、震災対応のための職業相談員 (一般)を被災 3 県合計で 160 名増員した。その後、甚大な被害を受けた岩手、宮城及び福島局での行政需要が当面高止まりすることが予想されたこともあり、こうした支援体制を維持する必要性から、3 県の労働局に対し、職業紹介業務、雇用保険業務、雇用調整助成金をはじめとする助成金審査業務、労災保険給付業務、未払賃金立替払事業の認定・確認業務、災害復旧工事等に対する安全衛生指導・監督指導等の業務を迅速かつ適切に処理するため、全国ネットワークを活かして、4 月 10 日から全国規模での応援派遣を実施した。これまでに、全国の都道府県労働局から延べ 20,576 人(岩手 5,424 人、宮城 10,403 人、福島 4,749 人。平成 24 年 2 月 25 日現在)の業務に精通した職員の派遣を実施し、被災地で急増した業務の迅速かつ的確な処理に寄与した。なお、こうした業務に精通した職員を派遣することによる、被災地外の負担を軽減するため、事後に相談員の補充等による対応を行っている。
- ・ 全国応援の実施に当たっては、交通途絶・交通困難が続く中、コーディネートする 本省や送出し局では、迅速な人選や送り込み手段の確保に苦労したはずであるが、受 け入れる労働局でも、必要な宿泊場所や移動手段の確保には相当苦労した。

まずは宿泊場所の確保である。沿岸部ではほとんどの宿泊施設が被災して休業。内陸部でも被災休業や点検・準備中の施設、電力・水道・ガス等の途絶による休業施設が多い中で、警察、医療関係やライフライン関係(電気・ガス・水道等)等で全国からの応援部隊、被災企業の支援部隊等がいち早く被災地入りし、営業している宿泊場所を確保したため、宿泊施設の需給が極めてひっ迫していた。もともと宿泊施設の多い仙台市街地も、それ以上のニーズが殺到したため逆に最も需給がひっ迫した地域となっていた。宮城局の職業安定関係の応援職員の当初の宿泊地は、各分野の応援職員の宿泊ニーズに対応し始めた近郊温泉地の宿が多かった。岩手沿岸所の応援要員が宿泊した遠野市・江刺市では6人の相部屋ということもあった。

4 月に入ってしばらくすると、旅行会社が宿泊先確保の代行サービスなども始めて 便利になり、再開施設が増えるとともに宿泊施設需給のひっ迫も徐々に解消されてい った。

- ・ そのような中で、移動手段にも工夫が必要だった。当初は公用車での送迎、地元職員の通勤車への同乗、マイクロバス型タクシーのチャーターなど様々な移動手段が工夫された。たとえば岩手局では、盛岡、遠野、江刺などで宿泊している応援職員がタクシーで署所と往復した。しかし、盛岡から沿岸部へは4~5時間かかり、実際に仕事ができるのは4時間程度という状況だった。
- ・ このように宿泊場所から勤務先への送迎があまりに長時間になる場合には、宿泊施設が確保できる場所(内陸)にある局・署所に全国応援職員を受け入れ、玉突きで当該局・署所の職員を沿岸署所への応援に出す方式も行われた。
- ・ 最初は、受け入れ局・所の職員による簡単なオリエンテーションが行われていた(宿 泊先への送迎の車中の場合もあり)が、受け入れ労働局(受け入れ所)と送り出し労 働局の対応関係がほぼ固定的だったため、慣れるにしたがい、入れ替わる際に応援職 員同士での情報交換・申し送りなども行われ、スムーズな交代ができていた模様であ る。
- ・ また、全国応援の副次的効果として、応援職員から雇用保険の効率的な大量処理の 方法を伝えられた例、応援職員に新規採用相談員等に対する研修をしてもらった例 (資料 1-14)や、他局の職員と密接な交流ができてよかったとする感想(資料 1-9) などがある。

イ 労働基準監督署等労働基準系統

- ≪「東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~」(平成24年3月 厚生労働省労働基準局)より≫
- 被災3局への応援体制の確保

地震・津波等で、特に被害が甚大であった岩手・宮城・福島の各労働局では、震災直後から、

(i) 各種情報収集、労働相談対応を行う必要があったほか、(ii) 遺族 (補償)請求、未払賃金の立替払等に係る相談対応や請求勧奨のための巡回指導、(iii) 膨大な件数の遺族(補償)請求に係る支給事務処理への対応、(iv) さらには、復旧工事やがれき処理での労働災害防止、石綿による健康障害防止のための安全衛生指導等、様々な業務に迅速・的確に応援する必要があった。しかし、岩手・宮城・福島の各労働局では、庁舎等が損壊等の被害に遭い、職員自身やその家族も被災する中、被災3局の職員のみで、こうした膨大な業務に対他することは困難であったため、全国の労働局と労働基準監督署から応援職員(厚生労働事務官、労働基準監督官、厚生労働技官)延べ611 名を現地に派遣し、現地の業務体制を支援した。

また、原発事故に関しては、(i)東電福島第一原子力発電所を管轄する福島労働局富岡署は、緊急作業に従事する労働者の健康確保に係る指導等の対応が必要であった、また、(ii)福島県庁に設置された原子力災害現地対策本部(通称:福島オフサイトセンター)に職員が常駐することで、事故関連の最新の情報を即時に把握・収集する必要があった。このため、厚生労働省や全国の原子力発電所が所在する労働局と労働基準監督署の電離放射線障害防止に関する専門的な知識と経験を持つ職員(厚生労働技官、労働基準監督官)延べ69名を現地に応援派遣した。

○ 被災3局の業務処理体制の確保

(i) 宮城局

気仙沼・石巻・東松島の沿岸部を管轄する石巻署では、一署で処理すべき労災保険給付請求件数が数百件と膨大な件数であったため、これを迅速に処理する体制の確保が急務であった。このため、上記のとおり、全国の労働局からの応援職員を集中的に配置したが、交通事情等から1つの拠点のみで業務処理することは困難であったことから、石巻署で受け付けた労災請求の処理を集中的に行う機能を近隣の古川署に持たせることとし、同署に「支援サテライト」を設置した(平成23年5月23日~)。支援サテライトでは全国の労働局から労災保険給付の専門の職員による集中的な業務処理体制(チーム)の下、効率的な事務処理を徹底し、短期間で膨大な件数の請求案件の処理をこなし、遺族等への迅速・的確な給付を行うことができた。

石巻署の管轄である気仙沼地域は、石巻から約84キロメートル離れており、労働基準行政の拠点がなかったことから、震災で被害を受けた労働者やその家族の労災保険や未払賃金立替払制度の相談・受付対応を行うため、気仙沼公共職業安定所の中に「石巻労働基準監督署・気仙沼臨時窓口」を開設した(平成23年7月19日~、平成23年10月3日に気仙沼商工会議所会館4階へ移転)。

(ii) 福島局

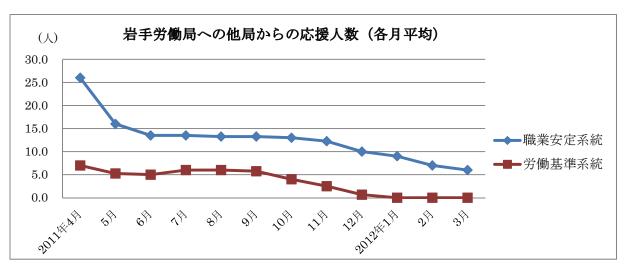
「福島労働局遺族補償給付請求書等処理支援センター」、「福島労働局未払賃金立替払支援センター」を福島駅前に開設した。(平成23年6月1日~)

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 震災当時の仙台署長〔資料 1-2〕

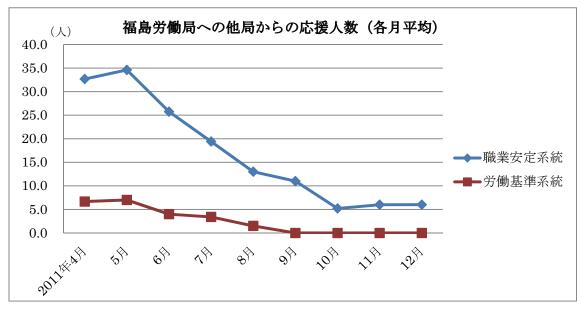
- ・ 労災事務官には労災担当の場合は相談対応等遺族調査(案件を持ってとりまとめまで)も担当して もらい、監督官・技官にはがれき撤去、解体工事現場の安全衛生パトロール、安全衛生指導を担当し てもらった。
- ・ 応援職員については宿泊場所と交通手段(特に石巻の場合の仙台・古川からの送迎)の確保が大変だった。
 - ※ 仙台署には、4月4日から山形局から日帰りで6名、4月11日からは山形局からの日帰り8 名と神奈川局からの2名が入っていた。

[図2-5]



※ 4月は11日の週からの平均。3月は5日の週まで。(資料出所: 岩手労働局作成資料より作成)

[図2-6]



※ 4月は11日の週からの平均。(資料出所:福島労働局作成資料より作成) ※ 電離放射線業務による健康障害防止 に関する専門的知識・経験を有する職員の応援を除く。

(2) 代行処理

システム端末がダウンしたり、膨大な処理量に端末数等が追いつかない場合は、他の署所における代行処理の一種としての「代行入力」が行われる。また、本来手続きを行うべき署所(管轄区域制度に基づく管轄署所)以外で特例的に手続きを行う場合には、システム入力以外の処理を含めての「代行処理」が行われる。前者は主に津波被災地で発生し、後者は主に、福島の原発事故に伴って多くの住民が署所の管轄区域を越え一斉に避難したことに伴い発生した。

このような処理は、今回の震災に伴い労災保険の業務処理でも発生した(例えば、岩手局で釜石労働基準監督署が使用不能になったことに伴い発生)とのことであるが、ここではより量的に多くの代行処理が行われた雇用保険業務についてのみとりあげる。

ア 岩手・宮城局の場合

- ・ 震災後に被災地で激増した雇用保険の業務処理(離職票・休業票の交付、受給資格の 決定、失業の認定等)に際し、特に被害が大きく離職者・休業者が多かった被災地沿岸 所(その一部では、庁舎自体が使用不能になったり、システムダウンが長引いた。)に おいて、同一労働局管内の他のハローワークや、近隣他局管内のハローワークで代行処 理(代行入力)を行うことで急場をしのぐという事態が生じた。
- ・ その状況については、資料3-3に掲げたが、代行入力の件数が多いのは、システム ダウンの期間が長かった岩手局の大船渡所と宮城局の気仙沼所である。両所については、 受給開始前や受給開始時の処理である離職票(休業票)の交付と受給資格決定において、 相当数の代行入力が行われている。また、気仙沼所については、津波の直撃を受けて庁 舎が使用不能になった後、5月中旬から臨時窓口で簡易システムが稼働し始めたが、9 月5日からのプレハブ庁舎移転まで本システムが導入できなかったので、受給期間を通 して行われる処理である失業認定についても相当数の代行入力が行われた。
- ・ 入力を代行した所は、大船渡所については、岩手局で決めたペアリング所であり内陸 の最も近い所である遠野出張所が相当割合を占める。気仙沼所については、離職票(休 業票)交付・受給資格決定の段階では、比較的近い同一労働局の内陸所である築館所、 古川所、迫所がそれぞれ相当数の入力を行っているが、地理的に近い岩手局の一関所の 協力も得ている。また、迫所では、気仙沼所分の受給資格決定の入力を行うかわりに、 玉突き的に古川所に自所分の入力を依頼している。
 - ※ 今回の震災が3月に発生したため、もともと離職者が多く離職票の交付や受給資格の決定が繁忙となる時期に、さらに震災による離職者(休業者)分が上乗せされる形になった。このため、代行処理を引き受ける側も、繁忙期として処理量の多い時期に、さらに多くの処理が必要になったことが、玉突き的な代行処理の背景として考えられる。
- また、気仙沼所の離職票(休業票)交付の代行入力が東京の品川所でも行われている

のは、品川所管内に本社がある気仙沼の事業所が機能できなくなっていたため、本社が 品川所に処理を依頼したことによる。

・ 中心市街地までが甚大な津波被害を受けた地域のハローワークの中で、最も管内人口が多かったのは石巻所である。石巻所は震災でシステムダウンの後、3月23日に半数が回復、4月5日に全面回復した。離職票(休業票)交付の段階ではあまり代行入力に頼っていないが、受給資格決定の段階では内陸の古川所等での代行入力が行われた。当時の石巻所長からのヒアリングでも、システム端末台数の不足への言及があり、増設要望もなされたが、石巻所の増設が実現したのは4月25日以降なので、それまでの間、代行入力も併用したと考えられる。

仙台所では、管轄区域の中の南部沿岸地域(亘理町、山元町)では、甚大な津波被害を受けるとともに、仙台市内との交通も寸断された。このため、同地域の多くの住民は住所管轄のハローワーク以外でも手続き可能とする特例により、雇用保険受給の手続きを距離的に近い大河原所で行った。このケースでは「代行入力」を含む一連の「代行処理」が行われたことになり、処理状況は、仙台所の受給資格決定・失業認定における大河原所での代行入力件数に反映されている。

なお、津波被災地においては、4月末ごろから仮設住宅が完成するまでの間、一部の 避難者(居住環境に配慮を要する者等)が内陸の宿泊施設等に移動(内陸移動、2次避 難)したが、その状況も代行入力の数値には一定反映されていると考えられる。

イ 福島局の場合

・ 福島局の相双所と富岡出張所については、福島第一原発事故の影響が顕著に見られる。 上記アの岩手・宮城局の場合は、交通寸断による受給所の変更や一部避難者の県内の内 陸宿泊施設への移動はあったものの、基本的には受給資格者自身は元の住所地近辺(避 難所・仮設住宅等含む。)にとどまり、受付や交付等の処理は元の所で行い、システム 入力処理等のみを近隣内陸の代行所で行う形が中心だったと考えられるが、原発事故の 影響の著しい地域では、労働者・事業主自身が避難のため他所・他局管内に移動したこ とに伴う処理であり、休業票・離職票交付処理の段階から、単にシステム入力のみにと どまらないほとんどすべての手続き・処理が代行所で行われたと考えられる。

また、離職票・休業票の交付は代行処理で行ったものの、受給資格決定以降は避難先の所に求職申し込みをした者(またはその管内に居住する休業中の者)として、代行処理でなく通常の処理をしたケースが多くなっていることも特徴的である。

- ※ 避難先に一定期間定着したり、避難先で職探しをするのであれば、代行処理でなく避難先ハローワークへの「移管」の形をとることが自然と考えられる。
- ・ 相双所については、原発事故に伴う屋内退避指示によりいったん閉鎖したが、4月6日から部分開庁、4月26日からは全面開庁となった。富岡出張所については、避難指示

によりいったん閉鎖し、4月1日より平所に併設となった。これら2所の管内住民は、多くが原発事故で避難し、事業主も労働者も避難先で離職票(休業票)の交付手続きを行った。資料3-3を見ると、福島局内所のみでなく、近隣他局である宮城局(仙台所など)、山形局(山形所・米沢所など)、新潟局(柏崎所・長岡所など)や東京局・埼玉局等の遠隔地の所での代行処理も相当数あったことがわかる。

特に相双所本体については、離職票(休業票)交付、受給資格決定、失業認定のいずれも福島局管内の他所よりも他局管内での処理の方が多くなっていることに注目すべきであろう。他局管内での処理総数が多いのに比べて他局管内所の1所当たりの処理件数はさほどでなく、相当広範囲な避難が行われたために、処理が散在することになったことも推測できる。

代行処理実施が多かった所を個別に見ていくと、相双所の離職票(休業票)の交付については、郡山所、福島所、会津若松所等で、富岡出張所の離職票(休業票)の交付については、平所、福島所、二本松所、柏崎所(新潟局)等で多く行われた。

相双所の受給資格決定・失業認定については、上記のように、避難先の所での通常処理(代行処理でないので資料 3-3 には計上されていない。)の形で入力されているケースが多いようであるが、福島局管内では相馬出張所、南会津出張所等で、他局管内では山形所(山形局)、米沢所(山形局)、長岡所(新潟局)等での代行入力も行われている。

富岡出張所の受給資格決定・失業認定については、避難先の所での通常処理になったケースがあったことに加え、富岡出張所自体が4月から平所併設となったこと(これによりいわき市で避難生活をする者が富岡出張所での失業認定を受けることができるようになったこと)もあって、代行処理は少なくなっている。それでも、福島局管内では平所、勿来出張所、南会津出張所等で、他局管内では米沢所、長岡所等で富岡出張所の代行入力が行われている。

- ・ 富岡出張所管内の双葉町民が集団で避難するなど遠隔地避難の受け入れが多かった埼 玉県では、離職票(休業票)交付段階で行田所・大宮所における代行処理が多かったが、 受給資格決定以後は埼玉局管内の求職者・受給者として扱っているためか、代行処理の 形となっていない模様である。
- ・ 他の所についても、避難者が避難先を転々としている状況が、失業認定等の代行処理 のデータに反映されている。たとえば、後から放射線量が高かったことが判明した地域 にある福島所について、失業認定の代行処理が、会津若松所や二本松所・郡山所で行わ れている。

(3) 雇用保険業務処理システムの稼働時間の延長・システム端末の増設

・ 離職票(休業票)の交付処理は、離職証明書(休業証明書)の記載内容の確認や証拠 書類との照合と雇用保険の業務処理システムへの入出力からなる。たとえば石巻所では、 受給資格者が早期に受給を開始できるよう、交付を申請した事業主に対し、即日交付できない場合でも翌日交付、遅くとも翌々日交付するよう毎晩遅くまで職員総出で作業を行っていた。そのため、前夜に手作業処理したものを翌日事業主が取りにくる時間までにシステム入力する工夫等が、各所の実情に即してなされたと思われる。

- ・ 受給資格者が事業主から渡された離職票(休業票)を持ってハローワークに来所すると、受給資格決定がなされるが、これも、本人対面で行う部分を除けば、計算・確認等の作業とシステムへの入・出力を行うことになる。支給対象日は本人来所日から起算して設定されるため、受給資格決定に伴うこれら入・出力作業は離職票交付ほど急ぐことを要しないものの、4週間を限度とする一定期間内には行う必要があり、入力待ちの書類をあまり溜めないことも重要である。
- ・ また、大災害発生後には、短期間に膨大な離職票(休業票)の交付業務が発生するが、 交付された離職票(休業票)は、あまり日をおかずに事業主から労働者に渡されて、労 働者がそれを持って受給資格決定を受けに来る。このため、離職票交付と受給資格決定 の処理のピークは、一定ずれるものの、重なる部分も多い。
- ・ さらに、福島では、原発事故避難の関係で、離職票(休業票)の交付が事業主からの 申請でなく、労働者からの請求でなされた場合が多く、離職票(休業票)の本人への直 接交付から受給資格資格の決定までを1日で行うこともなされた。
- ・ このような中で、システム端末台数と処理可能時間帯の制約が、業務処理のネックとならないよう、これらの制約を可能な限り緩和しようとする努力が厚生労働省労働市場センター業務室によってなされた。
- ・ 具体的にはシステム稼働時間について、被災地機関からの緊急要請により、2011年4月7日から4月15日にかけて、3次にわたり7:00~21:30にまで拡大された(9月末まで)。また、システム端末台数については、雇用保険の業務増に対応するため、4月18日から被災3局のハローワーク等に112台のシステム端末が増設された。また、庁舎が津波で破壊され、仮庁舎を転々とした気仙沼所については、通常のシステム設置が困難だったため、4月末ごろに簡易端末が配備され、5月中旬から本格的に稼働した。

3 非常時への備えと対応に関する教訓

第1章の5においては、甚大な災害の発生に伴う「危機的事態」への備えや対応行動における教訓について考えたが、ここでは、危機的事態が一定収まった後の「非常時」(たとえば、大災害後しばらくして雇用保険に対するニーズが殺到するような時期)における業務や組織運営に関する備えと対応に関する教訓を考えてみたい。

(1) 各種制度・運用における非常時用メニューの設定・準備

ア 非常時メニューの設定・準備

雇用保険の特例措置のように、大災害時における被災者の収入の命綱となるような重要な災害時特例については、法律や業務取扱要領においてあらかじめ用意がされていたところであるが、その他の面でも非常時における種々のメニューを、今回の震災対応の教訓を生かして用意しておく必要があろう。

その際、①制度的な非常時発動メニュー(今回も雇用保険の特例的な延長、労災保険での3か月間行方不明の場合の死亡の推定、助成金関係での要件・支給内容等に関する特例、雇用創出事業の拡充等の措置が講じられた。)、②運用・解釈上の簡素化・弾力化メニューを用意しておくことに加え、③体制・組織に関するメニューについても、たとえば次のような非常時の特例を規程・要領・契約上などであらかじめ定めておき、非常時に円滑に発動できるようにしておくことが必要と考えられる。

- i)職員の事務分掌や非常勤職員の担当業務の弾力化
- ii) 事態に応じた「選択と集中」を実施するための不急業務の縮小・停止
- iii) その他既存資源の効率的活用
- iv)現場署所長への権限委譲

イ 非常時用の職員用マニュアル・周知用チラシのひな形をつくっておくこと

既存のものや災害時に作ったものの焼き直しで良いので、マニュアルや Q&A・周知用チラシレベルのものを作っておくことが、非常事態が突発した際に大いに役立つ。

今回の職員ヒアリングでも、震災発生直後に、阪神淡路大震災の際の各種資料・雇用保険特例措置の Q&A 等が関係労働局に送付され、大変役に立ったとの声があった。

(2) 非常時における現地機関と上部機関の対応原則

非常時の特性(想定を超える事態が次々と起こり、しかも状況は刻々と変化する。)、現地機関の特性(現地機関はそれに直面し、肌で感じるので、過重な負担の継続による極度の疲弊などの事情がなければ、本来最も適切な判断と行動を行うことができる立場にいる。)等から、次の点は一般的に是認される対応原則であろう。また、今回の震災対応で改めてその重要性が確認できた点でもある。

ア 現地機関としての対応原則

- ・ 現地機関は、持続的に現地のニーズに対応し続けること、また、情報収集を行い現 地のニーズの変化に対し機動的に即応し続けること。
- ・ 持続性・即応性を確保するため、過重負担(の継続)が限界を超えないように配慮すること(現地ニーズに対応し続けるためには、自分たちが倒れてしまってはいけない。)。
 - ※ 石巻所では、不眠不休で避難者対応をしていた時期は別として、雇用保険業務等でどれほど忙しくなっても、全所体制でこなすことで夜 10 時には庁舎から退出するようにしていたとのこと。

イ 上部機関としての対応原則

- ・ 非常事態にある現場機関に対して、①現場の状況に対する理解、①臨機応変で柔軟な対応姿勢、③人員・物資の供給、の3点を心掛け、現地機関を支え続けること。
- ・ 裁量権を現地管理者にできるだけ認めるとともに、制度・運用の特例や組織資源・ 物理的資源を可能な限り供給し、資源の使用方法は現場管理者に一定委ねること
- ・ 急場における人員・物資等の補給に際しては、状況に応じてタイミングよく行うと ともに、即戦力の供給に努めること。

(3) 非常時における選択と集中

―人的・物的資源の弾力活用とそのための裁量権の付与―

- ・ 前述のように、震災発生後に周辺住民が庁舎内に避難を求めてきた際、署所では通信 途絶の中、庁舎管理者として、又は庁舎管理者と相談しながら、その受け入れを決め、 献身的にその世話をした。
- ・ また、震災発生後一定の日時がたって、雇用保険業務等で通常時をはるかに超える行政ニーズが特定業務に急激に集中した際、ハローワークの所長は上部機関の判断を待つことなく、他の業務担当として採用されていた非常勤職員も含めて全所体制を構築してその業務の遂行に努めた。
- ・ 東日本大震災のような甚大な災害時にあっては特に各地域の状況の違いの幅は大きくなり、特定地域での特定ニーズへの集中が起こりやすくなる。その一方で組織資源は疲弊するので、現地機関は地域や組織の状況に応じた事以外は行う余裕がなくなる。このような中で、最も的確に現地ニーズに対応し続けるためには選択と集中(もっとも緊急かつ重要ないくつかのニーズに対して戦力・資源を集中する)を戦略的に行う必要がある。
- ・ 危機的事態への対応や非常時における選択と集中を実効性をもって行うためには、あらかじめこのような場合における裁量権の拡大を現場管理者に設定しておく必要があると考えられる。

(4) 非常時を想定した部門間交流研修・オールラウンド化研修等

大規模災害時には、被災地域を中心に雇用保険業務に関する行政需要が急激に増大す

る。これらを処理するためには、他所・他局からそのノウハウを持った職員の応援を得ることも必要だが、それ以前に、自所内での部門の垣根を越えた全員体制の構築が必要となり、現にそれがなされていた所がある。これは、日頃から、所内で部門の垣根を越えた他業務の研修を行っておくことの必要を強く示す根拠となる。また、そのような研修があまねくなされていれば、他所・他局からの応援要員の確保も容易になる。

- ・ このため、職員・非常勤職員を問わず、非常時に事務分掌や担当業務を弾力化せざるをえなくなることに備えてのオールラウンド化研修(職員の対応能力の幅を広げるための研修。ハローワークにおいては、たとえば雇用保険・雇用調整助成金の基礎的な知識や、保険・紹介関係システムの操作方法の全職員による体験的習得。)を目頃から実施しておくことが必要と考えられる。これは非常時への備えとしても重要だが、平時における所内での基本的な相互理解・連携強化のための重要なポイントでもある。特に、大きな組織であるほど、非常時に備えて平素から部門間交流研修的な取組を行って、知識の共有化や一体感の醸成に努めるとともに、非常時の柔軟な対応についての行動計画を明確にしておく必要があるであろう。
- ・ また、労働基準行政と職業安定行政の間でも、被災地での相談においては、解雇や賃金の相談から、雇用保険(特例措置含む)、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金関係の話に及ぶことがあり、また、その逆の場合もある。このような時に、双方の相談担当者(特に対事業主の担当者)が相互の制度に関する一定の知識を持っておくことが、円滑な相談や円滑な他機関の利用勧奨につながる。

(5) 現場で育まれた知恵の交流

- ・ たとえば、雇用保険受給資格決定の大量処理に際しては、岩手局において、北海道からの応援者が持っていた季節労働者に対する特例一時金における大量処理のノウハウが大変役に立ったとの証言がある。また、大阪からの応援職員の雇用保険処理が参考になったとの声もある(大阪では、平常の処理が大量であり、このノウハウが参考になったと思われる)。また、雇用調整助成金の大量処理については、宮城局において、阪神淡路大震災の際のノウハウが大阪・兵庫の応援職員から伝えられて大変役に立ったとの声もある。
- ・ 危急の際にすぐ使えるのは、このような実際の現場の中で練り上げられたノウハウである。非常時において、机上のアイディアの妥当性を検証している暇はないであろう。 実際に直面している事態・状況に類似した状況の中で実際に使われていたたノウハウや知恵こそが急場の役に立つ。そのようなノウハウの交流を、非常時に際して迅速に行うことが必要であろう。

(6) 非常時を想定した各種シミュレーション

ア 庁舎内スペースの効果的活用

急激に特定の行政ニーズが増大した場合、所内体制のみでなく、所内の各スペースの活用方法も、「最も高まったニーズを効率的にこなす」ことを中心に再編する必要が出てくる。石巻所では、玄関・廊下・会議室等をフルに活用して、雇用保険受給資格者のための流れ・スペースを作り、このことも円滑な業務に貢献した。

各労働行政機関においては、このような事態を想定して、所内スペースの活用方法についてシミュレーションしておく必要がある。

イ 応 援

たとえば、今後、甚大な津波被害が発生するケースを想定すると、甚大な被害や業務量の急増が想定される沿岸の署所と、比較的被害が軽微になると推定される内陸の署所の間で、支援関係(職員応援、代行処理、情報中継等)のためのペアリングをあらかじめ決めておくことも有効と考えられる。今回の震災時においても、岩手局における沿岸署所と内陸署所のペアリングは代行処理等の各種支援において機能した。宮城局においても、庁舎が使用不能となった気仙沼所を内陸の周辺所や局が総力をあげて支援した。また、通信途絶期間が長かった石巻所が内陸の古川所等を情報中継基地としていた例もある。また、今回、より早期の全国応援実施があったらより良かったという声もあったが、実際には災害時における人員輸送や宿泊対応は難事であり、ロジ面で応援実施のタイミングを逃さないためにも、他地域からの職員応援のための宿泊・移動方法についての一定のシミュレーションを行っておくことも意味があると考えられる。

ウ 情報収集・提供・伝達

情報の収集・伝達は、地域レベルでも全国レベルでもニーズ対応や組織運営の要であり、平時から、非常時における情報の収集と伝達手段を検討し、準備しておくことは非常に重要である。行政組織内と行政組織と施策・サービスの対象者との間の両方について、シミュレーションを行っておく必要があろう。

① 行政組織内

- ・ まず、固定電話は回復まで相当日数を要した署所があることに留意する必要がある。業務用システムも回線が障害された場合には、回復に電話回線と同程度かそれ以上の期間を要している(大船渡所の例)。
- ・ 携帯電話も安否確認が殺到する時期や、被害の大きい地域(移動基地局が配置されるまで)は通じない。通信の輻輳する時期については、総務省からメールや災害用伝言サービスの利用が推奨されている(平成23年8月24日総務省報道資料)。また、第1章で述べたように、電源の確保の問題がある。
- ・ 衛星携帯の配備は非常に助かったとする声が多く、危機的事態や非常時において 頼りになると考えられる。ただし、気仙沼の市役所内の臨時窓口のように通じにく

い場所もあった。今回の職員ヒアリングにおいて、「ネット回線は被害を受けなかったことから、メールや twitter を活用した連絡網や防災体制を構築する必要あり」との声もあった〔資料 1-11〕。

② 行政組織と施策・サービスの対象者の間

i) 情報収集

- ・ 今回の震災後の署所における現地ニーズに関する情報収集手段としては、内陸の 福島労働局におけるように労働局近隣の避難所にまずモニタリング相談に行ったり、 比較的早い時期に企業への調査を行ったようなケース(下記の新聞記事参照)もある。
- ・ 石巻所では、しばらくは周囲の冠水状態が続いたり、がれき、泥濘などで動きづらい状況にある中で、庁舎内の避難者や来所者からの情報で、施策・サービスの対象者の状況・ニーズをシミュレーションし、対策を立てていた。
- 種々の状況の中で早期から地域の状況をモニタリングする手段については、今後 の検討課題であろう。

≪新聞報道等より≫

2011 年 3 月 29 日 河北新報:福島労働局は、東日本大震災の影響により、福島県内で今月 14~25 日に 923 人が離職したことを明らかにした。・・・労働局が震災後に行った県内 68 社(従業員 100 人以上) への調査によると、企業活動の停止に伴って訳 6000 人が休職などになり、さらに約 900 人が解雇の対象になっているという。

ii)情報伝達

- ・ 震災直後からしばらくの間における、情報の事業主・労働者への伝播ルートの状況については先にまとめたが、改めて記載すると次のようになる。
 - 署所等への問い合わせ・リーフレット配布(今回の震災では、3月11日の震災 後、問合せや相談の電話が3月下旬から急増)
 - 事業主説明会(所内で行うもの、商工団体等からの要請で行うもの等)
 - テレビテロップをはじめとするテレビ・ラジオ・新聞等での呼びかけ・周知
 - 口コミ (避難所内のものや、事業主から労働者への伝達)
 - 避難所等での出張相談・壁新聞・チラシ配布
 - インターネットホームページ
- ・ 非常時にはあらゆる手段で、労働者・事業主を救済できる効果的なメニューを周知する必要がある。今回も口コミ(避難所内、事業主から労働者)は非常に重要な役割を果たしており、口コミで正確な情報が流れるようするためにも、他のあらゆる手段を講じる必要があると考えられる。また、スマートフォン専用の厚生労働省のホームページが開設されたことも、今後に向けて意義が大きいと思われる。

工 移動手段(通勤、業務)

・ 災害発生後、交通や情報通信が不完全な中では、公用車が乗合通勤等多方面で活躍

した一方で、自家用車を使った通勤等で移動する職員が連絡・運搬において重要な役割を担った。また、災害発生後の特定現場の状況を実地に確認する必要が生じたり、相談支援のために避難所等の現場を回る必要も生じる。応援職員の移動手段も切実な問題である。

- ・ このような時に備え、移動手段に関するシミュレーションもしておく必要がある。 その中では、公用車の使用の弾力化を適切に位置づける必要があるほか、自家用車を 公用に活用する仕組み、レンタカーをより柔軟に活用する仕組み等も検討される必要 があろう。
- ・ また、ガソリン不足等の中で仙台等の都市では自転車が活躍したことも、参考となる。

第3章 震災により変化した被災地労働市場の状況とその対応 [2012年7月ごろまでの状況]

第3章では、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故により変化した地域の労働者・事業主の生活・事業・雇用・意識等の状況と、その変化に対応して労働者・新卒者の雇用の場を確保し、また円滑な労働力の需給調整を行うためになされた労働行政機関の取り組みについて、数値指標、職員ヒアリング記録、新聞報道(見出し等)により、多角的な記述を試みたい。

- ※ 震災後 1 年間を中心として、2012 年 7 月ごろまでの状況に関する記述であることに ご留意いただきたい。
 - (注) 以下において、ハローワークにおける求人、求職者、就職等に関する記述・統計表等があるが、そこで使われている用語について、念のために厚生労働省のホームページから抜粋しておく。

【常用】

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は 4 か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

【臨時・季節】

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない。)を定めて就労するものをいう。

【パートタイム】

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいい、このうち雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者を「常用的パートタイム」、1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者を「臨時的パートタイム」という。

【正社員】

パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

【月間有効求職者数】

前月から繰り越された有効求職者数と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

【月間有効求人数】

前月から繰り越された有効求人数と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

- 1 地域の労働者・事業主の生活・事業・雇用・意識等の変化
- (1) 震災後1年間の労働市場の状況変化の概観(津波被災地を中心に)

ここでは、まず、新聞報道(新聞報道等の見出し・概要)を紹介しながら、東日本大震 災後1年間の津波被災地を中心とする労働市場の変化の推移を、関係施策との関連で区 分していきたい。関係施策とは、復旧・復興のための公共事業、雇用創出のための基金 事業、雇用保険(休業の場合の特例措置含む)や給付延長、雇用調整助成金・中小企業 緊急雇用安定助成金などである。

〇 震災後第1期(2011年3月下旬~5月ごろ)

雇用保険(休業の場合の特例措置含む)のニーズが高まり、手続きを求めて事業主や労働者がハローワークに殺到する時期。ただし、がれき処理などの緊急の短期雇用や全国から寄せられた被災者対象求人のニーズと、長期安定雇用や元の職場の事業再開を期待しつつ、とりあえずは雇用保険でしのぎたい求職者のニーズとのミスマッチが指摘され始める時期でもある。

厚生労働省では、当面の緊急措置や「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」のフェーズ I・IIで、雇用保険・雇用調整助成金等の特例措置を講じたり、被災者雇用開発助成金の創設、雇用創出基金事業の活用推進等に注力していた時期である。

≪新聞報道等より≫

(2011年)

- 3月26日 盛岡タイムス:被災企業に解雇の動き 大船渡職安 離職手続に訪れる市民も
- 3月30日 河北新報:雇用不安 訴え切実 離職・失業相談が急増 見えぬ将来、募る焦り

「家流され会社倒産」「従業員守りたい」

- ・ 宮城労働局が29日、宮城県山元町で開いた臨時相談会には経営者も含め60人が詰めかけた。
- ・ 「自宅は流され、職も失った。このまま死んでしまいたい気持ちだ」「失業給付を受け取りながら当面はしのぎたい」「まだ新しい仕事のことは考えられない。津波が来る 以前の生活に戻りたい」
- ・ 宮城労働局によると、経営者側から「休業したいが、従業員の雇用を維持する助成制 度はないか」、労働者側から「休業中の会社から休業手当をもらえるか」などの相談が 多い。
- 3月31日 産経新聞:悲壮 会社壊滅、採用とりやめ 職探しの被災者続々

岩手、宮城、福島労働相談が 7000 件

・ 東京都中央区の運送業者は被災地のハローワークに配送ドライバーの募集をかけた。 同社は家族でも住める寮を用意した。

- 3月31日 岩手日報:震災余波解雇相次ぐ 岩手労働局 解雇相談 198件増加続く
 - ・ 大船渡のハローワークは、会社自体を失った事業主や経営再建を断念せざるを得なく なった事業主、解雇された人々が殺到。ただ、停電で求人検索システムが動かず、雇用 支援はままならない状況だ。
- 4月2日 読売新聞:津波 雇用も奪う 石巻 職探し早朝から30人の列
- 4月17日 日本経済新聞:岩手・宮城の内陸部で被災者雇用広がる 「地元で生活再建を」
 - ・ 岩手県アパレル協同組合が被災者の積極採用呼びかけ。会員企業の中には福島第一原 発事故で外国人が次々を帰国し、人手不足に悩む企業も少なくない。
- 4月17日 盛岡タイムス:被災者500人雇用へ 大船渡市 がれき撤去業者にあっせん
- 4月19日 岩手日報:被災者向け求人 全国で6千件 地元就職への支援も必要
 - ・ 面接にかかる旅費等を補助したり、寮などの住居を提供するという求人も多数。震災 前から人材不足気味だった中小企業も多く、被災者の中から優秀な人材を発掘したいと いう思いもありそうだ
- 4月22日 盛岡タイムス:大船渡でのがれき撤去での被災者雇用 250 人が申し込み このうち女性は 30人 実際に雇用する建設業者と協議し約100人を先行して採用する。
- 4月25日 河北新報:岩手 がれき撤去の雇用低調 被災者「長期的就労を」
 - ・ 岩手県沿岸部の自治体が始めたがれき撤去の求人に対する反応が、行政側が期待した ほど高くない。当面の生活費を稼ぐ手立てを得ようと歓迎する住民がいる一方、家も仕 事も失うなどした被災者からは持続的な就労を求める声が強い。
 - ・ 「避難所暮らしの人や仮設住宅で暮らしている人は安定した収入を望んでいる。正社 員に切り替えるなど長い目で見た対策も打ち出してほしい。」
- 4月28日 読売新聞:失業給付申請1万件超す 通常の4倍以上 岩手労働局
- 4月29日 河北新報:宮城・岩手・福島で震災後7万人が離職票・休業票の交付受ける 津波・原発影響
- 4月29日 岩手日報:離職者 沿岸で9474人 岩手全県で1万9千人 震災後月平均の10倍
- 5月2日 朝日新聞:家族・家失い、求職二の足 「地元で」・・・雇用ミスマッチ
 - ・ ハローワーク気仙沼の担当者によると、家族や住まいを失い、求職活動を始められない人は多い。数ヶ月の失業手当で生活しようという人が目立つ。
- 5月4日 河北新報:被災者と全国求人ミスマッチ 強い地元志向 8割応募なし(1万件を超す全国からの被災者対象求人のうち)
- 5月19日 読売新聞:震災失業 長期就労メド立たず 被災企業の再生不可欠
 - ・ (緊急雇用創出事業は)雇用期間が6ヶ月~1年と短く、それ以降の雇用については 保証されていない。仕事もがれきの撤去など男性や若年者などに限定される内容が多く、 定員割れも想定されるという。
 - ・ 社屋が壊滅した印刷会社で、会社側の一部解雇提案に対し、従業員らが「会社が再建 されるまで再建待つ。それまで失業手当で食いつなぐ」と全従業員解雇を逆提案し、復

帰を待ち望んでいるケースも。

- ・ ハローワーク石巻によると、企業や団体が被災者支援で募っている仕事は首都圏や関 西圏が多く、地元志向の強い求職者と希望が合致しないという。
- 6月 1日 河北新報:被災3県 求職者急増 東北4月 有効求人倍率O. O3ポイント悪化 復興需要(による新規求人)上回る規模
- 6月 1日 毎日新聞:休業・失業2万4113人 沿岸13市町村 5人に1人(岩手県内)
- 6月 1日 岩手日報:新規求職者9割増 県内4月前月比 震災影響、1万4500人

沿岸求人倍率 0.2 倍台

沿岸雇用悪化 生活再建に足かせ 経営支援が課題 復興へ雇用が最大課題 県緊急対策、創出に全力

・ 釜石市産業振興部長「震災復旧での緊急雇用はあくまで短期の取り組み。恒久的 な雇用創出には被災企業の事業再開や新たな企業誘致が欠かせない。」

〇 震災後第2期(2011年6月~8月ごろ)

求人の増加と求職者の減少により求人倍率が上昇し始める時期。ただし、求人の増加の中心は緊急雇用創出 事業や復旧作業(建設業)等による有期の雇用であり、安定的な雇用や元の職場の事業再開を待つ間の雇用保 険受給を求める求職者ニーズとの乖離の指摘も続く。

≪新聞報道等より≫

(2011年)

6月18日 読売新聞:県・岩手労働局・盛岡市が雇用の維持確保要請 商工関係の7団体に

7月2日 読売新聞:東北5月 求人倍率改善0.47倍 3か月ぶり 「復旧関連が活発」

- 「がれき処理などに当たる建設業や市町村の臨時職員などの採用が活発なことが理由」、「復旧関連の仕事が資格を必要としたり、短期間だったりとミスマッチが多い」、「震災の影響もあり、なかなか仕事に就けない人に加え、世帯主収入の減少を補おうと主婦らがハローワークを訪れている例も目立つ」
- 7月24日 河北新報:気仙沼、雇用どん底 水産業壊滅で求人倍率県内最悪

失業保険が支え がれき撤去ばかり 市は緊急事業で対応

- ・ 「まるでホームレス。職がないのは本当にみじめだ。」「無職状態が続き、うつ病になった仲間もいる。えり好みもできないので、どんな仕事でもやりたい。」「がれき撤去の 仕事ばかりで、おまけに給料も少ない。とても応募する気にはなれない。」
- 7月30日 河北新報:東北6月 求人倍率改善0.51倍 復旧関連好調 求職ミスマッチ続く
- 8月14日 岩手日報:職場復帰拒み退職迫られる 原発事故不安の福島 避難住民相談事例相次ぐ
- 8月22日 朝日新聞:被災者定職ままならず 資格取得/職業訓練で支援⇒少ない正社員枠、

つなぎ雇用/臨時職員を募集⇒短期契約を敬遠 雇用ミスマッチ解消急務

8月26日 岩手日報:「再雇用は対象外」に事業主不満 被災者雇用開発助成金 厚労省、新制度も

- ・工場などが損壊して従業員をいったん解雇した企業が、再開後に元の従業員を再雇用したケースは対象とならないため、企業から不満の声が上がっている。
- ・厚生労働省は、7月下旬になって、再雇用した従業員に職業訓練を実施する場合、最大限で60万円を補助する制度を始めた。

8月31日 河北新報:東北求人倍率 0.57倍 復興関連好調 3か月連続で改善

・ 「石巻や気仙沼など沿岸部では、製造業の求人が絶対的に足りない状態だ。」

〇 震災後第3期(2011年9月ごろ)

2度の雇用保険給付の延長が切れ始めるに際し、改めて求人内容と求職者の希望とのミスマッチや就職の遅れが指摘され、沿岸地域について3度目の延長給付が決定されるまでの時期。ただし、雇用保険給付自体が就職の遅れの原因ではないかという指摘も出始める。

≪新聞報道等より≫

(2011年)

9月 6日 朝日新聞:被災求職者就職2割 岩手・宮城・福島のハローワーク 失業手当切れ今後急増 働く場 復興いつ 職種待遇合わず困窮 再就職先県外も候補

- ・ 3 県のハローワークに $3\sim7$ 月に求職を申し込んだ人の中で、自己申告に基づいて「被災求職者」と登録された人は計 6 万 3352 人。そのうちハローワークの紹介で就職が決まったのは 20.5% の 1 万 3017 人だった。
- ・ 3 県とも7月の新規求人倍率は1倍を超え、宮城・福島では全国平均を上回るなど復旧・復興事業の増加で求人は回復している。しかし、職種や待遇で求職者の希望との差が大きく、再就職は十分に進んでいない。
- ・ 雇用保険の給付は特例で 120 日延びているが、それでも早い人だと 10 月中旬に受給 が終わることになる。
- ・ 失業手当の給付切れへの備えと政府が位置づけるのが、復興事業に伴う求人増と、国 が設けた雇用創出基金を活用して自治体が生む「つなぎ雇用」だ。
- ・ 気仙沼市は震災後、基金で725人分の仕事を用意した。しかし、実際に就職したのは 7割ほど。市の担当者は「失業手当が出るうちは応募をためらう人が多い。今後の給付 切れに備え、仕事の種類も量も充実させたい」と話す。

9月6日 毎日新聞:被災3県失業7万人超 厚労省調査 困窮者続出懸念も

戻らない求人条件 失業手当でしのぐ求職者

「つなぎ仕事」で生きていくのか 福島将来像描けず

 厚労省によると3県で雇用保険の離職票などをもらった人数は、3月12日から8月 21日までに計15万3173人に上った。昨年より7万人あまり増えており、増加分は震 災の影響と見られている。

- ・ 3 県で失業手当の受給が決まった人数は、申請が本格化した4月からの4カ月間で8 万7831人に上り、前年同期の2.4倍に膨らんでいる。農漁業従事者や商店主など個人 事業者は含まれておらず、実際に職を失った人ははるかに多いと見られる。
- ・ 大船渡商工会議所によると、市内の会員企業 1820 社の約 6 割が被災し、今も 400 社 近くと連絡がつかない。連絡がとれた被災 700 社のうち約 8 割が事業を再開する見通し というが「震災前より規模を縮小するケースが多い」
- ・ 福島の原発事故避難者「故郷とこちらとどちらに軸足を置けばいいのでしょうか」「両 親に介護が必要となれば南相馬へ戻らなければならない。定職を見つけて福島に定住す べきか、南相馬へ戻れる日まで『つなぎの仕事』で生きていくべきなのか」
- 9月17日 読売新聞:被災地失業手当再延長へ 「3万人の危機」ひとまず回避 雇用の創出急務 「求人」「求職」依然ミスマッチ
 - ・ 国の施策で増えた雇用は1年以内のつなぎ仕事が目立ち、復興需要で求人が多い建設 業では、重機の運転免許が必要になる場合が多いなど、課題は山積。
 - ・ ある水産加工会社社長は「手当が切れるまでゆっくりしたい、という人もいるのでは。」
- 9月17日 岩手日報:失業手当さらに90日間延長 被災者向け厚労省方針 沿岸部と原発周辺

○ 震災後第4期(2011年10月~12月ごろ)

求人と求職者の希望とのミスマッチが続く中で、特に元水産加工従業員を中心とする女性向けの仕事がないこと、男性が就きやすい復興特需の仕事も永続的でないことなどがクローズアップされる時期。

長期雇用のインセンティブとなる事業復興型雇用創出事業等を盛り込んだ第三次補正予算(「『日本はひとつ』 しごとプロジェクト」フェーズ皿の内容等)が成立するとともに、12 月初旬には、これ以上の雇用保険延長 給付を行わないことも決定される。

≪新聞報道等より≫

(2011年)

9月22日 岩手日報:被災者再就職進まず 雇用ミスマッチ深刻 条件合わず移住希望も

10月1日 日本経済新聞:求人倍率0.61倍に上昇 東北8月 復旧関連けん引続く

10月 1日 朝日新聞:有効求人が過去最高 宮城労働局 「ミスマッチ状態」は続く

10月29日 岩手日報:県内求人0.59倍(9月)5ヶ月連続上昇 北上は1.05倍、自動車関連好調

11月 1日 盛岡タイムス:震災後の雇用マッチング 就職面接会 求人企業 75 社・求職者 300 人

・ 盛岡公共職業安定所と盛岡市などの主催で「復興支援もりおか就職面接会」が 10 月 31 日、被災者をはじめ一般求職者、新卒者を対象に開催された。

11月29日 朝日新聞:被災地進まぬ女性の就職 9月失業率改善4.1% パート受け皿壊滅 建設・土木人手不足

- ・ 「公共事業の予算では日当を1万1千円で計算するが、沿岸部で雇おうとすると1万 5千円という話もある。」
- 11月30日 岩手日報: 県内求人改善0.65倍 20年ぶり2万4千人台 10月雇用情勢
- 12月11日 読売新聞:被災地 失業手当6割増(3県全体) 雇用、依然厳しく
- 12月11日 朝日新聞:3県沿岸進まぬ再就職 失業手当前年比3.7倍(3県沿岸部)

被災地雇用ちぐはぐ 岩手・内陸の復興需要、沿岸部へ届かず 宮城・女性の職場流れ、 求人は男性中心 福島・操業再開する工場、放射能嫌う労働者

- ・ とくに女性の就きやすい仕事が少なく、再就職が進まない。津波が直撃した水産加工 業で働く女性が多かった一方、復旧復興関連の求人は建設や警備に偏っており、女性に あう仕事は少ない。3 県でも内陸部では受給者が1年前より少ない地域もある。
- ・ 政府は、被災者の失業手当が切れ始める1月中旬以降は給付期間を延長せず、3次補 正予算に盛った雇用対策で再就職を促していく方針。

12月15日 読売新聞:被災地雇用ミスマッチ 求人パートなど中心 応募「正社員でなら」

・ 被災地で「復興需要」に伴う求人が増えてきているものの、応募が少ない「ミスマッチ」が拡大している。求人はパートや期間雇用が多いが、失業手当を受給する被災者らは正社員での待遇を求めたり、以前の勤務先の再開を待ったりしている。建設業や水産加工の現場は人手不足に頭を悩ませており、復興は難しい局面を迎えている。

12月18日 岩手日報:本県の沿岸被災地 生活保護の増加懸念 失業手当は順次終了

・ 本県沿岸部で震災後、生活保護世帯は受給者の転出や義援金収入で327世帯減少しているが、雇用保険の延長給付が来年1月から切れ始めることから、増加に転じる可能性がある。

- 12月19日 岩手日報:迫る失業手当終了 地元企業の再建が鍵
- 12月23日 岩手日報:沿岸離れ内陸へ 安定求め苦渋の決断
 - ・ 津波被害を受けた大槌町から県内内陸の北上市へ移転就職した避難者の例。「家族の ために1日も早く安定した仕事に就く」と、古里を去る決心をした。
 - ・ 釜石公共職業安定所管内の 10 月の求人倍率は 0.55 倍で、数字の上では前年同月の 0.48 倍を上回っている。しかし、新規求人数に占める正社員の割合は 38.9%にとどま り、復興関連の建設事業や緊急臨時雇用などによる非正規求人が下支えしているのが実情。こんな「復興特需」が続くのはせいぜい数年と見られている。

○ 震災後第5期(2012年1月~3月ごろ)

雇用保険の延長給付の支給切れを控え、受給者がより具体的な態度決定を迫られる時期。政府第3次補正 予算による長期雇用の場を創出するための事業復興型雇用創出事業等の運用が本格化していく時期でもある。 (2012年)

- 1月10日 毎日新聞:被災3県失業手当切れ4000人来月までに 雇用機会少なく 手当切れ「将来見えぬ」 生活再建どこへ 求人職種に偏り(岩手) 水産加工回復遠く(宮城)
 - ・ 厚労省によると、3 県で失業手当を受け取る人の合計は昨年 11 月末現在 6 万 4232 人。前年同期比 1.97 倍で増加分の 3 万人以上は震災離職者と見られ。手当が被災地の 暮らしを支えている。
- 1月13日 読売新聞:被災3県 失業手当切れ 特例延長分 2月末までに4000人

失業手当切れ 焦る被災者 「仕事も給料も妥協か」「地元あきらめ内陸に行くしかないのかも」

・ ハローワークに毎週通うが「正社員の仕事がない」。求人はあっても、収入が失業手 当を下回り、母と妻、子供4人の家族を養うに達しない(釜石市の印刷会社震災解雇者)。

1月14日 岩手日報:失業手当終了始まる 県内 来月末までに最大400人

- ・ 岩手、宮城、福島 3 県の沿岸部を中心に特例的に延長されている失業手当の受給期限 切れが 13 日始まった。
- ・ 岩手県沿岸部の4公共職業安定所の昨年11月の有効求人倍率は0.60~0.78倍で震災直後の同4月の0.2倍台を大幅に上回る。これに対し昨年11月の4安定所の失業手当受給者は系6021人。震災後のピーク(同6月)の8708人を下回るが、同2月の約4倍にのぼる。陸前高田在住女性(34)は「失業手当が3月で切れる。資格の有無などが仕事を探す壁で、なくなるのは厳しい。」。釜石市在住女性(22)は「いつまでも手当に頼っていては気持ちの踏ん切りがつかない。受け入れざるをえない。」

1月16日 読売新聞:決まらぬ土地利用計画 沿岸企業再建の足かせ 被災地の雇用回復進まず

・ 雇用保険の延長給付が短い人で今月の中旬から切れ始めたが、求人は短期の仕事が多く、水産加工などの正社員の戻りたい求職者とのミスマッチは解消されないまま。自治 体の土地利用計画が定まらず、地盤沈下の補修も進まないことが事業再開の障害をなっている。

1月17日 岩手日報:被災地の工場人手不足 低賃金が足かせ 復旧事業に流出も

・ 自治体が発注するがれき撤去の仕事は日当1万円を超えており、ハローワーク気仙沼 の統括は「求職者側も給与や通勤面などの条件面で見る目が厳しくなっている。以前勤 めていた会社の再建を待つ人も多い」。ある自治体関係者は「震災で失業手当は特例的 に延長されており、求職者の腰が重くなっている」と推測する。しかし、早い人は今月 から受給期間が切れ始めており「期限切れのピークとなる4月ごろに求職者が殺到する のではないか。」と指摘している。

1月24日 岩手日報:被災地女性就職進まず 失業手当男性の1.4倍

・ 自治体が雇用対策として提供する短期的な仕事や復興需要などで被災地の求人は増え ているが、建設・土木など男性が就きやすい仕事が多い。一方、震災前に女性が多く働 いていた水産加工業の復旧が遅れていることが、就職が進まない一因のようだ。

- 2月 1日 岩手日報: 県内求人 0.71 倍に改善 00 年 8 月来全国に並ぶ 12 月雇用情勢 失業給付切れ最大で 637 人に 県内被災地
- 2月 5日 河北新報:被災3県の沿岸部 雇用ミスマッチ深刻 水産加工復旧に遅れ
 - ・ 増えているのは建設、土木関係の求人。しかし「経験や資格が求められ、この年では 自信がない。」
 - ・ 女性は水産加工の再開が遅れ求職者が滞留していたが、失業手当の特例延長が1月から切れ始め、気仙沼市では1月から開講している介護福祉人材育成の職業訓練に、定員の20人を超える29人の応募があった、

2月7日 岩手日日:県 被災求職者雇用事業に10億円

・ ジョブカフェでは、沿岸地域を中心に就職面接会の開催回数を増やしマッチングの機会を充実する。職業訓練コースや人材育成事業の拡充では、復旧・復興に対応した職業訓練コースに 5 億 2500 万円を計上。沿岸地域で展開する「いわて求職者個別支援モデル事業」に 1 億 2000 万円、総合的被災者支援事業に 4400 万円、被災地こころのケア対策事業に 6 億 4500 万円。

2月7日 岩手日報:大船渡で気仙地区面接会 職求め 160 人切実 復興へ 32 社参加

・ 同市の男性(42)は「がれき撤去の仕事が今月で切れる。とにかく仕事をしたいとい う思いだけだ」

2月10日 岩手日報 1~3月被災地3県見通し 失業手当切れ7千人 半数は就職できず

- ・ 厚労省の調べでは、1月20日までに延長給付が切れた3県の1039人のうち「就職内 定した」のは522人で「求職活動中」440人、「公的訓練受講中」6人、「何もしていな い」71人。2月には3県で最大2479人、3月には3062人が延長給付切れを迎える。
- ・ 宮古で面接会 求職者 250 人詰め掛け
- 2月20日 岩手日報:本県内陸の求人改善 製造業や卸・小売業けん引 「正規」少なく
- 2月24日 岩手日報:「希望に合わぬ」50% 県被災地求職者アンケート 雇用のミスマッチ鮮明
 - ・ 被災地求職者が就職に至らない理由としては「希望にあう求人がない」が 52.9%と前 回調査に比べて 8.4 ポイント増加。

(参考) 被災地の復興・経済全般関連記事

- 2011年4月11日 毎日新聞:震災1ヶ月復興の動き徐々にがれき撤去が課題 製造業一部工場再開も
- 5月12日 朝日新聞:遅い復興 地方の限界 阪神に比べ財政も人手も乏しく
- 5月13日 岩手日報:津波被災の沿岸市町村を対象に県が復興工程表 14年10月までに生活再建
- 6月3日 毎日新聞:大規模停電全域で解消
- 6月5日 岩手日報:県、復興局を正式組織に 県議会へ8日提案 総合窓口設け拡充
- 6月 7日 岩手日日:二重債務早期解決を 復興へ迅速な実行を 金融関係機関連携支援会議
- 6月11日 日本経済新聞:生産・消費、回復進む 内陸と沿岸、広がる格差
- 6月15日 岩手日報:全産業が景況感悪化 県内4~6月期 震災で先行き不透明感
- 6月16日 岩手日報:被災した事業所の 80%が事業再開済または再開予定 大船渡商議所会員事業所調 査 廃業予定 10% めど立たず 10%
- 6月23日 岩手日報:県内経済回復続く 2か月連続上方修正 個人消費や自動車関連産業が順調に回復
- 7月 5日 河北新報:東北の景気「着実に正常化」 日銀地域経済報告 復旧進み持ち直す
- 7月 7日 河北新報:被災企業誘致、福島会津若松で活発 自治体、土地値下げなど支援
- 7月29日 河北新報:東北経済「緩やかな持ち直し」 2011年4~6月期財務局報告 5期ぶり上方修正
- 8月 8日 河北新報:二重ローン問題 岩手県が新機構 対被災企業債権を買い取り
- 8月12日 岩手日報:県復興計画正式決定 県土再興歩み本格化 復興道路⇒国に整備求める 高台移 転⇒14年度完了 医療福祉⇒応急復旧が当面の課題
- 8月12日 盛岡タイムス:多方面でなお震災特需 好況の企業も
- 8月25日 日本経済新聞:被災企業内陸に誘致 土地提供など自治体が優遇策 沿岸部は空洞化を懸念
- 8月25日 岩手日報:復興特区活用で企業誘致 福島で20社が参加検討
- 8月27日 岩手日報:政府の震災復興工程表
 - ・ 堤防は高さなどを再検討し5年以内に復旧、高速道路新規整備区間は10年以内 に供用
 - ・ 3年以内に営農再開 海中のがれき「好漁場」優先で撤去
- 9月 1日 岩手日報:東北のものづくり復興へ 福島から県内企業支援 生産設備を無償提供
- 9月2日 毎日新聞:大震災と中小企業ネットワーク 平時から広域の防災連携を 北上で工具 集め釜石の町工場へ・「つぶやき」開き水準器30代急送
- 9月 6日 岩手日報:中小企業向け補助金(グループ補助金)公募 県が受付開始 きょうから 説明会
- 9月 9日 河北新報:被災3県のインフラ・産業 岩手堅調復旧8割 福島・宮城遅れ目立つ 総合研究開発機構が指数化
- 9月14日 日本経済新聞:岩手県景気「ほぼ震災前水準に」 日銀盛岡 8月、判断引き上げ
- 9月30日 日本経済新聞:企業再建 地銀が橋渡し 公的機関・監査法人の知恵活用し、技術向上や取引先紹介

- 10月 4日 河北新報:9月短観、東北4期ぶり改善震災前上回る「復興特需」を反映
- 10月 5日 岩手日報:県内倒産 過去10年で最少 4~9月33件 震災支援策が奏功
- 10月19日 岩手日報:岩手大の復興本部 沿岸で技術力・経営力を身につけた人材育成事業を展開
- 10月21日 岩手日日:経済復興へ商機つかめ ものづくり企業 北上で商談会

被災企業含め 227 社 情報交換・売り込み熱心に

- 10月26日 岩手日報:業務再開・再開意向8割 悩みは資金調達 大船渡商議所被災会員調査
- 10月31日 朝日新聞:「被災地」を復興の糧に 視察や体験ツアー企画 住民起業、起業が賛同
- 11月 1日 岩手日報:財務事務所 7~9月期「持ち直し」判断 県内2期連続上方修正
- 11月 3日 岩手日報: 宮古市 被災事業所 60%再開へ 廃業 7%にとどまる
- 11月 9日 岩手日報: 3 グループに 49 億円 被災県内企業補助(グループ補助金) 2 次公募の採択結果
- 11月10日 岩手日報:沿岸への企業新・増設最多 震災以降で計 7件 内陸部も堅調に推移:コールセンター着工 陸前高田でワタミ 来年2月にも開業
- 11 月 13 日 読売新聞:県内の企業誘致好調 昨年度 23 件⇒今年すでに 15 件 HV (ハイブリッドカー) 生産工場呼び水に 復興を支援し雇用確保に一役買おうという企業も
- 11 月 18 日 岩手日報:小売業景況プラスに 金属製品製造も回復(岩手県経済研企業調査) 県内景気持ち直し続く(日銀盛岡 3ヶ月連続)
- 11月20日 岩手日報:県 500億円復興基金(国の特別交付金や寄付金を財源) 住宅再建を後押し 支援事業きめ細かく 12月県議会に補正案
- 11月30日 岩手日報:主要漁港15年度末まで、重要港湾12年度末まで復旧 政府が工程表改訂
- 12月 8日 岩手日報:県内設備投資50.4%増(前年同期比)震災復旧が影響 11年度下期岩手経済研
- 12月13日 岩手日報:大船渡港の国際コンテナ 遅れる定期航路再開 津波で荷役機器被災 民間組合に復旧費重く
- 12月27日 朝日新聞:12市町村復興計画出そろう 県、特区申請支援へ
 - ・ 住宅の高台移転やかさ上げなどを予定する陸前高田市など南部は調整が難航し、 12月までずれ込んだ。
- 12月28日 岩手日報:金融支援継続を 使途の自由な制度必要 山田町商工会会長に聞く
 - ・ 完全復旧はまだで5割以上の稼働が2・3割あると見ている。飲食業は動きが早い。水産加工は復興需要で作れば売れるが作業場所があるかないかで差が出ている。」「大口でなくても使途が自由な補助金制度を作って欲しい。」
- 12月30日 読売新聞:企業復興届かぬ支援 グループ補助金 厳しい条件申請もできず 県外移転は対象外、期限の壁
- 2012 年 1 月 1 日 河北新報:復興対策 東北「雇用重視」62%
 - ・ 震災からの被災地復興に向け必要な経済対策(複数回答)で
- 1月 1日 岩手日報: 県が4特区創設へ 重点分野再編 国に申請 産業再編柱に
- 1月 7日 岩手日報:政府 復興特区基本方針を決定 規制緩和の要件明記

1月14日 岩手日報:震災関連倒産「阪神」の4倍

2月 7日 岩手日報:県が産業再生特区申請 国に計画書 沿岸の企業税制優遇

(参考) 「連合」による被災3県の意識調査

被災した労働者・求職者の状況や意識に関する調査として、平成 23 年 11 月に連合が公表した「東日本 大震災・被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)の意識調査」結果がある。

この調査は、インターネットリサーチにより、10 月 12 日 \sim 17 日の 6 日間に、「東日本大震災前に、有職者(パート・アルバイト含む。)で岩手県、宮城県、福島県に居住していた $20\sim69$ 歳の男女」3000 名の有効サンプルを集計したもので、その中には、たとえば次のような結果が含まれている。

- ・ 震災前の有職者全体の中で「現在無職」の割合は 3.8%(震災前に「正社員」だった人では 2.3%、「契約社員」だった人は 7.2%、「派遣社員」は 8.3%、「アルバイト・パート」は 6.2%)。このうち、震災の影響で職を失った割合は 58.6%。また、「現在、再就職をしたいと思っていて、就職活動を行っている」が 55.4%、「現在、再就職をしたいと思っているが、就職活動は行っていない」が 26・8%。これら再就職を希望する人のうち、地元での再就職を希望する人が 86.8%。
- ・ 震災前の有職者全体の中で「震災前と違う勤務先」で働いている人は 10.0% [震災前に「正社員」: 6.8%、「契約社員」: 13.7%、「派遣社員」24.0%、「アルバイト・パート」14.9%]。このうち、「現在の勤務先が「つなぎ」的な勤務先である」と答えた割合は 29.3%、「どちらかというと「つなぎ」的な勤務先である」が 30.0%。
- ・ 震災前と同じ勤務先に勤めている人で、「震災前よりも残業や休日出勤がやや増えた・非常に増えた」 と回答しているのは、全体では25.7% [「やや減った・非常に減った」は13.9%] だが、建設・土木業 (41.3%) と官公庁・自治体・公共団体(48.3%) で特に「増えた」の割合が高い。

(2) 事業所の被害と廃業

≪新聞報道等より≫

2011 年 4 月 23 日 岩手日報:沿岸企業 67%被災 岩手県内 8 市町村実態調査(東京商エリサーチ盛岡支店)

「震災 経済に大打撃」日銀盛岡事務所の県内概況 前月判断据え置き

5月16日 朝日新聞:東北3県 沿岸7254社が被災 地域の企業の3割 ―東京商エリサーチが保 有するデータを元に現地調査、航空写真等で分析―

12月28日 岩手日報:被災事業所58%再開 経済支援一定の効果 沿岸商工団体調査

- ・ 岩手県沿岸部の 12 商工会議所・商工会へのアンケート調査でおおむね 11 月 現在、被災会員の 58%が再開、再開の意思がある事業所とあわせると約 70%。 ただ、事業再開は地域・業種によって差があり、稼働水準も震災前には程遠い。 廃業は 9%。
- ・ 被災状況は、全会員のうち全壊が 40%、半壊が 12.5%。被災会員割合がいい のは大槌が 86.8%、陸前高田が 86.4%、大船渡が 73.0%など。
- ・ 地域経済再生の課題は、資金繰り・二重ローン、仮設店舗・仮設工場の整備 遅れ、自治体の復興計画策定の遅れ、事業者間の復旧状況の格差、後継者不足・ 人口減など将来不安、営業用地の確保難。
- ・ 本格復興までの時間は、10団体が「5~10年」2団体が「10年以上」。
- ・ 宮城県が2012年3月31日を基準日として県内商工会議所・商工会会員に対して行った「東日本大震災被災商工業者営業状況調査」によると、宮城県内の全壊した商工業者の被災状況と廃業等の状況は次表のとおりである。
- ・ 宮城県内でも、沿岸と内陸での全壊率の格差は著しく、津波被害が特に甚大だった県 北沿岸地域(気仙沼市等)では51.0%、県央沿岸地域(石巻市等)では32.0%の全壊 率となっている。全壊事業所の「廃業」割合は、沿岸・内陸ともおおむね2割~3割で あるが、石巻市等の県央沿岸地域で「未定」の割合が特に高いことから、地域としての 復興の道筋が震災後1年経過時点でも定まっていない状況もうかがえる。

[表3-1] 「東日本大震災被災商工業者営業状況調査」(宮城県)

	全壊〔全会員に対	うち営業継続	うち廃業したもの	うち未定	
	する比率〕	(割合)	(割合)	(割合)	
県南沿岸地域	8 1 8	5 8 6	2 0 1	3 1	
(仙台市東部等)	[5.9%]	(71.6%)	(24.6%)	(3.8%)	
県南内陸地域	2 2	1 7	5	0	
(仙台市西部等)	[0.3%]	(77.3%)	(22.7%)	(0.0%)	
県央沿岸地域	1,605	7 4 4	5 1 1	3 5 0	
(石巻市等)	[32.0%]	(46.4%)	(31.8%)	(21.8%)	
県央内陸地域	5 5	3 8	1 5	2	
(大崎市等)	[1. 2%]	(69.1%)	$(27 \cdot 3\%)$	(3.6%)	
県北沿岸地域	1, 243	8 2 0	298	1 2 5	
(気仙沼市等)	[51.0%]	(65.9%)	(24.0%)	(10.1%)	
県北内陸地域	4 4	2 7	1 3	4	
(登米市等)	[1.0%]	(61.4%)	(29.5%)	(9.1%)	
計	3,787	2, 232	1, 043	5 1 2	
	[9.8%]	(58.9%)	(27.5%)	(13.6%)	

(資料出所:宮城県ホームページ)

(3) 人口流出と雇用保険被保険者の状況

≪新聞報道等より≫

2011年5月25日 岩手日報:震災で転校868人 県内公立校受け入れ 心のケア 教師ら苦心10月4日 盛岡タイムス:県人口1万3481人減少(3月からの半年間) 震災後初めて公表

12月 2日 岩手日報:人口流出が復興の課題 沿岸の転出超過5,666人 大槌最多1,274人 県推計

- ・ 減少数は前年同期の約4倍。多くは内陸や県外への避難者と見られる。震災犠牲者らを含む人口減は約1万3200人。
- ・ 総務省によると、本県被災者のうち内陸 18 市町村の親類宅などに移ったのは確認できるだけで 2,926 人。盛岡市が最多の 1,055 人を受け入れる、県外は 39 都道府県に少なくとも計 1,606 人が移った。東京都の 227 人が最も多い。
- ・ 転出届を出さない人も相当数おり、実際は統計値を大きく上回るようだ。転出避難者は7月まで急激に増加し、8月は減少、9月以降再び増加を続ける。仮設住宅が完成し古里に戻った人、震災後半年を経て転出届けを出す決意を固めた人など避難生活の進展に伴う動きが見られる。1人暮らしの高齢者が冬を迎える不安から内陸などの親類宅に身を寄せる例も目立つという。

2012年1月10日 朝日新聞:被災地人口6.5万人減 45市町村 8割が30代以下 戻りたい でも仕事ない 若者流出続く被災地

- ・ 岩手、宮城両県の沿岸 27 市町村、福島県の警戒区域と周辺の 18 市町村について住民 票に基づく人口を昨年 3 月と 12 月で世代別に分析した。
- ・ 宮城県では沿岸部全体で2万1千人が減少。うち20~30代が1万2千人と半数を占めた。沿岸部でも復興需要で雇用の回復が見られる仙台市では6180人増えた。
- ・ 原発避難が続く福島県では3万1千人減。このうち20~30代が1万4千人、20歳

未満が 1 万 3 千人で、9 割近くを占めた。子育て世代を中心に地元を離れる傾向がうかがえる。

- ・ 「自宅に戻れないなら、福島に戻る意味は感じられない。東京で安定した仕事を見つけて、早く今の生活から抜け出したい。」(福島から東京への避難者 32歳)
- ・ 小学校への登校初日、「行きたくない」と泣きじゃくった長男も野球部に入り、友達 も増えてきた。
- ・ 岩手県の沿岸部は1万3千人の減で、40歳未満が約5千人と4割を占めた。
- ・ 陸前高田商工会によると、市内 700 の事業所のうち、全壊は 555 ヶ所。半壊、一部 損壊は 49 ヶ所。昨年の 11 月末までに再開できたのは 89 ヶ所にすぎない。

ア 被災3県の雇用保険被保険者数の推移

- ・ 東日本大震災に伴う雇用・労働への影響は多岐に渡るが、震災に伴う雇用者数の減少とその後の状況を最も端的に表す指標として、雇用保険被保険者数をとりあげてみたい。
- ・ 雇用保険は、原則として雇用労働者すべてに適用される。ただしパートタイム労働者については、31 日以上継続して雇用される見込みがあり、かつ、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合に限られる。雇用保険法で事業主に課された義務により加入手続き(被保険者資格の取得手続き)がなされている労働者を雇用保険被保険者という。

岩手・宮城・福島の三県について、この雇用保険被保険者数の推移を見ると、次表のとおり。

[表 3-2] 雇用保険被保険者数(被災 3 県)

※ 各月の月末被保険者数

	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月	2012年7月
	2011 271	(震災発生)	2011 171	2011 0 / 1	2012 171
岩手県	343,473	340,352	330,881	333,392	350,944
	(0)		(1 2,592)		(+7,471)
宮城県	642,504	638,066	612,104	616,050	657,834
	(0)		(▲30,400)		(+15,330)
福島県	522,847	516,506	498,373	498,788	517,901
	(0)		(▲24,474)		(▲4,946)
計	1,508,824	1,494,924	1,441,358	1,448,230	1,526,679
	(0)		(▲67,466)		(+17,855)

(資料出所:雇用保険業務統計)

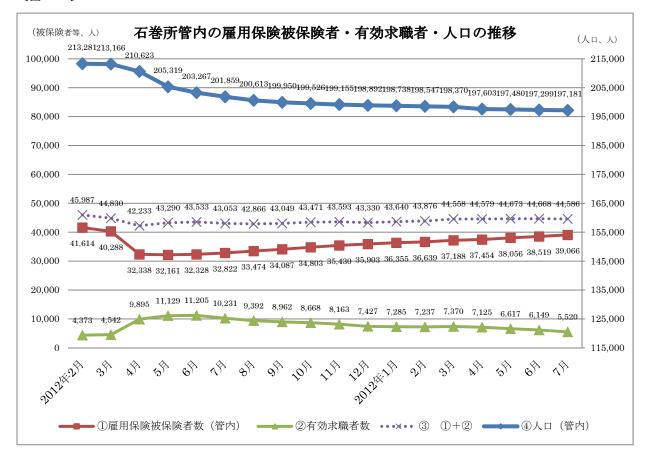
※ ()内は2011年2月との比較。

- ・ この表を見ると、東日本大震災直前の被保険者数の水準は 2011 年 2 月末の数字に表れており、同 3 月 11 日に発生した震災後の被保険者数の底が同 4 月末となっている。この段階で 2 月末に較べ、3 県合計で約 6 万 7 千人減少している。この減少分には、震災による休業労働者に対して適用された特例給付の対象者も含まれる(休業中なので雇用関係は継続しているが、離職した場合と同様に雇用保険被保険者ではなくなる。)ので、震災による離職者・休業者の合計が少なくとも 6 万 7 千人だったということになる。
- ・ 5月以降、被災 3 県の被保険者数は徐々に上昇していき、2012 年 7 月には、3 県合計で震災直前の水準よりも約 1 万 8 千人のプラスとなっている。後で述べるように、津波被害の甚大だった沿岸のハローワーク管内では、まだ震災前の水準には戻っていないが、震災後の復旧復興事業の経済効果、雇用対策の効果がここに表れていると言ってよい。ただし、この時点でも福島県でまだマイナスの状態になっているのは、福島第一原子力発電所事故の種々の影響によるところが大きいと考えられる。

イ 津波被災地の雇用保険被保険者数・有効求職者数・人口の推移(石巻所管内の例など)

- ・ 図 3-1 は、津波で甚大な被害を受けた宮城労働局管内の石巻所(ハローワーク石 巻。石巻市、東松島市、牡鹿郡を管轄)の雇用保険被保険者・有効求職者のグラフと 同所管内の人口のグラフを重ねてみたものである。
 - ※ 「石巻市 震災復興基本計画 (2011年12月)」によれば、石巻市の津波による死者は2978名、 行方不明者669名となっている(2011年10月末現在)。津波による浸水は平野部の約30%、被災 住家は全住家の約7割の5万3742棟、うち約4割の2万2357棟が全壊。震災後の最大避難者数 は約5万人、避難個所は250カ所で在宅避難者を含めた最大食料配布人数は約8万7000人。全 国有数の水産工業団地など水産関連施設も甚大な被害を受けた。
 - ※※ 各月の「有効求職者数」の意味については、第3章冒頭の(注)の「月間有効求職者数」参照。

[図3-1]



(資料出所:ハローワーク石巻作成資料)

次の表 3-3-1、表 3-3-2 では石巻市における 2011 年(平成 23 年)中の人口の転出入の内訳(転出先等と年齢別)を示す。

(1)県内 単位:人

(2)県外

平成 23 年中

単位:人			ম	₽成 23 年中
		T#+	石巻市	
市田	丁村名	石巻市	から	差引
		へ転入	転出	
総数		2, 093	5, 811	△ 3, 718
市部	仙台	590	2, 383	△ 1, 793
	青葉区	152	641	△ 489
	宮城野区	123	594	△ 471
	若林区	86	251	△ 165
	太白区	117	446	△ 329
	泉区	112	451	△ 339
	塩釜	40	162	△ 122
	気仙沼	43	32	11
	白石	4	18	△ 14
	名取	43	90	△ 47
	角田	5	9	△ 4
	多賀城	47	188	△ 141
	岩沼	13	38	△ 25
	登米	99	255	△ 156
	栗原	27	72	△ 45
	東松島	566	1, 004	△ 438
	大崎	91	551	△ 460
刈田郡	蔵王	3	6	△ 3
	七ヶ宿	0	3	△ 3
柴田郡	大河原	9	10	Δ 1
	村田	8	6	2
	柴田	9	27	△ 18
	川崎	2	4	△ 2
伊具郡	丸森	1	7	△ 6
亘理郡	亘理	3	3	0
	山元	0	7	△ 7
宮城郡	松島	23	76	△ 53
	七ヶ浜	7	25	△ 18
	利府	20	178	△ 158
黒川郡	大和	17	69	△ 52
	大郷	5	13	Δ 8
	富谷	23	102	△ 79
	大衡村	1	19	△ 18
加美郡	色麻	4	2	2
	加美	9	20	Δ 11
遠田郡	涌谷	36	213	△ 177
	美里	17	106	△ 89
牡鹿郡	女川	269	87	182
本吉郡	本吉	0	0	0
	南三陸	59	26	33

資料出所: 石巻市ホームページ(市民課)

お道府県名	単位:人 平成 23 年中									
株数			工光士	石巻市						
株数	都道府	导県名			差引					
北海道 京称			マチムノへ	転出						
東北地方 青森 57 130 △ 73 岩手 119 255 △ 136 宮城 2,093 5,811 △ 3,718 秋田 57 92 △ 35 山形 78 230 △ 152 福島 104 128 △ 24 関東地方 茨城 33 75 △ 42 横馬 10 52 △ 42 埼玉 81 231 △ 150 千葉 77 212 △ 135 東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 中部地方 山梨 5 10 △ 5 石川川 7 12 △ 5 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 藤野 6 32			3, 586	9, 014	△ 5, 428					
岩手					△ 94					
宮城 2,093 5,811 △ 3,718 秋田 57 92 △ 35 山形 78 230 △ 152 福島 104 128 △ 24 関東地方 茨城 33 75 △ 42 栃木 17 77 △ 60 群馬 10 52 △ 42 埼玉 81 231 △ 150 千葉 77 212 △ 135 東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 36 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 旅資 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 長庫 22 40 △ 18 奈	東北地方									
秋田 57 92 △ 35 山形 78 230 △ 152 福島 104 128 △ 24 関東地方 茨城 33 75 △ 42 横木 17 77 △ 60 群馬 10 52 △ 42 埼玉 81 231 △ 150 青玉 81 231 △ 150 青玉 81 231 △ 150 青末 77 212 △ 135 東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 西山 2 8 △ 6 西山 2 8 △ 6 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 回国地方 徳島 1 4 △ 3 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 大分 3 10 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 声外縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		岩手	119	255						
山形		宮城	2, 093	5, 811	△ 3, 718					
福島 104 128 △ 24 関東地方 茨城 33 75 △ 42 栃木 17 77 △ 60 群馬 10 52 △ 42 埼玉 81 231 △ 150 千葉 77 212 △ 135 東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 流復 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 島根 0 0 0 0 0 中国地方 島根 0 0 0 0 0 0 同山 2 8 △ 6 田山口 1 11 △ 10 中国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 10 △ 5 和歌山 1 7 △ 6 八路 3 10 △ 7 西島 8 47 △ 39 中国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 10 ○ 0 田山口 1 11 △ 10 中国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 26 △ 60 日田地方 島根 0 0 0 0 0 日田地方 島根 0 0 0 0 0 0 日田地方 島根 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		秋田	57							
関東地方 茨城 33 75 △ 42 77 △ 60 77 △ 60 77 △ 60 77		山形	78	230	△ 152					
横末 17 77 △60 群馬 10 52 △42 与玉 81 231 △150 「		福島	104	128	△ 24					
群馬	関東地方	茨城	33	75	△ 42					
特玉 81 231 △ 150 千葉 77 212 △ 135 東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 滋賀 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 2 10 「高知 1 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 長の他 40 42 △ 2 その他 164 140 24		栃木	17		△ 60					
千葉		群馬	10	52	△ 42					
東京 218 421 △ 203 神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 時間 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 遊費 9 5 4 京都 13 26 △ 13 支御 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 京森 11 △ 10 ○ 中国地方 島取 2 12 △ 10 中国地方 島取		埼玉	81	231	△ 150					
神奈川 100 225 △ 125 北陸地方 新潟 31 40 △ 9 富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 滋賀 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 島取 2 12 △ 10 自規 0 0 0 0 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 <th></th> <th>千葉</th> <th>77</th> <th>212</th> <th>△ 135</th>		千葉	77	212	△ 135					
北陸地方 新潟 31 40 △9 富山 5 10 △5 石川 7 12 △5 福井 0 6 △6 中部地方 山梨 5 19 △14 長野 6 32 △26 岐阜 3 25 △22 静岡 36 76 △40 愛知 26 86 △60 近畿地方 三重 10 19 △9 旅資 9 5 4 京都 13 26 △13 大阪 27 69 △42 兵庫 22 40 △18 奈良 5 10 △5 和歌山 1 11 △10 中国地方 鳥取 2 12 △10 島根 0 0 0 0 四国地方 徳島 1 4 △3 香川 3 13 △10 四国地方 徳島 1 4 △3 香川 3 13 △10 四国地方 徳島 1 7 △6 九州地方 福岡 11 51 △40 <th></th> <th>東京</th> <th>218</th> <th>421</th> <th>△ 203</th>		東京	218	421	△ 203					
富山 5 10 △ 5 石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 旅道 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 島取 2 12 △ 10 中国地方 島根 0 0 0 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 四国地方 6 2 9 △ 7		神奈川		225	△ 125					
石川 7 12 △ 5 福井 0 6 △ 6 中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 岐阜 3 25 △ 22 静岡 36 76 △ 40 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 滋賀 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24	北陸地方	新潟	31	40	△ 9					
福井		富山	5	10	△ 5					
中部地方 山梨 5 19 △ 14 長野 6 32 △ 26 16 32 △ 26 17 0 27 18 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19		石川	7	12	△ 5					
長野 6 32 △ 26		福井	0	6	△ 6					
岐阜 3 25 △ 22 20 26 26 26 26 26 26	中部地方	山梨	5	19	△ 14					
# 日		長野	6	32	△ 26					
 愛知 26 86 △ 60 近畿地方 三重 10 19 △ 9 滋賀 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 田外 40 42 △ 2 名 2 国外 40 42 △ 2 五 2 国外 40 42 △ 2 五 2 五 3 		岐阜	3	25	△ 22					
 近畿地方 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 兵庫 森良 市本 奈良 市本 中国地方 島根 山口 11 山口 12 13 14 10<th></th><th>静岡</th><th>36</th><th>76</th><th>△ 40</th>		静岡	36	76	△ 40					
滋賀 9 5 4 京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 西州 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		愛知	26	86	△ 60					
京都 13 26 △ 13 大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 10 △ 5 10 △ 5 10 △ 5 10 △ 5 10 11 △ 10 10 11 △ 10 10 11 △ 10 10 11 △ 10 △	近畿地方	三重	10	19	△ 9					
大阪 27 69 △ 42 兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 協出 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 市縄 12 9 3 市場 12 9 <th></th> <th>滋賀</th> <th>9</th> <th>5</th> <th>4</th>		滋賀	9	5	4					
兵庫 22 40 △ 18 奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 1		京都	13	26	△ 13					
奈良 5 10 △ 5 和歌山 1 11 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		大阪	27	69	△ 42					
中国地方 鳥取 2 12 △ 10 中国地方 鳥取 2 12 △ 10 の 0 の の の の の の の の の の の の の の の の		兵庫	22	40	△ 18					
中国地方 鳥取 2 12 △ 10 島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		奈良	5	10	△ 5					
島根 0 0 0 岡山 2 8 △ 6 広島 8 47 △ 39 山口 1 11 △ 10 四国地方 徳島 1 4 △ 3 香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		和歌山	1	11	△ 10					
岡山 2 8 △ 6	中国地方	鳥取	2	12	△ 10					
広島 8 47 △ 39 山口		島根	0	0	0					
山口		岡山	2	8	Δ 6					
四国地方 徳島 1 4 △3 香川 3 13 △10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △6 九州地方 福岡 11 51 △40 佐賀 0 8 △8 長崎 2 9 △7 熊本 8 39 △31 大分 3 10 △7 宮崎 4 13 △9 鹿児島 12 9 3 神縄 12 20 △8 国外 40 42 △2 その他 164 140 24		広島	8	47	△ 39					
香川 3 13 △ 10 愛媛 12 2 10 高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		山口	1	11	△ 10					
愛媛 12 2 10 高知 1 7 △6 九州地方 福岡 11 51 △40 佐賀 0 8 △8 長崎 2 9 △7 熊本 8 39 △31 大分 3 10 △7 宮崎 4 13 △9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △8 国外 40 42 △2 その他 164 140 24	四国地方			4	△ 3					
高知 1 7 △ 6 九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		香川	3	13	△ 10					
九州地方 福岡 11 51 △ 40 佐賀 0 8 △ 8 長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		愛媛	12	2	10					
佐賀 0 8 △8 長崎 2 9 △7 熊本 8 39 △31 大分 3 10 △7 宮崎 4 13 △9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △8 国外 40 42 △2 その他 164 140 24					Δ 6					
長崎 2 9 △ 7 熊本 8 39 △ 31 大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24	九州地方		11	51	△ 40					
熊本 8 39 △31 大分 3 10 △7 宮崎 4 13 △9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △8 国外 40 42 △2 その他 164 140 24					Δ 8					
大分 3 10 △ 7 宮崎 4 13 △ 9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24		_	2	_						
宮崎 4 13 △9 鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △8 国外 40 42 △2 その他 164 140 24				39	△ 31					
鹿児島 12 9 3 沖縄 12 20 △ 8 国外 40 42 △ 2 その他 164 140 24				10	△ 7					
沖縄1220△8国外4042△2その他16414024		_	-							
国外4042△ 2その他16414024		_								
その他 164 140 24		沖縄	12	20						
				42						

資料出所: 石巻市ホームページ(市民課)

[表 3-3-2 ①] 石巻市住民基本台帳による年齢3区分別の人口推移

単位:人 各年9月末日現在

年		総	数	数 男					女			
(平成)	合計	0~14	15~64	65 歳 ~	小計	0~14	15~64	65 歳 ~	小計	0~14	15~64	65 歳 ~
17	170,630	23,131	106,904	40,595	82,542	11,738	54,009	16,795	88,088	11,393	52,895	23,800
18	169,147	22,564	105,217	41,366	81,761	11,471	53,142	17,148	87,386	11,093	52,075	24,218
19	167,474	22,002	103,203	42,269	80,774	11,137	52,081	17,556	86,700	10,865	51,122	24,713
20	165,894	21,538	101,401	42,955	79,914	10,919	51,168	17,827	85,980	10,619	50,233	25,128
21	164,433	21,025	99,756	43,652	79,230	10,681	50,436	18,113	85,203	10,344	49,320	25,539
22	163,216	20,459	98,902	43,855	78,726	10,399	50,158	18,169	84,490	10,060	48,744	25,686
23※	153,452	18,974	93,976	40,502	74,254	9,735	47,765	16,754	79,198	9,239	46,211	23,748
23/22 増減率 (%)	▲ 6.0	▲ 7.3	▲ 5.0	▲ 7.6	▲ 5.7	▲ 6.4	▲ 4.8	▲ 7.8	▲ 6.3	▲ 8.2	▲ 5.2	▲ 7.5
24	152,250	18,469	92,609	41,172	73,766	9,478	47,168	17,120	78,484	8,991	45,441	24,052

[※] 数値には、平成23年3月11日発生の東日本大震災により、行方不明の方や登録上の住所から離れ避難生活をしている方等が相当数含まれているものと予想されますので、予め御了承ください。

資料出所: 石巻市ホームページ(市民課)

[表 3-3-2 ②] 石巻市住民基本台帳による年齢3区分別の人口増減(上表の各年の間の増減(人))

年	総数					男			女			
(平成)	合計	0~14	15~64	65 歳 ~	小計	0~14	15~64	65 歳 ~	小計	0~14	15~64	65 歳 ~
17-18	-1,483	-567	-1,687	771	-781	-267	-867	353	-702	-300	-820	418
18-19	-1,673	-562	-2,014	903	-987	-334	-1,061	408	-686	-228	-953	495
19-20	-1,580	-464	-1,802	686	-860	-218	-913	271	-720	-246	-889	415
20-21	-1,461	-513	-1,645	697	-684	-238	-732	286	-777	-275	-913	411
21-22	-1,217	-566	-854	203	-504	-282	-278	56	-713	-284	-576	147
22-23	-9,764	-1,485	-4,926	-3,353	-4,472	-664	-2,393	-1,415	-5,292	-821	-2,533	-1,938
23-24	-1,202	-505	-1,367	670	-488	-257	-597	366	-714	-248	-770	304

・ 図 3-1 を見ると、震災前月である 2011 年 2 月以降の石巻所管内の「人口」は減少を 続け、2012 年 7 月には前年 2 月に比べて約 16,000 人の減少となっている。この中には、 地震・津波による死者も含まれており、津波死亡者に特に高齢者が多かったことは表 1 -1 にも示されている。しかし、石巻所管内状況に関する職員ヒアリングでは、実際に は住民票まで移していない人を加えれば減少幅はより大きく、また人口流出の内訳とし ては特に若い人の流出が多いことが指摘されていた(資料 1-15)。上記表 3-3-2①の 平成 23 年 9 月末の数値に付されていた石巻市の注記や、先に紹介した「1 月 10 日 朝日新聞:被災地人口 6.5 万人減 45 市町村 8 割が 30 代以下」という記事も参照すると、これらの職員の指摘は単なる主観的なものではなかったことは明らかである。

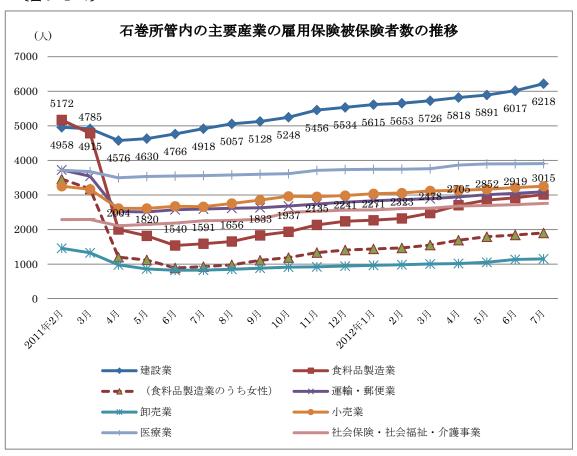
- ・ また、表 3-3-1 によれば、石巻市からの転出先としては、(身寄りが多く居住している地域であるという側面も考慮すべきであるものの、) 仙台市や首都圏のように生活の基盤が整っており、安定的な雇用のチャンスの多い地域が多くなっている。
- ・ 表 3-3-2①は石巻市の年齢 3 区分の統計であるが、2010 年 9 月末から 2011 年 9 月末の間で 65 歳以上の高齢者とともに 0~14 歳の人口減少率が多くなっていた(それ以前の趨勢との比較でも同様)。65 歳以上については、津波死者が多かった(表 1-1)ことの影響や、生活基盤を失い市外の身寄りと同居するようになったことが考えられるが、0 歳~14 歳層については、これらの子供と子供を養育する子育て世代が、子供の転校の関係もあって、住民票を移して転出した割合が高かったことが推測される。
- ・ なお、表 3-3-2 ②でわかるように、石巻市の場合、人口減少傾向(高齢者以外)は 震災前からのものだったが、2011 年 3 月の震災を挟む 2010 年 9 月末~2011 年 9 月末 の 1 年間で、震災による死者(2978名)・行方不明者(669名)を大幅に超える 1 万人 近くの減少となった。その後、2011 年 9 月末~2012 年 9 月末の 1 年間の減少(約 1200 人)は、震災前の各年間の減少ペースにほぼ戻っている。したがって、震災に伴う人口 流出傾向は、2011 年 9 月ごろまでにとりあえず落ち着いた可能性がある。
- ・ このような石巻所管内の人口の減少・流出の一方で、図 3-1 の同所管内の雇用保険 被保険者数を見ると、震災直後に約9,000人(被保険者数の22%にのぼる)が離職・休業・死亡等で減少したものの、その後増加し、2012年の7月には、前年2月に比べ約2,500人の減少幅にまで回復している。「被保険者+有効求職者」(仕事をしている人と 仕事を探している人の合計数に近い。ただし、休業による雇用保険の特例給付対象者は 除かれる。)も震災直後にいったん約3,800人減少したものの、その後増加して前年2月に比べ約1,400人の減少幅に回復している。求人数も順調に増大して有効求人倍率も2012年8月からは1倍を超えるに至った(震災前は約0.5倍)。
- ・ 震災後の石巻地域において人口の減少や子育て世代、若い世代等の流出が続いたことと、雇用保険被保険者数の回復との関係をどのように見たらいいのだろうか。最も考えられる要因は、震災後に提供されている新たな雇用の場の多くが「つなぎ的」であり、将来にわたる安定を保障するものではなかったことである。
- ・ 図 3-2-1 は石巻所管内における主要産業の雇用保険被保険者数の推移であるが、建 設業の伸びが著しく、震災前よりも大幅に増加(2012年7月には2011年2月より25%

増)している。復旧・復興関係で巨額の支出や投資がなされており、これら復旧・復興 事業の多くを建設業が担っていることとの関連であろう。

しかし、これら建設業関係の仕事で地元の求職者が就くことができるものは、臨時的な期間雇用(「つなぎ仕事」)が中心だった。また、震災に伴う求職者に多くの就労の場を提供してきた雇用創出基金事業の求人も臨時的な仕事が中心だった(※)。

※ 雇用創出基金事業は、「つなぎ的」な仕事のほか、人材派遣会社や再開・拡充する地場の企業、 進出企業等への委託による長期雇用につながる研修事業も対象としており、2011 年度の第三次補正 予算においては、雇用復興推進事業(事業復興型雇用創出事業、生涯現役・全員参加・世代継承型 雇用創出事業)の追加等により長期的な雇用の場づくりのインセンティブとなるメニューが追加さ れている。

〔図3-2-1〕



(資料出所:ハローワーク石巻作成資料)

≪新聞報道等より≫

2011年5月19日 読売新聞:震災失業 長期就労メド立たず 被災企業の再生不可欠

・ (緊急雇用創出事業は)雇用期間が6ヶ月~1年と短く、それ以降の雇用については 保証されていない。仕事もがれきの撤去など男性や若年者などに限定される内容が多く、 定員割れも想定されるという。

7月2日 読売新聞:東北5月 求人倍率改善0.47倍 3か月ぶり 「復旧関連が活発」

「がれき処理などに当たる建設業や市町村の臨時職員などの採用が活発なことが理由」、「復旧関連の仕事が資格を必要としたり、短期間だったりとミスマッチが多い」、「震災の影響もあり、なかなか仕事に就けない人に加え、世帯主収入の減少を補おうと主婦らがハローワークを訪れている例も目立つ」

12月15日 読売新聞:被災地雇用ミスマッチ 求人パートなど中心 応募「正社員でなら」

・ 被災地で「復興需要」に伴う求人が増えてきているものの、応募が少ない「ミスマッチ」が拡大している。求人はパートや期間雇用が多いが、失業手当を受給する被災者ら は正社員での待遇を求めたり、以前の勤務先の再開を待ったりしている。

12月23日 岩手日報:沿岸離れ内陸へ 安定求め苦渋の決断

・ 釜石公共職業安定所管内の 10 月の求人倍率は 0.55 倍で、数字の上では前年同月の 0.48 倍を上回っている。しかし、新規求人数に占める正社員の割合は 38.9%にとどま り、復興関連の建設事業や緊急臨時雇用などによる非正規求人が下支えしているのが実 情。こんな「復興特需」が続くのはせいぜい数年と見られている。

2012年1月24日 岩手日報:被災地女性就職進まず 失業手当男性の1.4倍

・ 自治体が雇用対策として提供する短期的な仕事や復興需要などで被災地の求人は増えているが、建設・土木など男性が就きやすい仕事が多い。一方、震災前に女性が多く働いていた水産加工業の復旧が遅れていることが、就職が進まない一因のようだ。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ (石巻所では)避難所は昼間は男性がいない。最初のころは自宅の片付け、漁業者は海のがれき 処理などをしていたが、そのうちにつなぎ仕事に就職。[資料 1-15]
- ・ 人手不足と言われているが、現場は一応回っている。今建設のつなぎ仕事をしている地元の人は、 単純な土木作業以外の建設作業には横滑りできないのではないか。そういう仕事は求人者が技術や 経験を求めるので、地元にはそうした有資格者が少ないため全国から集めることになるのではない か。[資料 1-15]。
- ・ (仙台所では) 就職件数が増加していったが、基金事業求人の分が多かった。建設関係求人は有期のものが多かった。[資料1-1]
- ・ (仙台所では)基金事業の求人がつなぎ仕事の求人の多くを占めている。中でも自治体の直接雇用の求人は人気がある。[資料 1-18]
- ・ (気仙沼所では)仮設住宅入居者のように生活基盤の安定しない人は、安定した仕事より単価の高い仕事に行くので、基金事業や土木作業の充足率が高くなる。・・・雇用保険が切れた人で就職せずに求職者でなくなった人もいるが、基金事業求人・がれき関係求人など「つなぎ」の仕事に行っている人もいる。[資料 1-16]

- ・ 復旧・復興関係の事業においては、政府の事業計画・工程表で 10 年後より先の予定 が明示されているものは見当たらない ((6) ア)。したがって、震災で仕事や就職の機 会を失った後、これらの関係事業の就労をつないでいくことは、将来のためにも子供の ためにも早く生活を安定させたい若い層・子育て層にとっては魅力のあるものではなかった。
 - ※ 仮に求人条件で「期間の定めのない雇用」となっていても、仕事自体がそれほど長く続くものではないと推測されれば、求職者からは、臨時的な求人とみなされるであろうということにも注意が必要である。
- ・ 一方で、仮設住宅等に入居し生活の本拠が定まらない人は、未だ定職に就ける環境に ないため「つなぎ仕事」を選択せざるを得ない面もある。地元で定職を探していてなか なか見つからない人、前の職場への復帰を願っているがかなわない人にとっても同様で ある。また、もともと無業で求職活動もしていなかった人にとっては、無技能・未経験 でも働ける基金事業求人や復旧・復興関係の臨時求人は魅力があろう。
- ・ 職員ヒアリングにおいても、仮設住宅等に入居する被災者の中は、生活の本拠や生活 のスタイルが決まらず、定職に就くことまでは考えられない人が未だ多いことや、被災 離職した仮設住宅入居者で、働く意思・能力・環境がある人の多くが既に「つなぎ仕事」 に行っていることが指摘されている。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ (福島では) 現状でも、避難中の人で、働く意思と能力があり働ける環境にある人は既に働いている。 ただし、避難中の人については、本人や事業所の方では、長期間就労に不安があるため、つなぎ就労も あるのが実態ではないか。基金事業や建設の期間求人に行く人も多い。[資料 1-13]
- ・ (仙台所では) 仮設住宅相談も行っているが、相談件数は伸びない。働ける人はつなぎの仕事に行っている。 [資料 1-18]
- ・ したがって、このような建設業や基金事業等の「つなぎ仕事」が、地元に残っているが定職に就いていない人(就けない人、就ける環境にない人)、もともと働いていなかった人を吸収し、さらには、他地域から被災地の事業所の復旧・復興事業に就職・転入し住民票は移していない人なども加わって、数字の上では石巻所管内の雇用者数が相当回復してきたということが考えられる。
- ・ なお、津波被災地の多くは水産加工基地であり、雇用の場、特に中高年女性の雇用の場としても水産加工業は大きな役割を果たしていた。これら水産加工業の多くは海べりにあって津波で甚大な被害を受けた。図 3-2-1 でも、石巻の主要産業のうちで水産加工業の受けた損害の大きさと被保険者数の回復の遅さ(特に女性についての回復の遅さ)が表れている((5)参照)。

・ 同じく図 3-2-1 からは、避難生活が長引くことで要介護者が増えていると言われる 中で、「社会保険・社会福祉・介護事業」の雇用保険被保険者は震災前より大幅に増加 (2012 年 7 月には、2011 年 2 月より 20.4%増)していることもわかる((8)参照)。

≪職員ヒアリング記録より≫

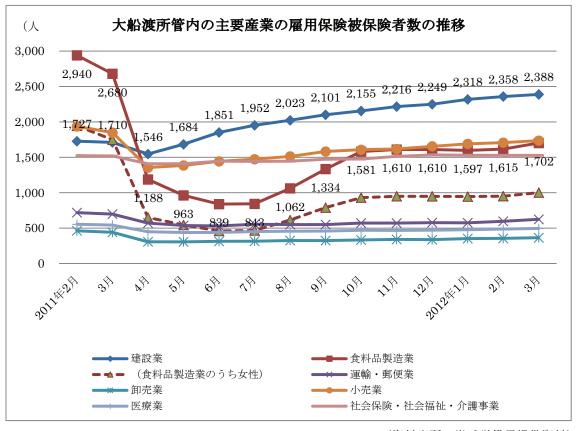
- ハローワーク石巻所長・産業雇用情報官〔資料 1-15〕
 - (人口減少)
 - ・ 石巻市では震災前後で人口が約 11,400 人減少している (2011 年 2 月:160,470→2012 年 8 月:149,093 人)。このうち、津波による死者は約 3,200 人 (行方不明者をあわせると 3,900 人) だが、住民票を移さずに転居している人もいるので、相当の人数が石巻市から流出している。管内の東松島市、女川町も同様である。
 - ・ 特に若い人が流出している。被災して仕事を失い、震災直後は求人が大幅に減少し、その後は回復に向かったものの、地場の求人はつなぎやパートが多い(石巻管内では、2012年度の緊急雇用創出事業による雇用人数が約1,300人予定されていた)。有効求人倍率は2012年8月から1倍を超えているが、正規社員(4割弱)や条件のいいものは少ない。子供を養うためにも安定した仕事のあるところ、住環境が整っているところに行くことも必然である。

(管内の雇用保険被保険者数・求職・求人数等)

- 雇用保険の被保険者は、震災前の2011年2月に約41,200人だったところ、震災後の2011年5月には約32,200人(▲22.7%)まで減少し、その後2012年7月には約39,100人(▲6.1%)まで戻っている。
- ・ 産業別の被保険者数を見ると、食料品製造業(水産加工業含む)については 2011 年 2 月に約 5,200 人だったところ、2011 年 6 月には約 1,500 人(▲70.2%)まで減少し、その後 2012 年 7 月には約 3,000 人(▲41.7%)まで戻っているが、まだ 2,200 人(うち女性 1,600 人)が戻っていない。震災後減少 率が高かった業種としては他に卸売業(▲43.7%)があり、水産加工卸との関連も考えられる。
- ・ 震災前よりも大幅に被保険者が増加した業種は、建設業(2011年2月から2012年7月の間の増加率:+25.4%)、社会保険・社会福祉・介護事業(同:+20.4%)である。建設業は復旧作業やがれき処理の関係と考えられ、男性で1,000人以上、女性も150人増加している。社会保険・社会福祉・介護事業については、もともと人手不足だったので、広範囲に失業者を吸収したと考えられるほか、社会福祉協議会の仮設住宅訪問支援員などの採用も一因となっている。
- ・ 水産加工業における 2011 年 3 月から 2012 年 8 月までの年齢別の被保険者資格の取得・喪失状況を 見ると、59 歳以下の年齢層では同じ比率で取得が多い(離職より就職が多い)が、60 歳以上ではそ の比率が低い。このため、59 歳以下であれば、事業の再開が加速し環境が整えば仕事に戻る傾向が強 いと考えられる。

・ 図 3-2-2 で、石巻と同様に甚大な津波被害を受けた岩手労働局管内の大船渡所(ハローワーク大船渡)の主要産業の雇用保険被保険者数の推移を見てみると、石巻所管内とほぼ同様の傾向が見て取れる。

[図3-2-2]



(資料出所:岩手労働局提供資料)

≪職員ヒアリング記録より≫

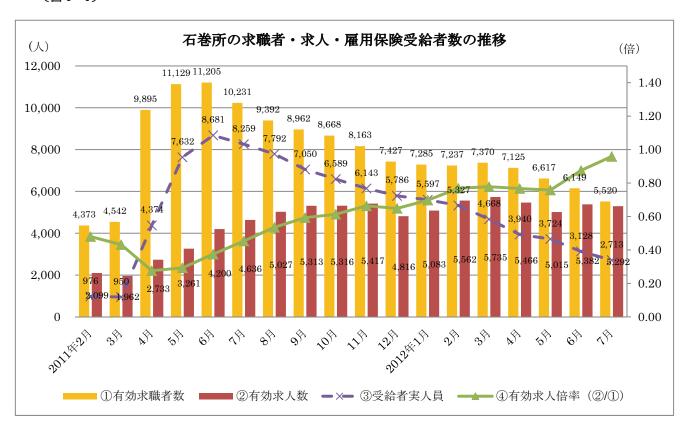
- 大船渡所の状況〔資料 1-14〕
 - ・ 震災前後(2011年2月から5月)で雇用保険被保険者数が4,400人減少し、有効求職者数が3,000 人増加した。その差の1,400人は内陸に避難したと見られる。そのまま居残っている人もいるが、大 船渡に戻った人もかなりいるようだ。
 - ・ 2012 年の 5 月には被保険者数は震災前に比べて 1,500 人減少のレベルまで戻っている。同月の雇用保険受給者は延長給付対象者を含まずに対前年で 1,000 人増のレベル。短期の仕事について受給資格を得てやめてきた人や雇調金でつないでからやめてきた人などが受給者数を押し上げていると思われる。雇用保険受給者の男女比は 1:2。
 - ・ 津波被害が特に著しかった陸前高田市や大槌町では、事業所再開の目処立たないところが多く、仮 設住宅から出て家を立てる見通しも立たない状況(宅地の高台移転。商工用地の計画等もこれから)。

(4) 津波被災地における求職者・求人・雇用保険受給者の推移(石巻所・大船渡所の例)

- ・ 次に、津波被災地のハローワークにおける求職者・求人等の状況を見てみよう。
- ・ 図 3-3 を見ると、①ハローワーク石巻(石巻所)管内での有効求職者数が震災以降に急増し、2011 年 6 月にピークを迎えてから徐々に減少していく経過と、②求職者のうちの雇用保険受給者数も同様のカーブを描いている様子、③有効求人数の方も増加したが 2011 年秋ごろから頭打ちとなっている状況と、④有効求職者数と有効求人数の比である有効求人倍率が、震災後 2011 年 5 月を底に上昇を続けている状況がわかる。
- ・ また、延長給付を含む雇用保険受給者の減少に伴い求職者も減少しているが、2012 年2月以降、雇用保険受給者以外の一般求職者(有効求職者数と受給者実人員の差) が一定増加している。このことについては、震災による受給者について、3回の延長 給付を含めた雇用保険給付が切れ始めた時期が2012年1月中旬以降であることとの関 連が考えられる。

※ 各月の「有効求人数」の意味については、第3章冒頭の(注)の「月間有効求人数」参照。

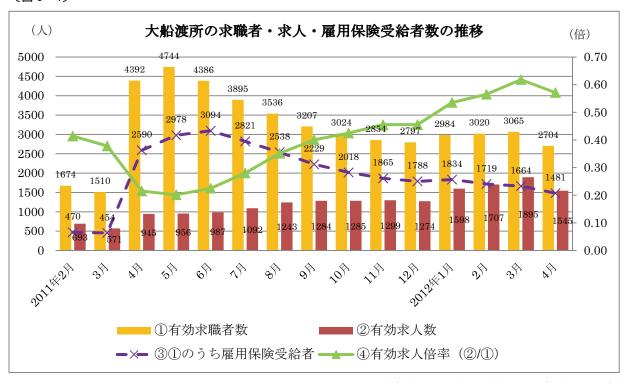
[図3-3]



※受給者実人員には延長給付分を含む。※※有効求人数・有効求職者数は全数。(資料出所: 石巻所作成資料)

・ 図 3-4 以降には、石巻所と同じく管内が甚大な津波被害を受けた大船渡所の例を示す。求人・求職者・雇用保険受給者数の推移の傾向は、石巻所と同様であるが、データが 2012 年 4 月分までになっていることに留意されたい。

[図3-4]



(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

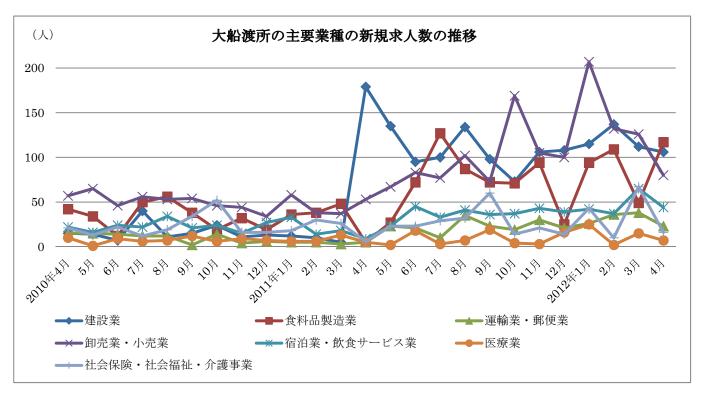
※ 受給者実人員には延長給付分を含む。 ※※ 有効求人数・有効求職者数はパート含む常用

・ 図3-5、3-6では、津波被災地の大船渡所における主要業種の新規求人数と求人充 足数の推移を掲げる。

震災後、がれき処理関係などの建設業求人が増えたのを皮切りに、再開を始めた水産加工(食料品製造業)、介護サービス、復興特需に支えられた小売業、宿泊・飲食サービス等で新規求人が多く出されるようになった(図 3-5)。

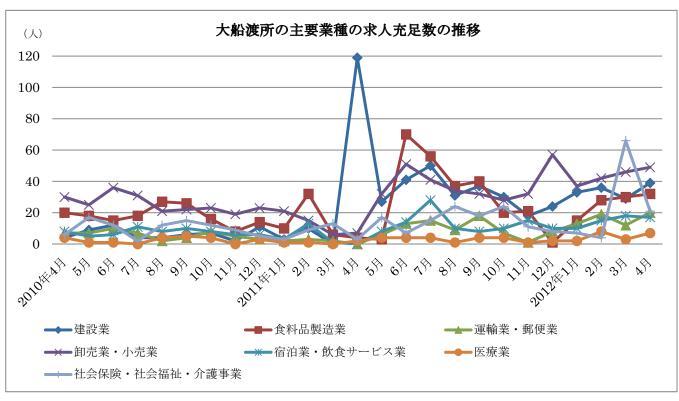
新規求人が出されたことに対し、当初、夏ごろまでは求職者の反応は速く充足も多かったが、雇用保険の延長が 3 度なされた秋から冬にかけて充足が鈍くなり、雇用保険の延長給付切れの人が多くなる 2012 年 $2\sim3$ 月ごろから充足が再び多くなっている(図 3-6)。

〔図3-5〕



※パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

〔図3-6〕

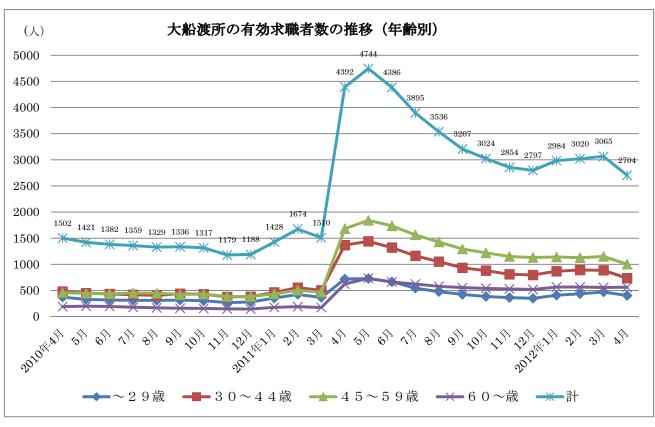


※パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

・ 図 3-7、表 3-4 では大船渡所の有効求職者(年齢別、男女別)の推移を示す。 図 3-7 では 30 歳未満の求職者は震災後もそれほど増加しなかったこと、震災で増加した 60 歳以上の求職者が滞留していたことがわかる。

さらに表 3-4 では、元水産加工従業員の多い 45 歳以上の中高年女性が求職者として滞留していた状況が表れている。

〔図3-7〕



※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

[表 3-4] 大船渡所の男女別・年齢別の有効求職者の状況(震災前の 2011 年 2 月と 2012 年 5 月の対比)

		男			女		計			
	2011 • 2	2012.5	増減%	2011 • 2	2012.5	増減%	2011 • 2	2012.5	増減%	
29 歳以下	188	169	▲ 10.1	237	182	▲ 23.2	425	351	▲ 17.4	
30~44 歳	219	266	21.5	335	374	11.6	554	640	15.5	
45~59 歳	217	297	36.9	288	606	<u>110.4</u>	505	903	78.8	
60 歳以上	112	230	105.4	78	293	<u>275.6</u>	190	523	175.3	
計	732	962	31.4	938	1455	55.1	1674	2417	44.4	

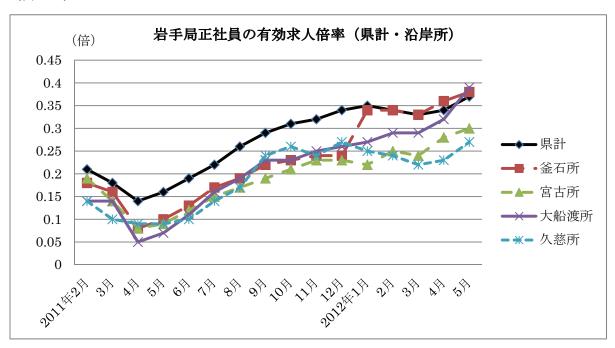
(資料出所:岩手労働局作成資料より作成)

・ 図 3-8 では、岩手局の沿岸所の正社員の有効求人倍率を示す。震災前も岩手県計に 比べて低い傾向があり、震災後にはおしなべて県計よりも相当低い水準になったが、 その後、県計と一定の差を開けられながらも上昇している。ハローワークの努力もあ って、2012 年に入ると県計に追いつく所も出てくるが、それでも 0.4 倍弱程度の水準 である。

≪職員ヒアリング記録より≫

・ (大船渡所では、)昨年 11 月(広域延長給付に入る前ごろ)から、求人の量から質への転換を図りながら求人開拓を実施してきた。5 人のパート求人あれば「1 人は正社員にできませんか」という働きかけなど。[資料 1-14]

[図3-8]



(資料出所:岩手労働局提供資料)

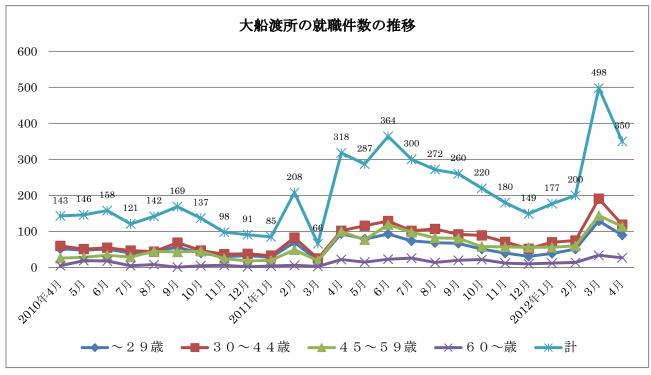
- ・ 図 3-9 では、津波被災地の大船渡所における就職件数の推移を示す。震災後、求職者の大幅増加や求人の漸増に伴い、就職も多くなっている。特に震災後数カ月間や2012年2月以降に伸びている。震災後4月ごろには大船渡でがれき処理の大量求人が出て就職者が多数出ている(下記新聞報道)。被災地での就職件数の伸びは、このような復旧・復興関係求人のほか、雇用創出基金事業の求人に支えられていた面がある。仙台所の例であるが、「基金事業求人は、ほぼすべてハローワーク経由。ただし、だんだんと民間求人の方が賃金が良くなってきた。就職件数が増加していったが、基金事業求人の分が大きかった。」(資料1-1)。
- ・ 2~3月にかけての伸びは、雇用保険の延長給付切れの人が増えるとともに、基金事

業求人などにおいて年度替わりの更新や新規事業への採用が多くなること等によると考えられる。年齢別に図 3-7 とあわせてみると、若いほど就職率が高く、60 歳以上は、状況が変化しても就職件数は低調なままであることがわかる。

≪新聞報道等より≫

2011 年 4 月 17 日 盛岡タイムス:被災者 500 人雇用へ 大船渡市 がれき撤去業者にあっせん 4 月 22 日 盛岡タイムス:大船渡でのがれき撤去での被災者雇用 250 人が申し込み このうち女性は 30 人 実際に雇用する建設業者と協議し約 100 人を先行して採用する。

[図3-9]



※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

- ・ 図 3-10 に、大船渡所求職者の県外・管轄区域外就職件数の推移を掲げた。震災以 降管外就職が増加している。
- ・ 資料 8 に岩手県が行った 2011 年 11 月時点の岩手県沿岸 4 所における求職者への聞き取り調査の結果を掲載しているが、その中で希望する勤務地について「現在の管内」: 89.6%、「県内であれば転居を伴ってもよい」: 4.1%、「条件が合えば転居を含めてどこでもよい」: 6.4%との結果がある。また、下記のような新聞報道もある。
- ・ 管外就職の増加は、このような沿岸の求職者が置かれている状況・希望や地元において魅力ある正社員求人がまだ十分でないことの結果であろう。先に見た沿岸からの人口の流出傾向とも合致している。また、県外就職があまり増加していないのは、「条件が合えばどこでもよい」という層も実際は県外に出ることに抵抗があることを示し

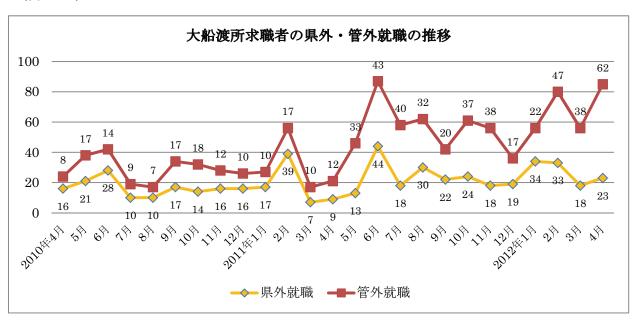
ていると言えるのではないか。この点、新規学卒者と、いったん地元で就職し地元に 定着した者との違いもあると考えられる。

≪新聞報道等より≫

2011年12月23日 岩手日報:沿岸離れ内陸へ 安定求め苦渋の決断

- ・ 津波被害を受けた大槌町から県内内陸の北上市へ移転就職した避難者の例。「家族 のために1日も早く安定した仕事に就く」と、古里を去る決心をした。
- ・ 釜石公共職業安定所管内の10月の求人倍率は0.55倍で、数字の上では前年同月の0.48倍を上回っている。しかし、新規求人数に占める正社員の割合は38.9%にとどまり、復興関連の建設事業や緊急臨時雇用などによる非正規求人が下支えしているのが実情。こんな「復興特需」が続くのはせいぜい数年と見られている。

[図3-10]



(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

※ 臨時・季節を含む全数

※※ 「管外就職」はハローワークの管轄区域外への就職(県外就職を含まない。)

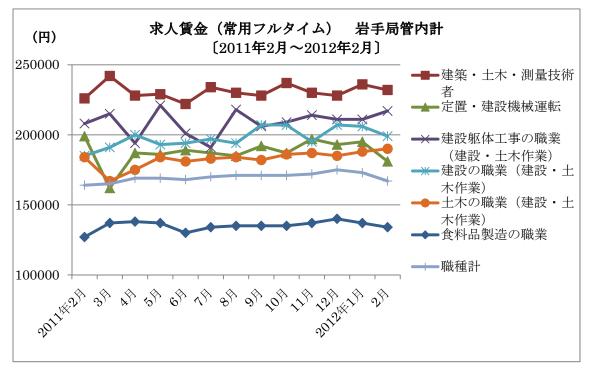
※※※ いずれもハローワークの紹介による就職

・ 図 3-11-1、3-11-2 に岩手県と宮城県の職種別求人賃金の推移を掲げた。収集 したデータの時期がずれているが、おおむね被災地の傾向がつかめると思われる。建 設関係の職種は職種計よりも水準が高く、上昇基調であることが見て取れる。水産加 工を含む食料品製造関係の職業は賃金水準が低く上昇傾向も見られない。

なお、全般的に宮城の方が岩手より賃金水準が高いこともわかる。職員ヒアリング 記録で雇用創出基金事業の賃金水準が、仙台では低いと言われ、気仙沼(宮城県だが 地理的に岩手に取り囲まれている。) や石巻では高いと言われるのも、このように格差 のある地場賃金との相対的な関係が大きく影響している。

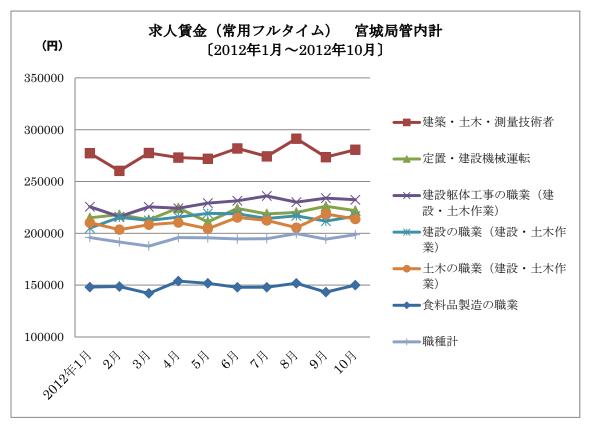
- ・ 建設業については、復旧に伴う支出や復興に伴う投資が流れ込み、労働力需給が逼迫して賃金が上昇しているといわれる。復旧・復興の公共事業の労務単価が相対的に低くなって入札不調が多発し、国土交通省が単価見直しを行うという事態も生じている。
- 一方、水産加工(食料品製造業)については、再開に時間がかかっているものの、 一部の再開している事業所では人手不足であると言われている。このため、元従業員 の復帰、新規従業員の採用の促進も課題となっているが、そのような中でも賃金水準 が上がらないのは、産地間の競争も激しく事業としての採算性が取りにくい業種であ ることを反映していると考えられる((5)参照)。

[図3-11-1]



(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

[図3-11-2]



(資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

(5) 水産加工場の事業再開と従業員の動向等

・ 東日本大震災で甚大な津波被害を蒙った沿岸地域の多くでは、水産加工が地域を支え る重要な地場産業となっている。また、水産物を原料とし多量の海水を使用するために 主として海べりにあった水産加工業の事業所は、その多くが津波によって甚大な被害を 被った。

今後の沿岸被災地が地場の強みを生かして産業復興を遂げるためには、周辺海域の豊富な水産資源やこれまで積み重ねた技術を生かした水産加工業の復興・発展が重要であることは言うまでもないであろう。

- ・ しかしながら、図 3-2-1、3-2-2 で見たように、沿岸被災地では、水産加工を中心とする食料品製造業において、雇用保険被保険者が最も減少し、回復も遅く、特に女性従業員において、回復が遅かった。その原因として言われているのは、
 - 水産加工業事業所の被害の大きさや地盤沈下した海べりにあった事業所が多く嵩上げ工事が必要なこと、冷凍施設等の関連事業の再開も必要なこと、資金力がない中小企業が多いことなどの種々の要因から事業再開が遅れているという事業所側の要因
 - 震災に伴う家庭環境・居住環境の変化などにより必ずしも再開された事業所に戻ら

ない元従業員や新規に水産加工事業所に就職することが少ない労働者・求職者側の要因の双方である。

- ・ 本節では、これらの状況について、新聞報道や労働関係の数値指標、職員ヒアリング 記録等から見ていきたい。
 - ※ 資料7の岩手県調査を見ると、2012年2月1日時点の沿岸地域の被災事業所の73%が事業を再開 (一部再開含む。)しているが、水産加工業では56%にとどまる。8月1日時点では、同じく78%が 事業再開して中で、水産加工業は75%となっている。

また、下記の2012年2月6日の朝日新聞記事では、石巻市の漁港周辺で1月末に事業再開できた 水産関連事業所数は、4分の1。また、再開しても規模・雇用は当面縮小。

職員ヒアリング記録では、2012 年 6 月時点での石巻市魚町水産加工団地の水産関連事業所の再開率は約 4 割で、再開事業所もライン稼働率は低い状況である。

≪新聞報道等より≫

- 2011年4月12日 岩手日報 水産の町 復興の灯 宮古魚市場が再開
 - ・ (基大な関係施設の被害の中で)早期の再開を後押ししたのは「水産業の一部でも動き始めることが大事」「水産の街は魚が揚がらないと始まらない」など関係者の復興への強い意欲。
- 4月13日 日本経済新聞:水産加工 一部再開の動き 大手の鐘崎「笹かま」半分以下で製造 店舗復旧にあ わせて生産量増やす
 - ・ A 蒲鉾は仙台市内の工場で生産を始めたが、東北新幹線が仙台まで復旧しておらず、大口 販売先だった土産店での売り上げが減少。このため生産量の調整と雇用維持を目的に、従 業員を 4 グループに分けて 4 日ごとに順番に出社させている。
 - ・ B 蒲鉾は昨年8月に完成したばかりの大船渡市の工場が被災。「今年秋には操業を再開したい」。気仙沼市の工場も被災しておりグループで800人いる従業員は休職にし、再開した施設から職場に復帰してもらう。
 - ・ その他、被害の少ない工場での今月中旬の生産再開を目指す例、三陸産の原料が不足するため、北海道や九州から調達し 6~7 月の生産再開を目指す例など。いずれも大手の資金力のある事業所の例。
- 5月 5日 岩手日報:被災地の水産加工場・新入社員5人「働ける」感謝を胸に 再建へ力合わせ作業
- 5月25日 岩手日報:サバ加工場再開 解雇の29人全員再雇用 久慈市漁協
- 5月26日 朝日新聞:水産加工会社57日遅れの入社式 自宅待機命じた内定者 職場で無給の手伝い 「雇用を守る」社長決意(大船渡)
- 6月2日 日本経済新聞:漁業復興へ「会社化」 共同事業や給料制 漁協検討
- 6月 8日 毎日新聞:漁港に復興格差 港の沈下が激しい石巻の業者 塩釜に移転も 今後は漁港集約かすべて復旧か

- 6月12日 岩手日報:釜石のC食品(水産加工)20日から再開 通販事業も再開予定 新工場計画で震災前を上回る雇用も
- 6月22日 岩手日報:被災の県内水産加工業者 グループ補助金獲得に懸命 早期再開目指して
- 7月18日 河北新報:建築制限に戸惑い 域外移転の動き 気仙沼・水産加工工場「会社は生き物、待てるのは半年」
 - ・ 気仙沼市のある水産加工業の会社は、気仙沼市内に約 20 カ所あった加工場や冷蔵庫のほとんどを失った。当初、市内での事業再開を目指したが、被災した施設の土地の多くは建築制限がかかっていて、手がつけられない。「市内の都市計画の方針が明らかにならない限り、施設の再建も何もできない」。同社社長は業を煮やし、建築制限などの制約のない陸前高田市で再出発を決めた。約 260 人の従業員のうち約 160 人は一時解雇したが、陸前高田市で工場を再開した際に再雇用する方針。従業員の大半が応じてくれた。社長は「会社は生き物。従業員の雇用とブランドイメージを維持するため、待てる期間はせいぜい半年」という。
- 8月 5日 河北新報:釜石魚市場が本格再開 岩手の主要4カ所復旧
- 8月13日 日本経済新聞:被災地水産業 協業に懸ける 合同会社や法人設立 直販で利益率向上 出資募り資金・設備復旧
- 8月17日 朝日新聞:岩手の養殖激減へ 施設再開予定4割
- 8月23日 朝日新聞:初サンマ沸く港町「やっと仕事できる」 宮古港・製氷工場を仮復旧 大船渡港・ 水揚げ例年の7割
- 8月27日 岩手日報:養殖の海 進む再生 山田湾 いかだ復旧急ピッチ
- 8月30日 岩手日報:給油所から製氷所へ 亡き父を思い転換 水産業関係者「助かる」
- 9月2日 毎日新聞:漁港に復興格差 再建の行方険しく 漁協、漁師の体力次第
 - ・ 被害の大きかった大槌町では、魚市場の再開が 10 月にずれ込む見通し。「資金的な問題もあり仕事の再開に向けて動ける漁師はごく一部」「漁師仲間の間では顔を合わせるたびに(収入源のがれきの撤去作業が終わる)秋以降はどうやって食べていけばいいかという話になる。」
- 9月 3日 盛岡タイムス:「自衛」の体制を整えて浸水域に事務所を再開 大船渡市の総合資材会社
 - ・ 内陸市町に構えない理由について、同社では「地元出身者の雇用環境を守るため」と 説明する。
 - ・ 地震発生後すぐに安全な高台に逃げられる避難路も確認。事務所では屋上につながる 階段も設けて「避難ビル」の役割を持たせる計画もあるほか、2階部分の外壁には浸水 高8.1メートルを示す看板も設置した。
- 9月 3日 岩手日報:定置網 58%年度内再開 県内 129漁場調査 年度内再開断念は 31%
- 9月 4日 毎日新聞:「取引先奪われる」大船渡の水産加工会社 再開を決断 銀行と協議数十回 二重ローン/復興計画遅れで追加融資需要少なく

- 9月 9日 岩手日報:漁業再建へ全額助成 農水省方針 法人化など条件に
- 9月14日 毎日新聞:三陸沿岸 水産加工が求人難 失業手当給付延長要因か
- 9月17日 読売新聞:水産加工進まぬ再建 岩手県内操業再開117社中17社のみ(8月末時点) 高台移転は「においが心配」と住民に反対されるケースも
- 9月27日 日本経済新聞:三陸の水産加工本格再開 高台移転などで工場確保
- 10月 9日 岩手日報:被災4県主要8漁港で水揚げ量70%超減 設備流出や風評影響
- 10月24日 岩手日報:水産加工・かわむら月末に新工場 陸前高田を拠点化 新規雇用約170人計画
- 12月17日 岩手日報:中国人研修生が復帰 釜石・水産加工会社で被災し帰国 「働きたい」再来日
 - ・ 一緒に働いていた研修生たちがいずれも津波への不安で再来日を見送る中、2人が戻ってきた。被災し6月に再開した会社では、人手不足に悩んでおり、経験を備えた「即戦力」を喜んで迎えた。

12月22日 岩手日報:水産加工企業の再建 土地計画の遅さ壁に

- ・ 岩手県山田町などで水産加工場 6 カ所を構えていたが、津波で被災し、7 月に八戸で 工場を借りて操業再開した事業所が、地元での再開をなかなか決められなかった例。
- ・ 「みんな早くしたいと言っている。その場所に建てていいのか悪いのか、早く示して ほしい」「待ってくれている従業員のためにも早く始めなきゃならない」「待ちきれず町 外に転出した従業員もいる」

2012 年 2 月 6 日 河北新報:被災地の水産加工復旧遅れ 安定雇用なお時間 生産水準以前低く業界全体 の再建不可欠

- ・ 石巻市によると、漁港周辺の水産関連は約200社を数える。1月末の調査で事業再開 を確認できた企業は、約4分の1にとどまる。
- ・ 「解雇した従業員すべてを戻したいが、そうはいかないのが現実だ。」ことし9月を 目標に工場を改修し、自社生産を再開させるが、復活させる製造ラインは当面1ライン だけ。震災前の6分の1だ。
- ・ 昨年9月、さんまのかば焼きなどの生産を再開した石巻の事業所。昨年7月からパート社員約10名を募集しているが、応募はほとんどない。・・・所長は「車が津波で流されたりして、通勤できない人が多いのか。長期的な雇用を想定しておりやみくもに時給を上げるわけにはいかない。」

2月 9日 岩手日報:水産加工 陸前高田に工業団地新たに11社計画 既設2社民間主導 雇用計1,000 人規模

・ 立地企業が連携して原材料の調達から生産まで一貫体制を築く方針。

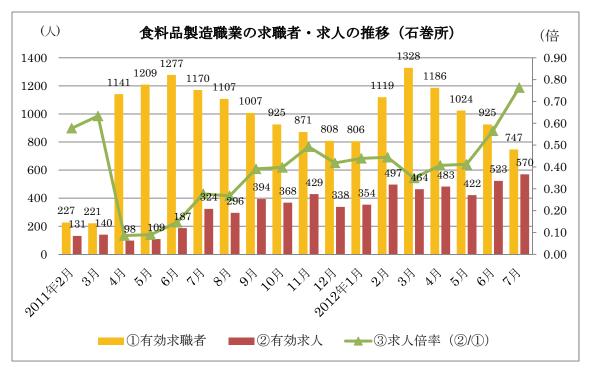
2月28日 朝日新聞:水産加工業 結びつかぬ求人と求職 元の勤め先再建に期待

・ 再開した水産加工業で求人難と求職難が同時に発生。元従業員が家庭環境が変化した ことで応募しないケース、再開の規模が小さく応募しても高齢を理由に断られるケース など。採用事業主側は送迎バスの拡充で対処。

ア 水産加工業の求人、求職者の状況

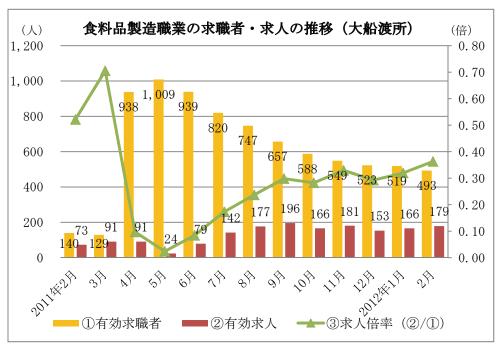
- ・ 図 3-12-1 と図 3-12-2 では、石巻所と大船渡所の食料品製造職種(その中心は水産加工)の求人と求職者の推移を掲げた。震災後、求職者数が激増しており、図 3-2 -1、図 3-2-2 で見た食料品製造業における雇用保険被保険者数の激減と対応している。震災後、徐々にではあるが被害の小さかった事業所や資金力のある事業所などから水産加工場が再開されるにつれ求人が増大し、それに吸収される形で求職者が減少していく。
- ・ 石巻所で 2012 年 2 月ごろから求職者が再度増加しているが、この要因としては次のような点が考えられる。
 - ① 震災被災者の雇用保険受給者で、休業の場合の特例給付を受けていた者は、個別延長給付・特例延長給付(合わせて120日)までは「休業」状態のままで受給可能だったが、3回目の延長給付である広域延長給付(90日)に入る際には「離職」して「求職申込み」している必要があった。中高年者はもともとの給付日数が180日や240日の人が多い(給付日数は年齢と加入期間の長さ等で決まる。)ので、求職申込みが多かった震災翌月の4月を起点にすると、この「休業」から「離職」への切り替えが2月ごろから多くなったと考えられる。すなわち、中高年者の多い水産加工従業員だった者が「休業」から「離職」への切り替えの際に、水産加工を希望することで、この時期に水産加工の求職者が増加した可能性がある。
 - ② 基金事業の期間雇用については、予算年度の区切りである3月末で終了または 更新時期となることが多い。このため、いったん基金事業に臨時雇用され、この 時期に終了・更新時期を迎えた人が4月からの職を求めて求職者として現れたケ ースもあったと考えられる。(「基金事業の更新時に賃金の高い仕事の相談を受け ることがある。)(資料1-10))。
- ・ また、雇用保険の3度にわたる延長給付も早い人では2012年1月半ばから切れ始めるが、上記①のように元水産加工従業員の場合、多くが2月・3月・4月に広域延長給付に入ったとすると、その終了時期が5月・6月・7月となる。図3-12-1の2012年5月以降の求職者の減少については、これに対応している部分もあろう。

[図3-12-1]



※ パート含む常用(資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

〔図3-12-2〕



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料より作成)

・ それでは、雇用保険給付が終了した人はどのような状況になっているのだろうか。 参考として、広域延長給付終了者の終了時の状況を表 3-5 に掲げた。管外避難・遠 距離避難をしており、生活の本拠の見通しが特に立ちにくい人が多い福島を別にすると、広域延長給付の終了時点で就職(内定)している者は約 1/4 であり、それ以外はほとんど求職活動を継続している。一部求職活動をしていない人もいるが、この中には年金生活(老齢年金、遺族年金)に入る人も含まれていると考えられる。

- ・ 資料 1-15 によると、石巻所では、雇用保険の延長給付の受給を終了した人に後追い調査をした結果を 2012 年 7 月 15 日までにまとめたところ、受給終了後に求職活動中の人は 796 人だった。また、83 人が「離職前の事業所での再就業の予定のため求職活動をしていない」状態だったが、遅れている水産加工所の再開を待つ気持ちが比較的強い人で「求職活動中」と回答した人も多いと考えられる。。
- ・ところで、石巻所の場合、食料品製造職種の有効求職者は2012年7月時点で約750人(震災直前の2011年2月に比べて29.1%増)であるが、石巻所管内の食料品製造業の雇用保険被保険者は、同じ時点で震災前より約2,200人少ない(図3-2)。この被保険者の減少分と有効求職者の差(2,200人-750人)が約1,500人分ある。したがって、(この差には、「食料品製造業」には「事務職」の人も従事しているなど他の要因もあるものの)元水産加工従業員で戻っていない人の相当割合はその時点で既に求職登録していないことが考えられる。広域延長給付終了時のアンケートとの関連では、アンケートへの回答以後に「つなぎ仕事」を含めた他業種に就職した可能性の他、ハローワークに来所せず求職登録が切れている可能性もある(ハローワークの求職登録は、雇用保険支給終了後一般求職者として再登録しても、一定期間ハローワークに来なければ自動的に切れる。)。
- ・ この求職登録していない元水産加工従業員には、①元の勤務先の再開待ちの人(他の事業所に行く気持ちはあまりないが、「つなぎ仕事」をしている場合はある。)のほか、②家庭環境・居住環境の変化等で働ける状況にない人、③年金生活に入ったり、他に当面働く必要のない額の収入・貯金があり、働く気持ちがなくなった人、などが含まれていると考えられる。

[表 3-5]

	岩手	宮城	福島	計
2012年5月18日までに広域延長給付が 終了した者	1,449	5,341	3,886	10,676
支給終了時点で就職(内定)した者	564	1,272	490	2,326
うち広域延長給付すべてを受給す る前に就職により支給終了した者	441	926	261	1,628
支給終了時点で求職活動中の者	764	3,781	2,543	7,088
うちもっぱらハローワークで求職 活動している者	732	3,406	2,386	6,524
支給終了時点で職業訓練を受講(予 定)している者	19	71	66	156
支給終了時点で求職活動をしていな い者、ほか	102	217	787	1,106

(資料出所:福島労働局作成資料から作成)

イ 事業所と従業員の状況、ハローワークの取り組み

① 被災地の水産加工業の特色

- ・ 「水産加工」と一口に言っても、原材料、製品や業態は地域によって多様である。 たとえば、原材料・製品については、「石巻の水産加工は原材料加工で1次加工したものをロットで納める形態が多い。(大手では)海外からの輸入原材料も多い」(資料1-16)、「気仙沼の水産加工業は、消費者用に地場の魚を加工する形態が多く、地元業者はそれにこだわりを持っている」(資料1-16)。「大船渡は魚関係が多く、陸前高田は海藻関係が多い」(資料1-14)。
- ・ また、水産関連の業種は、漁業、加工業、製氷、冷凍・倉庫、運輸等がリンクして成り立っているということがよく言われるが、加工業の中でも「分業によるチームプレー(切り身を作る \rightarrow 次の加工・・・)になっているので、一部が復旧しないと他にも影響が及ぶ。」[資料 1-16]

② 事業の再開

- ・ 水産加工業の再開についてのポイントとなっているのは、i) 販路維持のためにも早期再開したい事業所の意向、ii) 再開するための資金の確保状況、iii) 分業先や冷凍施設等関連事業の再開状況、iv) 地盤沈下した箇所の嵩上げ工事の進捗状況、v) 海べり以外の場所への(一部) 移転、vi) 従業員の確保見通し、などである。
- · i)については、早期再開したい事業所の意向は強く、可能な事業所は一部のラインでも再開している。したがって、とりあえず従業員規模を縮小して再開する場

合が多い。職員ヒアリングでも「気仙沼の水産加工業界は八戸と競合していたので、ブランクがあると八戸に販路を取られる恐れがある。そこで、小売店で商品を置くスペースが確保するため、『もうすぐ再開するからスペースを確保してくれ』と頼んで回ってきており、可能なところは規模を縮小してでも早く再開している。これから用地を嵩上げして来年秋から工場を作り始めるところ(小規模な事業所が多い。分業の一部を担っていたようなところもある。)は、工場ができたころには販路が無くなっていることを心配している。」〔資料 1-16〕など、販路維持のために早期再開したい事業主の焦りが指摘されている。

- ・ ii) については、規模が大きく資金力のあるところが早く再開しているのが実情である。また、銀行融資との関係もある。「大船渡の水産加工業はもともと健全経営だったので、グループ補助金実施前にメインバンクが水産加工大手に融資を行った。このため、販路を維持するため、他の被災沿岸地域よりも事業の再開を早めることができた(2011年7月中旬からの再開事業所もあり。)。」〔資料1-14〕、
- ・ iii)については、水産加工の再開が比較的早かった大船渡では、「製氷工場も 1 箇所は同年 7 月には再開していた。」〔資料 1-14〕。また、「気仙沼では、水揚げ \rightarrow 加工 \rightarrow 冷凍という流れはほぼ復旧している(水揚げもできるようになり、冷凍庫も復旧した)」〔資料 1-16〕とのことだが、地域差も見られるようである。
- ・ v) については、⑤で述べる海べりを敬遠するようになった津波後の従業員の気持ちとの関連もある。「大船渡でいち早く再開したところは元の場所での再開。別の場所で再開予定のところもある。」〔資料 1-14〕、「水産加工業の1次加工は大量の海水を使うので、海べりが便利。下水処理も共同で浄化して海に流していた。2次加工からは内陸に行ける。震災を機に内陸に移っているのは2次加工以降の部分で、1次加工の部分は屋上に避難所を作るなどして元の場所で再建している。相談窓口でも海べりを避けたい求職者もいるが、屋上避難所などの整備で戻る気になる人もいるのではないか」〔資料1-16〕
- また、次のようなヒアリング記録もある。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ 石巻市にある水産加工業者の組合によると、2011 年 4 月の段階での廃業予定は7社だったが、 2012 年 4 月には 16 社に増えている。これらはいずれも零細な事業所。再開する資金を捻出できないことのほかに、競争力のある商品を作れないと、とりあえず再開しても長続きしないと事業主は考えているのではないか。[資料 1-15]
- ・ 魚町水産加工団地での水産加工業・冷凍倉庫業とこれらの関連企業事業所の再開率は、2012年6月時点で約4割になっている(207社中84社)。ただし、再開した事業所でもラインの稼働率は低い。まだ、市場・岸壁も仮のものであり、かさ上げ工事も始まったばかり。排水処理施設も完全で

はない。海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は内陸に移転するケースもある。 [資料 1 -15]

- ・ また、現在は「被災地ブランド」に対する需要があるが、事業所としては、それがあるうちに付加価値の高い業態にレベルアップしたい意向もある。「全国の小売業界で『気仙沼ブランド』を置きたいという話が今はある。これまでは安売り競争の中でやってきた(賃金も低かった)が、地元業界としては、これからは質で勝負したいと考えているところ。ただ、その中身が固まっておらず悩んでいる。また、これから用地を嵩上げして工場を作るところは、工場が完成するころに『気仙沼ブランド』へのニーズがどうなっているかも心配」、「気仙沼では加工技術高いという自負がある。それを生かし、これから『気仙沼ブランド』の中身を作っていこうとしている。」〔資料1-16〕
- ・ いわき市北部の久之浜などでは津波の死者・行方不明者が合計 350 人くらい発生。沿岸の水産加工業では、事業所が津波で流出したところが多くあった。中小の加工場は再建できていない。「夕月かまぼこ」も津波被害にあったが再建した。漁業も所属漁船の 90%が流出等使用不能になった(所属船約 400 艘、就業者約 700 人)。[資料 1-12]

③ 従業員の確保状況

- ・ 事業の再開には従業員確保も不可欠であり、新聞報道では「水産加工の求人難」 が言われている。
- その状況に関し、「大船渡では、会社側も最初は50代後半以上の年配者は再雇用しない方向だったが、今は72歳の人も採用している。」、「陸前高田で12~13人規模の水産加工場で再開していないところが、再開して従業員が戻るか心配している。人と人とのつながりが強いので、そのつながりに戻るため職場に戻る面もあるのではないか。」、「大船渡では、水産加工への従業員の戻りは8割程度。」(資料1-14)という指摘や、「(石巻所では)2012年2月から8月までに受理した水産加工員の求人の9月12日までの充足率を所で独自に集計したところ、平均で25.5%だった。人材の確保については、一部の事業所に焦りはあるものの、事業を再開してもフル稼働に至っていないことなどからそれほど焦りはないのではないか。事業所側では、ベテランの技も捨てがたいが、吸収力のある若い人も望んでいる。」(資料1-15)、「(気仙沼所では)食料品製造職種の求人は、2012年4月から9月までの累計で504人、うち226人分が9月末までに充足した(充足率44.8%で石巻よりは高い)。ハローワーク経由以外の充足も考えられるが、求人数は減っていないので、再開したところも人手は足りていないはず。技能実習生不足もあるようだ。」(資料1-16)という声もある。

これにかかわる元従業員の状況・意識は次項で考える。

④ 水産加工職場の特色と従業員の意識

- ・ 水産加工従業員(その中でも特に女性作業員)がもともとどのような状況の中で、 どのような意識で働いていたかについては、いろいろな意見があるが、これらを総 合すると、次のような平均像が浮かび上がる。
 - i)職場環境はあまりいい方ではないが、働き続けるのに支障があるほどではない。 不満のある人もいるが当たり前と思っている人もいる。また、最近は改善もされていた。賃金は低いが、働いている方ではそれが当たり前と思っている面もある。
 - ※ 2012 年 7 月の食料品製造職種のパートの平均求人賃金は時給 747 円なのに対し、パート求職者の希望賃金は時給 717 円であり、この数字から見る限り、求職者が賃金水準に不満を持っているということはできない。[資料 1-15]
 - ii)他に中高年女性の職場があまりない地域の中で、貴重な職場という面があるが、 生計を維持するための根幹の収入源という面は強くない(家計補助的な人もいる)。
 - iii) 従業員どうしの人間関係や経営者との人間関係が、働き続けるための大きなインセンティブになっている。集団意識・帰属意識が強い。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ 元従業員としては、従前の仲間でまとまりたいという意識もある。事業再開の見込みが立たない事業所の元従業員がまとまって他の再開事業所に行く可能性もあると思うが、事業所の側では、他事業所での経験者は使いづらいという面もある。(まとまると特に、職場の良好な人間関係が構築できない、または、退職するときは一緒にといったリスクがある。)。[資料 1-15]
- ・ 水産加工の女性パートのこだわりは、①家から近いこと、②仲間がいること、③慣れた仕事であること、だった。状況が変わるとわからないが、生活ができれば介護のような仕事には行かないだろう。〔資料 1-15〕
- ・ 気仙沼でも嵩上げができるまで待たずに、今の場所でとりあえず再開しようとする業者もいるが、なかなか人が集まらないというケースがある。もともと条件が悪かったので敬遠する人も多いらしい。企業も資力に限りがあるので低賃金だし、立ち作業、水作業。経営者はそれが当たり前と思っているが、不満をもっていた人もいるという話も聞いている。石巻では、販路が無くなるのを恐れて他県の工場を借りてやっている人もいる。[資料 1-2]

⑤ 元従業員の環境・意識の変化と事業所側の変化・努力

- ・ 職員ヒアリングなどから、元従業員の側では震災に伴い、次の点で環境・意識が 変化したと考えられる。
 - i)被災に伴い、家庭環境・居住環境が変化した(親世代と同居又は別居することになり親や子供(孫)の世話をしなければならなくなった、仮設住宅に入居して

駐車スペースが少なくなり、自分の通勤の足がなくなったなど)

- ii)年金生活(老齢年金、遺族年金)に入ったり、当面生活できる収入や貯金がある(義援金、生活再建支援金、雇用保険給付など)
- iii) 津波により、海べりで働くことに対する本人・家族の抵抗感が生じた
- iv)水産加工よりも単価の高い求人が、基金事業等で出てきている
- ・ もともと家計補助的に働いていた人も少なからずいたと思われるので、何等かの 要因があれば働かない方に振れやすく、このような環境等の変化を克服して働こう とまで考える人は少ないという見方もできる。
- ・ 一方で、元の事業所が再開され、元の従業員仲間や経営者との人間関係に戻れる ならばそうしたいという気持ちは根強く残っていると言われている。
- ・ また、事業所側では i) 海べり以外に行ける場合(部分) は、移転して再開する動きがある、海べりで再開するときは、避難対策(屋上避難所)等を講じている(※)、
- ii) 送迎車の運行をきめ細かくやろうとしている事業所もある、などの動向・変化がある。賃金アップについては、職員ヒアリングでも数値指標でも、その動きや効果は把握できなかった。
 - ※ 下記ヒアリング記録のほか、上記 2011 年 9 月 3 日盛岡タイムス記事も参照。
- ・ 結局、これらの要因のバランスが、再び水産加工場で働く方に向かうか、向かわ ないかを左右すると考えられる。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ 仮設入居者は被災したことに伴って仮設に入居したことにより、家族構成が変化して働ける環境でなくなった人がいる。たとえば、祖父母と同居になったので、その世話をしなければならなくなった、子供の面倒を見てくれていた祖父母と別居になったので、自分で子供の面倒を見なければならなくなった、など。 仮設住宅では、駐車スペースの制限もあって車が1台しか置けず、一人しか車通勤できないというケースもある。〔資料1-15〕
- ・ (元従業員には) 津波の経験から海べりはいやだという気持ちもある。また、津波によって環境が変わり子供や老人の面倒を見なければならなくなった人もいる。介護講習会を受けている人もいる。水産加工場も環境は良くなっており、賃金が従業員の戻らない理由ということでもない。 [資料 1-14]
- ・ 水産加工で働いていた女性従業員は、もともとパート勤務が多く、この際引退を考えている人 もいるだろう。仮設入居者は前述のような制約のある人もいる。[資料 1-15]
- ・ 仮設住宅で車が 1 台しかない (ので女性が働きに出られない) という点については、いざとなれば乗合でも通勤するのではないか。 [資料 1-16]

- ・ 義援金、生活再建支援金、弔慰金等については、それらによる就労抑制効果はあると思う。雇用保険が切れても働かない人は多い。仕事をしない生活に慣れてしまったという面もあるが、就職の必要が切迫していない人もいるかもしれない。[資料 1-16]
- ・ 多くの会社は、従前通りの条件・方法で採用しようとし、求職者は震災前の職場・生活に戻り たいというのがベースになっていると思うが、それではうまくマッチングしていない。そこで、 送迎、賃金などでの事業所側の工夫と、雇用保険給付打ち切りや各種支援金・義援金の枯渇など の求職者側の就職促進要因の増加でどうなるかという要素が加わる。[資料 1-15]
- ・ 元従業員には海べりに対する恐怖もあり、海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は 安全な内陸に移転するケースもある。海べりで再建する際、屋上に避難所を作った事業所もある。 ただ、津波被害の甚大だった地域で事務職を募集したが、応募者が一人も来なかったという例も ある。 [資料 1-15]
- ・ 大船渡管内では、今後再開予定の企業が 4 社。 販路については 2 年近くのブランクがどう影響 するか。4 社のうち 2 社は水産加工関係だが、元の場所でなく別の場所での再開。 [資料 1-14]
- ・ 送迎をはじめた、賃金を上げたというのは水産加工事業所のごく一部。現在の水産加工の賃金 相場は、スポットで時給 900 円、常用で時給 750~770 円くらい。賃金をアップすることの効果 はまだよくわからない。アップしている事業所が少ないし、求職者側の就職促進要因の増加にも よる。[資料 1-15]

⑥ ハローワークの取り組み

- ・ 以上を前提に考えると、再建した水産加工事業所(たとえば、海べりでも避難施設がしっかりしているところ、作業環境が改善されているところなど)を、迷っている求職者(元従業員や新規の求職者)に実際に見てもらうための職場見学会・説明会なども効果があると考えられる。
- ・ 大船渡所では、2012年4月下旬から7月にかけて7社で職場見学会を開催した。 参加者87人、就職者27人(うち水産加工関係14人)。7社とも、津波前と同じ場 所で再開している事業所。今後のフォローアップとして、所内ミニ面接会を月2回 程度、1回につき水産加工会社及び正社員等良質求人の2社を選定して実施すると していた。(資料1-14)
- ・ 石巻所では、「再開した水産加工業への従業員の就職は、大まかに、①同一会社に戻る、②同業他社に戻る、③未経験者等新規の労働力が就職、に区分できる。① のみでは(従業員を)確保できずにハローワークに求人が恒常的に出てくる。②(の同業他社)でもかまわない人は行っているだろうが、もとの職場の人間関係を志向している人は行かないだろう。そこで③の未経験者等も対象に考えた対策が必要と考えている。」(資料 1-15)と述べていた。

(6) 復旧・復興関係求人(建設・土木関係求人)と求職者の動向

・ (3)のイで見たように、復旧・復興工事に伴い、被災地の建設業の雇用保険被保険者は 震災前よりも大幅に増加しており(石巻所では、2011 年 2 月 : 4958 人 \Rightarrow 2012 年 7 月 : 6218 人、1,260 人・25.4%の増。図 3-2-1。)、増加している雇用の多くを臨時的な雇 用(「つなぎ仕事」)が占めていたと考えられる。

建設・土木関係の労働力需給はひっ迫しており、地元の求職者の中にも、建設・土木の「つなぎ仕事」に行っている人は多かった(緊急雇用創出基金事業を活用したものを含むがれき処理関係の仕事も多かった。)。この中には、仮設住宅等に居住し生活の本拠が定まらないために定職を探すに至らない人や、定職を探しているがなかなか見つからない人もいると考えられる。比較的軽作業ならば家計補助的な人もいるかもしれない。

- ・ また、もともと経験者を求める傾向が強かったと言われる建設業界だが、需給ひっ追の中で、未経験者を含めて全国から労働力が調達されるようになっているとも言われており、全国のハローワークでは、復旧・復興関係求人として社宅・寮付の求人が出されていた。また、(4)でみたように、賃金水準も上昇している。
- ・ 復興関係の公共事業が永続的なものではない中で、被災地での建設業の雇用は復旧・ 復興工事に係る臨時的なものが多いと見られ(※)、その点が安定した就職を求める求 職者側とのミスマッチの一つにもなっている。また、資格・技術・経験を求める求人が 依然として一定割合を占める中で、地元にはこれらを持つ求職者が限られているという ミスマッチを指摘する声もある。
 - ※ 仮に求人条件で「期間の定めのない雇用」となっていても、仕事自体がそれほど長く続くものではないと推測されれば、求職者からは、臨時的な求人とみなされるであろうということにも注意が必要である。
- ・ 中長期的に見ても、この分野の労働力需給がどのようになっていくのかは、地元の求職者にとって重要なポイントである。ここでは、これらの状況を、これまでの新聞報道 や数値指標、職員ヒアリング記録から見ていきたい。

≪新聞報道等より≫

2011 年 3 月 30 日 河北新報:被災者優先に雇って 宮城県が建設業界に要請 復旧・復興で増える公共事業に

4月15日 読売新聞:産業廃棄物580万トン 岩手 県が見通し 釜石ではがれき撤去始まる

4月19日 日本経済新聞:がれき置き場たりない 「阪神」の1.7倍、放射線も障害

4月29日 日本経済新聞:粉じん被害広がる 乾燥した泥で目の痛み・せき 「土砂たけでも撤去を」

5月15日 読売新聞:がれきの山 撤去進まず 地元任せ 人手・重機不足

5月30日 河北新報:宮古 住宅の応急修理増 国補助金に市が上乗せ 生活再建を後押し

6月19日 朝日新聞:被災地再建ラッシュ 受注年内分埋まる 大工・職人 人手が足りない

仮設建設は大手と競争 地場業者「地元に利益還元を」

- 6月20日 産経新聞:民宿 復興の拠点 大槌町 全国から作業員受け入れ
- 6月23日 岩手日日:がれき焼却を開始 大船渡のセメント工場 1日300トン、処分ペース加速
- 6月24日 産経新聞:仮設住宅「地元に発注して」 大半は大手業者「復興に逆行」
- 7月26日 河北新報:がれき処理業者の公募始める 石巻ブロックで県

釜石市・がれき処理一括発注 産業振興 JV が落札

- 8月23日 日本経済新聞:住宅メーカー被災地沿岸部の営業網拡充 修繕や再建幅広く対応
- 8月24日 朝日新聞:被災者求職支援職業訓練始まる 遠野
 - ・ 運営困難な沿岸部の職業訓練校に代わり、(独)雇用・能力開発機構岩手セン ターが遠野実習場を開設
 - ・ 訓練コースは「住宅建設施工科」「住宅設備施工科」で定員は各 10 名、受講 生は沿岸部のハローワークで求職していた被災者。半年かけて技術を習得した 後、センターとハローワークで就職先をあっせんする。
- 9月 1日 盛岡タイムス:県が産業廃棄物処理計画(がれき処理計画)決定 太平洋セメントを拠点に
 - ・ 処理期間は2014年3月まで、仮置き場に集められたがれきを選別して2次仮置き場に運搬後、破砕・細かい選別し利用できるものはできるだけ再利用。それ以外を焼却施設・最終処分場で処理。中間処理施設、セメント工場、既設焼却炉、2基設置する仮設焼却炉、最終処分場の他、広域処理も依頼。
- 10月14日 読売新聞:釜石 進まぬがれき処理 建物解体に難渋/県外は受け入れ慎重
- 10月18日 朝日新聞:住宅再建地元力で 宮古の企業「地域密着アピール」

仮設受注逃し大手攻勢に危機感

- 11月23日 読売新聞:復旧工事で労災増加傾向 宮城労働局、月末から一斉指導
- 12月 4日 岩手日報:建設業が活況 沿岸部で復旧工事増加 新規求人、千人超続く 技術者不足で入 れ辞退も
 - ・ 被災家屋の解体やがれき撤去から、最近は道路、港湾などの復旧工事が増加。 住宅メーカーが沿岸部に営業店を新設する動きもある。
- 12月 6日 読売新聞:11月の倒産件数最小 東北6県 建設業は復興特需
- 12月17日 河北新報:宮城県の2011年度一般競争入札 不調、2割に激増

復興需要で人手不足・資材高騰 復興停滞の懸念

- 不調は、地元中小業者を対象にした入札に集中する傾向がある。
- ・ (石巻など) 現地では人材不足が深刻だ。この建設会社は震災後、何度か技 術系職員を募集したが、応募はゼロ。大手建設会社も全国から技術者をかき集 め、被災地に送り込んでいるのが実情だ。
- ・ 震災による需要拡大がいつまで続くのかは分からない。建設業界関係者は「仮 に人や機械を増やせたとしても、(震災需要が)終わればまた削減することにな

る。そんなリスクは誰も負いたくない」と指摘する。

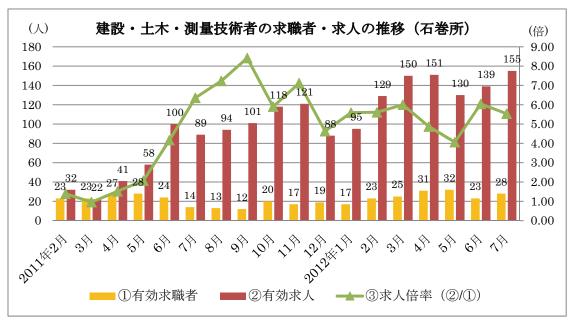
2012年1月26日 読売新聞:被災3県入札不調400件 低単価作業員集まらず 国交省賃金基準見直し検討

- ・ 震災後、東北地方では作業員不足の影響で賃金相場が上昇。福島県建設業協会が昨年3月に加盟30社を対象に行った調査では、震災前より3割増しになっていたという。同協会の・・・専務理事は「県外から作業員を招くためにも、差額の解消を」と話す。
- 2月 2日 河北新報:福島第一原発事故 報われぬ原発労働者 「事故収束宣言」の陰で・・・
 - ・ 「いまは全国から作業員をかき集めているが、夏には足りなくなると業者の 親方たちは皆、言っている。」「長年、福島原発に携わってきた地元業者は現在、 第一原発には行かない。素人中心で作業をしているが、早晩、人材供給も途切 れてくるだろう。」
- 2月 3日 読売新聞:復興工事本格化にらみ入札不調で県が対策 技術者養成企業に補助金
- 2月 6日 岩手日報:11 年度の県発注工事 入札不調急増9% 技術者の人手不足 採算性低い小規模 敬遠 改善なければ復興遅れも
- 3月14日 河北新報:公共工事の入札 労働力確保ヘサポート急げ
 - ・ 国土交通省は2月、公共工事の人件費の実勢価格が上昇していることを受け、 被災3県について、予定価格を積算する際の1日当たりの労務単価を引き上げ た。宮城県の場合、標準的な普通作業員の労務単価は700円引き上げられ、1 万1800円となった。年度途中の引き上げは異例の措置だが、業界には「それで も実勢と大きく懸け離れている」と不満が渦巻いている。建設業の関係者によ ると実勢は元請が支払う賃金で1万4千~1万5千円前後という。

ア 建設・土木等関係の求職者・求人の動向と労働力確保の状況

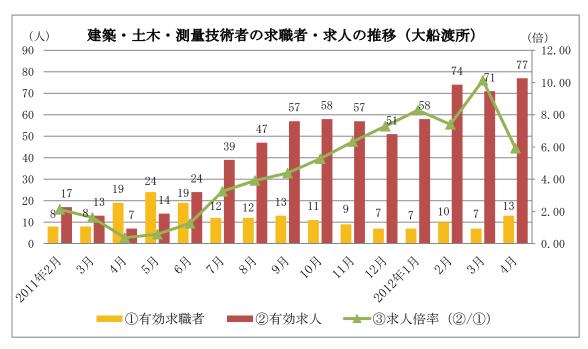
- ・ 津波被災地の石巻所と大船渡所における「建築・土木・測量技術者」、「定置・建設 機械運転」、「建設・土木の職業」の求職者・求人数が、震災前から震災を経てどのよ うに変化しているかを見てみよう。
- ・ まず、図 3-13-1、図 3-13-2の「建築・土木・測量技術者」は、建築・土木の設計技術者・工事監督、測量士(補)であり、建設業法等で監理技術者・主任技術者としての現場常駐を義務付けられている有資格者等も含まれている。復旧・復興関係工事に伴い需要が一貫して増加しているのに対して、地元での供給がほとんど伸びていないことが見て取れる。資格や経験等の蓄積が必要な職種であるから、被災地で新規に養成することは現実的でなく、大手業者内での社内異動も含めて、全国的な需給調整が主になっていると考えられる。

[図 3-13-1]



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図 3-13-2]



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

・ 次に、図 3-14-1、3-14-2の「定置・建設機械運転」は、主としてクレーン運転者や各種建設機械の運転者(重機オペレーター)などである。ショベルカー、ブルドーザーなどの車両系建設機械については、10日間程度の訓練・講習で資格(技能講習修了証)が取れるため、被災地でも盛んに被災求職者向けの訓練が行われていた。これを反映して、がれき処理をはじめとする復旧・復興工事に伴う需要(求人)の増

加に対して求職者も増加し、マッチングが成立して求人も減少しているようである。

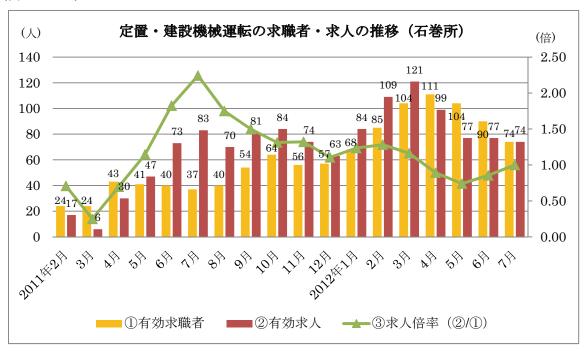
大船渡所では、2011年度にこの職種の就職者が42人となっており、訓練の効果をうかがわせる。しかし一方で、「建設機械運転の訓練(10日くらいの講習)受けた人は、建設機械オペレーターとしてでなく土木作業員として就職している。」、「建設機械の訓練を受ける人は多いが、それが就職に結びついているかはわからない。」という地域もあり、次の新聞記事のように求職者側の熱意と求人側の慎重さのギャップを指摘する声もあるが、仙台や福島などでは建設関係の求人が増えている中で、後述するような「建設業界でもあまり実務経験にこだわらなくなっている。」という指摘もある。

≪新聞報道等より≫

2012年2月29日 朝日新聞:土木建設業 「資格取れば」就業に望み 復興特需でも雇用は慎重

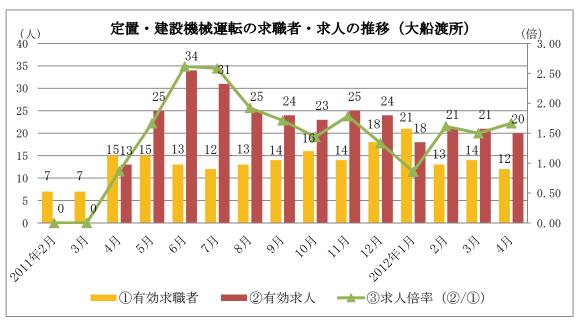
- ・ 求職者側は建設機械の資格取得で建設関係の就職を期待するが、雇用主側は慎 重
- ・ 大船渡市のある土木建設会社は津波で会社を流され、仮事務所で再開した。社 員は約20人だったが、震災後に約50人を雇い、がれきの分別を請け負っている。 50人のうち継続雇用の見込みがあるのは数人にとどまり、新規採用の予定はない。 社長は「資格を取っても、現場経験を3年は積んでいないと仕事を任せるのは難 しい。今の会社の規模で、できる範囲で復旧工事を受注したい」と話す。

〔図3-14-1〕



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページから作成)

[図 3-14-2]



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

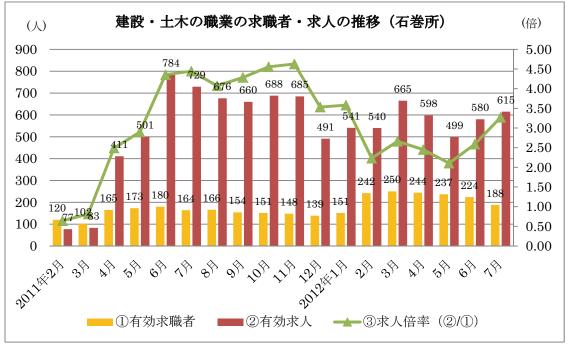
・ 図 3-15-1、図 3-15-2、図 3-15-3 には「建設・土木の職業」を掲げた。これは、定置・建設機械運転や電気工事などを除く建設・土木の現場作業の職業をまとめた職種であり、他の建設業関係職種と同様に復旧・復興工事に伴い需要が高まっている。大船渡所のデータでは、これをさらに建設関係と土木関係に区分している。

両所とも、震災後、求職者も求人も増加している。石巻所ではとりわけ求人の増加が著しい。その中で、大船渡所の方は増加する求人に対して求職者の反応性が高い傾向(応募可能な求人の増加に刺激されて求職者が増加するとともに、当該求人に吸収されて求職者が減少する)がみられる。石巻所では労働市場の規模が大きいため、大船渡所と比べれば、応募可能な求人の貴重性が強く認識されて地元の求職者が敏感に反応しているという状況ではないと思われるが、他地域からの流入分を含めて建設・土木の求職者は着実に求人に吸収され、図 3-2-1 で見たように建設業の雇用保険被保険者を増加させていると考えられる。

- ※ 震災当時の石巻所長のメモには、震災3か月後の6月ごろまでに増加している求人の内訳と して、がれき処理、家屋修繕(大工、左官、電気工事)、交通誘導等の警備と介護・医療関係を あげているが、この多くが建設・土木関係である。
- ・ (3) のイで述べたように、基金事業のがれき片づけの求人や建設・土木の求人は期間雇用が多かった。また、建設・土木職種の期間雇用求人(とりわけ資格・経験等が不要なもの)は、仮設住宅等に居住し生活の本拠等が定まらずに定職を探すに至らない人、定職を探しているがなかなか見つからない人などの「つなぎ仕事」として機能している面があった。これらの期間雇用求人は予算年度の区切りである3月末で終

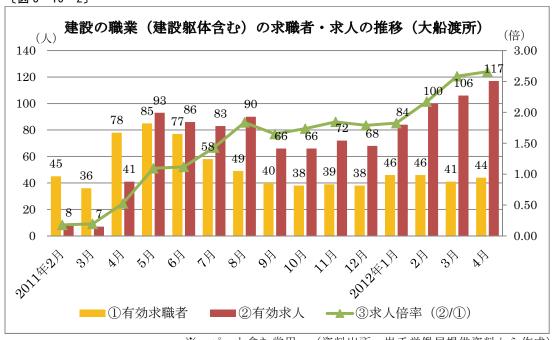
了または更新時期となることが多い。石巻で 2012 年 2 月ごろから求職者が再度増加しているのは、このようなつなぎ仕事に行っている人が雇用の終了・更新時期を控え、4 月からの(より条件のいい)職を求めて求職者として現れたことが考えられる。同じ時期の求人の増加は新年度分の事業のための求人によるものと考えられる。

[図3-15-1]



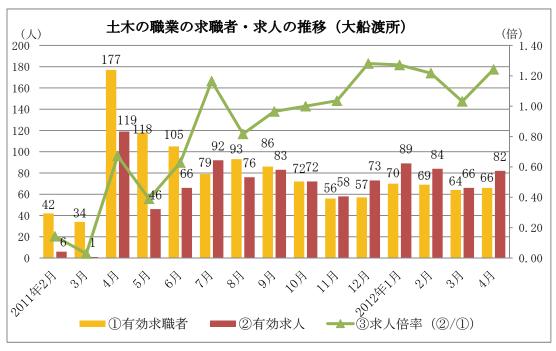
※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)





※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

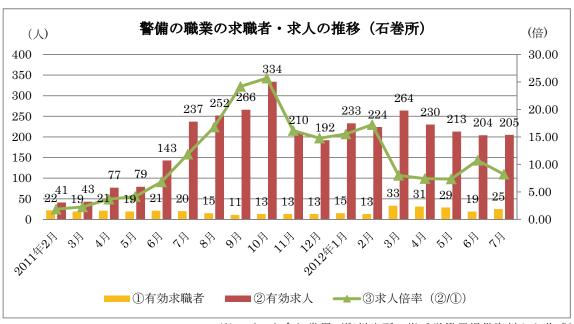
[図3-15-3]



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

・ 次に、道路誘導、現場見回りなどを含むため建設需要の増加につれて需要が増すと思われる警備の職業について、求職者・求人の状況を掲げた(図 3-16)。石巻所では、求人が大幅に増加しているのに対して、地元の求職者はあまり反応していないことがわかる。したがって、この職種についても全国的な労働者の送り込みの対象となっている可能性があろう。

〔図3-16〕



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

・ 建設関係の職種では、現場作業的な仕事も含めて、実務経験を求めることが一般的と言われてきた。先に定置・建設機械運転のところで紹介した新聞記事にもそのような事業所側の意識の一端がうかがえるが、需給のひっ追が激しくなる中で、職員ヒアリングでの「建設業界もあまり実務経験にはこだわらなくなってきた」という指摘や、「全国から未経験者を含めて人を集めて送り込んでいる」という指摘、新聞報道もある。次のイで述べるように、社宅・寮付の復旧・復興関連求人が全国のハローワークで出されていることも、全国から労働力が調達されるようになっていることを裏付けている。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ (福島の場合)地元の建設業界は、若い人を引き止めるために、未経験者でも可にしていると 思う。(資料 1-10)。
- ・ 2011 年 11 月以降、仙台所管内の有効求人倍率は 1 倍を超えている。復旧・復興関係で建設関係の求人が増えている。復興計画、沿岸嵩上げ、集団移転等の需要がある。警備関係も求人倍率が高い。これらの職種では賃金が高くなっている。建設業界でもあまり実務経験にこだわらなくなっている。[資料 1-18]
- ・ 建設関連で人手不足。全国(北海道、九州、関西など)から経験のない人が入っている。違法 団体が人手をあつめて送り込んでいるというケースもあるらしく、自治体でも発注の際、そのような業者を排除しようとしていると聞いている。[資料 1-2]

≪新聞報道等より≫

2011年6月22日 河北新報:「丁寧に作業すれば間に合わぬ」 速さ重視、建設現場に負担

- ・ (仮設住宅建設作業員が、)5月から沿岸部で作業をしているが、今まで1日も 休めなかった。建設資材や作業員は全国各地からかき集め、何とかやりくりして いるという。建設作業の経験がない人が、人材派遣会社から送り込まれることも あった。
- ・ また、仙台など被災地の建設関連職種の求人賃金が上昇していることは図 3-11-1、 3-11-2 で見たとおりだが、需給のひっ迫の中で、公共事業の労務単価が低いために作業員が集まらずに入札不調が相次ぎ、単価見直しがなされたとの報道もあった(本節冒頭の《新聞報道等より》)。
- ・ なお、被災地における建設業関係の復興需要がいつまで続くかについては、政府方針 (※) どおりおおむね 10 年間という意見が多く、政府の復興工程表や関連報道を見てもそのような印象を受ける。いずれにしても、復興需要には限りがあることは明らかであるから、復興工事関係の求人は安定的な雇用を望む求職者とのミスマッチが生ずることが考えられる(仮に「期間の定めのない雇用」となっていても、その内容によっては臨時的なものと見なされることが考えられる。)。

また、資格・経験を求める求人が依然として一定割合を占めるのに対し、地元には資格者・経験者が限られているというミスマッチを指摘する声もある。現在建設・土木関係の「つなぎ仕事」をしている地元の人たちが、資格・経験が不要な作業以外の建設・土木関係の仕事に移ることができるかどうかについても明らかではない。

※ 東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部、平成23年7月29日決定、同8月11日改定)より

「2 復興期間

被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は 10 年間とし、被 災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の 5 年間を「集中復興期間」 と位置づける。」

≪新聞報道等より≫

2011年8月27日 岩手日報:政府の震災復興工程表

・ 堤防は高さなどを再検討し5年以内に復旧、高速道路新規整備区間は10年以内 に供用

2012年2月5日 河北新報:被災3件の沿岸部雇用ミスマッチ深刻

・ 増えているのは建設・土木の求人。しかし「経験や資格が求められ、この年で は自信がない。」

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ これから本格化する工事も、10年かかるかどうか。新卒で入っても 10年後が心配。[資料 1 -15]
- ・ 建設需要は、三陸道の工事もあるので、向こう 10 年くらいはあるのではないか。[資料 1-16]
- ・ 人手不足と言われているが、現場は一応回っている。今後、本格的な復興工事、移転先の宅 地造成・住宅建設などが始まるにつれ人手不足になるかどうかはわからないが、今建設のつな ぎ仕事をしている地元の人は、単純な土木作業以外の建設作業には横滑りできないのではない か。そういう仕事は求人者が技術や経験を求めるので、地元にはそうした有資格者が少ないた め全国から集めることになるのではないか。[資料 1-15]。

イ 復旧・復興関係求人とその充足状況(全国統計から)

- 資料 5 の 2 の (2) に、ハローワークに提出されている復旧・復興関係求人の全国の状況を掲げた(第 4 章の 2 のイ参照)。
- ・ 被災三県の状況を見ると、宮城県内が突出して多く、仙台を中心に建設業の賃金が 上がっていると言われていることとも整合する。
- ・ また、被災三県以外での求人が多いことにも留意が必要である。被災三県では求める技術・技能・経験・資格を持つ労働者が採用できないので、全国的に募集をかけて、

それを被災地に送り込むという戦略をとる事業所も多いだろう。その関連で、社宅・ 寮付きの割合が非常に高いことも注目される。被災地で建設労働者の寮が建っている というヒアリングでの証言とも整合する。

- ※ 建設業からの求人は出ている。他県の作業員も入り込んでおり、作業員宿舎も建てている。[資料 1-16]
- ・ 充足数については、必ずしもこのハローワークでの充足数が全貌ではないことに留意する必要がある。他の募集手段を併用していることも多いと思われるからであるが、就業機会が少なく、賃金水準の低い岩手県を中心に充足率が高くなっていることにも注目したい。

ウ がれき処理作業の状況

- ・ がれき処理は、政府の処理工程表に沿って、主に自治体等から建設業者が請け負って実施されている。仕分けから最終処理(一部)を含めた中間処理を行う施設(プラント)については、建設業のジョイントベンチャー(JV)が請け負っている。
- ・ 関係作業のほとんどが上記アの「建設・土木の職業」、「定置・建設機械運転」や運輸関係の職種に計上されていると考えられるが、多くの労働力を必要とするという点も含め、震災からの復旧・復興において大きな比重を占めている。また、被災地における典型的な単純労務の「つなぎ仕事」として、多くの地元労働力を吸収してきた。
- ・ しかし、粉じんやアスベストの危険を伴う仕事であり、建設機械との接触事故の防止も重要である。また、中間処理施設における仕分け作業等においても、臭い、粉じん等の問題が指摘されている。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ 仙台東道路の東側の地域では早くから地元建設協会を受け皿に、地域割をして農地・道路のガレキ撤去を進めていった。警察・消防が現場に拠点を持っていて、遺体が発見された都度確認していた。仙台のガレキ処理では、粉塵のみでなく、アスベストの恐れ、化学工場があるため化学薬品的な異臭もあって有害ガスも想定されたので、防塵マスク・不浸透性手袋のみでいいのかという危惧もあった。マスクも普通のサージカルマスクでなく国家検定品をしっかり顔に密着させるよう指導してきた。幸い、その関係の被害は聞いていない。昨年度、ガレキ撤去と解体工事で5人亡くなっている。重機の作業計画、転倒防止、作業半径内立ち入り禁止、有資格者の運転などの指導をしてきた。[資料 1-2]
- ・ 有料でガレキを引き取って、市町村がガレキを無料受け入れしているところに持って行って利益 を得る業者もいたらしい。自治体が重層下請を禁止していても、実質は3次4次下請けが入ってく るような例もある。[資料1-2]

- ・ (大船渡では)ジョイントベンチャーが受注したガレキの仕分けをする作業場 (プラント)の求 人は建設会社からガレキ撤去作業員として出ている。[資料 1-14]
- ・ (石巻では)がれき処理のスポットの仕事がある。がれき処理は一次仮置き場までは市が、二次 仮置き場は県が原則。そこから「がれきプラント」(石巻管内は 1 箇所)への運び込み、手選別を含む選別処理、焼却処理、最終処分場への運び出し等は委託を受けたジョイントベンチャーが行っている。ジョイントベンチャーでは 1 日当たり 1,250 人の雇用見込みと言われていたが、実際に求人が出てきたのは 200 人弱で、主に男性により充足している。粉塵や匂いがひどく、夏場に離職が多かった。冬場も寒さから離職が多いだろう。この雇用も 2013 年 12 月までの予定。[資料 1-15]

(7) 販売職・小売業等の消費関連求人と求職者の動向

- ・ 表 2-1 で見たように、被災地沿岸では多くの小売店舗等が津波で被災し、水産食料品製造業、建設業等と並んで多くの労災死傷者を出している。しかし、震災後、被災地では、毀損した日用品や衣類等の買い替え需要が発生した。また、復旧・復興のために入り込んだ人員による消費需要を含め、復旧・復興に伴う支出・投資全般に連動して消費需要が喚起されるなど、小売業にとっては追い風になるような事態が生じたと言えよう。このような中で、仮設店舗での地元商店の再開や大型店・コンビニ等の再開・展開が進み、2012 年 2 月ごろには被災地の小売業における求人難についても報道がされるようになった。
- ・ しかしながら、地場の商店主が集まって再開した仮設店舗などは、大型店やコンビニエンスストアとの厳しい競争にさらされているとの指摘もある。津波浸水域におけるスーパー営業店舗数の回復が遅れているという指摘(平成 24 年度年次経済財政報告 内閣府)もある。

また、現状の景気は復興需要との連動性が強いと思われるだけに、今後については不透明な要素もあると考えられるが、石巻所の小売業の雇用保険被保険者は、2012年7月の段階で震災前と同水準に戻ったところ(2011年2月:3254人、2012年7月:3252人)である(図3-2-1)。

・ 以下では、これら販売職・小売業の状況とあわせて、同様に復興需要との連動性が強いと思われる調理・接客関係の求人・求職者の動向も見てみたい。

≪新聞報道等より≫

2011年5月5日 盛岡タイムス:高台に商店街形成 陸前高田で開店ラッシュ

5月14日 朝日新聞:仮設住宅より 生活再建 店続々と 仮設店舗へバス巡回 陸前高田

5月16日 読売新聞:岩手県沿岸市町村 仮設商店街相次ぎ開設 宮古市田老では仮設住居入居に合わ

せテントで 陸前高田ではプレハブ店舗

- 6月 4日 日本経済新聞:岩手・宮城の地元スーパー 被災店舗網再建に動く マイヤ、大船渡に年内新店
- 6月 4日 河北新報:商い復興へ熱気こもる 岩手・山田 仮設テントで9店舗が再開
- 6月16日 日本経済新聞:東北 復興消費広がる 百貨店・スーパー 5月売上高1~5割増 家具・家電など買い替え需要 品揃えを拡充
- 8月14日 岩手日報:相次ぐ本県津波浸水区域への店舗再建 「行政決定待てない」事業主らやむを得ず 制限する条例なし 理解示す自治体も
- 8月17日 岩手日報:プレハブ式の仮設コンビニ 初の24時間営業 陸前高田に明日開店
- 8月23日 河北新報:宮古市、店の修繕補助(県事業)を拡充 独自策 地元事業主後押し
- 8月27日 朝日新聞:釜石に仮設店舗完成 中小企業基盤整備機構(無償支援)による県内第1号
- 9月 2日 盛岡タイムス:天神町に仮設店舗完成 釜石復興の足がかりに
- 9月 7日 河北新報:被災3県 コンビニ出店加速 復興需要取り込み懸命
- 9月15日 岩手日報:県内被災地の仮設店舗に秋風 大型店やコンビニエンスストア再開で客が流出 屋外テントや品揃え不足 苦境の中で奮闘
- 9月24日 読売新聞:コンテナで仮設商店街 陸前高田地元企業などが運営会社 地域の雇用創出狙う
- 9月26日 岩手日報: 待望 仮設店舗で再出発 宮古・田老「たろちゃんハウス」 開店 「テント販売」 から前進 被災22店主 決意新た
- 9月28日 盛岡タイムス:マイヤ (大船渡の地元スーパー) が大船渡駅近くで来年6月開店目指す
 ・ 震災直後離職を余儀なくされていた従業員約200名の再雇用も進む。新た
 に新規高卒者の採用も検討している。
- 10月6日 岩手日報:大船渡・陸前高田でイオン、仮設店舗開設へ 年内予定、移動販売も 雇用来春までに 100~200 人
- 12月 8日 朝日新聞: 町に灯ともす屋台村 大船渡駅近く仮設店舗20店20日オープン 被災店主に当 面無償貸し出し
- 1月 7日 岩手日報:小売店売上高前年比8ヶ月連続増 県内、復興需要続く 出店加速、競争激化も
 - ・ 復興需要の取り込みを図ろうとスーパーなどの動きが活発化。津波で多数の店舗が損壊、流出した沿岸は営業再開や新規出店が加速している。
- 2月 1日 朝日新聞 被災地広がる求人難 建設に加え小売も
 - ・ ョークベニマル石巻中里店は昨年 11 月の新規開店からパートを募るが、年明け に初めて応募が来た。・・・店長は「給付切れを見越した人たちが動き始めている」

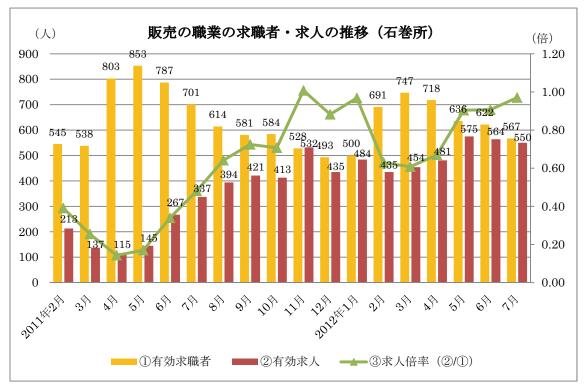
ア 販売職の求職者・求人の動向

・ 図 3-17-1・図 3-17-2 に販売職の求人・求職者の状況を掲げた。石巻は都市規模・消費規模が大きかったこともあり、販売職や調理・接客・給仕の職業はもともと

就業者や求職者が多い職種だった。石巻所でも大船渡所でも、震災後これら職種の求職者が激増しており、震災で休廃業に追い込まれた店舗が多かったことを示している。しかし、復旧・復興需要に支えられた消費の伸びに伴い、2011年度内は求人が順調に増加し、求職者も徐々に吸収されている。

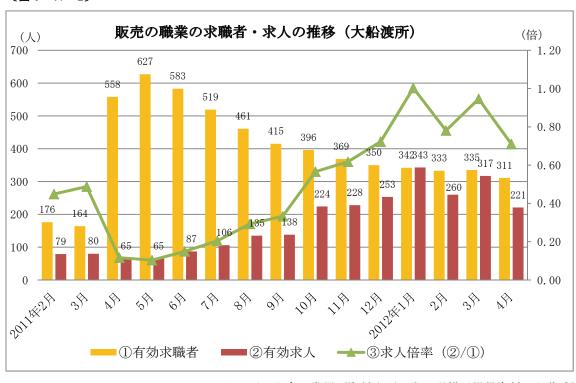
・ 石巻所では 2012 年 2 月ごろから求職者数が再度増加するが、これは水産加工の場合と同様に休業給付の受給者が広域延長給付に入るに際しての求職申込や、年度末に基金事業の期間雇用の終了・更新時期を迎えたこと((5) ア参照)に加え、新卒未内定者や年度末退職者の求職登録等で求職者が増加したものと見られる。

[図3-17-1]



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図3-17-2]

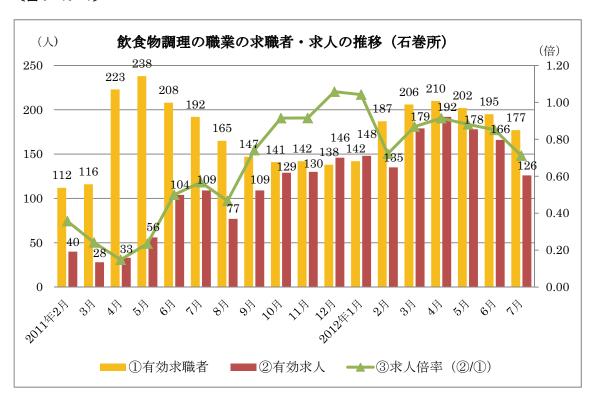


※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

イ 調理及び接客職種の求職者と求人の動向

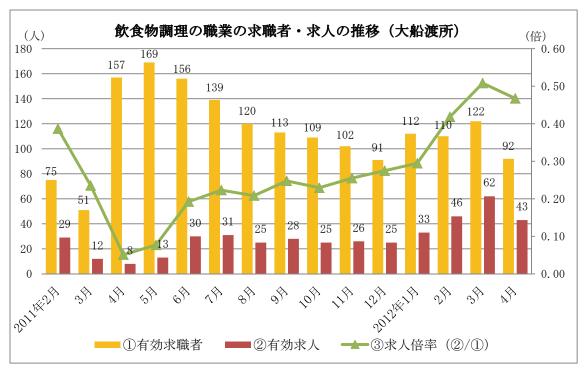
- ・ 図 3-18-1・図 3-18-2 と図 3-19-1・図 3-19-2 に、販売職と同様に復興需要との関連が強いと考えられる調理及び接客職種の求職者と求人の推移を掲げた。
- ・ 基本的な傾向は販売職と似ており、震災直後の求職者の伸びが著しいのは、震災で休廃業に追い込まれた事業所が多かったことを示している。しかし、復旧・復興需要に支えられた消費の伸びに伴い、2011年度内は求人が順調に増加し、求職者も徐々に吸収されている。この点は特に石巻で顕著であり、石巻が広域的な復興作業の拠点となっており、入り込み者も多く消費需要が活発であることがうかがえる。

[図 3-18-1]



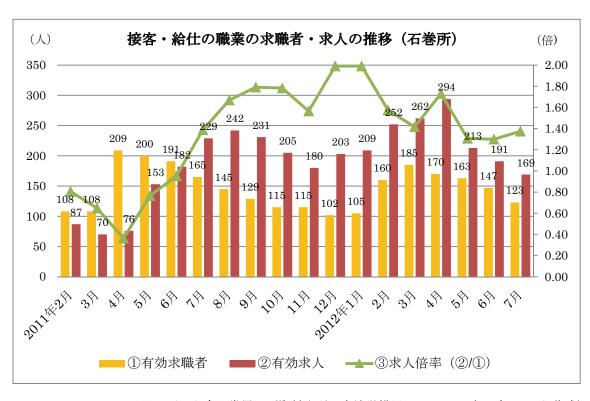
※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図 3-18-2]



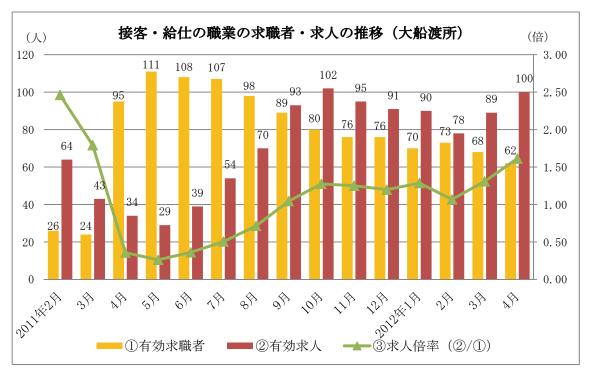
※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

〔図3-19-1〕



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図 3-19-2]



※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

(8) 介護・福祉関係の求人・求職者の動向

- ・ 今回の震災では、介護・福祉関係の事業所も大きな被害を受けた。表 2-1 にあるように、宮城県の場合、震災による労災死亡者は、介護・福祉関係を含む「医療衛生業」において 119 人であり、水産食料品製造業の 122 人、道路貨物運送業の 113 人、卸・小売業の 94 人、建設業 91 人と並んで最多の業種の一つになっている。
- ・ また、下の新聞記事でもわかるように、使用不能になった施設も多く、避難の長期 化とともに要介護申請が急増し、施設の定員オーバーが続く一方、被災を契機として 他地域に移転する施設職員が出るなど、介護労働をめぐる状況は大きく変化した。こ のような中で図 3-2-1 で見たように、石巻所では福祉・介護関係の雇用保険被保険 者数は震災前よりも大幅に増加している(石巻所管内の社会保険・社会福祉・介護事 業の雇用保険被保険者数は、2011 年 2 月: 2,288 人⇒2012 年 7 月: 2,755 人、467 人・20.4%の増)。
- ・ 被災地でも、震災前から介護職種については恒常的な人手不足があったと言われているが、震災によりどのような経過をたどったかを新聞記事、数値指標等から見てみたい。

≪新聞報道等より≫

2011年3月28日 河北新報:高齢者ケア限界 岩手の避難所 支援人員不足疲労感漂う「専用施設必要」

の声も

- 5月 1日 岩手日報:岩手宮城の老人福祉施設 52カ所使用不能 立地条件見直し必至
 - ・ 助かった入所者は避難所やほかの施設でケアを受けているが、避難所では十分 な介護が受けられず、別の施設に移った場合でも定員オーバーにあるなど介護条 件は次第に悪くなっているという。
- 5月 8日 読売新聞:認知症、震災で悪化 施設から避難 ストレス募る 「帰る、帰る」徘徊や大声 原 発事故で転々
- 5月17日 朝日新聞:要介護申請 被災地急増 長期避難 心身むしばむ
 - ・ 避難生活に入って動かなくなったり、人とのかかわりが減ったりすることで引き起こされる「生活不活発病」が主な原因
- 5月22日 朝日新聞:押し寄せた避難者 施設の環境一変 お年寄り 笑顔消えた (老人介護施設)
- 6月 4日 河北新報: 大船渡の NPO が福祉避難所 寄り添い介護 安らぐ高齢者 看護師ら 24 時間支援
- 6月12日 読売新聞:被災地ベッド不足深刻 がんでも避難所暮らし
- 6月27日 盛岡タイムス:ケアする側の心のケアも 大槌町の老人施設訪ねる

被災職員に2重の現実 やむなく離職も

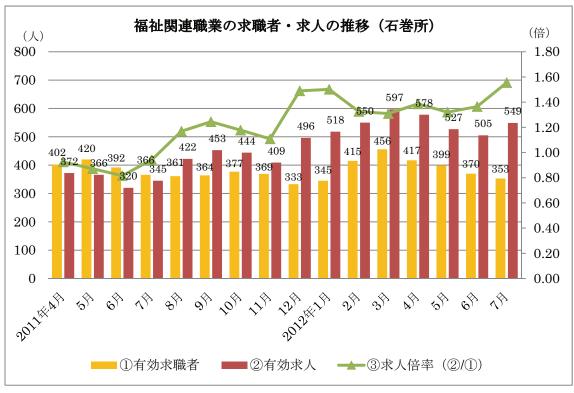
- ・ 施設として最も課題となったのは自宅が被災するなどして内陸や県外に移転し、 退職を余儀なくされた職員が出たことだった。同施設では現在約 10 人の介護職員 を新たに採用して職員数自体は足りている。
- ・ 震災直後、自宅が被災し同施設に宿泊しながら勤務する職員が 20~30 人いた。 24 時間勤務して 24 時間休んでということが 1 か月半くらい続いたという。家族 の安否がわからず休みの日には避難所や安置所を回っていた職員もいた。
- 8月18日 産経新聞:被災地介護施設は満杯 仮設で世話困難 家族の心折れ
 - ・ 岩手・宮城両県の被災地で、介護保険施設の定員オーバーが続いている。仮設 住宅での高齢者介護が困難になったり、家族の被災で引き取り手がいなくなるな どの理由で施設への入所者が増加しているため。
- 10月 3日 河北新報:仮設で在宅困難、介護施設に殺到 沿岸部半数が定員超過、受け入れ側も限界
 - ・ 「仮設住宅は介護るには狭いし、周囲も気になるのでストレスがたまる」 「家 が残っても仕事を失い、生活再建で精一杯な家族もいる」
- 11月8日 毎日新聞:特養再開望む住民 全壊した大船渡「さんりくの園」国の補助金めどなく
 - ・ 高台に拠点を移し、8月からデイサービスや訪問介護を再開したが震災後に認知 症進行したお年寄りも目立つ。
- 12月30日 盛岡タイムス:被災医療期間88%が再開 東日本大震災 全県2割相当が打撃 全壊や半壊 沿岸部に集中
 - ・ 被災した医療機関など 418 カ所のうち 12 月初めまでに自院や仮設で保険診療や 調剤業務を再開したのは 368 カ所で 88%。被災した医科・歯科施設は 354 カ所。

このうち全壊 72 カ所大規模半壊 16 カ所、半壊 10 カ所の計 98 カ所。自院での再開は 280 カ所、仮設で再開したのは 44 ケ所。

≪職員ヒアリング記録より≫

- ・ 社会保険・社会福祉・介護事業 (の石巻所の雇用保険被保険者数の増加) については、もともと人 手不足だったので、広範囲に失業者を吸収したと考えられるほか、社会福祉協議会の仮設住宅訪問支 援員などの採用も一因となっている [資料 1-15]
- ・ 図 3-20-1、図 3-20-2 に石巻所と大船渡所の福祉関連職種(介護関係含む)の 求職者と求人の推移を掲げた。
- ・ 石巻所については、「福祉関連」職種としての元データが 2011 年 4 月分以降分のみになっているが、この職種区分に近いと思われる社会福祉専門職とホームヘルパー等をあわせた数値によってこれ以前について見ると、2011年 2 月の求人倍率は 0.83 倍、3 月は 0.76 倍であり、震災の前後でそれほどの変化はない。資料 1-15 でも、石巻の水産加工従業員について「生活ができれば介護のような職種には行かないだろう」と言われており、また、石巻所管内では震災で離職を余儀なくされた福祉関係職員があまり多くなかったためか、震災前後で大幅に需給関係が変化することはなかった。ただし、高齢者の避難生活が長引くことによる要介護者の増加は上記新聞報道のとおりであり、求人は増加している。その中には、上記ヒアリング記録にある社会福祉協議会の仮設住宅訪問支援員の求人も含まれている。
- ・ 一方で、大船渡所では、震災後の求職者の大幅増が特徴的である。これは、大船渡 では特養ホームが津波で被災し大きな被害が出るなど、使用不能になった施設があり、 そこからの離職者などがあったものと考えられる。
 - ※ 福島の相双地区では、介護労働者や看護師に対するニーズが高まっている一方で、もともとの介護労働者・看護師が原発事故の影響等で転出しており、人手不足が深刻になっている。このため、社会福祉協議会が仲介して、他地域の介護スタッフを応援派遣する仕組みを作ったり、ハローワークが看護職種の求職者に声をかけるなどして、ニーズの充足に努めている。

[図3-20-1]



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図3-20-2]



※ パート含む常用(資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

(9) その他の産業・職業の求人・求職者の動向について

ここでは、その他の産業の状況についてみるとともに、産業横断的な職種である運送関係職種、事務関係職種の求職者・求人の状況をとりあげたい。

ア その他の産業の状況について

・ 下記の新聞報道では、岩手県内を中心とした状況を掲げているが、ここから浮き彫りになっているのは①被災県内陸部の自動車関連産業等の回復力の強さ、②沿岸部も含めたコールセンター等の進出、③被災地(支援)ブランドに対する追い風、④復興事業に伴う入り込みが一巡した後に不安を残す観光産業、などである。

≪新聞報道等より≫

2011年4月5日 河北新報:かもめの玉子4日から大船渡の工場再稼働

4月11日 読売新聞:大船渡 食品製造再開も

- ・ 大船渡商工会議所の会頭は、「(かもめの玉子の製造を) いち早く再開させたのは、復興の機運を高めるため。大船渡の産業が元の状態に近づくためには、国のスピーディな支援が必要だ」
- 4月14日 日本経済新聞:トヨタ (関東自動車岩岩手工場、セントラル自動車宮城工場) 18日から生産 再開 東北の部品工場 (グループ工場) も再開 当初5割程度の生産で
- 4月24日 岩手日報:工場再開動き加速 県内 被災者の雇用創出も
- 4月16日 岩手日報:求む農作業の働き手 県内陸部の農家 被災者受け入れ検討
 - ・ 岩手町では15日、同町などの農家による就職面接会が開かれた。就農支援機関では被災者対象の求人も始まり、農業による支援の輪が広がっている。
- 5月11日 日本経済新聞: 大手電機各社 東北の拠点 生産徐々に 地元波及効果に期待 フル操業・部材調達は課題
- 6月2日 岩手日報:関東自動車岩手工場 期間従業員100人を募集 今後数百人追加も 被災事業所に無償工場 花巻市が貸し出し 県内外、業種問わず
- 6月 8日 読売新聞:関東自動車岩手工場 期間従業員 100 人募集 稼働率回復で
- 6月11日 読売新聞:被災工場 進む復旧 日産いわき工場は今月中に生産正常化 ルネサス那珂工場は取引先からのべ8万人の復旧作業支援を受けて生産再開
 - ・ トヨタ系の関東自動車岩手工場・セントラル自動車宮城工場も 9 割の生産を開 始。取引先工場を借りて生産再開する企業も
- 6月14日 岩手日報:県産品に善意の追い風 全国から注文殺到 企業フル回転、県も連携
- 6月22日 岩手日報:震災余波拡大 本県観光に影 県協会推計 例年の3~4割に 雇用の維持が最大の課題 行政支援求める声も
 - ・ 被災者が仮設住宅に移り復興支援関係者もいなくなった後の先行き不安

- 7月 8日 河北新報:酒田市、避難者らの営農支援 農地借り上げ料など補助
- 7月31日 河北新報:縫製工場に食堂、被災者らが運営 宮城・南三陸町
- 8月27日 岩手日報:職探し答えは『農』 紫波町農林公社 失業者を研修生に
 - ・ 国の緊急雇用創出事業を活用し、県内の失業者を研修生として町内の農業法人で受け入れ。公共職業安定所を通じて求人。
- 10月 5日 朝日新聞: JR 存続揺れる大船渡 市は復旧前提に復興策 住民ら廃止求める声 費用負担の 問題も
- 10月20日 岩手日報:釜石 SMC (空気圧機器メーカー) 工場増設 鋳造部門強化 被災地の雇用拡大期 待
- 11月 4日 岩手日報:大船渡の太平洋セメント生産再開 地域経済振興へ弾み がれき焼却灰活用
- 11月28日 岩手日報:大船渡の工場被災した北日本プライウッド(合板製造)再開断念全127人解雇へ
 - ・ 再建費用多額にのぼること、防潮堤等設置後も浸水の懸念
 - ・ 県産材の活用拠点だったことから林業界に影響も
 - ・ 従業員は気仙地区在住の男性がほとんど
- 12月 4日 朝日新聞:雇用を創り街を元気に 工場進出や本社移転 コールセンター続々
 - ・ 被災地では、準備期間が短くて済み、多くの雇用を生み出すコールセンターの 開設計画が相次ぐ。
- 12月15日 岩手日報:トヨタ東日本 岩手は主カ工場 開発拠点を強化 本社・部品調達は宮城
- 12月17日 岩手日報:どうする被災農家再就農 多額投資必要で苦悩 県、組織化意向調査へ
- 2012年1月12日 岩手日報:女性の農村起業 県、沿岸の支援強化 県内増加傾向 雇用創出狙う
 - ・ 岩手県内で農林水産物の食品加工や販売などを行う女性の農村起業経営体が 2010年度は過去最高の421件。産直施設やインターネット販売の普及などを背景 に、個人経営数の伸びが大きい。県も支援を強化し被災地の産業創出の1つの起 爆剤にする考え。
- 1月26日 岩手日報:陸前高田 ワタミタクショク 受付センター(コールセンター)完成 67人採用、来月から営業
- 2月 5日 岩手日報: クリーニング店一丸再興 気仙2市4業者の仮設工場 機械無償で借り(大船渡・ 陸前高田)
- 2月 6日 岩手日報:木材業者経営が悪化 復旧進まぬ被災合板工場 出荷先見つからず住宅資材の需要増も・・・

≪職員ヒアリング記録より≫

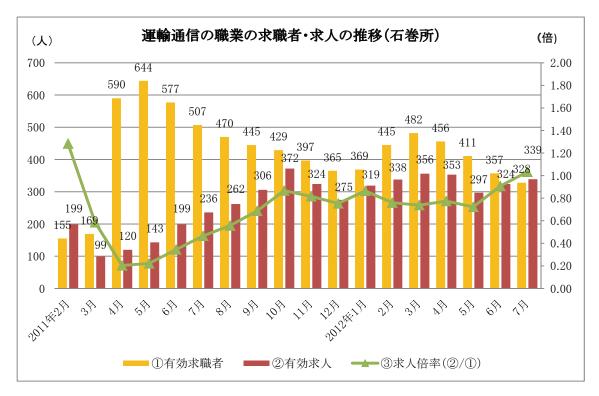
- 大船渡所管内の復旧・復興の状況〔資料 1-14〕
- ・ 陸前高田を含め、管内製造業の60~65%が動いている。従業員ベースで7割が戻っていると見ている。

- ・ 今後再開予定の企業が4社。そこでの再雇用が400人、新規雇用が2割の見込みだが、元の従業員数には届かない。販路の確保次第で数ヵ月後には元の人数になるかもしれない。販路については2年近くのブランクがどう影響するか。4社のうち2社は水産加工関係だが、元の場所でなく別の場所での再開。
- ・ 再開を断念しているのは合板の2社(メインバンクの決定で)。元従業員は180人。
- ・ 大手セメント会社とその関連 15 社は雇調金を活用して離職者出なかった。鉄鋼会社も雇調金を活用。
- ・ コールセンターが新たにできて 85 人を採用した。95%がパートで1日5時間勤務の最低賃金レベルだが、もともとの事務職希望者が多く行った。水産加工場の若い人も行ったかもしれない。
- ・ 復興需要を当て込んで神奈川から進出したコンクリート会社がある。
- 仙台所管内のコールセンター進出〔資料 1-18〕
 - ・ 被災地支援のための事業所進出もある。コールセンターが多い。新設コールセンターの 200 人の求人 の会社説明会を 2012 年 8 月に 3 回に分けて実施した。その他、180 人、50 人、30 人の規模のものなど があった。
- 平所管内の状況〔資料 1-12〕
 - ・ 日産(小名浜)やアルパインは復旧が早かったが、海岸部の石油化学コンビナートはまだ全部復活していない。 大力発電所も全面復旧していない。
 - ・ サプライチェーンでは、自動車用顔料を製造するメルク社小名浜工場の操業中断による自動車工場へ の影響など。
 - ・ 観光レジャー産業では、施設の被害と顧客からのキャンセルにより、事業を廃止又は休止する事業所が相次いだ。大型観光施設で750人の解雇が発生したが、基金事業を使って400人が再雇用されている。 4つのゴルフ場は廃業。雇用保険被保険者数は、2011年2月末の82,104人から、同年5月末の77,935人に4,169人減少した。
 - ・ 復興需要については、地場の中小企業は恩恵があるが、その中で勝ち組・負け組が分かれている場合 もある。たとえば、運輸の中でも、電気・機械関係の輸送はいいが、風評被害を受けている農産物関係 の輸送はよくないなど。

イ 運輸(自動車運転)職種の求職者と求人の動向

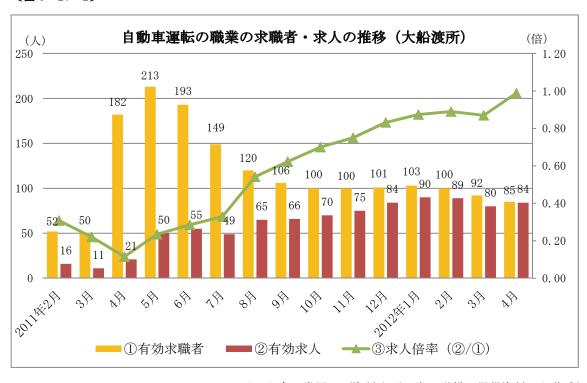
- ・ 図 3-21-1 と図 3-21-2 に石巻所と大船渡所の運輸(自動車運転)職種の求人・ 求職状況の推移を掲げた。石巻の方が広く「運輸通信の職業」となっているが、内訳 はほとんどが自動車運転手と言っていい。
- ・ 道路運送業は、津波の犠牲者も多く発生し(表 2-1)、震災後の求職者の増加も大きかった。自動車運転関係の職種は、被災地での工場再開、復興工事・復興消費などに伴う運送需要に支えられて求人も順調に増加したが、それに伴って求職者も吸収され、2012年秋ごろから求人は頭打ちになっているようである。

[図3-21-1]



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図3-21-2]

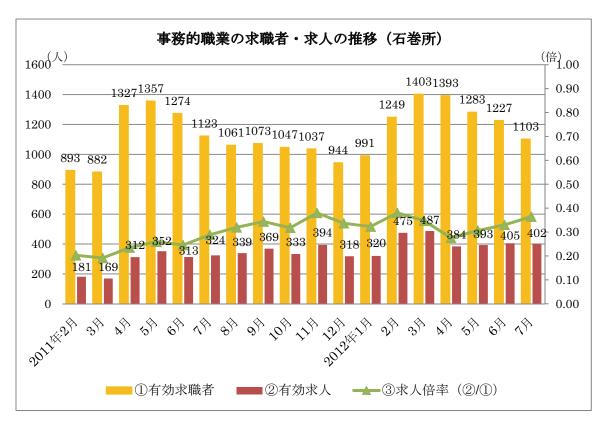


※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

ウ 事務系職種の求職者と求人の動向

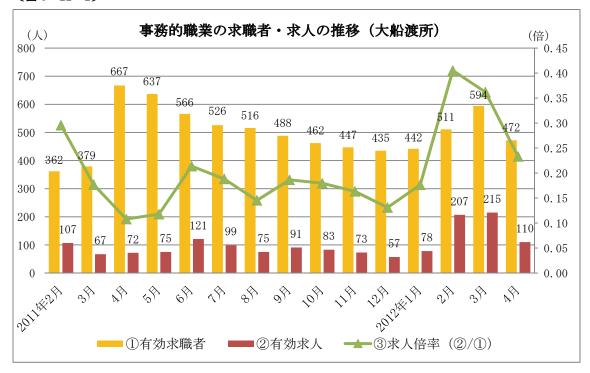
- ・ 図 3-22-1 と図 3-22-2 には事務系職種の求人・求職の状況を掲げた。
- ・ 事務職種はほとんどすべての産業に必要とされるが、求職者も多く、どのハローワークでも求職超過が常態である。津波被災地でも震災前後を通じて、そのような状態が変わっていないことがわかる。震災により求職者も増加しているが、震災後の求人の増加は、復旧・復興に伴うものと、基金事業の事務関係求人も影響していると考えられる。
- ・ 2012 年 2 月ごろから求職者数が再度増加するが、休業の場合の特例給付の受給者 が広域延長給付に入るに際しての求職申込や、年度末に基金事業等の期間雇用の終 了・更新時期を迎えたこと((5)のア参照)の他、新卒未内定者や年度末退職者の求職 登録等で求職者が増加したものと見られる。

[図 3-22-1]



※ パート含む常用 (資料出所:宮城労働局ホームページのデータから作成)

[図3-22-2]



※ パート含む常用 (資料出所:岩手労働局提供資料から作成)

(10) 仮設住宅と入居者の状況

- ・ 2011 年の夏ごろまでには、仮設住宅(借上げによる「みなし仮設住宅」を含む。)が ほぼ完成し、避難所が閉鎖されていった。また、仮設住宅の完成とともに、内陸の宿泊 施設等への避難(内陸移動)も終了している。
- ・ 仮設住宅を含め、住宅等に入居済みの避難者等は、2012 年 7 月 11 日時点での復興庁 の調べで全国に 327,195 人。このうち、岩手県内所在が 42,060 人、宮城県内所在が 126,724 人、福島県内所在が 100,096 人となっていた。
- ・ 仮設住宅は、避難所にくらべれば住環境の面でもプライバシーの面でも相当改善されているが、それでも回りに気を遣う必要はあり、また、あくまで「仮設」であって期限のある入居(※)なので、生活の本拠を得たというには遠い。また入居者アンケート(※※)では、住宅の再建についても、場所も含めて「まだ決められない」か、「集団移転参加」のような未だ具体性を持たない方向性の人が多かった。
 - ※ 仮設住宅の入居期限は原則 2 年間だが、2012 年 7 月の時点では、厚生労働省はこれを 1 年延長 し 3 年としている。その後は都道府県の要請で 1 年ごとに延長するかどうかを決めることになって いる。
 - ※※ 2012年3月11日朝日新聞より(仮設住宅で暮らす1033人への面接調査結果)
 - ・地震や津波で被災した自宅の再建の見通しは?

- ⇒「まだ決められない」: 30%、「集団移転に参加」: 25%、「自力で安全な場所に再建」: 17%、 「元の場所で再建・改修」: 14%、「再建はあきらめて土地を手放す」 6%
- ・(上記で「まだ決められない」、「再建はあきらめて土地を手放す」と答えた方に) 再建できない理由は?
 - ⇒「集団移転の候補地が決まらない」: 22%、「年齢的に新たにローンを組むのが難しい」: 17%、「土地の買い上げ価格がはっきりしない」: 14%、「2 重ローン」: 8%
- ・ また、平地の少ない地域の仮設住宅は、地元市町村内に設置できずに隣町に設置されているような例もあり、その場合、若い人などは仮設住宅の周辺やより繁華な都市に目が向く場合があるという指摘もある。
- ・ 仮設住宅については、高齢者等の孤立の問題が言われており、雇用創出基金事業など においても、仮設住宅運営を実施する場合に、高齢者家庭への見回り・声かけをメニュ ーに入れているケースが多い。
 - ※ 2012年3月11日朝日新聞より(同上)
 - ・「仮設住宅に入居後、孤独を感じることは」
 - \Rightarrow $\lceil 55 \rceil : 27\%, \lceil 57 \rceil : 73\%$
 - ・(上記で「ある」と答えた方に)「孤独を感じる理由は」(2つまで選択)
 - ⇒「以前住んでいた地域の人との交流がない」: 49%、「友人ができない」: 24%、「仕事がなく不安」: 24%、「ほとんど外出せず、誰かと話すことがない」: 20%、「家族を失った」: 11%、「病弱で今後に不安」: 9%
- ・ 仮設住宅入居者についても、既に年金生活(老齢年金、遺族年金)等に移行している 人がいる。また、次項でとりあげる義援金、弔慰金、生活再建支援金等を受けて預・貯 金があるので、生活保護の対象となる人は少ないが、義援金等による貯金を取り崩して いる人がこれらの枯渇に伴って生活に困窮するケースも出てくる恐れがある。
- ・ 入居者の就労に関しては、仮設住宅の入居条件は自宅の損壊の程度であって収入状態 が要件ではないので、地元の仮設住宅等で避難生活をしている人の中には従前の勤務先 に勤め続けている人や再開した勤務先に勤めている人も多いと考えられる。

しかし、既に(3)のイで見たとおり、地元で定職に就きたいが就けないでいる人、前の職場への復帰を待ち望みながらかなわない人、生活の本拠が定まらないこと等から定職に就ける環境にない人の中には、雇用創出基金事業や復旧・復興関係の建設・土木関係の「つなぎ仕事」に行っているケースが多く、仮設住宅においては、このような人の割合が高いと考えられる。

≪職員ヒアリング記録より≫

- 仙台所管内〔資料 1-18〕
 - ・ 仮設住宅相談も行っているが、相談件数は伸びない。働ける人はつなぎの仕事に行っている。

- 福島局管内〔資料 1-13〕
 - ・ 現状でも、避難中の人で、働く意思と能力があり働ける環境にある人は既に働いている。ただし、 避難中の人については、本人や事業所の方では、長期間就労に不安があるため、つなぎ就労もあるの が実態ではないか。基金事業や建設の期間求人に行く人も多い。
- ・ 復興需要が永続的なものでないことは明らかであるが、これら「つなぎ仕事」に行っている人の中に「つなぎ」の後を明確に予定できている人は少ないであろう。いずれ復興需要の減少・終息に伴い「つなぎ仕事」の場が枯渇していく中で、これらによって生計を維持してきた人も安定した就職という課題に改めて直面していくことになると考えられる。
- ・ また、2の(2)で見るように、仮設住宅には、復帰予定がない等で不安を訴えている水 産加工場の元従業員や、応募を繰り返しても採用されず気持ちが萎えてきている求職者、 ひきこもり、自暴自棄、アルコール依存などが心配される人もいる。

≪新聞報道等より≫

2011年5月11日 朝日新聞:仮設住宅より 震災2カ月 遠い安心 職失い・・・入居は2年まで 釜石

・ 震災後に解雇され、子と祖母と仮設住宅で暮らす女性「夜7時以降は本当に静か。テレビを見るのにも気をつかいます」「避難所にいる友達を考えると、ここに 住めるのは幸せ。でも、先行きを考えると不安でたまらない」

5月29日 岩手日報:被災者心のケア課題 仮設入居で孤立、うつ、酒類摂取増 高齢者へ影響大きく

・ 今後の生活への不安など厳しい現実に直面し、虚脱感に襲われる被災者が少なくないほか、仮設住宅への入居は「助け合ってきた避難所での集団生活から、突然一人に」という一種の落差も生む。増加傾向にあるのがアルコールの問題。酒類をコントロールできず、仮設住宅で一日中飲酒する人もいた。仮設住宅に入居した高齢者がそれまでのつながりや楽しみを失って閉じこもりがちになったり、避難所に戻るケースも報告されているという。

6月12日 毎日新聞:仮設の配給打ち切り(陸前高田) 入居者平穏遠く

6月21日 毎日新聞:仮設住宅 今日で全戸着工(岩手県内)1万3835戸 完成遅れ来月20日に

6月23日 日本経済新聞:仮設 仕様に難あり敬遠 立地・プライバシーに不満 壁薄く、交通不便 入居率依然56% / 避難者は11万人 半月で1.2万人減

8月12日 河北新報:仮設住宅が全戸完成 岩手県 今後は寒さ対策着手

8月17日 読売新聞: 県境越え仮設 応募1割 宮城・気仙沼市が岩手一関市に建設の 320 戸浜まで1時間「漁出られぬ」

8月30日 岩手日報:釜石 仮設受託入居完了

8月31日 岩手日報:県の仮設入居者アンケート 「移転し持ち家」46%

・ 今後希望する居住形態について、高台などへの移転による持ち家の新たな購入 と回答した世帯が46%、公営住宅が20.1%、自宅の現在地での改修・再建が11.4%。 仮設住宅については、42.1%が「おおむね満足」。

9月 1日 岩手日報: 県内の避難所すべて閉鎖 住民、仮設に引越し

・ 県総合防災課によると、震災による県内の最大避難者数は3月13日時点の5万4429人(在宅含む)。最大で399カ所の避難所が設置された。

9月 2日 岩手日報: 仮設の高齢者憩う場 大槌に支援センター 交流促進、孤立を防止

9月 4日 産経新聞:岩手の仮設はや冬支度 厳しい寒さしのげるか不安 被災者孤立せぬようネット 創り急ぐ

9月10日 岩手日報: 仮設住宅の生活支援相談員84名増員へ 仮設住宅生活者の支援に向け県などが連携を図る連絡会議の初会合開催

≪職員ヒアリング記録より≫

- 大船渡所管内〔資料 1-14〕
 - ・ 大船渡管内の仮設住宅は 91 箇所 4072 世帯。2011 年 7~8 月に入居。そこから再開した会社に通っているが、たとえば 1 家に 3 台あった自動車が仮設住宅では一家に一台になっており、1 人が通勤に使うと他の家族が使えない。水産加工では送迎しているところもある。
 - ・ 生活保護は沿岸部では増えていない。義援金配分や弔慰金・生活再建支援金の影響だろう。

○ 石巻所管内〔資料 1-15〕

- ・ 石巻では、南三陸町などと違い平地が広がっており、市内に仮設住宅を建てる場所があったので、仮設に住んでいる人が他地域を志向するということはない。自衛隊が駐屯していたときは空き地に自衛隊がいて、その後に仮設を建てたので、工事の開始・完成が遅く、避難所閉鎖が遅れた。避難所の時はもっと内陸(他の市町村)にも避難していたが、仮設住宅ができて戻ってきた人も多い。
- ・ 仮設に住んでいる人は、将来住む場所が決まっていない。どこに家を建てられるかわからないし、今 の土地・家屋をいくらで買い上げてもらえるかわからない。そのことが雇用にも影響している。今の仮 設入居のままで仕事を決めても、将来どうなるかわからない。
- ・ また、仮設入居者は被災したことに伴って仮設に入居したことにより、家族構成が変化して働ける環境でなくなった人がいる。たとえば、祖父母と同居になったので、その世話をしなければならなくなった、子供の面倒を見てくれていた祖父母と別居になったので、自分で子供の面倒を見なければならなくなった、など。
- ・ 仮設住宅では、駐車スペースの制限もあって車が1台しか置けず、一人しか車通勤できないというケースもある。

・ 仮設住宅入居者も、生活再建支援金、弔慰金、義援金等が入り貯金が増えて生活保護が減った。これ から貯金が減ってくると生活保護も増えるのではないか。生活保護受給者の数字もそろそろ底をうって いる感じ。

※ 石巻所管内応急仮設住宅入居状況(平成24年9月1日現在)

· 石巻市 : 団地数 134、入居戸数 7,094、入居人数 16,523 人

· 東松島市:団地数 21、入居戸数 1,727、入居人数 4,235 人

· 女川町 : 団地数 30、入居戸数 1,271、入居人数 3,071 人

○ 気仙沼所管内〔資料 1-16〕

- ・ 仮設住宅で車が 1 台しかない (ので女性が働きに出られない) という点については、いざとなれば乗 合でも通勤するのではないか。
- ・ 義援金、生活再建支援金、弔慰金等については、それらによる就労抑制効果はあると思う。雇用保険 が切れても働かない人は多い。仕事をしない生活に慣れてしまったという面もあるが、就職の必要が切 迫していない人もいるかもしれない。
- ・ 気仙沼市では仮設住宅が市内にあるが、同じ気仙沼所管内でも南三陸町では隣接する登米市の仮設住 宅に集団で行っている人が多い。これらの人は南三陸町内の復興住宅(建つまでにあと 2 年ぐらいかか る)入居を希望しているようだ。
 - ※ これらの人は、すでに生活の基盤が登米市の方に移っていて、今後も(しごと面はともかく)生活は登米市の方を向いたままになるのではないかとの声もある。

(11) 生活再建支援金・弔慰金・義援金・東京電力賠償金等の状況

- ・ 被災地の離職者・休業者の多くが雇用保険(特例措置を含む)の給付によって当面の 生計を維持したことは、これまでに述べてきたとおりであるが、これらの人々が受ける ことができたその他の給付制度等についても記述しておくことは、状況をより全体的に 理解するために重要であろう。
- ・ これらの給付制度等は、就職できないまま雇用保険給付が切れた被災者や自営等で雇用保険の被保険者でなかったために雇用保険給付が受けられない被災者が、当面の生計の手段として期待できたという点で重要であるとともに、もともと就労の必要性や意欲がそれほど高くなかった労働者を中心として、これらの状況が就労意欲に影響を及ぼす側面も持つと考えられる。
- ・ なお、一時期、雇用保険の延長給付が切れるに伴い生活保護受給者が増加する懸念が 報道されていたが、これらの給付制度等や、それによって増加した貯蓄が緩和剤になっ て増加しなかった(むしろ少なかった)という面がある。しかし、これらが枯渇・終了 した際の就労の必要性や生活保護対象となる可能性を指摘する声もある。
- なお、仮設住宅入居者に、これらを受給している人の割合が高いことも容易に推測で

きる。

・ 以下に、これらの支給条件、金額等の概要や、関係報道を紹介しておく(震災直後に関しては、第2章の1の(2)のアの②参照。)。

≪支給等の概要≫

- ① 生活再建支援金:被災世帯に対し、世帯規模や住宅の被害程度に応じた37.5万円~100万円の基礎支援金と、世帯規模や住宅の再建方法に応じた加算支援金37.5万円~200万円が支給される(被災者生活再建支援法)。
- ② 災害弔慰金:災害で亡くなった方の遺族に、生計を維持していた方が亡くなった場合には500万円、それ以外の方が亡くなった場合には250万円が支給される(災害弔慰金等の支給に関する法律)。
- ③ 義援金:自治体によって配分額等が異なるようだが、たとえば石巻市の場合、死亡者・行方不明者について 111.5 万円、住宅全壊について 101.5 万円、その他障害や住宅被害等に応じた額が、2012 年 9 月までに配分されている。
- ④ 東京電力賠償金:
 - a) 政府の避難指示等により避難した方(地域で言うと、避難指示区域(警戒区域)、計画的避難区域、緊急時避難準備区域などの居住者)について、避難生活に係る精神的損害に対する賠償(2011年8月まで1人月額5万円、同年9月以降月額10~12万円)、就労不能等に関する損害(減収分。ただし、2012年3月からの期間については、月額50万円までの勤労収入は控除せず、月額50万円を超えた部分のみ控除)など。なお、精神的損害や就労不能損害について、2012年9月の第5回請求書類から新たに包括請求方式を選択できるようにしている。
 - b) それ以外の自主的避難者については、18歳以下及び妊娠中の避難者について 1人当たり 40万円など
 - ※ この対象者については、避難指示により避難生活を余儀なくされ続けているケースのほか、避難指示は解除されている区域であっても子供に対する放射能の影響等を心配して帰らないケース、親の世代は帰りたいが、孫を抱えた子供の世代は帰りたくないケースなど、今後の生活の本拠をどこに定めるか決めることができない状況に置かれている場合が多いとの指摘がある〔資料 1-10、1-13〕。
- ⑤ 公的年金(老齢年金、遺族年金、労災年金):
 - 60 歳前半層では、併給調整されていた雇用保険が切れることで自らの老齢年 金の権利が発生する人がいる。
 - ・ また、国民年金に加入中の方が亡くなった時、その人によって生計を維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)のいる妻」

又は「(同様の年齢要件の)子」に遺族基礎年金が支給される。老齢基礎年金を受けられる加入期間のある方が国民年金からいずれの年金も受けないで亡くなったときは、残された妻に寡婦年金が支払われる。寡婦年金は 10 年以上結婚していた妻に 60 歳から 65 歳になるまで支払われる。

厚生年金に加入中の人が亡くなった時(加入中の傷病がもとで初診日から 5年以内に亡くなった時)、その方によって生計を維持されていた遺族(1.配偶者または子、2.父母、3.孫、4.祖父母の中で優先順位の高い方)に遺族厚生年金が支給される。厚生年金保険から老齢厚生年金を受けている方が亡くなったときは、亡くなった方に生活を支えられていた遺族は、遺族厚生年金を受けることができる。妻は年齢に関係なく遺族となるが、子供や孫は 18歳に到達した以後の最初の 3月 31日を過ぎていないか、20歳未満で 1級または 2級の障害の程度であること、夫、父母、祖父母は 55歳以上であることが必要。[※日本年金機構ホームページより]。

- なお、既に述べたとおり、被災3県では労災保険の遺族給付の支給決定件数は、2012年3月22日までに2,032件だった。
- ⑥ 生活復興支援資金貸付:
 - ・ 2011年7月下旬から受付を開始した社会福祉協議会を窓口とする貸付制度。
 - ・ 要件は、被災世帯であり、かつ低所得であること。
 - ・ 貸付限度額は、月20万円×6か月(単身世帯は月15万円)のほか、生活再 建費として80万円以内、住宅補修費として250万円以内。

≪新聞報道等より≫

2011年4月13日 岩手日報:避難所出ても生活費不安 雇用促進住宅や仮設入居者 食料は支援対象外

・ プライバシーが確保された生活を喜ぶ人が多い一方、生活用品の購入、光熱費 や食費など金銭面の負担や生活再建への不安は根強い。災害救助法では仮設住宅 の入居者への食料配給などは対象外になっているが、市町村もどこまで支援すべ きか頭を悩ませている。

4月14日 岩手日報:生活再建 義援金が糧 県内被災者に早期支給求める声 被害受け事務困難な自治 体も

5月10日 岩手日報:「生活の糧」義援金に列 大槌で申請開始 1日100人枠に殺到 町、事務限界と制限

5月14日 日本経済新聞:義援金いつ手元に 手続き遅れ底つく所持金 自治体独自給付も

5月22日 読売新聞:義援金支給3割 被災3県 宮城わずか5% 戸籍流出、職員被災 手続き進まず 「貯金が底をつく」被災者悲鳴 家屋被害調査にも時間 「10万でも20万でも早く出して」商売再建や食費、衣類・・・出費絶えぬ被災者

- ・ 避難所で食費はかからないものの、衣類やガソリン代で出費は絶えず、一方、 仮設住宅に入ると食費や光熱費を負担しなければならない。
- 6月 7日 日本経済新聞:義援金一括比例配分方式に これで県への送金迅速化するが、市町村の人で 不足で被災者配分には時間要する
- 6月11日 岩手日日:義援金 支給率にばらつき 岩手 47% 自治体で手続き工夫
- 6月11日 日本経済新聞:大震災3か月 「区切り」揺れる思い 「今後の生活考える時期」

遺族年金の相談会へ

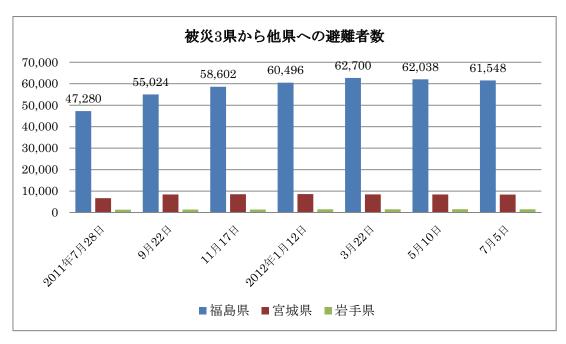
支援の軸足は生活再建へ 暮らしの質向上が課題に

- 6月12日 読売新聞: 弔慰金で揺れる不明8000人の家族 「死」受け入れ難く 「生活のためには」
- 6月18日 岩手日報:「出費かさむのに」避難生活の長期化想定した支援制度なく 義援金や生活再建支援金の支給は大幅遅れ
- 6月24日 岩手日日:生活復興支援資金 来月下旬から貸し付け 県、相談業務開始へ
- 8月6日 河北新報:義援金、総額3087億円に 被災者への支給まだ4割
- 8月24日 岩手日報:義援金支給まだ5割 被災の自治体任せ 負担増抜本策なく
- 8月25日 河北新報:生活再建支援金支給 体制増強し7~8月に急ピッチで進む 被災3県で73~91%の 支給率まで進捗
- 10月 6日 岩手日報:義援金支給 全国で計 2272 億円 (7割) が被災者に届いている。本県は8割 (253 億円)。被災都道府県厚労省調査で
- 10月30日 岩手日報:被災者生活再建支援金(加算支援金)申請期間延長を 住宅再建めど立たず 現行37ヶ月 県の柔軟対応必要

(12) 福島第一原子力発電所事故関係の避難者の状況

- ・ 福島第一原子力発電所事故に伴う原発周辺地域からの避難は、福島県内のみにとどまらず、東北・関東を中心に全国に及んだ。福島県からの県外避難者は下図のとおり、2012 年7月の時点でも6万人を超えている。
- ・ 県外避難者への支援については、第4章において、集団で埼玉県に避難した福島県双 葉町住民に対する支援の状況を中心に述べる。

[図3-23]



(資料出所:復興庁作成の「全国の避難者等の数」による)

- ※ 福島県からの3千人以上の避難者がいる都道府県は、多い順に山形、東京、新潟、埼玉、茨城、千葉となっている。
- ※※ 福島第一原発事故に伴う避難指示等の経過(2011年度中)については、3月11日の1号機の半径3km以内の住民への避難指示のほか、半径3kmから10km圏内の住民に対する「屋内退避」の指示が出された。12日には第一原発と第二原発から10km圏内の住民に避難指示の後、第一原発から20km圏内の住民に避難指示。15日に第一原発から30km圏内の住民に屋内退避指示。その後4月22日に、第一原発から20km圏内を「警戒区域」。20~30km圏内等を中心に「計画的避難区域」・「緊急時避難準備区域」(2011年9月30日解除)に指定。
- ・ 下表には、福島県内の避難者の状況を掲げた。多くの避難者が、少しでもよい環境を 求めて避難所を転々としていたと言われるが、ホテル・旅館等の 2 次避難所があった 2011 年 6 月ごろは、これら宿泊施設の多い会津地域に約 5 割が避難していた。その後 仮設住宅ができるようになると(賃貸住宅を「みなし仮設」とするよう措置も実施され た。)、中通り、浜通りまで戻る避難者の割合が増えたとのことである。

[表 3-6]

福島県内の避難者の状況

(2012年5月7日現在)

	浜通り(『	東部沿岸)	中通り (中部)				会津若松	計	
ハローワーク管轄区域	相双	平	福島	二本松	郡山	須賀川	白河	(西部)	日日
避難者数(人)	18,770	29,908	14,948	4,997	16,323	2,877	2,899	6,912	97,634

(資料出所:福島県災害対策本部調べから福島労働局が作成)

- ・ 福島原発事故に伴う避難者は、大別すると、
 - ① 政府の避難指示等(屋内退避指示を含む)により避難した人
 - ② それ以外の人(自主避難者)

に区分され、①の人は上記(11)で見たように、避難生活にかかる精神的損害や就労不能 損害に対する賠償金等が支払われている。

①の者の中に、避難指示が解除されている一部区域の居住者もいるが、除染の進捗との関係などもあり、帰還はあまり進んでいないとのこと(特に子供への放射能の影響を懸念する子育て世代などや若い世代)。また、帰還すると「避難」状態ではなくなるので、精神的損害や就労不能損害に対する賠償金は支払われなくなる。

- ・ 自主避難者の中には、子供・胎児への放射能の影響を避けようとする母子避難者が多く含まれており、県外では山形県などに多いと言われている。福島県内に残って働く父親が週末ごとに母子の避難先に行くことが習慣になっていると言われる。福島県では、このような母子避難者が県内の住宅を賃借する場合に県が家賃等を負担する制度も作っている。
- ・ 福島原発事故に伴う避難者(県内・県外)は、元の居住地の汚染(除染)状況が今後 どうなるか、東京電力の不動産賠償がどうなるかなど未確定の要素が特に多く、今後の 生活の本拠が定まりにくいため、とりわけ定職に就きづらい状況にあると言われる。働 ける人の場合には既に「つなぎ仕事」に行っている人が多いとも言われるが、表 3-5 で見たように、広域延長給付の終了時点で求職活動をしていない者の割合が岩手・宮城 より高くなっており、「つなぎ仕事」にも行っていない人、求職活動をしていない人が 他の被災地域より多くなっている可能性もある。

≪新聞報道等より≫

9月 6日 毎日新聞:被災3県失業7万人超 厚労省調査 困窮者続出懸念も 戻らない求人条件 失業手当でしのぐ求職者

「つなぎ仕事」で生きていくのか 福島将来像描けず

・ 福島の原発事故避難者「故郷とこちらとどちらに軸足を置けばいいのでしょう

か」「両親に介護が必要となれば南相馬へ戻らなければならない。定職を見つけて 福島に定住すべきか、南相馬へ戻れる日まで『つなぎの仕事』で生きていくべき なのか」

≪職員ヒアリング記録より≫

- 震災時の相双所管理課長 (現平所庶務課長)
 - ・ 福島は①津波で被災した人、②原発事故の影響を受けた人、③両方の人がいる。
 - ・ 5回くらい避難場所が変わっている人もいる。家族の人数が多いとより広いところを求める。
 - ・ 最初は避難所を転々としていて、旅館借り上げの措置ではじめて落ち着いた人が多かった。旅館借り上げがなくなり、今無料で入れるのは仮設住宅か民間アパートの借り上げ(みなし仮設住宅)。
 - ・ 原発警戒区域等からの避難者の人のうち、若い人は子供のことが第一なので戻りたくない。母子避難 もあり、土日に父親が会いにいく。年配の人は先祖代々の土地へのこだわりはある。楢葉町も来年から 除染が始まるが、まだ先行きがわからないので、生活の本拠をどこに置くのかの見通しも立たない。生 活・精神面を安定させないと就職に進めない。警戒区域等から近隣であるいわき市に避難している人も、 居候という意識の人が多い。
 - 東電からの不動産関係の賠償については、方向性は出たが、本格的な手続きは始まっていない。

○ 震災当時の福島局総務部長〔資料 1-11〕

- ・ 3月12日の夜に、避難区域から来た人が労働局に来てどうしたらいいか相談した人もいた。
- ・ 1次避難所は、体育館や大きなアリーナ中心。
- ・ 夏場から旅館・ホテルも OK になり、1 次避難所から多くの人が移った。会津若松周辺が多かったが、 冬になると雪が多いので、いわき市の仮設住宅などへ。
- ・ 30 キロ圏内の避難者については、東京電力から精神的賠償 (一人毎月 10 万円) +休業損失補償が出ている。これに雇用保険の給付も加わっていた。
- ・ 子供連れの人は県外へ出たい。

○ 震災当時の平所長〔資料 1-12〕

- ・ 2011 年 6 月ごろの段階で、緊急雇用創出基金事業による地方自治体からの求人が多数出されており、 復興事業に係る建設業からの求人も急増していた。原発関係の求人も多かった。さらにもともと人手不 足感があった医療・介護関係職種や生命保険等の営業関係職種の求人も増加していた。
- ・ これに対し、求職者については、原発による避難者等を中心にまだ将来的な居住地を決めかねている ため、臨時的な仕事を希望する人が多い。また、転職の場合においても、求人の職種が建設関係、介護 関係等に偏りがあり、免許資格や経験を必要とする職種が多いため、ミスマッチが拡大している。とい う状況だった。

- ・ そのころの新規高卒者については、震災・原発事故の影響により、県外就職希望者が 54%増加していた。
- ・ 落ち着いてきた後は、避難所には昼は動ける人おらず、出張相談の効果は疑問だった。
- ・ 4月にはハローワークで、避難して戻ってきたら解雇になっていたという相談も多かった。避難先の 市町村での対応・支援もまちまちだったようだ。
- ・ 移転費の相談もあった。雇用対策法の枠も少しあったが、「ハローワークの紹介で就職が決まっていることが必要」ということまで周知されていなかった。

○ 震災当時の郡山所長〔資料 1-13〕

- ・ 避難所は最初、体育館等が使われ炊き出しなどもしていた。出張相談では、仕事の話より雇用保険や 生活の相談中心だった。
- ・ その後、ホテル・旅館も使われるようになり、アパート借上げも加わり、仮設住宅もできてきた。仮 設住宅の出張相談では、体調不良で働けない人、年金受給者、高齢の人などからの相談が多かった。
- ・ 2012 年 5 月の県内避難者数は約 9 万 8 千人、県外避難者数は約 6 万人で合計約 15 万 8 千人。このうち、東電の賠償金の対象になっている福島第一原発から 30 キロ圏内の人口(約 14 万人)を除いた人たちは、30 キロ圏外に住んでいた子供のための自主避難者など。子供のための避難が長引くと、若者の減少が懸念される。
- ・ 30 キロ圏内の人については、避難中は月々の精神的損害の賠償や就労不能等に対する損害賠償は受けられるが、不動産関係の賠償が固まっていなかった。このため、生活基盤が固まらず求職活動に影響が出ている。これが一括精算となる動きがあるので、精算できれば宙に浮いている状態が解消され、生活基盤をどこに置くかも決まってきて、定職を求めるようになるのではないか。
- ・ 現状でも、避難中の人で、働く意思と能力があり働ける環境にある人は既に働いている。ただし、避難中の人については、本人や事業所の方では、長期間就労に不安があるため、つなぎ就労もあるのが実態ではないか。基金事業や建設の期間求人に行く人も多い。

2 労働行政機関の取組

(1) 雇用創出基金による事業

ア 震災後の経緯と事業の概要

- ・ 雇用創出基金による事業は、震災後まずは、被災失業者が元の事業所の復帰したり 産業復興に伴う安定した就職に就くまでの間の臨時的な「つなぎ仕事」の提供を念頭 に活用されたと考えられる。当初はがれきの片づけの他、子供の一時預かりなどの避 難所運営、自治体の事務作業などが多かった。
- ・ また、避難者が仮設住宅に移るようになると、高齢者の見回りなどの仮設住宅運営も加わり、さらに、人材派遣会社や再開・拡充する地場の企業、進出企業等への委託による長期雇用に結びつけることを目的とした研修事業などに広がっていく。この段階でも自治体のみならず多くの団体、NPO、派遣会社、企業等も巻き込んで多様な仕事を被災者に提供することで、目覚ましい役割を果たしていた。
- ・ その後、求人・求職のミスマッチや水産加工業等の産業復興の遅れ、産業育成の遅れで被災失業者がまだ十分に安定した就職に至っていないと考えられ、また、3回にわたった雇用保険の給付延長の終了が決まる中で、雇用創出基金による事業メニューの中でも長期雇用のインセンティブとなる内容のもの(雇用復興推進事業)が明確に打ち出されていく。
- ・ 雇用創出基金は厚生労働省から都道府県への交付金により都道府県に造成され、都 道府県が県内における中心的な役割を担うという構造になっている(たとえば、「震 災等緊急雇用対応事業」については、都道府県が直接実施するか民間企業等に事業委 託する、又は都道府県が市町村への補助を行い、市町村が直接実施するか民間企業等 に事業委託をする。)。
- ・ この基金を使った被災地に適した事業としては、次のものがある。
- ① 「緊急雇用創出事業」(6 カ月以内の雇用を 1 回更新可能。ただし 2011 年度限りの事業。)
- ② 「重点分野雇用創造事業」の「震災対応分野」(もともと1年以内の雇用だったが、 2011年11月21日に成立した第三次補正予算から「震災等緊急雇用対応事業」とな り、被災求職者については雇用期間1年以内を複数回更新可となっている。)
- ③ 第3次補正予算(2011年11月21日成立)により設けられた長期雇用に対応した「雇用復興推進事業」
 - この「雇用復興推進事業」は次の2つからなる。
 - i 被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業の雇用創出を目的とする「事業復興型雇用創出事業」

- ii 高齢者・女性・障害者等の活用のモデルとなり、地域に根ざすことが期待できる事業の雇用創出を目的とする「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」
- ・ また、「雇用復興推進事業」中の「事業復興型雇用創出事業」においては、事業主が元従業員を再雇用して行う事業(再雇用の割合の上限は80%)も助成対象として認めており、今回の震災による被害で事業所がいったん従業員を解雇せざるをえなかったケースが多いことに配慮している。
- ・ 被災 3 県の 2012 年 7 月末までの雇用創出基金事業の就職件数は 46,715 件(岩手県: 12,190 件、宮城県: 14,441 件、福島県: 20,084 件)となっている。

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの1年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成24年 3月厚生労働省職業安定局」より≫

① 重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

被災した方々の雇用の場を確保するため、リーマンショック以後に都道府県に設置した重点分野 雇用創造事業の基金を活用して、当該事業の対象分野に新たに「震災対応分野」を追加した。避難 所での高齢者や子どもの見守り、地域の安全パトロールなど被災した方々を雇用して幅広い事業を 展開できるようにする措置であった。

当該事業は、既存のスキームを活用したこともあり、各都道府県の初動の動きも早く、被災 3 県では 4 月中に合計 12,000 人分の雇用創出計画を立て、県民の雇用に対する不安を払拭することにつながった。例えば、岩手県では臨時職員として直接雇用する 120 人分を 4 月 7 日からハローワークで募集開始する等といった迅速な対応であった。その後の予算措置なども含め、現在のところ、当該事業では被災 3 県で約 29,600 人の雇用創出を図っている。また、重点分野雇用創造事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間は、現行最長 1 年以内とされているが、被災した方々については雇用契約の更新を可能として 1 年を超えて雇用できるようにする措置も講じた。

② 地元優先雇用への取組み

地元の被災した方々の雇用を確保するため、

- ・ 当面の復旧事業については、適切な地域要件の設定等により、地域の建設企業の受注の確保を 推進する(地方公共団体についても同様の取組を求める)
- ・ 復旧事業等の求人をハローワークに提出するよう民間事業者に求める
- ・ 被災した離職者を対象にした雇入れ助成金 (平成 23 年 5 月 2 日に創設する被災者雇用開発 助成金 (大企業 50 万円、中小企業 90 万円)) やトライアル雇用によりインセンティブを付与 して地元の方を紹介する

といった取組を行った。

このため、4 月 5 日には、関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出を関係 460 団体に要請した。また、応急仮設住宅建設では、地元事業

者の活用に向けた各県の取組を支援するため、事業者の応募条件の整理等にも協力し、被災 3 県で県内事業者の公募が実現した。フェーズ 1 で設置された「日本はひとつ」しごと協議会には、各県の建設業協会の長等にも参加いただき、地元企業活用の方策を議論するとともに、こうした事業者の求人情報がハローワークに提出されるよう協力体制を構築した。この結果、被災 3 県の建設業の新規求人数は 4 月から本年 1 月までの合計で約 50,000 件の規模となる等の成果をあげた。

③ 重点分野雇用創造事業の拡充

(2011年)5月2日に成立した第一次補正予算により、重点分野雇用創造事業の基金を500億円分積み増して拡充し、より多くの被災した方々に雇用の場を提供することにした。例えば、

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故で計画的避難地域に指定され、無人化した村内での窃盗 などの犯罪を未然に防止するための見回り
- 仮設住宅の生活利便性を向上させるため、仮設住宅内の代理の買い物・16・を支援する事業による、地域コミュニティの再生
- 除雪などの事業を実施して、仮設住宅の生活環境を向上させるとともに、引きこもりになりが ちな生活リズムの改善

などといった取組を実施し、現在までに被災3 県で約29,600 人の雇用を創出した。

④ 被災地雇用復興総合プログラムの推進

(11月21日に成立した第三次補正予算により) 重点分野雇用創造事業の基金を 1,510 億円積み増し、以下の事業を創設した。

「事業復興型雇用創出事業」の創設

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業主が被災者を 雇用する場合に、事業の再建・高度化、新規立地等の産業政策と一体となって雇用面から支援を 行う「事業復興型雇用創出事業」

「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO 等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」

こうした事業は被災 9 県が対象となっているが、被災 3 県について見てみると、それぞれ 12 月中にしごと協議会を開催し雇用復興推進事業の制度について議論するとともに、県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金(岩手県 350 億円、宮城県 550 億円、福島県 550 億円)をそれぞれ 1 月中に交付した。既に、グループ補助金などの産業政策上の支援を受けている対象事業所に対する周知を行っており、2 月 17日には岩手県で、同事業を活用した第 1号の雇用が創出された。

⑤ 震災等緊急雇用対応事業の実施

④と同時に、被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を 図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO 等への委託による雇用を創出 する事業を実施することとしたものであり(「震災対応事業」の拡充・延長)、新たに重点分野雇用 創造事業の基金を 2,000 億円積み増すことにより対応した。

当該事業は全国 47 都道府県が対象となっているが、被災 3 県について見てみると、それぞれ 12 月中に県議会で補正予算を成立させている。これを受けて、国から交付金(岩手県 150 億円、宮城県 250 億円、福島県 250 億円) をそれぞれ 1 月中に交付した。第 3 次補正予算分については、概ね平成 24 年度以降の事業化を目指している県が多いが、岩手県については、1 月より順次事業開始している。

なお、第 1 次補正予算により交付した事業分については、各県ともほぼ事業化済みであるが、 現在 5,000 人分程度の求人(企業委託による人材育成業務、自治体の臨時職員など)が出ており、 ハローワークによるきめ細かな就職支援により、速やかな充足に努めている。

≪新聞報道等より≫・・・雇用創出基金事業、及びこれ以外の雇用創出の取り組みについて

2011年4月12日 岩手日報:釜石市 千人雇用へ がれき撤去や仮設住宅設置 被災者対象に

- ・ 市が復旧期と位置づける今後2年間の雇用を確保。
- ・ 内訳はがれき撤去に 410 人、その他の被災処理に 50 人、仮設住宅設置や被災住 宅の補修・再建に 100 人、国の緊急雇用創出の震災対応分野に 115 人、市民生活 や保険福祉分野に 325 人となっている。
- ・ 緊急雇用の際はハローワークを通じて求職者を募集。市が直接雇用する場合と 復旧業務を行っている建設業者などが雇用する形を想定している。被雇用者の人 件費は国や県の補助金で市が支払う。

4月20日 岩手日報:復興補正2200億円 5000人の雇用創出 中小企業に50億円融資

・ 国の交付金を受けた緊急雇用創出臨時特例基金の 60 億円を活用。対象は震災の 影響で離職した者や内定取り消しを受けた人で、原則 6 ヶ月間の臨時雇用とする が継続雇用も可能。5000 人のうち県が 450 人、民間や NPO などへの委託で 1050 人、市町村が 3500 人の雇用を見込んでいる。仕事はがれきの片付けや仕分け、避 難所運営を想定、27 日の予算成立後ハローワークなどを通じて募集し実際の雇用 は5月上旬からの見通し。

4月20日 朝日新聞:震災失業自治体が救う 宮城で4000人、岩手で5000人採用

5月 7日 岩手日報:沿岸9市町村2800人雇用 県事業 片付けや事務補助に(緊急雇用創出事業)

5月19日 読売新聞:震災失業 長期就労メド立たず 被災企業の再生不可欠

・ (緊急雇用創出事業は)雇用期間が 6 ヶ月~1 年と短く、それ以降の雇用については保証されていない。仕事もがれきの撤去など男性や若年者などに限定される内容が多く、定員割れも想定されるという。

6月 1日 岩手日報:新規求職者 9割増 県内 4月前月比 震災影響、1万 4500人 復興へ雇用が最大課題 県緊急対策、創出に全力

- ・ 釜石市産業振興部長「震災復旧での緊急雇用はあくまで短期の取り組み。恒久 的な雇用創出には被災企業の事業再開や新たな企業誘致が欠かせない。」
- 6月 1日 日本経済新聞:「被災者雇用を」官民動く 震災で離職 10万人超 改善なお遠く 自治体⇒臨時職員や民間委託(緊急雇用創出事業) 自企業⇒新卒・既卒を積極採用(内定を取り消された者の中途採用)

東北6県4月の求人倍率0.46倍に悪化 太平洋岸を中心に低下

- 6月 7日 岩手日報:県補正予算案 産業再生に1216億円 緊急雇用創出1万人目標
- 6月19日 岩手日報:緊急雇用対策活用法に課題 県内創出2300人止まり 産業再生の視点必要
 - ・ 一層の掘り起しが急務。被害が甚大な陸前高田は事業化できておらず、県が民間企業に委託する事業も計画段階にとどまる。一過性の雇用の提供を越え、被災地の産業を立て直す事業への活用が求められている。
 - ・ 被災地では雇用保険受給資格の緩和を背景に「一時的に解雇された被災者があ えて働かずに、雇用保険をもらいながら元の勤務先の再開を待ったほうがいい状 態もある」との指摘も。
- 7月 6日 河北新報:1万4000人の雇用創出 2011年度・岩手県
 - ・ 約1万4000人の雇用創出を目指す「震災復興いわて・しごとプロジェクト」。
 - ・ 1万3161人は国の緊急雇用創出特例基金を活用、1370人は県と市町村が連携して企業誘致などに取り組むことで。
- 8月 1日 河北新報:被災地で被災者雇用 山形の NPO、気仙沼・石巻に拠点 がれき撤去・物資配達・ 仮設朝市 自立と復興を両立
 - ・ 気仙沼・石巻の両拠点は4月に発足させ、被災者20~30人を雇用・個人や企業から集めた寄付約6000万円を資金に、時給750円を日払いしている。
- 8月 5日 河北新報: 宮城県が雇用創出支援 10月新事業 人件費助成、500人見込む
 - ・ 対象は県内の民間企業や NPO、団体など。企業などは研修計画を策定した上で 被災した求職者を雇用し、職場実習や講義などで人材育成を行う。求職者数人に 対して現従業員 1 人を指導役として配置する必要がある。国の震災対応の緊急雇 用創出基金事業を活用する。
- 8月19日 日本経済新聞:被災地での就労 官民支援 復興事業を人材派遣が受託 事前研修・指導も
 - ・ 軽作業、事務処理、避難所・仮設住宅運営などの人材派遣を被災自治体から受 託
 - 被災者を地元企業に派遣する事業も
- 8月24日 河北新報:名取(宮城)に農園付きレストラン 障害者・被災者の雇用の場に 災害時は一 次避難所 仙台の法人12月開業目指す
- 8月27日 岩手日報:雇用の後方支援 内陸の資源を活かそう (緊急雇用創出事業)
 - 内陸の北上市が沿岸大船渡市に提案し2人3脚で行う「仮設住宅運営支援事業」

- ・ 内陸の盛岡市が沿岸宮古市で行う「デリバリーケアプロジェクト」
- 9月 5日 日本経済新聞:被災者共助の輪広がる 臨時雇用(雇用創出基金活用)で行政とパイプ 設 見守りや災害 FM 運営 政府基金 500 億円追加
- 9月16日 河北新報:東北3県国の緊急雇用創出事業 被災者採用求人の7割 「長期希望」と隔たり
- 10月15日 岩手日報:盛岡市 県内被災者を対象にコールセンター勤務人材育成事業着手
 - ・ 緊急雇用創出事業基金を活用、公募で選んだ3企業に委託し、40人程度を雇用。 4カ月程度の職場での実務経験後、企業側に継続雇用を要請。
- 11月11日 読売新聞:内陸3市(盛岡、北上、一関)被災者雇用支援 創出基金で新たに140人
 - ・ 企画したのは北上市。人材派遣会社を通じて大船渡市の 20~60 歳代の被災者ら 81 人を支援員として雇用。仮設住宅で見回りや声かけ、入所者のためのコールセンターを実施。
- 11月18日 岩手日報:被災1万5千人を安定雇用 3年で1人最大225万円 県が企業支援事業
 - ・ 県は被災地の産業再生と1年以上の安定雇用に向けて「事業復興型雇用創出事業」を創設
- 11月25日 岩手日報:復興支援へ現地雇用 遠野市が県の事業活用し、遠野、大槌、陸前高田で各60人
 - ・ 県の緊急雇用創出事業を活用し、NPO 法人に事業を委託。被災住民らを「地域づくりサポーター」として雇用。被災地のニーズに沿って心のケアや一次産業の支援をしてもらいながら、地域復興の牽引役として育成する方針。自腹で現地支援を続ける長期ボランティアも雇用して活動資金に充当してもらう。
- 12月24日 盛岡タイムス:事業復興で雇用は1億まで助成 フェーズ3展開へ
 - ・ 「日本はひとつ」ハローワークプロジェクトの一環として各都道府県に設置されている「日本はひとつ」しごと協議会が20日開かれ、国の第3次補正予算で措置されたどうプロジェクトフェーズ3や県の雇用対策について情報交換した。
- 2012年2月7日 岩手日報: 県12年度計画 長期雇用に1万1800人 予算額180億円増(11年度当初比)
 - ・ 県は6日、「長期・安定雇用」と「つなぎ雇用」で計約1万7800人の創出を図る2012年度雇用創出計画を発表した。
 - ・ 「長期・安定雇用(雇用期間 4 ヶ月以上の常用雇用)」が産業振興施策 1,400 人、 事業復興型雇用創出事業 1 万人、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業 400 人の計 1 万 1800 人。「つなぎ雇用」は緊急雇用創出事業で 6 千人を生み出す。
- 2月21日 岩手日報:被災失業者の職能養成 盛岡市が12年度 BPO企業受け皿に
 - ・ 盛岡市が 2012 年度事業として、緊急雇用創出基金事業を活用し、人材派遣会社 やコールセンターなどの BPO 企業に人材育成の委託料を支払い、新規雇用者約 200人の業務スキルを養成。

イ 「緊急雇用創出事業等求人」の状況

- ・ 資料 5 の 2 の (3) にハローワークにおける「被災者対象求人」かつ「緊急雇用創出 事業等求人」の状況を掲げた。ここでいう「緊急雇用創出事業等求人」とは緊急雇用 創出事業及び重点分野雇用創造事業の求人であり、震災の影響等による失業者等の雇 用機会を創出する「震災等緊急雇用対応事業」と、被災地において被災者の安定的な 雇用機会の創出を図る「雇用復興推進事業」を含む。
- ・ 雇用創出基金事業ではすべての求人がハローワーク求人になっているわけではなく、 基金事業求人がすべて被災者対象求人となっているものでもないので、これが基金事 業求人の全貌ではない。この求人の状況を見ると、2011 年 4 月から 2012 年 7 月まで に全国で 34,854 人の求人がハローワークに出され、そのうちの 14,489 人分が被災 3 県で出されている。
- ・ 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用することとされており、上記のように「事業復興型雇用創出事業」では、事業主が元従業員を80%まで再雇用できるので、これらのことと職員ヒアリングでの証言と合わせ考えれば、被災3県の充足数には被災者やその中の住居喪失者による充足が相当含まれていると考えてよいだろう。
- ・ 充足率が全国で 54% (2011 年 4 月から 2012 年 7 月まで) と他の求人に比べれば 非常に高く、被災者の「つなぎ雇用」等においての即効性が高いことがわかる。特に 岩手県において充足率が 73% (同上) と高いことについては、基金事業の内容、求人・ 求職バランスの影響 (被災 3 県の中では、岩手県の有効求人倍率が相対的に低い。) の他に、最低賃金が低い (したがって地場賃金も低いと思われる) 岩手県では基金事業 の魅力が相対的に高くなることを通じて充足率が高くなっていることも考えられる。

ウ 基金事業の効果や賃金単価をめぐって≪職員ヒアリング記録より≫

・ 基金事業の効果をめぐっては、職員ヒアリングにおいても、まずは「(仙台所では) 就職件数が増加していったが、基金事業求人の分が多かった。」(資料 1-1)、「(仙台所では) 基金事業の求人がつなぎ仕事の求人の多くを占めている。中でも自治体の直接雇用の求人は人気がある。」(資料 1-18)、「2012 年度の緊急雇用創出事業での雇用創出は、石巻管内で約 1,300 人にのぼる。今年度に多数の求人が出ていたのは、派遣会社が 10 職種で 15 人づつの求人を出して研修と紹介予定派遣を行うもの。ただ、なかなか出口が確保できないようだ。」(資料 1-15)、「求人は、県・市町村からは官公庁事務、仮設回りの支援員。建設業協会からはガレキ処理(重機が入れないような場所の手作業)。」(資料 1-14)、「仮設住宅入居者のように生活基盤の安定しない人は、安定した仕事より単価の高い仕事に行くので、基金事業や土木作業の充足率が高くなる。」(資料 1-16) と、安定雇用までの「つなぎ」としての被災地雇用への基金事業の貢

献・影響が大きいことは明確である。

また、雇用復興推進事業の創設以前の段階を含め、「大型観光施設で 750 人の解雇 が発生したが、基金事業を使って 400 人が再雇用されている。」(資料 1-12)、「新設のコールセンターが、半年間人材養成という形で基金事業を使って雇っていた。」(資料 1-16) などの例もあり、基金事業の地場企業の事業再開への貢献や企業誘致等に対する効果も見逃せない。

ただし、「大船渡では、もともとの求職者や漁業関係者が行っていて、震災離職の求職者はあまり行っていない。」(資料 1-14)という声や、「事業復興型雇用創出助成金は、復帰従業員が 8 割まで可ということにはなっているが、事業主にとって残り 2 割の新規採用という要件が厳しい。」(資料 1-15)という声もあった。

・ 基金事業の賃金単価に関しては、岩手県に隣接する宮城県気仙沼での基金事業求人について「気仙沼では基金事業求人の方が単価が高いので、『他の求人に行かない』『市場を歪めている』という批判がある。」(資料 1-16)とのことである。また、同じ宮城県の石巻でも「基金事業求人の賃金の方が地場賃金より高い」(資料 1-15)。その一方で、福島では「基金事業の求人は3ヶ月更新で賃金の低いものが多い。更新時により賃金の高い仕事の相談を受けることがある。」(資料 1-10)、「(仙台所では)だんと民間求人の方が賃金が良くなってきた。」(資料 1-1)とのことであり、地場賃金の水準やその上昇によって、相対的に基金事業求人の魅力が変動することがうかがわれる。

(2) 仮設住宅への出張相談

・ 震災後初期の避難所等への出張相談については、第2章の1の(4)で概観したが、2011 年5月の第1次補正予算による出張相談等担当の就職支援ナビゲーターの増員を得て、 仮設住宅に対する出張相談が活発に行われるようになった。

気仙沼所の就職支援ナビゲーターによれば、「(2011年)8月くらいから避難所から仮設住宅に移って行ったので、仮設住宅回りを始めた。最後の避難所相談は9~10月くらいだった。仮設住宅では、集会所の中で相談会をしている。相談には、毎回来る障害者もいた。若い人は引き続き少なかった。」「相談会への参加を雇用保険の失業認定の際に求職活動として申告する人が多かった。2012年2月ごろから雇用保険が切れ始めたが、前の職種以外への相談・紹介は少なかった。短期の仕事でも、必要な免許・資格がない、車がなくて通えない(1台あっても夫が乗って行っている)などの理由で応募できない人が多かった。」という状況であった。

しかし、このような中で、壊滅的被害を被った南三陸町の元水産加工場の従業員が、 社長が亡くなっている、復帰予定がない等で不安を訴えている状況や、1年くらい出張 相談会に通い、20社くらい受けているが採用されず気持ちが萎えてきている求職者もい ること、仮設住宅にひきこもり、自暴自棄、アルコール依存などが心配される人もいる ことなどが、同ナビゲーターからのヒアリングで語られている。

ここからは、仮設住宅への出張相談について、被災者のメンタル面のケアも含めた息の長いサポートを中心とする方向性が浮かんでくる。

仮設住宅等には、既に年金生活(老齢年金、遺族年金)等に移行している人もいるが、 義援金等による貯金を取り崩している人がこれらの枯渇に伴って生活に困窮するケースも出てくる恐れがあることにも注意が必要である。

・ また、1 (10) で見たように仮設住宅入居者には、雇用創出基金事業や建設・土木関係の「つなぎ仕事」に行っているケースも多いと考えられる。安定した職業を求めて得られずに「つなぎ仕事」に行っている人たちは、復興需要の減少とともに「つなぎ仕事」がなくなった時、円滑に定職に就けるのか。また、これまでは生活の本拠が定まらずに「つなぎ」を選択していた人たちにとって、住宅を再建したり、復興住宅に入居したりして生活の本拠が定まった時に、選びたい選択肢・妥協できる選択肢があるのか。これらはいずれも不透明である。

このような意味でも、「つなぎ仕事」に就けなくなった人、「つなぎ仕事」から「安定雇用」に気持ちが切り替わった人に円滑なサポートが提供できるよう、仮設住宅への出張相談は、息長く続ける必要があると考えられる。

※ 全国の出張相談実績(厚生労働省ホームページ掲載資料より)

労働局	岩手	宮城	福島	その他
	1,770 回	1,544 回	1,800 回	595 回
出張相談(※1)				(※2)
	6,127 件	7,115 件	4,272 件	5,472 件

※1:平成24年2月29日現在

※2:北海道、青森、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、

新潟、富山、福井、山梨、長野、岐阜、滋賀、京都、大阪

≪職員ヒアリング記録より≫

○ 気仙沼所における仮設住宅への出張相談〔資料 1-17〕

(仮設住宅相談)

・ 8月くらいから避難所から仮設住宅に移って行ったので、仮設住宅回りを始めた。最後の避難所相談は 9~10月くらいだった。仮設住宅では、集会所の中で相談会をしている。相談には、毎回来る障害者も いた。若い人は引き続き少なかった。

- ・ 相談会への参加を雇用保険の失業認定の際に求職活動として申告する人が多かった。2012 年 2 月ごろから雇用保険が切れ始めたが、前の職種以外への相談・紹介は少なかった。
- ・ 短期の仕事でも、必要な免許・資格がない、車がなくて通えない(1台あっても夫が乗って行っている)などの理由で応募できない人が多かった。

(元水産加工場で働いていた女性など ~最近の状況)

- ・ 水産加工場で働いていた女性も来た。志津川(南三陸町)で多かった。社長が亡くなっている、復帰 予定がない等で不安を訴えていた。
- ・ 小規模な事業主から、従業員を戻したいが嵩上げ工事がまだなので戻せないという話を聞いたことが ある。
- ・ 年配の人はブランクが空くと前のように体が動くか心配になる人もいる。事業所が再開しても内陸ならいいが海べりは津波が心配でいやという人もいる。自分は海べりでもいいが家族が反対しているという人もいる。
- ・ 若年者は複数応募も増えているが、45歳以上の人の就職は困難。元水産加工の人の未就職多い。男性 は建設求人に応募できる(免許・資格が必要だとミスマッチになるが)が、女性は土木作業も応募でき ない。
- ・ 通勤の車の問題は今でもネック。送迎バスで仮設住宅を回っている事業所もあり、5人くらい集まれば 送迎も考えるというところもある。自家用車の乗合という手段もあるが。
- ・ 1年くらい相談会に通っている人もいる(各会場で1人づつくらい)。20社くらい受けているが採用されず、受けるところがなくなり気持ちが萎えてきている人もいる。そういう人には女性が多く、中には食品加工で20年勤めた40代の人などもいる。元の事業所の再開待ちだが他の事業所を受けてなかなか採用されない人もいる。
- ・ 雇用保険切れの人が多くなった 2012 年 4 月ごろから相談会に来る人が減った。それまで 1 回 20 人くらいだったのが $3\sim5$ 人くらいに。そこで、新聞広告、FM ラジオ、ポスティングなどもやっている。
- ・ 雇用保険受給から年金受給に移行する人も多い。働ける環境でなくなったので貯金を取り崩している 人もいるらしい。
- ・ 家族を亡くして気持ちの整理がついておらず、引きこもってしまう人もいる。
- ・ 被災者のメンタル面が心配。ひきこもり、自暴自棄、アルコール依存など。缶ビール持って歩いている人も多い。

○ 石巻所における仮設住宅への出張相談〔資料 1-15〕

・ 仮設住宅での相談は 2011 年 8 月から。2011 年 10 月からは担当ナビゲーター4 名の 2 班体制で毎日実施、2012 年 4 月からは 1 班体制で実施。

- ・ 周知方法は当初開催団地等への掲示が中心だったが、その後全世帯へのポスティング、自治体の広報 掲載等も実施。これらの効果が顕著で、開催日を固定したこと、ロコミ効果などで相談会の定着が図ら れた。
- ・ 受給者説明会でも紹介するので、近くの雇用保険受給者は月1回仮設相談に来る者もいる。2011年10月からの延長給付への移行により休業給付だった人も多くが失業給付に切り替わって求職活動が義務付けになった。最近では延長給付終了による相談者減少もあるが、広報閲覧による相談者は増えている。
- ・ 相談者は、沿岸地区の壊滅的被害による水産加工場を中心とした離職者 (40~60 代の女性パート) が 多い。これらの相談者は、水産加工場勤務を希望し徐々に求人も増えているが、震災(津波) 地域勤務 の精神的負担と運転免許がない等の通勤手段の確保も困難で思うように就職に結びついていない。
- ・ 相談者の意見としては、運転免許がない、車が津波で流出した方も多く、受給者の求職活動としても 出張相談会は有難い。交通事情は改善されてきたが、所要交通時間も含め出張相談は利便性が高い。ハ ローワークの混雑を避けたい。相談者が固定されており細部にわたり相談がしやすい、など。
- ・ 仮設住宅入居者も、生活再建支援金、弔慰金、義援金等が入り貯金が増えて生活保護が減った。これ から貯金が減ってくると生活保護も増えるのではないか。生活保護受給者の数字もそろそろ底をうって いる感じ。
- 大船渡所における仮設住宅への出張相談〔資料 1-14〕
- ・ 2011 年度中は、出張相談担当の就職支援ナビゲーターは労働局所属で 10 班体制を組んでいたが、2012 年度から各所所属になった。モバイル端末で求人票が出せるので、それを渡してきている。雇用保険の 失業認定における「求職活動」として位置づけている。事業所の再開を待っているが本当に戻れるかど うか不安な人の相談も(再開するかどうか、再開しても縮小再開の場合自分は戻れるか・・・)。」
- 仙台所における仮設住宅への出張相談〔資料 1-18〕
 - ・ 仮設住宅相談も行っているが、相談件数は伸びない。働ける人はつなぎの仕事に行っている。
 - ※ 政府広報オンラインより(7月から亘理町、山元町(いずれも宮城県南部の海沿いの町でハローワ
 - ーク仙台管内) に出張相談に行った仙台所の就職支援ナビゲーターの話)

「生活の拠点が定まり、積極的に仕事を探したいと考える方の相談が増え、11月までに、亘理町、山元町の仮設住宅の出張相談利用者約170人のうち、約2割の30人の就職が決まりました。ただ、この地域はいちご農家などの農業従事者が多く、経験を活かせる職業が少ない。新たな職業選択が難しいという方が多いのが現状です。紹介できるのは施設の清掃や販売など未経験者でも勤まる仕事が中心となり、本人の希望と求人内容とのミスマッチがあります」

(3) 雇用保険の延長給付

ア 2回の延長給付(個別延長給付と特例延長給付)

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

フェーズ1で講じた雇用保険の特例措置を適切に実施するとともに、5月2日に成立した「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、震災により休業及び離職を余儀なくされた方の雇用保険の給付日数について、現行(平成21年度より暫定措置として実施)の個別延長給付(原則60日分)に加え、更に60日分延長する特例措置を実施し、生活の安定を図ることにした。(この措置により、震災離職者は最短でも10月中旬まで雇用保険の失業給付を受けられるようになった。)

イ 3回目の延長給付(広域延長給付)

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

被災 3 県の沿岸地域等が広域延長給付の要件に合致したことから、これらの地域に居住する雇用保険 受給者について、給付日数を 90 日延長する措置を講じることにした。これまでの延長とあわせて最大で 210 日の給付延長が図られることにより、少なくとも 1 月中旬までは雇用保険の失業給付を受給できることとなった。なお、更なる給付延長を求める声もあったが、被災地が復興段階に入るにあたって、政府としては、被災者の 1 人 1 人の希望を実現するためにも、雇用の場の創出に全力を尽くすことが重要であるとの考えに基づき、更なる延長は行わないことにした。

※ 被災 3 県の雇用保険の受給者実人員(個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付の受給者を含む。)は 62,528 人(1月)、うち広域延長給付の受給者実人員は 9,630 人(1月)

(4) 被災者雇用開発助成金

- ・ 被災者雇用開発助成金は、2011年5月2日に成立した平成23年度第1次補正予算により新設された制度であり、震災による離職者又は被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県)の居住者を、ハローワーク等の紹介により継続して1年以上雇用(1年未満の有期契約を更新する場合を含む。)する労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。支給額は採用後の1年間について大企業50万円(短時間労働者は30万円)・中小企業90万円(短時間労働者は60万円)。6カ月ごとに支給される。
- 助成金の対象者には震災による離職者を含むので、たとえば遠隔避難者が被災地域と されていない埼玉県や東京都で就職する場合にも適用されることになる。
- ・ 福島労働局の場合、この対象となる雇入れの登録件数が 2011 年 5 月 \sim 10 月で 7,443 件、これについて実際に申請がなされた件数が 5,366 件であり申請率 72% となっている。

・ この制度は、多数利用され、被災者の長期雇用のインセンティブになったと考えられるが、下記の新聞報道のように、元従業員の再雇用が対象とならないことに不満の声があがり、厚生労働省は7月26日に成長分野等人材育成事業を拡充して再雇用の場合でも対象となるようにするとともに、11月21日に成立した第三次補正予算により創設された事業復興型雇用創出事業においては、元従業員の再雇用も80%までは認めることとした。

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

① 被災した方を雇い入れる企業への助成の拡充 (2011年5月2日成立の第三次補正予算)

被災離職者及び被災地域に居住する求職者を継続して 1 年以上雇用する労働者として雇い入れる事業主を支援する被災者雇用開発助成金 (大企業 50 万円、中小企業 90 万円)) を創設し、被災者を雇い入れる企業にインセンティブを付与して、被災した方々の雇用の促進を図ることにした。2 月までの支給実績は 6,921 件 (平成 24 年度中には約 160,000 件の支給となる見込み) となっており、被災者の雇用を促進するのに一定の効果があったものと言える。

② 被災者雇用開発助成金の拡充 (2011年11月24日)

被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を一年以上継続して雇用する労働者として 10 人以上 雇い入れる事業主に対して助成金の上乗せを行うことにした。

拡充分の実績が出るのは早くても本年 6 月以降であるが、前述したように被災者雇用開発助成金の 2 月までの支給実績は 6,921 件 (平成 24 年度中には約 160,000 件の支給となる見込み)となり、被災者の雇用を促進するのに一定の効果があるものと言える。

≪新聞報道等より≫

2011 年 8 月 26 日 岩手日報:「再雇用は対象外」に事業主不満 被災者雇用開発助成金 厚労省、新制度も

- ・工場などが損壊して従業員をいったん解雇した企業が、再開後に元の従業員を再 雇用したケースは対象とならないため、企業がら不満の声が上がっている。
- ・厚生労働省は、7月下旬になって、再雇用した従業員に職業訓練を実施する場合、 最大限で60万円を補助する制度を始めた。

(5) 就職面接会・職場見学会

・ 既に見たように、被災地でも復旧・復興関係や医療・福祉関係を中心に求人が増加し、 宮城労働局・福島労働局管内では 2012 年 5 月から有効求人倍率が 1 倍を超えるように なっている。このような中で、求人職種・条件と求職者の間のミスマッチが拡大してい る面があるが、求人・求職間の相互の情報不足によるミスマッチを解消させるためには 就職面接会や職場見学会(説明会)が有効な場合がある。このため被災地では、次のよ うな取組が行われている。

(宮城局の例)

- ・ 労働局・県の共催による「復興へ頑張ろう!宮城」被災者等合同面接会を 2011 年度 に6回実施。
 - 2011年9月8日 仙台会場:参加企業111社(求人数1,117名分:県内680名・ 県外437名)、参加者数505人、予備面接を受けた者数のべ 472人
- 9月14日 気仙沼会場:参加企業31社(求人数506名分:県内261名・県外245名)、参加者数76名、予備面接を受けた者数のべ35名 (うち気仙沼の企業26名)
- 9月20日 石巻会場:参加企業43社(求人数675名分:県内415名・県外260名)、参加者数66名、予備面接を受けた者数のべ62名
- 2012年2月7日 仙台会場:参加企業118社(求人数1,339名分:県内1,243名・ 県外96名)、参加者数344人、予備面接を受けた者数のべ 279人
- 2月17日 石巻会場:参加企業38社(求人数748名分:県内678名・県外70名)、参加者数71名、予備面接を受けた者数のべ49名
- 2月28日 気仙沼会場:参加企業36社(求人数706名分:県内428名・県外278名)、参加者数232名、予備面接を受けた者数のべ115名(うち気仙沼での求人90名)
- ・ この他、仙台所では、被災者を対象とした就職面接会を 2011 年 4 月 23 日から毎週金・ 土曜日に開催。市の誘致企業を対象とした説明会も実施していた。その内訳は次のとお りとなっている。課題としては、就業場所が県外のものについて参加者・応募者が少な いことが挙げられている。
 - ⇒ 同年 10 月 7 日までにのべ 36 回開催(求人職種:セールスドライバー、保育士、機械オペレーター、看護師など)。

求人数3,813 人参加者数504 人就職数94 人(うち就業場所県内1,528 人372 人64 人)(うち就業場所県外2,285 人132 人30 人)

- ⇒ 自治体が誘致した企業の求人説明会は 2011 年度に 12 回実施し、721 人の求人に対して 1033 人が参加、274 件紹介して 188 人が就職した。
- ・ また、石巻所では、臨時庁舎でミニ面接会を開催。23 年度には 66 社参加、面接 649 人となっている。

(岩手局の例)

・ 事業所・求職者双方が直接面談等を行える企業説明会を開催。

- ⇒開催数 13 回 参加企業数 376 社 参加求職者数 1,374 人(2012 年 5 月 22 日現在)
- ・ 雇用保険の延長給付の支給終了者又は近い時期に支給終了を迎える方々と事業所が直接面談等を行える機会を確保するため、2012 年 2 月上旬に各沿岸地域で就職面接会を開催した。

日程		参加企業	参加求職者	就職者数	
釜石地区	2月2日(木)	30 社	58 人	9 人	
大船渡地区	2月6日(月)	32 社	156 人	10 人	
宮古地区	2月9日(木)	37 社	250 人	20 人	
遠野地区	2月10日(金)	22 社	52 人	3 人	

(大船渡所の例・・・資料 1-14)

- ・ 水産加工場が再開して従業員を雇用・再雇用しようとしても、従業員側の意識(海べりで働くことへの不安等)や家庭環境の変化等で思うように採用できない状況がある。 これらを踏まえると再建した水産加工事業所が、海べりでも避難施設がしっかりしているところ、作業環境が改善されているところなどを、迷っている求職者に見てもらうための職場見学会・説明会なども効果があるのではないかと考えられる。
- ・ 大船渡所では、2012 年 4 月下旬から 7 月にかけて7社で職場見学会を開催した。参加者 87 人、就職者 27 人(うち水産加工関係 14 人)。7社とも、津波前と同じ場所で再開している事業所。今後のフォローアップとして、所内ミニ面接会を月2回程度、1 回につき水産加工会社及び正社員等良質求人の2社選定して実施する。

(福島局の例)

- ・ 2011 年度に被災者・避難者を対象とした合同就職面接会を次のとおり開催。
 - 福島市:5月27日、10月14日
 - いわき市:6月8日
 - 会津若松市:12月5日、2月15日
 - 郡山市:5月26日、9月28日、11月29日⇒合計9回開催、283社、973人参加

(6) 職業訓練

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

① 職業訓練の特例等

訓練定員の拡充や災害復旧のための建設機械の運転に必要な技能や知識を取得する被災した方向けの特別コースの設定など、被災地や被災した方の受入先等における公共職業訓練を機動的に拡充・実施した

(なお、その後緊急人材育成支援事業により実施される職業訓練(以下「基金訓練」という。)及び求職者支援訓練でも、特別訓練コースの設定を認めることにした)。平成 24 年1月までに被災 3 県において 610 名分の震災対策の公的職業訓練(特別コース)を実施している(内訳:公共職業訓練 341 名分、基金訓練及び求職者支援訓練 269 名分)。なお、訓練施設が被害を受け、公共職業訓練の実施が困難となった場合の受講者(訓練延長給付の受給者)などへの対応について、①他の訓練をハローワークの受講指示により受講することになった場合は前後の訓練の間の期間も含め他の訓練を受け終わるまでの期間について訓練延長給付を支給すること、②他の訓練が短期間で見つからない場合も他の訓練に移行するための求職活動を行っている間については、受講指示を取り消さず、当初の訓練期間を限度として訓練延長給付を支給すること、などの対応を行った。

② 職業訓練の拡充

被災地では、復旧事業の推進のため建設事業に対するニーズが増大することが想定されたことから、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技術の習得を目的とした公共職業訓練を拡充し、被災3 県の施設内で行う建設関連分野(建築設備、電気設備等)の公共職業訓練の定員を、(2012年)2月24日時点で、243名拡充した。また、雇用・能力開発機構の行う学卒者訓練及び在職者訓練の受講料等を免除することにした。(2月19日までに学卒者訓練の受講料免除:132人分、在職者訓練の受講料免除:のべ4,632人分)

また、被災した公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設の早期復旧を図るため、被災した施設・ 設備に対する都道府県への国庫補助率の引き上げを行った。

≪新聞報道等より≫

2011年8月24日 朝日新聞:被災者求職支援職業訓練始まる 遠野

- ・ 運営困難な沿岸部の職業訓練校に代わり、(独)雇用・能力開発機構岩手セン ターが遠野自習場を開設
- ・ 訓練コースは「住宅建設施工科」「住宅設備施工科」で定員は各 10 名、受講生は沿岸部のハローワークで求職していた被災者。半年かけて技術を習得した後、センターをハローワークで就職先をあっせんする。
- 9月16日 岩手日日:技能講習で被災地支援 一関・東磐職訓協 沿岸機関に代わり運営
- 12月21日 日本経済新聞:被災3県 職業訓練拡充 雇用支援機構 異業種転職後押し 教室増設、実習も豊富に
- 1月 3日 岩手日日:被災離職者支援へ 合宿型建設技能訓練受講者を募集 岩手労働局
 - 建設機械オペレーターコース A 5回、同 B 5回、土木工事基礎コース 3回、4 建築工事基礎コース 3回 いずれも12 日間
- 2月 5日 河北新報:被災3県の沿岸部 雇用ミスマッチ深刻 水産加工復旧に遅れ
 - ・ 増えているのは建設、土木関係の求人。しかし「経験や資格が求められ、こ の年では自信がない。」

・ 女性は水産加工の再開が遅れ求職者が滞留していたが、失業手当の特例延長が1月から切れ始め、気仙沼市では1月から開講している介護福祉人材育成の職業訓練に、定員の20人を超える29人の応募があった。

≪職員ヒアリング記録より≫

- 大船渡所での職業訓練〔資料 1-14〕
 - ・ 高台に社会福祉法人が 3~4 ある。夜勤や腰に負担がかかるため人の出入りは激しいが、介護の 訓練受講者はスムーズに就職している。
 - ・ 建設重機は求人ある。実務経験が必要で訓練を受けてもすぐには就職できないかったが、地場の 建設会社に求人開拓し、訓練修了者を復興需要を見込んで採用してくれるようになった。
- 気仙沼所での建設業求人〔資料 1-16〕
 - ・ 建設業からの求人は出ている。他県の作業員も入り込んでおり、作業員宿舎も建てている。建設 機械運転の訓練(10日くらいの講習)受けた人は、建設機械オペレーターとしてでなく土木作業員 として就職している。
 - ・ 建設需要は、三陸道の工事もあるので、向こう 10年くらいはあるのではないか。
- 石巻所求職者アンケート調査結果 (2011 年 5 月 31 日~6 月 3 日) より [資料 1-1]
 - ・ 職業訓練の受講を検討している人が多いのは、30~40代の女性で20%弱の割合(受けてみたい訓練科目はパソコン、介護・ホームヘルパーが多い)。
- 石巻所管内の元水産加工従業員について〔資料 1-15〕
 - ・ 水産加工の女性パートのこだわりは、①家から近いこと、②仲間がいること、③慣れた仕事であること、だった。状況が変わるとわからないが、生活ができれば介護のような仕事には行かないだろう。

(7) 新規学卒対策

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

- ・ 厚生労働省では、(2011 年) 4 月 6 日から、ハローワークの紹介により、被災地の卒業後 3 年以内 既卒者を採用する事業主に対する奨励金については、支給金額の拡充・要件緩和を実施した。卒業後 3 年 以内の既卒者(高校・大学等が対象)を正規雇用へ向けて育成するため、まずは有期で雇用し、その後正 規雇用へ移行特別訓練コースの実施(岩手県宮古市)させる事業主に対し、ハローワークで支給する奨励 金について、被災地に居住する 3 年以内未就職既卒者が対象の場合は、50 万円から 60 万円に拡充す る等の措置を講じた。
- 新卒者・内定者については、震災直後から被災学生等の就職活動に支障を来すことのないよう、主要 経済団体、求人情報事業所団体に対して要請を行ってきた。第一次補正予算では、被災学生等に対する各 種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを 100 名増員し、被災学生がより多くの求人情報を

収集できるようにするため求人開拓を実施するとともに、高校・大学等や避難所等への出張相談等の支援 を実施した。被災 3 県では、ジョブサポーターの支援により9月までに4,141人が就職する等の成果が あがっている。

また、都内の事業所等で「被災学生支援就職面談会」を開催し、参加した事業主に対し、寮への即入居や入社一時金の支給等被災学生への特別な配慮を求めるとともに、被災学生の交通費や宿泊費負担が生じず就職活動を可能とするために「就活バスツアー」を開催した。これまで、主に、10月に仙台市で参加企業数 133企業、参加者数 692人となった「がんばろう!東北 新規高卒者就職面接会」を、11月に埼玉と千葉でそれぞれ「新規高卒者就職面接会」を、12月には郡山市内で「被災地新規高卒学校予定者就職面接会」を開催した。また、被災新卒者を対象とする合同就職説明会を 14回実施してきたほか、更に3月まで4回実施する予定である。

また、昨夏には、学校側が指導記録等を消失したことによる新規学卒者の就職活動上の不利益にならないように配慮を求めるものや、被災学生の求人確保・採用枠拡大の要請などを主要経済団体等に対して実施した。

・ (11月21日に成立した第三次補正予算により、) 震災等への対応の観点から、新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等による就職機会の拡充を図るとともに、ジョブサポーターの増員(2,103名→2,203名)等により、新卒者支援の更なる強化を実施している。今までに、当プロジェクトの実施により1,357名の被災者(被災3県では820人)の雇用が開始されており、卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金の拡充やジョブサポーターの増員といった、これまでのフェーズ1、2での拡充策とあいまって、今年度中には2.503人の被災者の雇用開始が見込まれている。

※ 被災3県の新規高卒内定率(2012年1月末現在)

○岩手:92.5% (対前年同期+2.8 點) [県内 88.9%、県外 97.6%]

○宮城:88.1% (対前年同期+17.2 禁) 〔県内 85.4%、県外 96.6%〕

○福島:88.7% (対前年同期+7.8 禁) [県内 85.4%、県外 95.6%]

≪新聞報道等より≫

2011 年 6 月 6 日 日本経済新聞:被災学生に就職先を 東北の大学、企業と懸命に接触 首都圏へ職員派 遣、500 社に手紙

6月10日 岩手日報: 県内100社新卒採用アンケート 採用 震災で慎重姿勢 建設、情報は前向き 回答企業中11社が計900人を震災で解雇、内定取り消しは3社24人

6月21日 岩手日報:高校新卒受付開始 沿岸企業は求人に二の足 内陸部は前年並み 学校「地元に若い力を」

6月22日 日本経済新聞:被災地の高卒、積極採用 薬王堂 来春、大卒合わせ30人

7月 2日 河北新報:高卒求人に震災の壁 岩手沿岸、2010年上回る厳しさ 大船渡職安ゼロ、学校は 県外も視野

・ 大船渡のある高校では、就職希望者 116 人のうち 32 人が地元就職を希望して

いる。「復興を手助けしたい」「被災した親を残していきたくない」など震災による理由が少なくないという。・・・各校の就職担当は苦渋の思いで生徒や保護者に「県外」に目を向けるよう助言し、関東方面を中心に求人を開拓しようとしている。就職希望者の7割が地元希望の釜石のある高校は、卒業生の採用実績がある県外企業への働きかけを強める。

- 7月 5日 河北新報:入社後も U ターン OK 被災地の若者支援 9日・仙台で合同面接会 日本青年会議所近畿地区協議会 まず遠方で就職を
- 9月17日 河北新報:高校生の就職試験解禁 希望の仕事地元になく 被災地外進める例多く 「家族のため」増える就職 震災進路に影響 「夢追うより家計支援」
 - ・ 宮城では災害復興関連の需要から建設、医療、福祉の求人が大幅に増加した。 求人倍率は昨年並みでも、人気業種だった製造業を志望する男子、事務・販売の 希望者が多い女子とのミスマッチが著しい。
 - ・ 「進学に親のお金を借りるのは申し訳ない。それよりも地域の復興の役に立ち たいと思った。」
- 9月17日 岩手日報:「高校生就職 所により春」県内採用解禁 震災支援で求人増の例も
- 10月29日 岩手日報:本県高校生 県内就職内定40.2%(9月末)過去10年で最高 沿岸の求人大幅増
 - ・ 復興需要や各高校などが早い時期から求人開拓に取り組んだことなどを背景に、 好調な出足。
- 11月30日 岩手日報:本県新規高卒者内定率(10月末) 県内就職希望者で60.9% 過去10年で最高
- 12月24日 岩手日報:沿岸部高卒者の内定好調 若者流出傾向は続く
- 2012年2月1日 朝日新聞:被災3県高校生内定率10ポイント増加 前年比 復興需要が後押し
 - ・ 水産加工を含む食料品製造業の求人が前年から 2 割ほど減ったほか宿泊などの 一部のサービスでも減少が目立った。
 - ・ 3 県とも建設業の求人が倍近くに増加。津波被害を免れた内陸部の自動車製造業 なども求人が増え、内定者数を押し上げた。
 - ・ 学生も生徒も早くから県外を意識して就職活動をした結果

ア 被災地の高校生支援のための各労働局・ハローワークの共通の取組

① 進路指導担当者の首都圏企業説明会参加

首都圏の労働局・ハローワーク等が開催する高校生向け企業説明会等に、被災地の 高校の進路指導担当に出席してもらい、企業とのパイプ作りの機会を提供。

(実施回数:11回(6月21日 \sim 7月29日)、参加被災地域進路担当者:91人)。

② 被災者向け求人開拓

被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、これに基づいた求人開拓を実施。 約 1,600 人分の目標に対し、9 月末現在で約 1,800 人分の被災新規高卒者向けの求 人を開拓。

- ③ 被災者向け就職面接会の支援
 - (i) 首都圏等の企業による被災地での就職面接会
 - 「がんばろう!東北 新規高卒者就職面接会」 (10月14日)

参加企業数: 133社 参加者数: 692人

※ 当日は、岩手・宮城・福島の各地域から仙台会場へのバスを用意

○ 「被災地新規高等学校卒業予定者就職面接会」(12月2日)

参加企業数: 0社 参加者数: 46人

※ 当日は、埼玉県の事業所が郡山の会場へ集合

- (ii) バスの送迎による首都圏の就職面接会への参加
 - 11月1日(火)埼玉会場 埼玉県さいたま市(大宮ソニックシティ)

参加企業数: 108社 参加者数: 35人

○ 11月10日(木)栃木会場 栃木県宇都宮市(ホテル東日本宇都宮)

参加企業数: 51社 参加者数: 11人

○ 11月21日(月)千葉会場 千葉県千葉市(ホテルポートプラザちば)

参加企業数: 56社 参加者数: 17人

※ 当日は、福島の各地域から会場へのバスを用意

イ 各労働局・ハローワークの独自の取組

- ① 宮城労働局の独自の学卒向け就職面接会の取組については、資料6のとおり。
- ② 福島労働局では、県内 6 会場(福島市、白河市、郡山市、会津若松市、いわき市、南相馬市)で計 11 回の新規高卒者のための就職面接会を開催し、267 社、223 校・1,309 人の生徒が参加。県外で開催される就職面接会にも県内 5 カ所から無料バスを運行し参加(計 4 回実施、67 校・202 人の生徒が参加)。
- ③ 岩手労働局の取組
 - ・ 岩手労働局では、各ハローワークにおける新規高卒向けの求人開拓(被災企業での求人の減少を被災企業以外でカバーするための働きかけ等)に力を入れた。たとえば大船渡所の所長は2011年7月に赴任して早々、半月かけて管内主要事業所70社を訪問し、被災・復興状況を確認するとともに、新卒高卒求人の提出依頼を行った結果、133人の求人を確保した。(⇒結果、管内の就職希望者66人全員の内定がとれた。管内の未就職者はゼロだった。)
 - ・ また、すべての大学にハローワークのジョブサポーターが毎週2日~5日訪問相談するなどきめ細かい取組を行った。
 - これらの取組と、復興需要、復興に関わりたいという学生・生徒側の意識、若い人を地元にとどめたいという地場企業の意向等とがあいまって、2012 年 3 月卒業

者の就職内定率(3月末現在)は、高卒については過去2番目に高い内定率(98.4%) を、大卒等については過去3年で最も高い内定率(89.2%)を記録した。

〔図3-24-1〕



(資料出所:岩手労働局作成資料)

[図3-24-2]



(資料出所:岩手労働局作成資料)

2012年3月新規高卒求人(岩手県内、主要産業別)

※2012年3月末現在

	県内求人数(人)	対前年同期比(%)
建設業	437	65.5
食料品製造業	182	▲ 10.3
繊維工業	155	1.3
鉄鋼業	30	30.4
輸送用機械器具製造業	165	61.8
卸売業	104	22.4
小売業	225	24.3
宿泊業	113	▲ 15.0
飲食サービス業	91	33.8
生活関連サービス業・娯楽業	236	29
医療•福祉	310	12.7

(資料出所:岩手労働局作成資料から作成)

※ 職員ヒアリング記録より

- 大船渡所における高卒求人の確保〔資料 1-14〕
- ・ 昨年7月に赴任して早々、半月かけて管内主要事業所70社を訪問し、被災・復興状況を確認するとともに、新卒高卒求人の提出依頼をした(7月1日発表の管内の求人がゼロだった)。その結果、133人の求人を確保し、管内の就職希望者66人全員の内定がとれた。管内の未就職者はゼロだった。今年も、5月に定着指導を兼ねて40社訪問。6月20日の初日において25社85人分の求人を確保した。今年度の高卒求人の出足はいい。昨年度と同等の求人を確保できる見込み。
- 石巻所での新規高卒就職状況〔資料 1-15〕
 - 石巻管内高校の新規高卒者の就職内定率(4月末)は、震災前の2010年3月卒では91.6%(宮城局管内91.4%)だったが、震災直後の2011年3月卒は80.0%(宮城局管内88.2%)に低下した。2012年3月卒は、学卒ジョブサポーターによる積極的な求人開拓や相談・紹介もあって、求人倍率1.64、内定率98.6%(宮城局管内98.1%)となった。

(8) 障害者就労支援

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月厚生労働省職業安定局」より≫

・ 被災した障害者等については、ハローワークに設置した「特別相談窓口」に加え、(2011年)4月4日 から地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置し、被災後の雇用継続に関する相談業務等を行った。24年1月末までの相談実績は576件(障害者360件、事業所216件)となっている。また、第一次補正予算成立後は、ハローワークによる避難所等への出張相談で障害者の就労ニーズを把握した場合に、地域障害者職業センターによる訪問相談を実施することにした。

なお、被災した事業主への対応として、障害者雇用納付金の納付期限の延長等を行うとともに、障害者の雇用の維持等の観点から、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給要件の緩和等や就労支援機器等の優先的な貸し出しを行った。

・ (11 月 27 日に成立した第三次補正予算により)被災地の障害者については、一旦失業すると再就職が特に困難であり、職場定着についても時間を要することから、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充し、被災地の障害者の雇用促進及び雇用継続を図った。

[岩手労働局の場合]

- ・ 岩手労働局のデータから、震災の被災地の障害者雇用への影響について見てみる。
- ・ 岩手労働局の震災後の 2011 年度の障害者職業紹介状況を見ると、新規求職申込件数は前年より 237件 (17.6%)増加し 1,580件となった。その増加分の内訳を見ると、身体障害者で71人(13.2%)、知的障害者で73人(25.1%)、精神障害者で82人(17.4%)の増加となっており、特に知的障害者の45歳以上の者が26人(104.0%)の増加となった。また、所別に新規求職申込件数の増加をみると、盛岡所と沿岸4所(釜石、宮古、大船渡、久慈)で増加している。
- ・ 沿岸の津波被災地域では、水産加工業からの中高年の知的障害者を含む多くの障害 者の離職があったとのことなので、このデータはそれを裏付けている。
- ・ また、知的障害者については、就職の方は前年に比べて伸びておらず(2011 年度 211 件で対前年比▲0.5%)、2011 年度の段階では、沿岸の水産加工業者の復旧の遅 れなどから離職者があまり復帰・就職できなかった可能性も推測される。

(9) 「日本はひとつ」しごと協議会

≪「『日本はひとつ』しごとプロジェクトの 1 年の取組~東日本大震災からの復興に向けて~平成 24 年 3 月 厚生労働省職業安定局」より≫

- ・ 増大する復旧事業や様々な分野の就労機会を、被災した方々の就労に確実に繋げていくためには、自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図る必要がある。このため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体等が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ、被災県ごとに設置し、
 - 復旧事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
 - 被災した方々、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
 - 復旧事業の求人のハローワークへの提出

といった点について地域レベルで合意し推進することにした。

この結果、全ての都道府県で (2011 年) 4 月 28 日までに同協議会は設置され、被災者の就労支援に向けた地域の協力体制を構築している。

[宮城局の場合]

- ・ 宮城局の場合は、国の東北管区機関が集中していたので、これら管区機関・県・労 使団体の参加を得て開催した。連携の実をあげるために幹事会も開催されている。
- ・ 宮城県における 2011 年度における「しごと協議会」の開催状況は次のとおり。
 - 4月14日 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会発足
 - 4月25日 第1回会議開催
 - 4月27日 第1回幹事会開催
 - 6月 1日 協議会委員に対する被災者等の就労支援及び雇用創出に際する雇用の 質の確保についての要請
 - 10月28日 第2回幹事会開催
 - 12月22日 第2回会議開催

[岩手労働局の場合]

・ 岩手局における「日本はひとつ」しごと協議会委員は次のとおり。

岩手県(商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長)

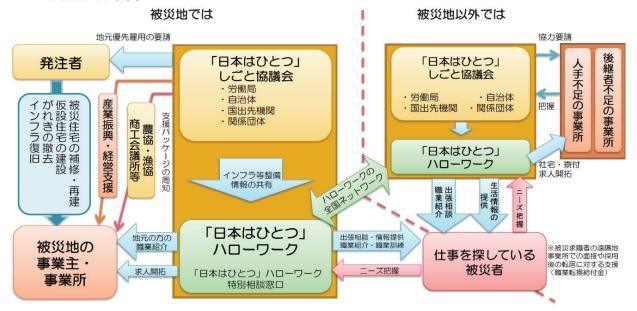
県市長会会長、岩手県町村会会長

県経営者協会会長、県商工会議所連合会会長、県中小企業団体中央会会長、県商工会連合会会長 県建設業協会会長、県農業協同組合中央会会長、県漁業協同組合連合会代表理事会長、県銀行協会 日本労働組合総連合会岩手県連合会 会長、もりおか女性センター センター長

高齢・障害・求職者支援機構岩手職業訓練支援センター所長、産業雇用安定センター岩手事務所長 岩手労働局 局長、東北経済産業局地域経済部 部長、東北農政局盛岡地域センター センター長

「日本はひとつ」しごと協議会

被災者等就労支援・雇用創出推進会議においてまとめられた「「日本はひとつ」ハローワーク・プロジェクト」の取組の一環として、各都道府県労働局を事務局とする「「日本はひとつ」しごと協議会」を設置し、自治体、国の出先機関、関係団体が情報を共有し、被災した方々の生活支援から効果的な就労支援まで一体的に取り組むこととしています。



「日本はひとつ」しごと協議会について

被災地の復旧事業及び様々な業界に係る情報を共有し、被災された方々への地元における就労機会の創出や、各被災地の実情に応じた対策を総合的に協議するため、各都道府県労働局に「日本はひとつ」しごと協議会を設置しています。

この協議会には、自治体(都道府県、市町村)、国の出先機関や産業界、労働界、さらに教育機関等の関係団体が構成員として参加しています。

被災地では

地域の特性、被災した方々の意向を踏まえ、自治体や農協、漁協、商工会議所といった関係団体と連携して、 復旧事業等の情報を共有し、こうした事業に必要となる求人情報等をハローワークに集約して、就職を希望す る方々に情報発信し、仕事とのマッチングを推進することとしています。

被災地以外では

被災した方々を受け入れる自治体の情報や、被災された方々を積極的に雇い入れたいと考えている事業主の情報、それぞれの地域での生活情報等、協議会の構成員である自治体や関係団体等から提供される情報を被災地や被災地以外に避難されている方々にハローワークを経由して提供し、被災した方々としごととのマッチングを推進しています。

また、協議会として様々な情報を発信している地域もあります。(大阪局HP)

3 第3章のまとめ

ここでは、第3章において見てきた被災地等の状況から、今後への示唆も含めた一定の まとめを試みたい。

ただし、第3章で見てきたのは、主としてヒアリングを実施した2012年夏・秋ごろまでの被災地等の状況である。また、「はじめに」で注記したように、ヒアリング対象者・対象局・署所から収集した資料は震災後1年程度までのものが多く、それ以外のものも原則としてヒアリングを最も多く実施した2012年7月までのデータ等を扱うにとどめている。

したがって、本報告が刊行される時点では、すでに有効な対策が実施されている部分や 状況が変化している部分があると考えられることにもご留意いただきたい。

(水産加工の人材確保関係)

- ・ 今後も被災沿岸地域を支える基幹産業であり続けるであろう水産加工業は、震災で特に甚大な被害を受け、再開のスピードが遅い一方で、従業員の戻りも遅い。元従業員の中には、i)元の勤め先の再開を待っている人(つなぎ仕事をしている人を含む)のほかに、ii)生活の本拠が定まらず、被災や仮設住宅入居等に伴う家庭環境・通勤環境の変化などで一時的に働けなくなっている人や働く意欲が低下している人、iii)実質的には引退して年金生活等に入っている人などがいると考えられる。
 - ※ 水産加工業では、事業所によって外国人実習生等に依存していた部分もあったので、再開が進むと ともに、この面での人の戻りがどうなるかも顕在的な課題になると考えられる。
- ・ 元の勤務先の再開待ちや、様子見をしている元従業員が水産加工場に復帰するに際しては、上記のような家庭環境の変化等以外に、事業所が再開しても内陸ならいいが海べりは敬遠したいというような要因も影響する。従業員を確保したい事業所の中には、送迎バスのきめ細かな運行の他に、海べりでなくても立地可能な作業(2次加工等)は高台・内陸で再開したり、避難対策(屋上避難所の設置など)も含めた安心できる職場作りに努めているところがある。このような中で、元従業員は元の職場の「人のつながり」への復帰を求めている面が強く、経営者を含めた良好なコミュニケーションの維持・構築が大きなポイントとなっていることにも留意すべきだろう。
- ・ 元従業員の中には引退する気持ちが強かったり、復帰できない環境が継続するようなケースもあり、元の従業員の再雇用のみでは震災前の人数を確保できないと考えられる。したがって、水産加工の従業員確保のためには、新規の労働者を確保する必要があることもポイントの1つであろう。新規労働力にとって魅力のある職場にするためには賃金等の待遇面や作業環境も重要である。

- ・ 元の職場が再建されても復帰するかどうか迷っている人、元の職場への復帰をあきらめて他の水産加工場を検討する元従業員や、新規で水産加工場を検討する求職者のためには、再建された水産加工場を実際に目で見てもらうことの意味も大きいと考えられる。
- ・ 一方で、水産加工の事業再開はまだ途上であり、全部又は一部が再開していない多く の事業所は他地域に販路を奪われる恐れなどを感じ、再開後の事業運営にも不安感を持 っている。この際、単に「被災地(応援)」のイメージだけでなく、付加価値の高い競 争力のある産地としてのイメージ(ブランド)を定着させることの必要を事業者は感じ ており、これを国・自治体がどこまで支援できるかという点もポイントになっている。

(復旧・復興に伴う労働力需要等)

- ・ 復旧・復興工事に伴い、被災地の建設業の雇用保険被保険者は震災前よりも大幅に増加している(石巻所では2012年7月の段階で震災前の2011年2月より1,260人・25.4%の増)。また、建設・土木関係の労働力需給はひっ迫しており、未経験者を含めて全国から労働力が調達されるようになっていると言われている。
- ・ しかし、これら建設業関係の仕事で地元の求職者が就くことができるものは、臨時的 な期間雇用(「つなぎ仕事」)が中心だったと言われている。また、復興関係の公共事業 自体が永続するものでないことは言うまでもない。
 - ※ 仮に求人条件で「期間の定めのない雇用」となっていても、仕事自体がそれほど長く続くものではないと推測されれば、求職者からは、臨時的な求人とみなされるであろうということにも注意が必要である。
 - ※※ 資格・経験を求める求人が依然として一定割合を占める中で、地元には資格者・経験者が限られているというミスマッチを指摘する声もある。
- ・ このような中で、仮設住宅等に入居し生活の本拠が定まらない人は、未だ定職に就ける環境にないため「つなぎ仕事」を選択せざるを得ない面もある。地元で定職を探していてなかなか見つからない人、前の職場への復帰を願っているがかなわない人にとっても同様である。
- ・ しかし、「つなぎ」の後を明確に予定できている人は少ないであろう。建設・土木関係の「つなぎ仕事」をしている地元の人たちが、資格・経験が不要な作業以外の建設の 仕事に移れるかどうかについても明らかではない。
- ・ 復旧・復興にともなう消費需要をキャッチしようと、被災地では小売業等の復旧や展開も進んでいるが、復興に伴う労働力需要が去った後どうなるかについては不透明である。

(若年者や子育て世代を中心とする人口流出等)

・ 既に見た石巻の例などから、若年者や子育て世代の中に、安定した仕事や安心できる

子育て環境を求めて被災地(特に沿岸や福島第一原発周辺)を離れる志向があったことがわかる。復旧・復興関係などの事業の就労をつないでいくことは、将来のためにも子供のためにも早く生活を安定させたい若い層・子育て層にとって魅力のあるものではないだろう。

- ・ 次代・次々代を担う世代の流出は、復興需要が去った後の被災地の将来に対する懸念 をさらに高めているが、流出した世代は、復興需要が去った後のことも不安視して流出 したものと考えられる。
- ・ 結局、復興需要が去った後を見越し、地場の強みを生かした産業の再生・育成や企業 誘致がどのように進むか、その状況を見て、若年者や子育て世代の流出・回帰の方向や スピードが変化していくと思われる。
 - ※ 宮城県内新規高卒求職者の県外就職を希望する割合について、宮城労働局のホームページ公表資料を見ると、2010 年 12 月末:17.2%、2011 年 12 月末:25.2%、2012 年 12 月末:16.4%となっており、震災翌年度卒業者の県外就職希望割合が大きく高まったものの、次の年度の卒業者については県内求人の大幅増(2011 年度卒:1.56 倍⇒2012 年度卒:1.90 倍)もあって、震災前とほぼ同水準に戻っている。
 - ※※ 福島第一原発事故関係の避難者については、除染の進捗にもよるが、生活の本拠が定まらない状態が長引く恐れがあり、生活や就労の場が避難先の方に移る可能性も高くなると考えられる。

(雇用復興推進事業等)

・ このような中で、震災後当初は被災求職者に対する期間雇用の仕事の供給に大きな役割を果たしていた雇用創出基金事業のような施策体系においても、雇用復興推進事業 (事業復興型雇用創出事業、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)の追加等により継続的な雇用の場の確保の方向でインセンティブづけがなされている。

これら雇用創出基金による事業が産業の再生・育成や企業誘致に対して持つ効果を十 全に生かすことは重要なポイントの一つである。

・ また、介護・医療の関係については、避難生活が長引く中で要介護者が増加し、これに対応して雇用労働者も震災前より増加している(石巻所では 2012 年 7 月の段階で、 震災前の 2011 年 2 月より 467 人・20.4%の増)。この分野はもともと人手不足であるから、より幅広い層を受け入れうる安定した雇用の場となるための方策が重要と考えられる。

(不安定な状態で取り残される人たちへの息長い支援)

・ 被災地では、仮設住宅の入居者を含め、求職活動を活発に行っていてもなかなか採用 されず、気持が萎えている人、家族を亡くして気持ちの整理がつかず引きこもってしま う人、自暴自棄・アルコール依存の心配のある人もいる。

- ・ 既に年金生活(老齢年金、遺族年金)等に移行している人もいると考えられるが、今後、義援金等による貯金を取り崩している人がこれらの枯渇に伴って生活に困窮するケースも出てくる恐れがある。
- ・ また、いずれ復興需要の減少・終息に伴い「つなぎ仕事」の場が枯渇していく中で、 これらによって生計を維持してきた人に関する安定した就職に向けた相談・支援のニー ズが高まることも予測される。
- 仮設住宅等において、このような形で取り残される恐れのある人の状況を常に把握しつつ、息長く相談・支援の対応をしていくことも重要と考えられる。

東日本大震災被災地における労働行政機関の今後の支援・対応については、これらの点に留意しつつ、産業・復興・福祉等の行政分野との一体性のある支援を行う必要があると考えられる。

また、仮設住宅入居者への支援や地域動向に即応した支援を行うため、就職支援ナビゲーターや求人開拓推進員などのアウトリーチを生かしつつ、NPO など地域や特定分野に溶け込んだ支援を行う各種主体とのネットワークを構築することが重要と考えられることも付言しておきたい。

第4章 広域的な影響と遠隔地における支援

1 被災求職者の全国的状況

資料 5 の 1 に、全国のハローワークの求職者のうちの(1)震災被災者(住居喪失者以外) と、(2)震災被災者(住居喪失者)の状況を掲げた。

ア 被災求職者の全国分布

- ・ 東日本大震災の被災求職者は、その広域的な被害状況とともに、広域的に避難がな されたことから、全国に分布している。
- ・ 被災求職者が特に多いのは、被災 3 県を除けば東北の他の 4 県 (青森県、秋田県、山形県、新潟県) と関東 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川) である。 これらの地域には、震災自体の影響を受けた地元の求職者がいたことと、震災避難者 の県外避難先がこれらの地域が多かったことの両面が影響していると考えられる。
- ・ なお、「震災被災者」としての求職登録は、自己申告によることに注意が必要である。

イ 被災求職者の求職申込と就職

- ・ 震災被災者である求職者(休業者への特例給付以外の雇用保険受給者も含まれる。)の大部分は2011年の4月から5月に求職申し込みを行っていると考えられる。しかし、資料5の1を見ると、この間に震災被災者(住居喪失者以外・住居喪失者)の新規求職者が多いものの、その後、漸減しつつ震災後1年半経過した段階でも計上されている。このことから、①いったんつなぎ仕事に就職して雇用期間が終了し再度求職申し込みをするケース、②当初は雇用保険の特例措置(休業給付)の手続きをしたが、再開の目途が立たないことから求職申し込みをして通常の失業給付に切り替えるケース(この中には、3度目の延長給付である広域延長給付に入るためには「休業」状態ではなく「離職」して求職申し込みをする必要があることが契機になった場合も含まれる。)、③自営で再開を目指していたがあきらめてハローワークに求職申し込みをしたケースなどがあったことが推測される。また、これらの被災求職者の就職率が相当高くなっていることは、雇用創出基金事業、建設・土木関係等で就職が容易な「つなぎの仕事」に就職している割合が高いことを推測させる。
- ・ 被災求職者の就職が特に高くなっている時期は、2011年の5月~10月と2012年の3月である。いずれも、後述する被災者対象求人や、復旧・復興関係求人・雇用創出基金事業求人の提出が多かった時期(2012年2~4月は、新年度から採用予定の求人が多数申し込まれる時期である。)であり、これらの求人に元自営業者も含めて多

くの求職者が応募した結果と思われる。なお、2012 年 3 月前後の新規求職者・就職件数のピークは、被災地において雇用保険給付の延長が終了した人が多かった時期とも重なる。

- ・ このような就職件数の山・谷の状況は、避難所や仮設住宅などで避難生活を続けている者が多くを占めると考えられる「住居喪失者」の場合でも同様である。
- ・ なお、関東地方における住居喪失者の就職のピークが震災 2ヶ月後の5月であることにも注目したい。資料5の2の(1)の表にあるように、関東では震災翌月の4月に大量の被災者対象求人(約1万5千人、うち39%が社宅・寮付き)が受理されたことから、関東の被災者や関東への避難者にとっては、早期の段階で、つなぎ仕事も含め就職しやすい環境が整ったものと考えられる。

全国行政の機動性が生かされた例であろう。

・ 双葉町住民が集団で避難するなど、多くの遠隔避難者を受け入れた埼玉県における 埼玉労働局・同管内ハローワークの取組については、次々節で触れる。

2 震災被災者対象求人等の全国的状況

ア 被災者対象求人の状況

・ 資料 5 の 2 の (1) は東日本大震災の「被災者対象求人」(被災者の方を積極的に雇いたいという求人、社宅・寮付き等被災者の方に一定の配慮を行う求人) についてのデータである。これらは、ハローワークの全国ネットワークの中で被災者支援の一環として確保された。2011 年 4 月のみでも、全国で 30,000 人分以上の求人が確保され、その 43%が社宅・寮付きの求人だった。その結果、関東に避難した被災求職者が早期に就職できる環境が整備されたことは既に述べたとおりである。

2011年4月から2012年7月までの累計では242,670人で、約7割が被災3県以外で受理されている。社宅・寮付き求人が全体では32%となっているが、東北以外では関東で43%となっているなど40%を超えている。東北以外の場合は被災地から遠隔避難する求職者を受け入れようとの趣旨のものが多いので、社宅・寮は被災地以外にあるケースが多いと考えられる。充足率は岩手県、福島県、及び被災3県以外の東北4県で高い。

イ 復旧・復興関係求人の状況

・ 資料 5 の 2 の (2) は東日本大震災の「復旧・復興関係求人」に関するデータである。 被災者対象求人との重複もあり、建設業関係の仕事が多いと考えられる。 2011 年 4 月から 2012 年 7 月までの累計では、全国で 38,539 人の求人が受理され、このうち約 半数が被災 3 県以外で受理されている。社宅・寮付き率は 54%であるが、東北以外では関東で 87%となっているなど 80%を超える。職員ヒアリング結果からは、少なくとも被災地現地の求人は臨時的なものが多いと言われていた。

既に見たように、被災地の復旧・復興需要は、建設関係労働者について相当激しい需給ひっ迫をもたらしており、地場の賃金が上がる一方で全国から人を集めて被災地に送りこもうという動きが大きくなっている。この動向の中で、復旧・復興関係求人が全国で出されていると考えられる。この場合、就労場所は被災地周辺と考えられるので、社宅・寮の所在地は被災地とその周辺である。充足率は全国で19%、宮城22%、福島23%だが、岩手県では40%と高い。

ウ 緊急雇用創出事業等求人の状況

- ・ 資料 5 の 2 の (3) は東日本大震災の「被災者対象求人かつ緊急雇用創出事業等求人」の状況を示す。「緊急雇用創出事業等」は、緊急雇用創出事業又は重点分野雇用創造事業を指しており、これらには、震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出する「震災等緊急雇用対応事業」と、被災地において被災者の安定的な雇用機会の創出を図る「雇用復興推進事業」が含まれる。この求人が、震災後当初は「つなぎ仕事」の求人として、また、その後、長期雇用につながる研修の場として被災地に貢献してきたことは既に触れたとおりであるが、2011 年 11 月に成立した第 3 次補正予算で追加された「雇用復興推進事業(事業復興型雇用創出事業及び生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)」において、期間の定めのない雇用や 1 年以上の雇用の推進が図られている。
- ・ 基金事業ではすべての求人がハローワーク求人になっているわけではなく、基金事業求人がすべて被災者対象求人となっているものでもないので、これが基金事業求人の全貌ではない。この求人の状況を見ると、2011 年 4 月から 2012 年 7 月までに全国で約 34,854 人の求人がハローワークに出され、そのうちの約 14,489 人分が被災 3 県で出されている。社宅・寮付き率は低いが、充足率は 54%と高く、特に岩手県において 73%と高い。

3 埼玉労働局・ハローワークによる福島県からの避難者支援

- ・ 福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等により、福島県では多くの広域避難者が発生した。避難指示区域内の市町村の中には、原発の一部が立地する双葉町のように、 住民・町役場・町議会などが集団で埼玉県に避難したようなケースもある。
- ・ 埼玉労働局及び管内ハローワークでは、これら避難者に対し、雇用保険の特例措置(休業の場合の特例給付)等の相談・手続き・支給や求人の確保・職業相談・職業紹介など、 機動的で一貫した支援を行っている。
 - ※ 埼玉労働局は、福島労働局に対し、全国応援による職員派遣も行っていた。2011 年 4 月 10 日から 7 月 29 日まで継続的に23 人(1~2 週間づつ)。この他、2012 年の1月21日までの間に、宮城に2 人、岩手に2人をスポット的に応援派遣した。

ア経過

- ・ その経過を時系列で見ると次のとおりである。
 - 2011年3月19日(土) さいたま市「さいたまスーパーアリーナ」に、原発事故から避難してきた主に双葉町の住民がバス30台で到着。1,721人のうち1,260人が双葉町民(双葉町の町民は全部で約6,800人)。双葉町長も町議会も移ってきた。
 - 3月21日 労働局担当者がスーパーアリーナ内の双葉町コーナー(町職員も多数いた) に行き、今後の支援について申し入れるも対応不能であった。
 - 3月22日 再度、労働局担当者がスーパーアリーナ内の双葉町コーナーに行き、雇用 保険特例給付の説明会の実施について申し入れ、周知要請をした。
 - 3月23日 雇用保険特例給付の説明会を労働局会議室(埼玉労働局はスーパーアリーナと隣接)で実施し、スーパーアリーナから163人を誘導した。
 - 3月24日~4月11日 スーパーアリーナに相談コーナーを開設し、雇用保険相談、職業相談(寮付き・住込求人情報の提供等)、雇用促進住宅に関する相談、事業主への助成金相談を実施。
 - 3月25日 スーパーアリーナの避難事業主を対象に、埼玉労働局会議室で雇用調整助 成金等の説明と労働相談を実施
 - 3月28日~30日 スーパーアリーナの避難者を対象に、埼玉労働局会議室で雇用保険特例措置の給付手続きと個別相談を実施(対象者245人。話を聞きつけて、東京や千葉からも震災避難者が来たので、実際にはもっと多くが来ていたが、手続きはそれぞれの居所のハローワークで行うよう振り分けた。)。
 - ※ 雇用保険特例措置の給付手続きは、①本人の申告書や賃金明細を元に、可能であれば事業主の避難地のハローワークを通じて賃金等を確認して、休業票を職権交付するところから②受給資格決定、③説明会、④写真撮影・受給資格者証の交付までを行った。この3日間以外にも同様の方法で相当数の給付手続きを行った。
 - 3月30日~31日 双葉町民と役場・議会はスーパーアリーナから加須市の旧騎西高校(ハローワーク行田管内)に移転。同時期に、スーパーアリーナにいた浪江町町民などは近くの9施設へ別れて入った。
 - ⇒ 以後、署所長が分担・連携して県内全域の避難先(30箇所以上)に赴き、 ニーズの把握を行った。
 - 4月4日 第1回双葉町就労支援会議(加須市、双葉町、埼玉労働局、ハローワーク 行田、行田労働基準監督署、埼玉県就業支援課)
 - ⇒ 以後随時開催され、2012年2月7日に第5回が開催されている。

- 4月8日より4週に1回づつ雇用保険の認定。当初は受給者の多くが車等所有しておらず、行田所への交通手段がないことから、旧騎西高校に出張して実施(労働局職員6人と行田所職員2人)。4月8日の対象者は73人。
- 4月5日~ 旧騎西高校での常設の相談窓口を設置(ハローワークの正規職員1名と、 2人の非常勤職員のうち1名とで、携帯端末を使った2名体制の窓口)し、 雇用保険相談、職業相談(寮付き・住込求人情報の提供等)、雇用促進住宅 に関する相談、事業主への助成金相談を実施。
- 4月14日 双葉町の避難者から2人をハローワーク行田の非常勤職員として採用。正 規職員とペアで上記常設相談窓口の担当とした。ただし、採用後1ヶ月は研 修をした。
- 4月中 求職者の要望をとりながら、騎西高校周辺の2つのモール・スーパーで求 人を確保し、それぞれの面接会を実施(会場への交通手段がないことから、 モール・スーパー側に送迎バスの手配を依頼)
 - ⇒4月21日: 求人事業所23社(求人数27件・42人)、参加避難者27人、紹介16件、就職3件
 - ⇒4月26日:求人事業所1社(求人数8件・30人)、参加避難者8人、紹介8件、就職4件
- 5月25日 職業訓練(離職者訓練、休業中も活用できる在職者訓練)についての説明 会を実施(参加避難者25人)
 - ※ この日、雇用促進住宅行田住宅のニーズについて双葉町と打ち合わせ をしたが、避難者の入居希望なし(昭和 56 年以前の耐震基準を満たさ ない宿舎への希望はない)とのこと。
- 6月16日 震災被災者が面接時使用するスーツ、就職後の通勤時のスーツを確保する ため数社に対して要請した結果、花菱縫製(株)より提供される(14名)
- 6月27日 就職支援セミナー実施(参加避難者40人)
- 7月22日 ハローワーク行田「日本はひとつ」就職支援面接会開催

〔主催〕ハローワーク行田、行田地区雇用対策協議会

〔後援〕行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、双葉町

[求人事業所] 20 社、求人数 44 件・148 人

〔参加求職者〕58人(一般34人、震災被災者17人、既卒3年以内7人)

[紹介件数] 59件(一般43件、震災被災者12件、既卒3年以内4件)

〔就職件数〕6件(うち被災者2人)

- 7月29日 第5回の雇用保険認定。対象者は113名(休業65名、離職48名)。
 - ※ 車の所有者も増え、交通手段の確保が概ね図られたことをアンケート調査により把握したことから、この回から、出張でなくハローワー

ク行田での認定に切り替え。

12月7日 加須市・ハローワーク行田合同就職面接会開催

〔主催〕加須市、ハローワーク行田 〔共催〕埼玉労働局

〔後援〕行田地区雇用対策協議会、双葉町

[求人事業所] 13 社、求人数 27 件·103 人

〔参加求職者〕41人(一般34人、震災被災者3人、既卒3年以内4人)

〔紹介件数〕41件(一般37件、震災被災者0件、既卒3年以内4件)

2012年3月8日 第2回ハローワーク行田「日本はひとつ」就職支援面接会開催

〔主催〕ハローワーク行田、行田地区雇用対策協議会

[後援] 行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、双葉町

〔求人事業所〕22 社、求人数 43 件・161 人

〔参加求職者〕63人(うち震災被災者3人)

- 10月19日 第21回の雇用保険認定。対象者は8名(休業1名、離職7名)で全員が支給終了。
- ・ また、2012年11月の埼玉労働局職員からのヒアリングによると、3月30日に旧騎 西高校に移転したのは1,200人の双葉町町民だったが、2012年10月時点では、同高 校内には180人。この他700人が高校の周辺の民間アパート等に住んでいる。この人 達は子供のいる人で学校の節目になる3月までは移りたくない人が多い。埼玉県の措 置もあり無料で住める。子供のいない人は福島県内に戻る人が多い。双葉町は、役場 機能の福島県いわき市への移転を準備中だが、その後も旧騎西高校には支所機能は残 す方向、とのことだった。
 - ※ 双葉町ホームページによると、2012年7月17日時点で、双葉町町民のうち福島県内への避難者は3.613人、福島県外への避難者は3.372人(うち旧騎西高校220人)となっていた。

イ 避難者向けの求人の確保の取組

- ・ スーパーアリーナにいた頃は、「困っている避難者を助けるための求人」を県と各市町村が集めてアリーナに展示していたが、労働条件が劣悪なもの、アルバイト求人、 法違反のものも多かった。旧騎西高校に移転後は双葉町就労支援会議(前述)における調整、協議を経てすべて避難者向けの求人はハローワークが採用意向をとりまとめ 受理・確保することになった。
- ・ 行田所では、就職ニーズ (短期アルバイトを含め) を踏まえ、求人開拓を実施した。 また、避難施設から通勤可能な大規模商業施設 (モール・スーパー) の求人開拓を労 働局で実施し、面接会に結び付けた。
- ・ 雇用創出基金に基づき、双葉町の臨時職員として33人の求人を確保した。

- ・ また、4月18日からは、避難者に「求人リクエストカード」を配付し、これに基づ く個別求人開拓を実施した。
- ・ 埼玉労働局全体では2011年6月24日段階で、被災者対象求人を求人件数1,399件、 求人数3,995人確保していた。また、2012年9月30日までに求人件数4,410件(う ち住込み求人・住込み可求人653件)、求人数12,969人(同2723人)を受理している。

[表4-1] 埼玉労働局管内被災者対象求人の職種別状況(2011年3月29日~2012年9月30日受理)

	専門 的・技術 的職業	管理的 職業	事務的職業	販売の 職業	サービ スの職 業	保安の 職業	農林漁 業の職 業	運輸通 信の職 業	生産工 程・労務 の職業	合計
求人受理件数	1,464	10	287	364	643	84	65	212	1,281	4,410
求人数	3,745	15	949	834	1,238	350	208	856	4,731	12,926

(資料出所:埼玉労働局作成資料)

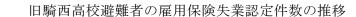
ウ 雇用保険の状況

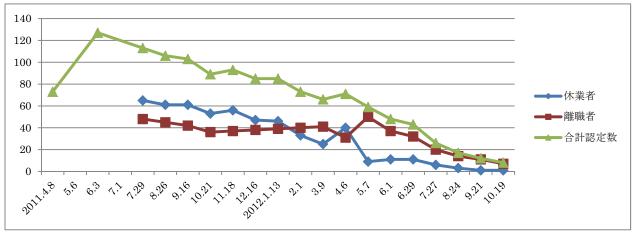
・ 表 4-2 のように、埼玉労働局管内ハローワークで、福島等からの避難者に対して 雇用保険の特例給付の手続きを行ったのは、震災発生から7月までに796人にのぼり、 すべてのハローワークに分布している。このことは、埼玉県に避難してきた東日本大 震災や原発事故の被災者・避難者は、スーパーアリーナや旧騎西高校のみに集中した のではなく、種々のルートで埼玉県内に広く避難場所を見つけていたことを示している。

[表4-2] 雇用保険特例措置(休業給付)の受給資格決定件数 (2011年3月11日~7月20日)

	\	11 0 /1 11	1 / 1 20 月 /		
	3/11	4/21	5/21	6/21	
ハローワーク	\sim 4/20	\sim 5/20	\sim 6/20	\sim 7/20	計
川口	40	33	6	5	84
熊 谷	16	10	3	0	29
本 庄	5	0	0	0	5
大 宮	59	16	5	0	80
川越	47	8	0	2	57
東松山	14	7	1	2	24
浦和	23	3	0	0	26
所 沢	30	12	8	0	50
飯 能	17	4	2	0	23
秩 父	6	0	0	0	6
春日部	68	13	1	0	82
行 田	119	24	5	7	155
草加	58	12	1	1	72
朝霞	22	5	1	2	30
越谷	34	39	0	0	73
計	558	186	33	19	796

(資料出所:埼玉労働局作成資料)





(資料出所:埼玉労働局作成資料)

・ また、旧騎西高校避難者の雇用保険失業認定件数の推移を図 4-1 に掲げた。最初の4回の認定については休業者・離職者別のデータがないが、当初の失業認定のころは、事業主が解雇を明確にしておらずに休業扱い(特例措置)としていたものが多かったと思われる。これが、事業主の事業再開断念や広域延長延長給付への切り替え(離職し求職活動をしていないと、3 度目の延長給付である広域延長給付の対象にならない。)等により、離職扱いの方に移行していったと考えられる。また、休業中の場合、事業主とのつながりもより強く残っているので、福島に早く戻った例もあったと思われる。

工 職業紹介状況

[図4-1]

- ・ 表 4-3 に、埼玉労働局管内ハローワークに求職を申し込んだ震災被災者とその就職状況(ハローワーク経由)を、表 4-4 に騎西高校(福島県双葉町)「ハローワーク行田・相談窓口」の紹介による就職状況を掲げた。
- ・ 有効求職者(ハローワークに登録中の求職者)は、2011 年 6 月をピークに徐々に減少している。就職件数も漸減しながらもコンスタントに計上されている。ただし、新規求職者についても、漸減しながらもなくなってはいないので、1 のイで触れたように、つなぎの仕事が終わって再度求職者として登録している人等があるものと考えられる。また、2012 年 10 月段階でも、旧騎西高校とその周辺には 900 人近くの双葉町住民が滞在しているとのことなので、これと有効求職者・新規求職者の漸減の傾向を考え合わせると、期間の長い仕事(期間の長い「つなぎ仕事」を含む。)に就く人が増えていることや、就職活動をやめている人がいることの両面も推測される。
- ・ 表 3-11 は、旧騎西高校での職業紹介の状況であるが、就職先の 94%が正社員以外であり、79%が基金事業求人であることがわかる。生活の本拠が定まらない避難者の就職ニーズの多くは「つなぎ仕事」であり、その中でも基金事業の果たしている役割が大きかったことが改めてわかる。

[表4-3] 埼玉労働局被災求職者(住居喪失者)の推移

201	2011 年		4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
	新規求職者	117	627	381	246	171	126	133	154	103	82	2140
①震災被災者	有効求職者数	117	764	1050	1079	961	800	753	740	738	669	-
	就職件数	3	65	<u>103</u>	56	64	74	57	45	56	43	566
② ①のうち	新規求職者	16	<u>105</u>	56	42	29	19	27	26	15	10	345
住居喪失者	有効求職者数	16	123	165	<u>180</u>	145	113	115	114	110	97	-
正冶安人名	就職件数	0	11	<u>13</u>	11	10	13	12	11	5	10	96

201	2012 年		2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7 月	8月	9 月	小計	合計
	新規求職者	107	113	108	88	64	58	44	33	40	655	2795
①震災被災者	有効求職者数	640	651	673	640	550	483	408	333	267	1	-
	就職件数	37	32	37	65	38	55	28	14	47	353	919
@ (1 0 3+	新規求職者	18	21	14	14	13	10	12	2	7	111	456
② ①のうち 住居喪失者	有効求職者数	91	96	92	88	72	63	60	46	41	1	-
	就職件数	6	8	3	9	7	8	4	1	8	54	150

(資料出所:埼玉労働局作成資料)

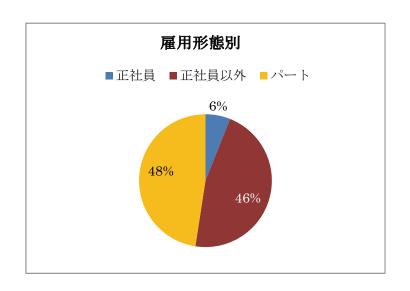
[表4-4] 騎西高校(福島県双葉町)「ハローワーク行田・相談窓口」の紹介による就職状況 ※ 資料出所:埼玉労働局作成資料

1 年齢別性別就職数

	計	うち男	うち女
20 歳未満	1	1	0
20 歳以上~30 歳未満	25	15	10
30 歳以上~40 歳未満	42	24	18
40 歳以上~50 歳未満	68	48	20
50 歳以上~60 歳未満	42	26	16
60 歳以上~70 歳未満	58	49	9
70 歳以上	12	11	1
計	248	174	74

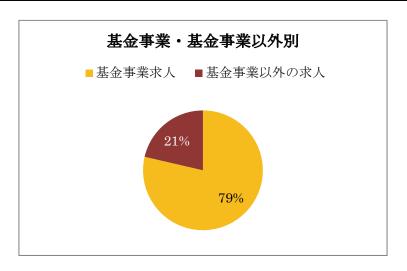
2 雇用形態別、性別の就職数

	計	うち男	うち女
正社員	15	12	3
正社員以外	115	88	27
パート	118	74	44
計	248	174	74



3 基金事業、基金事業以外別の就職数

	計	男	女
基金事業求人	195	152	43
基金事業以外の求人	53	22	31
計	248	174	74



オ 遠隔地における支援の意義と課題

・ 双葉町の町長も埼玉労働局がよく動いてくれることに大変感謝していると言っているように、この間の埼玉労働局やハローワーク行田をはじめとする管内ハローワークの機動的かつ積極的な対応は、避難自治体・避難者や地元自治体にも高く評価されている。被災地住民に対し、遠隔地において雇用保険給付、就職支援が迅速になされたことは、ハローワークが全国組織であることのメリットであるが、常にその特性を活

かせるように機動力を高めていく必要がある。特に自治体が行う就職支援は、不慣れであることや労働基準法や男女雇用機会均等法の知識が不十分であることもあって、 収集した求人条件が法に抵触するものが少なくなく、国と自治体とが一体となって支援することの重要さが再認識された。

- 一方で、遠隔避難中の避難者の意識が揺れ動いてきたことは、次のような報道にも表れている。
 - ① 2011 年 4 月 14 日付けの埼玉新聞によれば、埼玉県がその段階で行ったアンケート結果は次のとおりだった。

『旧騎西高校に滞在する双葉町町民のうち子どもやお年寄りを除く約700人に調査票を配付し、382人(男203人、女179人)が回答。188人(49.2%)が仕事の斡旋を「希望する」と答えた。希望する勤務地(複数回答)は、避難所がある「加須市」が145人と大多数。「加須市を除く埼玉県」は50人、「東京都」も18人いた。埼玉を中心に関東で就職を望む声が多く、「出身地域」の70人を大きく上回った。

就業形態では「こだわらない」が83人で最多。次いで「アルバイト・パート」61人、「正 社員」が41人、「派遣・契約」7人。

希望する職種は「営業・販売系」や「技術系」「事務系」が多かった。

就職の時期は「今すぐ」の 49 人に対し、「1~2 カ月後」86 人、「3 カ月以降」46 人と 1 カ月以降が7割 以上を占めた。県就業支援課は「雇用保険や住居の関係もあり、就職はしばらく様子を見てからという人も多い」と分析する。』

② 2 カ月後の 2011 年 6 月 15 日付けの埼玉新聞の記事によれば、埼玉県が再度行ったアンケート結果(5 月 23 日~27 日実施) は次のとおりとなっている。

『18 歳以上(高校生を除く)の男女 748 人を対象にし、493 人から回答を得た(回答率65.9%)。現在の仕事の有無を尋ねたところ、「仕事はしていない」との回答が 78%、「仕事をしている」は 16%、「仕事に就く予定がある」は 6%だった。

「仕事をしていない」と答えた人のうち、就労を「希望する」が 26%だったのに対し、「希望しない」は 74%いた。「希望しない」理由 (複数回答) としては「高齢のため」が 30%で最多。次いで「見通しが不透明で活動しにくい」 19%、「住宅が決まってから仕事を探す」 11%、「避難先では仕事ができない」との回答も 6%あった。

就労を「希望する」人のうち、勤務地を「加須市及び近隣市」とした人は 61%。福島県内を 第一希望に挙げた人は 28%だった。』

- ③ 2011 年 5 月 8 日付け埼玉新聞の記事では、避難中の双葉町民の声が紹介されている。
 - ・ 「一歩でも故郷に近づきたい」加須市の旧県立騎西高校で暮らす約 1,200 人の町民は、 今も福島への帰郷を強く望む。だが、原発から 20 キロ圏内が「警戒区域」に設定される など、避難の長期化は必至の情勢。今後の生活再建をいかに図るか。人々は難しい決断を

迫られている。

- ・ 「下の子どもが高校を卒業する 2 年後までは埼玉で頑張る」。双葉町で専業農家をしている 50 代女性。4 月下旬、大手スーパーでパートの面接試験を受けた。・・・それでも、将来的に埼玉に定住することには、ためらいもある。「正社員になることまでは考えていないんです」。困惑した表情で語った。
- ・ 埼玉労働局によると、避難する町民向けには、4月下旬で約1,000件の求人案内が寄せられている。だが、応募は圧倒的に少ないのが実情。東京電力の仮払金などで当座の現金が入ることや雇用保険が使えることが背景にあるとみられ、担当者は「前の会社を辞めて埼玉で仕事を探すべきか、まだ迷っているのでは」とみる。「国や町、東電も先行きを示せないから、仕事を探す場所も自分で判断するしかない」。元団体職員の男性(47)が苦しい胸のうちを明かす。・・・先の見えない暮らしに募る不安。いっそのこと「10年は帰れない」と言ってもらったほうが、生活基盤をどこでつくるのか決断できる」とつぶやいた。
- ④ また、2012年3月30日付け東京新聞の双葉町の役場機能の移転構想の関連記事には、『加 須市のアパート家族5人で生活し、今月中旬まで第三セクターの臨時職員をしていた男性(38) は「学校に慣れた子どものことを考えると、加須に残りたい。ただ、役場と一緒に移動する ことも考え、今後も臨時雇用で働きたい。」と揺れる胸の内を明か』していることが紹介さ れている。
- ・ 第3章の1の(12)で見たように、原発事故の避難者については、福島労働局や管内 ハローワーク職員からのヒアリングにおいて、除染や警戒区域設定解除の見通しが立 たないこと、東電からの不動産関係の賠償がどうなるかわからないことなどで将来の 住居地をどこにするかの見通しが不透明なことなどが、「つなぎ仕事」には行くが正 社員就職を希望するに至らない状況につながっている点が指摘されている。同じこと が埼玉への避難者にも当てはまるものと考えられる。

また、いったん避難先に定着すると福島県内への帰郷の意向が弱まることもありえよう。埼玉県内の避難者のような遠隔地避難の場合は尚更である。子供の関係(子供への放射能の影響が心配。子供が避難先になじんでいるので、移動するとしても卒業・進級の節目にしたい等)を指摘する声も多い。

・ 2012 年秋の職員ヒアリング以降、さらに状況は変化していると思われるが、いずれ にしても避難者の置かれている状況は複雑であり、このような中にいる避難者に対し て、どのようにしたら的確な支援の手を差し伸べることができるのか。関係行政機関 で連携しつつ、知恵を出し合い試行錯誤することが必要であろう。

補章 福島第一原子力発電所事故に伴う除染業務に関する労働 力需要等について

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により福島県内を中心に広域的な 放射能汚染が発生し、国策として除染作業が推進されている。

この補章では、東日本大震災に伴い発生した労働力需給の特徴的な一端を示すものとして、 この業務に関する計画・実施状況と、これに伴う労働力需要等について、資料の収集・分析 結果等をとりまとめている。

この補章に限っては、本資料シリーズの調査対象期間(震災後1年間程度を中心とし、原則として2012年7月ごろまで)とは異なり、2013年4月の状況を中心に取り扱っている。

1 除染作業の計画等について

(1) 除染実施地域と除染実施計画

ア 国直轄の除染実施地域(除染特別地域)について

- ・ 国が直轄で除染を行う地域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)第25条第1項の規定により「除染特別地域」として指定された7町村(浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、葛尾村及び飯館村)全域及び4市町村の一部(川内村、田村市、川俣町及び南相馬市の警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域)である。これらの「除染特別地域」は、すべて同法第11条第1項の「汚染廃棄物対策地域」との重複指定となっている。
- ・ これらの地域における除染は、同法第7条第1項の「基本方針(平成23年11月11日閣議決定)」、「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)について(平成24年1月26日環境省)」、同法第28条第1項の「特別地域内除染実施計画」(これまでに双葉町と富岡町を除く9市町村について策定済み)により実施されている。
 - ※ 「除染特別地域」は、放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、「線量が高く土壌等の除 染等の措置の実施に当たって高いレベルの技術及び作業員の安全の確保への十分な配慮が必要である こと、国の指示に基づき立ち入りが制限されている地域であること等を踏まえ指定するものと」されて いる。

※※ 「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)について(平成24年1月26日環境省)」 より

- ○除染計画の策定に当たっての基本的考え方(抜粋)
- ・ 住民の一日も早い帰還を目指すため、まずは、避難指示解除準備区域となる地域及び居住制限区

域となる地域について優先的に除染を実施する。<u>これらの地域については、平成 26 年 3 月末まで</u>に、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において土壌等の除 染等の措置を行い、そこから発生する除去土壌等を適切に管理された仮置場へ逐次搬入することを 目指す。

- ・ <u>帰還困難区域となる地域</u>については、<u>高線量の地域で除染モデル実証事業を実施</u>し、その結果等 を踏まえて対応の方向性を検討する。
 - (注) 1. 避難指示解除準備区域:避難指示区域のうち、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下 になることが確実であると確認された地域。帰宅を希望される方が 1日も早くご帰宅できるよう、除染を進めていきます。(環境省 除 染情報サイト)
 - 2. 居住制限区域:年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域。帰宅を希望される方が1日も早くご帰宅できるよう、除染を進めていきます。(環境省 除染情報サイト)
 - 3. 帰還困難区域:5年を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らない恐れのある、現時点で年間積算船長が50ミリシーベルト超の地域。(環境省 除染情報サイト)
 - 4. 森林については、各「特別地域内除染実施計画」において、「住居等近隣における措置を 最優先に行うものとする。その他の森林については、当面は、蓄積されつつある技術的知 見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の対応を検討する。」とされている。

○除染工程の一連の流れ

- 1) 土地の関係人の把握 除染を行う土地等のすべての関係人(住民、所有者等)の氏名等を把握する。
- 2) 現地調査等についての住民説明会 現地調査等の実施に当たり住民説明会を開催し、関係人に除染の説明を行う。
- 3) 建物等の立入りの了解 建物、土地等の状況調査を行うため、関係人から立入りの了解を得る。
- 4) 放射線モニタリング・建物等の状況調査(現地調査) 建物、土地等の放射線濃度モニタリング、建物等の損壊状況の把握等を行う。
- 5) 除染方法の決定 上記の結果を踏まえ、適切な除染方法を決定する。
- 6) 除染方法の確認・除染の同意 除染方法(除染の対象物・範囲・手法等)について、関係人に説明を行い、同意を得る。
- 7)除染作業 同意内容に沿って、除染作業を実施する。

8) 事後の放射線モニタリング等

除染作業後に、除染対象物の放射線モニタリング等を行う。

9) 結果の報告

除染による結果等を関係人に報告し、確認をいただく。

除染事業は、除染計画に沿って、順次事業者に発注を行って進めることが基本となるが、除去された土壌や廃棄物の仮置場等や処理施設の受け入れ能力、作業に要する人員・資機材等の確保 状況などの制約がある場合には、柔軟に対応する必要があることに留意する。

また、事業者への発注に当たっては、地元雇用の確保に配慮する。

※※※ 除染特別地域における除染の方針(環境省「除染情報サイト」より)

[除染の目標]

・ 追加被ばく線量 年間 20 ミリシーベルト以上の地域

追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト以上である地域については、その地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指します。ただし、そのうち線量が特に高い地域については、長期的な取り組みとなると思われます。

- ・ 追加被ばく線量 年間 20 ミリシーベルト未満の地域
 - 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については次の目標を目指します。
 - 1 長期的な目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下とします。
 - 2 平成 25 年 8 月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量が平成 23 年 8 月末と比べて、放射 性物質が自然に減少する量を含めて約 50%減少した状態を実現します。
 - 3 学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、 子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質が自然に減っていく量を 含めて約60%減少した状態を実現します。

〔除染の進め方)

- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域以外の地域については、平成 26 年 3 月末までに、住宅、事業 所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等において除染等を行い、発生する 除去土壌等を仮置場へ逐次搬入することを目指します。
- ・ 追加被ばく線量が特に高い地域においては、まずは国が除染モデルの実証事業を実施します。 これによって線量が特に高い地域における効率的・効果的な除染技術及び作業員の安全を確保す るための方策を確立した上で、段階的に除染を進めます。
- ・ 特別地域内除染実施計画は、地域ごとの実情を踏まえ、優先順位や実現可能性を踏まえたもの とします。
- ・ 除染は段階的に進めます。まず、<u>除染の拠点となるようなところなどから開始し、次に、インフラ(社会基盤)を先行的に行って、本格的な除染を開始し、除染された面積・地区を増やして</u>いきます。 (注) いわゆる「面的除染」
- ・ 除染で発生した除去土壌等については、環境省が市町村の協力を得つつ場所を確保し、一時的 な保管をします。

※※※※ これらの他、環境省は「除染関係ガイドライン (平成 23 年 12 月)」において、除染の具体的 方法について詳細に記述している。

・ 国直轄の除染実施地域(除染特別地域)における除染の進捗状況は下表のとおりである。

[表5-1] 国直轄の除染実施地域(除染特別地域)における除染の進捗状況

「除染特別地域」(7 町村全域と4市町村 の一部)	「特別地域内除染実施計画」の策定(「復興の現状と取組(2013年4月25日、復興庁)」より)	除染作業(「復興の 現状と取組(2013 年4月25日、復興 庁)」より)	仮置き場の地元調整・工事(2013 年 4 月 25 日、復興庁)」 より)	2013 年 4 月 1 日以 降の「帰還困難区 域(25 年度末まで の除染完了目標の 対象外でモデル事 業のみ実施)」
田村市の一部	〇(2012年4月)	〇 (2012年7月~)	〇(確保済み)	_
楢葉町	〇 (2012年4月)	〇 (2012年9月~)	〇(確保済み)	_
川内村の一部	〇 (2012 年 4 月)	〇 (2012年9月~)	〇(確保済み)	_
飯館村	〇(2012年5月)	〇 (2012年9月~)	〇 (一部確保済み)	一部帰還困難区域
川俣町の一部	〇 (2012年8月)	準備作業(除草)中 (2012年11月~)	〇 (一部確保済み)	_
葛尾村	〇 (2012年9月)	準備作業(除草)中 (2012年10月~)	〇(一部確保済み)	一部帰還困難区域
南相馬市の一部	〇(2012年4月)		地元調整中	一部帰還困難区域
浪江町	〇(2012年11月)		地元調整中	一部帰還困難区域
大熊町	〇(2012年12月)		地元調整中	一部帰還困難区域
富岡町	地元調整中		地元調整中	一部帰還困難区域
双葉町	_			(2013 年 4 月現 在、帰還困難区域 想定だが未指定)

イ 福島県内における市町村の除染実施地域(除染実施区域)について

① 「汚染状況重点調査地域」(除染実施区域)

・ 市町村が中心となって除染を行う地域は放射性物質汚染対処特措法第32条第1項の 規定により「汚染状況重点調査地域」として指定された市町村であり、福島県内では40 市町村(除染特別地域となっている地域を除く。「除染実施区域」と呼ばれることもあ る。)が指定されている。これらの地域については、都道府県知事又は市町村長が同法 第36条第1項の規定に基づき「除染実施計画」を定めることとされているが、定める に際してはあらかじめ環境大臣と協議を行うこととなっている。2013年4月25日の「復 興の現状と取組」(復興庁)によると、福島県内の「汚染状況重点調査地域」となって いる40市町村のうち、35市町村については協議済の計画が策定されており、いわき市 については協議中。その他は調整中となっている。

- ※ 「汚染状況重点調査地域」の指定基準は、放射性物質汚染対処特措法の「基本方針」において、「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域」とされている。
- ※※ 市町村実施区域内でも、国・県の施設はこれらが実施することとしている。
- ※※※ 福島県以外の「汚染状況重点調査地域」は、岩手県2市1町、宮城県4市6町、茨城県16市2 町2村、栃木県6市2町、群馬県5市3町2村、埼玉県2市、千葉県9市である。

② 市町村の除染実施計画の内容等

市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づき策定した除染実施計画の例として、

- 福島市ふるさと除染実施計画
- 郡山市ふるさと除染実施計画
- いわき市除染実施計画

を見てみると、市町村の状況に応じた差異はあるが、概ね次のような内容になっている。

- ・ 追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト (=空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト)以上の地域を対象とし、住宅、事業所、公共施設等の建物等、道路、農用地、生活圏周辺の森林等の除染を進めることとしている。また、その中でも高線量地域(追加被ばく線量が年間 5 ミリシーベルト (=空間線量率が毎時 0.99 マイクロシーベルト)以上を基準にしている場合がある。)、福島第一原発から 30 キロ圏内を含む地域、こども関係施設等を優先することとしている。
- ・ おおむね 2011 年度から優先順位の高い高線量の地域やこども関係施設等に着手し、 2012 年度からその他の地域の住宅等に着手する計画になっている。また、計画期間は、 郡山市、いわき市では 2015 年度末まで、福島市では 2016 年 9 月までとしている。
- ・ 生活圏以外の森林については、国・県と協議の上、実施者を決定するとしている例や、 国・県の方針提示後に決定としている例、記載のない例がある。
- ・ 除染方法については、おおむね環境省の「除染関係ガイドライン(平成23年12月)」 に基づいているが、郡山市では、追加被ばく線量が5ミリシーベルト以上の区域は「面 的除染」を行い、1~5ミリシーベルトの区域は住宅の雨どい、道路、側溝等の局所的に 高線量を示す箇所の除染を行うこととしており、福島市でも同様の計画となっている。 また、郡山市では、住宅等の屋根は既に放射性物質が流れてしまっていること等から原 則として除染を実施しないこととしている。

除染方法の例(福島市)

[表 5-2]

	除染対象	除染方法					
	住宅	屋根の高圧洗浄、雨樋の清掃、庭木の剪定、軒下					
		等の除草、庭土の表土除去					
	宅地等	表土除去、天地換え					
	事業所、工場、商業施	屋上・駐車場の高圧洗浄、雨樋の清掃、植木の剪					
	設等	定、敷地の表土除去					
	公共施設、公共広場等	施設等の高圧洗浄、広場、公園の表土除去、側溝					
		清掃					
生	学校·保育所等	校舎等の高圧洗浄、校庭の表土除去、側溝清掃					
活	道路 (側溝含む)	アスファルトの継ぎ目・ひび割れのブラッシン					
圏		グ、側溝清掃					
	街路樹など生活圏の樹	常緑樹: 枝葉の剪定					
	木	落葉樹:落ち葉・腐葉土の回収					
	森林	林縁から20m程度を目安に落ち葉除去(常緑針					
		葉樹は、3~4年にわたって継続)枝葉除去、国					
		における技術的な検討結果を踏まえ、土側溝の掘					
		削又は土のうによる水路を形成					
農地	也等	表土等の除去、客土、反転耕、深耕、樹体洗浄・					
		粗皮削り、剪定等					
河丿	川、水路等	道路側溝と同様の形態となっている水路は、道路					
		側溝と同様に対応するも、その他は、今後示され					
		る国等の除染指針を参照					

- ・ 放射線量は時間の推移とともに減少する性質があるが、ホットスポットに集中する場合もある。このため、追加被ばく線量(空間線量率)については、いずれの市町村でも改めてきめ細かく詳細なモニタリングを行い、年間1ミリシーベルト(空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト)以上となる地点を確認した上で必要な除染をすることとしている。
- ・ 除染土壌等の保管について、環境省の「中間貯蔵施設の整備に係る工程表」では、2015 年1月からは国が設置する中間貯蔵施設に搬入を開始することとしており、それまでの 間は各市町村とも市町村又はコミュニティ単位で設置した「仮置き場」・「仮仮置き場」 での保管、又は除染した現場等で保管する「現場保管」(いずれも、遮水シートによる 浸水防止対策、盛り土・擁壁による放射線遮蔽、放射線モニタリング実施等の措置を講

じる。)を行うこととしている。

- ・ 作業の安全の確保として、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された 土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)」及び「除 染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」の遵守を明記して いる計画もある。
- ・ なお、放射能除染における福島県の主な役割は、除染を行う市町村(「汚染状況重点 調査地域」の 40 市町村)に対する、i)財政支援、ii)技術的支援、iii)人的支援で ある。
 - i) の財政支援としては、「福島県県民健康管理基金」から、市町村に対し、市町村の 除染計画に沿った除染の実施に必要な費用(除染対策事業交付金)を交付する。

最近の県としての除染推進に向けた支援の枠組みは、次のとおり。

- 事業者等の育成の加速化(除染業務従事者、現場監督者、業務管理者を対象とした 除染講習会の開催)
- 技術的支援の強化 (除染情報プラザの設置、除染技術実証事業、技術指針の作成)
- 住民理解の促進(住民説明会への専門家等の派遣、地域対話フォーラム及び仮置き 場現地視察会の開催)

(2) 積算基準等における除染作業員等の職務内容と賃金

・ 国直轄の除染実施地域(環境省発注分)の「設計労務単価」における除染作業員等の職種と単価は、次のとおり〔01作業指揮者~10交通誘導員 B(除染)〕であり、それぞれの職種の定義と作業内容については章末の参考に掲げたとおりである。

「設計労務単価」とは、公共工事の予定価格の積算用単価であり、個々の契約を拘束するものではない。また、建設労働者等の賃金相当額であり、労働者に支払われない諸経費等は含まれていない。

				設計労務単価			設計労務単価			
	職	種	〔2013年	1月9	日~3月末〕	[20]	13年4	月1日以後〕		
01	作業	指揮者	:	16,	200円	\Rightarrow	18,	900円		
02	特殊	除染作	業員	15,	300円	\Rightarrow	19,	400円		
03	普通	除染作	業員	11,	700円	\Rightarrow	15,	000円		
04	運転	手(除	染特殊)	14,	200円	\Rightarrow	18,	100円		
05	運転	手(除	染一般)	12,	700円	\Rightarrow	16,	300円		

06 ₺	樹木除染工	14,	500円	\Rightarrow	17,	000円
07	防水工(除染)	14,	500円	\Rightarrow	17,	700円
08	とび工(除染)	14,	900円	\Rightarrow	17,	900円
09 3	交通誘導員A(除染)	8,	600円	\Rightarrow	10,	300円
10 3	交通誘導員B (除染)	7,	900円	\Rightarrow	9,	600円

(注) 所定労働時間内8時間当たりの金額

- ・ 除染特別地域内で作業に従事する除染等業務従事者については、その業務環境の特殊性 にかんがみ、上記の単価に加えて1日当たり1万円(その他の調査業務等従事者について は別途の金額)が加えられるものとされ、この部分については、「除染等工事共通仕様書」 により労働者への支払いが義務付けられている。
- ・ これらの職種のうち、「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」(平成 25 年環 境省)で、特に多くの作業に共通して掲げられているのは、01 作業指揮者と 03 普通除染 作業員であり、人数的には人力による土木等の労務である普通除染作業員の比重が大きい。 特殊除染作業員は、草刈機を使用したり道路舗装面の剥ぎ取り等を行う際に多く計上される。
 - ※ 「除染等業務特別教育テキスト改訂版」(厚生労働省電離放射線労働者健康対策室)によると、道路や 土壌の除染等に際してブルドーザー、油圧ショベル等の掘削・運搬・整地用機械等を使用する場合や、 農業用機械、営林用機械を使用する場合、屋根等での高所作業となる場合もある。
- ・ 2013 年 4 月から積算上の除染の労務単価が引き上げられたが、国交省が「平成 25 年度 公共工事設計労務単価」を引き上げたことに連動して国直轄地域分がアップし、これに市 町村実施分も連動しているという構図であり、これにより公共事業のうち除染作業だけが 人手確保に有利になったわけではないと言われている。

2 ハローワーク求人等の状況

(1) ハローワーク・インターネットサービスで検索した除染関係の求人100件の 内容

- ・ ハローワーク・インターネットサービスにおいて、就業地:福島県、フリーワード検索: 「除染」で検索すると、2013年4月には毎日400件台の求人がヒットした。
- ・ 2013年4月15日に、次の条件でハローワーク・インターネットサービスから求人を検索し、一定の分析を試みた。
 - i) 就業地:福島県、フリーワード検索:「除染」で検索
 - ii) 個別求人の職種欄に「除染」又は「放射線」の文字があるものを受理日の新しいものから 100 件選択(受理日は 3 月 14 日~4 月 12 日)

- その結果概要は次のとおり。
 - ① 求人受理安定所の都道府県別分布(除染求人 100 件中)
 - · 福島県:64件(郡山所17件、相双所(富岡出張所含む)14件、福島所10件、平所9件、白川所5件、二本松所4件、須賀川所4件、会津若松所喜多方出張所1件)、東京都:7件、青森県:6件、宮城県:5件、茨城県:3件、北海道:2件、静岡県:2件、奈良県:2件、秋田県:1件、栃木県:1件、群馬県:1件、千葉県:1件、神奈川県:1件、兵庫県:1件、島根県:1件、岡山県:1件、大分県:1件

このように、除染求人は全国のハローワークで提出されている。ハローワークの求人は基本的にどこで提出してもハローワーク・インターネットサービスやハローワークでの情報システムを通じて全国的に応募が可能となる。また、環境省の「除染ロードマップ」にもあるように、発注者は地元業者の活用や地元雇用に配慮している。このような中で福島県以外のハローワークでの受理が36%あるということは、受注業者がその必要性に迫られて、全国的な下請網を活用・拡充しつつ、労働力の確保を図っていることを推測させる。

② 求人職種(除染求人100件中)

- 除染作業(付随軽作業含む):73件
- 除染作業+土木建設作業:6件
- 除染業務管理・監督者:5件
- 除染+放射線モニタリング:3件
- 除染作業+現場管理:3件
- 除染作業+建設機械オペレーター(除染作業内外):2件
- ・ 除染作業+建設土木作業+がれき作業:2件
- · 放射線管理:2件
- 除染作業(道路舗装含む):1件
- · 除染作業+発電所点検清掃:1件
- 放射線モニタリング:1件
- 放射線管理+一般事務:1件

除染作業のみの求人が 73%を占めているが、除染に付随する放射 線モニタリングや現場管理・監督関係業務を行う求人も一定数ある。 除染の仕事がない期間において他の建設・土木作業やがれき処理を行 うことを想定している求人もある。

- ③ 除染等対象地域の区分(除染求人100件中)
 - ・ 国直轄の除染実施地域:14件
 - 市町村実施地域:71件
 - 両方の可能性あり:15件

今回抽出した 100 件の求人は 3 月中旬~4 月中旬に受理されたものであるが、これらの除染関係求人に関しては、市町村実施地域のみの求人件数が 7 割を占めた。この割合は、それぞれの地域における入札・契約時期に左右されていると見られる。

④ 経験・資格(除染求人100件中)

[経験について]

- ・ 「業務経験あれば尚可」、「土木・建設作業経験者優遇」等:16件(うちパソコン操作も求めるもの:2件)
- 土木・除染等経験者:7件
- ・ (土木作業又は)重機オペレーター経験者:2件
- 庭師作業経験者:1件
- · 土木施工管理業務経験者:1件
- · 放射線管理業務経験者:1件
- ・ 放射線管理業務経験あれば尚可:1件
- · 上記以外 (不問): 71 件

〔資格について〕 ※ 重複あり。

- 普通自動車運転免許が必要:63件
- ・ 車両系建設機械、高所作業車、移動式クレーン、玉掛け、大型特殊・普通運転免許、 小型特殊、足場組立、刈払い機、チェンソー等いずれかの資格

⇒必要:7件、優遇:24件

- 放射線取扱主任者資格⇒必要1件、優遇1件
- 土木施工管理技士⇒必要1件、優遇1件
- 除染等特別教育:1件
- · 上記以外 (不問): 23 件

除染作業は多くが人力による土木等の労務であることから「経験不問」の求人が多いが、その中でも円滑・迅速な作業のために土木 等の経験者を求めるニーズが高いことが窺われる。

普通自動車運転免許が必要な場合が 63 件と多いが、その多くが通勤 (相乗り含む) のためと考えられ、その旨明示しているケースもある。 また、除染作業に際しては、放射線管理・測定を伴うとともに、 重機運転、樹木刈り込み等の作業が含まれる場合があるため、これらの経験者・資格者を求めるニーズもある。

⑤ 雇用期間の定め (除染求人 100 件中)

雇用期間の定めなし:45件

・ 雇用期間の定めあり (4ヶ月以上):38件〔うち更新可能性なし1件〕

・ 同 (4ヶ月未満):17件[同 2件]

「雇用期間の定めなし」が半数近くに及ぶ。この中には、下記⑩の「企業全体の従業員数」が「就業場所の従業員数」と等しくなっている企業(現状では、実質的に除染業務に特化していると見られる)が多く含まれている(30件/45件)。これらの「雇用期間の定めなし」としている求人企業が、「定めあり(更新可能性あり)」としている企業に較べて実質的により長期の雇用見込みが立っているかどうかについては、他の求人条件を見ても不明である。

⑥ 求人賃金〔基本給+定額的に支払われる手当〕(除染求人 100 件中)

〔表 5-3〕

	①下限の平均	②上限の平均	3 (1+2)/2	
国直轄の除染実施地域の求人	344 千円	370 千円	357 千円	
(14件)	344 十円	370 千円	337 干円	
市町村実施地域の求人	213 千円	287 千円	250 千円	
(71件)	213 干门	207 千円	250 干円	
両方の可能性がある求人	216 千円	367 千円	292 千円	
(15件)	210 7 73	307 T F	292 -	
《参考》 2013年2月末有効求人	181 千円	257 千円	219 千円	
福島県内「建設・採掘の職業」	101 77	257 〒円	219 十円	
《参考》 2013年1月末有効求人	214 千円	332 千円	273 千円	
東京都内の「建設・採掘の職業」	214 十日	332 T 🗖	2/3 十口	

今回分析対象とした 100 件の求人を見る限り、比較的放射線量が高い国直轄の除染実施地域における除染作業で支給が義務付けられている「特殊勤務手当」(除染等業務従事者は 1 日 1 万円、その他の業務従事者は「東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30」に定める手当額)については、一応、ほぼ漏れなく求人条件に反映されているように見受けられた。

除染関係の求人賃金の平均は、国直轄地域においても市町村実施 地域においても、福島県内の「建設・採掘の職業」の求人賃金の平 均よりも高く、国直轄地域の場合には、東京の同職種の求人賃金よ りも高い。この点が労働力確保に当たっての魅力になっていること が窺われる。

ただし、特殊勤務手当分を除く賃金の下限は、福島県最低賃金 (664円/時間)程度のものもある。また、個別に見ていくと、管理 監督者では賃金水準が高い傾向がある。建設機械運転有資格者、土 木作業経験者等を優遇するものは上限賃金が高い傾向がある。

⑦ 労働時間(除染求人100件中)

- ・ 就業時間については 100 件中 89 件が始業時間の 9 時間後まで(その他は 1 年又は 1 ヶ月単位の変形制か若干短め)となっており、休憩時間は 60 分から 120 分の範囲 である。1 件のみ 9 時間半の就業時間で 150 分の休憩となっていた。
- ・ 休日については、日曜日は休日となっている(例外は4件のみ)が、土曜日を休日 と明示しているものは100件中17件のみとなっており、日曜日以外の休日は作業の 状況に応じたものとなる状況が窺える。
- ・ 時間外労働については、下表のとおり 10~20 時間の時間外労働があらかじめ予定 されているケースも多く、定期的休日の少なさとあわせて考えると、労働力不足の状 況が、実労働時間の長さとなって反映されている可能性もある。今後、労働力がさら に不足する場合には、さらに長くなる可能性があることが窺われる。

[表 5-4] 時間外労働予定時間別の求人件数

なし	あり(時間	月平均1	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	月平均	計
40	数不明)	~6 時間	10 時間	15 時間	20 時間	25 時間	30 時間	40 時間	āT
53	2	7	19	2	9	2	4	2	100

- ⑧ 宿舎(入居可能住宅)(除染求人100件中)
 - 単身用あり:41件、世帯用あり:1件、両方あり:2件
 - ・ なし:56件

全体の半数近くが宿舎を用意しているが、宿舎の有無と普通自動車免許必要との関係は見られない。このことは、宿舎が必ずしも除染現場の近くではないことや、除染現場自体が移動していくこととの関連ではないかと考えられる。

- ⑨ 求人事業所の事業内容 [同欄の上位に記載のあったもの] (除染求人 100 件中)
 - ・ 土木・建築関係 (リフォーム、解体工事、電気工事、設備工事、塗装工事等含む): 57 件、除染:17 件、業務請負・派遣:6 件、環境衛生・ビルメン・警備:5 件、機械組立・板金等加工:5 件、建設コンサルタント・設計:3 件、発電所メンテナンス:2 件、放射線管理1件、自動車販売・修理:1件、縫製:1件、介護:1件、販売:1件

求人事業所の事業内容は、土木・建設関係が過半数を占めているが、 除染のみの企業も多い。その他では、環境衛生・ビルメン・警備、発電 所メンテナンス、放射線管理のように土木建築関係以外で除染との関係 の深い業種もあるが、業務請負・派遣業のように労働力確保自体を目的 とする業種も参入していることがわかる。また、その他種々の業種が参 入しているが、次の⑩で見るように0人事業所や従業員規模が小さいと ころが多い。

⑩ 求人事業所の従業員数(除染求人100件中)

[表 5-5]

企業全体の従業員数	a 求人件数	b うち「企業全体の 従業員数」=「就業 場所の従業員数」	c うち「就業場所 の従業員数」= 0
100 人~	8	0	1
50~99人	9	3	0
10~49人	41	19	3
1~9人	29	26	1
0人	13	13	13
計	100	61	18

上表に見るように、除染関係求人 100 件のうち、求人提出の段階では未だ「0 人事業所」であるケースが 13 件である。これらは、除染事業のために新設した企業である可能性が高い。

また、b欄のように「企業全体の従業員数」と「就業場所の従業員数」が等しく、従業員全員が求人に係る就業場所(求人職種が「除染」であれば通常「除染」に係る就業場所)で就労していると考えられる企業からの求人件数が100件中61件と過半数である。0人事業所は当然すべてこれに該当するが、1~9人規模の事業所の90%(26件/29件)、10~49人規模の事業所の46%(19件/41件)もこのような状態にある。

個別に求人内容等を検討すると、上記⑨で「除染」を主要な事業として求人に記載している 17 件以外に、30 件以上の求人の求人者が実質的には除染に特化していると見ることができる。これらの企業は求人に記載されている事業を本業とする個人事業 (1 人親方含む)等の零細事業だったが、除染需要の増加に伴い、当面、除染に専業することになったようなケースが多いものと考えられる。

※ 除染に特化している事業所の中にも、女性従業員の存在が明記されているケースがある。その場合でも、女性従業員数は1桁程度の場合が多いが、中には「企業全体の従業員数」=「就業場所の従業員数」=「女性従業員」=15人(うちパート2人)というケースもある。

なお、c 欄のように、0 人事業所でないが就業場所の従業員数が0 人の求人が5 件あり、これらは他業種の事業所が新たに除染業務に参入するに当たって求人を提出していることになる。

① 採用人数〔求人数〕(除染求人100件中)

[表 5-6]

採用人数	1人	2 人	3 人	4 人	5人	6人	7人	8 人	9人
求人件数	5	8	7	4	<u>27</u>	1	3	3	0
採用人数	10 人	15 人	20 人	30 人	40 人	50 人			
求人件数	<u>21</u>	<u>4</u>	<u>12</u>	<u>4</u>	<u>0</u>	<u>1</u>			

このように、5人、10人、15人、20人、30人という概数的で大きな 採用人数としている求人が多いのは、正確な受注作業量予測に基づく求 人ではないことの表れである可能性もある。

※ 宿舎費・食費等の自己負担額について

・ ハローワーク・インターネットサービスの求人情報からは明確にできないが、遠隔地から除染 作業に就職しようとする際、宿舎費・食費等の経費の自己負担が発生している場合があることが 推測される。

(2) 東日本における有効求人倍率の状況

・ 下の表は、各都道府県労働局のホームページから収集できる 2013 年 2 月末の「建設・ 採掘の職業」の有効求人倍率(常用)である。

これを見ると、岩手・宮城・福島のいわゆる被災 3 県では復旧・復興需要の中で土木・建設関係を中心として労働力需給がひっ迫しているが、それ以外の北海道・東北やその近隣の県でもおしなべて建設・土木関係の労働力需給はひっ迫しつつあり、これら地域の建設・土木作業の希望者から福島の除染等作業の要員を調達することには一定の困難を伴っていると言える。その中においては、青森、秋田は求人倍率が比較的低いので、地元における建設・土木関係の無技能者・未経験者の就労機会も比較的少ないことが考えられる。また、北海道でも道内の地域によってはそのような可能性があり、福島での除染関係への就労の可能性も比較的高いと考えられる。

なお、除染関係求人の労働力確保は、賃金・宿舎等の条件面で被災地及び他地域の建設 等労務関係の求人よりも魅力があるかどうかによっても左右されると考えられる。

- ※ 除染関係の求人賃金の平均は、比較的放射線量が高く特殊勤務手当の支給が義務付けられている国直 轄地域と市町村実施地域との格差があるが、双方で福島県内の「建設・採掘の職業」の求人賃金の平均 よりも高い。国直轄地域の場合には、東京の同職種の求人賃金よりも高い。(1)の⑥参照。
- ・ なお、2013年3月の「建設・採掘の職業」の全国有効求人倍率(常用)は2.19倍であり、土木・建設関係の労働力の需給ひっ迫は全国的なものであると言える。

〔表 5-7〕

	有効求人倍率(常用)					
	建設・採掘の職業	職種計				
北海道	1. 23	0. 65				
青森	0. 92	0. 64				
岩手	2. 73	0. 95				
宮城	3. 99	1. 20				
秋田	1. 08	0. 68				
山形	2. 49	0. 84				
新潟	2. 13	0. 85				
福島	3. 63	1. 12				
東京	3. 46	1. 14				

※2013年2月末現在

除染関係職種の定義・作業内容(環境省の関連通達より)

01 作業指揮者:除染等工事、土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、除染等 工事においてもっぱら指導的な業務を行うもの

02 特殊除染作業員:

- ① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
 - a. 軽機械(道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、 資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操 作して行う次の作業
 - イ. 機械重量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ (クローラ型)・バックホウ (クローラ型)・トラクタショベル (クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
 - ロ. 吊上げ重量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ重量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬
 - ハ. 機械重量 3t 未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締
 - ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設
 - ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし
 - へ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草
 - ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作
 - チ. コンクリートカッターの運転または操作
 - b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ
 - c. コンクリートポンプ車の筒先作業
- ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの

03 普通除染作業員 :

- ① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として除染等工事において次に掲げる作業を行うもの
 - a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等
 - b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等
 - c. 人力による小規模な作業 (たとえば、堆積物の除去など)
 - d. 人力による除草

- ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、除染等工事における各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
- 04 運転手 (除染特殊): 重機械 (主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの) の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において重機械を運転または 操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの
 - a. 機械重量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
 - b. 吊上げ重量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬
 - c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量 3t 以上の振動ローラ (自走式)、スタビライザ、モータグレー ダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め
 - d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装
 - e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き
 - f. 路面清掃車 (3 輪式)、除雪車等の運転または操作
 - g. コンクリートポンプ車の運転または操作(筒先作業は除く)
- 05 運転手 (除染一般): 道路交通法第84条に規定する運転免許 (大型免許、中型免許、普通免許等)を有し、 主として除染等工事において機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うも
 - a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転
 - b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転
 - c.機械重量 3t 未満のトラクタ (ホイール型)・トラクタショベル (ホイール型)・バックホウ (ホイール型) 等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬
 - ${f d}$. 吊上げ重量 ${f 1t}$ 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬
 - e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布
 - f. 路面清掃車(4輪式)の運転または操作
- 06 樹木除染工:造園工事について相当程度の技能を有し、主として除染等工事において庭木等の剪定、芝張り、 粗皮の剥ぎ取り、樹皮の高圧洗浄等ついて主体的業務を行うもの
- 07 防水工 (除染): 防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、

シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の除染等工事における防水作業について主 体的業務を行うもの

- 08 とび工(除染):高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として 除染等工事における足場の設置を行うもの
- 09 交通誘導員A(除染):警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう)で、除染等工事において交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- 10 交通誘導員B (除染): 警備業者の警備員で、除染等工事において交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する もの



資料 1

現地労働行政機関職員からのヒアリング記録等

資料1-1

東日本大震災に係る石巻公共職業安定所の対応経過記録〔震災時の石巻公共職業安定所長 (2011 年 6 月まで)が作成したメモの一部にヒアリング記録から加筆したもの〕

【ヒアリング:2012年7月】

※ 石巻公共職業安定所(ハローワーク石巻)は、宮城県南部 沿岸の石巻市に所在。甚大な津波被害を受けた石巻市・東松 島市・牡鹿郡を管轄する。庁舎は津波の直撃や浸水のあった 地域に囲まれた海岸近くの丘陵(日和山)の上にある(石巻 労働基準監督署と同じ庁舎)。

平成 23 年 3 月 11 日(金)

- 14:46 ○巨大地震発生 (M9)
 - ○直ちに来所者に対する避難誘導開始。庶務課長、企画統括以下全員で対応。
 - ○職員・相談員の安否確認

在庁者 → 全員無事

不在者、出張者 → 雇用保険説明

雇用管理指導

年休

- ○建物等被害状況確認(視認)
 - → 異常なし
- ○総務課に被害状況等第一報を入れる。
 - → ざっと見、人的、物的被害なし。
- ○システムシャットダウンに伴う業務継続可否の検討 求人情報提供不可能、求人・紹介業務不可能により、業務継続不可能と判断。
 - → 来所者に対し、業務継続が困難な旨、説明し理解を求める。
- ○職員、相談員家族の安否の確認を開始
- ○津波警報発令
- ○避難者が入庁を求めてきた場合の対応を検討
 - → 指定避難場所ではないが、人道的、緊急避難的措置として、国の機関として、で きる限りの対応をすべきと判断し、個人情報のない会議室を開放することとした。
- ○指定避難場所である石巻中学校(以下「石中」)へ避難した人から、石中が一杯のため、庁舎に入れてほしい旨の要望があり。
 - → 会議室に入れるよう、職員に指示。職員が誘導。
 - → 続々入庁
- 15:30 ○総務課人事係長に第二報を入れる。
 - ○避難者が増加し、避難者同士のトラブルを避けるため、入室場所を区分けする。

乳幼児がいる避難者 → 所長室

児童がいる避難者、高齢者 → 2F 和室

他の避難者

→ 会議室

※なるべくカーペットのあるところに避難者を誘導。

- ○避難者が増加してきたため、庁舎内で入室可能な場所を次々と開放。
 - ・1F紹介部門待合室、2F求人部門待合室。1F~3Fの廊下まで使用。
 - ・約500名収容し、フロアに横になれない人が出るほど一杯になった。
- ○職員が、指定避難場所である石中からの情報収集に当たるが、避難場所が混乱のため 防災担当の市職員と連携が取れない。
 - ・避難者のための食料、水なし。
- ○非常用発電機により、照明が確保される。
 - → 庁内放送を使い、ラジオ放送による震災の情報提供を行う。
- ○訪ね人への対応に追われる。

避難者から、次々に依頼される訪ね人の庁内放送の実施・入室先の案内。

- ○避難者の状況、庁舎管理上から庁内巡回を実施。
 - 体調の悪い人がいないか、また、庁舎管理上、巡回を実施。
- ○石巻市立病院の看護師さんが、勤務のため市立病院へ行こうとしたが、いけないので、 こちらで何かお手伝いできればと来所。
 - → 心強いので是非、ハローワークにいてほしい旨、看護師さんにお願いする。 快く承諾してくれた。
 - ・近くで産気づいた人がいるので、助産婦さんか看護師さんか対応してほしい旨の依頼あり。「出来るかしら」とのことであったが、是非行ってほしいとお願いした。 午前2時?ごろ、看護師さんから無事男の子を出産と報告あり。庶務課内では「よかった」と喜びに包まれた。
- ○地震発生直後から、継続的に労働局への電話連絡を試みるが、第二報以降不通。 安否確認のため、職員・相談員への電話連絡を何度も何度も試みるが不通。

状況

食料-なし、水-少々(貯水槽にある分)

飲み水の確保のためトイレのための水の使用禁止を避難者へ連絡。

職員の状況

不眠不休の対応

避難者の対応、健康管理、避難者の安否確認の対応

庁舎管理上の対応、情報漏えい防止対策

職員・相談員及び家族の安否確認・健康状態

避難者対応のため、寝ることができない。

椅子に掛けたまま一夜を過ごす。寒くて、コートを着る。

水 茶飲みで半分を飲む。

食料 ビスケット1枚

※ この状況がいつまで続くのか、避難している子供たちのため、水、食料は温存する必要あり。

職員・相談員の安全を確保できない。食料・水が少なく生命が脅かされる状況。 業務を遂行するためには、職員の安全確保は必要不可欠。

※ 在庁避難者 約500名

差し入れ

ポカリ (2L) 6本 避難した子供たちへ全量提供 トイレットペーパー 避難者のため全量使用 菓子 (紙袋で少量) 避難した子供たちへ全量提供 ジューズ 2本 避難した子供たちへ全量提供

この他、乳幼児用のミルクを作るお湯が欲しいと言われ提供

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 12 日 (土)

- 朝 ○貯水槽の水が枯渇
 - ○指定避難所である石中からの食料、毛布等確保のための情報収集、食料確保について、 職員交代で対応した。
 - ○避難者に対する情報提供、支援を継続した。
 - ○職員・非常勤職員が手分けし、水、食糧確保のため、貯水場、コンビニ、 スーパーへ買い出し。

2~3時間待ちで、少量の食料品を購入。

- ○○堂では、6時間待ちで、少量の水、少量のスナック菓子を購入。
- ○個人情報は、庶務課長が、特に厳重に管理。
- ○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。 未確認者の留守電に、メッセージを入れる。
- ○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通
- ※ 不足しているもの

水、食料、防寒具、毛布など不足

電話終日不通

暖房なし

電気 非常用発電のみ

食事 ビスケット1枚、水湯のみ1杯、トーフ1/3

- ※ 市街地全域冠水状態。
- ※ 在庁避難者約500名

庁舎に宿泊

平成23年3月13日(日)

- 5:00 〇職員が車で、日和山からの脱出を試みるが、大街道などの道路は、冠水、流木、流された家、屋根、車などにより脱出不可能とのことで庁舎に戻る。
 - ○職員は、食料、水の確保のため避難所である石中へ行くなど奔走する。
 - ○避難者に対し、情報や食料、毛布、医薬品等充実している指定避難場所への移動を打 診する。
- 9:00 ○非常電源が落ちる。
 - ○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。 安否確認のため、未確認者の留守電に、メッセージを入れる。
 - ○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通
- 午後 ○避難者約400名移動する。

移動を希望しない避難者を、3階会議室、2階和室に集約。

- 15:00 ○石巻監督署長来所し、次の指示、情報等があった。
 - ・総務課からの指示。

特別相談室を設置すること。

- ・大街道が通行可能との情報により、帰宅可能な者は帰宅することとした。
- ・今後の石巻所の業務の対応について打ち合わせを行う。
- ・石巻署長からおにぎり、飲み物の差し入れあり。

夕方 ○迫所係長来所

他所の被害状況、安否情報を受ける 少しばかりの食料を分ける。

避難者に対し不眠不休で対応。

庶務課長、企画統括以下、在庁者全員で対応した。

食事 おにぎり1個、水 湯のみ3杯

完全孤立状態、水攻め、兵糧攻めの状態

電気、ガス、水道なし、電話通じず、周りは冠水状態、脱出できず。

食料、水なし、トイレ使えず、 ガソリンなし、買い出しできず、通勤不可能 わずかの食料を小分けしてしのいでいる状態。 飲み水は何時間も並んで水をもらいしのいでいる状態 疲労困憊。所を維持できない状態。

※ 在庁避難者約500名が約100名になる。

庁舎に宿泊

平成23年3月14日(月)

2:00 ○石巻市職員の誘導により、自衛隊到着 食料、水、毛布、雑貨等の配給あり

> バナナ 20 箱、水 (2L ペットボトル)、毛布 20 枚、粉ミルク、医薬品など 毛布は、即配布。食料など他の物資は、暗いため、朝に配布することとした。

6:00 ○食料品、雑貨等を被災者へ配布。

救援物資全てを、廊下に出し、被災者合意の下、トイレットペーパー、 薬品は、安定所で管理することとして、他は全て被災者へ配布。

7:30 ○企画統括が登庁

食料、米、野菜、水を入れる缶など持参。

8:00 ○庶務課長が情報収集、及び当初の状況を伝達のため、古川所へ出発(古川所の災害時 優先電話を利用し、労働局へ報告するため)。

所長宅経由

- 8:30 開庁
 - ○企画統括が雇用促進住宅空き室活用を連絡するため、石巻市へ出向く。 石巻市は、食料調達、安否確認で多忙を極め一杯一杯の状態であり、住宅対策どころ ではない状況から、状況を見ながら伝えることとした。
 - ○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。 未確認者の留守電に、メッセージを入れる。
 - ○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通
 - ○石巻監督署職員が労働局からの連絡事項をもって来所 人事係長より、多量のおにぎり、多量の飲み物の差し入れあり。

来所者 9名 特例一時金の認定日で、胸まで水につかり来所した人あり。 給付制限中の相談日のため来所した人あり。

※ 在庁避難者約 100 名

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 15 日 (火)

8:00 ○庶務課長登庁

毛布、食料等持参

- ○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。 未確認者の留守電に、メッセージを入れる。
- ○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通
- ○業務体制を検討

現状 食料なし、水なし、ガソリンなし 食料を食いつぶさない最小限の人数での対応を検討

※ 在庁避難者 約50名

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 16 日 (水)

8:00 今後の業務体制について、打ち合わせ。

出席者 庶務課長、企画統括官、統括、指導官

内容 道路事情が最悪の中、来所する人への対応が必要。

人員体制、食料事情、通勤等を考慮し、今後の体制をシミュレーション。

- ○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。 未確認者の留守電に、メッセージを入れる。
- ○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通

石巻所の状況

業務の状況 来所された相談者は一桁の人数。

庁舎の状況 本日、電気復旧あり

電話不通。水道・ガス不通。

庁舎に宿泊

手帳より

8:30 職員車で、石巻所発

10:00 古川所へ到着

総務部長、安定部長へ緊急電話で状況説明

石巻所へ戻る

米、食料を差し入れのため石巻所へ戻る。

自宅へ戻る

平成 23 年 3 月 17 日(木)

- 10:00 古川所へ
 - ○通達を受領
 - ○4月1日付人事異動の凍結についての指示文書 職員への通知状況を人事計画官へ連絡。
 - ○相談員の無事確認の連絡あり。
- 12:20 古川監督署へ

古川監督署長から労働局へ、行政の車を緊急車両とするよう助言したとのこと。 ガソリンが優先的に手に入ることになり、大助かり。

石巻所の状況

業務の状況 来所した相談者一桁。

庁舎の状況 電気復旧

電話不通。水道・ガス不通。

※ 在庁避難者 0 人になる。

自宅泊

平成 23 年 3 月 18 日(金)

午前中 ○人事凍結について、連絡されていない職員への電話による連絡

- ○自宅への電話により、相談員の無事確認
- ○人事計画官へ人事異動凍結に係る周知状況、連絡が取れない者の確認状況等を連絡。
- ○3月18日以降の出勤体制について、庶務課長より連絡あり。了承する。
- ○石巻所へ衛星電話設置。
- 15:30 ○指定避難場所である石巻中学校へ、受入れ状況を確認のため訪問。

石巻中学校への避難者は、当初約 2,500 名であったが、その後、自宅や兄弟親戚等 へ移っており、現在は、約 1,000 名となっているとのこと。

- ○本日は、監督署職員3名、安定所長が泊まることに決定した。
- 21:00~ ○電話により、3月19日~21日の予定等について労働局とやりとり

来所者 事業所 3 求職者 10名 近隣の法務局の避難者 50名から30名に

同 裁判所の避難者 数名から0に

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 19 日 (土)

8:30 退庁する。

10:37 ○○スーパー9:30 開店 約1時間並び、石巻所へ差し入れ

購入は10品に限定された。

店には必要なものが少なく、買える量も少ない。少しでも、職員・相談員の食料の 足しになれば。

手帳より

16:00頃の FAXの受信記録あり

22:00 頃 局長より菅総理が石巻に視察に入るので、21 日は石巻所で待機するように指示あり。

平成 23 年 3 月 20 日 (日)

12:45 スーパーで買い物し、差し入れする。

16:00 頃 電話復旧 (FAX 送信あり) したと思われる。

22:20 局長から指示 明日の菅総理石巻視察について。

平成 23 年 3 月 21 日 (月・祝)

5:30 自宅を出発、途中、ラジオ放送により、視察が中止になったことを知る。

6:25 ○石巻所着

○ハローワーク開庁等についての問い合わせあり。

電話20件、来庁2名

10:00 安否確認の取れていない相談員宅へ安否確認の電話を入れる。

流木につかまり生還とのこと。電話で無事を確認。

11:30 〇退庁

石巻所の状況

業務の状況 相談者一桁。

職員の出勤状況 庶務課長、雇用保険課長

庁舎の状況 電気あり

電話不通。水道・ガス不通。

災害時必要なもの

- ・電気、ガス、水道、通信手段、ガソリン
- ・ラジオ、懐中電灯、ペットボトル (水用)、卓上ガスコンロ、携帯電話の充電器
- · 毛布、防寒具

- ・水(飲料、トイレ用)
- 食料
- ・雑貨(トイレットペーパー、ヌレテッシュ、使い捨て手袋、BOXテイッシュ、マスク)

平成 23 年 3 月 22 日 (火)

6:50 職員が迎えに来る

10:00 相談員宅へ救援物資を持参

13:00 2名の無事確認

缶詰、くだもの、野菜など差し入れ

雇用促進住宅の空き状況、入居方法、連絡先等について石巻市へ連絡。

14:20 石巻監督署長・次長・課長と今後の出勤方法について打合せ (官用車の相乗りによる方法、労働局との文書のやりとりも同時に行う方法等)

17:30 職員打ち合わせ会 (電話問合せ対応方法の所内統一を図る)

- ・ システム開通
- ・ 治安が悪い。車を止まらせ、ものを取られる押し込み強盗の噂が立っている。

平成 23 年 3 月 23 日 (水)

ライフライン 石巻所水道復旧(それまでは給水車が近くに来た時にもらうなど)

【離職票交付32件】

- ・ 生産設備が全壊に近い状態となった管内事業所社長が来所し、従業員の雇用や高卒者の採 用内定の取り消しについて相談あり。
 - ⇒雇用保険特例措置と雇用調整助成金について助言。
 - ⇒内定取消しは、避けていただきたいと強く要請(⇒内定取消しには至らず。)。
- ・ 所内打ち合わせ(事業主向け支援制度等の説明会の開催、震災対応窓口の設置、求人事業 主への確認等について)

平成23年3月24日(木) 【離職票交付20件、休業票交付6件】

- 8:20 所内全員打ち合わせ(求人の取扱い、業務体制等について)
- ・ 管内事業所3所から、従業員の雇用維持について相談あり
- ・ 夕方、所内打ち合わせ(受給資格決定の業務体制、雇用保険受給説明の方法等について)

平成 23 年 3 月 25 日(金) 【離職票交付 70 件、休業票交付 20 件、受給資格決定 8 件】

17:55 所内打合せ (水産関係 60 社に対する助成金説明の実施、離職票処理ができる人員増の要請等について)

平成 23 年 3 月 26 日 (土)

ガソリン給油 $\bigcirc\bigcirc$ 石油でガソリンを入れるため 5 時間並んでレギュラー3,000 円分限定 (20L)

平成23年3月28日(月)

10:30 石巻商工会議所 専務より支援について説明をお願いしたい旨の電話あり。 直ちに、リーフレットを持参し、説明

- ・ 朝・夕所内打ち合わせ(事業主向け説明会の実施、求人の確保、離職者・内定取消しの 状況、雇用保険の取扱い等について)
 - ※ この日から、所内で事業主説明会を実施して、雇用調整助成金と雇用保険特例措置(休業の場合の特例給付)の説明を行った(のべ25回、約700社対象)。

【離職票交付118件、休業票交付13件、受給資格決定35件】

平成 23 年 3 月 29 日 (火)

9:30 石巻商工会議所 事務局長と打ち合わせ。

監督署と一緒に説明、支援をすることを伝える。

会頭、副会頭、専務と面談し、できる限りの支援を行うことを伝える。

・ 所内打ち合わせ

【離職票交付137件、休業票交付49件、受給資格決定39件】

平成 23 年 3 月 30 日 (水)

- 石巻商工会議所への出張説明会(雇用保険特例・雇調金)
- ・ 所内打ち合わせ(来所者の増加対応、職権による離職票交付、求人受理、職業転換給付金、船員保険等について)

【離職票交付267件、休業票交付96件、受給資格決定59件】

平成 23 年 3 月 31 日 (木)

9:40 東松島市長、産業部長と面談

支援内容を伝え、監督署と一緒に支援することを伝える。

・ 所内打ち合わせ (業務状況、避難所等への対応、事業主説明会等について) 【離職票交付 347 件、休業票交付 9 件、受給資格決定 169 件】

平成23年4月1日(金)

13:30 女川町長に挨拶

14:00 商工会役員等に助成金等の説明を実施 所長、求人企画部門統括、監督署次長、労災担当職員

女川町商工業界災害対策連絡会議への出張説明会(雇用保険特例・雇調金)【離職票交付 363 件、休業票交付 47 件、受給資格決定 230 件】

平成23年4月2日(土)

女川町水産会社への出張説明会(雇用保険特例・雇調金)【受給資格決定6件】

平成23年4月3日(日)

鉛筆他差し入れ (消耗品がないと困るため) ガソリンの供給が大分緩和されている様子。ガソリンを入れるため路上に並んでいる 車が少なくなっている。

平成23年4月4日(月)

【離職票交付825件(ピーク)、休業票交付67件、受給資格決定310件】

平成 23 年 4 月 5 日 (火) 【離職票交付 783 件、休業票交付 52 件、受給資格決定 241 件】

平成23年4月6日(水)

14:00 厚生労働大臣視察、労働局長随行

応援 労働局から3名

【離職票交付665件、休業票交付41件、受給資格決定305件】

平成23年4月7日(木)

応援 古川所から3名

11:30 余震 M 7.6

東松島市事業所への出張説明会(雇用保険特例・雇調金)【離職票交付 541 件、休業票交付 225 件、受給資格決定 361 件】

平成23年4月8日(金)

応援 労働局7名、本省 2名入る。

東松島市事業所への出張説明会(雇用保険特例・雇調金)【離職票交付 212 件、休業票交付 115 件、受給資格決定 205 件】

平成23年4月9日(土)

独自判断により開庁

【受給資格決定85件】

平成 23 年 4 月 10 日 (日)

本日より5月末まで土日祝日開庁

【受給資格決定 126 件】

平成 23 年 4 月 11 日 (月)

【離職票交付 689 件、休業票交付 202 件、受給資格決定 408 件】

平成 23 年 4 月 12 日 (火)

10:30 高速バス利用(古川駅→仙台駅)

13:30 緊急安定所長会議

【離職票交付352件、休業票交付65件、受給資格決定430件】

平成 23 年 4 月 13 日 (水) 【離職票交付 266 件、休業票交付 19 件、受給資格決定 401 件】

平成 23 年 4 月 14 日 (木)

全国応援6名(千葉局3名、神奈川局3名)入る。

【離職票交付207件、休業票交付30件、受給資格決定396件】

平成 23 年 4 月 15 日 (金)

全国応援 富山局からも2名入り8名に。

【離職票交付371件、休業票交付65件、受給資格決定325件】

平成 23 年 4 月 16 日 (土)

8:30 出勤 分庁舎予定建物下見

【受給資格決定 128 件】

平成23年4月17日(日)

8:30 出勤

石巻線 前谷地まで復旧

【受給資格決定 150 件】

平成23年4月18日(月) 受給資格決定のピーク。

全国応援 12 名になる(千葉局 5 名、神奈川局 3 名、富山局 2 名、京都局 2 名) 【離職票交付 327 件、休業票交付 71 件、受給資格決定 445 件】

平成 23 年 4 月 19 日 (火) 失業認定 1 日 100 件超える

【離職票交付279件、休業票交付49件、受給資格決定280件、失業認定148件】

平成 23 年 4 月 20 日 (水)

他局応援者へ 弁当を差し入れ

庁舎暖房装置復旧

【離職票交付145件、休業票交付8件、受給資格決定291件、失業認定215件】

平成 23 年 4 月 21 日 (木)

応援 神奈川局職員より手作りケーキの差し入れ

【離職票交付 176 件、休業票交付 8 件、受給資格決定 292 件、失業認定 162 件】

平成 23 年 4 月 22 日 (金)

【離職票交付 124 件、休業票交付 12 件、受給資格決定 294 件、失業認定 421 件】

平成23年4月23日(土) 【受給資格決定118件】

平成23年4月24日(日) 【受給資格決定105件、失業認定1件】

平成 23 年 4 月 25 日 (月) 【離職票交付 134 件、休業票 11、受給資格決定 274 件、失業認定 271 件】

平成 23 年 4 月 26 日 (火) 【離職票交付 97 件、休業票 5 件、受給資格決定 255 件、失業認定 713 件】

平成 23 年 4 月 27 日 (水)【離職票交付 99 件、休業票交付 13 件、受給資格決定 223 件、
失業認
定 720 件 (ピーク)】

平成 23 年 4 月 28 日 (木) 【離職票交付 71 件、休業票交付 20 件、受給資格決定 188 件、失業認定 437 件】

平成 23 年 4 月 29 日 (金) 【受給資格決定 44 件】

○ 対応状況のまとめ

避難者の安全確保、職員の安否確認、安全確保のため、職員・非常勤職員が、水、食料の確保や、 避難者の安全確保、職員の安否確認などそれぞれ自主的に積極的に行動した。

業務は、雇用保険業務が主体であり、雇用保険の受給資格決定は、4月の1か月間でほぼ1年分に相当する業務量、失業認定業務は通常の年の約10倍以上に上る業務量となった。この事態に対応するため、職員は、震災直後から何度も議論を重ね、手順や役割り分担の打ち合わせを行った。避難者は一人のけが人病人も出すことなく対応した。更にこの異常な事態の下、膨大な業務を間違いなく処理することができた。

これらの危機的な状況を乗り越えることができたのは、本省及び労働局が、現場の状況をよく理解し、必要なことを的確に実施したこと。全国の職安の仲間がいち早く駆けつけ応援して下さったこと。地域の皆様のその応援に対する感謝の心。そして、職員・非常勤職員1人1人が自主的に積極的に行動し、この難局に立ち向かったことである。

【以下は上記メモを作成した震災当時の石巻所長からのヒアリング記録】

- ① 食糧・水の確保や避難者対応以外で困難だったこと等
 - ・ 震災発生後、通信手段がなく、安否確認や労働局との連絡がとれないことにも困った。 3月20日ごろ固定電話が通じるようになるまで衛星携帯が助かった。通常の携帯電話は 4月上旬まで通じないところがあった。通信困難な中で、局からの指示がいろいろなと ころから来た。
 - ※ 電話が通じるようになった3月20日ごろからは電話問い合わせが相当あった。
 - ・ システム端末が足りないことも困った (⇒4月25日に増設)
 - 人手不足にも困ったが、局内や全国の応援で本当に助かった。
 - ・ 通勤は、ほとんどの職員が車通勤だったのでガソリンがなく困った。4月4~6日ごろから並べば買えるようになったが、それまでは緊急車両証がないと入手できなかった。

② 初期対応の工夫

- ラジオを館内放送で流していた。館内放送では尋ね人も放送。
- ・ 職員のアイディアを出してもらってやる気を引き出した。3月14日から、朝晩の全体 会議を毎日やっていた。(※)
- ・ 離職者予測を立てて、見通しや全体像のシミュレーションをした。震災による離職者 4,000~5,000 人と予測した(実際にはその倍あった)。これに基づき、まず、①雇用保険 特例措置等の周知(いつ、どこで、どんな方法で)→離職票の交付→受給手続きの流れ をシミュレーションし、業務体制を再編した。業務体制は、全職員・非常勤職員それぞ れの担当にかかわらず、雇用保険適用給付業務についての知識を有する者の役割分担を 決めて、全員体制で雇用保険業務を担当するとともに、他の用務で来所された方にも担

当者が適切に対応する体制とした(3月18日:震災による非常事態に伴う緊急業務執行体制を決める)。

- 管内の状況を知るのは、来所者からの情報、テレビ(3月17日から電気が復旧)から だった。
 - ※ 「震災による非常事態に伴う全体会議」(石巻所、2011年3月14日設置)
 - ・ 主旨:各種情報の共有、支援対策の共有、業務処理方法の統一、指示事項等 を確実、迅速に職員に伝達し、業務の迅速、的確な対応を図るために 開催する。
 - 参集者:職員、相談員等全員
 - ・ 開催日時:毎日2回開催する(8時15分より8時30分までの間、17時30分より)。
 - 場所:所長室他
 - 会議内容:①労働局からの指示事項の伝達、確認
 - ②新たな対策の内容の確認
 - ③業務執行体制上の問題点等の把握、対応
 - ④業務取扱上の課題、疑問点に対する対応
 - ⑤取扱状況の報告
 - ⑥今後の予定、準備、体制
 - ⑦その他
- ③ 日頃の備えとして特に必要なもの
 - ・ 食料・水・防寒用品の常備必要
 - ・ 携帯電話の充電器、衛星電話も常備が必要

④ 応援

- 全国応援が入る前に局内応援体制(局・他所から)を組んでもらっていた。
- ・ 全国応援の職員(4月14日6名、15日から8名、18日からは12名)は大変有難かった。土日や時間外も対応してもらい職員の負担が軽減できた。20:00~21:00 ごろまで残ってくれていたが石巻への往復時間も長かったので、あまり寝る時間もなかったのではないか。

⑤ 出張相談

- ・ 4 月中・下旬ごろ、労働局中心の出張相談が始まった。石巻所に出張相談のナビゲー ターが配置されたのは 5 月ごろ。
- ・ 5月の段階での避難所相談について

○ 避難所の状況:訪問する時間帯には、高齢者がほとんど

求人票など頒布物は掲示

ボランティアで地域の後片付けをしている人多い。

中には避難所からガレキ処理等の仕事に行っている人もいる

道路事情が悪い

生活に必要な衣料、食料は供給されている様子

○ 避難者の相談ニーズ:車がないので、避難所へ来てほしい

避難所によりニーズが異なる

○ 住居に対する希望:住み慣れた地域に住みたいという者が多い(ただし、被害の大きい地域では移転を望む)

住居を定めることが先決

- 仕事について:その地域で働きたい者が多い、県外で働くことには関心ない 雇用保険があるうちは雇用保険で生活し、その後仕事を考える という印象
- 漁業関係者:個人経営が多く、船、道具を望んでいる。サラリーマンは望んで いない。
- ⑥ 求職者アンケート調査(2011年5月31日~6月3日実施)
 - ・ 主な結果は、震災で退職した割合が約90%。
 - ・ 就職希望地は石巻所管内希望が約95%。
 - ・ すぐにでも就職したい人は約半数。希望職種は水産・食品関係、その他製造関係、一般事務、運輸関係が多い。
 - ・ 前の職場への復帰を希望する人が、50代までは10%強だが60代以上は25%ぐらい。
 - ・ 職業訓練の受講を検討している人が多いのは、30~40 代の女性で 20%弱の割合(受けてみたい訓練科目はパソコン、介護・ホームヘルパーが多い)。
- ⑦ 仙台所長として(2011年7月~2012年3月在任)
 - ・ 週2回のミニ就職面接会を実施、ミスマッチ解消のため担当者制も実施。
 - 避難所・仮設住宅相談、学卒を含めた求人開拓など実施。
 - ・ 基金事業求人は、ほぼすべてハローワーク経由。ただし、だんだんと民間求人の方が 賃金が良くなってきた。
 - ・ 就職件数が増加していったが、基金事業求人の分が大きかった。建設関係求人は有期 のものが多かった。

資料1-2

震災時の仙台労働基準監督署長(2011年6月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年6月】

※ 仙台労働基準監督署は、沿岸部が甚大な津波被害を 受けた仙台市・塩釜市・亘理郡等を管轄。

(平成23年3月11日(金)のこと)

- ・ 14:00 ごろから署長室で署内打ち合わせ中に地震発生。
- ・ 何年も前から宮城県沖地震が発生するだろうという話があり、2 年前くらいに震度 5 強の地震が立て続けに起こっていた。しかし、今回の地震は今までのものとは違う揺れ (揺れ方、長さ)で、揺れが収まるまで会議室出席者全員ソファーから立ち上がること ができなかった。今後 30 年以内に 99%の確率で発生すると言われていた宮城県沖地震 がとうとうやってきたと確信した。揺れが収まった後、皆で外の駐車場に出た。職員・来庁者にけが人はなかった。来庁者は事業所から来ており事業所に戻ったようだ。
- ・ 仙台監督署は宮城労働局と同じ合同庁舎(監督署は1階)に入っているが、署長室や 事務室の被害はさほどではなかった。労働局の総務部・労働基準部が入っている 7・8 階の様子を見に行った職員から、「事務室内の固定した書棚等が全部倒れ足の踏み場も ない大変な状況であった。人的被害は7階の総務部で職員一人が軽い怪我をした程度で あった。」との報告を受けた。
 - ⇒大地震の際には書棚等の「鋲打ち」では不十分だとわかった。したがって、書棚等 を職員の背後に置くこと自体危険である。とっさに机の下にもぐって助かった人も いた。ガラス入りの家具類も危ない。
- ・ 職員に家族の安否を確認させた。しばらくは事務室にいて散乱した書類等の後片づけを行っていた。また、職員には7・8階の片づけの応援に行かせた。
- ・ 停電であったが、合同庁舎の自家発電でテレビを見ることができた。沿岸部に庁舎がある石巻の合同庁舎(監督署・安定所が入居)、塩釜安定所、気仙沼安定所が心配だった。女川原発も心配であった。
- ・ 宮城労働局重大災害防止規程に基づき局長を本部長とする災害対策本部を被害の少な い仙台署長室に設置した。災害対策本部員である局内各部長、各課長が緊急に招集され、 職員及び家族の安否確認、局及び県内署所庁舎、職員の自宅等の被害状況の確認に着手 した。通話が可能であった監督署の緊急電話で本省と連絡をとった。
- ・ 震災前日仙台市内で死亡災害があり、震災当日調査に行った職員3名の安否が心配だったが、しばらくは全く連絡が取れなかった。18:00~19:00 ころに出張職員の携帯電話から無事の連絡が入った。彼らの話によると、死亡災害の現場は高所だったが、そこに上がる直前に地震が来た。上がっていたときに地震が来たら危なかった。監督署に帰ろうとしているが渋滞がひどくてなかなか帰れないとのことで、20時から21時頃に

帰庁した。海岸沿いの道路で帰ろうとしたら津波で危なかったが内陸の道路を選択していたので無事だった。

- ・ 地震後、家族の安否、交通マヒや自宅の被害等が心配な者は帰宅して良いことにした。 妊娠中の職員などは落ち着くまで待機させた。ヘルメットも希望者には渡した。結局庁 舎に戻った人はいなかったが、何時間もかけて歩いて帰った者、ヒッチハイクをして帰った者もいた。
- ・ 合同庁舎の自家発電用重油も数日程度分との情報を入手し、屋上の貯水槽へのポンプ アップ不調、亀裂による漏水等から給水制限は必至との判断から、ポリタンク、やかん、 鍋等に水を貯めて当座の水を確保することにした。結局自家発電の電気は3日間、貯水 槽の水は5日しかもたなかった。
- ・ 夕方になると、労働局・監督署の入居する合庁のみが自家発電で電気がついており、 他は暗い。近隣住民が明りを目当てに避難してきた(100人~200人)。管理官庁の運輸 局と相談して会議室を避難者に開放した。
- ・ 寒かった。防寒用品の備蓄はあまりなく、ありあわせのものを避難者に提供。局・署 の職員用には防寒服のストックなどを使った。

⇒防寒用の備蓄も大事(防寒着、毛布、石油ストーブ、灯油など)

- ・ 周囲の小売店はすべて買われており、職員や避難者用の食糧・水は入手できなかった。
- ・ 家族の安否確認も難しく、自分も苦労した。
- ・ 1日目の夜は、労働局長も自分も合同庁舎に泊った。

(その後の職員の通勤対策)

- ・ 地震発生後、公共交通機関の途絶・ガソリン不足などのため、遠方からの通勤者で通 動困難な者は近くの監督署勤務にした(仙台署の職員で、瀬峰署で勤務した人もいた。)。 公用車1台を乗合通勤用に使った。
- ・ 県内の JR の回復には時間がかかった(現在でも不通区間あり)が、市内・近郊等の バスは比較的早く回復したので、電車の人もバスに切り替えて通勤した。
- 4月7日に大きな余震があり、それによって復旧がさらに遅れた。

(その後の食糧確保)

- ・ 庁舎内に 2000 年問題の際に備蓄していたカンパン、缶詰、レトルト飯、水などがあったので、これらを飲食。
- ・ 自宅が断水せず、プロパンガスを利用している職員が握り飯の差し入れをしてくれた。 また、電気が復旧したところに住むオール電化の家の人も差し入れしてくれた。
- 近隣に住む職員がポータブルコンロを持ってきた。
 - ※ ガソリン不足が深刻で、各給油所には何キロにもわたり一般車両が並ぶこととなった。暫くは公用車の給油のために並んでいたが、業務遂行に支障をきたしたため宮城 県から緊急車両証を取得し優先的にガソリンの給油を受けることができた。

- ・ 3月下旬に、山形局から車2台分の差し入れが届き大変助かった。
- ・ 地震の1週間後ぐらいから、仕出し屋が来て昼食が確保できるようになった。 ⇒日頃からの食糧・水の備蓄の必要を痛感した。最低1週間分は必要。

(相談業務関係)

- ・ もともと監督署では非常時の優先業務が決まっていた(労災給付決裁、非常勤職員謝金支払い、申告相談・労災相談への対応)。
- ・ 3月16日(水)ごろから、労働関係相談(解雇、賃金、労災、通勤途上の死亡など) が入り始め、日ごとに増えてきた。
- ・ 閉庁日も電話が鳴り始めたので、署の幹部で、3月20日・21日(日・祝)も待機して電話対応した。局基準部からの要請もあって3月26日(土)以降の毎土日にも幹部の交代制で電話を受け始めた。4月9日からはハローワークで、労働基準関係も含めた土日のワンストップ相談が始まったので、幹部だけでなく一般職員も交代でハローワークで電話対応するようになった。
- ・ 3月26日(土)には仙台署だけで149件(休業手当・賃金・解雇などの労働相談)、27日(日)には97件の電話対応をした。労働相談は3月下旬から増えてきて、4月上旬までがピーク。来署者対応も3月下旬から出てきていた。ハローワークでのワンストップ相談の時にもまちがって監督署に来る人もあるので、監督署の窓口を開けたこともある。

(労災保険)

- ・ 労災の相談も、3月16日あたりから出始め、下旬から増えてきた。土日は労災の相談は少なかった。4月1日以降遺族請求も出始めた。遺族請求は5月連休前から増えてきて、連休明けには1日当たり20件を超えるようになった。四十九日を過ぎたとか、身辺整理がついたことなどもあったのではないか。
- ・ 労災関係で、1 年経過してからやっと気持ちの整理がついたということで、来たよう な遺族もいた。津波で親戚・兄弟などを亡くし家の外に出られなかったが、やっと手続 きをとる気持ちになったという方もいた。癒されるのに時間がかかっている方もいる。

(未払賃金立替払と解雇予告除外認定申請)

- ・ 震災関係の未払賃金立替払は局全体で 66 件 (企業単位)、そのうち仙台が 5 件、石巻 が 59 件だったが、石巻管内は津波での全壊戸数が多かったことや、地場企業が多かったことが影響しているのではないか。事業主が亡くなっている場合もあったが、賃金不 払い額確定に際しては、労働者や関係者の申し立てでもよかった。
- ・ 震災関係の解雇予告除外認定は、震災1年経過後、局計で申請が312件(事業場単位)・ 認定が281件(認定率90%)、うち仙台署の申請89件・認定67件(認定率75%)、石 巻署の申請212件・認定205件(認定率97%)。これも全壊割合の違いなどが反映され ているのではないか。

- ・ 解雇予告除外認定申請をして認定されないとき、事業主が即時解雇に固執しなければ、 30日間労働させず、何も払わずに解雇を先延ばしすればいい(天災事変の場合は休業手 当も払わなくていいし、その間雇調金の対象にもならない。)ということには制度の矛 盾を感じた。解雇予告除外認定申請は特に広報しなくても、申請が出てきた。立替払申 請が例年の3割増くらいだったのに対し、除外認定申請は例年の5倍くらい出てきた。 (労災・立替払の周知広報、掘り起こし)
 - ・ 4月中旬くらいから避難所回りを始め、自治体・仮設などにもチラシを持って行って 広報した。
 - ・ 仙台署として商工団体に会員事業所の状況把握結果を教えてもらえるよう文書要請し たが、返事がなく、団体自体がそれどころではないとのことだった。
 - ・ 4 月下旬から、労働局が浸水地域のデータを作り、それをもとに仙台署管内と石巻署 管内の浸水地域にある事業所のリストを作った(仙台署管内 1,380、石巻署管内 3,243)。 これらの事業所に対し、携帯電話を入手し、携帯と固定電話で通信調査を始めた。場合 によっては実地調査をやった。
 - ・ 労災担当と立替払担当の非常勤職員で情報の共有化をしながら進めた。4 月上旬から の応援職員が来てからは、応援職員にも手伝ってもらった。何回か電話してつながらな ければ実地調査を行ったり、商工会や市町村に問い合わせたりした。ヒットする率は少 なかったがしらみつぶしにやった。
 - ・ 仙台署の非常勤職員が石巻署の管内についても地区割をして情報収集の応援をした。
 - ・ 仮設住宅が立ち上がるころには、仮設にもチラシを持って行った。

(気仙沼臨時相談窓口)

- ・ 震災により気仙沼から石巻への道路網が寸断されたため、気仙沼地域の住民の利便性 の確保が必要との判断から、気仙沼ハローワークが仮に入っていた気仙沼プラザホテル に労働基準関係の臨時相談窓口を設置していた。ハローワークが9月ごろにプレハブの 仮庁舎に移った際に、臨時相談窓口は商工会議所に移った。
- ・ 臨時相談窓口には局の職員(監督官・専門官)が1週間程度交代で行っていた。自分 もその要員になって月に2週間くらい行っていた(7月から平成24年3月末まで)。こ の4月からは石巻監督署中心になったが、自分は今も月に1週間行っている。
- ・ 解雇や賃金不払いなどの労働相談以外に、労災手続き(届出・報告、代表者や所在地変更やけがの請求・・・)が多い。
- 労働相談の中には、津波で販路がなくなって従業員をリストラしなければならなくなったというような相談も秋ごろから増えてきた。

販路を維持するため、残存設備で一部事業再開するところもあるが、その際全員を再 雇用できないようなケースもある。

・ 労働相談をするに際し、雇用調整助成金などの職業安定系の制度についての具体的な

知識が十分でなく、また十分な説明を受ける機会がなかったことが反省材料。とりあえずハローワークへ行くことを勧めたが、事業主もよくわかっていなかった。

(応援職員)

- ・ 労災事務官には相談対応等のほか遺族調査(案件を持ってとりまとめまで)も担当してもらい、監督官・技官にはがれき撤去、解体工事現場の安全衛生パトロール、安全衛生指導を担当してもらった。
- ・ 応援職員については宿泊場所と交通手段(特に石巻への仙台・古川からの送迎)の確保が大変だった。
- ・ 知り合いがボランティアに石巻に来たが、石巻専修大学の校庭にテントを張ってシュラフで寝ていた。寝食すべて自前で持ってきていた。

(教訓)

- ・ 振り返ってみて思うのは、とにかく備蓄が大事。発電機など、ライフラインが途絶え たときの対応も考えておかなければ。
- 4月7日の余震のダメージも大きかった。

(復旧・復興関係の安全衛生確保)

- ・ 自分が仙台署長のころからガレキの処理に着手しはじめていた(仙台東道路の東側)。 地元建設協会を受け皿に、地域割をして農地・道路のガレキ撤去を進めていった。警察・ 消防が現場に拠点を持っていて、遺体が発見された都度確認していた。
- 6月末くらいのパトロールに自分も同行した。
- ・ 仙台のガレキ処理では、粉塵のみでなく、アスベストの恐れ、化学工場があるため化 学薬品的な異臭もあって有害ガスも想定されたので、防塵マスク・不浸透性手袋のみで いいのかという危惧もあった。マスクも普通のサージカルマスクでなく国家検定品をし っかり顔に密着させるよう指導してきた。幸い、その関係の被害は聞いていない。
- ・ 昨年度、ガレキ撤去と解体工事で5人亡くなっている。重機接触3名、転落1名、飛 来落下1名。
- ・ がれき撤去工事現場や解体工事現場では、重機作業計画の作成、作業半径内の立ち入り禁止、有資格者の適正配置等重機災害の防止指導、適切な防塵マスクの着用等飛散アスペストによる健康障害防止指導等を中心に取り組んできた。

(その他復旧・復興関係)

- ・ 建設関連で不足。技術者がいない。全国(北海道、九州、関西など)から経験のない 人が入っている。違法団体が人手をあつめて送り込んでいるというケースもあるらしく、 自治体でも発注の際、そのような業者を排除しようとしていると聞いている。
- ・ 有料でガレキを引き取って、市町村がガレキを無料受け入れしているところに持って 行って利益を得る業者もいたらしい。
- ・ 自治体が重層下請を禁止していても、実質は3次4次下請けが入ってくるような例も

ある。

- ・ 沿岸部の産業復興ができないと、避難した住民が戻らず自治体そのものの機能が維持 できなくなる恐れがある。
- ・ 気仙沼でも嵩上げができるまで待たずに、今の場所でとりあえず再開しようとする業者もいるが、なかなか人が集まらないというケースがある。もともと水産加工業は経営基盤も脆弱な小規模事業所が多く低賃金に加え、立ち作業、水作業等により敬遠する者が多い。経営者と労働者の意識のかい離が大きい。石巻では、販路が途絶えることを恐れて他県の工場を借りて製造を開始している企業もある。

(その他)

・ 震災後1年経過した時点から、沿岸部以外も含めて震災の影響が強かった業種(食料品製造、病院、福祉、道路貨物、建設等)の事業所の状況把握(通信調査)を始めているが、事業を廃止したところ、移転したところ、震災前より労働者数が増加したところ等貴重な情報を収集することができた。今後の業務の参考になればと考えている。

資料1-3

震災時の釜石労働基準監督署長(2011年6月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング 2012 年 6 月】

※ 釜石労働基準監督署は、岩手県南部沿岸の釜石市に 所在。沿岸部が甚大な津波被害を受けた釜石市・遠野 市・大槌町を管轄。また、入居する庁舎も津波で被災 した。

(3月11日~21日のこと)

- ・ 釜石監督署は単身赴任組が多く、3月11日(金)は、自宅に帰宅する前の日だった。
- ・ 署長室にいたときにすごい揺れが数分続いた。皆の無事を確認しようと事務室に行ったら、深刻な顔の職員、談笑している職員などいた。物的損害はなかった。
- ・ その1年弱まえに、津波警報がでて公用車を避難させたりなどしたが何ともなかったなど、今まで何回も肩透かしがあった。また、釜石は世界一と言われていた防波堤があったので、それほどの心配はしなかったが、署長として職員と来庁者の安全が第一と考え、トップダウンで地震後10分ごろ、釜石監督署から歩いて4~5分のところの高台に職員を皆避難させた。監督に出ている職員はいなかった。来署者はたまたまいなかった。自分は来署者が万一来たときのために残った。地震後30秒ぐらいで全電源喪失・停電になり、携帯も通じなくなった。
- ・ 皆が避難してから 10 数分くらいで、海の水位が段々上昇。しばらく大潮の状態で保たれていたが、急に水かさが増えて 10 メートル以上の濁流にすべて呑み込まれるような状態になった。ただ、この水位なら避難した職員は大丈夫だなと思った。年休で休んでいた職員もいたが、奥州市の実家にいることがわかっていたので津波については大丈夫だろうと思った。
- ・ 釜石は平地がウナギの寝床のように狭いので、その分水位も上がったが避難場所も近くにあった。
- ・ 釜石監督署は合庁(釜石港湾合同庁舎)3階にあったが、目の前がすぐ海。津波は2階まで来た。自分は3階の窓際にロープを持って立って、もしかしたら流されてくるかもしれない人のために待機していた。目の前を濁流が流れていた。
- ・ 合庁は4階建、1階に検察庁、2階・4階は海上保安庁、3階に監督署と税関だった。 3階以上は大丈夫だった。建物としては1・2階が津波でやられ、地盤沈下による改修工 事などが必要になった。3月16日から立ち入り禁止になり、以後工事中。
- ・ 貨物船が合庁にぶつかりそうになったので、その時に屋上に避難した。海上保安庁の 人も屋上にあがっていた。屋上には、貨物船が引き波で遠ざかり、波もおさまってきた ので、海上保安庁とともに行動しようと 4 階に行った。屋上には 1 時間くらいいた。 4 階には無線があった。船舶からの情報や海上保安庁どうしの交信をしていたが、あまり

- 一般的な情報はなかった。携帯のワンセグテレビは使えたので、それで情報を見ていた。 海保の自家発電はあったが、無線機用に使える程度。自家発電用の油は船で運ばれてき た。
- ・ 11 日深夜に 3 階の監督署に戻り、明け方までそこにいた。朝(12 日)になると水が引いていたので、歩いて高台の宿舎に帰った。ガレキで道がふさがっていて、普通に歩いて 40 分くらいのところを 3~4 時間かかった。御遺体もあった。
- ・ 12 日~13 日(土・日)は宿舎で過ごしたが、宿舎も電気・ガス・水道とも全部だめ だったのでろうそくなどを使った。自分の車は津波で流されていた。
- ・ 14 日~16 日は監督署に勤務。庁舎脇が遺体置き場になっていた。毎日、御遺体が朝 は少なかったが夕方になると増えていた。来署者はいなかったが、一人でも来たら対応 しなければならないと思っていた。
- ・ 11 日の高台避難の時点で職員の無事は確認していた。14 日の朝に職員が出勤してきた。12~13 日に家族の安否確認に内陸の実家に行った人で14 日に内陸の監督署に出勤した人もいた。
- ・ 宿舎・実家が津波被害で住めなくなった人は2人 [職員1人・非常勤職員1人]。この2人は、避難所経由で2人のうち1人は実家(大槌)に歩いて行き、署に通えないのでしばらくそこにいた。1週間弱で盛岡から迎えに来てもらった。避難所から通った職員はいなかった。職員・非常勤職員の家族の人的被害はなかった。
- ・ 14日~16日は、昼間は職員 3人(署長を含め、高台や内陸の宿舎に入っていた人)で被災した監督署で過ごした。食糧は自分がカロリーメイトの箱入りを置いていたので、それを分けて食べた。それ以外は砂糖水。監督署に物資が届いたのは 1 週間以上後に労働局から。それまでは手持ちのものでしのいだ。自衛隊が風呂を沸かしたので入りにいったという職員もいた。13日くらいからスーパーが開いたが、すごい列で並ぶ気にはならなかった。
- 署のトイレは、水洗で水が出ないので、小用しか使えなかった。
- ・ そのころ、盛岡と釜石は連絡がつかなかった。15日にはじめて携帯がつながるようになって、局に連絡がつき、職員の状況伝えた。ただし、充電もできず、常時電波がつながってもいなかった。
- ・ 署になくても局に無線機や充電器を常備して必要に応じて融通して使ったらいいと思った。
- ・ 庁舎を退去した日(3月16日)に安定所と調整をして、3月22日から安定所の一角 で臨時窓口を開設した。
- ・ 釜石は電気の復旧には1カ月かかった。最初のころ困ったことは食糧・水・暖房(灯油)などライフライン。水は避難所中心に給水車が来たので、それをもらっていた人もいた。

- ・ 暖房関係では、宿舎に煮炊きができる反射式の石油ストーブがあってよかった。灯油 は備蓄のものを細々使った。釜石は都市ガスが多かったが都市ガスが止まっていた。地 震後3週間ぐらいしてから、都市ガスに対応できるプロパンガスステーションが配置さ れ、ガスが使えるようになった。
- ・ 21 日に自分も含め労働局に集まって、その後の救援の在り方を協議し、局として組織的に動いてくれた。22 日以降は労働局からジャンボタクシーで缶詰等を送ってくれたので、非常に助かった。

(3月22日以降のこと)

- ・ 3月22日から、安定所の一角で、4名体制で事業主・労働者の相談を始めたが、さばきされないほどの相談があった。賃金、労災(遺族補償)の他、郵便局が使えない、お金がない、民事紛争(解雇、借金)などの相談も多かった。全避難所に壁新聞を貼ったりしたので、安定所の中に監督署の窓口があることが知れ渡っていた。(その後)立替払と労災(遺族)の2つが主になっていった。事業主からは賃金、休業補償、解雇予告除外認定なども。
- ・ 遺族からの相談には心が痛んだ。声にならないような相談。
- ・ 物件がなかなか見つからなくて 4 月 28 日までそこにいたが、スペースがないのが困った。8 畳くらいのスペースに最終的に 9 人入っていた。関係ない相談を聞いていると疲れてしまう。ニーズに応えられない、職員にストレスもたまった。
- 4月28日に安定所の中から新日鉄構内に間借りして、窓口を移した。
- ・ 5 月以降、労災の遺族請求関係が量的にもさばききれない状態になった。絶対数が多く、証拠書類も流されている。他局応援の人(最大4人)にもやってもらったが、釜石署としても始めと終わりはかかわる必要があった。新日鉄構内に移って広くはなったが、もともとの監督署に比べれば2/3の広さで狭い思いをさせてしまった。

[東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~ 平成24年3月厚生労働省労働基準局]より

岩手労働局労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官

(当時:釜石労働基準監督署長)

当時、私の勤務していた釜石労働基準監督署は釜石港湾合同庁舎の3階にあり、眼下に釜 石港を臨むロケーションにありました。

3. 11 の時、今までに感じたことの無いような揺れが数分間続き、ようやく収まった頃、 職員の様子をみると、談笑していたり、深刻な表情をしていたりと様々な温度差がありまし た。停電の影響なのか防災無線も停止していたことから、携帯端末等で情報を収集しましたが、津波の高さも 60cm から 3 メートル等様々な情報が飛び交っており、過去に津波警報があっても肩すかしをくらっていたこともあったし、大丈夫だろうというのが正直な気持ちでした。

しかしその反面、あの地震の揺れで、果たして何も無く済むのだろうかという疑問もあり、 少しでも危惧感を持つ以上、最悪に備えるべきではないかという想いもありました。

果たしてどのような行動をとるのがベストなのか、避難すべきか、庁舎にいた方が安全ではないのか、庁舎をもなぎ倒す勢いの津波だったらどうする、電動シャッターで収容されている公用車をどうする、通勤用の職員の車はどうする、停電で信号が機能しておらず渋滞とならないか、時間にしては数分ですが、今思い返すと何時間も逡巡していたような気持ちでした。職員や来庁者の安全確保が第一という極めてシンプルな答えさえ、瞬時に決断できなかったわけです。

地震発生の 10 分過ぎに、庁舎の向かいの高台に徒歩で避難するよう職員に命じ、署への問い合わせ等来客対応に備えるため、避難列最後尾の監督課長に「私は残るから、みんなを頼む」と告げ、職員の後ろ姿を見送りました。

全員が避難して 10 数分後、海の水かさが増していき、大潮のような状態となりました。「この程度で済むんだろう」と感じた直後、急激に海全体が膨らんだ状態となり、防波堤を越え、あっと言う間に 10 メートルにもならんとする高さの水が、陸上の全てのものをのみ込むかの勢いで押し寄せてきたのです。

津波は庁舎の2階の天井部にまで浸水し、もしかしたら3階の監督署も呑まれるか、と感じながらも、なおもどのような行動をとるのがベストなのか、と考え、とりあえず、荷造り用の紐を投げ縄風に加工して、引き波で流されてくるかもしれない住民を救おうと窓際で波を注視していました。

今思うと、濁流のように寄せては引く波の中、荷造り用の紐で人を救うなんて不可能だったろうと思いますが、当時はやはり気が動転していたのでしょう。

そのうち、大きな貨物船が漂うように港湾合同庁舎に向かって近づいてくる状況が目に飛び込んできたので、屋上に避難しました。

屋上では海上保安庁の方がいて、津波以後、初めて自分以外の人間に出会えたことにホッとすると同時に、屋上から高台を見ると、多くの人が山の上からこちらを見ており、「ああ、あの中にうちの職員もいるんだな。あそこなら大丈夫だな」と更に安堵しました。

貨物船は建物に衝突する $1\sim2$ メートル手前で、引き波等で離れていき、ゆっくりと潮も引いていきました。

その晩は海上保安庁の方と一緒に行動し、庁舎に泊まりましたが、万が一、署員が来たらどうしようかと思い、深夜に監督署に戻り、署長室のソファーで横になっていましたが、想像を絶するペースで処理をしなければならないであろう様々な処理をどのように進めていけば良いのか等色々なことが頭をよぎって満足に寝ることはできませんでした。

震災で釜石市の大半の電気、ガス、水道、電話等のライフラインが壊滅してしまい何もすることができないと判っていながらも、それ以降も出勤しました。しかし、16日に合同庁舎の管理官庁である海上保安庁から退去を命じられ、止むなく署を離れるに至ったのです。

3月22日からは津波被害の無かった釜石公共職業安定所の一室を借用し、臨時窓口を開設しました。業務多忙な中、部屋を貸してくれた釜石所には感謝していますし、署員全員が一室に集まるというストレスを感じながら、様々な制約下にありながらもその場でできうる業務にベストを尽くしてくれた署の職員にも感謝しています。

4月28日からは新日鐵釜石の健康センターのスポーツジムだったスペースを借りて、暫定的に業務を再開しましたが、3.11以降それまで、岩手労働局、花巻署を始めとする内陸署、厚生労働省、他局や全労働等の全国の人々から、温かい援助や助力をいただき、本当に感謝しています。

震災から一年経ちますが、まだ一年なのかと思う反面、ずっと昔の記憶のような気がする のが不思議です。犠牲になられた方に心からのご冥福をお祈りしながら、一日も早い被災地 の復旧、復興を願って止みません。

資料1-4

震災時の石巻労働基準監督署次長(2012年3月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年6月】

※ 石巻労働基準監督署は、宮城県中部沿岸の石巻市に所在。甚大な津波被害を受けた石巻市・気仙沼市・東松島市・女川町・南三陸町を管轄し、資料 1-1 の石巻公共職業安定所(ハローワーク石巻)と同じ庁舎に入居。

(3月11日のこと)

- ・ 当日、3人庁外(2人は女川町へ、1人は南三陸町へ、いずれも津波被害甚大な地域) に出張していたが、女川の2人は津波までには戻っていた。南三陸の1人は石巻方面に 戻れず、仙台方面に帰った。
- ・ 職員・非常勤職員の安否については、通信が遮断し道路も寸断されていたため当日休 みだった女川町在住の非常勤職員の安否確認ができなかったが、自衛隊が道路のガレキ を除去した後で見に行ったら無事だった。
- ・ 職員・非常勤職員の家族の安否については、当日携帯電話で数名以外の確認はできていた。非常勤職員で家を流された人はいたが、家族が亡くなった人はいなかった。
- ・ 監督署・ハローワークが入居していた合同庁舎の隣の石巻中学校が指定避難所になっていたが、特に体育館が寒い・暗いで、「隣のハローワークは明るいぞ」ということで合庁に避難者が押し寄せた。
- ・ 合庁も非常用電源で明り(常夜灯)はついていた(それも 2~3 日で切れた)が、暖 房は止まっていた。
- ・ 食糧の蓄えも暖房もなく、避難者には寒さしのぎにコンクリートの床に敷く段ボール をあげたほど。
- 貯水タンクの水も3月12日(土)にはなくなった。
- ・ 職員用の食糧・水・防寒等は手持ちのものを持ち寄った。近くの宿舎・アパートに住 んでいた人はそこに置いていたものなども。
- ・ 合同庁舎が丘の上にあり周囲が水没したので、そこに孤立していた。
- ・ 携帯電話・固定電話も使えない状況。携帯電話のワンセグテレビは見ることができたが、充電が切れると見られなくなった。テレビは停電で見られないが、携帯用ラジオで情報はとれた。
- ・ その夜は非常勤職員も含めて署の職員は全員防寒着を着込んで庁舎の床に転がって寝 た。
- ・ 非常勤職員で家を流された人は、翌日から避難所に行った。

(3月12日~3月中)

- ・ 3月12・13日(土・日)に家に帰りたい職員がばらばらに道を探りに行った。歩き・ タクシー・ヒッチハイク等で仙台まで帰った人もいた。
- 自分は余震が続く中、真っ暗な宿舎に帰って寝る気になれず、ずっと署に寝泊まりした。
- ・ 3月14日(月)以降、しばらくは相談もなかった。仙台から通勤していた者で帰宅できた者は交通手段がないので近くの署勤務。残留組は庁舎で寝泊まりしていた。日のあるうちには、物資の確保にいっていた。
- ・ 3月22日以降相談が始まった。解雇、賃金関係。
- ・ 3月28日から相談が増え、30日以降一段と増えた。

(4月~)

- ・ 解雇・賃金不払いの相談については、調査をした際に、事業主も労働者もお互いに大変なのがわかっていたので、紛糾するようなことはなかった。
- ・ 労災と立替払の周知・掘り起こしは、一つの事業所に両方から行かないようにセット で行った。まず電話ローラーで、通じなければ事業主団体にも聞く・実地にも行く。雇 用保険の離職票からもたどった(倒産・廃止状態かどうか)。
- ・ 労災の遺族請求については、気持の整理がつかない遺族の方が多かった。四十九日、 三か月、一周忌などに区切りをつける方もいた。
- ・ 安全パトロールについては、石巻署として計画を立てて局主導のもの以外にも頻繁に 行っていた。マスク、靴、手袋を配りながら。
- ・ 食糧がないのには特に困った。体重が相当減った。店も開いてないか行列。避難者でないので、支援物資の供給はなく、土日に開いている店の情報を聞いて買い出しをして、 リュックに詰めて石巻に帰っていた。

[東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~ 平成24年3月厚生労働省労働基準局]より

宮城労働局石巻労働基準監督署 次長

当署は、庁舎のある(私の官舎もある)直径 1km 程の区域を残して周囲全域が水没し、JR 全線を始め外界との交通と通信が遮断した。

庁舎は避難所にはなっていなかったが、非常用電源が作動して明かりをつけることができたため、署で解放できるスペース全てを使い、周辺からの避難者の方を受け入れた(最大 300 名程度の人々が当庁舎に避難された。)。

震災直後の水没地域では、折り重なった車やがれきに混じって正体不明の薬品タンク等の 漂着物もあり、一面が真っ黒なヘドロで覆われて強烈な臭気が漂う中を、歩ける場所を見つ けながら脱出を試みる人達が行き来していた。

ヘドロの中、路面の状況が分からないで歩くため、長い棒を持って足元に穴がないか探りながら歩を進めるのだが、長靴の高さでは間に合わない場所を避けるため、すれ違う人からの情報は貴重なものだった。

交通網やライフラインの遮断で、まず食料、燃料の確保が問題となった。職員が自宅に備えてあった非常食などを持ち寄り、当面の食料としたが限りがあり、震災後しばらくしてから僅かに営業を始めた商店も閉店時間が数時間しかないため、日々の食料確保にも困難を極めた。

また、道路網や公共の交通手段が津波で流出・破壊され、加えて、ガソリン等の燃料物資も当県には輸送されない状態が続き、これについては、自家用車に職員が、乗り合わせて出勤することとした。

震災の翌週には相談件数は数件という状態であったが、2週目からは100件、3週目は200件を超え、この状態が6週間続き、徐々に落ち着きを取り戻した。相談のピークに連動するように震災3週目からは解雇や賃金に関する申告や解雇予告除外認定申請も急増し、被災者の深刻な状態が浮き彫りになった。相談者の中には、労使互いに連絡が取れないとか、存命かどうかも分からないといったものもあり、また、申告事案の処理にあっては、被申告人に連絡が付かないケースや連絡が付いても交通手段が確保できず、面談する手段がない状況が続いた。当時被災地は、がれきを路肩に寄せ、車1台が通行できるスペースを確保しただけの状態や地盤沈下による冠水などでいつの間にか通行不能になる状態にある中、職員は事業場調査を行った。

県内外から多くのボランティアが集まり、この人々が、ヘドロやがれきの撤去作業に携わるころになると、防じんマスクの不着用、車輌系建設機械による不安全行動などの情報や相談等の多く寄せられるようになり、速やかな対処が求められた。

当時を振り返っても、過酷な状況下での連日の業務ではあったが、他局からも多くの支援 を受け、一日も早い復旧・復興への思いを強めたと確信した。

足りないものがあったとしても手に入る訳ではなく、最終的には、その時に居合わせたメンバーで局面に合わせた対応を行うことに尽きるものと思った。

震災時の石巻労働基準監督署の労災課長が作成したメモ

震災を振り返ると私がいちばんお伝えしたいのは、感謝の言葉のみです。

「全国のみなさまに遠路はるばる応援に駆けつけていただきありがとうございました。おかげさまで、870 件を超える労災請求を迅速に処理できました。みなさまのご努力により被災者の救済と地域復興に大きく寄与したものと感じております。深く感謝いたします。」

地震発生。

悲惨な津波被害は、報道でご存知のとおりであり、何が起こったのかなかなか理解できない状況で、ただ呆然とするだけでした。

あの日から労災業務は一変しました。平成22年度当初より休みがちであったひとりの労災職員が、12月に退職し、課長がその職員の業務を担当していました。4月になれば欠員が解消されると喜んでいたところ、本震災で、人事異動の一時凍結となりました。しかし、震災対応や通常業務に震災まもなくからの局からの応援、5月から他局の応援いただくことになり心強く感じました。

3月、被災した地元金融機関で4月の労災年金振込みができない場合には、年金受給者に連絡し別の金融機関か送金払に変更し、支払を確保するよう労働局から指示がありました。当署の場合、120名以上の年金受給者に影響する内容でした。震災に遭いたいへんなときに年金が振込まれなければ、年金受給者の生活が困窮してします。しかし、連絡するにしても署及び相手の電話も使用できない。送金するにしても郵便局も津波で倒壊している。いったいどうしたらいいんだ。

被災していない郵便局を検索し、帳票をいつでも入力できるよう準備した。当署の OCR が 使用できないので、仙台署の OCR を借用することになった。

その後、金融機関毎に振込みができるとの情報が入り、安堵したところですが、年金入力処理の締切り近くになってもひとつの金融機関は振込可能の連絡が無いので、23 日担当者が仙台署へ出張し年金受給者へ送金払い 23 件の職権入力を行いました。翌日、全金融機関の振込可能との連絡があり、再び、元に戻す入力作業を行って事なきを得ました。結果的に年金受給者に振込まれたので、ほっとしたところです。

3・4 月、通常の保険給付支払は、日本銀行石巻代理店が被災し、回復しないため、仙台署資金 前途官吏の全面的な協力をいただいた。しかし、支給決定通知書を送付したものの、未到達に なったり、振込不能の解消ができなかったり通常なら平易に解決できることがなかなか処理 できず迷惑をかけてしまった。

4月、管轄地域の電話が回復するにつれ、遺族請求問い合わせが増加していきました。4月の 遺族請求は46件となり、今後も多くの請求書の提出が見込まれる。課長以下4名でどう処理 していけばいいのか。局内の応援や他局からの応援いただく予定としていますが、不安がつの るばかりでした。

その中、4月6日受付した震災第1号の遺族請求書を同14日で支給決定することができた。 ひとつひとつこなして行くしかないと心に決めました。

また、システム変更により 2 週間以上 OCR 入力できない時期がありました。新規受付入力できないなかで、エクセルで管理し書類紛失がないようにしたが、普段あたりまえのように行っている即日入力の大切さをあらためて感じました。

その後のエピソードは、他のみなさまに委ねます。

[東日本大震災に対する労働基準行政の取組~震災から1年~ 平成24年3月厚生労働省労働基準局]より

福岡労働局相馬労働基準監督署 監督・安衛課長

(当時:富岡労働基準監督署監督・安衛課長) 八巻 達弥

東電福島第一原発の原発事故で、私の所属していた富岡署は庁舎の使用が不可能となり、職員も各地に離散して一度は署としての機能を失った。現在はいわき駅前の再開発ビル「Latov」に仮事務所を設けて業務を行っているが、そこに至るまでの間には実に様々な出来事があった。

震災後、署長と私は第一原発から約 5km に位置するオフサイトセンターに派遣された。 原発の現状や作業員の被災状況等について情報収集を行い、得られた情報を速やかに局へ伝達することが目的であったが、センターの電話、FAX と自身の携帯電話も全て使用不能となり、連絡手段を完全に失った状況で1号機と3号機の爆発を目の当たりにすることとなった。 現場は戦場のような状況であり、直接復旧作業に従事する自衛官等に対し、情報収集の目的でセンターに留まっていることがいたたまれないほどであった。その後、3月14日の夕方に局からの指示を受けセンターを退出、いわきでの避難生活が始まった。

以降、私は署長と共にいわき署の応援職員として勤務することとなり、約2か月間いわき署の機械室に宿泊して勤務を続けることとなったが、震災直後は食料の入手が極めて困難であり、食料の補給を受けられたものの、一時は署にあった来客用の砂糖を食料として利用することすら考えた。

4月に入り、正規職員全員がいわき署で勤務することが可能となり、いわき署の認定室を借りて富岡署としての業務を再開した。この時点では個人の机もなく、長机にシステム2台を置いて交替で使用し、極めて不自由な状況であったが、4月中旬には同じ合同庁舎内の会議室を借りられることとなり、いわき署から独立した仮事務所を設置することとなった。

こうして署の体制は徐々に整い始めたが、賃金不払の申告が例年ベースでの1年間の受理件数を僅か1月で超える状況となり、労使双方が管内から避難中という前代未聞の状況の下、処理方針が定まらず悩む日々が続いた。しかし、他署の協力もあって所在不明の事業主へ連絡を取る方法を確立し、各事案の解決が図れるようになり、僅かながらも今後について希望が持てる状況となった。

5月下旬になり、健康対策室が設置され、3名の応援職員(厚生労働省1名、静岡局2名) が放射線作業届の審査業務を開始した。また、原発への立入調査を実施し、作業現場の状況 確認等を行い、その後、確認された問題点について文書指導を行った。

6月上旬には、局、富岡安定所と合同で富岡町の庁舎への一時帰宅を実施し、就業規則や年金ファイル等の書類を回収した。私にとって3年間付き合った富岡署の庁舎はとても懐かしく感じられた。その後、私は人事異動の凍結解除で7月1日付で相馬署へ異動となったが、富岡署の仮事務所は9月1日にいわき市駅前の再開発ビルに移転し、今もなお仮事務所で業務を行っている。

今回、私は極めて特殊な状況を体験することとなったが、周囲の支えがなければ途中で潰れていたかも知れない。署長をはじめ支えてくれた仲間達には本当に感謝している。また、 今後、後輩諸君が同様の状況(あったら困るが)に遭遇した場合、一言だけアドバイスしたい。「なるようにしかならないから、その状況の中で自分がやれることをやる、それだけだ。」 と。

震災時の釜石公共職業安定所管理課長(2011年6月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年6月】

※ 釜石公共職業安定所(ハローワーク釜石)は、 岩 手県南部沿岸の釜石市に所在。管轄区域(釜石市・遠 野市・大槌町)の沿岸地域は甚大な津波被害を受けた。

(3月11日のこと)

- ・ 地震発生、電気は消え、電話も通じなくなった。
- ・ 来所者は庁舎外へ案内し、15:00 に閉庁。安定所は海から離れた場所にあったので、 津波は見えなかった。
- ・ 3月11日(金)の翌週(3月14日~18日)は、庁舎玄関ドアに貼紙をして閉庁を知らせた。雇用保険認定日の来所者などには庁舎玄関ドアの貼紙により通用口から入るよう誘導した。
- ・ 認定予定者の2割くらいが来た。中には歩いて1時間かけて来る人もいた。
- ・ 社長が津波で流されて事業ができなくなったという事業所の人、新卒の内定取り消し になるがいいかと確認に来る事業所の人などもいた。
- 電気・ガスが通じなくなり真っ暗。水のみ使用できた。
- ・ 食べ物の確保が困難で、自分は(内陸の)遠野まで買い出しに行った。釜石地域居住職員がおにぎりを作った(米があり、個人の反射式石油ストーブやカセット式ガスコンロを庁舎に持ち込んで炊事した。灯油は庁舎内にストックがあった。)。
- ・ 内陸に実家のある職員は、週末に車の相乗りで帰って食糧を調達してきた。
- ・ 通信は、AU の移動基地局の車が早く来て、個人の携帯を主に使っていたが、局との 電話は3月18日ごろから正常につながるようになった。
- ・ 職員の被害は、相談員で母親を流された人1人、家を流された人2人、家の損壊で住 めなくなった人2人。
- ・ 3月17日夜から雇用保険のシステムが動くようになった。それまでは遠野所で代行入力をしていた。

(3月22日~)

- 事業所からの雇調金等の相談が多くなり、制度説明を相当件数行った。
- ・ 家を流された人から雇用促進住宅の問い合わせもあった。ただし、4月までは使って

いいという指示がなかったので、それまでは受け入れ体制できていなかった。

・ 雇用保険の離職票(休業票)関係の相談・処理多くなった(対事業主・労働者)

(3月29日~)

・ 雇用保険の離職票(休業票)関係が業務の中心となった。

震災当時の大船渡公共職業安定所管理課長(2012年3月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年6月】

※ 大船渡公共職業安定所(ハローワーク大船渡)は、岩手県南部沿岸の 大船渡市に所在。管轄区域(大船渡市・陸前高田市・気仙郡)の沿岸 地域は甚大な津波被害を受けた。

(3月11日~13日(日)のこと)

- ・ 大船渡所は高台にあり、津波が見えた。避難者が上がってきて、庁舎の駐車場から津 波を見ていた。
- ・ 近くの小学校が避難者の受け入れ準備中だったので、11 日から 13 日(日) 17:00 まで庁舎を避難者に開放した。ピークで約 100 人が来た。
- ・ 地震発生後も、自家発電があったので一部の電気が使えた。その周辺では当所のみ灯りがついていた。2・3日して故障し止まった。
- ・ 宿直室にあった毛布を使ったが 2,3 枚しかなかったため避難者全員に行き渡る状態ではなかった。暖気は地震までの暖房の余熱のみ。
- ・ 水道とプロパンガスは使用可能だったので炊事はできた。職員が自宅(宿舎)から米 を持ってきてご飯を炊いて避難者に配ったが、1人に小さなおにぎり1つくらいであった。(水道は、次の日に断水した。)
- ・ 3月11日・12日の夜は職員のほとんどが庁舎に泊まり、総出で避難者のお世話をした (帰れる人も避難者のために残った。)。
- ・ 本省からも(後から)避難者受け入れの指示はあったが、大船渡は独自判断で受け入 れた。
- ふるさとハローワークとの連絡が取れなかったので、3月13日に、避難所に避難している可能性もあると思い、安否確認のため、各避難所を見て回った。
 - ※ 陸前高田のふるさとハローワークを含む中心地一帯は津波により壊滅的被害を受け、ふるさとハローワーク勤務の相談員2名とも亡くなった。
- 家族が行方不明の職員は1週間くらい休んで捜索していた。

(3月14日(月)~18日(金))

- 12日~13日(土・日)の間に、本省から「すべて開庁」の指示があった。
- システムは回線が津波でやられていた。動くようになったのは4月始めから。
- ・ 所の電話もしばらく使えず、最初のころは(移動基地局の設置が早かった) AU のみ通話可能。電波が弱いため、庁舎外に出てアンテナの立っている場所を探しながら通話した。 局との連絡は、もっぱら職員の携帯を利用して行った。1週間くらいして DOCOMO も使えるようになった。固定電話は不通のため、局から携帯電話2台が配給された。

震災当時の気仙沼公共職業安定所管理課業務係長(ヒアリング時も同所勤務) からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年10月】

※ 気仙沼公共職業安定所(ハローワーク気仙沼)は、宮城県北部沿岸の気仙沼市に所在。管轄区域(気仙沼市・南三陸町)は甚大な津波被害を受け、庁舎自体も津波で被災した。

(3月11日(金)~13日(日)のこと)

- ・ 気仙沼ハローワークは岸壁に近い合同庁舎の1階。地震が発生し、来所者を帰した。避難者が入れるように扉を開けたままで合同庁舎の上階へ上がった。自分が上がろうとした時には近所の人も入って来ていて階段が詰まっていたが結局全員上がれた(100人程度)。
- ・ 市の防災無線が6メートルの津波予想を伝えていた。
- ・ 屋上に避難して町が津波に呑まれるのを見ていた。津波が車を持ち上げて、防潮堤を越 えてきたときは言葉を失った。
- ・ 建物が津波に耐えられるかどうかどうか心配になった。5階建の合同庁舎で、1・2階の 室内は完全に破壊されたが、3階以上に浸水はなかった。
- ・ 2日間、5階の大会議室で過ごした。入居していた気仙沼海上保安署の署長が指揮した。食糧は海上保安署の備蓄・保存食を分け合って食べた。自衛隊へりでの食糧投下もあったが、2リットルのペットボトル6本のみだった。自衛隊は周りのビルで屋上に取り残されている人たちの救助を優先していた。
- ・ 1・2階の窓が破られていたので、寒気は下から階段を通じて上がってきた。
- ・ 1日目の夜、海上の炎が寄ってきたのが怖かった。(まわりはまだ浸水状態で)炎に取り 巻かれてしまったら助からないのはわかっていた。
- ・ 3月13日(日)に庁舎を出た。周りは泥だらけ、庁舎にあった段ボール・新聞を広げ、 その上に乗って自衛隊へりに拾ってもらった。どこに運ばれるかは自衛隊まかせだったが、 自分は避難所に運ばれた。そこでは「自力で帰れる人は帰って下さい」「帰るあてのない 人は受付して下さい」「食糧はありません」という案内をしていた。
- ・ 自分は、同僚の職員 5 人・相談員 1 人とともに、ヒッチハイクで登米市の自宅へ向かった。何台か乗り継いで、同日 15:00 くらいに自宅についた。
- ・ 津波後、現金を降ろせなくなったこともあり、略奪や治安悪化もあった。登米市内でも 油を抜かれることがあった。

(3月14日~)

- ・ 3月20日から気仙沼市役所に臨時窓口を開設。仙台所の公用車を乗合で使って通勤を始めた。緊急車両扱いだったのでガソリン給油ができた。海岸沿いの道を通らなければならなかったので、行き帰りが大変だった。工事でも止められた。
- ・ 市役所での臨時窓口は、ロビーの一角を使ったもので、狭く、すし詰め状態だった。最初の1週間は、雇用保険の特例措置(休業の場合の特例給付)の説明と離職票用紙の配付をしていた(迫所からチラシ・用紙をもらってきていた)。
- ・ 市役所にいたころは、電気のみは通じていたが、ガス・水道はダメ、固定電話もダメだった。
- ・ 労働局とのやりとりは各自の携帯電話などでとった。4月中旬には衛星携帯が労働局から届いたが、市役所にいたころはほとんどつながらなかった。その後4月11日からプラザホテルに移転してからはつながるようになった。
- ・ 4月に入ってからは離職票の交付作業に入った。(過去の経験者も含め)雇用保険の実務 ができるのが、自分と相談員2名のみだった。
- ・ システムがなかったので、自分が通勤の際に入力する帳票を迫所に持ち込み、迫所で気 仙沼所職員が2名常駐して入力した。さらに一部を迫所から築館所・古川所に転送した(職 員通勤使って)。岩手局管内の一関所にも直接持ち込んだ。
- ・ このように代行入力していたので、処理に $2\sim3$ 週間かかり、事業主からクレームもあった。
- ・ 4月11日から気仙沼プラザホテルに移ってからは、受給資格の決定の山。1日平均で250件。全員で雇用保険の相談・手続きをしたが、雇用保険の経験者が少なく、県外応援が入るまでは体制的に苦しかった。
- 4月18日からは県外応援で、現役の給付のスペシャリストが10人くらい入ってくれたので一息つけた。その際、他局の多くの人と接したことはよかった。
- ・ 5月中旬からは失業認定がピークとなり、月曜日から金曜日まで1日平均250件の認定 を行った。このころから、簡易システムで失業認定の入力ができるようになった。
- ・ 困難だったことは、振り込み不能になったが受給者と連絡がつかないケースがあったこと。入力まちがいも原因になった。受給者と連絡をとるため、避難所を回ったこともあった。

- ・ 県外(全国) 応援職員は4月18日から2012年3月9日まで常時10名前後。1~2週間で交代するので、連携に気を使った。
- 9月5日からはプレハブの仮庁舎に移転した。

[参考]

証言/避難者孤立 気仙沼の2合庁/乏しい備蓄 避難者困窮 (2011年8月29日の河北新報記事より抜粋)

◎住民用食料、想定せず/防寒具、職員用でしのぐ

気仙沼湾沿いに立つ県と国の合同庁舎(気仙沼市朝日町)。気仙沼市の指定避難場所ではなく、避難者向けの食料や毛布などの備蓄はほとんどなかった。県合庁は市指定の一時避難ビルになっているが、備蓄の義務はない。国合庁は一時避難ビルにも指定されていない。災害時、市町村の公共施設が近くになく、住民が避難する可能性がある県や国の施設はどう備えるべきなのか。

一時避難ビルは、津波の際、近くに高台がない沿岸部の住民が緊急的に身を寄せる施設。 気仙沼市が1982年に県内で初めて導入した。

市は鉄筋コンクリートで3階建て以上といった要件を満たした施設の管理者に受け入れを要請。承諾を得られた県合庁やホテル、民間ビルなど計15カ所を一時避難ビルに指定していた。

市は「あくまで一時的な避難。津波の危険がなくなった場合、速やかに学校などの指定避難場所に移動するよう求めている」と説明する。備蓄については「各自が持ち込むのが原則。 一時避難用に間借りしているので、備蓄を強く要請できない」と言う。

県合庁では職員用に乾パンや飲料水があったが、住民への提供は想定していなかった。庁舎 5 階の食堂にあったタマネギやコメを使っておかゆを作り、配るのがやっと。1 階にあった非常用電源も津波に沈み、利用できなかった。

国合庁は、各機関が職員向けに一定量を備蓄していた。気仙沼海上保安署では十数人いる 署員の1週間分を保管。水を注ぐだけで食べられるアルファ米やひもを引くと加熱できる弁 当もあり、住民が温かい食事を口にすることもできた。

毛布や布団は両庁舎とも不足した。近くの水産会社や庁舎内の宿直室などから持ち寄ったり、職員用の防寒着を着たりして寒さをしのいだ。

県合庁に近い川口町自治会は、津波の恐れがあるときは県合庁に身を寄せることを決め、 避難訓練を繰り返してきた。昨年2月のチリ大地震津波のときも、一部の住民が避難した。

震災当時の相双公共職業安定所管理課長(2011年6月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年9月】

※ 相双公共職業安定所(ハローワーク相双)は、福島県沿岸部の 南相馬市に所在。南相馬市・相馬郡飯館村を管轄するとともに、 相馬市にある相馬出張所(相馬市・相馬郡新地町)と双葉郡富岡 町にある富岡出張所(双葉郡《福島第一原発が所在)を管轄)も 管理している。これらの管轄区域は甚大な津波被害と原発事故の 影響をともに受けた。

また相双所庁舎は原発事故の屋内退避区域内であり、いったん 閉庁したが 4 月 6 日から部分開庁、4 月 26 日からは全面開庁し た。

(3月11日~のこと)

- ・ 大地震の時は、ロッカーやシステムが倒れたり落ちたりしないように押さえるのが大変だった。相双所の建物自体は大丈夫だったがモノが散乱した。相馬出張所の方は、陥没でまわりの配管が断裂して大変だった。富岡出張所は原発事故による避難指示で立ち入りできなくなった。
- ・ 相双所の職員・相談員にも津波で家族・親族が亡くなった方がいる。津波で夫・息子・ おばさんを同時に亡くした人もいる。津波で家が全壊した人もいた。
- ・ 自分の自宅は海沿いの双葉郡楢葉町(大半が現在も警戒区域内)にある。
- ・ 3月11日は本震後、余震が続いていたが、夜の8時に、公用車を使って南の方に帰る人を乗せて所を出発した。職員を送りながら、夜10時過ぎに双葉町まで着いた。暗い中、道が段差や津波の泥・障害物で通れないので、試行錯誤しながら進み、通常20分で行けるところを2時間かかった。
- ・ その夜は、職員4人で双葉中学校に泊まった。おにぎりの小さいのが1人1個、毛布4人で1枚のみ。暖房も故障し、寒くて空腹だった。校庭で火を燃やして暖をとっていた人もいた。電気はついていたが、テレビはなかった。コンビニでお菓子を買ったが皆が殺到していたので、ほとんど残っていなかった。
- ・ 12 日、双葉中学校で「西へ逃げろ」とのアナウンスがあった。理由の説明はなかった。 西へ逃げる途中、川内村の体育館に泊まった。毛布が1人1枚と大きなストーブがあった。 電気はついていたが、テレビはなかった。川内村で一人降ろした。そこで、原発事故のこ とを口コミで聞いた。また、川内村に入るあたりで防護服の人や自衛隊車両がいたので原 発だなと思った。
- ・ 自分の家族との連絡は 12 日(地震の翌日) に通じた。家族はいわき市の親戚宅に身を 寄せていた。

- ・ 13日に中通りを回って、いわき市内で2人降ろし、家族と合流して平地区の避難所に入った(家族は現在もいわき市内の賃借住宅で避難生活中)。
- 局や所の職員・相談員とは携帯でやりとりをしていた。安否確認などもしていた。
- 平の避難所は、食糧は不足しており菓子パンなどが中心だった。風呂もなかった。原発事故の風評でトラックが入りたがらなかった。そのため、スーパー・コンビニも物がない。電気・ガスは止まらなかった。水道の復旧は早かった。
- ・ ガソリン不足は4月のはじめころまで。
- ・ 3月いっぱいは避難先や自宅の近くで勤務した人もいた。

(相馬出張所で)

- ・ 3月28日に相馬出張所に戻った。相馬出張所は地震の翌週には開庁していたので、相双 所の職員でも相馬近くの人はこちらに勤務していた。相双所職員の中にも平所で勤務して いた人もいた。自分はこれらの人といっしょに相馬所に戻って、当初は3人で休憩室で寝 泊りした。自分は4月から官舎に間借りの形で入れた。
- ・ 楢葉町の自宅は原発に近くて帰れず、何もないので支援物資から衣類などもらい助かっ た。
- 所への本省・組合の食糧支援はありがたかった。
- ・ 3月末ごろから、離職票・休業票の交付や受給資格の決定に、所内総動員で取り組んだ。 個人請求が多かった。所内は人でいっぱい(相双所が部分開庁しても変わらず)。職員は 昼食がとれないまま夜 10:00~11:00 まで仕事をするという状態。土曜日もそうだった。 ただし、相談員の昼食・帰り時間は配慮していた。出張所長も窓口を問わず遅くまで仕事をし、土曜にも率先してやっていた。

(相双所部分開庁から全面開庁)

- ・ 4月6日から、南相馬市の要請もあって相双所の部分開庁が始まった。相馬出張所に勤務していた人(元相双所の人+相馬出張所の人)の中から班編成で4~5人づつで相双所に勤務。10:00~14:00の受付だったが、離職票・休業票交付のために22:00ごろまでかかる。もともと出張所だった庁舎内はスシ詰め状態。利用者が外まで並び、苦情もあった(雨の日は放射能が心配で特に)。ただ、来所者はおとなしかった。職員も来所者も被災者どうしということもあった。
- 4月26日には全面開庁となり、駐車場も新たに借りた。
- ・ 離職票・休業票の交付は5月いっぱい大変だった。労働者又は事業主の避難先のハロー ワークとの連絡・やりとりをするが、四者間(労働者・事業主・それぞれの避難先ハロー ワーク)のやりとりになる。そのための電話が鳴りっぱなし。

・ 全国応援はありがたかった。双葉郡出身の人は2度来てくれた。相双所には全面開庁から来てもらった。それまでは相馬出張所の方に来てもらっていた。

(避難者の意識等)

- ・ 福島は①津波で被災した人、②原発事故の影響を受けた人、③両方の人がいる。
- 5 回くらい避難場所が変わっている人もいる。家族の人数が多いとより広いところを求める。
- ・ 最初は避難所を転々としていて、旅館借り上げの措置ではじめて落ち着いた人が多かった。旅館借り上げがなくなり、今無料で入れるのは仮設住宅か民間アパートの借り上げ(みなし仮設住宅)。
- ・ 原発警戒区域等からの避難者の人のうち、若い人は子供のことが第一なので戻りたくない。母子避難もあり、土日に父親が会いにいく。年配の人は先祖代々の土地へのこだわりはある。楢葉町も来年から除染が始まるが、まだ先行きがわからないので、生活の本拠をどこに置くのかの見通しも立たない。生活・精神面を安定させないと就職に進めない。警戒区域等から近隣であるいわき市に避難している人も、居候という意識の人が多い。
- ・ 東電からの不動産関係の賠償については、方向性は出たが、本格的な手続きは始まって いない。
- ・ ガレキ処理や除染の求人は、未経験でも可だが、放射能、匂い、粉塵などのため、地元 の人は応募しない(県内の除染土もガレキも福島第一原発近くでしか処理できないのでは ないか)。
- ・ 地元の建設業界は、若い人を引き止めるために、未経験者でも可にしていると思う。建 設機械の訓練を受ける人は多いが、それが就職に結びついているかはわからない。
- ・ 基金事業の求人は3ヶ月更新で賃金の低いものが多い。更新時により賃金の高い仕事の 相談を受けることがある。

震災時の福島労働局総務部長(ヒアリング時も在任)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年7月】

- 1 被災状況の把握及び対応策策定に当たって苦労した点・課題について 〈震災発生直後の対応〉
 - ・ 局内に「対策本部」を設置し、各署所の状況や職員の安否確認を指示

〈当時の状況〉

- ・ 余震がひどく、5 階の執務室がほぼ全壊状態であったため、庁舎 1 階会議室に「対策 本部」を設置
- ・ 本省地方課に「対策本部」を設置した旨を報告(その後、電話不通状態へ)
- ・ 原発事故発生直後、富岡監督署長&一課長を福島第一原発の「オフサイトセンター」 (もともと非常時には集まることになっていた施設)へ派遣。対策本部では、安全衛生 課職員が情報収集
- ・ 金曜日(11日)は、携帯電話がなかなか通じないものの、庁舎内回線はまだ通じていた状態。土曜日は、全くの不通状態となり、12・13日は不通だった。
- ・ テレビ情報により、各行政機関に1台「衛星携帯電話を貸与」との情報を得て、Docomo ショップより貸与受ける(土曜日)。これは大変役に立ったが、使う際は窓を開ける必 要があった。
- ・ 衛生電話により回線ルートは確保したが、その他の回線は全く不通。その中で、公衆 電話回線から個人携帯は **OK**
- ・ 労働局長と総務部長はしばらく局に泊まっていた。

〈対応策・指示等〉について

- ・ 本省地方課より総務システムメール (ネット回線は OK の状態) を通じて「阪神大震 災アーカイブ」が PDF により送信 (内容は時系列表と体験談など)
- 指示内容は「阪神大震災アーカイブ」を熟読し、思いついた対策を、とにかく、なんでもやってくれという内容
- ・ 労働局長より各部長あて、各自に届いているメールを確実に受信し、対策漏れがない よう指示
- ・ 局内の指揮体制については、企画室を「対策本部事務局」とし、指示系統を一本化。 企画室が各部の連絡に適任と判断。企画室の補佐を1人体制から2人体制にし(各部からの輪番で増員)、もともとの一人は本省との連絡専任にした。
 - ※ 本部会議は毎日朝夕2回づつ行い、本省からの資料(第○○報)で対策漏れがないかどうかチェックしていた。

- ※※ 「対策本部事務局」は「厚生労働省現地対策本部」との兼務にした。社会援護局関係の派遣職員は労働局会議室を拠点にした(ドクターは県庁を拠点)。これらの人から弱者対策関係の情報をたくさんもらうことができたので、それをもとに、福島局の独自判断でハローワークから介護施設・障害者施設に御用聞きに行き、状況をまとめた。
- ・ 対策本部で指示した事項や当時の状況等については、企画室より本省へ「対策本部メ モ」として発信(2012年8月19日まで)

〈課題等について〉

- ・ 通信手段の確保に最も苦労したので、緊急時に向けての備えの必要あり。ネット回線 は被害を受けなかったことから、メールや twitter を活用した連絡網や防災体制を構築 する必要あり
- ・ オフサイトセンターからの情報が緊急事態の場合、全く途絶えてしまう(鉛で囲まれていて携帯電話も通じない)ため、なんらかの方策が必要
- ・ 原発事故発生直後より、放射能に関する知識不足や風評・噂等により、職員間に動揺 が広がったこと
 - ※ 福島労働局(合同庁舎)の震災後のライフライン等の状況と食糧等の確保
 - ・ 地震発生で水道、ガスは止まり、2週間後に復旧。
 - ・ 水は合同庁舎タンクにあったので、トイレの制限はしたが、飲み水は復旧まで 確保できた。
 - 電気は止まらなかったので、テレビで情報はとれた。システムも大丈夫だった。
 - ・ 食糧の備蓄はなく、最初の 4~5 日は米を調達(農家から 1 票買った)し、局で炊飯ジャーを持ち寄っておにぎりの炊き出しをした。その後本省から食糧が届くようになって各署所に配給した。福島は原発事故でトラックがいやがって入ってこなかったので、食料等が不足していた(3 月中)。
 - ・ ガソリンも不足していたが、局・署所等に1台づつ公用車を緊急車両に指定で き優先給油を受けられた。
- 2 被災した署所の業務再開に当たって苦労した点(場所、設備、要員等) 〈被災した場所〉
 - →発生直後より閉鎖した署所 富岡監督署、ハローワーク富岡(富岡出張所)
 - →屋内避難指示により閉鎖した所 ハローワーク相双 〈勤務上の配慮・問題点など〉

- ・ 富岡署所については、4月1日より、いわき監督署及びハローワーク平へ移転併設し 対応
- ・ ハローワーク相双については、屋内退避区域内にもかかわらず、線量が低いことから、 南相馬市に市民活動が戻ってきたこと、南相馬市や市議会等からの陳情を受け、4月6日より「部分開庁」。緊急時避難準備区域になった以降は4月26日より「全面開庁」を 実施
- その他の署所についても、新幹線不通、ガソリン不足等により、正常な職員配置が困難となり、通勤可能な最寄りの局署所へ出勤するよう指示。ガソリン不足が解消された
 4月以降については、臨時バスや自家用車の相乗り等にて対処(県内が広範囲なため、通勤手段回復までには職員は相当な自己負担発生。未解消部分あり)
- 3 局(署所)として最優先に取り組むべき課題が、時の経過とともに、どのように変化したか?

〈出張相談(当初)〉

- ・ ガソリン不足により車使用が困難なため、情報収集も兼ねて、局の近辺施設である「RA 福島競馬場」「県立福島高校体育館」にて「出張相談」を実施。また、電話相談も発生 直後より多数になったため「相談マニュアル Q&A」を幹部自ら作成(昼の出張相談で 聞いてきた質問について、夜作っていた。)
 - ※ 雇用保険の特例措置の話が避難所で口コミで広まり、避難者が自分でハローワークに請求に来るようになったので、ハローワークに行く際に用意するものをチラシにして出張相談で説明していた。
- ・ トライアル的に実施した「出張相談」が好評だったため、郡山市内にても近辺の「郡 山ビッグパレット」にて実施
- ・ 出張相談内容の「傾向」より、対策を提案することが出来たことが一番の収穫
- ・ 例えば、「臨時季節求人票の掲示」、「労働局チラシ」(裏は最寄りのハローワークの一覧など、7号まで)の作成、地域コミュニティーFMの活用(6局に無料で流してもらった)、フリーダイヤル回線の設置(1回線、総合労働相談員が対応。テレビのデジタルテロップで番号流してもらったら回線がパンク)など

〈時間の経過とともに〉

・ 当初好評だった「出張相談」は、大臣や本省幹部の好感触より、実施の拡大が指示される。また、ワンストップサービス的な出張相談にも変化していったが、被災者・避難者にとっては、雇用保険特例措置が一旦周知されるとともに、ニーズが激減。相談件数も日を追うごとに減っていった。

・ また、福島特有の事情「原発の収束がいつなのか?」ということから、避難者の再就 職テンションが下がり、様子を見守っている状況のため、雇用対策の枠組みはセットさ れたものの、なかなかマッチングしない状況

〈雇用調整助成金(当初)〉

・ 雇用調整助成金については、特に原発避難区域は非該当であったことから、苦情が殺 到

〈時間の経過とともに〉

- ・ 特例措置や運用の弾力化により、事業主に理解されはじめた
- ・ 原発の区域設定により、対応がそれぞれ異なったため休業手当等を含めた「マトリックス表」を作成し、対応
- ・ 当該助成金とセットで、政策金融公庫とタイアップした「事業主相談会」を開催

〈雇用保険特例措置(当初)〉

- ・ 特例措置のうち、休業票の作成が4月上旬よりハローワーク窓口へ殺到(ガソリン不 足解消、避難所における口コミが相まって)
- ・ 対応する職員も、休業票の作成は初めてであったことから、窓口の待ち時間は5時間 を超えるハローワークも。
 - ※ 郡山ハローワークでは最長8時間ということもあった。逃げてきた人が自分で休業票を求めてきていた。このような人には休業票の交付と受給資格決定までを1日でやった。
 - ※※ 雇用保険のリセットを避けたい人がクレームを言っていたこともある。

〈時間の経過とともに〉

- ・ 休業票の作成を含めた雇用保険適用業務は、4 月中旬を迎えてピークを過ぎて、その まま MAX の状態で認定業務へ移行
- ・ 休業票作成にあたっては、福島局独自で「パンフレット」を作成し、利用者の準備不 足を解消
- ・ 窓口待ち時間解消に当たっては「震災対応ルート」と「一般ルート」を設定。同時に、 受給資格決定や職業相談の簡略化を指示

4 局内応援体制

〈人事上の措置〉

- ・ 4月人事は、定年退職予定者を含めて、当面の間凍結(7月1日凍結解除)
- ・ ハローワーク相双や富岡署所の職員は、交通網が寸断されたため、通勤が困難な状況。7月人事に向けて、再度ヒアリングし内示予定者を若干名微調整したうえで実施。

- ・ 通勤困難者に対しては、最寄りの署所への併任措置。
- ・ 応援体制については、局より出張扱いで対処
- 5 他局からの応援職員の受け入れに係る留意事項、課題

〈留意事項〉

- ・ 第一原発に近い署所(相馬、相双、いわき(平))に応援職員を派遣してもらうに当たって、他局の理解を得ることが当初は困難
- ・ 県内の線量の値を示しつつ、理解を求めた(たとえば、いわき市は線量低い。)
- ・ 支援スタッフが長期にわたって宿泊場所を予約しているため、局の担当者レベルでは 予約が困難。このため、旅行会社へ依頼。
- ・ 受け入れに当たって「受け入れマニュアル」(各署所ごと)を作成。特例措置やパンフレットのほか、周辺マップや衣食住を不埋めたポイントがわかるものを準備。

〈課題〉

- ・ 応援スタッフは、局名のついている腕章を装着。今後は、スタッフジャンパー等の準 備が必要か
- ・ GW 期間中は、来所者が激減したにもかかわらず、応援職員を受け入れ。ただし、人数は少なく、その間地元職員が休みを取れたという効果はあった。
- 6 震災発生時に備え、防災対策として準備すべき事項

〈今後の課題〉

- ・ 職員の放射線量管理について (原発の立ち入り指導や警戒区域に入るとき)
- ・ メール等により連絡網等
- ・ ガソリン不足が発生した際、緊急車両として公用車を指定し、不足を一部解消(優先 給油を受けられる)。緊急車両の登録について記載すべき
- ・ 震災発生直後、交通網が寸断されたことにより、一部署所においては、公用車を使い 帰宅手段として活用。緊急時には、管理者の判断により、柔軟な対応を明記すべき
- 物資不足が直撃。宿泊する職員が続出するなど、衣食住を含めたロジ面の強化が課題
- 放射能に対する知識、健康管理が課題
- ・ 職員向け「局長メッセージ」を3回発出。職員のテンションを如何にして維持すべきか。
- ・ 富岡署所へ「公益一時立ち入り」を実施し、業務に必要な書類等を回収。防災要項に 記載すべき
- ・ 震災発生直後からの対応状況をアーカイブとして保存し、緊急時にいつでも回覧できるような共有措置が必要
- ・ 積極的な広報が重要。記者会見や記者発表資料、デジタルテロップの活用など

・ 政府連絡室との連携など、災害対策本部と役割分担の明確化など

7 福島県内の避難者について

- ・ 3月12日の夜に、避難区域から来た人が労働局に来てどうしたらいいか相談した人も いた。
- ・ 1次避難所は、体育館や大きなアリーナ中心。
- ・ 夏場から旅館・ホテルも OK になり、1 次避難所から多くの人が移った。会津若松周 辺が多かったが、冬になると雪が多いので、いわき市の仮設住宅など。
- ・ 原発事故の避難区域の指定は変化しているが、2011年度は、福島原発から20キロ圏 内の避難指示区域(現在の警戒区域)と20キロ~30キロ圏内の計画的避難区域、緊急 時避難準備区域(2011年9月30日解除)だった。
- ・ 30 キロ圏内の避難者については、東京電力から精神的賠償(一人毎月 10 万円)+休 業損失補償が出ている。これに雇用保険の給付も加わっていた。

8 今後の労働力需給について

- ・ これから除染作業が本格的に始まる。地元の人は敬遠するので、いろいろな人が入ってくるだろう。
- 子供連れの人は県外へ出たい。
- ・ 現在でも、相双地区(相馬市・南相馬市・双葉郡・新地町)は女性パートなどの人手が足りない。介護ヘルパーの不足が問題になっている。
- ・ 広野町(2012年9月30日まで緊急時避難準備区域)には、原発作業員の拠点である 「Jビレッジ」があり、まわりは賑やかになっている。

9 その他

・ 全体としては、自発的にいろいろやれたと思う。好評なことも多かった。

資料 1-12

震災時の平公共職業安定所長(2011年6月まで)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年7月】

- 3月11日(金) 地震で求人検索端末が使えなくなった。(3月25日に復旧)
- 3月12日(土) 福島第一原発1号機爆発⇒風が北向き
- ・ 3月14日(月) 郡山の自宅から平所に出勤してみると、平の町(いわき市内)には人が歩いていなかった。店も閉店していた。

3号機爆発⇒風は南に流れ、いわき市民は何万人も県外に避難した。 この日の来所者は一ケタだったが、電話での問い合わせ(「「閉めるかどうか?」」は多かった。

平所は合同庁舎 (管理官署が法務局)。各入居官署が閉庁の伺いを上げ、 3月16日のみは閉庁になった。

- ・ 3月15日(火) 福島第一原発から30キロ圏内で国の屋内退避指示。いわき市の北部の 一部が該当したが、いわき市全域が対象となったかのようにとられた。
- 3月16日(水) 閉庁
- 3月17日(木)・18日(金)開庁したが、来所者はほとんどゼロ。

車通勤でガソリンがなく通勤できない職員、自宅が被害を受け家族と避難した職員などもおり、職員・相談員あわせて 60 人くらいのところ、8 人出勤の日もあった。

- ・ 3月19日(土)・20日(日)・21日(月・祝)閉庁
- ・ 3月22日 (火)~ 雇用保険の手続きに来所者が殺到した。県外避難している人が東京・埼 玉から電話・FAXで問い合わせしてきた。
- ・ 3月29日(火) 土日・祝日含む総合窓口をいわき市文化センターの市役所主催の総合窓口の一角に設置(3月28日に県振興局中心の関係機関打ち合わせ会議 (※)で市から総合窓口の提案があったので、参加した。)。
 - ※ 「いわき地域産業・経済復興準備会議事前打合会」

参集機関:日本政策金融公庫いわき支店、平公共職業安定所、信用 保証協会いわき支店、いわき商工会議所、商工会連合会 浜通り広域指導センター、中小企業団体中央会浜統括事 務所、いわき市商工労政課、福島県いわき地方振興局

(震災後初期の業務体制)

- このころ、所内を3チームに分けていた。
 - ① 離職票・休業票チーム(雇用保険担当、富岡出張所職員)

- ⇒ 離職票・休業票関係は4月中までピークで夜の10時・11時まで残業していた。 その後の給付(受給資格決定・失業認定)は4月から6月ごろがピーク
- ② 避難所周りチーム (職業相談部門)
 - ⇒ 途中からワンストップ相談(労働関係の他に年金・生活関係も含めた出張相談) になった。
- ③ 企業の被災状況確認チーム(求人部門)
 - ⇒ 3月末までに管内主要企業のうち連絡がとれた 41 社を訪問。うち 39 社が休業状態・復旧作業中だった。管内の製造業においては、一部を除いて地震後操業停止の状態になっていた。工場倒壊・設備破損、工業用水道の断水、従業員の出勤不能等で、約2万人が3月11日以降休業状態となっていた。これら大企業は雇用調整助成金を使った。

(震災後初期の通勤・食糧)

- ・ 広域通勤・単身赴任の人は地元所で勤務(3月いっぱい)
- ・ 食糧は不足しており、全国から支援物資が来ていたので、それを食べていた人もいる。 所長も郡山の自宅から食糧を運んでいた。平所は市水道局の近くなので断水はなく、電 気・ガスも途絶えなかった。
- ・ いわき市には原発事故の風評でトラックが入ってこなかった。スーパーなどは栃木や茨 木まで商品を取りに行っていたが、1日2時間しか開かないなどの状況だった。
- ・ いわき市ではガソリン不足も深刻だった。茨城に入れに行く人も多かった。公用車はたまたま2台がガソリン満タン状態だったので助かった。富岡出張所の公用車も使って避難 所回りをした。
- ・ いわき市は4月はじめまで銀行は全部閉まっており、郵便の集配もなかった。

(震災後初期の相談者・来所者対応)

- 4月中旬まで、所内はスシ詰め状態。
- 雇用保険の特例措置の広報については、テレビテロップの効果が大きかった。
- ・ 福島版の相談マニュアル (3 月 19 日 初版) ができていた。それより前、3 月 14 日ごろ に阪神淡路大震災の時の対応要領(休業票の Q&A など)が流れてきて大変役立った。
- ・ 休業票・離職票の手続きは圧倒的に休業票の個人請求が多かった。相双地区からの避難者など。その場合、同じく避難中の事業主に電話などで連絡をとって、雇用や賃金状況を確認する。その後、事業主の方で近くのハローワークへ行き休業票を作ってもらうケースと、電話の聞き取りのみでその場で休業票を作ってしまうケースがあった。

- ・ 受給資格の決定は、休業票(求職者でなく求職票を書かない)と離職票(求職者)を分けてやった。4月11日から5名の局外からの応援が来てくれたが、休業票の手続きに特化してもらった。
- ・ 美容院・飲食店等の自営業者の被災者については、雇用保険(休業の場合の特例給付含む。)のような保障がない状況にあり、安定所に相談に来た人が多数あった。被災者に当座の生活資金(10万円、条件により 20万円)を貸し付ける社会福祉協議会の生活福祉資金貸付(緊急小口融資)は、7億円の申し込みがあり予算が枯渇して、4月28日には申し込みを中止した。このためハローワークでは、生活保護窓口への誘導や訓練・生活支援給付金の説明をしたが、基金訓練が施設の被災や講師の確保が出来ないことで、予定の講座のほとんどが中止になった。
- ・雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金(雇調金・中安金)については、もとも と多くの事業主が知っていたので、福島第一原発の 30 キロ圏以内の事業所が、法令上の 制限を理由とした事業活動の縮小のため対象とならないとされたのが大きなリアクショ ンを呼んだ。
- 雇用促進住宅の問い合わせもあった。
- 精神的に地震被害のことを吐き出したい人には、プレ相談窓口で吐き出してもらうよう にしていた。

(求人・求職・職業相談等の状況)

- ・ 2011 年 6 月ごろの段階で、緊急雇用創出基金事業による地方自治体からの求人が多数出されており、復興事業に係る建設業からの求人も急増していた。原発関係の求人も多かった。 さらにもともと人手不足感があった医療・介護関係職種や生命保険等の営業関係職種の求人も増加していた。
- ・ これに対し、求職者については、原発による避難者等を中心にまだ将来的な居住地を決めかねているため、臨時的な仕事を希望する人が多い。また、転職の場合においても、求人の職種が建設関係、介護関係等に偏りがあり、免許資格や経験を必要とする職種が多いため、ミスマッチが拡大している。という状況だった。
- ・ そのころの新規高卒者については、震災・原発事故の影響により、県外就職希望者が54%増加していた。
- ・ 落ち着いてきた後は、避難所には昼は動ける人おらず、出張相談の効果は疑問だった。
- ・ 4 月にはハローワークで、避難して戻ってきたら解雇になっていたという相談も多かった。避難先の市町村での対応・支援もまちまちだったようだ。
- ・ 移転費の相談もあった。雇用対策法の枠も少しあったが、「ハローワークの紹介で就職が決まっていることが必要」ということまで周知されていなかった。

(その他平所管内の状況など)

- ・ 日産(小名浜)やアルパインは復旧が早かったが、海岸部の石油化学コンビナートはま だ全部復活していない。火力発電所も全面復旧していない。
- ・ サプライチェーンでは、自動車用顔料を製造するメルク社小名浜工場の操業中断による 自動車工場への影響など。
- ・ 観光レジャー産業では、施設の被害と顧客からのキャンセルにより、事業を廃止又は休止する事業所が相次いだ。大型観光施設で750人の解雇が発生したが、基金事業を使って400人が再雇用されている。4つのゴルフ場は廃業。雇用保険被保険者数は、2011年2月末の82,104人から、同年5月末の77,935人に4,169人減少した。
- ・ いわき市北部の久之浜などでは津波の死者・行方不明者が合計 350 人くらい発生。沿岸の水産加工業では、事業所が津波で流出したところが多くあった。中小の加工場は再建できていない。「夕月かまぼこ」も津波被害にあったが再建した。漁業も所属漁船の 90%が流出等使用不能になった(所属船約 400 艘、就業者約 700 人)。
- ・ 復興需要については、地場の中小企業は恩恵があるが、その中で勝ち組・負け組が分かれている場合もある。たとえば、運輸の中でも、電気・機械関係の輸送はいいが、風評被害を受けている農産物関係の輸送はよくないなど。

(最近の原発関係)

- ・ 福島第一原発 30 キロ圏内の避難指示が解除された地域については、住民に対する東電の賠償(不動産関係等)が決まっていないことなどで、住民の住むところが決まらず、全般的に労働力不足になっている。作業員が住めるのは南相馬市や広野町だが、短期の契約のため住宅を作るのはペイしない。地元の建設業協会が建設労務者用の仮設住宅を要望し、地域ぐるみで立てる予定になっている。
- 県内の除染も、除染土の仮置き場が決まらず進んでいない。

(その他)

- ・ 障害者雇用については、震災のマイナス影響はなかった。むしろ震災前よりも増えている。
- ・ 助成金業務については、2011年5月に福島労働局の助成金事務センターを設置した。被災 地雇用開発助成金については、登録累計約14,000件。
- ・ 雇調金・中安金は処理期間である初回 60 日・2 回目以降 30 日を超えたものが、ピークで 2,000 件くらい溜ったが、他局応援や局内応援も投入し、相談員も増員(24 名→34 名)して 2012 年 3 月までに解消した。大企業は今でも円高対応で使っている。

資料 1-13

震災時の郡山公共職業安定所長からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年7月】

(郡山所での業務処理)

- 郡山所はもともと混雑がひどい所だったが、震災後はさらにひどくなっていた。
- 全国応援は助かった。出身局名を書いた腕章の効果も大きかった(長時間待つことを我慢してもらえる効果もあった。)。
- ・ 休業給付の個人請求が多かった。休業給付と震災離職の人は受給資格決定を別にしていた。個人請求の人は、休業票(離職票)作りから受給資格の決定を行い受給資格者証を渡すまでを、1日で済ませた(途中で中抜けしてもらう)。個人請求の休業票(離職票)は事業主と連絡をとって作成するが、事業主が他所で作っていたら、それを FAX で送ってもらった。
- 雇用保険の受給日数のリセットについては、必ず説明して了解を得ていた。
- ・ 自営業者の対応は難しく、つなぎの仕事の紹介をすることもあった。

(避難者・避難所・仮設住宅)

- ・ 避難所は最初、体育館等が使われ炊き出しなどもしていた。出張相談では、仕事の話より雇用保険や生活の相談中心だった。
- ・ その後、ホテル・旅館も使われるようになり、アパート借上げも加わり、仮設住宅もできてきた。仮設住宅の出張相談では、体調不良で働けない人、年金受給者、高齢の人などからの相談が多かった。
- ・ 2012年5月の県内避難者数は約9万8千人、県外避難者数は約6万人で合計約15万8千人。このうち、東電の賠償金の対象になっている福島第一原発から30キロ圏内の人口(約14万人)を除いた人たちは、30キロ圏外に住んでいた子供のための自主避難者など。子供のための避難が長引くと、若者の減少が懸念される。
- ・ 30 キロ圏内の人については、避難中は月々の精神的損害の賠償や就労不能等に対する損害 賠償は受けられるが、不動産関係の賠償が固まっていなかった。このため、生活基盤が固ま らず求職活動に影響が出ている。これが一括精算となる動きがあるので、精算できれば宙に 浮いている状態が解消され、生活基盤をどこに置くかも決まってきて、定職を求めるように なるのではないか。
- ・ 現状でも、避難中の人で、働く意思と能力があり働ける環境にある人は既に働いている。ただし、避難中の人については、本人や事業所の方では、長期間就労に不安があるため、つなぎ就労もあるのが実態ではないか。基金事業や建設の期間求人に行く人も多い。

(がれき処理・除染等)

- ・ 建設関係の求人者は未経験者を敬遠しているが、がれき処理や除染は未経験者も広く募集している。ただし、がれき処理は粉塵やにおいが大変だし、除染は放射能が不安で人手不足感がある。
- ・ 除染土の中間処理が決まらないが、除染が進めば、住民も事業主も復興に向けて動き始めることができる。

(学卒)

・ 2012 年 3 月卒の高卒については、震災後で県内求人の出が遅かったが県外求人は来ていた。そこで早めに県外就職を決めた生徒が多かった。

資料 1-14

大船渡公共職業安定所長(2011年7月から在任)からのヒアリング記録

【ヒアリング 2012 年 7 月】

(震災前後の数字の動き)

- ・ 震災前後(2011 年 2 月から 5 月)で雇用保険被保険者数が 4,400 人減少し、有効求職者数が 3,000 人増加した。その差の 1,400 人は内陸に避難したと見られる。そのまま居残っている人もいるが、大船渡に戻った人もかなりいるようだ。
- ・ 2012年の5月には被保険者数は震災前に比べて1,500人減少のレベルまで戻っている。 同月の雇用保険受給者は延長給付対象者を含まずに対前年で1,000人増のレベル。短期の 仕事について受給資格を得てやめてきた人や雇調金でつないでからやめてきた人などが 受給者実人員を押し上げていると思われる。雇用保険受給者の男女比は1:2。

(求人の確保)

- ・ 昨年7月に赴任して早々、半月かけて管内主要事業所70社を訪問し、被災・復興状況を確認するとともに、新卒高卒求人の提出依頼をした(7月1日発表の管内の求人がゼロだった)。その結果、133人の求人を確保し、管内の就職希望者66人全員の内定がとれた。管内の未就職者はゼロだった。今年も、5月に定着指導を兼ねて40社訪問。6月20日の初日において25社85人分の求人を確保した。今年度の高卒求人の出足はいい。昨年度と同等の求人を確保できる見込み。
- ・ 昨年 11 月 (広域延長給付に入る前ごろ) から、求人の量から質への転換を図りながら 求人開拓を実施してきた。5 人のパート求人あれば「1 人は正社員にできませんか」とい う働きかけなど。その結果、2012 年 5 月の新規求人中の正社員求人割合は 35.8%で県下 トップ。

(水産加工関係)

- ・ 大船渡の水産加工業はもともと健全経営だったので、グループ補助金実施前にメインバンクが水産加工大手に融資を行った。このため、販路を維持するため、他の被災沿岸地域よりも事業の再開を早めることができた(2011年7月中旬からの再開事業所もあり。)。製氷工場も1箇所は同年7月には再開していた。
- 大船渡の水産加工は魚関係が多く、陸前高田は海藻関係が多い。大船渡でいち早く再開 したところは元の場所での再開。別の場所で再開予定のところもある。輸入原材料を使っ ているのは大手の一部。
- ・ 水産加工への従業員の戻りは8割程度。企業にとっては戻りが遅い感じだが、津波の経験から海べりはいやだという気持ちもある。また、津波によって環境が変わり子供や老人

の面倒を見なければならなくなった人もいる。介護講習会を受けている人もいる。水産加工場も環境は良くなっており、賃金が従業員の戻らない理由ということでもない。

- ・ 会社側も最初は50代後半以上の年配者は再雇用しない方向だったが、今は72歳の人も 採用している。
- ・ 陸前高田で 12~13 人規模の水産加工場で再開していないところが、再開して従業員が 戻るか心配している。人と人とのつながりが強いので、そのつながりに戻るため職場に戻 る面もあるのではないか。
- ・ そのような状況の中で、4月下旬から7月にかけて7社で職場見学会を開催した。参加者87人、就職者27人(うち水産加工関係14人)。7社とも、津波前と同じ場所で再開している事業所。
- ・ 今後のフォローアップとして、所内ミニ面接会を月2回程度、1回につき水産加工会社 及び正社員等良質求人の2社選定して実施する。

(製造業全体の復旧・復興の状況)

- ・ 陸前高田を含め、管内製造業の 60~65%が動いている。従業員ベースで 7 割が戻って いると見ている。
- ・ 今後再開予定の企業が4社。そこでの再雇用が400人、新規雇用が2割の見込みだが、 元の従業員数には届かない。販路の確保次第で数ヵ月後には元の人数になるかもしれない。 販路については2年近くのブランクがどう影響するか。4社のうち2社は水産加工関係だ が、元の場所でなく別の場所での再開。
- ・ 再開を断念しているのは合板の2社(メインバンクの決定で)。元従業員は180人。
- ・ 大手セメント会社とその関連 15 社は雇調金を活用して離職者出なかった。鉄鋼会社も 雇調金を活用。
- ・ コールセンターが新たにできて 85 人を採用した。95%がパートで1日5時間勤務の最 低賃金レベルだが、もともとの事務職希望者が多く行った。水産加工場の若い人も行った かもしれない。
- 復興需要を当て込んで神奈川から進出したコンクリート会社がある。

(職業訓練)

- ・ 高台に社会福祉法人が 3~4 ある。夜勤や腰に負担がかかるため人の出入りは激しいが、介 護の訓練受講者はスムーズに就職している。
- ・ 建設重機は求人ある。実務経験が必要で訓練を受けてもすぐには就職できないかったが、 地場の建設会社に求人開拓し、訓練修了者を復興需要を見込んで採用してくれるようになっ た。

(基金事業)

- ・ 岩手ではすべての基金事業求人はハローワークに出してもらっている。1 年の期間雇用 を2回まで更新できるようになった。
- ・ 求人は、県・市町村からは官公庁事務、仮設回りの支援員。建設業協会からはガレキ処理 (重機が入れないような場所の手作業)。
- ・ 大船渡では、もともとの求職者や漁業関係者が行っていて、震災離職の求職者はあまり 行っていない。

(ガレキプラント)

・ ジョイントベンチャーが受注したガレキの仕分けをする作業場(プラント)の求人は建 設会社からガレキ撤去作業員として出ている。

(陸前高田ふるさとハローワーク)

- ・ 津波で相談員 2 名が亡くなった陸前高田のふるさとハローワークは、2012 年 3 月に高 台の住宅地の中で再開した。
- ・ 陸前高田市や大槌町では、事業所再開の目処立たないところが多く、仮設住宅から出て 家を立てる見通しも立たない状況(宅地の高台移転。商工用地の計画等もこれから)。

(仮設住宅・出張相談)

- ・ 管内の仮設住宅は91箇所4072世帯。2011年7~8月に入居。そこから再開した会社に通っているが、たとえば1家に3台あった自動車が仮設住宅では一家に一台になっており、1人が通勤に使うと他の家族が使えない。水産加工では送迎しているところもある。
- ・ 2011 年度中は、出張相談担当の就職支援ナビゲーターは労働局所属で 10 班体制を組んでいたが、2012 年度から各所所属になった。4 月から 6 月までで 42 回実施し、職業紹介関係で 245 件の相談、職業訓練関係(求職者支援制度関係含む)で 20 件の相談等を行っている。モバイル端末で求人票が出せるので、それを渡してきている。雇用保険の失業認定における「求職活動」として位置づけている。事業所の再開を待っているが本当に戻れるかどうか不安な人の相談もある(再開するかどうか、再開しても縮小再開の場合自分は戻れるか・・・)。
- ・ 生活保護は沿岸部では増えていない。義援金配分や弔慰金・生活再建支援金の影響だろ う。

(新規相談員研修)

・ 震災後新たに 20 人の相談員等が配置されたものの、窓口対応ができるようになるまで 研修等の実施に苦慮した。課長・統括を中心に講師になって研修を実施した。愛知労働局 からの応援職員にも毎週のように相談員研修をしてもらい、現在は各相談員が窓口対応できている。

(債権処理)

・ 震災後、受給者実人員が通常の 10 倍になったことから、不正受給・過誤払い等約 100 件発生し、最重要課題の一つとして早期の処理を実施した。

(マスコミ対応、対外対応)

- ・ 昨年7月の赴任当初からマスコミ対応に追われた。
- ・ 毎月の労働局公表日に関係資料を作成の上、県振興局、自治体、商工団体等計7団体に 説明している。
- ・ 今年1月に大量離職が発生したときは、関係機関連携して対策会議等を開催して情報の 共有化を図り、求職者に対する迅速な対応を実施した。

石巻公共職業安定所長(2011年7月から在任)及び同所産業雇用情報官 (2012年4月から在任)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年9月】

(人口減少)

- ・ 石巻市では震災前後で人口が約 11,400 人減少している(2011 年 2 月:160,470→2012 年 8 月:149,093 人)。このうち、津波による死者は約 3,200 人(行方不明者をあわせると 3,900 人)だが、住民票を移さずに転居している人もいるので、相当の人数が石巻市から 流出している。管内の東松島市、女川町も同様である。
- ・ 特に若い人が流出している。被災して仕事を失い、震災直後は求人が大幅に減少し、その後は回復に向かったものの、地場の求人はつなぎやパートが多い(石巻管内では、2012年度の緊急雇用創出事業による雇用人数が約 1,300 人予定されていた)。有効求人倍率は2012年8月から1倍を超えているが、正規社員(4割弱)や条件のいいものは少ない。子供を養うためにも安定した仕事のあるところ、住環境が整っているところに行くことも必然である。

(管内の雇用者数・求職・求人数等)

- ・ 雇用保険の被保険者は、震災前の 2011 年 2 月に約 41,200 人だったところ、震災後の 2011 年 5 月には約 32,200 人(▲22.7%) まで減少し、その後 2012 年 7 月には約 39,100 人(▲6.1%) まで戻っている。
- ・ 産業別の被保険者数を見ると、食料品製造業(水産加工業含む)については 2011 年 2 月に約 5,200 人だったところ、2011 年 6 月には約 1,500 人(\blacktriangle 70.2%)まで減少し、その後 2012 年 7 月には約 3,000 人(\blacktriangle 41.7%)まで戻っているが、まだ 2,200 人(うち女性 1,600 人)が戻っていない。震災後減少率が高かった業種としては他に卸売業(\blacktriangle 43.7%)があり、水産加工卸との関連も考えられる。
- ・ 震災前よりも大幅に被保険者が増加した業種は、建設業(2011年2月から2012年7月の間の増加率:+25.4%)、社会保険・社会福祉・介護事業(同:+20.4%)である。建設業は復旧作業やがれき処理の関係と考えられ、男性で1,000人以上、女性も150人増加している。社会保険・社会福祉・介護事業については、もともと人手不足だったので、広範囲に失業者を吸収したと考えられるほか、社会福祉協議会の仮設住宅訪問支援員などの採用も一因となっている(※)。
 - ※ 2012 年 7 月に「福祉のしごと面談会 in 石巻」を開催し 51 人が参加、うち 7 人が 就職したが、その中の 4 人の前職はウェットスーツ製造、弱電組立、一般事務、老人 健康施設支援相談員と多様だった。

- ・ 水産加工業における 2011 年 3 月から 2012 年 8 月までの年齢別の被保険者資格の取得・ 喪失状況を見ると、59 歳以下の年齢層では同じ比率で取得が多い(離職より就職が多い) が、60 歳以上ではその比率が低い。このため、59 歳以下であれば、事業の再開が加速し 環境が整えば仕事に戻る傾向が強いと考えられる。
- ・ 有効求職者数は、震災後の 2011 年 5 月に震災前の 2 倍以上に増加したが、2012 年 7 月 になると 44 歳以下の男女計では震災前の水準(前年同月)より \blacktriangle 18%の水準にまで減少している。また、45 歳以上でも男性の一般求職者では震災前に比べ 45 \sim 54 歳で+12%(対前年同月)、55 歳以上で+20%(同)の水準まで低下しているが、同年代の女性の一般求職者では 45 \sim 54 歳で+87%(同)、55 歳以上で+260%(同)の水準にとどまっている。
- ・ 水産加工が多い女性パート求職者については、44歳以下では2012年7月の対前年同月で▲16%になっているが、45~54歳で+37%(80人)、55歳以上で+106%(252人)の水準にとどまっている。しかし、食料品製造業における女性被保険者数の戻っていない人数が1,600人であるのに比べると、求職者としての増加幅は少ない。したがって、元水産加工従業員で戻っていない人の多くは求職者として顕在化していないことが考えられる。
- ・ 雇用保険の延長給付の受給を終了した人に後追い調査をした結果を 2012 年 7 月 15 日までにまとめたところでは、受給終了後に求職活動中の人は 796 人だった。また、83 人が「離職前の事業所での再就業の予定のため求職活動をしていない」状態だった。
- ・ 有効求人数は、震災前の約 2,000 人の水準から 2011 年 8 月には 5,000 人を超え、以後 5,000 人を若干上回る水準で推移している。有効求人倍率は震災前の 0.5 倍程度から 2012 年 7 月には 0.96 倍まで上昇しているが、最近の上昇は主に求職者数の減によるものである。2012 年 6 月の食料品製造の職業の一般の求人は 366 人、一般の求職者は 627 人で求人倍率は 0.58 倍。同職業のパートの求人は 157 人、パートの求職者は 298 人で求人倍率は 0.53 倍。

(仮設住宅の入居者)

- ・ 石巻では、南三陸町などと違い平地が広がっており、市内に仮設住宅を建てる場所があったので、仮設に住んでいる人が他地域を志向するということはない。自衛隊が駐屯していたときは空き地に自衛隊がいて、その後に仮設を建てたので、工事の開始・完成が遅く、避難所閉鎖が遅れた。避難所の時はもっと内陸(他の市町村)にも避難していたが、仮設住宅ができて戻ってきた人も多い。
- ・ 仮設に住んでいる人は、将来住む場所が決まっていない。どこに家を建てられるかわからないし、今の土地・家屋をいくらで買い上げてもらえるかわからない。そのことが雇用にも影響している。今の仮設入居のままで仕事を決めても、将来どうなるかわからない(※)。

- ・ また、仮設入居者は被災したことに伴って仮設に入居したことにより、家族構成が変化 して働ける環境でなくなった人がいる。たとえば、祖父母と同居になったので、その世話 をしなければならなくなった、子供の面倒を見てくれていた祖父母と別居になったので、 自分で子供の面倒を見なければならなくなった、など。
- ・ 仮設住宅では、駐車スペースの制限もあって車が1台しか置けず、一人しか車通勤できないというケースもある。

※ 石巻所管内応急仮設住宅入居状況(平成24年9月1日現在)

· 石巻市 : 団地数 134、入居戸数 7,094、入居人数 16,523 人

東松島市:団地数 21、入居戸数 1,727、入居人数 4,235 人

· 女川町 : 団地数 30、入居戸数 1,271、入居人数 3,071 人

※※ 住宅移転等

- ① 石巻市の「復興整備計画(第 6 回変更) 石巻市・宮城県 平成 24 年 11 月 27 日」では、次のように記載されており、津波被災地のうち、海岸沿い市街地については内陸部農地に整備する新市街地への移転、リアス式海岸の集落については高台移転の方向が示されている。
 - 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

「災害に強いまちづくり」の基本理念により、海岸防潮堤・河川堤防と高盛土道路 (矢本流留線)等に囲まれた地域(以下「二線堤内地域」という。)については、災害 危険区域の指定により原則非可住地とする。災害危険区域内については、産業集積や シンボル公園などの土地利用を図る。

二線堤内地域の居住系建築物は、津波浸水リスクの低い内陸部農地に整備する新市 街地への集団移転を促進する。二線堤内地域よりも内陸の地域では、既存宅地を活か しながら、土地区画整理事業や災害公営住宅整備事業等の実施により、生活再建のた めの住環境の整備を行う。

沿岸・半島部などの漁業集落においても、海岸防潮堤の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、利用可能な土地が限定される中、保安林を極力回避し、安全な高台や内陸部を居住等の場としての土地利用を推進する。移転に伴う跡地において、漁港の復旧と同時に、漁業の復興を図る環境整備を図るとともに、観光振興等のほか、新たな産業を創出する場としての活用を図る。

これら住居移転は海岸堤防、海岸保全施設(防潮堤等)、河川堤防、高盛土道路、 避難路、避難場所(避難ビル、避難タワー)等の建設とあわせて構想されており、 これらの防災インフラの工事計画が公表されている。その計画では、これら工事の 完成はおおむね 2013 年度から 2015 年度以降となっている。

② 石巻所管内の東松島市では、2012 年 8 月、津波防災区域の指定が行われた行政 区を対象に集団移転などに関する説明会が行われた。また、市内 10 箇所での復興 住宅(災害公営住宅:災害により滅失した住宅に居住していた市民で住居に困窮す る定額所得者、自力での住宅再建をすることが困難な世帯の住宅を確保するための、 低廉な家賃で賃貸できる公営住宅)の建設計画を公表しているが、おおむね 2012 年度中に着工、2013~2017年度に完成予定となっている。

(再開した水産加工業の従業員確保)

- 2012年2月から8月までに受理した水産加工員の求人の9月12日までの充足率を所で独 自に集計したところ、平均で25.5%だった。
- ・ 水産加工で働いていた女性従業員は、もともとパート勤務が多く、この際引退を考えている人もいるだろう。仮設入居者は前述のような制約のある人もいる。
- ・ 再開した水産加工業への従業員の就職は、大まかに、①同一会社に戻る、②同業他社に 戻る、③未経験者等新規の労働力が就職、に区分できる。①のみでは確保できずにハロー ワークに求人が恒常的に出てくる。②でもかまわない人は行っているだろうが、もとの職 場の人間関係を志向している人は行かないだろう。そこで③の未経験者等も対象に考えた 対策が必要と考えている。
- ・ 多くの会社は、従前通りの条件・方法で採用しようとし、求職者は震災前の職場・生活 に戻りたいというのがベースになっていると思うが、それではうまくマッチングしていな い。そこで、送迎、賃金などでの事業所側の工夫と、雇用保険給付打ち切りや各種支援金・ 義援金の枯渇などの求職者側の就職促進要因の増加でどうなるかという要素が加わる。
- ・ しかし、送迎をはじめた、賃金を上げたというのは水産加工事業所のごく一部。現在の水産加工の賃金相場は、スポットで時給900円、常用で時給750~770円くらい。賃金をアップすることの効果はまだよくわからない。アップしている事業所が少ないし、求職者側の就職促進要因の増加にもよる。
- ・ また、2012 年 7 月の食料品製造職種のパートの平均求人賃金は時給 747 円なのに対し、 パート求職者の希望賃金は時給 717 円であり、この数字から見る限り、求職者が賃金水準 に不満を持っているということはできない。
- ・ 元従業員としては、従前の仲間でまとまりたいという意識もある。事業再開の見込みが 立たない事業所の元従業員がまとまって他の再開事業所に行く可能性もあると思うが、事 業所の側では、他事業所での経験者は使いづらいという面もある。(まとまると特に、職

場の良好な人間関係が構築できない、または、退職するときは一緒にといったリスクがある。)。事業所側では、ベテランの技も捨てがたいが、吸収力のある若い人も望んでいる。

- ・ 元従業員には海べりに対する恐怖もあり、海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は安全な内陸に移転するケースもある。海べりで再建する際、屋上に避難所を作った事業所もある。ただ、津波被害の甚大だった地域で事務職を募集したが、応募者が一人も来なかったという例もある。
- ・ 建設関係や基金事業で単価の高いつなぎの仕事もある。
- ・ 水産加工の女性パートのこだわりは、①家から近いこと、②仲間がいること、③慣れた 仕事であること、だった。状況が変わるとわからないが、生活ができれば介護のような仕 事には行かないだろう。

(水産加工事業所の再開状況等)

- ・ 甚大な津波被害を受けた石巻市の「魚町水産加工団地」での水産加工業・冷凍倉庫業とこれらの関連企業事業所の再開率は、2012 年 6 月時点で約 4 割になっている(207 社中84 社)。ただし、再開した事業所でもラインの稼働率は低い。まだ、市場・岸壁も仮のものであり、かさ上げ工事も始まったばかり。排水処理施設も完全ではない。上述のように、海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は内陸に移転するケースもある。
- ・ 他の地域の業者に販路を奪われている焦りはあるが、人手の確保については、一部の事業所に焦りはあるものの、全般的には事業を再開してもフル稼働に至っていないことなどからそれほど焦りはないのではないか。
- ・ 石巻市にある水産加工業者の組合によると、2011 年 4 月の段階での廃業予定は 7 社だったが、2012 年 4 月には 16 社に増えている。これらはいずれも零細な事業所。再開する資金を捻出できないことのほかに、競争力のある商品を作れないと、とりあえず再開しても長続きしないと事業主は考えているのではないか。

(建設関係)

- 人手不足と言われているが、現場は一応回っている。
- ・ がれき処理のスポットの仕事ある。がれき処理は一次仮置き場までは市が、二次仮置き場は県が、原則。そこから「がれきプラント」(石巻管内は 1 箇所)への運び込み、手選別を含む選別処理、焼却処理、最終処分場への運び出し等は委託を受けたジョイントベンチャーが行っている。ジョイントベンチャーでは1日当たり1,250人の雇用見込みと言われていたが、実際に求人が出てきたのは200人弱で、主に男性により充足している。粉塵や匂いがひどく、夏場に離職が多かった。冬場も寒さから離職が多いだろう。この雇用も2013年12月までの予定。

- ・ 仮設入居者のための住宅建設は、大きく元の土地への再建、集団移転、復興住宅に分かれるが、まだ始まったばかり。
- ・ 今後、本格的な復興工事、移転先の宅地造成・住宅建設などが始まるにつれ人手不足になるかどうかはわからないが、今建設のつなぎ仕事をしている地元の人は、単純な土木作業以外の建設作業には横滑りできないのではないか。そういう仕事は求人者が技術や経験を求めるので、地元にはそうした有資格者が少ないため全国から集めることになるのではないか。
- ・ これから本格化する工事も、10年かかるかどうか。新卒で入っても10年後が心配。

(仮設住宅への出張相談)

- 就職支援ナビゲーターが実施している。
- ・ 避難所のときは、就職希望の把握や制度の周知が主だった。避難所は昼間は男性がいない。最初のころは自宅の片付け、漁業者は海のがれき処理などをしていたが、そのうちにつなぎ仕事に就職。就職相談はあまりなかった。2011 年 6 月 23 日から「こころの相談」として血圧測定や健康相談も行っている。
- ・ 仮設住宅での相談は 2011 年 8 月から。2011 年 10 月からは担当ナビゲーター4 名の 2 班体制で毎日実施、2012 年 4 月からは1 班体制で実施。
- ・ 周知方法は当初開催団地等への掲示が中心だったが、その後全世帯へのポスティング、 自治体の広報掲載等も実施。これらの効果が顕著で、開催日を固定したこと、口コミ効果 などで相談会の定着が図られた。
- ・ 受給者説明会でも紹介するので、近くの雇用保険受給者は月1回仮設相談に来る者もいる。2011年10月からの延長給付への移行により休業給付だった人も多くが失業給付に切り替わって求職活動が義務付けになった。最近では延長給付終了による相談者減少もあるが、広報閲覧による相談者は増えている。
- ・ 相談者は、沿岸地区の壊滅的被害による水産加工場を中心とした離職者(40~60代の女性パート)の相談者が多い。これらの相談者は、水産加工場勤務を希望し徐々に求人も増えているが、震災(津波)地域勤務の精神的負担と運転免許がない等の通勤手段の確保も困難で思うように就職に結びついていない。
- ・ 相談者の意見としては、運転免許がない、車が津波で流出した方も多く、受給者の求職 活動としても出張相談会は有難い。交通事情は改善されてきたが、所要交通時間も含め出 張相談は利便性が高い。ハローワークの混雑を避けたい。相談者が固定されており細部に わたり相談がしやすい、など。
- 仮設住宅入居者も、生活再建支援金、弔慰金、義援金等が入り貯金が増えて生活保護が減った。これから貯金が減ってくると生活保護も増えるのではないか。生活保護受給者の数字もそろそろ底をうっている感じ。

(基金事業)

- ・ 2012 年度の緊急雇用創出事業での雇用創出は、石巻管内で約1,300人にのぼる。
- ・ 今年度に多数の求人が出ていたのは、派遣会社が 10 職種で 15 人づつの求人を出して研修と紹介予定派遣を行うもの。ただ、なかなか出口が確保できないようだ。
- ・ 事業復興型雇用創出助成金は、復帰従業員が 8 割まで可ということにはなっているが、 事業主にとって残り 2 割の新規採用という要件が厳しい。23 年度は 23 事業所 61 人、24 年度は 8 月 10 日までに 203 事業所 928 人の実績。
- ・ 石巻では基金事業求人の賃金の方が地場賃金より高い。

(新規高卒)

石巻管内高校の新規高卒者の就職内定率(4月末)は、震災前の2010年3月卒では91.6%(宮城局管内91.4%)だったが、震災直後の2011年3月卒は80.0%(宮城局管内88.2%)に低下した。2012年3月卒は、学卒ジョブサポーターによる積極的な求人開拓や相談・紹介もあって、求人倍率1.64、内定率98.6%(宮城局管内98.1%)となった。

(その他)

- ・ がれき処理や水産加工求人の特設掲示コーナーを作っている。
- ・ 被災者等合同面接会を年2回開催、6月20日には参加企業34社、参加者数103人。
- ・ 臨時庁舎でミニ面接会を開催。23年度には66社参加、面接649人。
- 求人開拓推進員による被災者向け求人開拓を実施。

資料 1-16

気仙沼公共職業安定所長(2012年4月から在任)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年10月】

(気仙沼の水産加工業)

- ・ 気仙沼の水産加工業は、消費者用に地場の魚を加工する形態が多く、地元業者はそれに こだわりを持っている。地場の魚が揚がらない冬場は仕事がなくなるが。加工も分業によ るチームプレー(切り身を作る→次の加工・・・)になっているので、一部が復旧しない と他にも影響が及ぶ。
 - ※ 同じ県内でも塩釜の水産加工は揚げかまぼこ主体で新潟と競合していたが、震災後 3 か月中断していた間に販路を取られてなかなか戻ってこないと聞いている。石巻の 水産加工は原材料加工で1次加工したものをロットで納める形態が多い。海外からの 輸入原材料も多いので、大手で再開しているところは輸入原材料価格の高騰の影響を 受けているようだ。
- ・ 水揚げ→加工→冷凍という流れはほぼ復旧している(水揚げもできるようになり、冷凍庫も復旧した)。
- ・ 水産加工業の1次加工は大量の海水を使うので、海べりが便利。下水処理も共同で浄化して海に流していた。2次加工からは内陸に行ける。震災を機に内陸に移っているのは2次加工以降の部分で、1次加工の部分は屋上に避難所を作るなどして元の場所で再建している。相談窓口でも海べりを避けたい求職者もいるが、屋上避難所などの整備で戻る気になる人もいるのではないか。
- ・ 気仙沼の水産加工業界は八戸と競合していたので、ブランクがあると八戸に販路を取られる恐れがある。そこで、小売店で商品を置くスペースが確保するため、「もうすぐ再開するからスペースを確保してくれ」と頼んで回ってきており、可能なところは規模を縮小してでも早く再開している。これから用地を嵩上げして来年秋から工場を作り始めるところ(小規模な事業所が多い。分業の一部を担っていたようなところもある。)は、工場ができたころには販路が無くなっていることを心配している。
- ・ 全国の小売業界で「気仙沼ブランド」を置きたいという話が今はある。これまでは安売 り競争の中でやってきた(賃金も低かった)が、地元業界としては、これからは質で勝負 したいと考えているところ。ただ、その中身が固まっておらず悩んでいる。また、これか ら用地を嵩上げして工場を作るところは、工場が完成するころに「気仙沼ブランド」への ニーズがどうなっているかも心配。
- ・ 気仙沼では加工技術高いという自負がある。それを生かし、これから「気仙沼ブランド」 の中身を作っていこうとしている。

- ・ 気仙沼市では仮設住宅が市内にあるが、同じ気仙沼所管内でも南三陸町では隣接する登 米市の仮設住宅に集団で行っている人が多い。これらの人は南三陸町内の復興住宅(建つ までにあと2年ぐらいかかる)入居を希望しているようだ。
 - ※ これらの人は、すでに生活の基盤が登米市の方に移っていて、今後も(しごと面は ともかく)生活は登米市の方を向いたままになるのではないかとの声もある。
- ・ 南三陸町で再開した水産加工場では、日本人の従業員は戻ったようだが、これまでいた 中国人技能実習生の分が足りないようだ。

(再開した水産加工事業所への従業員復帰)

- ・ 食料品製造職種の求人は、2012 年 4 月から 9 月までの累計で 504 人、うち 226 人分が 9 月末までに充足した (充足率 44.8%で石巻よりは高い)。ハローワーク経由以外の充足 も考えられるが、求人数は減っていないので、再開したところも人手は足りていないはず。 技能実習生不足もあるようだ。
- ・ 仮設住宅で車が1台しかない(ので女性が働きに出られない)という点については、い ざとなれば乗合でも通勤するのではないか。
- ・ 義援金、生活再建支援金、弔慰金等については、それらによる就労抑制効果はあると思 う。雇用保険が切れても働かない人は多い。仕事をしない生活に慣れてしまったという面 もあるが、就職の必要が切迫していない人もいるかもしれない。

(建設業求人)

- ・ 建設業からの求人は出ている。他県の作業員も入り込んでおり、作業員宿舎も建てている。建設機械運転の訓練(10日くらいの講習)受けた人は、建設機械オペレーターとしてでなく土木作業員として就職している。
- ・ 建設需要は、三陸道の工事もあるので、向こう10年くらいはあるのではないか。

(基金事業求人)

- ・ 気仙沼の基金事業求人は、市・町の直接募集、社協、復興協会からの求人など。気仙沼では基金事業求人の方が単価が高いので、「他の求人に行かない」「市場を歪めている」という批判がある。今後「求人倍率が1倍を超えても基金事業が必要か」という議論も起こるだろう。
- ・ 仮設住宅入居者のように生活基盤の安定しない人は、安定した仕事より単価の高い仕事 に行くので、基金事業や土木作業の充足率が高くなる。
- 新設のコールセンターが、半年間人材養成という形で基金事業を使って雇っていた。

(全体の数字の動き)

- ・ 震災前の約 1,800 人からピーク時(2011年6月)に約 6,300 人まで増加した気仙沼所の有効求職者は、2011年10月ごろに4,300人まで減少し、その後横ばいを続けたが、雇用保険給付が切れる人が多くなった2012年4月以降減少し、2012年3月の約4,000人から8月には2,500人まで減った。それでも、震災前の1,800人に比べればまだ700人多い。雇用保険が切れた人で就職せずに求職者でなくなった人もいるが、基金事業求人・がれき関係求人など「つなぎ」の仕事に行っている人もいる。
- ・ 管内の雇用保険被保険者数は、震災前の約 18,300 人から 2011 年 5 月に約 11,300 人にまで減り、2012 年 8 月には約 15,700 人まで戻っている。食料品製造業種では、震災前の約 3,900 人から 2011 年 5 月には約 900 人にまで減り、2012 年 8 月には約 1,800 人まで戻している。

(その他)

- 震災後雇った人の中で家族が行方不明の人がいる。
- ・ 大阪からの応援職員の雇用保険処理は参考になった。
- ・ 雇用保険の不正・過誤払については、膨大な処理をする中で十分な説明ができず、就労 不申告になるケースもあるようだ。

資料 1-17

気仙沼公共職業安定所就職支援ナビゲーターからのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年10月】

※ 2011 年 6 月からハローワーク気仙沼の就職支援ナビゲーターとして避難所や仮設住宅の出張相談等を担当している方である。

(避難所相談)

- ・ 避難所相談では、主だった避難所(体育館、公民館等)に行った。6~7月ごろは、旧気 仙沼市内では市民会館、市の体育館、学校の体育館、大島地区、本吉地区(2~3 か所)、 南三陸町では志津川中学校、歌津中学校などの避難所に行っていた。
- ・ 最初のころは、行っても①日中は若い人は自宅の片づけに追われており、②被災や解雇 について気持ちの整理がつかない人も多く、③雇用保険をもらっている人も多いので、な かなか相談にならなかった。
- ・ 2 週間ごとに行って、長テーブルに求人票を置いて「自由に見てください」というところからだった。行き帰りも大変なので、かえって避難所の人が往復の大変さを気遣って声をかけてきた。
- 7月くらいから、相談・紹介を紙ベースでやれるようになった。8月から携帯の紹介端 末が使えるようになった。

(仮設住宅相談)

- ・ 8月くらいから避難所から仮設住宅に移って行ったので、仮設住宅回りを始めた。最後 の避難所相談は 9~10月くらいだった。仮設住宅では、集会所の中で相談会をしている。 相談には、毎回来る障害者もいた。若い人は引き続き少なかった。
- ・ 相談会への参加を雇用保険の失業認定の際に求職活動として申告する人が多かった。 2012 年 2 月ごろから雇用保険が切れ始めたが、前の職種以外への相談・紹介は少なかった。 た。
- ・ 短期の仕事でも、必要な免許・資格がない、車がなくて通えない(1 台あっても夫が乗って行っている)などの理由で応募できない人が多かった。

(元水産加工場で働いていた女性など ~最近の状況)

- ・ 水産加工場で働いていた女性も来た。志津川(南三陸町)で多かった。社長が亡くなっている、復帰予定がない等で不安を訴えていた。
- ・ 小規模な事業主から、従業員を戻したいが嵩上げ工事がまだなので戻せないという話を 聞いたことがある。

- ・ 年配の人はブランクが空くと前のように体が動くか心配になる人もいる。事業所が再開 しても内陸ならいいが海べりは津波が心配でいやという人もいる。自分は海べりでもいい が家族が反対しているという人もいる。
- ・ 若年者は複数応募も増えているが、45歳以上の人の就職は困難。元水産加工の人の未就職 多い。男性は建設求人に応募できる(免許・資格が必要だとミスマッチになるが)が、女 性は土木作業も応募できない。
- ・ 通勤の車の問題は今でもネック。送迎バスで仮設住宅を回っている事業所もあり、5 人 くらい集まれば送迎も考えるというところもある。自家用車の乗合という手段もあるが。
- ・ 1年くらい相談会に通っている人もいる(各会場で1人づつくらい)。20社くらい受けているが採用されず、受けるところがなくなり気持ちが萎えてきている人もいる。そういう人には女性が多く、中には食品加工で20年勤めた40代の人などもいる。元の事業所の再開待ちだが他の事業所を受けてなかなか採用されない人もいる。
- ・ 雇用保険切れの人が多くなった 2012 年 4 月ごろから相談会に来る人が減った。それまで 1 回 20 人くらいだったのが $3\sim5$ 人くらいに。そこで、新聞広告、FM ラジオ、ポスティングなどもやっている。
- ・ 雇用保険受給から年金受給に移行する人も多い。働ける環境でなくなったので貯金を取 り崩している人もいるらしい。
- 家族を亡くして気持ちの整理がついておらず、引きこもってしまう人もいる。
- ・ 被災者のメンタル面が心配。ひきこもり、自暴自棄、アルコール依存など。缶ビール持って歩いている人も多い。

資料1-18

仙台公共職業安定所管理部長(震災当時から在任)からのヒアリング記録

【ヒアリング:2012年7月】

※ 仙台公共職業安定所は、仙台市・名取市・岩沼市・亘理郡 を管轄し、管轄区域の沿岸部は津波の甚大な被害を受けた。

(震災以降苦労したこと、今後の災害時対応についての要望)

雇用保険の特例措置(休業給付)について

震災に係る特例措置にもかかわらず、既存の被保険者期間により受給の可否や給付日数が決定されること、短期の休業等で1回でも失業給付を受給すると、これまで長期間かけてきた給付日数が0となってしまうこと等について苦情が多くあった。受給した休業者から全額返還された事案もあった。休業により失業給付を受給し復帰した従業員が育児休業給付を受給しようとしたが、被保険者期間が1年未満だったために対象外となったことへの苦情もあった。制度設計の見直しが必要ではないか。

・ 震災に対応した業務体制の整備

震災時、雇用保険適用課(離職票等担当)に震災特別窓口を設置し、適用課職員を中心に応援体制を組み対応したが、大勢の相談者が窓口に押し寄せたため、長い待ち時間になった。電話も鳴りっぱなしの状態が続き、コールセンターから依頼された折り返しの電話対応がままならない状態。

このような対応には限度があり、会議室にほとんどの職員を集め、相談窓口を開設し、 来所者に対応するなど全所的な対応が必要だったと思っている。

応援職員の派遣期間の確保

2011 年 3 月 11 日の震災発生後、4 月の第 2 週に本省や山形局から職員数名が応援に来ていただき、4 月の第 3 週からは大阪局などから本格的な応援(12 名)をいただいた。職員は震災直後からその対応に追われ、朝早くから夜の 12 時過ぎまで事務処理を行うなど必死に業務運営に当たった。4 月早々に 10 名を超える他局応援があれば職員負担も軽減できたのではと思う。また、 $1\sim2$ 週間の応援期間では、毎回担当業務の説明等をしなければならず、慣れたころに交代という非効率な面もあった。

・ 応援職員の業務経験とのミスマッチ

震災時の早急な対応では、雇用保険の適用・給付がメインであり、他局応援職員の中に 職業紹介の経験しかない方もおり、ミスマッチのため活用が難しい状況もあった。

・ 相談員の弾力的な運用

震災直後は、出勤がままならない職員・相談員(非常勤職員)もいる中、大勢の利用者がハローワークに押し寄せ、待ち時間が長時間にわたった。相談員(非常勤職員)の担当業務の柔軟な変更や配置の変更が可能であれば、もっと効率的に対応ができたのではないか。その後増員された震災対応の相談員には業務にしばりがなくなったので、適用・給付・求人業務中心に対応ができた。

震災経験者の早急な派遣

震災・津波により、増大する失業者等の相談・対応に追われ、早急に対応すべきことが わからないまま、必死に業務運営を行っていたが、阪神大震災を経験された職員等に短期 間でも来ていただき、早急に対応しなければならないこと等についてアドバイスをいただ けたら有難かった。

(最近の管内状況)

- ・ 2011 年 11 月以降、仙台所管内の有効求人倍率は 1 倍を超えている。復旧・復興関係で建設関係の求人が増えている。復興計画、沿岸嵩上げ、集団移転等の需要がある。警備関係も求人倍率が高い。これらの職種では賃金が高くなっている。建設業界でもあまり実務経験にこだわらなくなっている。
- ・ がれき処理の施設は、計画にあるものはすべて動き始めている(2014年3月までの予定)。
- ・ 基金事業の求人がつなぎ仕事の求人の多くを占めている。中でも自治体の直接雇用は人 気がある。
- ・ 被災地支援のための事業所進出もある。コールセンターが多い。新設コールセンターの 200人の求人の会社説明会を 2012年8月に3回に分けて実施した。その他、180人、50人、30人の規模のものなどがあった。
- ・ 自治体が誘致した企業の求人説明会を 2011 年度に 12 回実施し、721 人の求人に対して 1033 人が参加、274 件紹介して 191 人が就職した。
- ・ 毎週2回のミニ面接会も実施してきた。
- ・ 宮城労働局と宮城県主催の「復興へ頑張ろう!宮城」被災者等合同就職面接会も、仙台 会場で2011年度に2回実施。
- 仮設住宅相談も行っているが、相談件数は伸びない。働ける人はつなぎの仕事に行っている場合が多い。

【参考】政府広報オンラインより

全国からの応援で被災者の就労支援「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取組 (平成 24 年 1 月 13 日掲載)

東日本大震災の影響により、操業ができなくなった事業所が多くあり、数多くの被災者が 仕事を失うことになりました。東北地方の経済の中心地である宮城県仙台市にあるハローワ 一ク仙台には、震災直後から職業紹介や雇用保険を受けるために多くの方が来所しました。 被災地での就労支援の取組を紹介します。

震災直後に臨時相談窓口を開設して対応

東日本大震災の影響で、仕事を失った方が多くいます。政府は、被災者の就労支援、雇用 創出を促進するため、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』を実施しています。2011 年11月までに、フェーズ1、フェーズ2として、重点分野雇用創造事業の積み増しや、復旧・ 復興事業の推進による雇用の創出などに取り組み、岩手県、宮城県、福島県の被災3県で、 ハローワークによる就職支援により11万2千人を超える人を就職に結びつけるなどの成果 を挙げています。現在はフェーズ3の取組を行っており、これによって、58万人程度の雇用 創出・雇用下支え効果が期待されています。

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県仙台市にあるハローワーク仙台では、震災の直後から多くの被災者の就労支援を行っています。

管理部長の坂下敏明さんは、3月11日の震災発生時も、ハローワーク仙台で勤務していました。当時のことをこう振り返ります。「私の仕事場は3階でした。地震の時、これまで感じたことのないような長い揺れが続きました。壁がミシミシときしみ、書庫上の書類が散乱しました。いったいどうなってしまうのだろうかと不安になったのを、今でもよく覚えています」。

ハローワーク仙台は、民間ビルに入居していますが、震災直後からは 3~5 階のハローワークの施設に来所者が入ることはできなくなりました。そこで、週が明けた 14 日月曜日からは、ビル1階の入口付近のスペースを借り、臨時相談窓口を開設して対応しました。電気は復旧しましたが、まだシステムはダウンしたままの状態で、雇用保険の失業給付受給者の失業認定業務、激甚災害の特例措置・職業訓練等の相談を実施しました。

「職員も被災している状態でした。電車が運休している中、1 時間以上かけて自転車で通勤したり、遠方から高速バスで2時間かけて通勤したりしながら業務を続けていました」と、 坂下さんは言います。

震災で仕事を失った方の雇用保険の手続きで大混雑

3月22日(火)からは、通常通り3階~5階での業務が可能となり、3階に震災特別相談窓口を設置しました。

「震災の相談だけで、1日200人以上の事業主の方や従業員の方が来所されました。会社が津波に流されてしまった、帳簿類が紛失してしまった、社長が行方不明になった、特例措置の内容を知りたい、といった数多くの相談が寄せられ、問い合わせの電話も一日中鳴りっぱなしの状態でした」と、坂下さんは震災直後の状況を語ります。

その後、震災で仕事を失った方が、雇用保険の手続きに来るようになり、最大の繁忙期を 迎えます。

「4月中旬から5月中旬まで、給付課では、失業給付の新規の資格決定が1日当たり400~500人になり、待ち人数が200人、待ち時間が平均3~4時間、長い人で8時間待ちもありました。失業給付の受給者が4週に一度来所する失業認定では、1日に1000人~1500人、待ち人数が100人以上となりました。いずれも前年の2倍~4倍の業務量となり、通常は平

日の17時15分までの開所時間を19時まで延長し、土日祝日も開所しました。それでも手続きが終了するのが22時、事務処理を完了するのは日付が変わってから、ということがたびたびありました」と、坂下さん。 「職員は、困難な通勤や膨大な業務量を抱え、疲労困憊(こんぱい)していました。先の見えない不安、食事もまともにとれず、休みもない状況の中で、東北人の底力でなんとか踏ん張っていました。そのような中、4月になったら全国から大勢の職員が応援に来ることが知らされ、なんとかやっていけると希望を持てるようになりました」と話します。









4月中旬から5月中旬にかけて、多くの来所者で混雑しました。窓口やロビーでは入りきれず、廊下などにも行列ができました。

岡山からの応援に被災者から感謝の言葉

ハローワーク岡山に勤務している井上学さんは、4月中旬から2週間、ハローワーク仙台に応援に行きました。被災地支援職員の募集があったとき、井上さんは真っ先に手を挙げました

「阪神・淡路大震災のときは、私の知識も未熟で、子どもたちも小さかったこともあり、手を挙げることができず、被災者の方々のお役に立てなかったという思いがずっとありました。ですから、今回は少しでもお役に立てればという思いで、岡山県の第一陣として手を挙げさせていただきました」と言います。

井上さんがハローワーク仙台で行った業務は、失業給付受給者の失業認定です。

「私は 2008 年の世界的な金融危機の際、岡山県の水島コンビナートを管轄するハローワーク倉敷中央で勤務していました。その際、1 日 500 人以上の失業認定業務を行った経験がありましたので、ある程度の自信を持っていました。しかし、仙台では予想をはるかに超える人数で、フロアはもちろん廊下まで人があふれていました。窓口で震災当日を思い出し、涙ぐむ女性もおられ、本当に心が痛む思いでした」と、ハローワーク仙台での業務を振り返ります。

そのような中でも、「少しでも気持ちが和んでいただけたらと、窓口では、『たいへんお 待たせしました』と、元気な声でお話をさせていただきました」と言います。

そのような井上さんの姿勢と、腕にしている「岡山労働局」の腕章を見て、「岡山県といえば、桃太郎ですよね。元気が出てきます」「遠いところを来ていただいてありがとうござ

います。がんばってください」と、来所者から反対に励まされることもあったそうです。また、こんなお便りも頂きました。「岡山県から支援に来てくれていた職員の方から、大きなお腹を見て『お待たせしてすみません。おなか張ったりしていませんか?』とやさしく声をかけていただきました。このような時期は、職員の方も忙しく大変だと思います。来る方も混んでいてイライラしていると思いますが、このような思いやりのある対応をしてくれる職員の方がいると、待ち時間も苦になりません」

このお便りを見た井上さんは、「本当に来てよかった、という思いと少しでも皆さんのお役に立てたことの充実感でいっぱいでした。このお便りは私の一生の宝物です。この経験を生かし、岡山県に帰ってからは、以前よりも、もっと相手の立場に立った業務を心掛けています」と話します。

避難所や仮設住宅への出張相談を実施

ハローワーク仙台では、被災者のために、避難所や仮設住宅への出張相談も行っています。 就職支援ナビゲーターの庄子正信さんは、4月下旬から5月にかけて、宮城労働局が実施し た巡回相談に同行し、津波被害の大きかった石巻市、南三陸町の避難所を訪問しました。

「行く前に被害の映像をテレビで見ていましたが、避難所への道中で津波のおそろしさを 目の当たりにし、暗澹(あんたん)たる気持ちになりました」と、庄子さんは言います。

「避難所では、今日の暮らしで精一杯という状態の方がほとんどでした。そのため、当面 の現金収入を得るためのがれき撤去作業、水産加工場の後片付けなどのアルバイトへのニー ズが主体で、将来を見据えた職業相談を行うことはあまりありませんでした」。

それでも庄子さんは、避難所の方たちに声を掛けていきました。「被災された方々には、前向きな気持ちになっていただけるよう、地元の産品が復旧・復興して、以前のように働けるようになるまで頑張りましょうとか、明るい話題を提供するようにしました。そこで、被災者の方の笑顔を見ることができたので、避難所を回って良かったと思います」。

7 月からは、被災者の生活が避難所から仮設住宅に移ったため、仮設住宅への出張相談が開始され、庄子さんはハローワーク仙台が管轄する県南部の亘理町、山元町の仮設住宅で出張相談を行っています。

「生活の拠点が定まり、積極的に仕事を探したいと考える方の相談が増え、11 月までに、 亘理町、山元町の仮設住宅の出張相談利用者約 170 人のうち、約 2 割の 30 人の就職が決ま りました。ただ、この地域はいちご農家などの農業従事者が多く、経験を生かせる職業が少ない、新たな職業選択が難しいという方が多いのが現状です。紹介できるのは施設の清掃や 販売など未経験者でも勤まる仕事が中心となり、本人の希望と求人内容とのミスマッチがあ ります。相談者のニーズをよく聴いて、できるだけ希望に沿う求人を紹介するなど、これか らも支援を続けていきます」と話します。

現在でも、電車は仙台駅から亘理駅の間(JR 常磐線)までしか復旧しておらず、その南に位置する山元町からハローワーク仙台まで通うのは難しい状況にあります。

「仮設住宅に行くと、皆さんから『ハローワークさん』と声を掛けていただけるようになりました。不便な交通事情の中、時間と労力をかけずに職業相談や紹介状の交付を受けられ、本当に助かりますと、お礼を言われるようになりました。利用者の皆さんとは、『お互い頑張ろう』という気持ちが通じ合っているような気がしています」と、庄子さんは言います。





避難所には、雇用・労働・年金・生活のワンストップ出張相談コーナーが設置されました。

被災者への県外からの求人などで状況が改善

ハローワーク仙台では、7月に入ると求人の状況が改善し、4月~6月は、有効求人倍率が 0.50 前後で推移していましたが、7月には 0.70 になり、9月には 0.94 と増加していきました。

「仙台を中心に復旧・復興が進んでいることに加えて、政府の『「日本はひとつ」しごと プロジェクト』のおかげで、全国各地から被災者向けの求人が集まるようになり、たいへん 感謝しています」と坂下さんは話します。

「ハローワーク仙台では、これまで県内外の企業を集めた就職面接会を 50 回近く開催しました。参加事業所は合計 232 社で、県外からも 118 社が参加しています。面接会に参加した求職者は 1000 人以上。採用者は 104 人で、そのうち 32 人が県外の事業所に採用されました。面接会はこれからも継続して毎週開催し、ハローワークに行けば面接を受けられる、という状況を定着させたいと考えています」(坂下さん)

求人や雇用状況の改善に伴い、雇用保険の受付状況も改善しました。失業給付の新規受付は、 5月をピークに、4月から6月まで前年を大きく上回っていましたが、7月からは落ち着いて きました。

現在、ハローワーク仙台では、雇用保険の受給者への就職の働きかけにも、力を入れています。

「東日本大震災の被災者には、雇用保険の失業給付の受給期間が、激甚災害法の特例措置で延長されている方がいます。その中には、ハローワーク仙台に来られてもなかなか積極的に仕事を探す気になれない方もいらっしゃいます。そこで、待ち時間を利用し、15分程度の求職ワンポイントセミナーや職業訓練コースの説明会を開催して、就職意欲を喚起したり後押ししたりしています。延長給付が切れる方が出始める 2012 年 1 月以降が私たちにとっての正念場であり、就職支援に全力で取り組みます」と坂下さん。

坂下さんは震災発生から今までを振り返り、「一番大変だった時期に、全国からハローワーク職員の仲間が応援にかけつけてくれたことが最も心強かったです」と言います。「阪神・淡路大震災を経験した兵庫県をはじめ、関西地方からは特に、多くの仲間が『恩返しに来ました』と応援にかけつけてくれました。当所の職員は自身も被災しながらも休まず業務を続けていましたので、全国の応援職員から『何でもやりますから少しは休んで』とねぎらいの言葉とともに元気なパワーを発揮してもらって、涙が出るほどうれしかったです。本当に日本中が私たちを応援してくれている。だから、必ず乗り越えられると信じることができました。これからも一人でも多くの方が就職できるよう、力を合わせて頑張っていきます」と話します。

資料2

東日本大震災におけるライフラインの途絶・復旧状況について

【電力】

- 東北電力の「緊急情報」によれば、2011年3月11日14時46分の地震発生後、
 - ① 3月11日15:15分現在

青森県、岩手県、秋田県:全域で停電

宮城県、山形県:ほぼ全域で停電

福島県、新潟県:一部地域で停電

② 3月11日17:00現在 計約440万戸

青森県内 全域で停電 (約90万戸)

岩手県内 全域で停電 (約80万戸)

秋田県内 全域で停電 (約60万戸)

宮城県内 ほぼ全域で停電 (約140万戸)

山形県内 ほぼ全域で停電 (約40万戸)

福島県内 一部地域で停電 (約30万戸)

新潟県内 停電なし

③ 3月12日 8:00 現在 計約430万戸

青森県内 全域で停電 (837.260 戸)

岩手県内 全域で停電 (754,437 戸)

秋田県内 全域で停電 (632,412 戸)

宮城県内 全域で停電 (1,379,730 戸)

山形県内 ほぼ全域で停電 (497,257戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電(203,207戸)

新潟県内 十日町市、津南町の一部地域で停電 (174 戸)

④ 3月12日22:00現在 計約210万戸

青森県内 一部地域で停電 (250,340 戸)

岩手県内 全域で停電 (501,609 戸)

秋田県内 一部地域で停電 (627 戸)

宮城県内 全域で停電 (1,283,418 戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電(113,813戸)

⑤ 3月13日22:00現在 計約130万戸

青森県内 三八の一部地域で停電(5,176戸)

岩手県内 一部地域で停電 (186,716 戸)

宮城県内 全域で停電 (1,058,778 戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電(65.231戸)

⑥ 3月15日22:00 現在 計約60万戸

青森県内 三八の一部地域で停電(1,624戸)

岩手県内 一部地域で停電 (80,279 戸)

宮城県内 全域で停電 (485,551 戸)

福島県内 浜通りの一部地域で停電(46,225戸)

⑦ 3月20日21:00現在 計約50万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (535 戸)

岩手県内 一部地域で停電 (40,750 戸)

宮城県内 全域で停電 (163,550 戸)

福島県内 一部地域で停電 (38,092 戸)

⑧ 4月 1日18:00 現在 計約17万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (108戸)

岩手県内 一部地域で停電 (31,012 戸)

宮城県内 一部地域で停電 (102,937 戸)

福島県内 一部地域で停電 (36,358 戸)

と停電戸数は減少した。4月7日23:32分の最大規模の余震によって、一時的に震災直後に近い約400万戸が停電したが、4月9日ごろには余震前の水準(約16万戸)近くまで回復した。

その後、4月25日から東北電力は津波による流出地域や福島県内の立ち入り制限区域等(約13万戸)を停電戸数から除外し、4月末の停電戸数は約9千戸(岩手県内815戸、宮城県内8,510戸)、5月末には約300戸(岩手県内22戸、宮城県内303戸)となっている。

【水道】

- ・ 水道については、厚生労働省「平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について」の中に記載された「(別紙) 水道における被害状況」にデータがある。これによると、地震発生後データの収集が困難だった中で最も多い断水戸数は
 - ① 3月16日17:00現在 12県180万戸以上

うち岩手県 約11万戸、宮城県 約45万戸、福島県 約32万戸

であり、地震発生後、3月16日までの間はさらに多くの戸数で断水していたものと考えられている。その後

② 3月20日13:00現在 11県102万戸以上

うち岩手県 約6万戸、宮城県 約46万戸、福島県 約20万戸

③ 4月1日8:00現在 8県 24万戸以上

うち岩手県 約4万戸、宮城県 約13万戸、福島県 約4万戸

④ 4月28日14:00現在 5県 7.6万戸以上

うち岩手県 約2.4万戸、宮城県 約4.5万戸、福島県 約0.5万戸

⑤ 6月21日14:00現在 3県 5.7万戸以上

うち岩手県 約2.2万戸、宮城県 約2.9万戸、福島県 約0.6万戸

【都市ガス】

・ 都市ガスについては、日本ガス協会「東北地方太平洋沖地震による都市ガス供給の停止等について」にデータがあるが、それらによると、震災発生後、宮城県を中心に 40 万戸以上で供給停止になった。宮城県以外では茨城で多かったが、8割以上は宮城である。宮城県分の多くは、工場が被災して全戸供給停止になった仙台市ガス局分である。その宮城県でも 3 月 24 日以降供給停止戸数が減少するが、ほとんど供給停止がなくなるのは 4 月 15 日ごろである。

【通信】

- ・ 東日本電信電話株式会社ホームページの「東北地方太平洋沖地震による通信サービスへの影響等について」などによると、固定電話関係の通信サービスり障回線数は、3月13日の14万件以上から、3月14日にはほぼ半減し、3月20日には2万件以下になっている。
- ・ また、総務省「東日本大震災に関する被害状況について」などによると、移動通信関係で停止中の無線局・ 無線基地局数は、3月12日の約13,500から13日には約9,000、14日には約6,000、15日には約5,000、20 日には約2,000になっている。

【阪神・淡路大震災との比較】

・ 「東日本大震災におけるライフライン復旧概況(時系列編)」(岐阜大学工学部社会基盤工学科 能島暢呂 氏作成)によると、復旧率が約9割に達したのは、

電力:阪神・淡路大震災⇒地震発生の翌日

東日本大震災⇒地震発生の5日後

水道:阪神・淡路大震災⇒地震発生の36日後

東日本大震災⇒地震発生の23日後

都市ガス:阪神・淡路大震災⇒地震発生の61日後

東日本大震災⇒地震発生の35日後

○ 参考資料

・ 公益社団法人日本土木学会のインターネットサイト「東日本大震災情報共有サイト」 に掲載されている「東日本大震災におけるライフライン復旧概況 (時系列編)」(岐阜 大学工学部社会基盤工学科 能島暢呂氏作成)

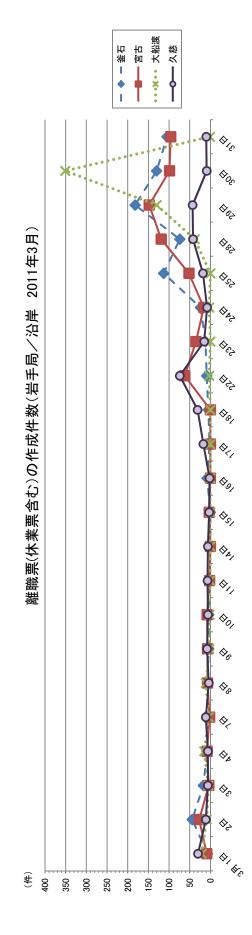
資料 3-1 離職票(休業票)交付・受給資格決定日報(被災3労働局沿岸所、所別、データ処理日ベース)[2011年3月~5月]

〇 岩手局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年3月)

安定所	2011年3月1日	2日	3 ⊟	4 H	1日	日 8	日 6	10 日	11日	14 日	15日	16日	17 日	18日	22 日	23 日	24日	25日	18日	日 67	日 08	31日
釜石	L	44	17	8	9	7	4	4	2	0	0	8	2	2	6	12	24	113	74	182	130	105
四即	6	27	4	8	2	7	7	8	2	0	3	0	0	0	62	35	16	25	119	148	66	96
大船渡	21	6	2	15	4	11	3	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3	0	38	130	351	1
久慈	30	11	9	9	11	4	8	9	7	9	3	2	17	31	74	15	8	18	42	43	6	10
盂	<i>L</i> 9	91	32	37	23	59	22	20	12	9	9	10	19	36	148	62	51	183	273	203	289	212

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



○ 岩手局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年4月)

ノスタナビ		× -	-	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \																
安定所	2011年4月1日	4 🖪	B 9	Н 9	7日	В 8	11日	12 日	13 日	14 日	15 日	18日	19 日	20日	21 日	22 日	25 日	56 日	27 日	28 日
釜石	110	204	351	129	160	0	185	144	282	54	37	87	40	38	43	31	13	17	25	28
內口	204	214	71	145	109	164	197	161	93	103	22	46	30	6	79	37	38	15	17	26
大船渡	279	4	288	136	171	46	582	385	193	218	293	242	212	296	141	80	74	36	49	64
久慈	292	32	34	40	11	25	62	26	8	40	9	25	25	9	23	4	15	6	13	3
+-	882	424	744	480	451	235	1, 026	716	216	415	391	400	307	349	286	152	140	77	104	121

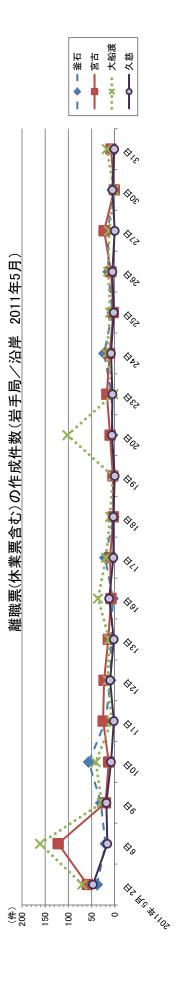
•••*• 大船渡 - → - 釜石 \$ \$ 2 離職票(休業票含む)の作成件数(岩手局/沿岸 2011年4月) \$5 \$02 *♦*6/ Ø, \$51 $\Diamond_{z_{j}}$ \$₂} ×:: \$ **\$**/**\$**** # 009 300 200 9 0 200 400

〇 岩手局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年5月)

		,	-	\															
安定所	2011年5月2日	日 9	9日	10日	11日	12 日	13 日	16日	17日	18日	19 日	20日	23 日	24 日	25日	56 日	27 日	30日	31 H
釜石	38	20	30	99	20	6	8	4	21	2	4	2	7	23	2	14	14	2	4
早堨	69	122	20	13	52	23	14	8	10	3	4	10	17	11	3	8	23	-	8
大船渡	02	191	28	41	7	15	12	36	19	10	4	102	3	17	10	14	12	2	17
久慈	47	16	18	8	2	10	2	12	3	3	0	9	2	8	2	2	0	2	1
抽	214	319	96	118	54	22	36	09	53	18	12	123	32	29	20	41	49	13	30

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



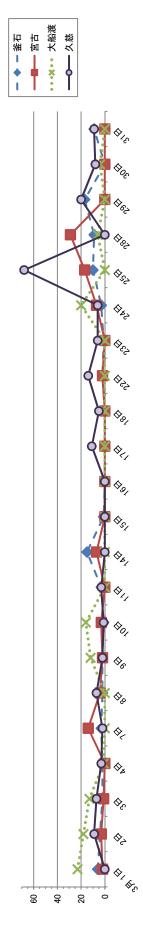
〇 岩手局沿岸所

受給資格決定(2011年3月)

1		. [[- 115												3	1	1 2 2
女疋肌	3月1日	7 H	3 H	4 H	/ H	Я В	Э Н	10 H	ΠН	14 H	H CI	16 H	1/ H	18 H	22 H	23 H		H 24	H 24 H 25	H 24 H 25 H 28	H 24 H 25 H 28 H 29
釜石	9	7	2	2	3	2	2	1	3	15	1	0	0	0	2	1	1 3	1 3 10		10	10 9
宮古	2	8	-	0	14	4	2	3	0	7	0	0	0	0	2	0	7 0	7 17	_	17	17 29
大船渡	23	18	13	-	0	0	12	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0 20	0 20 0			9 0
久慈	0	6	7	3	2	7	2	1	3	0	0	0	11	2	14	9	9 9		9	9	0 89 9
計	31	34	23	9	19	13	18	21	9	22	1	0	11	2	18	7	7 36	7 36 95		96	95 44

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(岩手局/沿岸 2011年3月)



〇 岩手局沿岸所

受給資格決定(2011年4月)

<u> </u>			` .																	
安定所	4月1日	4日	B 9	H 9	7日	日 8	11 E	12 日	13 日	14日	15日	18日	19 日	20日	21日	22日	52日	56 日	27日	28日
釜石	12	36	38	45	73	0	235	4	128	172	86	28	143	0	31	276	150	0	96	182
宮中	0	19	183	0	0	160	242	110	181	72	29	194	21	136	82	143	117	42	51	37
大船渡	0	0	0	98	106	87	291	31	82	122	145	232	181	81	123	119	264	232	136	260
久慈	6	41	34	71	104	8	8	44	29	30	11	18	46	16	20	12	18	13	11	9
盂	98	156	255	152	283	255	9//	189	420	396	313	472	391	233	259	220	549	287	293	785

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

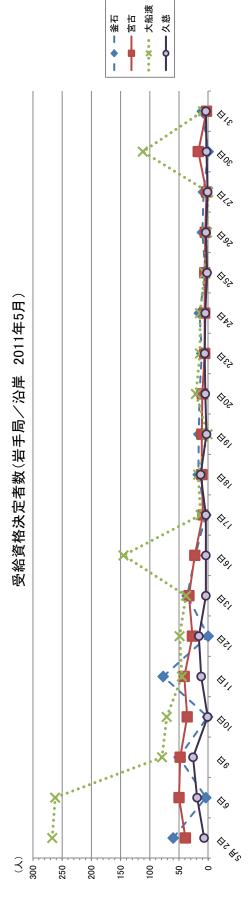
•••*• 大船渡 - → - 総石 ×.. \$₂3 2011年4月) 受給資格決定者数(岩手局/沿岸 *\$*_{8/} \$5, (₹) 901 200 400 300 200

〇 岩手局沿岸所

受給資格決定(2011年5月)

安定所	日7日9	H 9	日 6	日 01	11日	12 日	13 日	16日	17 日	18日	19 日	20日	23 日	24日	25日	56 日	27 日	30日	31 日
釜石	09	4	20	1	11	0	36	22	4	11	91	15	11	15	2	10	8	0	10
宮古	68	20	48	98	41	27	33	23	6	11	11	10	9	9	9	2	3	17	3
大船渡	267	262	19	71	45	49	38	145	13	17	-	21	14	14	9	2	0	112	6
久慈	7	19	26	1	12	16	4	4	4	13	3	2	9	2	2	4	1	3	4
抽	373	335	203	109	175	95	111	194	30	28	31	51	37	40	19	21	12	132	26

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

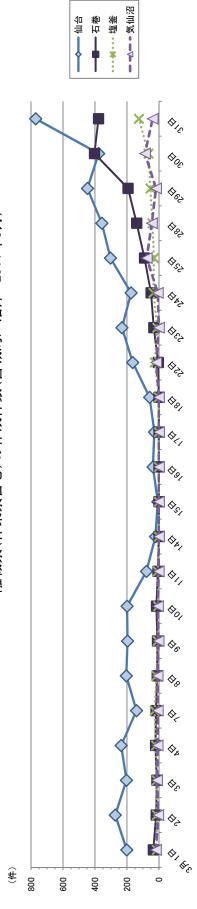


〇 宮城局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年3月)

帮	(14年末/ 071F1X1十数 (2011 牛 5 万	7.1F.1%T	7××××	‡ = ?;	ָ ר כ																	
安定所	3月1日	2日	3日	4日	月 /	日 8	日 6	10日	11 日	14日	15日	16 日	17日	18日	22日	23日	24日	25 日	28日	29 日	30日	31 日
仙台	201	273	203	236	140	204	196	199	78	21	7	37	28	28	164	231	174	303	357	447	377	771
石巻	35	17	13	21	18	11	6	15	9	0	0	0	0	0	4	32	49	06	139	193	403	378
加納	13	13	13	18	27	15	8	2	7	0	0	0	0	0	25	10	34	31	40	53	99	125
気仙沼	19	4	12	8	7	8	2	9	-	0	0	0	0	0	17	0	7	9/	44	18	87	39
#	268	307	241	283	192	238	215	225	92	21	7	37	28	28	210	273	264	200	280	711	932	1,313

離職票(休業票含む)の作成件数(宮城局/沿岸 2011年3月)



〇 宮城局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年4月)

5 日 6 日 7 日 8 859 758 780 844 766 773 154 113 205 426 346 381	5 日 6 日 7 日 8 日 11 859 758 780 505 844 766 773 451 154 113 205 130 426 346 381 52	5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 859 758 780 505 961 989 844 766 773 451 894 423 154 113 205 130 158 102 426 346 381 52 290 685	5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 859 758 780 505 961 989 696 96 844 766 773 451 894 423 297 154 113 205 130 158 102 67 426 346 381 52 290 685 324	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 859 758 780 505 961 989 696 6 844 766 773 451 894 423 297 2 154 113 205 130 158 102 67 3 426 346 381 52 290 685 324 4	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 859 758 780 505 961 989 696 636 636 844 766 773 451 894 423 297 245 154 113 205 130 158 102 67 82 426 346 381 52 290 685 324 435	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18	5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 859 758 780 505 961 989 696 636 930 988 844 766 773 451 894 423 297 245 431 406 154 113 205 130 158 102 67 82 214 117 426 346 381 52 290 685 324 435 271 257	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 E 859 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 6 844 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 1 154 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 1 426 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 8	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 859 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 8 844 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 1 154 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 78 426 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 830 2	5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 859 758 778 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,6 844 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 190 190 160 190 190 140 117 122 78 60 190 140 113 102 103 103 103 103 103 103 103 103 104 103 104 103 104 104 113 105 104 105 104 105 104 105 104 104 104 105 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 104 </th <th>5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 22 日 25 日 25</th> <th>5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 22 H 25 H 26 H 26 H 26 H 26 H 26 H 26 H 27 H 27</th> <th>安定所 4月1日 4日</th> <th> 仙台 621 913</th> <th> 石巻 418 911</th> <th>塩釜 119 202</th> <th>気仙沼 281 92</th> <th></th>	5 日 6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 22 日 25	5 H 6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 22 H 25 H 26 H 26 H 26 H 26 H 26 H 26 H 27	安定所 4月1日 4日	仙台 621 913	石巻 418 911	塩釜 119 202	気仙沼 281 92	
6 H 7 H 8 H 11 758 780 505 766 773 451 113 205 130 346 381 52	6 日 7 日 8 日 11 目 12 758 780 505 961 96 766 773 451 894 4 113 205 130 158 7 346 381 52 290 6	6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 758 780 505 961 989 766 773 451 894 423 113 205 130 158 102 346 381 52 290 685	6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 758 780 505 961 989 696 6 766 773 451 894 423 297 2 113 205 130 158 102 67 3 346 381 52 290 685 324 4	6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 758 780 505 961 989 696 636 766 773 451 894 423 297 245 113 205 130 158 102 67 82 346 381 52 290 685 324 435	6 日 7 日 8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18	6日 7日 8日 11日 12日 13日 14日 15日 18日 19 19 758 780 505 961 989 696 636 930 988 19 766 773 451 894 423 297 245 431 406 113 205 130 158 102 67 82 214 117 346 381 52 290 685 324 435 271 257	6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 E 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 6 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 1 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 1 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 8	6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 8 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 1 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 78 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 830 2	6 H 7 H 8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,6 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 1 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210	6 日 7 日 8 日 11日 12日 13日 14日 15日 18日 19日 20日 21日 22日 25日 25日 75日 78日 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 6 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 135 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 日 7 日 8 日 11日 12日 12日 13日 14日 15日 18日 19日 20日 21日 22日 25日 26 26 75 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1.641 654 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 日 7 日 8 日 11 目 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日 26 日 26 日 27 日 758 780 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 866 7 766 773 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 108 113 205 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 158 346 381 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210 109 76 195	2					
H 8 H 11 780 505 773 451 205 130 381 52	8 H 11 H 12 505 961 9 451 894 4 130 158 7 52 290 0	8 H 11 H 12 H 13 505 961 989 451 894 423 130 158 102 52 290 685	8 H 11 H 12 H 13 H 14 I 505 961 989 696 6 451 894 423 297 2 130 158 102 67 2 52 290 685 324 4	8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 505 961 989 696 636 451 894 423 297 245 130 158 102 67 82 52 290 685 324 435	8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18	8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 505 961 989 696 636 930 988 451 894 423 297 245 431 406 130 158 102 67 82 214 117 52 290 685 324 435 271 257	8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 E 505 961 989 696 636 930 988 816 6 451 894 423 297 245 431 406 338 1 130 158 102 67 82 214 117 122 52 290 685 324 435 271 257 381 8	8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 505 961 989 696 636 930 988 816 617 8 451 894 423 297 245 431 406 338 160 1 130 158 102 67 82 214 117 122 78 1 52 290 685 324 435 271 257 381 830 2	8 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,6 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 1,0 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 66 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210	8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日	8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日 26 日 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 82 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 1 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 1 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210 109 76 1	8 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日 26 日 27 日 26 日 27 日 26 日 27 日 26 日 27 日 27 日 26 日 27 日 27 日 24 日 24 日 24 日 24 日 24 日 24 日 43 日 40 日 33 日 16 日 19 日 13 日 16 日 10 日					346	
505 451 130 52	505 961 9451 894 451 894 451 894 451 894 451 858 955 955 955 955 955 955 955 955 955	B 11 B 12 B 13 505 961 989 451 451 894 423 130 158 102 52 290 685	B 11 B 12 B 13 B 14 I 505 961 989 696 6 451 894 423 297 2 130 158 102 67 7 52 290 685 324 4	B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 505 961 989 696 636 451 894 423 297 245 130 158 102 67 82 52 290 685 324 435	B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 18 505 961 989 696 636 930 451 894 423 297 245 431 130 158 102 67 82 214 52 290 685 324 435 271	H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 505 961 989 696 636 930 988 451 894 423 297 245 431 406 130 158 102 67 82 214 117 52 290 685 324 435 271 257	H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 E 505 961 989 696 636 930 988 816 6 451 894 423 297 245 431 406 338 1 130 158 102 67 82 214 117 122 52 290 685 324 435 271 257 381 8	B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 18 B 19 B 20 B 21 505 961 989 696 636 930 988 816 617 8 451 894 423 297 245 431 406 338 160 1 130 158 102 67 82 214 117 122 78 1 52 290 685 324 435 271 257 381 830 2	B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1, 6 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 1, 0 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 8 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210	B 11 H 12 H 13 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25	B 11 H 12 H 13 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 26 26 505 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 8 451 894 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 1 130 158 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 1 52 290 685 324 435 271 257 381 830 210 109 76 1	H 11 H 12 H 13 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 26 H 27 H 27 H 26 H 27 H 27 H 26 H 27 H 27 H 28 H 27 H 28	1日	780	773	205	381	-
	961 (9894 4758 7290 (6290 (6290 6290 6290 6290 6290 6290 6290 6290	961 989 894 423 158 102 290 685	B 12 H 13 H 14 I 961 989 696 6 894 423 297 2 158 102 67 7 290 685 324 4	B 12 H 13 H 14 H 15 961 989 696 636 894 423 297 245 158 102 67 82 290 685 324 435	B 12 H 13 H 14 H 15 H 18 961 989 696 636 930 894 423 297 245 431 158 102 67 82 214 290 685 324 435 271	B 12 B 13 B 14 B 15 B 18 B 19 961 989 696 636 930 988 988 894 423 297 245 431 406 406 158 102 67 82 214 117 257 290 685 324 435 271 257	12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 E 989 696 636 930 988 816 6 423 297 245 431 406 338 1 102 67 82 214 117 122 1 685 324 435 271 257 381 8	12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 989 696 636 930 988 816 617 8 423 297 245 431 406 338 160 1 102 67 82 214 117 122 78 1 685 324 435 271 257 381 830 2	12 目 13 目 14 目 15 目 18 目 19 目 20 目 21 目 22 989 696 636 930 988 816 617 873 1, 6 423 297 245 431 406 338 160 190 1, 6 102 67 82 214 117 122 78 60 60 685 324 435 271 257 381 830 210	B 12 B 13 B 14 B B B C C B C B C C B C B C C B	B61 12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日 26 961 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 8 894 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 1 158 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 1 290 685 324 435 271 257 381 830 210 109 76 1	12 日 13 日 14 日 15 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 25 日 26 日 27 989 696 636 930 988 816 617 873 1, 641 654 866 86 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 108 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 158 685 324 435 271 257 381 830 210 109 76 195		202	451	130	52	-
		日 13 989 423 102 685	H 13 H 14 I 989 696 6 423 297 2 102 67 67 585 324 4	H 13 H 14 H 15 989 696 636 423 297 245 102 67 82 885 324 435	H 13 H 14 H 15 H 18 989 696 636 930 423 297 245 431 102 67 82 214 885 324 435 271	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 989 696 636 930 988	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 E 989 696 636 930 988 816 6 423 297 245 431 406 338 1 102 67 82 214 117 122 12 885 324 435 271 257 381 8	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 989 696 636 930 988 816 617 8 423 297 245 431 406 338 160 1 102 67 82 214 117 122 78 78 855 324 435 271 257 381 830 2	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 989 696 636 930 988 816 617 873 1,6 423 297 245 431 406 338 160 190 1,7 102 67 82 214 117 122 78 60 60 885 324 435 271 257 381 830 210 7	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 26 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 8 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 1 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 1 885 324 435 271 257 381 830 210 109 76 1	H 13 H 14 H 15 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 26 H 27 989 696 636 930 988 816 617 873 1,641 654 866 7 423 297 245 431 406 338 160 190 135 146 108 102 67 82 214 117 122 78 60 94 155 158 855 324 435 271 257 381 830 210 109 76 195	ш =	961	894	158	290	

----- 気仙沼 →一合心 …… 植纸 \$ \$ 2 離職票(休業票含む)の作成件数(宮城局/沿岸 2011年4月) \$5 ♦ *** *ح/ح* \$02 *♦*6/ *⇔*⁄ \$51 Ø, ♦ **\$**// ⋄ \$ \$, \$, ◊, **\$**/**\$**** # 200 1,600 800 1,400 1,000 0 1,200 009 400

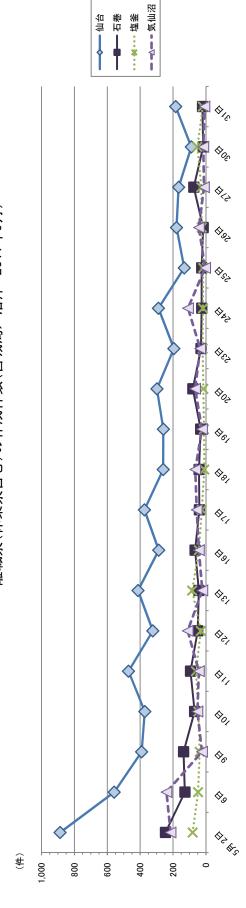
宮城局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年5月)

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		3		-															
安定所	5月2日	Н 9	日 6	10日	11日	12 日	13 日	16 日	17 日	18日	19 日	20日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	30 ⊟	31 日
仙台	887	228	391	372	471	323	413	287	374	260	259	298	195	289	132	179	166	88	184
石巻	246	128	136	69	94	20	43	99	40	42	32	80	30	26	56	17	74	17	21
加納	18	48	38	46	61	31	84	43	25	10	12	16	20	18	17	26	28	25	19
気仙沼	215	240	24	52	43	111	22	43	99	92	24	99	32	109	2	43	12	16	6
盂	1, 429	974	289	539	699	515	292	439	495	377	327	460	280	442	180	265	280	174	233

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

離職票(休業票含む)の作成件数(宮城局/沿岸 2011年5月)



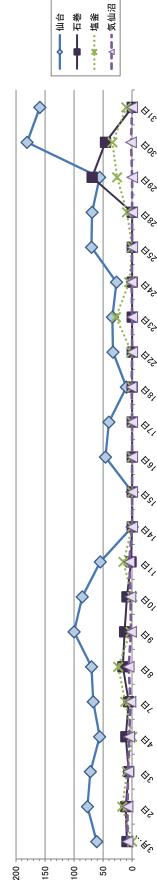
〇 宮城局沿岸所

受給資格決定(2011年3月)

\ \ \ !	,	-																	ſ			
安定所	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23	П	日 24日	24	24 日 25	24 日 25 日 28	24 日 25 日 28 日 29
仙台	19	77	72	99	29	70	100	98	22	0	0	46	40	10	33	3	34	4 27		27	27 70	27 70 69
石巻	6	11	9	11	9	16	13	6	2	0	0	0	0	0	0	0		0	0 0	0 0 0	0	0 0
加納	0	17	6	0	12	24	3	0	15	0	0	0	0	0	1	28		2	9	6 0 9	0	6 0
気仙沼	8	8	7	2	3	9	2	3	2	0	0	0	0	1	0	0		1	1 0	1 0 0	1 0 0 0	
盂	78	113	94	72	88	116	118	86	77	0	0	46	40	11	34	62		33	33 70		70	. 8/ 0/

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(宮城局/沿岸 2011年3月)



宮城局沿岸所 0

受給資格決定(2011年4月)

\ \ \	パント・ラングロスサイ	- - -	` .																	
安定所	4月1日	4日	2日	Н 9	7日	В 8	11 🖪	12 日	13日	14 日	15日	18日	19 日	20日	21 日	22 日	25日	26 日	27 日	28 日
仙台	136	66	172	206	224	175	190	569	367	373	317	262	376	549	312	460	287	331	400	444
石巻	174	138	136	82	3	149	543	389	192	291	12	778	394	554	247	225	850	492	310	296
植祭	7	30	40	09	-	52	156	49	89	131	83	213	115	29	9	103	193	98	27	83
気仙沼	8	9	2	42	8	0	29	0	34	22	3	122	148	124	316	252	251	291	348	514
盂	317	267	320	390	236	376	918	707	199	852	415	1, 710	1, 033	1, 286	940	1, 040	1,881	1, 200	1,085	1, 337
		l					ĺ			ĺ		ĺ		ĺ	ĺ		ĺ		ĺ	l

--~-- 気仙沼 ***** 植缎 \$ **\$**_& × \$/5 受給資格決定者数(宮城局/沿岸 2011年4月) \$02 (\$\delta_{\begin{subarray}{c} \delta_{\begin{subarray}{c} 3

1 石巻

Ø/5

\$57

¢_è

*♦*6,

*\$*₀/

♦</sup>

0

200

300

901

700

009

200

400

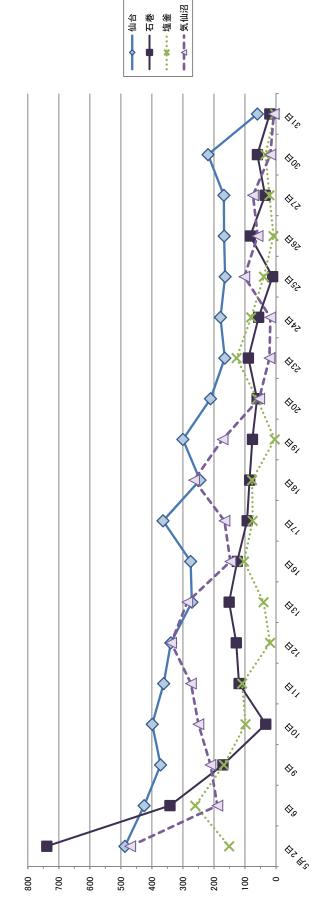
900

〇 宮城局沿岸所

受給資格決定(2011年5月)

ζ.		` -	`																
安定所	5月2日	Н9	日 6	10日	11日	12 日	13 日	16日	17日	18日	日61	20日	23 日	24 日	25日	56 日	27 ⊟	30日	31日
仙台	487	425	372	399	362	339	271	275	364	245	300	211	165	179	164	167	168	219	09
石巻	739	342	171	33	119	128	151	125	93	85	9/	61	88	99	11	83	35	09	20
植糸	151	260	168	86	109	19	40	103	75	77	7	61	127	80	39	8	21	34	3
気仙沼	470	189	211	250	274	338	286	147	166	264	172	54	21	18	102	29	74	18	7
盂	1, 847	1, 216	922	780	864	824	748	029	869	671	552	387	402	333	316	317	298	331	06

受給資格決定者数(宮城局/沿岸 2011年5月)

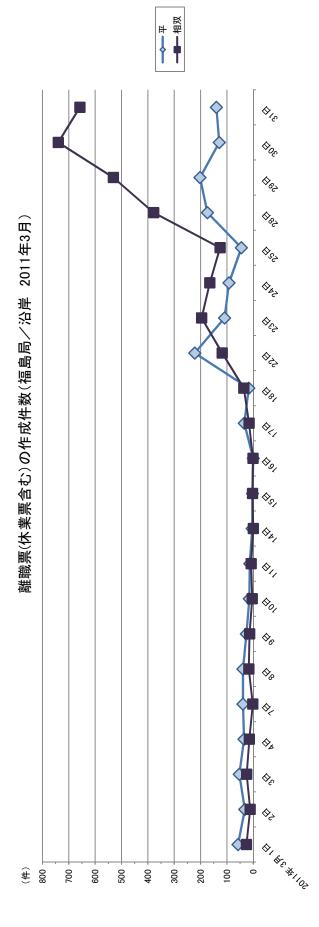


〇 福島局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年3月)

							-	-		-									L		
安定所	3月1日	2日	3	4 П	7日	Ш 8	П 6	10日	=	14 日	15 日	16 日	17 日	18 H	22 日	23 H	24 日	25日	28 日	28 日 29 日	В 29
計	89	32	23	35	39	39	56	15	13	4	3	0	34	17	222	109	92	45	174	174 202	
相双	26	12	25	15	2	17	14	4	8	0	3	1	16	36	118	196	165	126	378	378 531	
丰	84	44	78	20	41	99	40	19	21	4	9	1	20	53	340	305	257	171	 552	552 733	

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

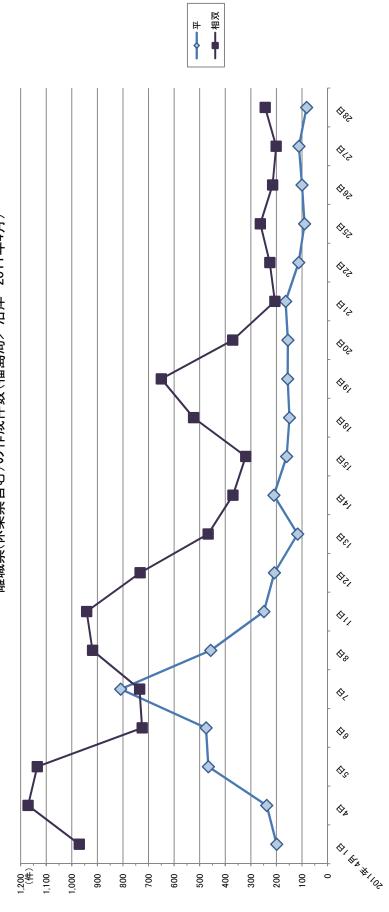


〇 福島局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(2011年4月)

安定所	4月1日	4日	日 9	日 9	H /	В В	11日	12 日	13 日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22 日	25日	56 日	27 日	28 日
計	199	238	466	475	608	457	249	208	117	210	160	149	156	155	164	113	06	100	112	82
相双	971	1, 171	1, 135	725	735	919	942	733	467	370	320	524	650	371	206	226	263	215	201	244
盂	1, 170	1, 409	1, 601	1, 200	1, 544	1, 376	1, 191	941	584	280	480	673	908	526	370	339	353	315	313	326

離職票(休業票含む)の作成件数(福島局/沿岸 2011年4月)

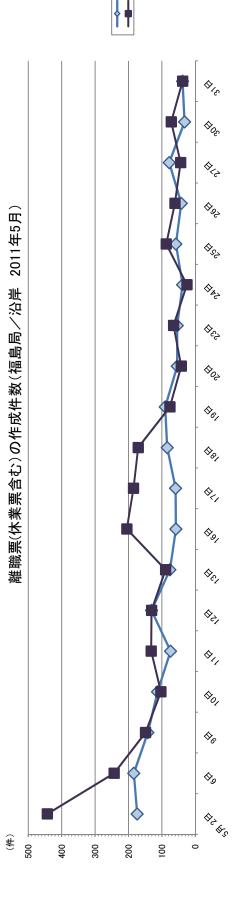


〇 福島局沿岸所

離職票(休業票)の作成件数(5月)

	000	9		10	11	10	10 0	16	17	10			000			20	0 70	200	21
IZI	7 1			п 2	п =			ПО П		П 0 П	13 1					Z0 🖂			
	174	184	142	113	74	131	16	28	69	84	06	54	54	38	28	42	78	32	38
	443	243	149	103	132	131	88	205	185	171	16	42	65	25	87	61	44	72	38
	617	427	291	216	206	262	165	263	244	255	166	96	119	63	145	103	122	104	9/

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



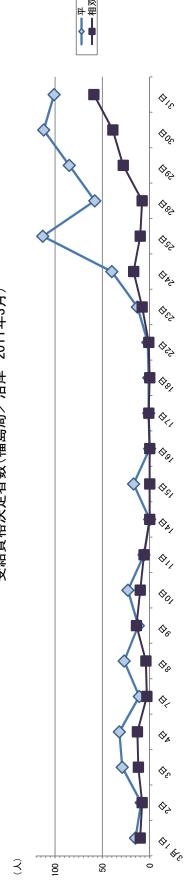
〇 福島局沿岸所

受給資格決定 (3月)

	ш	101	29	160
	П П	112	39	151
_	30 Ш	85	28	113
-	29		8	
	28日	28		99
	25 日	113	10	123
	24 日	40	17	22
	23 Н	13	8	21
	22 日	2	1	3
	18 E	1	0	1
	17 日	1	1	2
	16 П	0	0	0
!	15日	17	0	17
	14 E	0	0	0
	ш =	9	9	12
	10 日	23	10	33
	Ш 6	12	14	26
	Ш ∞	27	4	31
	1 В	11	3	14
	4 П	32	13	45
	ш ю	29	12	41
	5日	6	8	17
. 1	3月1日	15	10	25
	安定所	圡	相双	抽

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(福島局/沿岸 2011年3月)

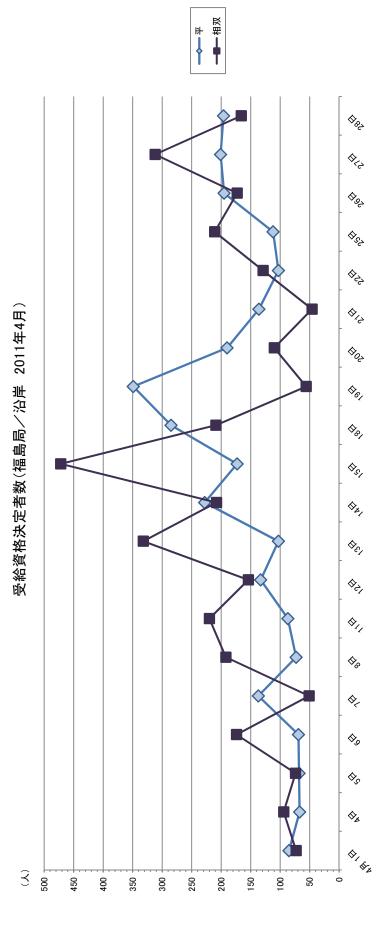


〇 福島局沿岸所

受給資格決定(4月)

\ I.	人 は は い い い い い い い い い い い い い い い い い																			
安定所	4月1日	4 🖪	日 9	日 9	7 🖪	8 ⊞	11 🖪	12 日	13 日	14日	15日	18日	19日	20日	21 日	22 日	25 日	26 日	27 日	28日
計	98	L9	89	69	137	73	87	133	103	228	173	285	349	190	136	103	112	195	201	196
相双	23	94	74	174	51	192	220	154	332	208	472	209	26	110	46	129	211	173	312	166
+-	158	161	142	243	188	265	307	287	435	436	645	494	405	300	182	232	323	368	513	362

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



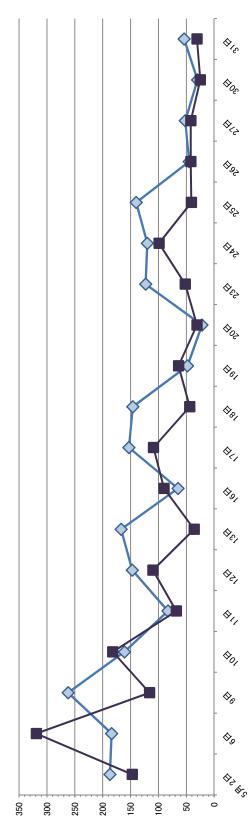
福島局沿岸所 0

受給資格決定(5月)

安定所	5月2日	В 9	日 6	10日	11日	12 日	13 日	16日	17日	18日	19日	20日	23 日	24 日	25日	26 日	27 ⊟	30 ⊞	31 ⊟
廿	187	184	262	191	83	147	167	99	153	146	48	22	123	120	140	45	25	30	54
相双	147	319	116	182	89	110	36	06	109	44	64	31	52	66	41	42	42	25	31
+	334	503	378	343	151	257	203	155	262	190	112	53	175	219	181	87	94	22	85

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(福島局/沿岸 2011年5月)



●相対

資料3-2 就職件数日報(宮城労働局沿岸所、所別)[2011年4月~6月]

〇 宮城局沿岸所

就職件数(2011年4月)

| 18 28 38 48 58 68 78 88 99 10 45 0 0 72 55 34 38 56 8 1 0 0 2 19 6 3 7 0 9 0 0 11 26 11 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 65 0 0 0 0 0 0 0 0 | 18 28 38 48 98 10 11 18 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 1 0 0 2 19 6 3 7 0 | 18 28 31 48 58 68 78 98 10 11 12 11 12 11 12 11 12 13 56 8 0 64 50 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 9 0 0 11 26 11 1 0 0 14 10 10 0 <td< th=""><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 55 34 38 56 8 0 64 50 50 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 9 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 9 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 56 54 56 8 0 64 50 56 54 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 9 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 5 65 0<th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 9 0 <t< th=""><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 65 0 <</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 65 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 69 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 66 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 9 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 9 0</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47
22 0 95 62 72 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 10 10 10 10 10 14 3 20 21 0 95 62 72 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 12</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 18 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10</th></t<><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 73 1 0 0 2 19 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 9 0 0 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 0 13 19 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 9 0 0 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</th><th>18 28 48 58 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20 20 20 62 72 55 88 17 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 9 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 19 0 0 1 0 0 0 14 3 20 21 0 14 15 25 12 18 0 0 0 0 0 0 0</th><th>18 28 48 58 68 70 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 45 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 19 10 18 10 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 10 14 15 14 15 20 11 10 0 0 <th< th=""><th>18 28 48 58 68 78 68 50 64 50 54 47 22 0 56 72 55 88 17 0 78 66 45 0 0 0 14 3 20 21 69 62 72 55 88 17 0 78 66 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 9 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 15 20 13 19 0 0 20 34 18 9 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0<!--</th--><th>18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20<</th><th>18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78 79 78 79 79 79</th><th>中下 中二年</th><th></th><th></th><th>石巻</th><th>塩釜</th><th>気仙沼</th><th>+</th></th></th<></th></th></th></td<> | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 55 34 38 56 8 0 64 50
 50 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 9 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 9 0
 | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 56 54 56 8 0 64 50 56 54 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 9 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 5 65 0 <th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 9 0 <t< th=""><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 65 0 <</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20
21 0 0 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 65 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 69 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 66 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 9 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 9 0</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 10 10 10 10 10 14 3 20 21 0 95 62 72 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 12</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 18 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10</th></t<><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 73 1 0 0 2 19 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 9 0 0 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 0 13 19 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 9 0 0 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</th><th>18 28 48 58 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20 20 20 62 72 55 88 17 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 9 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 19 0 0 1 0 0 0 14 3 20 21 0 14 15 25 12 18 0 0 0 0 0 0 0</th><th>18 28 48 58 68 70 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 45 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 19 10 18 10 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 10 14 15 14 15 20 11 10 0 0 <th< th=""><th>18 28 48 58 68 78 68 50 64 50 54 47 22 0 56 72 55 88 17 0 78 66 45 0 0 0 14 3 20 21 69 62 72 55 88 17 0 78 66 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 9 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 15 20 13 19 0 0 20
 34 18 9 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0<!--</th--><th>18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20<</th><th>18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78 79 78 79 79 79</th><th>中下 中二年</th><th></th><th></th><th>石巻</th><th>塩釜</th><th>気仙沼</th><th>+</th></th></th<></th></th> | 18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 9 0 <t< th=""><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 65 0 <</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 65 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 69 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 66 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 9 0</th><th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 9 0</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 10 10 10 10 10 14 3 20 21 0 95 62 72 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 12</th><th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 18 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10</th></t<> <th>18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 73 1 0 0 2 19 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 9 0 0 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 0 13 19 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13</th> <th>18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 9 0 0 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</th> <th>18 28 48 58 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20 20 20 62 72 55 88 17 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 9 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 19 0 0 1 0 0 0 14 3 20 21 0 14 15 25 12 18 0 0 0 0 0 0 0</th> <th>18 28 48 58 68 70 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 45 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 19 10 18 10 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 10 14 15 14 15 20 11 10 0 0 <th< th=""><th>18 28 48 58 68 78 68 50 64 50 54 47 22 0 56 72 55 88 17 0 78 66 45 0 0 0 14 3 20 21 69 62 72 55 88 17 0 78 66 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 9 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 15 20 13 19 0 0 20 34 18 9 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0<!--</th--><th>18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20<</th><th>18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78 79 78 79 79 79</th><th>中下 中二年</th><th></th><th></th><th>石巻</th><th>塩釜</th><th>気仙沼</th><th>+</th></th></th<></th> | 18 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 65 0 <

 | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 65 0
 | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 69 1 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 66 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 9 0
 | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 9 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 9 0
 | 18
 28 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 10 10 10 10 10 14 3 20 21 0 95 62 72 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 12 | 18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 1 0 0 2 19 6 3 7 0 0
 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 12 18 10 18 10 14 3 20 21 0 0 55 18 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 18 10 | 18 28 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 73 1 0 0 2 19 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 73 9 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 9 0 0 0 0 1 1 0 0 14 3 20 21 0 0 13 19 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13
 | 18 28 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 9 0 0 14 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 | 18 28 48 58 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 20 20 20 62 72 55 88 17 0 45 0 0 72 55 34 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 1 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 9 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 19 0 0 1 0 0 0 14 3 20 21 0 14 15 25 12 18 0 0 0 0 0 0 0 | 18 28 48 58 68 70 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 45 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18
19 10 18 10 3 20 21 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 10 14 15 14 15 20 11 10 0 0 <th< th=""><th>18 28 48 58 68 78 68 50 64 50 54 47 22 0 56 72 55 88 17 0 78 66 45 0 0 0 14 3 20 21 69 62 72 55 88 17 0 78 66 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 9 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 15 20 13 19 0 0 20 34 18 9 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0<!--</th--><th>18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20<</th><th>18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78 79 78 79 79 79</th><th>中下 中二年</th><th></th><th></th><th>石巻</th><th>塩釜</th><th>気仙沼</th><th>+</th></th></th<> | 18 28 48 58 68 78 68 50 64 50 54 47 22 0 56 72 55 88 17 0 78 66 45 0 0 0 14 3 20 21 69 62 72 55 88 17 0 78 66 1 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 9 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 15 20 13 19 0 0 20 34 18 9 0 0 14 3 20 21 0 0 18 10 23 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 </th <th>18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20<</th> <th>18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78 79 78 79 79 79</th> <th>中下 中二年</th> <th></th> <th></th> <th>石巻</th> <th>塩釜</th> <th>気仙沼</th> <th>+</th> | 18 28 48 58 68 78 88 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20 17 18 19 10 11 12 14 15 16 17 18 19 20 12 15 20< | 18 28 38 48 38 56 8 0 64 50 54 47 22 0 55 72 55 88 17 0 78 66 89 78
 78 79 78 79 79 79 | 中下 中二年 | | | 石巻 | 塩釜 | 気仙沼 | + |
|--|---
--

--
--
--

--
--
--
--
--

--
--
--

---|---
--|--|----------|----|---|-----|-----|-----|------|
| 4 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 72 55 34 38 56 8 0 64 2 19 6 3 7 0 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 85 100 51 42 63 8 0 82 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 III 12 II 12 II 12 II 12 II 12 II 14 II 15 II 14 II 15 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 10 I
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 2 19 6 3 7 0 0 14 3 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 9 0

 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 16 E 16 E 17 E<

 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 II 11 II 12 II 14 II 15 II 15 II 16 II 17 II 18 II 18 II 19 II 10 II 11 II 10 II 10 II 11 II 10 II 10 II 10 II 11 II 10 II
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 16 E 16 E 16 E 16 E 17 E 17 E 17 E 18 E 10 E 17 E 18 E 10 E 18 E 10 E 18 E 10 E 18 E 10 E<
 | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 11 26 11 1 0 0 14 3 20 21 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 90 0<

 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 19 E 19 E 10 E 11 E 10 E 11 E 10 E<
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 20 <
 | 4 B 5 B 6 B 7 B 8 B 9 B 10 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B<
 | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 20 H 20 H 20 H 50 H<
 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 II 11 II 12 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 11 II 10 II 11 II 10 II 11 II 10 II 10 II 11 II 10 II | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 20 E 21 E 22 E 0 95 E 62 T 72 E 55 R 17 E 17 E 17 E 18 E 10 E 18 E 10 E 10 E 11 E 10 E <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 0 95 H 62 H 72 H 50 H<td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td><td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td><td>4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B
 22 B 22</td><td>4 B 5 B 6 B 7 B 1 B<td>1 0 H</td><th>1</th><th></th><td>1</td><td>) 6</td><td>0</td><td>55 (</td></td></td> | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 0 95 H 62 H 72 H 50 H <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td> <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td> <td>4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B 22 B 22</td> <td>4 B 5 B 6 B 7 B 1 B<td>1 0 H</td><th>1</th><th></th><td>1</td><td>) 6</td><td>0</td><td>55 (</td></td> | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H< | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H< | 4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B 22
 | 4 B 5 B 6 B 7 B 1 B <td>1 0 H</td> <th>1</th> <th></th> <td>1</td> <td>) 6</td> <td>0</td> <td>55 (</td> | 1 0 H | 1 | | 1 |) 6 | 0 | 55 (|
| 4 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 72 55 34 38 56 8 0 64 2 19 6 3 7 0 0 0 11 26 11 1 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 85 100 51 42 63 8 0 82 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 III 12 II 12 II 12 II 12 II 12 II 14 II 15 II 14 II 15 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 10 I
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 2 19 6 3 7 0 0 14 3 11 26 11 1 0 0 0 18 10 23 9 0

 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 16 E 16 E 17 E<

 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 II 11 II 12 II 14 II 15 II 15 II 16 II 17 II 18 II 18 II 19 II 10 II 11 II 10 II 10 II 11 II 10 II 10 II 10 II 11 II 10 II
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 16 E 16 E 16 E 16 E 17 E 17 E 17 E 18 E 10 E 17 E 18 E 10 E 18 E 10 E 18 E 10 E 18 E 10 E<
 | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 72 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 11 26 11 1 0 0 14 3 20 21 0 0 11 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 90 0<

 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 19 E 19 E 10 E 11 E 10 E 11 E 10 E<
 | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 20 <
 | 4 B 5 B 6 B 7 B 8 B 9 B 10 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B<
 | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 20 H 20 H 20 H 50 H<
 | 4 II 5 II 6 II 7 II 8 II 9 II 10 II 11 II 12 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 11 II 10 II 11 II 10 II 11 II 10 II 10 II 11 II 10 II | 4 E 5 E 6 E 7 E 8 E 9 E 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 19 E 20 E 21 E 22 E 0 95 E 62 T 72 E 55 R 17 E 17 E 17 E 18 E 10 E 18 E 10 E 10 E 11 E 10 E <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 0 95 H 62 H 72 H 50 H<td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td><td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td><td>4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B
 22 B 22</td><td>4 B 5 B 6 B 7 B 10 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 22 B 22 B 23 B 24 B 25 B 26 B 27 B 28 B 28 B 27 B 28 B 28</td><td>С.
С.</td><th>5</th><th></th><td>) (</td><td>) (</td><td>) (</td><td>0</td></td> | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 0 95 H 62 H 72 H 50 H <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td> <td>4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H<</td> <td>4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B 22 B 22</td> <td>4 B 5 B 6 B 7 B 10 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 22 B 22 B 23 B 24 B 25 B 26 B 27 B 28 B 28 B 27 B 28 B 28</td> <td>С.
С.</td> <th>5</th> <th></th> <td>) (</td> <td>) (</td> <td>) (</td> <td>0</td> | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 20 H 20 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H< | 4 H 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H< | 4 B 5 B 6 B 7 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 20 B 21 B 22 | 4 B 5 B 6 B 7 B 10 B 11 B 12 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 22 B 22 B 23 B 24 B 25 B 26 B 27 B 28 B 28 B 27 B 28 | С.
С. | 5 | |) (|) (|) (| 0 |
| 5 | 5 | 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 1 55 34 38 56 8 0 64 50 19 6 3 7 0 0 0 14 26 11 1 0 0 0 0 18 10 10 0 0 0 0 0 0 0 0 18
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 55 34 38 56 8 0
64 50 50 19 6 3 7 0 0 14 3 26 11 1 0 0 18 10 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 100 51 42 63 8 0 82 74 76
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 16 H 17 H 17 H 18 H 14 H 16 H 16 H 17 H 17 H 18 H 18 H 19 H 14 H 18 H 10 H 20 H

 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 10 H 17 H 18 H 10 H 18 H 10 H 18 H 10 H 18 H 10 H
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0

 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0
 | 5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 6 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 0 <td< td=""><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 <td< td=""><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 27 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 23 H 24 H 22 H 25 H 27 H 25 H 27 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H 32 H 34 H 35 H 35 H 34 H 35 H 34 H 35 H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 25H 26H 27H 26H 27H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 20H 21H 25H 25H 26H 27H 25H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 25H 24H 25H 26H 27H 28H 29H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 50 50 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 18 10 34 18 19 0 34 18 0 34 18 10 34 18 10 1</td><td>7</td><th>۲</th><th>_</th><td>7</td><td>11</td><td>0 (</td><td>38</td></td<></td></td<> | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 55 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 26 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 0 0
 0 0 <td< td=""><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 27 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 23 H 24 H 22 H 25 H 27 H 25 H 27 H</td><td>5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H 32 H 34 H 35 H 35 H 34 H 35 H 34 H 35 H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 25H 26H 27H 26H 27H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 20H 21H 25H 25H 26H 27H 25H 26H 27H 27H</td><td>5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 25H 24H 25H 26H 27H 28H 29H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 50 50 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 18 10 34 18 19 0 34 18 0 34 18 10 34 18 10 1</td><td>7</td><th>۲</th><th>_</th><td>7</td><td>11</td><td>0 (</td><td>38</td></td<> | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10 H 11 H 12 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 27 H | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 23 H 24 H 22 H 25 H 27 H 25 H 27 H
 | 5 H 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 32 H 32 H 34 H 35 H 35 H 34 H 35 H 34 H 35 H | 5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 26H 27H
 | 5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 13H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 23H 24H 25H 25H 26H 27H 26H 27H 26H 27H | 5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 20H 21H 25H 25H 26H 27H 25H 26H 27H | 5H 6H 7H 8H 9H 10H 11H 12H 14H 15H 16H 17H 18H 19H 20H 21H 22H 25H 24H 25H 26H 27H 28H 29H 55 34 38 56 8 0 64 50 50 50 50 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 19 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 18 10 34 18 19 0 34 18 0 34 18 10 34 18 10 1 | 7 | ۲ | _ | 7 | 11 | 0 (| 38 |
| 6 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 34 38 56 8 0 64 6 3 7 0 0 0 11 1 0 0 0 18 0 0 0 0 0 0 51 42 63 8 0 82 | 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 目 12 日 12 目 34 38 56 8 0 64 50 6 3 7 0 0 14 11 1 0 0 18 10 0 0 0 0 0 0 0 51 42 63 8 0 82 74
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 34 38 56 8 0 64 50
50 6 3 7 0 0 14 3 11 1 0 0 0 14 3 0 0 0 0 18 10 23 0 0 0 0 0 0 0 0 61 42 63 8 0 82 74 76
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 34 38 56 8 0 64 50 50 54 6 3 7 0 0 0 14 3 20 11 1 0 0 0 18 10 23 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 51 42 63 8 0 82 74 76 70

 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 10 H 18 H 10
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0

 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 0 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 6 0
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 6 2 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 51 40
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 34 38 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 6 3 7 0 0 14 3 20 21 0 95 62 11 1 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 6 0 <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 30 H 30 H 31 H 32 H 47 H 22 H 0 H 35 H 32 H 34 H</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 20 H 21 H 20 H 21 H 21 H 22 H 22 H 25 H 27 H 25 H 88 H 11 H 10 H 31 H 31 H 31 H 32 H 32</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 23 H 24 H 22 H 22 H 25 H 27 H 25 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 18 H 20 H 20</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 27 H 27</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H
24 H 25 H 25 H 27 H 27</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 12 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 27 H 25 H 27 H 27</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 18 H 19 H 10 H 11 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10 H 10 H 11 H 12 H 12 H 10 H 10 H 11 H 10 H 10</td> <td>6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 17 H 18 H 19 H 20 H 11 H 12 H 13 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 20 H 20</td> <td>rc.</td> <th>></th> <th>_</th> <td>_</td> <td>26</td> <td>0</td> <td>_</td> | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 30 H 30 H 31 H 32 H 47 H 22 H 0 H 35 H 32 H 34 H | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 20 H 21 H 20 H 21 H 21 H 22 H 22 H 25 H 27 H 25 H 88 H 11 H 10 H 31 H 31 H 31 H 32
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 23 H 24 H 22 H 22 H 25 H 27 H 25 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 17 H 28 H 18 H 20
 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 27 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 25 H 27 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 12 H 18 H
19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 27 H 25 H 27 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 18 H 19 H 10 H 11 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 10 H 10 H 11 H 12 H 12 H 10 H 10 H 11 H 10 | 6 H 7 H 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 17 H 18 H 19 H 20 H 11 H 12 H 13 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 10 H 20 | rc. | > | _ | _ | 26 | 0 | _ |
| 38 56 8 10 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 8 9 10 11 1 1 38 56 8 0 64 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 8 9 10 11 12 1 13 1 13 1 1 13 1 1
 | B B
 B B <td>B B<td>B B<td>B B<td>B B<td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0
 0 0</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2</td><td></td><th>></th><th></th><td></td><td>11</td><td>0</td><td>5.1</td></td></td></td></td> | B B <td>B B<td>B B<td>B B<td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>B B
 B B</td><td>B B</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2</td><td></td><th>></th><th></th><td></td><td>11</td><td>0</td><td>5.1</td></td></td></td> | B B <td>B B<td>B B<td>B B</td><td>B B
B B B B B B B B B B B B B B B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2</td><td></td><th>></th><th></th><td></td><td>11</td><td>0</td><td>5.1</td></td></td> | B B <td>B B<td>B B</td><td>B B B B
B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>B B</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td><td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2</td><td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2</td><td></td><th>></th><th></th><td></td><td>11</td><td>0</td><td>5.1</td></td> | B B <td>B B</td> <td>B B
B B</td> <td>B B</td> <td>B B</td> <td>B B</td> <td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td> <td>8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td> <td>8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2</td> <td>8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0</td> <td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2</td> <td>8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2</td> <td></td> <th>></th> <th></th> <td></td> <td>11</td> <td>0</td> <td>5.1</td> | B

 | B
 | B
 | B
 | B | 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 0 95 62 72 55 88 17 3 7 0 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 1 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 17 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0
 | 8 El 9 El 10 El 11 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 27 El 27 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2
 | 8 El 9 El 10 El 11 El 12 El 13 El 14 El 15 El 16 El 17 El 18 El 19 El 20 El 21 El 22 El 23 El 24 El 25 El 26 El 27 El 27 El 27 El 28 El 17 El 28 El 17 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 27 El 28 El 2 | 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 12 19 20 11 22 0 5 62 72 55 88 17 0 78 66 8 3 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 1 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 0 | 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 2 | 8 H 9 H 10 H 11 H 12 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 22 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 28 H 2 | | > | | | 11 | 0 | 5.1 |
| 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 56 8 0 64
7 0 0 0 0
0 0 0 18
0 0 0 0 0
63 8 0 82 | 56 8 0 64 50 7 0 0 0 14 0 0 0 18 10 0 0 0 0 0 63 8 0 82 74
 | 56 8 0 64 50 50 7 0 0 14 3 0 0 18 10 23 0 0 0 0 0 63 8 0 82 74
76 76 76 76
 | 56 8 0 64 50 50 54 7 0 0 0 14 3 20 0 0 0 18 10 23 5 0 0 0 0 0 0 0 63 8 0 82 74 76 79

 | 56 8 0 64 50 50 54 47 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 63 8 0 82 74 76 76 86
 | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 63 8 0 74 76 76 76 86 29

 | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 63 8 7 74 76 79 86 22 0 1
 | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 11 0
 | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 55 25 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 63 8 0 8 74 76 86 72 0 114 107 1
 | 56
 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12 <td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 1 0 <</td> <td>6 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 1 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 19 23 18 1 22 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0<td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 <td< td=""><td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 9 0 0 0 13 19 12 18 23 0 0 27 4 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 8 9 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 1 10 0<td>6 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 21 19 20 21 20 21 10 16 17 18 19 20 21 20 30 20 21 20 30 20 30<td>66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td></td><th></th><th></th><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>42</td></td></td></td<></td></td> | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5
 25 12 18 2 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 1 0 < | 6 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 1 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 19 23 18 1 22 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 <td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 0 <td< td=""><td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 9 0 0 0 13 19 12 18 23 0 0 27 4 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 8 9 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 1 10 0<td>6 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 21 19 20 21 20 21 10 16 17 18 19 20 21 20 30 20 21 20 30 20 30<td>66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td></td><th></th><th></th><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>42</td></td></td></td<></td> | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 <td< td=""><td>56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 9 0 0 0 13 19 12 18 23 0 0 27 4 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 8 9 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 1 10 0
 0 0 0 0 0 0 0 0 0<td>6 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 21 19 20 21 20 21 10 16 17 18 19 20 21 20 30 20 21 20 30 20 30<td>66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td></td><th></th><th></th><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>42</td></td></td></td<> | 56 8 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0 | 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 9 0 0 0 13 19 12 18 23 0 0 27 4 10
 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 56 8 0 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 7 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 78 66 8 9 0 0 0 14 3 20 21 0 5 25 12 18 17 0 74 44 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 27 44 18 1 10 0 <td>6 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 21 19 20 21 20 21 10 16 17 18 19 20 21 20 30 20 21 20 30 20 30<td>66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td></td><th></th><th></th><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>42</td></td> | 6 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 20 21 19 20 21 20 21 10 16 17 18 19 20 21 20 30 20 21 20 30 20 30 <td>66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td> <td></td> <th></th> <th></th> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>42</td> | 66 8 0 64 50 50 54 67 52 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 9 0 0 0 12 12 18 23 0 0 74
 0 78 66 89 78 0 0 0 0 14 15 25 12 18 23 0 24 44 0 34 0 0 0 0 0 14 15 20 13 19 0 24 18 10 34 18 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | | | | 3 | 1 | 0 | 42 |
| ш 8 0 0 0 0 | | 10 11 12 1 1 1 1 1 1 1
 | B 10 B 11 B 12 B 13 B 8 0 64 50 50 0 0 0 14 3 0 0 18 10 23 0 0 0 0 0
8 0 82 74 76
 | 10 11 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15

 | B 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 16 E 16 E 16 E 16 E 16 E 17 E 17 E 17 E 18 E 10 E <t< td=""><td>B 10 B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 16 B 8 0 64 50 50 54 47 22 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>B 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 8 0 64 50 50 54 47 22 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 5 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8 0 82 74 76 76 76 76 114 10</td><td>B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</td><td>B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12<td>B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 1 0 <t< td=""><td>B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 23 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78
 62 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 0 0 18 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 0 74 44 0 0 14 15 25 12 18 23 0 0 27 44 0 0 18 10 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 1 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 74 0 34 18 13 14 15 20 13 19 0 27 44 0 34 18 15 15 15 15 10 10 10 0 10 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 96 89 78 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 <</td><td></td><th>56</th><th></th><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>63</td></t<></td></td></t<> | B 10 B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 16 B 8 0 64 50 50 54 47 22 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

 | B 10 E 11 E 12 E 13 E 14 E 15 E 16 E 17 E 18 E 8 0 64 50 50 54 47 22 0 0 0 14 3 20 21 0 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 | B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 5 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8 0 82 74 76 76 76 76 114 10
 | B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 | B 0 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12
 12 12 <td>B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 1 0 <t< td=""><td>B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 23 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 62 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 0 0 18 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 0 74 44 0 0 14 15 25 12 18 23 0 0 27 44 0 0 18 10 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 1 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 74 0 34 18 13 14 15 20 13 19 0 27 44 0 34 18 15 15 15 15 10 10 10 0 10 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 96 89 78 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 <</td><td></td><th>56</th><th></th><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>63</td></t<></td> | B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 8 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 1 0 <t< td=""><td>B 0 64 50 50 47 22
 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 23 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 62 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 0 0 18 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 0 74 44 0 0 14 15 25 12 18 23 0 0 27 44 0 0 18 10 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 1 0</td><td>B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 74 0 34 18 13 14 15 20 13 19 0 27 44 0 34 18 15 15 15 15 10 10 10 0 10 0</td><td>B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 96 89 78 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 <</td><td></td><th>56</th><th></th><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>63</td></t<> | B 0 64 50 50 47 22 0 95 62 72 55 88 1 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 13 23 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0
 | B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0
 | B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 7 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 0 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0 | B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 62 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 6 0 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 27 4 0 0 18 10 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 1 0
 | B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 8 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 17 0 74 44 0 0 14 15 25 12 18 23 0 0 27 44 0 0 18 10 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 1 0 | B O 64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 0 14 3 20 21 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 74 0 34 18 13 14 15 20 13 19 0 27 44 0 34 18 15 15 15 15 10 10 10 0 10 | B O 64 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 96 89 78 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 0 78 66 89 78 0 < | | 56 | | 7 | 0 | 0 | 63 |
| | 日
11日
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0
0 | 11 12 1 1 1 1 1 1 1
 | IIII 12 IIII 0 64 50 50 0 0 14 3 0 18 10 23 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
0 0 0 0
 | 11 12 13 14 15 15 16 16 16 16 16 16

 |
 | III III III III III III III III III II

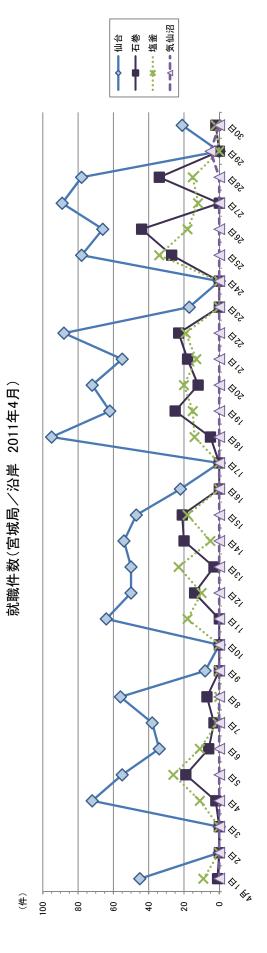
 | III III III III III III III III III II
 | 0 64 50 50 54 47 22 0 95 6 0 0 14 3 20 21 0 0 5 2 0 18 10 23 5 18 0 0 14 1 0 0 0 0 0 0 0 0 14 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 | III III III III III III III III III II
 | 0
64 50 50 54 47 22 0 95 62 72 0 0 14 3 20 21 0 0 5 25 12 0 18 10 23 5 18 0 0 14 15 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | B 11 B 12 B 13 B 14 B 15 B 16 B 17 B 18 B 19 B 20 B 21 B 22 B 62 72 B 55 E 85 E 12 B 13 B 14 B 15 B <th< td=""><td>H
 H H</td><td>III III III III III III III III III II</td><td>B 11 B</td><td>B 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 H 27</td><td>B 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 22 H 25 H 27 H 25 H 24 H 25 H 26 H 27 H 27</td><td>III 12 II 12 II 13 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 21 II 22 II 10 II 22 II 10 II 22 II 10 III 10 II 10 II</td><td>III 12 II 12 II 13 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 21 II 22 II 23 II 23 II 24 II 25 II 24 II 27 II 28 II 29 II 20 III 20 II 20 II</td><td></td><th>4</th><th></th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>α</td></th<> | H
 | III III III III III III III III III II | B 11 B
 | B 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 23 H 24 H 25 H 26 H 27 | B 11 H 12 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20 H 21 H 22 H 25 H 22 H 25 H 27 H 25 H 24 H 25 H 26 H 27
 | III 12 II 12 II 13 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 21 II 22 II 10 II 22 II 10 II 22 II 10 III 10 II 10 II | III 12 II 12 II 13 II 14 II 15 II 16 II 17 II 18 II 19 II 20 II 21 II 22 II 23 II 23 II 24 II 25 II 24 II 27 II 28 II 29 II 20 III 20 II 20 II | | 4 | | 0 | 0 | 0 | α |
| | | 12 目 1
50
14
10
0
 | 12 E 13 E 50 50 14 3 10 23 10 0 0 0 0

 | 12 13 14 15 15 15 15 15 15 16 15 16 16

 | 12
 | 12 13 14 15 16 16 16 16 16 16 16

 | 12
 | 12 13 14 15 16 17 18 19 19 19 19 19 10 10 10
 | 12 13 14 15 16 17 18 19 19 20 20 20 20 20 20 20 2
 | 12
13 14 15 16 16 17 18 19 20 20 21 50 50 54 47 22 0 95 62 72 12 14 3 20 21 0 0 5 25 12 10 23 5 18 0 0 14 15 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 74 76 79 86 22 0 114 102 104 3 | 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 22 日 25 日 18 日 27 日 25 日 25 日 25 日 27 日 <th< td=""><td> 12 13 14
15 16 17 18 19 20 21 22 23 23 25 25 25 25 25</td><td> 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 25 25 25 24 24 25 25</td><td>12 目 13 目 14 目 15 目 16 目 17 目 18 目 19 目 20 日 21 目 22 目 23 目 24 目 25 日 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0 <t< td=""><td> 12 13 14 15 16 17 18 19 19 20 17 18 19 20 18 19 10 18 19 10 10 18 19 10 10 18 10 10 18 10 10</td><td> 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 10 10 10 10 10 10</td><td>12 13 14 15 16 17 18 18 19 18 19 20 21 18 18 19 22 18 18 19 18 19 18 18 18</td><td>12 13 14 15 16 16 17 18 19 18 19 20 21 22 32 34 24 25 26 27 28 29 29 50 50 54 47 22 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 0 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 19 0</td><td></td><th></th><th></th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>O</td></t<></td></th<> | 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 23 25 25 25 25 25
 | 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24 25 25 25 24 24 25 25
 | 12 目 13 目 14 目 15 目 16 目 17 目 18 目 19 目 20 日 21 目 22 目 23 目 24 目 25 日 50 50 54 47 22 0 95 62 72 55 88 17 0 7 14 3 20 21 0 0 5 25 12 18 23 0 0 2 10 23 5 18 0 0 14 15 20 13 19 0 0 3 0 <t< td=""><td> 12 13 14 15 16 17 18 19 19 20 17 18 19 20 18 19 10 18 19 10 10 18 19 10 10 18 10 10 18 10 10</td><td> 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 10 10 10 10 10 10</td><td>12 13 14 15 16 17 18 18 19 18 19 20 21 18 18 19 22 18 18 19 18 19 18 18 18</td><td>12 13 14 15 16 16 17 18 19 18 19 20 21 22 32 34 24 25 26 27 28 29 29 50 50 54 47 22 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 0 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 19 0</td><td></td><th></th><th></th><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>O</td></t<> | 12 13 14 15 16 17 18 19 19 20 17 18 19 20 18 19 10 18 19 10 10 18 19 10 10 18 10 10 18 10 10
 | 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 12 12 13 14 15 16 17 18 19 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 11 18 19 10 10 10 10 10 10 10 | 12 13 14 15 16 17 18 18 19 18 19 20 21 18 18 19 22 18 18 19 18 19 18 18 18 | 12 13 14 15 16 16 17 18 19 18 19 20 21 22 32 34 24 25 26 27 28 29 29 50 50 54 47 22 95 62 72 55 88 17 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 95 62 72 18 23 0 0 78 66 89 78 0 14 3 20 21 0 0 14 15 20 13 19 0 0 34 18 19 0 | | | | 0 | 0 | 0 | O |

(資料出所:宮城労働局作成資料)

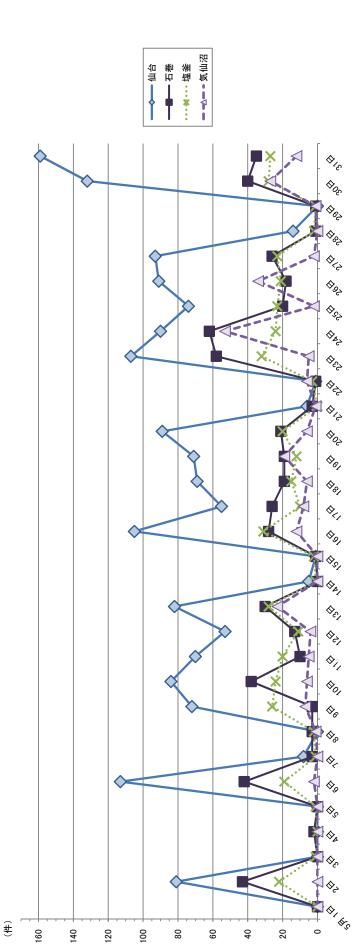


〇 宮城局沿岸所

試職件数(2011年5月)

安定所	5月1日	2日	3 🖽	4 ⊟	2 В	Н 9	7日	Ш 8	日 6	10日	=	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23 日	24日	25日 2	26 日 27	Ш	28日 2	29日	30 日 31
仙台	0	81	0	0	0	113	∞	0	72	84	70	53	82	2	_	105	22	69	71	68	9	-	107	06	74	91	93	14	0	132
石巻	0	43	0	2	0	42	က	က	က	38	10	13	30	0	_	28	26	19	19	21	က	-	28	62	20	81	56	-	-	40
斯	0	22	-	0	-	19	-	2	26	24	20	=	28	-	2	31	10	15	12	20	0	3	32	24	23	21	23	2	-	28
気仙沼	0	0	0	0	0	2	0	-	7	9	2	4	23	0	0	12	8	9	19	9	-	9	2	53	2	34	2	0	-	27
丰	0	146	-	2	-	176	12	9	108	152	105	81	163	9	4	176	66	109	121	136	10	11	202	229	119	164	144	17	3	227
																									Č	※ ボーエ	남	中市	沙爾口	作品答

就職件数(宮城局/沿岸 2011年5月)

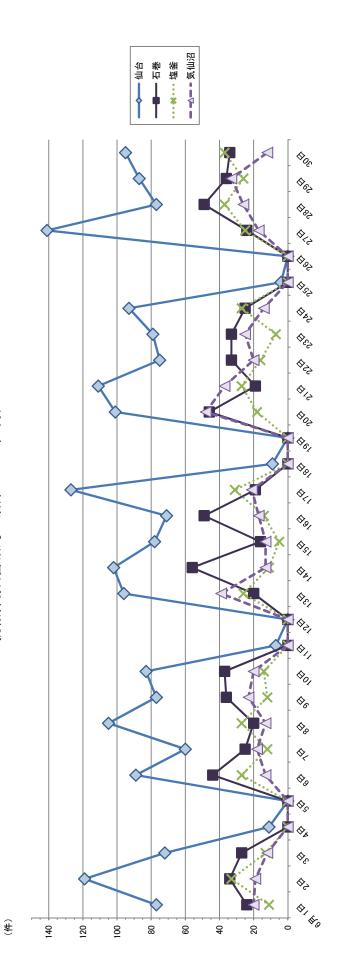


〇 宮城局沿岸所

就職件	件数(6																												
安定所	6月1日	2日	3 日	4日	₽ 2	H 9	7日	日 8	9日1	10日 1	1日	12 日 13	3日 14	4日 15	П П	6日 17	П П	8日 19	9 日 20	0日 21	日 22 I	日 23 B	日 24日	3 25 日	26日	27 日	28日	29 日	30日
仙台	LL	119	72	11	0	88	09	105	11	83	7	0	96	102	78	71	127	6	0	101	111 7	75 79	79 93	4	0	141	17	87	98
石巻	24	34	27	0	0	44	25	20	36	37	0	0	20	26	16	49	19	0	0	46	19 3	33 33	33 25	0	0	24	49	36	34
犁	11	33	13	0	0	27	12	27	12	14	0	0	56	11	2	14	31	0	0	18	27 1	. 91	7 27	0	0	25	37	26	37
気仙沼	20	19	12	0	0	13	18	13	23	20	0	0	39	13	13	17	21	0	0	48	37 2	20 2	25 14	0	0	17	26	33	12
+ =	132	205	124	11	0	173	115	165	148	154	7	0	181	182	. 115	151	198	6	0 2	213 1	194 14	144 144	4 159	4	0	207	189	182	178

就職件数(宮城局/沿岸 2011年6月)

(資料出所:宮城労働局作成資料)



資料3-3

雇用保険代行入力状況(被災3労働局全所、所別) [2011年3月11日~2012年3月末の累計]

【岩手局】

被代行安定所	代行した処理の	入力件数(作	4)	代行先安定所の.	上位3局		
安定所名	内容	同局内計	他局計	同局内の他所	件数(件)	他局	件数(件)
盛岡	離職票の作成	0	0	_	<u> </u>	_	<u> </u>
	受給資格決定	0	0	_		_	<u> </u>
	失業認定	9	7	釜石	5	仙台	5
				宮古(岩手)	3	名古屋中	2
				北上	1	_	! -
	その他	2	1	_	i _	_	i _
盛岡 沼宮内出張	離職票の作成	0	0	_	-	_	<u> </u>
=r	受給資格決定	0	0	_	<u> </u>	_	-
所	失業認定	0	0	_	: –	_	! —
	その他	3	0	_	<u> </u>	_	<u> </u>
釜石	離職票の作成	81	29	盛岡	43	上野	21
				宮古(岩手)	12	千葉	3
				久慈	11	越谷	2
	受給資格決定	1	1	一関	1	仙台	1
				_	<u> </u> _	_	! -
				_	i _	_	-
	失業認定	195	15	花巻	56	米沢	6
				釜石 遠野出	45	郡山	2
				盛岡	44	札幌	1
	その他	142	2	_	<u> </u>	_	i –
釜石 遠野出張所	離職票の作成	0	0	_	_	_	-
	受給資格決定	0	0	_	<u> </u>	_	! -
	失業認定	1	1	盛岡	1	平 勿来出張	1
	その他	3	1	_	<u>i – </u>	_	<u> </u>
宮古(岩手)	離職票の作成	106	0	盛岡	102	_	! —
				花巻	2	_	! –
				岩手局	1	_	<u> </u>
	受給資格決定	0	0	_	<u> </u>	_	<u> </u>
	失業認定	118	16	岩手局	47	青森局	7
				盛岡	44	横浜	4
				北上	18	函館 八雲出	2
	その他	133	10	_	<u> </u>	_	! —
花巻	離職票の作成	0	0	_	_	_	! -
	受給資格決定	0	0	_		_	<u> </u>
	失業認定	1	0	一関	1	_	! —
	その他	0	0	_	_	_	<u> </u>
一関	離職票の作成	0	0	_	<u> </u>	_	<u> </u>
	受給資格決定	0	5	_	! —	迫	3
				_		古川	2
	失業認定	1	13	北上	1	迫	9

i	Ī	İ	l I					!	
					_		気仙沼	_	4
		その他	0	9	_		_	<u> </u>	
	水沢	離職票の作成	0	0	_		_		
		受給資格決定	0	0	_	<u> </u>	_	_	
		失業認定	2	11	大船渡	2	会津若松 喜		6
					_	<u> </u>	須賀川	!	3
					_	_	青森局	į	1
		その他	0	1	_	_	_	_	
	北上	離職票の作成	3	0	盛岡	3	_	_	
		受給資格決定	0	0	_	: –	_	_	
		失業認定	1	0	盛岡	1	_	_	
		その他	0	0	_	-	_	_	
	大船渡	離職票の作成	1518	21	釜石 遠野出	1118	仙台	-	8
					北上	137	本荘		4
					岩手局	101	春日部		4
		受給資格決定	869	4	岩手局	815	仙台		1
					釜石 遠野出	39	大河原		1
					一関	15	迫		1
		失業認定	626	35	釜石 遠野出	395	気仙沼		8
					岩手局	162	迫	į	5
					一関	34	成田		5
		その他	687	21	_	_	_		
	二戸	離職票の作成	0	0	_	<u> </u>	_		
		受給資格決定	0	0	_	_	_	_	
		失業認定	0	1	_	<u> </u>	常陸鹿嶋		1
		その他	0	0	_	<u> </u>	_	_	
	久慈	離職票の作成	0	0	_		_	_	
		受給資格決定	0	0	_	<u>:</u> –	_		
		失業認定	1	2	盛岡	1	青森局		1
					_	_	仙台	-	1
		その他	2	1	_	_	_		

【宮城局】

被代行安定所	代行した処理の内	入力件数	(件)	代行先安定所の	上位 3 局		
安定所名(出張所名)		同局内計	他局計	同局内の他所	 件数 (件)	他局	件数(件)
仙台	離職票の作成	67	297	大河原	26	津島	167
				大河原 白石	26	西宮	110
				石巻	10		3
					 	三鷹	3
	受給資格決定	576	26	大河原	524	山形	7
	Z TO Z TO Z	0,0	20	塩釜	32	米沢	6
				大河原 白石	12	新庄	4
	失業認定 大業認定	1264	325	大河原	1142	山形	45
	人未此足	1204	323	迫	51	米沢	21
				上 <u></u> 塩釜	23	新庄	21
					1		1
	7.04	4.455	445	大河原 白石	23	村山	21
	その他	1455	115	_	; -	_	 -
仙台 大和出張所	離職票の作成	2	0	古川	2	_	; -
	受給資格決定	26	0	仙台	25	_	 -
				塩釜	1	_	<u> </u>
	失業認定	29	2	仙台	22	松江	1
				古川	4	岩国	1
				石巻	3	_	<u> </u>
	その他	21	0	_	<u> </u>	_	<u>; – </u>
石巻	離職票の作成	450	54	仙台	357	酒田	26
				迫	32	飯田橋	12
				塩釜	25	釧路	4
	受給資格決定	1294	10	古川	1189	古河	4
				仙台	40	一関	2
				迫	21	米沢	1
	失業認定	570	119	迫	203	一関	22
				仙台	150	大曲 角館出	18
				大河原	59	山形	16
	その他	279	93	_	<u> </u>	_	i –
塩釜	離職票の作成	46	25	仙台	40	朝霞	24
	132 155574 - 11 754			古川	4	港北	1
				石巻	1	-	<u> </u>
				大河原 白石	1	_	
	受給資格決定	151	11	仙台	143	山形	5
	文和其指从定	131		迫	5	青森局	1
					1		1
	4 ** = 3 亡	200	<u> </u>	大河原	2	一関	1
	失業認定	326	65	仙台	254	山形	27
				迫	43	鶴岡	9
	7.0/4		2.5	大河原	17	青森局	6
	その他	117	30		<u>; </u>	_	<u>; </u>
古川	離職票の作成	69	0	仙台 大和出	66	_	<u> </u>
		-		迫	3	_	<u> </u>
	受給資格決定	35	0	仙台 大和出	12	_	<u> </u>
				仙台	10	_	 -
				迫	9] —	<u> </u>

1 1		1					
	失業認定	252	12	仙台 大和出	159	水沢	10
				迫	50	春日部	2
				仙台	13	_	<u> </u>
	その他	74	1	_		_	<u> </u>
大河原	離職票の作成	1	1	仙台	1	福島	11_
	受給資格決定	19	0	仙台	18	_	
				大河原 白石	1	_	
	失業認定	13	13	仙台	8	青森局	7
				大河原 白石	4	山形	5
				石巻	1	水沢	1
	その他	15	0	_	<u>! – </u>	_	<u> </u>
大河原 白石出張	離職票の作成	0	0	_	_	_	<u> </u>
=	受給資格決定	8	0	大河原	5	_	: –
所				仙台	3	_	<u> </u>
	失業認定	3	1	大河原	2	米沢	1
				仙台	1	_	i –
	その他	151	4	_	_	_	-
築館	離職票の作成	6	0	仙台	6	_	<u> </u>
	受給資格決定	3	0	古川	2	_	i –
				迫	1	_	-
	失業認定	11	0	迫	11	_	! –
	その他	12	0	_		_	<u> </u>
迫	離職票の作成	35	0	築館	31	_	<u> </u>
	132 13032			古川	3	_	<u> </u>
				宮城局	1	_	<u> </u>
	受給資格決定	521	0	古川	480	_	-
	ZMZMXZ	021	v	気仙沼	23	_	! _
				宮城局	11	_	<u> </u>
		30	0	宮城局	21	_	<u> </u>
	スネルル		v	気仙沼	9	_	<u> </u>
	その他	196	0			_	-
気仙沼	離職票の作成	5940	703	築館	2114	品川	298
XIII/II		0340	703	古川	1893	一関	260
				<u> </u>	1462		1
	三	6007	00			盛岡	70 57
	受給資格決定	6097	90	古川	2668 1670	一関	57
				<u>築館</u>	1679	飯田橋	27
	化类部户	7007	100	迫	901	鶴岡	122
	失業認定	7367	183	迫	6707	一関	132
				築館	396	水沢	20
	t:			宮城局	113	青森局	8
	その他	4052	255	_	<u>: </u>	_	

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

【福島局】

代行安定所 	┃ 代行した処理の内	入力件数((件)	代行先安定所の	上位3局		!
安定所名 (出張所名)		同局内計	他局計	同局内の他所	件数(件)	他局	件数(件)
福島	離職票の作成	2	5	二本松	2	仙台	4
				_	_	大宮	1
	受給資格決定	1	3	相双 相馬出	1	米沢	2
				_	<u> </u>	大河原 白石	1
	失業認定	356	135	会津若松	97	米沢	22
				二本松	65	山形	16
				郡山	61	大河原	12
	その他	118	46	_	 -	_	<u> </u>
平	離職票の作成	174	156	相双 富岡出	158	岐阜	87
				郡山	10	水戸	9
				相双 相馬出	3	木更津	7
	受給資格決定	4	11	平 勿来出張	4	松戸	6
				_	: -	山形	2
				_	; -	長井	2
	失業認定	161	172		45	伊勢崎	15
				郡山	45	所沢 飯能出	11
				平 勿来出張	<u>: 25</u>	山形	8
				_	! -	千葉	8
- 60.L4.11.75-c	その他	692	75		<u> </u>	_	 -
平 磐城出張所	離職票の作成	2	0	福島	2		<u>; </u>
	受給資格決定	3	1	平 勿来出張	2	真岡	<u>; 1</u> ;
	# # = n 亡		F0	平	1	-	<u> </u>
	失業認定	69	50	平	37	成田	<u>; 7</u>
				会津若松 南 須賀川	11 6	<u>川越</u> 大宮	5
	その他	40	22	沒貝川 -		<u> 人</u>	
平 勿来出張所	離職票の作成	1	43	平 磐城出張	<u>. –</u>		42
十 勿木山張所		'	43	一	<u> </u>	黒磯	. 42
	受給資格決定	0	0	_	:		:
	失業認定	23	11	平	21	渋谷	2
	スポールと	20		 会津若松	2	仙台	1
					i _	米沢	1
	その他	7	25	_	i _	_	-
会津若松	離職票の作成	2	0	会津若松 喜	1	_	<u> </u>
				相双	1	_	! -
	受給資格決定	1	0	二本松	1	_	<u> </u>
	失業認定	447	51	平	86	長岡	14
				二本松	75	水戸	6
				会津若松 南	70	横浜	5
	その他	124	17	_	<u> </u>	_	<u> </u>
会津若松 南会津	離職票の作成	0	0	_		_	
出張所				_	_	_	_
				_	<u> </u>	_	<u> </u>
1	受給資格決定	0	0	_	i _	_	<u> </u>

	化类氢ウ	9	3		5	/ + # //p	. 3
	失業認定	9	3	平 勿来出張	3	佐世保	<u>;</u> 3
						_	! -
	7.00	44		会津若松	1	_	! -
	その他	11	4	_	<u> </u>	_	! -
会津若松 喜多方	離職票の作成	0	0	_	<u> </u>	_	! -
出張所	受給資格決定	0	0	_	<u> </u>	_	! -
	失業認定	190	26	会津若松	91	木場	g
				福島	31	山形	6
				須賀川	22	北上	4
	その他	43	1	_		_	<u> </u>
郡山	離職票の作成	7	16	相双 相馬出	3	金沢	g
				平	2	平塚	2
				会津若松	1	佐野	1
	受給資格決定	27	11	会津若松	26	大宮	6
	244241447			会津若松 南	1	長岡	2
					<u> </u>	仙台	1
	 失業認定	282	135	会津若松	81	成田	12
	大未能化	202	133				!
				会津若松 喜	!	水戸	10
				平	45	古河	. 8
	その他	89	65	_	<u> </u>	_	;
白河	離職票の作成	0	0	_	<u> </u>	_	! -
	受給資格決定	1	0	二本松	1	_	<u> </u>
	失業認定	84	31	会津若松	27	千葉南	; 9
				二本松	17	新潟	6
				須賀川	13	新発田	4
	その他	29	8	_		_	<u> </u>
須賀川	離職票の作成	3	0	郡山	3	_	<u> </u>
	受給資格決定	0	0	_	_	_	! —
	失業認定	48	22	郡山	14	大曲	
				平	8	下田	4
				- ' 会津若松	7	大館 鷹巣出	2
	その他	20	6		<u> </u>		\
	離職票の作成	0	0		_	_	:
一个位		5					
	受給資格決定		1	会津若松	5	米沢	1
	失業認定	484	27	会津若松	185	古川	5
				会津若松 喜	114	新潟	: 4
				福島	67	米沢	3
	その他	87	6	_	<u> </u>	_	<u>; </u>
相双	離職票の作成	2401	3265	郡山	973	仙台	249
				福島	484	八王子	196
				会津若松	312	飯田橋	161
	受給資格決定	406	774	相双 相馬出	285	山形	132
				会津若松 南	73	米沢	109
				五产4 12 111 平	14	長岡	85
		1534	3379	相双 相馬出	531	山形	67
	八木心化	1004	3313	会津若松 南	346	米沢	615

1				1					: 1
			その他	2148	2409	_	_	_	<u> </u>
	相双	相馬出張所	離職票の作成	43	11	会津若松	17	仙台	7
						平	14	柏崎	2
						福島	11	大田原	1
			受給資格決定	1	40	須賀川	1	常陸鹿嶋	35
						_	_	一関	1
						_	_	仙台	1
			失業認定	242	168	福島	142	大河原	21
						会津若松	24	山形	18
						会津若松 南	22	米沢	11
			その他	93	75	_		_	<u> </u>
	相双	富岡出張所	離職票の作成	5747	1863	平	2945	柏崎	329
						福島	888	行田	101
						二本松	581	大宮	100
			受給資格決定	454	241	平	169	米沢	50
						平 勿来出張	107	長岡	28
						会津若松 南	79	長井	16
			失業認定	2780	1115	平	646	米沢	270
						平 勿来出張	602	長岡	99
						会津若松 南	382	大河原	88
			その他	6223	1110	_	_	_	i –

(資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

資料4-1

雇用保険離職票交付件数の推移(宮城労働局、所別・月別)

						沿岸所	€所									内陸所	所					
	局計	前年 同月比	仙台	前年 同月比	石巻	前年同月比	型 搬	前年同月比	気仙沼	前年 同月比	大和	前年同月比	二二	前年同月比	大河原	前年 同月比	白石	前年同月比	築館	前年同月比	東	前年同月比
平成 23 年 4 月	34, 615	148. 0	15, 339	56. 2	7, 871	927.5	2, 348	215. 6	5, 730	1354. 3	401	19.0	937	30.1	604	29. 1	337	159. 2	611	79. 2	437	84. 4
平成 23 年 5 月	10, 205	91. 7	5, 842	0 .09	1, 216	251. 4	699	190.9	1, 168	722. 5	142	1.4	424	30.1	237	28.1	68	▲ 1.1	177	86.3	241	104. 2
平成 23 年 6 月	6, 653	25. 6	4, 196	14. 4	821	162.3	388	20. 5	226	60.3	144	▲ 13.3	311	13.9	180	20.8	69	5.0	120	53.8	204	9 .09
平成 23 年 7 月	5, 577	▲ 1.2	3, 898	▲ 2.4	318	2.3	339	45. 5	136	▲ 24.0	149	38.0	261	▲ 16.3	185	36.0	09	▲ 11.8	103	▲ 34.8	128	▶ 9.9
平成 23 年 8 月	5, 416	10. 2	3, 702	7. 2	290	▶ 5.2	271	25. 5	150	36. 4	140	▶ 10.3	322	37.6	190	13.1	99	6. 5	144	32.1	141	42. 4
平成 23 年 9 月	5, 823	7.1	3, 975	7.9	433	41.0	267	▲ 4.6	168	10. 5	134	▶ 18.8	286	▲ 11.2	205	15.8	73	17. 7	144	▲ 17.7	138	22. 1
平成 23 年 10 月	7,027	3. 4	5, 022	4.8	363	7.1	379	30. 7	147	▶ 14. 5	113	▲ 45.1	381	5.5	214	▲ 6.1	89	1.5	157	▲ 14.2	183	13.0
平成23年11月	5, 008	▶ 0.7	3, 292	▶ 1.7	449	64. 5	199	▲ 42. 3	150	6. 4	126	12. 5	294	5.4	183	4.6	64	▶ 20.0	135	▶ 2.9	116	▲ 22.1
平成 23 年 12 月	4, 624	▶ 9.7	3, 052	▲ 7.0	276	3.0	212	▲ 20.0	162	1.3	142	21.4	286	▲ 35.1	225	▲ 14.1	82	▲ 12.8	16	▲ 24.8	96	▲ 12.7
平成 24 年 1 月	5, 974	0.6	4, 133	11. 6	266	▲ 45.2	299	▲ 33. 6	135	▲ 22. 9	181	4.0	390	▲ 11.6	215	17.5	87	13. 0	136	1.5	132	13.8
平成 24 年 2 月	4, 746	5. 1	3, 196	4. 5	317	3.6	235	15. 2	119	▲ 32.8	=	4.7	294	28. 4	196	20.2	29	20. 4	112	12.0	107	▶ 13.0
平成 24 年 3 月	6, 295	▲ 20.7	4, 446	0.8	323	▲ 77.1	262	▲ 47. 3	150	▲ 57.1	145	▲ 17.6	356	▲ 14.6	215	▲ 6.1	64	▲ 55.2	181	13.8	153	0.7
23 年度計	101, 963	34. 3	60,093	18. 2	12, 943	138. 4	5, 868	44. 0	8, 441	268. 1	1, 928	▶ 1.8	4, 542	4.3	2, 849	12.9	1, 112	13. 2	2, 111	17.8	2, 076	26.0
平成 24 年 4 月	16, 403	▲ 52.6	11,071	▲ 27.8	1, 042	▶ 86.8	876	▲ 62.7	514	▶ 91.0	414	3. 2	832	▲ 11.2	009	▲ 0.7	150	▲ 55. 5	484	▲ 20.8	420	▶ 3.9

(資料出所:宮城労働局作成資料)

資料4-2

雇用保険受給資格決定件数の推移(宮城労働局、所別、月別)

				_									_		
	前年同月比	70.7	137. 6	46.1	▶ 0.9	23. 1	25. 7	▲ 11.5	▲ 33.6	▶ 8.8	▲ 21.8	▲ 20.9	112. 9	28.3	▲ 56.6
	坦	396	278	130	107	96	88	82	79	52	98	89	99	1, 531	172
	前年同月比	34. 4	85. 7	7.1	▲ 33.6	▲ 12.0	▲ 10.7	▲ 25.8	0.0	▲ 28.3	16.7	▶ 7.4	39. 7	9.0	▲ 24.0
	築館	242	182	06	71	73	29	99	71	43	70	20	102	1, 127	184
	前年同月比	174.0	101.8	▲ 16.3	▶ 38.9	▲ 25.8	▲ 20.0	▶ 11.1	5.6	0.0	▲ 13.6	11.1	▶ 36.8	19. 1	▲ 73.0
所	日	285	115	72	33	67	7 7	48	22	46	22	20	43	668	77
内陸所	前年同月比	81. 4	125. 7	15. 0	0.8	26. 6	▲ 17. 2	▶ 0.6	▲ 24.3	9. 2	▲ 19.6	▶ 6.6	26. 5	24. 9	▲ 47.3
	大河原	448	492	192	132	162	130	191	128	119	123	113	129	2, 329	236
	前年同月比	75. 4	128.1	4.9	▶ 1.8	36. 3	▲ 39.4	5.9	▶ 5.1	▲ 31.3	▲ 26. 2	▲ 5.5	19. 0	19. 5	▲ 52. 3
	二二	884	755	299	278	233	175	289	187	173	214	189	219	3, 895	422
	前年同月比	75.0	83.2	15.8	▶ 14.3	5.2	▲ 6.3	47.1	▲ 1.2	▶ 1.3	▲ 15.2	▶ 6.7	▲ 23.7	21.1	▲ 59.6
	大和	364	218	117	84	102	68	203	81	75	98	70	74	1, 572	147
	前年同月比	1204.1	3126.0	479.1	34.0	22.5	▲ 7.9	▶ 23.4	▲ 42.2	7.4	▶ 24.0	▶ 63.0	▲ 27.5	502.9	▲ 95.2
	気仙沼	2, 543	3, 097	388	142	109	70	72	52	73	73	30	37	6, 686	122
	前年同月比	296. 5	409. 7	130.3	33. 3	7.9	▲ 24.0	35.8	▶ 30.2	▶ 33.5	▲ 34.6	▶ 9.1	▶ 9.4	83.3	▲ 76.3
沿岸所	祖	1, 602	1, 473	539	324	261	196	360	169	119	197	190	174	5, 604	379
沿岸	前年同月比	1225. 1	735.9	271.8	22. 7	▲ 0.5	46.1	8.4	▲ 23.5	▲ 24.2	▲ 40.4	▲ 29.1	▲ 37.1	278.1	▲ 94.3
	石巻	6, 241	2, 466	963	292	210	339	232	169	135	180	161	124	11, 512	354
	前年同月比	97.9	146.9	24.3	▶ 6.5	▲ 1.2	▲ 4.9	9.8	▶ 13.8	▶ 8.2	▶ 5.5	▶ 8.0	▶ 17.4	29. 4	▲ 62.6
	中中	6, 179	4, 941	2, 088	1, 455	1, 408	1, 403	1, 842	1, 242	086	1, 309	1, 141	1, 050	25, 038	2, 312
	前年同月比	238. 4	288. 7	59.6	▶ 0.1	4.5	▲ 6.3	9.5	▲ 17.1	▲ 13.2	▲ 16.5	▲ 11.7	▲ 10.7	67.4	▲ 77.0
	局計	19, 229	14, 134	4, 901	2, 928	2, 715	2, 627	3, 373	2, 239	1, 827	2, 422	2, 075	2, 028	60, 498	4, 416
		平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成 24 年 1 月	平成 24 年 2 月	平成 24 年 3 月	平成 23 年度	平成 24 年 4 月

(資料出所:宮城労働局作成資料)

資料4-3

受給者実人員(基本手当、延長給付含む)の推移(宮城労働局、所別、月別)

						沿岸所	听									内陸所						
	温	前年同月比	中中	前年同月比	五 巻	前年同月比	祖 缃	前年同月比	気仙沼	前年同月比	大和	前年同月比	三三二	前年同月比	大河原	前年同月比	白石	前年同月比	築 館	前年同月比		前年同月比
平成 23 年 4 月	21, 029	40. 6	9, 195	22. 6	4, 374	232. 6	1, 891	69. 0	1, 006	114. 5	642	27.9	1,517	14. 0	897	▶ 5.9	452	1.8	422	▲ 24.0	581	▶ 23.1
平成 23 年 5 月	32, 645	132. 5	11, 542	62. 5	7, 632	578. 4	2, 938	188.0	5, 079	1086. 7	670	25. 5	1,885	45. 7	1, 020	12. 6	466	17.1	513	8.2	741	1.2
平成 23 年 6 月	36, 531	130. 4	13, 103	59. 9	8, 681	545. 4	3, 249	173.3	5, 511	1077. 6	764	38. 7	2, 083	43. 0	1, 121	15.3	484	11.8	539	2.3	800	14.9
平成 23 年 7 月	33, 074	115. 4	11, 528	45. 4	8, 259	514.5	2, 930	145.8	5, 008	1000. 7	694	29. 5	1, 798	29. 7	1, 006	8.1	417	1.2	491	9 .0	735	13.3
平成 23 年 8 月	31, 620	101.8	11, 214	36. 7	7, 792	480.2	2, 840	133.6	4, 660	942. 5	674	23.7	1, 760	24. 6	944	5.2	358	▶ 9.6	473	▶ 8.7	750	14.2
平成 23 年 9 月	28, 802	91. 5	10, 376	31. 2	7, 050	447.8	2, 514	118.6	4, 210	900. 0	614	14.3	1, 580	22. 8	884	3.4	330	▲ 20.3	437	▶ 13.8	687	7.8
平成 23 年 10 月	26, 983	92. 6	9, 935	32. 5	6, 589	473.0	2, 310	111.3	3, 760	861. 6	280	1.1	1, 429	19.8	892	22.0	314	▶ 16.7	434	▶ 5.9	662	20.1
平成 23 年 11 月	25, 745	94. 0	9, 561	39. 0	6, 143	486. 7	2, 208	93. 2	3, 523	801. 0	647	25. 4	1, 368	15.9	870	25. 4	312	11.1	420	▲ 12.1	633	16.6
平成 23 年 12 月	25, 154	94. 0	9, 822	43. 2	5, 786	522. 2	2, 193	105.5	3, 335	883. 8	909	22. 4	1, 235	▶ 0.6	871	27.9	274	▲ 13.6	379	▲ 15.6	604	14. 4
平成 24 年 1 月	24, 442	97. 4	9, 545	45. 6	5, 597	528.9	2, 187	115.3	3, 056	746. 5	594	27.2	1, 191	1.1	856	31.3	280	8.1	364	▶ 13.5	719	47.6
平成 24 年 2 月	23, 471	91. 1	9, 252	46. 0	5, 327	445.8	2, 144	100.7	2, 843	694. 1	222	16.3	1, 174	▲ 1.3	908	22. 5	277	▲ 0.7	341	▲ 15.4	869	44.5
平成 24 年 3 月	21, 467	81. 9	8, 552	41. 6	4, 668	391. 4	1, 992	99.0	2, 636	770. 0	492	7.4	1, 119	▲ 4.8	752	13.6	253	▲ 7.7	323	▲ 18.8	626	27.5
平成 24 年 4 月	18, 949	▶ 9.9	7, 671	▲ 16.6	3, 940	€ 6.6	1, 775	▶ 6.1	2, 289	127. 5	445	▲ 30.7	982	▲ 35.1	701	▲ 21.9	226	▶ 50.0	339	▲ 19.7	535	4 7.9

(資料出所:宮城労働局作成資料)

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の推移(宮城労働局、所別、月別)

対象者数 (雇調金・中安金)合計

計画数 (雇調金·中安金) 合計

	型	2, 022	5 2, 315	2 2, 220	3 942	3 382	399	181	1 757	828	7 653	308	1 767	9 595
	築館	2, 511	2, 615	1, 732	678	708	581	481	684	621	367	546	404	549
所	在 在	932	3, 139	2, 126	727	735	439	301	370	396	302	290	222	223
内陸所	大河原	3, 458	7, 563	5, 091	2, 482	2, 187	1, 352	1,073	1, 430	1, 244	925	1, 009	1, 701	1,611
	二二二	11, 287	5, 160	6, 803	3, 038	2, 090	3, 148	2, 939	3, 163	3, 587	3, 495	3, 802	2, 434	1. 585
	大	1, 329	2, 847	2, 708	410	156	160	140	123	914	194	642	153	277
	気仙沼	0	196	5, 892	1, 139	1, 395	1, 311	1, 435	1, 335	1, 104	1, 133	1, 463	805	492
1 ⊢	缃	2, 207	12, 354	12, 363	2, 265	3, 899	3, 356	1, 977	1, 576	1, 921	1, 412	1, 541	1, 449	1.178
沿岸所	卷	7, 244	9, 995	13, 505	4, 761	4, 812	4, 298	3, 284	3, 021	3, 165	2, 623	4, 174	2, 601	2.340
•	中中	21, 196	54, 880	90, 154	15, 400	13, 019	16, 387	10, 883	9, 148	10, 145	7, 796	8, 970	6, 401	5. 136
	前月比	295. 6	94. 8	40.3	T.77. ◀	1 .7 ■	7.0	▲ 25.9	▲ 7.2	10.7	▶ 21.0	25. 6	▶ 28.7	▶ 17.4
	局合計	52, 186	101, 664	142, 594	31, 842	29, 383	31, 431	23, 294	21, 607	23, 925	18, 900	23, 745	16, 937	13. 986
		23年4月	5月	日 9	7月	8 月	6月	10 月	11月	12 月	24年1月	2月	3月	4月
	1	20	44	67	25	6	23	6	6	8	2	25	16	12
	型	33 5	56 4	9 9/	31 2	32 1	27 2	25 1	29 1	1 26	17 1	18	23 1	15 1
•		29	20	42	8	25	17	41	15	13	=	12	12	∞
内陸所	大河原口下	98	133	95	63	14	34	34	43	35	29	30	32	56
	±=	136	114	149	73	61	63	28	28	28	27	22	28	37
,	大和	33	62	67	23	16	91	14	Ξ	25	19	15	16	41
	《 仙沼	0	20	233	54	83	65	99	69	28	54	29	09	35
,	祖缃	85	176	383	127	97	115	92	89	75	28	64	55	49
沿岸所	仁 兼	183	317	694	229	197	169	140	136	135	107	113	93	75
•	中中	772	1, 193	2, 667	763	628	615	525	490	490	433	427	345	262
	型月比	195. 0	56.0	103. 6	▶ 68.5	▲ 14.7	▶ 4.6	▲ 13. 5	▶ 5.3	▶ 0.5	▲ 14.3	3.5	▲ 14.3	▲ 24.9
į	+ 	1, 407	2, 195	4, 470	1, 406	1, 199	1, 144	066	938	933	800	828	710	533
	局合計]						1					0	

(資料出所:宮城労働局作成資料)

資料4-5

職業紹介状況の推移(宮城労働局、所別、月別、全数)

雇関係を除く
Ш
盘
- 1
- 1
C C
C C
C C
- 1
卒関係及び一
卒関係及び一
関係及び一
学卒関係及び一

		# # #									.,,	沿岸所					
		呂 吸力"則同計	J. J					仙台所	所						石巻所		
#32	新規求職申込件数	新規求人数	人数	就職件数	件数	新規求職	新規求職申込件数	新規求人数	人数	就職件数	件数	新規求職申込件数	申込件数	新規求人数	人数		就職件数
	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比
	62. 7	13, 696	31.4	3, 378	▲ 25.2	11, 391	15.6	8, 166	30. 5	1, 463	▲ 22.4	6, 373	321.5	1, 590	89. 1	282	▲ 41.3
	48.9	14, 088	58.3	4, 580	25. 2	9, 797	24.8	7, 853	49. 2	1, 710	12. 6	2, 596	119.3	1, 734	131.8	263	29. 4
	5.4	17, 827	57.6	5, 288	27. 1	7, 823	1.7	9, 699	43. 4	2, 011	13.7	1, 638	26. 4	2, 173	127.1	289	44. 6
	▶ 6.1	18, 759	62.9	5, 051	22. 6	6, 804	▶ 2.4	10, 628	53.8	1, 979	18.6	1, 010	▶ 7.4	2, 025	105. 4	658	37.9
12, 626	1.2	18, 714	66.3	4, 984	27. 2	7, 103	4.3	10, 792	73.1	1, 985	29. 1	1, 005	▶ 8.9	2, 058	114. 4	657	40.7
12, 266	▲ 10.7	19, 870	59.3	5, 038	16.8	6, 663	▶ 9.7	11, 474	57.0	2, 117	19.1	1, 192	▲ 4.2	2, 071	83.9	989	18. 4
654	▶ 6.1	19, 608	58.0	4, 793	16. 2	6, 977	▲ 4.5	11, 601	54.3	1, 980	19.3	1, 122	▲ 4.2	2, 023	60.09	707	42.0
979	▲ 11.2	18, 936	50.4	4, 366	8. 2	5, 825	▶ 13.1	10, 889	46.1	1, 904	13.3	866	▶ 6.3	2, 054	112. 4	575	23. 7
846	▶ 6.7	16, 223	67.4	3, 851	22. 3	4, 674	9.6 ▼	9, 765	66. 1	1, 647	34. 7	731	▲ 0.1	1, 500	87.3	499	45.1
12, 396	▲ 12.6	21, 446	80.3	3, 816	27.7	6, 899	▶ 11.8	13, 360	84.8	1, 637	32. 6	696	▲ 24.0	2, 157	144.3	448	32. 9
12, 042	▲ 15.9	22, 637	84.8	4, 408	23.9	6, 607	▲ 17.5	13, 057	78.5	1, 959	26. 7	1, 005	▲ 20.5	2, 332	154.0	979	35. 6
273	16.3	21, 744	122. 5	5, 978	142.9	6, 935	11.9	12, 689	114. 2	2, 476	112.3	1, 272	19. 7	2, 149	180.9	726	257. 6
260	7. 4	223, 548	66.2	55, 531	23. 4	87, 498	▲ 0.3	129, 973	62. 4	22, 868	22. 5	19, 911	42. 2	23, 866	112.9	6, 964	36. 4
14, 781	▲ 49.7	19, 803	44.6	5, 746	70. 1	7, 965	▲ 30.1	12, 321	50.9	2, 252	53.9	1, 336	▲ 79.0	1, 943	22. 2	814	188. 7
1																	

(資料出所:宮城労働局作成資料)

新規学卒関係及び一般日雇関係を除く

区公						沿岸所	.,								内陸所	斯		
			塩釜所	所					気仙	気仙沼所					大和所	明		
	新規求職申込件数	申込件数	新規系	新規求人数	就職件	件数	新規求職	新規求職申込件数	新規3	新規求人数	就職	就職件数	新規求職	新規求職申込件数	新規求人数	₹人数	就職	就職件数
年 月	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対部年 同月比	全数計	対曹年 同月比	全数計	対部年 同月比	全数計	対曹年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比
23年4月	2, 385	84.9	658	14. 4	293	▲ 14.3	3,029	420.4	338	▲ 22.8	42	▲ 83.7	869	17.6	336	▶ 5.1	173	▲ 2.3
5月	1, 682	60.5	833	48.0	427	31.8	2, 392	420.0	561	0.69	240	41.2	683	28.6	358	7.2	207	33. 5
日 9	1, 138	10.1	1, 125	88. 1	448	20.8	712	55. 5	1, 261	183.4	471	109. 3	643	13.6	549	95. 4	226	56.9
7 月	856	▲ 7.8	1,083	69. 7	369	10. 5	491	13. 1	604	43.1	403	65.8	439	▲ 20.6	362	177. 2	181	7.1
日8	LL8	0.1	1,113	67.9	439	55. 1	244	26.8	<i>911</i>	58.8	306	27.0	944	▲ 18.3	721	52.4	162	▲ 14.7
日 6	887	▲ 10.4	1,097	70.3	365	▶ 3.4	478	2.1	784	67.5	349	78. 1	459	▲ 17.3	269	89.4	176	15.8
10 月	886	0.9	1, 174	72. 9	375	26. 7	216	17.8	089	63.2	289	24.0	461	▲ 17.2	750	163.2	152	▶ 4.4
11月	797	▲ 16.7	1, 197	55.7	351	6. 7	809	46.0	808	106.6	245	15.0	364	▲ 20.2	703	▲ 2.0	156	4.7
12 月	283	▲ 17.5	626	74. 4	908	18.1	432	46. 4	720	99. 4	247	72. 7	588	▲ 28.1	487	70.3	121	10.0
24年1月	925	▲ 18.7	926	80.0	253	4.1	111	16. 1	764	80.6	265	63.6	419	▲ 25.8	753	178.9	140	25.0
2月	793	▲ 19.5	1,519	129. 1	308	18.0	553	28.9	1, 031	108.3	257	31.8	403	▲ 30.2	972	81.7	166	3.1
3月	856	10. 2	1, 460	145.0	424	139.5	222	92. 7	1, 158	267.6	551	606. 4	481	▲ 1.2	999	177. 1	200	42.9
23年度計	12, 737	9. 1	13, 174	75. 4	4, 358	21.2	10, 876	109.8	9, 434	90.0	3, 665	55. 5	5, 955	▶ 8.8	7, 953	77.1	2, 060	13. 3
24年4月	1, 115	▲ 53. 2	919	39. 7	333	13. 7	631	▲ 79. 2	398	155.9	467	1011.9	256	₹ 39.5	877	131.5	162	▶ 6.4

(資料出所:宮城労働局作成資料)

新規学卒関係及び一般日雇関係を除く 区 分

区									玉	内陸所								
_			古川所	所					八	大河原所						白石所		
_	新規求職	新規求職申込件数	新規求人数	人数	就職件	t件数	新規求職	新規求職申込件数	新規3	新規求人数	就職	就職件数	新規求職	新規求職申込件数	新規	新規求人数	就職	就職件数
年 月	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比
23年4月	1,874	21.2	<i>L</i> 96	18.3	331	▲ 28.2	1, 296	54. 1	339	9 '9 ▼	241	▲ 19.7	381	60. 1	275	8'.46	141	▲ 3.4
5月	1, 410	16.0	1, 121	64.9	529	24.8	887	36.0	360	25.0	299	40.4	229	32. 4	252	90.9	124	31.9
日 9	1,098	▲ 13.7	1, 204	16.6	520	32.7	899	1.2	553	67.6	306	23.9	194	4.9	199	26.8	101	▶ 1.9
7月	896	▲ 15.0	1, 396	33. 1	409	▲ 3.8	491	▲ 18.3	258	81.8	321	39.0	140	8.5	246	43.9	122	▲ 0.8
8 月	1,015	1.8	1, 275	30.9	488	14.0	513	▲ 14.4	449	24. 7	252	1.6	162	1.9	243	19.7	114	18.8
日 6	957	▲ 22.6	1, 473	30.2	443	2.8	485	▲ 22.5	292	55. 2	297	36.9	189	32. 2	312	80.3	126	9.6
10月	1,006	▲ 16.4	1, 315	36. 6	434	2.4	512	▲ 15.5	456	32. 2	283	3.3	175	25.0	285	80.4	103	5.1
11 月	854	▲ 21.5	1, 324	26. 6	384	▲ 7.0	470	▲ 20.5	520	51.2	243	€ 9 ▼	159	10. 4	255	44.9	<i>L</i> 8	▲ 33.6
12 月	701	▲ 25.3	1, 209	45. 1	358	▲ 15.6	202	16. 1	395	26. 2	217	5.3	156	28.9	210	112.1	73	▲ 29.1
24年1月	1,006	▲ 13.1	1, 335	15. 2	362	35.1	699	▲ 11.2	620	43.2	237	19.1	205	▶ 6.4	238	19.6	108	10.2
2月	1,045	▲ 3.4	1, 656	60.3	392	7.1	269	▲ 11.3	233	50.8	351	76.4	161	▲ 10.7	305	39.9	86	▲ 2.1
3月	1, 156	20.0	1, 392	99. 4	542	128.7	089	18.0	594	94.8	348	114.8	236	26. 2	394	198.5	109	34. 6
23年度計	13, 090	▲ 5.4	15, 657	37. 2	5, 192	10.6	7, 623	2.2	5, 946	44. 7	3, 395	23.1	2, 417	17.8	3, 214	64.2	1, 301	1.4
24年4月	1, 210	▲ 35.4	1, 244	30.0	538	62.5	657	▲ 49.3	503	48. 4	312	29.5	210	▲ 44.9	220	▲ 20.0	186	31.9

(資料出所:宮城労働局作成資料)

新規学卒関係及び一般日雇関係を除く

		件数	対前年 同月比	4.3	26.3	11.0	78.5	71. 4	8.3	2.7	4.4	1.8	2. 4	0.0	215. 5	27.3	79.3
		就職件数	全数計	266	235	312	439	420	327	302	239	222	216	204	366	3, 548	477
	ŕ	5人数	対前年 同月比	87.9	80. 4	70.6	128. 6	83. 1	91.6	80. 4	58. 2	59. 2	89.9	73.9	37.0	76. 6	▲ 7.8
	迫所	新規求人数	全数計	575	478	645	695	716	885	707	298	503	969	574	715	7, 786	530
		新規求職申込件数	対 司 司 月 比	33.8	52. 9	14.0	0.9	18.9	▲ 8.5	▲ 11.8	▲ 2.9	29. 5	1.6	▲ 27.4	21.0	9.6	▲ 42. 4
所		新規求職	全数計	1, 121	876	731	586	634	262	529	593	513	564	492	657	7, 891	646
内陸所		就職件数	対部年 同月比	▲ 31.5	77.0	34.6	▲ 17.1	▲ 12.0	▶ 2.4	▲ 11.6	10.3	36.4	21.0	5.6	133.7	12.3	40.4
		就職	全数計	146	246	206	170	161	202	168	182	161	150	152	236	2, 180	205
	ഩ	き人数	対前年 同月比	33. 5	82. 4	13. 6	46. 4	22. 5	19. 3	57.3	67.5	87.0	40.9	67.7	91. 3	49. 2	3.9
	築館所	新規求人数	全数計	462	538	419	292	572	512	299	288	475	268	654	528	6, 545	480
		新規求職申込件数	対前年 同月比	8. 1	7.2	▲ 17.7	▲ 30.2	▲ 23.5	▲ 18.7	▲ 26.3	▲ 5.5	▲ 7.1	▲ 12.5	▲ 11.2	33. 1	▲ 8.7	▲ 27.4
		新規求單	全数計	899	444	349	316	328	361	308	346	262	329	356	495	4, 562	485
区公			年 月	23年4月	日 9	日 9	月 7	日8	日 6	10 月	11月	12 月	24年1月	2月	3月	23年度計	24年4月

(資料出所:宮城労働局作成資料)

資料4-6

産業別新規求人数の推移(宮城労働局、所別、月別、全数)

(資料出所:宮城労働局作成資料)

4	T	٥			. 7	9 .	7		0.	ო	. 5	. 5	4.	7	6.	君		4 .	0.	9 .	6.	9.	. 2	4	7	6.	ო	. 2	က	4
※・その街	世 表 [240	226	220	351.	145.	115.	186.	76.	184.	75.	₽ 6.	29.	57.	▲ 45.	※・その他	対 同 月 日 日 日 日 氏	1682.	1350.	138.	32	က	43.	344.	346.	12.	№ 5.	97.	14	▶88.
8,1 公務		206	250	000	545	194	330	472	264	265	602	329	739	440	160	S, T 公務	B	303	203	136	53	29	33	40	L 9	79	18	213	112	35
引連サー 娯楽業	サ 温 衣	120.2			37.5	75.7	110.4	▲ 11.0	98.6	36.3	91.8	271.0	96.0	173.0	▲ 13.8]連サー 娯楽業	対 部年 同月比	22. 6	39. 3	164.3	114.0	163.9	▲ 5.6	120.0	174. 2	106. 1	126. 7	58.3	507.7	55.3
N 生活関連サー ビス業、娯楽業	i	302	777	‡	447	369	625	325	413	634	282	2/2	733	287	338	N 生活関連サービス業、娯楽業	I	38	39	74	95	95	21	22	82	89	89	22	79	29
ごス業	及 三 二 二	33.0			23. 1	46.2	68.8	99. 6	46.8	65.0	75.5	113.8	111.4	102.3	80.3	ガ メ 業	対前年同月 比	214.6	72.5	111.8	512.5	202.0	22.8	671.4	37.5	83.3	110.6	188.6	174. 7	70.5
R サービス	3	1 8/8	, 1		2, 112	2, 525	2, 317	3, 219	2,874	2, 798	2, 455	3, 359	3, 312	3, 931	3, 332	R +	衣	129	119	180	245	151	151	270	88	121	259	101	506	220
福祉	対町年回月	7 ~			20.9	44. 5	26. 4	21. 6	67. 1	▲ 6.4	37.0	59. 5	48. 5	98. 5	31. 7	福祉	対前年同月 比	54. 6	67.7	▲ 2. 6	80. 7	149.8	57. 1	42. 6	39. 7	32. 2	52. 4	68.6	164. 7	22. 7
P 医療、ネ	衣	920	077		300	485	267	373	, 723	, 163	247	2, 100	850	717	364	P 医療、社	衣	286	270	186	271	537	245	261	327	345	349	322	397	351
] -				8.4 1,	67.9 1,	25. 9 1,	76.1 1,	48.9 1,	50. 2	90.0	48.1 2,	90.3	8.5 1,	58.3 1,		冊 丑	4. 1	112. 7	0.9	9.9	0. 4	▶6.3	27. 1	43.8	0 .0	2. 2	3.5	5.0	97. 6
M 宿泊業・ 飲食サービス業	女 [750			631	875 6	613 2	826 7	972 4	649 5	999	1, 182 4	746 9	616 238.	187 5	M 宿泊業・飲食サービス業	对 同 用 比	1 ▲ 24.		6 390.	9 336.	3 ▲10.				2 300.	1 252.	2 253.	7 635.	
	-	α			5	6	9	_		2	က	8 1,	2	2	0 1,	•	1	0 41	6 134	1 216	1 179	0 103	4 119	3 61	4 105	8 72	6 81	7 152	3 147	6 122
金融·保険業 不動産 ·賃貸	世 温 記	HJ7 TC	<i>.</i>		.09	57.	52.	57.	39.	▲ 13.	121.	105.	64.	83.	56.	3.保険業 産 ・賃貸	対部年 同月比	220.	228.	▲9.	▲ 21.	350.	▲ 48.	133.	136.	44.	105.	35.	883.	15.
J 金融・K 不動産	h	206	086	707	293	289	319	297	344	250	363	393	317	345	351	し 会融・ 不 予	Romanno	32	46	40	30	72	32	42	25	42	37	38	29	37
小売業		HHH AG E			28. 7	72.0	52.5	67.0	91.0	23.9	60.4	113.9	58.8	87.6	102.5	・小売業	対前年 同月比	35.7	72.0	131.5	64.6	223.5	64. 1	46.8	296.3	97.0	104. 1	274. 4	309.0	34. 2
卸売業・小売業	<u> </u>	919	1 0 10	0,	1, 162	1, 426	1, 437	1, 505	1, 616	1, 196	1,068	1, 544	1,415	1, 443	1, 644	— 第 業	I	152	141	250	242	275	238	226	424	130	251	307	274	204
郵便業	サ温な	3 2			9.6	5.2	159. 1	▲20.5	38.6	9 .9/	32.5	86.0	77.5	140.7	40.7	郵便業	対 司 回 月 比	5.8	262.8	▲ 1.6	86. 7	44. 4	134.6	248.6	▲ 21.8	170.0	234. 2	114.6	495.8	141.8
運輸業・郵便業	衣	H 771	, 10	 	559	889	898	240	671	837	940	720	820	989	671	重輸業・	衣匠	22	156	63	84	91	122	129	93	81	127	103	143	133
無	サニ サニ	77.			131.4	▶3.0	26.3	5.3	40.3	5.0	120.9	11.0	8 . 29	187.6	▲ 19.4	**	対 可 同 月 比	100.0	375.0	₹76.9	50.0	0 .09▲	▶85.7				1600.0	300.0	▶ 70.0	0 .001
G 情報通信業	~ 衣 [386	200		354	419	331	259	283 ▶	271	422	383	344	440	311	情報通信	表配	4	19	3 ▶	9	▼	2	21	15	0	17 1(· · ·	~	∞
	世	-			22.6	73.6 4	59.6	0.0	50.3	20.02	48.6	73.7	34. 4	49.4	97.7	(g· 1	年出	88. 7	46.1	48.9	67.5	0.0	275. 5	▲ 58.1	143.0	216.0	118.4	112. 7	125.0	1237.5
食料品 參點	世紀 次 [20	•	•	103	125	135 1	124	239	192	72	86	121	124	257	食料品料	本型 四 四 元 元	16	€22	134	506	114	368 2	53 ▶	209 1	158 2	1 061	268 1	198	214 12
	.н	-	- - a	0	24. 3 10	36.3	77. 9	4.	36. 5 2:	13. 0	က	80.8	60. 1	92. 9	89. 0 2		W +1	က	6	39. 1	57. 4 20	68. 0	68.9	9	2		2	က	86. 2	∞
E 製造業	世 · 左 · 左 · ·		. 1 4	`	•			4			2 ▲19.				1	E 製造業	对 同 回 用 氏	5 ▲50.) ▲14.					1 ▲28.	134.	3 258.	129.	142.) 236.
ш	1	0 000		<u>-</u>	1 253	5 319	7 347	5 352	2 467	5 390	2 222	5 405	0 349	3 353	2 659		1	9 95	5 120	3 242	8 318	2 299	2 527	2 344	5 370	0 326	2 319	1 441	4 270	4 320
建設業	世 温 位	128	5 2		4 179.	141.	3 267.	2 162.	1 131.	7 134.	105.	276.	150.	9 184.	2 30.	建設業	<u>外部</u> 同月比	4 382.	379.	702.	252.	3 199.	7 266.	2 170.	0 304.	95.	0 465.	8 542.	1 169.	▲ 19.
Ž O		052			1,094	1, 140	1, 423	1, 402	1,061	1, 107	704	1, 156	1,115	1,069	1, 242	۵	<u>.</u>	444	422	90/	441	353	487	462	360	197	520	488	361	358
			9		43.4	53.8	73.1	57.0	54.3	46.1	66.1	84.8	78.5	114.2	50.9		太 一 一 二 二 二 二 二	89.1	131.8	127.1	105.4	114.4	83.9	6.09	112.4	87.3	144.3	154.0	180.9	22. 2
ilia Dilia		9 166	7 052	, 000	9, 699	10, 628	10, 792	11, 474	11, 601	10,889	9, 765	13, 360	13,057	12, 689	12, 321	111111		1, 590	1, 734	2, 173	2,025	2, 058	2,071	2, 023	2,054	1, 500	2, 157	2, 332	2, 149	1,943
刑	町	# / H	2 ا		6月	7月	8 月	日 6	10 月	11 月	12 月	年1月	2月	3月	4月	- 売	町	年4月	5月	6月	7月	8 月	6 日	10 月	11 月	12 月	年1月	2月	3月	4月
仙台所	仲	00 4										24 ≄				石巻所	#	23 4									24 \$			

 		D 建設	建設業	E W	製造業		食料品.	G 情報通信	業	運輸業・	郵便業	卸売業・小売業		の金融・人木	张 資 業 道	M 宿泊業 飲食サービ	業 ス 業	P 医療、	福祉	R +	バ 米	N 生活関 ビス業、]連サー 娯楽業	8, 1 公務	公務・その他
L	太 三 三 二 元 元	L	対前年 同月比	L	対前年 同月比		対部年同月比	対前年 同月比	1年	衣匠	対 司 同 月 比		対前年 同月比	I	対前年 同月比		对 型	<u></u>	対前年 同月比		対前年 同月比	i	対 同 月 日 月 日 月 比	L	対 司 月 比
658	14.4	175	297. 7	135	46. 7	106	58.2	0		30	0.0	64	▶50.8	0		24	₹0.09	135	22. 7	15	▶40.0	2	▲85.3	33	153.8
833	48.0	142	129.0	164	84. 3	126	103. 2	0		69	60.5	84	3.7	വ	66.7	99	8. 2	123	▲ 13.4	4	109.5	6	▲ 62. 5	102	436.8
1, 125	88. 1	265	381.8	196	75.0	158	122. 5	0		70	37.3	06	23.3	2	400.0	98	17.8	126	▲ 1. 6	27	107.7	54	8.0	157	554. 2
1,083	69. 7	248	416.7	197	149. 4	168	290. 7	0		74	42.3	94	€ .9	-	▶90.0	100	44.9	132	▲ 20.5	9/	94.9	61	90.6	75	837. 5
1, 113	57.9	190	251.9	234	143.8	194	189. 6	0		112	96. 5	142	17.4	19	1800.0	66	7. 6	153	▲ 14. 5	83	232.0	35	▲ 10.3	18	▲ 28.0
1,097	70.3	197	143. 2	529	141.1	192	156.0	_	1	Ξ	94. 7	144	30.9	6	50.0	70	45.8	157	31.9	47	104.3	28	▲ 12.5	89	62.9
1, 174	72.9	264	312.5	219	108.6	183	177. 3	0		79	46.3	125	27.6	=	▲26.7	114	119. 2	148	▲9.2	46	70. 4	74	252. 4	39	50.0
1, 197	55.7	157	157.4	191	85. 4	157	112. 2	_	1	114	86.9	127	▶3.8	15	650.0	104	20.9	262	56.9	79	216.0	49	▲ 10.9	19	19.6
959	74. 4	157	93.8	158	90. 4	141	101. 4	2	-	70	59. 1	134	91.4	2	400.0	21	34. 2	159	57. 4	33	83.3	36	▶ 5.3	119	142.9
926	80.0	149	223.9	137	107. 6	06	172. 7	0		78	333. 3	113	41.3	10	0 .006	80	233. 3	131	37.9	39	25.8	66	1000.0	39	▲ 73.3
1, 519	129.1	212	175.3	173	119.0	148	159.6	0		97	70.2	254	429.2	13	160.0	79	46.3	233	95.8	114	375.0	26	21.7	237	82.3
1, 460	145.0	185	413.9	245	27. 6	184	5.7	4		98	32.3	144	300.0	16	300.0	134	88. 7	234	143.8	148	825.0	20	92.3	135	350.0
919	39. 7	112	4 36.0	150	11.1	111	4.7	30		77	156.7	134	109.4	7	1	127	429. 2	128	▲ 5. 2	38	153.3	27	440.0	30	▲ 9.1

96	対前年 同月比	54.2	288. 0	81.4	41.9	91.4	19.0	407. 7	50.0	68.3	▶9.6	▶ 5.8	400.0	00.00
公務・その他	装配	1	97 2		61		20	99	36	69	41	7 94	110 4	22 1
S, T &	-	1	8	7 214	9 0	2	0	9 0	9	3	5 4	4 14	0 11	5 2
生活関連サー ス業、娯楽業	対前年 同月比	▶55.	▶58.	. 799	▶60.	▲ 62.	200.	▶10.(69.	414.	138.	68.	240. (362.
N 生活関 ビス業、		8	7	44	9	19	54	6	39	36	31	32	17	22
・ ドス業	対前年 同月比	46.7	230.0	2670.0	500.0	683.3	460.0	820.0	800.0	313.0	2100.0	792.9	531.6	186.4
~ + ⊢		22	33	277	54	94	112	46	108	92	99	125	120	63
. 福祉	対前年 同月比	0.0	▲ 15.4	155.9	▲4.8	200.0	5. 1	10.0	63. 3	6.0	9.0	83.0	79. 5	129. 2
P 医療、	L	65	4	174	09	162	83	99	86	88	121	183	210	149
M 宿泊業・ 飲食サービス業	対前年 同月比	▲ 111.8	70.0	115.0	▲ 19.7	293.8	80.0	179. 5	186. 4	266. 7	35.6	583. 3	446. 7	46.7
M 宿泊業 飲食サービ	L	45	34	43	49	63	45	123	63	22	61	82	82	99
金融·保險業 不動産 ·賃貸	対前年 同月比	▲ 33.3		▶60.0	▲ 77.8	▲87.5	40.0	1	▲ 87.5	300.0	40.0	▲69.2	333.3	75.0
の金剛を	L	7	0	2	2	_	7	2	_	4	7	4	13	7
・小売業	対前年 同月比	▲82.4	28.8	24.6	120.6	▲53.7	48.1	▶ 8.8	83.1	74. 1	9.2	138.5	170.0	1091.7
一卸売業	L	12	19	9/	139	75	120	83	108	101	92	155	135	143
・郵便業	対前年 同月比	▲ 62.8	▲ 23.1	310.0	22.9	42.9	100.0	52.2	47.8	40.0	56.5	200.0	275.0	156.3
H 運輸業	L	16	30	41	43	40	26	35	89	14	36	45	30	41
情報通信業	対前年 同月比			1				1				50.0		1
6 情	L	0	2	_	0	2	0	-	_	0	0	က	0	7
食料品 飲料	対前年 同月比	▲85.5	▲ 68.8	▲ 3.2	▲ 41.4	▲ 10.4	▲ 17.5	▲ 34. 2	5.1	38.8	88.6	6.3	194. 7	625.0
	L	12	22	09	41	69	99	25	82	89	83	21	112	87
製造業	対前年 同月比	₹28.9	▶30.8	34. 4	▲ 21. 7	21. 2	▲ 3.5	3.8	16. 1	74. 2	194.1	31. 3	311. 3	292. 3
田	L	39	63	125	72	103	109	109	108	155	150	84	218	153
建設業	対前年 同月比	143.9	941. 7	381.8	339. 1	373.1	195. 7	213.6	300.0	278.3	428.0	400.0	886. 7	5.0
D 建晶	***************************************	100	125	159	101	123	136	69	148	87	132	130	148	105
本	対前年 同月比	▲ 22.8	69.0	183.4	43.1	58.8	67.5	63. 2	106.6	99. 4	9 .08	108.3	267.6	155.9
ηiα		338	261	1, 261	604	775	784	029	808	720	764	1, 031	1, 158	865
気仙沼所	年 月	23年4月	5月	日 9	23年7月	8 月	日 6	23年10月	11 月	12 月	24年1月	2月	3月	24年4月

資料4-7

有効求職者数の推移(宮城労働局、石巻所・気仙沼所、月別、常用)

(資料出所:宮城労働局作成資料)

(宮城局)

	年齢計	h言t	19 崩	19 歳以下	20~	20~24	25~29	29	$30 \sim 34$.34	$35 \sim 39$.39	$40 \sim 44$	14	$45 \sim 49$	16	50~54	54	22~26	-59	60~64	.64	65歳	以上
2011年4月	69, 869	8.0	1, 747	3.7	8, 279	▲ 1.9	9, 237	1.5	8, 403	2.4	8, 217	12.9	7, 118	21.6	6, 303	12.0	6, 026	9.0	6,615	7.0	6, 468	23. 4	1, 456	▲ 7.1
2011年5月	75, 977	20.8	1, 637	6.0	8, 614	9. 1	9, 944	10.4	9, 133	13.5	8, 960	26.6	7,825	36.5	6, 898	27.1	6, 624	24.3	7, 323	22. 6	7, 169	36. 6	1, 850	14. 5
2011年6月	76, 831	23.9	1, 537	6.1	8, 590	15.1	10,020	11.9	9, 163	14.5	9, 074	26.0	7, 966	39. 1	908 '9	28.3	6, 716	29. 7	7, 444	27. 3	7, 368	40.7	2, 045	32.3
2011年7月	70, 340	17.9	1, 430	4.2	7, 509	9.9	9,076	3.9	8, 438	10.1	8, 258	15.5	7, 301	29.8	6, 420	22. 2	6, 248	23.7	7,013	24. 5	7, 055	35. 2	1, 592	42.0
2011年8月	65, 834	14.1	1, 232	▲ 2.8	7, 004	7.1	8, 469	0.5	7,896	6.3	7, 651	9. 2	6, 883	24.0	6, 089	20.6	5, 934	19.9	6, 594	20. 4	6, 822	36.0	1, 260	30.6
2011年9月	62, 860	10.4	1, 120	▲ 7.1	6, 526	5. 2	7, 961	▲ 4. 5	7, 551	2.3	7, 381	5.6	6, 693	19.8	5, 864	15.6	5, 706	17.3	6, 341	18.9	6, 545	30.3	1, 172	28.9
2011年10月	61,806	10.0	196	▲ 18.5	6, 258	0.2	7, 787	▲ 4. 2	7, 451	2.7	7, 288	5.0	6, 675	20.1	2, 760	13.8	5, 584	17.2	6, 203	17. 6	6, 590	35. 7	1, 243	33.1
2011年11月	59, 211	8.5	839	▲ 24.7	5, 825	▲ 4. 4	7, 399	▲6.7	7, 258	3.6	6, 994	2. 4	6, 274	16.7	5, 493	12.0	5, 356	16.3	6, 107	20. 4	6, 410	36. 1	1, 256	36. 2
2011年12月	55,004	10.6	712	▲ 31.3	5, 158	▲6.2	6, 958	▲ 3.3	6, 745	6.9	6, 340	2.6	5, 795	15.7	5, 069	14.5	5, 059	19.1	5, 828	25. 0	6, 163	42. 3	1, 177	37.5
2012年1月	54, 879	9. 5	689	▲ 46.0	5, 160	▲ 10.3	7,060	▲0.5	6, 684	5.6	6, 289	1.7	5, 754	15.1	5, 020	16.5	5, 078	20.4	5, 740	26. 7	6, 218	38. 0	1, 187	31.6
2012年2月	56, 159	7.1	808	▲ 56.2	5, 410	▲ 15.5	7, 195	▲ 2. 1	6, 797	3.9	6, 542	2.1	5, 846	14.1	5, 173	17.5	5, 193	20.2	5, 726	26. 2	6, 218	36.0	1, 251	35.8
2012年3月	58, 775	9.6	677	▲ 47.2	5, 823	▲ 14.8	7, 577	1.1	7,075	6.3	6, 786	5.7	6,026	15.5	5, 358	19.2	5, 436	24.7	5,777	25. 3	6, 484	41.5	1, 456	52.3
2012年4月	59, 442	▲ 14.9	1, 026	▲ 41.3	5, 959	▲ 28.0	7, 523	▲ 18.6	6,997	▲ 16.7	6, 668	▲ 18.9	5, 964	▲ 16.2	5, 358	▲ 15.0	5, 392	▲ 10.5	5, 833	▲ 11.8	6, 924	7. 1	1, 798	23. 5

化 粉 尸)

į																								
	年齡計	유류ተ	19 歳	19 歳以下	$20 \sim 24$	-24	$25 \sim 29$	29	30	~34	$32 \sim 36$	39	$40 \sim 44$	44	$45 \sim 49$	49	$50 \sim 54$	54	$22 \sim 26$	~59	$60 \sim 64$	-64	65 歳以	以上
2011年4月	9,883	90.2	259	10.7	833	25. 1	1, 105	62.9	1,077	79. 2	1, 105	101.3	1,063	137.8	1, 017	112.3	1,038	128.1	1, 177	112.8	666	147.3	210	48.9
2011年5月	11,113	118. 7	247	13.3	930	42. 6	1, 216	89. 4	1, 195	105.0	1, 266	140.7	1, 219	175.2	1, 162	146.2	1, 118	144.1	1, 309	137. 6	1, 150	180. 5	301	137.0
2011年6月	11, 193	115.3	236	7.3	919	38.8	1, 183	79. 2	1, 132	89.6	1, 246	114.8	1, 228	161.8	1, 140	138.5	1, 173	158.4	1, 396	160.0	1, 204	186.0	336	175. 4
2011年7月	10, 221	104. 5	188	▲ 11.3	775	25.0	1,048	57.1	1, 029	79.0	1, 116	93. 4	1, 158	143.8	1, 072	139.8	1,091	160.4	1, 355	164. 6	1, 181	188.8	208	147. 6
2011年8月	9, 380	93.9	149	▲ 30.4	671	10. 2	948	44.5	942	69.4	1,007	81.8	1, 084	143.6	991	135.4	1,042	151.7	1, 271	151. 7	1, 149	200.8	126	53.7
2011年9月	8, 953	85.5	121	▲ 33.9	999	14. 6	888	35.8	890	47.4	963	72.9	1,019	131.1	931	121.1	1,013	137.8	1, 232	153. 5	1, 130	190. 5	100	17.6
2011年10月	8,646	82.3	91	▲ 44.8	613	8. 7	837	29.0	826	46.1	920	72.9	986	125.6	922	111.5	066	131.3	1, 182	147.8	1, 119	202. 4	127	32.3
2011年11月	8, 142	80.7	80	▲ 39.4	261	6. 7	176	27.2	822	44.5	898	72.6	006	109.8	873	104.9	931	129.9	1, 108	139. 3	1, 076	213. 7	147	47.0
2011年12月	7,417	84.3	9/	▲ 32.7	522	12. 0	687	18.7	743	50.7	745	72.9	812	103.0	817	125.1	856	138. 4	1,015	145. 2	1, 013	222. 6	131	40.9
2012年1月	7, 267	75.9	72	▲ 52.0	202	10. 7	694	20.9	708	34.6	742	63.8	781	96. 7	783	115.1	833	135.3	1,001	146.6	1, 032	206. 2	116	1.8
2012年2月	7, 215	65.2	72	▲ 65.2	511	▶0.6	694	8.9	708	34.1	741	48.2	783	86.9	775	115.9	816	123.0	954	144. 6	1, 023	195. 7	138	36.6
2012年3月	7,356	62. 1	106	▲ 48.5	200	▲ 3.5	708	12.0	720	27.7	741	44.7	802	78.2	773	104.0	821	105.3	196	134. 7	1, 049	184. 3	169	74. 2
2012年4月	7, 118	▲ 28.0	114	▲ 56.0	475	▲ 43.0	614	▲ 44. 4	969	▲35.4	675	▲38.9	729	▲31.4	745	▲26.7	823	▲ 20.7	616	▲ 16.8	1, 078	7. 9	190	▶9. 5

Œ
沿所
三
闷

	丰蠝事	₩	19 歳	19 歳以下	20~24	-24	25~29	59	30~	~34	35~39	.39	40~44	44	45~49	49	50~54	54	25~59	29	60~64	64	65 歳以), F
2011年4月	4, 403	114. 5	132	20.0	259	7. 5	332	37.2	460	95. 7	533	137.9	287	193. 5	208	149.0	535	197. 2	540	175. 5	443	124.9	74	208. 3
2011年5月	6, 157	215. 7	126	11.5	331	59. 1	469	126.6	609	165.9	703	213.8	813	300.5	739	279.0	792	395.0	783	287. 6	029	252. 6	122	542. 1
2011年6月	6, 312	226.9	127	25.7	344	9 .89	476	119. 4	009	180. 4	902	204.3	828	314.0	755	289. 2	810	429.4	827	317. 7	969	258. 2	144	500.0
2011年7月	5, 407	185.9	86	▲4.9	270	45. 2	403	97.5	515	168. 2	211	148.7	681	233.8	651	259. 7	734	367.5	735	276.9	629	206.8	114	256. 3
2011年8月	4,825	168. 7	75	▲ 13.8	237	24. 1	351	83.8	430	138.9	527	134. 2	298	228.6	286	215.1	682	334. 4	989	253.6	299	207. 6	87	357.9
2011年9月	4,616	162.6	75	▲ 12.8	222	15. 6	322	76.0	400	121.0	495	113.4	263	229. 4	563	221.7	029	351.4	199	269. 3	554	214.8	81	170.0
2011年10月	4, 313	138.3	69	▲ 18.8	194	▲ 12. 2	279	43.1	357	90.9	431	86.6	533	180. 5	521	191.1	610	296. 1	099	264. 6	583	251. 2	9/	261.9
2011年11月	4, 348	150. 5	63	▲ 17.1	189	₽6.0	273	54.2	360	92. 5	425	99. 2	515	161.4	525	226.1	809	294.8	889	290.9	612	257.9	06	291. 3
2011年12月	4, 271	175. 5	41	▲48.1	184	12. 9	265	77.9	342	109.8	407	115.3	202	175.5	515	243.3	288	314.1	701	367.3	628	280. 6	93	481. 3
2012年1月	4, 119	169. 7	40	▲52.9	202	25. 5	256	29.0	307	95. 5	368	111.5	481	167. 2	494	277.1	561	312.5	683	377.6	613	238. 7	114	533. 3
2012年2月	4, 030	138.6	52	▲ 51.4	209	14. 2	247	55.3	306	70.0	358	72.9	465	156.9	495	209. 4	551	262. 5	662	324. 4	282	217. 9	100	400.0
2012年3月	4, 035	130.3	70	▲ 35.2	213	15.8	251	41.0	314	78.4	385	82.5	462	148.4	473	170.3	553	227.2	642	306. 3	573	209. 7	66	350.0
2012年4月	3,811	▲ 13.4	82	▲37.9	201	▲ 22. 4	245	▲ 26.2	288	▲37.4	327	▲38.6	417	▲ 29.0	447	▲ 12.0	520	▲ 2.8	589	9. 1	288	32. 7	107	44.6

※ 増減(各年齢の右欄)は対前年同月比。

※ 数値はすべて全数 (常用+臨時季節) である。

資料 5 被災求職者・震災関連求人の状況(全国労働局別・月別)

1 全国の被災求職者の状況

※ 表中の「東北4県」は青森県、秋田県、山形県及び新潟県。 「関東」は、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。

※※ 資料出所:厚生労働省労働市場センター業務室作成資料

(1) - ① 震災被災者(住居喪失者以外)/当月新規求職者数

(17 🛈	及人人人	, i . i . i	<u> </u>	//// _ /	1 191 796 71 77	<u> </u>				
都道府県					2011年					
邻坦 府乐	4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	4, 663	1, 295	956	810	1, 059	1, 097	649	304	307	11, 140
宮城	11, 921	7, 112	4, 426	3, 742	4, 314	3, 094	1, 708	1, 333	1, 040	38, 690
福島	5, 434	3, 366	2, 288	1, 906	2, 328	2, 109	1, 383	1, 146	1, 033	20, 993
北海道	114	123	102	98	85	81	61	60	53	777
東北4県	1, 072	630	456	518	495	595	595	533	372	5, 266
関東	3, 621	2, 900	2, 537	2, 110	2, 667	2, 857	2, 046	1, 527	1, 158	21, 423
その他	954	632	530	410	382	365	314	253	196	4, 036
都道府県計	27, 779	16, 058	11, 295	9, 594	11, 330	10, 198	6, 756	5, 156	4, 159	102, 325

都道府県				2012 年				스=1
10 担	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	合計
岩手	338	424	490	347	296	232	233	13, 500
宮城	1, 274	1, 178	1, 351	1, 220	1, 053	947	896	46, 609
福島	1, 022	874	998	829	670	534	472	26, 392
北海道	47	47	57	52	39	35	30	1, 084
東北4県	570	529	602	533	403	336	291	8, 530
関東	1, 605	1, 600	1, 776	1, 620	1, 415	1, 187	1, 111	31, 737
その他	255	243	264	277	241	160	173	5, 649
都道府県計	5, 111	4, 895	5, 538	4, 878	4, 117	3, 431	3, 206	133, 501

(1) - ② 震災被災者(住居喪失者以外)/有効求職者数

	2 Per illion de la company de													
都道府県		2011 年												
40 担	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月					
岩手	5, 113	6, 110	6, 010	5, 621	5, 546	5, 612	5, 210	4, 511	3, 933					
宮城	13, 377	20, 806	23, 361	22, 236	21, 925	20, 919	17, 177	14, 421	12, 279					
福島	6, 857	10, 042	10, 307	9, 759	9, 987	10, 055	9, 473	8, 661	7, 948					
北海道	177	283	324	347	346	361	349	327	288					
東北4県	1, 626	2, 067	2, 013	2, 005	1, 991	2, 181	2, 308	2, 330	2, 184					
関東	5, 079	7, 159	9, 206	9, 246	9, 673	11, 025	11, 000	9, 797	8, 152					
その他	1, 593	1, 757	1, 904	1, 699	1, 585	1, 520	1, 402	1, 274	1, 109					
都道府県計	33, 822	48, 224	53, 125	50, 913	51, 053	51, 673	46, 919	41, 321	35, 893					

都道府県				2012 年			
印 坦 / F / F	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月
岩手	3, 633	3, 548	3, 430	2, 879	2, 448	2, 039	1, 657
宮城	11, 254	10, 693	10, 209	9, 146	8, 030	7, 033	5, 969
福島	7, 526	6, 957	6, 621	5, 939	5, 148	4, 418	3, 688
北海道	252	232	232	229	208	184	166
東北4県	2, 171	2, 158	2, 304	2, 122	1, 862	1, 628	1, 384
関東	7, 631	7, 568	7, 657	7, 261	6, 633	5, 877	5, 152
その他	1, 059	1, 045	1, 077	1, 013	979	859	765
都道府県計	33, 526	32, 201	31, 530	28, 589	25, 308	22, 038	18, 781

(1)-③ 震災被災者(住居喪失者以外)/就職件数

都道府県					2011年					
印 坦	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	202	516	617	554	716	798	551	355	283	4, 592
宮城	609	1, 295	1, 742	1, 656	1, 925	1, 909	1, 376	975	757	12, 244
福島	530	875	908	871	962	965	769	613	502	6, 995
北海道	16	22	25	23	24	26	22	23	16	197
東北 4 県	173	248	255	237	214	242	276	269	270	2, 184
関東	319	647	855	710	878	1, 101	987	895	648	7, 040
その他	164	185	215	176	159	170	148	134	90	1, 441
都道府県計	2, 013	3, 788	4, 617	4, 227	4, 878	5, 211	4, 129	3, 264	2, 566	34, 693

都道府県				2012 年				合計
即坦州乐	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	
岩手	262	356	600	386	310	256	227	6, 989
宮城	648	694	932	830	741	637	635	17, 361
福島	477	403	509	416	365	313	285	9, 763
北海道	13	14	26	21	24	15	12	322
東北 4 県	237	232	361	302	236	214	165	3, 931
関東	547	666	765	753	654	695	527	11, 647
その他	82	86	128	107	91	108	71	2, 114
都道府県計	2, 266	2, 451	3, 321	2, 815	2, 421	2, 238	1, 922	52, 127

(1)-④ 震災被災者(住居喪失者以外)の新規就職率(③/①、%)

都道府県					2011年					
10 担	4 月	5 月	6 月	7月	8 月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	4. 3	39. 8	64. 5	68.4	67. 6	72. 7	84. 9	116.8	92. 2	41. 2
宮城	5. 1	18. 2	39. 4	44. 3	44. 6	61.7	80. 6	73. 1	72. 8	31. 6
福島	9.8	26. 0	39. 7	45.7	41.3	45. 8	55. 6	53. 5	48. 6	33. 3
北海道	14. 0	17. 9	24. 5	23. 5	28. 2	32. 1	36. 1	38. 3	30. 2	25. 4
東北 4 県	16. 1	39. 4	55. 9	45.8	43. 2	40. 7	46. 4	50. 5	72. 6	41. 5
関東	8.8	22. 3	33. 7	33.6	32. 9	38. 5	48. 2	58. 6	56. 0	32. 9
その他	17. 2	29. 3	40. 6	42. 9	41.6	46. 6	47. 1	53. 0	45. 9	35. 7
都道府県計	7. 2	23. 6	40. 9	44. 1	43. 1	51. 1	61. 1	63. 3	61. 7	33. 9

都道府県				2012 年				스탠
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	77. 5	84. 0	122. 4	111.2	104. 7	110.3	97. 4	51.8
宮城	50. 9	58. 9	69. 0	68.0	70. 4	67. 3	70. 9	37. 2
福島	46. 7	46. 1	51.0	50. 2	54. 5	58. 6	60. 4	37. 0
北海道	27. 7	29. 8	45. 6	40.4	61.5	42. 9	40. 0	29. 7
東北 4 県	41. 6	43. 9	60.0	56. 7	58. 6	63. 7	56. 7	46. 1
関東	34. 1	41.6	43. 1	46. 5	46. 2	58. 6	47. 4	36. 7
その他	32. 2	35. 4	48. 5	38. 6	37. 8	67. 5	41.0	37. 4
都道府県計	44. 3	50. 1	60. 0	57.7	58.8	65. 2	60. 0	39. 0

(2) - ① 震災被災者数(住居喪失者)/当月新規求職者数

都道府県					2011年					
140 担	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	2, 164	852	533	382	434	339	233	125	118	5, 180
宮城	2, 836	1, 898	1, 103	804	772	763	410	358	252	9, 196
福島	643	446	349	414	312	228	153	130	79	2, 754
北海道	37	31	24	21	32	12	8	12	4	181
東北4県	189	134	88	70	43	39	45	49	35	692
関東	500	372	249	157	139	146	146	136	85	1, 930
その他	239	172	110	85	69	68	46	52	42	883
都道府県計	6, 608	3, 905	2, 456	1, 933	1, 801	1, 595	1, 041	862	615	20, 816

和法位目				2012 年				合計
都道府県	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	百計
岩手	148	158	233	146	111	93	98	6, 167
宮城	306	278	332	327	281	190	207	11, 117
福島	85	98	111	96	85	71	47	3, 347
北海道	9	6	12	10	10	4	8	240
東北 4 県	33	28	45	26	22	28	18	892
関東	116	117	115	109	77	73	94	2, 631
その他	45	48	55	43	37	37	28	1, 176
都道府県計	742	733	903	757	623	496	500	25, 570

(2) - ②震災被災者(住居喪失者)/有効求職者数

都道府県					2011年				
即坦州东	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
岩手	2, 289	3, 002	3, 069	2, 810	2, 657	2, 500	2, 260	1, 972	1, 769
宮城	3, 023	4, 931	5, 626	5, 310	5, 004	4, 833	4, 363	3, 860	3, 447
福島	729	1, 141	1, 347	1, 397	1, 427	1, 258	1, 087	1, 003	909
北海道	48	70	84	87	88	87	52	46	41
東北 4 県	268	377	369	330	276	236	209	203	198
関東	628	960	1, 027	869	751	695	689	660	627
その他	314	464	471	420	353	331	284	264	231
都道府県計	7, 299	10, 945	11, 993	11, 223	10, 556	9, 940	8, 944	8, 008	7, 222

如法立旧				2012 年			
都道府県	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月
岩手	1, 680	1, 621	1, 577	1, 311	1, 115	953	804
宮城	3, 246	3, 112	3, 019	2, 741	2, 395	2, 084	1, 741
福島	868	828	805	758	653	550	456
北海道	41	41	44	40	40	35	34
東北 4 県	185	163	172	159	140	122	107
関東	585	563	556	536	463	422	404
その他	228	212	209	192	172	158	138
都道府県計	6, 833	6, 540	6, 382	5, 737	4, 978	4, 324	3, 684

(2) - ③震災被災者(住居喪失者)/就職件数

加米古田					2011年					
都道府県	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	139	273	280	239	239	231	176	133	104	1, 814
宮城	108	314	414	426	386	391	318	206	186	2, 749
福島	45	65	142	112	211	201	65	59	46	946
北海道	8	11	9	11	5	3	5	1	2	55
東北 4 県	30	40	39	39	30	23	26	26	16	269
関東	60	105	91	67	63	59	54	44	55	598
その他	39	60	47	44	34	44	26	20	22	336
都道府県計	429	868	1, 022	938	968	952	670	489	431	6, 767

都道府県				201	2 年			
邻坦 / 标	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	合計
岩手	115	149	292	169	134	82	112	2, 867
宮城	165	178	248	254	221	194	170	4, 179
福島	29	28	46	39	47	44	26	1, 205
北海道	4	2	3	2	4	3	0	73
東北 4 県	19	14	24	14	18	16	6	380
関東	38	47	38	45	36	44	38	884
その他	27	23	35	19	17	21	19	497
都道府県計	397	441	686	542	477	404	371	10, 085

(2)-④ 震災被災者(住居喪失者)の新規就職率(③/①、%)

都道府県					2011年					
10 担	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	6. 4	32. 0	52. 5	62. 6	55. 1	68. 1	75. 5	106. 4	88. 1	35. 0
宮城	3. 8	16. 5	37. 5	53.0	50.0	51.2	77. 6	57. 5	73. 8	29. 9
福島	7. 0	14. 6	40. 7	27. 1	67. 6	88. 2	42. 5	45. 4	58. 2	34. 4
北海道	21. 6	35. 5	37. 5	52. 4	15. 6	25. 0	62. 5	8.3	50. 0	30. 4
東北4県	15. 9	29. 9	44. 3	55.7	69.8	59.0	57. 8	53. 1	45. 7	38. 9
関東	12. 0	28. 2	36. 5	42.7	45. 3	40. 4	37. 0	32. 4	64. 7	31. 0
その他	16. 3	34. 9	42. 7	51.8	49.3	64. 7	56. 5	38. 5	52. 4	38. 1
都道府県計	6. 5	22. 2	41.6	48.5	53. 7	59. 7	64. 4	56. 7	70. 1	32. 5

都道府県				2012 年				스탠
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	77. 7	94. 3	125. 3	115.8	120. 7	88. 2	114. 3	46. 5
宮城	53. 9	64. 0	74. 7	77. 7	78. 6	102. 1	82. 1	37. 6
福島	34. 1	28. 6	41. 4	40.6	55. 3	62. 0	55. 3	36. 0
北海道	44. 4	33. 3	25. 0	20.0	40.0	75. 0	0.0	30. 4
東北 4 県	57. 6	50. 0	53. 3	53.8	81.8	57. 1	33. 3	42. 6
関東	32. 8	40. 2	33. 0	41.3	46.8	60. 3	40. 4	33. 6
その他	60. 0	47. 9	63. 6	44. 2	45. 9	56.8	67. 9	42. 3
都道府県計	53. 5	60. 2	76. 0	71.6	76. 6	81.5	74. 2	39. 4

2 全国の被災者対象求人、復旧・復興関係求人、被災者対象の緊急雇用創出事業等求人の 状況

(1) -① 被災者対象求人/当月新規求人数

都道府県					2011年					
印理的乐	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	696	739	1, 024	1, 802	1, 716	1, 722	1, 721	1, 853	1, 628	12, 901
宮城	1, 410	1, 224	2, 165	2, 340	2, 219	2, 022	1, 639	1, 427	1, 194	15, 640
福島	1, 372	1, 211	1, 795	1, 672	1, 571	1, 740	1, 665	1, 867	1, 232	14, 125
北海道	1, 165	959	681	839	580	477	572	689	389	6, 351
東北4県	1, 478	1, 166	726	1, 068	554	509	792	410	470	7, 173
関東	14, 687	6, 756	4, 420	6, 047	4, 652	3, 862	5, 272	3, 729	2, 687	52, 112
その他	9, 320	5, 169	4, 175	6, 467	4, 166	3, 785	4, 878	3, 332	2, 668	43, 960
都道府県計	30, 128	17, 224	14, 986	20, 235	15, 458	14, 117	16, 539	13, 307	10, 268	152, 262

都道府県				2012 年				合計
40 担 府 乐	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	百計
岩手	1, 976	2, 504	2, 369	2, 019	2, 352	1, 861	2, 145	28, 127
宮城	1, 307	1, 300	1, 217	921	966	866	952	23, 169
福島	1, 614	1, 878	1, 424	1, 600	1, 498	1, 355	1, 358	24, 852
北海道	366	491	392	389	420	448	456	9, 313
東北 4 県	561	818	1, 835	1, 482	842	606	782	14, 099
関東	3, 592	3, 627	3, 406	3, 719	3, 203	2, 341	2, 434	74, 434
その他	3, 818	3, 386	4, 275	4, 121	3, 196	2, 724	3, 196	68, 676
都道府県計	13, 234	14, 004	14, 918	14, 251	12, 477	10, 201	11, 323	242, 670

(1) -② 被災者対象求人/当月新規求人数/うち社宅・寮付き

都道府県					2011年					
10 担	4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	145	78	148	98	63	99	78	182	56	947
宮城	464	359	332	275	585	384	160	317	153	3, 029
福島	291	68	114	99	116	97	117	296	144	1, 342
北海道	806	622	309	443	237	146	193	332	169	3, 257
東北 4 県	383	296	125	176	150	105	138	114	87	1, 574
関東	5, 722	2, 645	2, 049	2, 954	2, 076	1, 884	2, 033	2, 014	1, 245	22, 622
その他	5, 068	2, 503	2, 097	3, 268	1, 986	2, 090	2, 393	1, 525	1, 585	22, 515
都道府県計	12, 879	6, 571	5, 174	7, 313	5, 213	4, 805	5, 112	4, 780	3, 439	55, 286

都道府県				2012 年				合計
即坦州乐	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	
岩手	84	59	49	54	49	26	90	1, 358
宮城	260	132	129	181	142	118	148	4, 139
福島	112	160	47	67	116	71	96	2, 011
北海道	105	187	93	42	115	132	49	3, 980
東北 4 県	109	121	66	134	81	61	114	2, 260
関東	1, 681	1, 856	1, 216	1, 493	1, 301	875	1, 098	32, 142
その他	1, 886	1, 438	1, 635	1, 413	1, 527	1, 113	1, 240	32, 767
都道府県計	4, 237	3, 953	3, 235	3, 384	3, 331	2, 396	2, 835	78, 657

(1)-③ 被災者対象求人/社宅・寮付き率(②/①、%)

和法位目					2011年					
都道府県	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	20. 8	10. 6	14. 5	5. 4	3. 7	5. 7	4. 5	9.8	3. 4	7. 3
宮城	32. 9	29. 3	15. 3	11.8	26. 4	19.0	9.8	22. 2	12. 8	19. 4
福島	21. 2	5. 6	6. 4	5. 9	7.4	5. 6	7. 0	15. 9	11. 7	9. 5
北海道	69. 2	64. 9	45. 4	52.8	40. 9	30. 6	33. 7	48. 2	43. 4	51.3
東北 4 県	25. 9	25. 4	17. 2	16.5	27. 1	20. 6	17. 4	27. 8	18. 5	21.9
関東	39. 0	39. 2	46. 4	48.9	44. 6	48. 8	38. 6	54. 0	46. 3	43. 4
その他	54. 4	48. 4	50. 2	50.5	47. 7	55. 2	49. 1	45. 8	59. 4	51. 2
都道府県計	42. 7	38. 2	34. 5	36. 1	33. 7	34. 0	30. 9	35. 9	33. 5	36. 3

都道府県				2012 年				스탠
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	4. 3	2. 4	2. 1	2. 7	2. 1	1.4	4. 2	4. 8
宮城	19. 9	10. 2	10. 6	19. 7	14. 7	13.6	15. 5	17. 9
福島	6. 9	8. 5	3. 3	4. 2	7.7	5. 2	7. 1	8. 1
北海道	28. 7	38. 1	23. 7	10.8	27. 4	29. 5	10. 7	42. 7
東北4県	19. 4	14. 8	3. 6	9. 0	9. 6	10. 1	14. 6	16.0
関東	46. 8	51. 2	35. 7	40. 1	40.6	37. 4	45. 1	43. 2
その他	49. 4	42. 5	38. 2	34. 3	47. 8	40. 9	38. 8	47. 7
都道府県計	32. 0	28. 2	21. 7	23. 7	26. 7	23. 5	25. 0	32. 4

(1) - ④ 被災者対象求人/充足数

都道府県					2011 年					
10 担	4 月	5月	6月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	214	495	526	617	722	713	593	610	496	4, 986
宮城	111	388	700	696	661	562	525	422	319	4, 384
福島	144	458	625	613	815	740	563	593	633	5, 184
北海道	51	115	126	150	112	74	89	77	73	867
東北 4 県	183	364	323	257	211	173	179	138	97	1, 925
関東	440	822	870	722	742	607	550	465	341	5, 559
その他	479	828	901	795	644	755	585	554	439	5, 980
都道府県計	1, 622	3, 470	4, 071	3, 850	3, 907	3, 624	3, 084	2, 859	2, 398	28, 885

都道府県				2012 年				스틴
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	528	699	1, 697	1, 038	886	732	659	11, 225
宮城	302	281	393	281	268	227	217	6, 353
福島	502	460	559	579	520	428	408	8, 640
北海道	59	76	99	114	125	132	115	1, 587
東北4県	87	110	617	884	659	425	310	5, 017
関東	337	391	710	715	723	525	375	9, 335
その他	359	341	1, 024	1, 396	1, 002	823	724	11, 649
都道府県計	2, 174	2, 358	5, 099	5, 007	4, 183	3, 292	2, 808	53, 806

(1) - ⑤ 被災者対象求人/充足率(④/①、%)

都道府県					2011年					
邻坦 / 标	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	30. 7	67. 0	51.4	34. 2	42. 1	41.4	34. 5	32. 9	30. 5	38. 6
宮城	7. 9	31. 7	32. 3	29. 7	29.8	27. 8	32. 0	29. 6	26. 7	28. 0
福島	10. 5	37. 8	34. 8	36. 7	51.9	42. 5	33. 8	31.8	51.4	36. 7
北海道	4. 4	12. 0	18. 5	17. 9	19.3	15. 5	15. 6	11. 2	18. 8	13. 7
東北 4 県	12. 4	31. 2	44. 5	24. 1	38. 1	34. 0	22. 6	33. 7	20. 6	26. 8
関東	3. 0	12. 2	19. 7	11.9	16.0	15. 7	10. 4	12. 5	12. 7	10. 7
その他	5. 1	16. 0	21. 6	12. 3	15. 5	19. 9	12. 0	16. 6	16. 5	13. 6
都道府県計	5. 4	20. 1	27. 2	19.0	25. 3	25. 7	18. 6	21.5	23. 4	19. 0

都道府県				2012 年				合計
都坦 柯宗	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	
岩手	26. 7	27. 9	71. 6	51.4	37.7	39. 3	30. 7	39. 9
宮城	23. 1	21. 6	32. 3	30.5	27. 7	26. 2	22. 8	27. 4
福島	31. 1	24. 5	39. 3	36. 2	34. 7	31.6	30.0	34. 8
北海道	16. 1	15. 5	25. 3	29.3	29.8	29. 5	25. 2	17. 0
東北 4 県	15. 5	13. 4	33. 6	59. 6	78. 3	70. 1	39. 6	35. 6
関東	9. 4	10.8	20. 8	19. 2	22. 6	22. 4	15. 4	12. 5
その他	9. 4	10. 1	24. 0	33. 9	31.4	30. 2	22. 7	17. 0
都道府県計	16. 4	16.8	34. 2	35. 1	33.5	32.3	24. 8	22. 2

(2) - ① 復旧・復興関係求人/当月新規求人数

都道府県					2011年					
140 担	4 月	5月	6月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	553	266	450	267	273	361	257	171	400	2, 998
宮城	369	559	1, 221	858	860	1, 462	614	536	336	6, 815
福島	252	236	424	177	167	296	352	278	184	2, 366
北海道	813	230	362	195	84	36	105	108	185	2, 118
東北4県	360	425	236	345	156	136	215	148	173	2, 194
関東	324	339	510	428	201	652	141	547	73	3, 215
その他	445	806	1, 339	550	443	417	486	408	349	5, 243
都道府県計	3, 116	2, 861	4, 542	2, 820	2, 184	3, 360	2, 170	2, 196	1, 700	24, 949

都道府県				2012 年				合計
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	
岩手	183	472	208	191	304	224	225	4, 805
宮城	570	489	340	352	262	539	479	9, 846
福島	356	293	219	214	181	307	237	4, 173
北海道	228	148	51	9	106	83	43	2, 786
東北4県	226	171	55	248	140	79	151	3, 264
関東	139	727	286	212	310	169	362	5, 420
その他	535	505	451	353	427	334	397	8, 245
都道府県計	2, 237	2, 805	1, 610	1, 579	1, 730	1, 735	1, 894	38, 539

(2) - ② 復旧・復興関係求人/当月新規求人数/うち社宅・寮付き

		> (N N N N N N N N N	<u>, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	4917964147	2007 - 7 - 7	1 U %	1,7 C			
都道府県					2011年					
即坦州乐	4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	50	43	105	15	7	40	66	12	2	340
宮城	28	161	371	252	451	883	202	224	55	2, 627
福島	122	4	49	15	19	10	22	102	10	353
北海道	687	200	295	191	38	35	78	98	180	1, 802
東北 4 県	291	320	82	268	48	66	118	54	130	1, 377
関東	256	218	366	347	142	626	111	525	57	2, 648
その他	171	615	1, 226	443	363	362	436	320	229	4, 165
都道府県計	1, 605	1, 561	2, 494	1, 531	1, 068	2, 022	1, 033	1, 335	663	13, 312

都道府県				2012 年				合計
140 担	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	
岩手	36	118	8	24	88	8	36	658
宮城	134	164	30	99	42	263	169	3, 528
福島	125	102	47	62	26	82	32	829
北海道	213	122	21	2	93	60	35	2, 348
東北 4 県	101	64	24	122	50	48	56	1, 842
関東	111	723	255	197	308	147	353	4, 742
その他	502	470	422	298	338	265	349	6, 809
都道府県計	1, 222	1, 763	807	804	945	873	1, 030	20, 756

(2)-③復旧・復興関係求人/社宅・寮付き率(②/①、%)

初送位用					2011年					
都道府県	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	9. 0	16. 2	23. 3	5. 6	2. 6	11.1	25. 7	7. 0	0. 5	11. 3
宮城	7. 6	28. 8	30. 4	29. 4	52. 4	60. 4	32. 9	41.8	16. 4	38. 5
福島	48. 4	1. 7	11.6	8. 5	11.4	3. 4	6. 3	36. 7	5. 4	14. 9
北海道	84. 5	87. 0	81.5	97. 9	45. 2	97. 2	74. 3	90. 7	97. 3	85. 1
東北 4 県	80. 8	75. 3	34. 7	77.7	30.8	48. 5	54. 9	36. 5	75. 1	62. 8
関東	79. 0	64. 3	71.8	81.1	70. 6	96. 0	78. 7	96. 0	78. 1	82. 4
その他	38. 4	76. 3	91.6	80. 5	81.9	86.8	89. 7	78. 4	65. 6	79. 4
都道府県計	51.5	54. 6	54. 9	54. 3	48. 9	60. 2	47. 6	60.8	39. 0	53. 4

都道府県				2012 年				스탠
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	19. 7	25. 0	3.8	12. 6	28. 9	3. 6	16. 0	13. 7
宮城	23. 5	33. 5	8.8	28. 1	16.0	48.8	35. 3	35. 8
福島	35. 1	34. 8	21.5	29. 0	14. 4	26. 7	13. 5	19. 9
北海道	93. 4	82. 4	41. 2	22. 2	87.7	72. 3	81. 4	84. 3
東北 4 県	44. 7	37. 4	43. 6	49. 2	35. 7	60.8	37. 1	56. 4
関東	79. 9	99. 4	89. 2	92. 9	99. 4	87. 0	97. 5	87. 5
その他	93. 8	93. 1	93. 6	84. 4	79. 2	79. 3	87. 9	82. 6
都道府県計	54. 6	62. 9	50. 1	50. 9	54. 6	50. 3	54. 4	53. 9

(2) - ④ 復旧・復興関係求人/充足数

都道府県					2011年					
40 担 桁 乐	4 月	5月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	207	136	137	130	102	141	103	61	52	1, 069
宮城	43	139	236	238	210	209	162	141	74	1, 452
福島	25	72	135	79	38	49	42	71	38	549
北海道	49	80	55	30	19	1	5	19	4	262
東北4県	18	116	48	37	28	25	26	24	17	339
関東	6	27	36	30	30	30	23	21	37	240
その他	52	48	102	115	120	52	54	48	63	654
都道府県計	400	618	749	659	547	507	415	385	285	4, 565

都道府県				2012 年				合計
	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	
岩手	130	133	238	116	93	89	68	1, 936
宮城	120	101	87	117	84	80	107	2, 148
福島	71	28	80	60	67	67	55	977
北海道	27	13	8	1	5	8	1	325
東北 4 県	20	25	18	14	18	30	24	488
関東	26	18	28	24	20	26	21	403
その他	41	82	57	89	87	64	65	1, 139
都道府県計	435	400	516	421	374	364	341	7, 416

(2) - ⑤ 復旧·復興関係求人/充足率(④/①、%)

和决位目					2011年					
都道府県	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	37. 4	51. 1	30. 4	48. 7	37. 4	39. 1	40. 1	35. 7	13. 0	35. 7
宮城	11. 7	24. 9	19. 3	27. 7	24. 4	14. 3	26. 4	26. 3	22. 0	21.3
福島	9. 9	30. 5	31.8	44. 6	22. 8	16.6	11. 9	25. 5	20. 7	23. 2
北海道	6. 0	34. 8	15. 2	15. 4	22. 6	2. 8	4. 8	17. 6	2. 2	12. 4
東北 4 県	5. 0	27. 3	20. 3	10. 7	17. 9	18.4	12. 1	16. 2	9.8	15. 5
関東	1. 9	8. 0	7. 1	7. 0	14. 9	4. 6	16. 3	3.8	50. 7	7. 5
その他	11.7	6. 0	7. 6	20. 9	27. 1	12. 5	11. 1	11.8	18. 1	12. 5
都道府県計	12. 8	21. 6	16. 5	23. 4	25. 0	15. 1	19. 1	17. 5	16.8	18.3

都道府県				2012 年				스티
印 坦	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	71. 0	28. 2	114. 4	60.7	30.6	39. 7	30. 2	40. 3
宮城	21. 1	20. 7	25. 6	33. 2	32. 1	14. 8	22. 3	21.8
福島	19. 9	9. 6	36. 5	28. 0	37. 0	21.8	23. 2	23. 4
北海道	11.8	8.8	15. 7	11.1	4. 7	9. 6	2. 3	11. 7
東北 4 県	8.8	14. 6	32. 7	5. 6	12. 9	38. 0	15. 9	15. 0
関東	18. 7	2. 5	9.8	11.3	6. 5	15. 4	5. 8	7. 4
その他	7.7	16. 2	12. 6	25. 2	20. 4	19. 2	16. 4	13. 8
都道府県計	19. 4	14. 3	32. 0	26. 7	21.6	21.0	18. 0	19. 2

(3) -① (1)且つ緊急雇用創出事業等求人/当月新規求人数

拟诺萨旧					2011年					
都道府県	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	63	382	186	274	113	214	187	254	332	2, 005
宮城	66	171	327	337	188	167	197	163	84	1, 700
福島	90	134	811	577	544	656	510	799	537	4, 658
北海道	27	13	20	29	10	7	24	5	4	139
東北 4 県	141	283	231	226	136	106	213	84	87	1, 507
関東	102	252	96	232	433	165	165	61	72	1, 578
その他	537	489	620	675	609	430	552	556	268	4, 736
都道府県計	1, 026	1, 724	2, 291	2, 350	2, 033	1, 745	1, 848	1, 922	1, 384	16, 323

都道府県				2012 年				合計
10 担	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	
岩手	146	733	598	374	535	237	155	4, 783
宮城	71	331	248	50	182	65	37	2, 684
福島	371	560	480	406	174	184	189	7, 022
北海道	0	23	23	84	72	72	146	559
東北4県	115	466	1, 508	996	416	340	358	5, 706
関東	66	219	748	578	338	252	94	3, 873
その他	181	589	1, 777	1, 165	572	597	610	10, 227
都道府県計	950	2, 921	5, 382	3, 653	2, 289	1, 747	1, 589	34, 854

(3) -② (1)且つ緊急雇用創出事業等求人/当月新規求人数/うち社宅・寮付き

<u> (4) </u>	(() ユース(は)を() 間口 () スイン・コンポースの フラにも スート										
都道府県	2011 年										
印 坦	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計	
岩手	0	0	0	10	3	1	0	16	0	30	
宮城	0	0	0	4	1	0	1	0	0	6	
福島	0	0	0	9	24	15	10	151	91	300	
北海道	4	5	0	4	2	0	0	2	0	17	
東北 4 県	0	0	5	10	19	3	4	10	0	51	
関東	0	67	13	0	5	8	15	10	0	118	
その他	39	102	79	65	129	65	37	110	30	656	
都道府県計	43	174	97	102	183	92	67	299	121	1, 178	

都道府県				2012 年				合計
10 担 / 10 示	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	
岩手	3	6	1	0	2	0	0	42
宮城	0	2	0	0	2	0	0	10
福島	13	82	2	0	0	1	0	398
北海道	0	3	2	3	1	0	0	26
東北 4 県	0	14	7	4	0	0	4	80
関東	7	19	0	11	12	0	0	167
その他	19	36	82	38	30	17	40	918
都道府県計	42	162	94	56	47	18	44	1, 641

(3)-③ (1)且つ緊急雇用創出事業等求人/社宅・寮付き率(②/①、%)

都道府県	2011 年										
印 坦	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計	
岩手	0. 0	0.0	0.0	3.6	2. 7	0. 5	0.0	6. 3	0.0	1.5	
宮城	0. 0	0. 0	0. 0	1.2	0.5	0.0	0.5	0. 0	0. 0	0.4	
福島	0. 0	0.0	0.0	1.6	4. 4	2. 3	2. 0	18. 9	16. 9	6. 4	
北海道	14. 8	38. 5	0.0	13.8	20.0	0.0	0.0	40. 0	0.0	12. 2	
東北4県	0.0	0.0	2. 2	4. 4	14. 0	2.8	1.9	11. 9	0. 0	3. 4	
関東	0. 0	26. 6	13. 5	0.0	1.2	4. 8	9. 1	16. 4	0.0	7. 5	
その他	7. 3	20. 9	12. 7	9. 6	21. 2	15. 1	6. 7	19. 8	11. 2	13. 9	
都道府県計	4. 2	10. 1	4. 2	4. 3	9. 0	5.3	3. 6	15. 6	8. 7	7. 2	

都道府県				2012 年				合計
10 担	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	
岩手	2. 1	0.8	0. 2	0.0	0.4	0.0	0.0	0. 9
宮城	0.0	0.6	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0. 4
福島	3. 5	14. 6	0. 4	0.0	0.0	0. 5	0.0	5. 7
北海道	#DIV/0!	13. 0	8. 7	3. 6	1.4	0.0	0.0	4. 7
東北4県	0.0	3. 0	0. 5	0.4	0.0	0.0	1. 1	1.4
関東	10. 6	8. 7	0.0	1.9	3. 6	0.0	0.0	4. 3
その他	10. 5	6. 1	4. 6	3. 3	5. 2	2. 8	6. 6	9. 0
都道府県計	4. 4	5. 5	1.7	1.5	2. 1	1.0	2. 8	4. 7

(3) - ④ (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人/充足数

都道府県					2011年					
10 担	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	小計
岩手	27	201	217	172	150	118	97	171	78	1, 231
宮城	5	156	144	114	128	62	70	61	65	805
福島	14	72	211	227	436	403	231	288	408	2, 290
北海道	1	4	3	18	7	6	7	3	3	52
東北4県	12	128	105	103	70	78	87	69	44	696
関東	6	41	36	24	114	114	83	54	29	501
その他	137	213	215	252	198	275	208	220	165	1, 883
都道府県計	202	815	931	910	1, 103	1, 056	783	866	792	7, 458

都道府県				2012 年				合計
10 担	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	
岩手	141	185	876	369	299	234	160	3, 495
宮城	39	36	112	54	45	25	35	1, 151
福島	271	194	247	239	181	114	100	3, 636
北海道	0	0	21	38	67	73	64	315
東北 4 県	35	43	517	789	563	329	236	3, 208
関東	39	31	294	279	369	226	123	1, 862
その他	112	62	647	1, 022	635	360	338	5, 059
都道府県計	637	551	2, 714	2, 790	2, 159	1, 361	1, 056	18, 726

(3) - ⑤ (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人/充足率(④/①、%)

和法位目		2011 年										
都道府県	4 月	5 月	6 月	7月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	小計		
岩手	42. 9	52. 6	116. 7	62.8	132. 7	55. 1	51.9	67. 3	23. 5	61.4		
宮城	7. 6	91. 2	44. 0	33.8	68. 1	37. 1	35. 5	37. 4	77. 4	47. 4		
福島	15. 6	53. 7	26. 0	39. 3	80. 1	61.4	45. 3	36. 0	76. 0	49. 2		
北海道	3. 7	30. 8	15. 0	62. 1	70.0	85. 7	29. 2	60. 0	75. 0	37. 4		
東北 4 県	8. 5	45. 2	45. 5	45. 6	51.5	73. 6	40. 8	82. 1	50. 6	46. 2		
関東	5. 9	16. 3	37. 5	10.3	26. 3	69. 1	50. 3	88. 5	40. 3	31.7		
その他	25. 5	43. 6	34. 7	37. 3	32. 5	64. 0	37. 7	39. 6	61.6	39.8		
都道府県計	19. 7	47. 3	40. 6	38.7	54.3	60.5	42. 4	45. 1	57. 2	45. 7		

都道府県				2012 年				스티
即坦州东	1月	2 月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	合計
岩手	96. 6	25. 2	146. 5	98. 7	55. 9	98. 7	103. 2	73. 1
宮城	54. 9	10. 9	45. 2	108.0	24. 7	38. 5	94. 6	42. 9
福島	73. 0	34. 6	51.5	58. 9	104. 0	62. 0	52. 9	51.8
北海道	#DIV/0!	0.0	91.3	45. 2	93. 1	101.4	43. 8	56. 4
東北4県	30. 4	9. 2	34. 3	79. 2	135.3	96.8	65. 9	56. 2
関東	59. 1	14. 2	39. 3	48. 3	109. 2	89. 7	130. 9	48. 1
その他	61. 9	10. 5	36. 4	87.7	111.0	60. 3	55. 4	49. 5
都道府県計	67. 1	18. 9	50. 4	76. 4	94.3	77. 9	66. 5	53. 7

※ 緊急雇用創出事業等は、緊急雇用創出事及び重点分野雇用創造事業であり、 いずれも雇用創出基金による事業。

資料6

厚生労働省の震災対策(労働局関係)と被災地労働局の震災対応(宮城労働局の例)[時系列表]

※ 厚生労働省ホームページ掲載資料及び宮城労働局資料より作成

日付	厚生労働省の震災対策(労働局関係)	労働局の主要な対応(宮城労働局の例)
平成 23 年	【厚生労働省災害対策本部設置】	(宮城労働局の災害対策体制)
3月11日	(労働保険関係)	○宮城労働局内に「厚生労働省現地連絡本部」設置
	○労災保険給付の請求に係る事務処理について	東北厚生局長を本部長とし、宮城労働局
	・ 労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、	長を本部長代理とする「厚生労働省現地
	事業主証明及び診療担当者の証明のない請求書	連絡本部」を設置(3月14日「厚生労働
	の扱い、今回の地震による業務上外等の考え方、	省現地対策本部」に移行。(本部は東北厚
	相談・請求の件数把握について都道府県労働局に	生局内に設置))
	指示。	〇「宮城労働局災害対策本部」設置
		宮城労働局長を本部長とする「宮城労働
		局災害対策本部」を設置。
		(労働保険関係)
		○労災保険給付の請求に係る事務処理について
		労災保険給付請求に関して、事業主証明
		や医師の証明なしでも請求可能とするこ
		と、地震により業務遂行中に建物の倒壊
		等により被災した場合には業務災害とす
		ること等。
3月12日	(雇用保険の特例)	(雇用対策)
	・事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇	○緊急雇用対策(特例的な失業給付の支給等)の
	用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働	実施について
	者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実	①今回の地震により事業の継続が困難とな
	施(平成23年3月12日、13日)	った災害救助法指定地域の事業所から、
	・被災者である受給資格者については、住居地を管	一時的に離職せざるを得ない方の生活を
	轄するハローワーク以外でも受給できる特例を	保障するため、事業再開後の再就職が予
	実施	定されている方であっても、雇用保険の
	(特別相談窓口の設置)	失業手当を支給できる特例措置を実施。
	・被災した求職者及び事業主に対応するため、被災	また、住所地以外のハローワークでも受
	地のハローワークでの特別相談窓口の設置を指	給可能に。
	示	②緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入
	(雇用促進住宅)	居先として提供できるよう、雇用・能力
	・独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、被災者	開発機構に要請。併せて、自治体からの
	を全国の雇用促進住宅で受け入れるよう要請。	要望に応じ緊急避難場所として活用する
		ことを同機構に要請。

3月14日

(労働保険関係)

○労災診療の取扱いについて

・ 労災保険の療養の給付の手続きについて、任意 の様式によっても差し支えないこととした。ま た、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請 の勧奨等を行うこととした。

○労働保険料等の納期限の延長について

・ 被災地域にある事業所について、労働保険料(一 般拠出金を含む。)の納付期限の延長及び猶予を 行う旨を都道府県労働局長に通知及び関係団体 に周知依頼。

(緊急相談窓口の設置等)

〇ハローワークに「特別相談窓口」を設置

被災者の方々の雇用保険、仕事に関する 相談に対応。

(労働保険関係)

○労災診療の取扱について

労災保険の療養の給付の手続について、 任意の様式によっても差し支えないこ と、また、非指定医療機関の指定の遡及 適用や指定申請の勧奨等を実施。

○労働保険料等の納期限の延長等について

被災地域にある事業所について、労働保 険料(一般拠出金を含む。)の納付期限の 延長及び猶予の実施。

3月15日

(障害者雇用納付金)

・障害者雇用納付金の納期限の延長等について、〇障害者雇用納付金の納付期限の延長等について (独) 高齢・障害者雇用支援機構と労働局に通知

(雇用対策)

被災地域内に主たる事務所が所在する事 業主について、障害者雇用納付金の納付 期限の延長、被災地域外に主たる事務所 が所在する事業主に対しても一定の要件 を満たす場合の納付猶予を実施。

3月17日

(雇用調整助成金の特例等)

- ・震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助 | **○雇用調整助成金の特例について** 成金を利用する事業主のうち、当面、青森、岩 手、宮城、福島、茨城の 5 県の災害救助法適用 地域に所在する事業所の事業主については、支 給要件の緩和(事業活動縮小の確認期間を3か 月から 1 か月に短縮すること、生産量等が減少 見込みの場合でも申請を可能にすること、計画 届の事後提出を可能にすること)を実施
- ・各種助成金について、災害時における支給申請期 **〇基金訓練の取扱いについて** 限に係る取扱い(支給申請が可能になった後、一 定期間内に支給申請を行えば期限までに支給申 請等があったものとして取り扱う)を事業主の方 にお知らせするよう都道府県労働局長に指示

(民営職業紹介・労働者派遣事業)

職業紹介事業・労働者派遣事業の許可有効期間の

(雇用対策)

震災被害に伴う経済上の理由により雇用 調整助成金を利用する事業主について支 給要件の緩和。(事業活動縮小の確認期間 を3か月から1か月に短縮すること、生 産量等が減少見込みの場合でも申請を可 能にすること、計画届の事後提出を可能 にすること)

訓練・生活支援給付を受けている基金訓 練の受講者が、地震等の被害により、訓 練の受講が困難となった場合であって も、「やむを得ない事情」により訓練に出 席できないものとして、訓練・生活支援 給付の支給。

延長を告示、これら事業等に係る提出期限の猶予を┃○各種助成金の支給申請等の期限延長について 通知 各種助成金について、災害時における支 (基金訓練) 給申請期限に係る取扱い。(支給申請が可 ・ 訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講 能になった後、一定期間内に支給申請等 者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難と を行えば期限までに支給申請等があった なった場合であっても、「やむを得ない事情」に ものとしての取扱い) より訓練に出席できないものとして、訓練・生活 支援給付の支給を行うことができるよう中央職 業能力開発協会に通知。 3月18日 (被災地における労働災害の防止) (雇用対策) ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底に ○激甚災害等における特例処理に係る事業所(派 ついて、建設業団体に要請するとともに、都道府 遺先等) の取扱いについて 県労働局あて通知 雇用保険の失業手当の特例措置(激甚災 害と指定されたことに伴い、事業所が直 (雇用·労働関係Q&A) ・東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&A 接的な被害を受け、賃金が支払われない (第1版(平成23年3月18日)、第2版(平成 場合、実際に離職していなくとも雇用保 23年3月31日)及び第3版(平成23年4月27 険の失業手当を支給できる) について、 就業場所が、請負現場や労働者派遣事業 日)) 及び同Q&Aのポイント (平成 23 年 4 月 27 日)を作成し、労働基準監督署等の緊急相談 の派遣先である労働者も対象となること 窓口や避難所での出張相談時などに配布 を明確化。 (被災地における労働災害の防止) 〇 「災害復旧工事における労働災害防止対策の 徹底について」 宮城労働局長から建設業団体に、災害復 旧工事(余震の発生に留意した安全な施 工、土砂崩落災害の防止、がれきの処理 における石綿等ばく露の防止等) 等にお ける労働災害防止対策の徹底について緊 急要請。 3月19日 (雇用促進住宅) ・独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、福島第 一原発事故による避難者(自主避難者を含む)に ついて雇用促進住宅で受け入れるよう要請。 3月20日 (緊急相談窓口の設置等) ○ 3月20日~4月10日 土日、祝祭日の電話相 談を実施

3月21日	(雇用保険の特例)	
	・ 特例給付の休業票について、特例的留意事項(地	
	域の賃金相場等に基づき職権により作成するこ	
	とができること、各居住地以外を管轄する安定所	
	でも給付手続きができること等) を通知	
3月22日	(新規学卒者に対する就職支援)	(雇用対策)
	・厚生労働大臣・文部科学大臣連名で以下の内容に	〇 経済団体に対し緊急雇用対策等の説明
	ついて主要経済団体等(258 団体)に要請	経済団体からの地震に係る情報把握と経
	①採用内定を出した新卒者を可能な限り入社で	済団体への支援策等についての説明。
	きるよう、また、予定期日に入社できるよう	〇 新規学校卒業予定者等に係る採用内定者の確
	努力すること	保を要請
	②被災地の学生の入社時期やエントリーシート	宮城県知事、宮城県教育長、宮城労働局
	の提出締切等について柔軟に対応すること	長連名で、社団法人宮城県経営者協会会
	③震災により採用内定取消しにあった学生の採	長あて、新規学校卒業者に対する採用内
	用に協力すること	定者の確保についての要請。
3月23日	(未払賃金立替払制度)	(労働条件の確保等)
	・地震の直接的な被害により事業活動が停止した被	〇 未払賃金の立替払事業の運営について
	災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係	地震の直接的な被害により事業活動が停
	る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書	止した被災地域の中小企業に雇用されて
	類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、関	いた労働者に係る未払賃金の立替払につ
	係労働局に通知	いて、申請に必要な書類の簡略化。
3月24日	(「広域求職活動費」「移転費」等)	(出張相談等)
	・被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職	〇 各避難所等に対する支援策の周知、各避難所
	活動費」(遠隔地面接旅費相当)、「移転費」(転居	等への求人票の張り出しの要請(30 市町村の
	費相当)、「訓練手当」の支給対象となる被災地域	約360避難所について実施)
	を指定	
	(労働保険料の納付期限の延長)	(労働保険関係)
	・震災により多大な被害を受けた地域における労働	〇 労災認定の業務上外の判断等について
	保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長	被災地では労災認定のための資料が散逸
	等について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、	していることが予想されるため、資料が
	福島県、茨城県)等を正式に決定する告示を制定	ない場合の取扱要領を定め、迅速な処理
	(被災地における労災保険の事務処理)	の徹底及び「労災保険Q&A」の作成・
	○東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等	周知。
	について、	〇 労働保険料の納付期限の延長について
	・被災地では労災認定のための資料が散逸している	労働保険料及び障害者雇用納付金の納付
	ことが予想されるため、資料がない場合の調査要	期限の延長等。
	領を定めて、迅速な労災補償を行うこととした	

(雇用・労働関係リーフレット・Q&A)

- ・「従業員向け」及び「事業主向け」に、中小企業 退職金共済制度及び財形持家融資制度の特例措 置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地 をはじめとする労働基準監督署等で配布(平成 23年3月24日~)
- ・震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取り扱い に関して、被災者やそのご遺族に分かりやすく説 明するための「東北地方太平洋沖地震と労災保険 Q&A | を作成し、被災地をはじめとする労働基 準監督署で配布(平成23年3月24日~)

3月25日

3月28日

(就職支援の強化)

・ 震災被災者に係る職業紹介について、震災特別 ○ 労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」 相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所へ の出張相談の実施、求人の確保、合同求人面接会 の実施など、被災者に対する就職支援を強化

(特別相談窓口)

・被災地以外のハローワークでも、雇用維持、職業 相談・職業紹介、雇用保険、各種情報提供等のき め細かな相談援助を行うために、特別相談窓口の 設置を指示

(緊急相談窓口の開設)

被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督 署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労 災補償等に関する労働者や事業主からの相談に 対応するため、緊急相談窓口を開設

(派遣労働者の雇用維持・確保)

・①現在締結されている労働者派遣契約をできる限 ○ 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフ り継続すること、②やむを得ず休業する場合に は、雇用調整助成金を活用するなど、休業につい ての手当の支払いに努めること、③労働者派遣契 約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな 就業場所の確保に努めること等について、厚生労働 ○ 労働局長が宮城県商工観光部長、同次長等を 大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に要請

(被災地における労働災害の防止)

・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底に ついて、次の事項を具体的に建設業団体に要請す

(緊急相談窓口の設置等)

労働条件、安全衛生、労働保険、労災補 償などに関する相談に対応。

○ ラジオ放送局等に対し、被災者に対する支援 策の案内を要請

(出張相談等)

レットについて

被災した従業員、事業主向けの内容を一 覧にまとめたリーフレットの作成・周知。

(雇用対策)

- 訪問し、雇用関連の要望を聴取
- 派遣労働者の雇用維持・確保について

派遣元事業主の団体に対し、新たな就業 場所の確保、休業手当の支払いについて

要請するとともに、主要経済団体に対し、 るとともに、都道府県労働局あて通知 ① 建築物の解体、改修工事、がれきの処理にお 新たな雇用機会の確保等について要請。 ける労働災害防止対策 ② 応急仮設住宅の建築における安全対策 等 ・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な 知識経験を有する職員による応援を実施(平成 23年3月28日~) (学生等震災特別相談窓口) ・全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別 相談窓口」を設置し、採用内定取り消しを受けた 学生等への相談や就職支援を実施(3月28日ま でに56箇所設置) (雇用・労働関係リーフレット) 3月29日 ・「従業員・失業者・訓練受講者向け」及び「事業 主向け」に、これまでの雇用・労働関係での特例 措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災 地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署 等で配布 (第1版 (平成23年3月29日)、第2 版 (平成23年4月15日)、第3版 (平成23年5 月23日)、第4版(平成23年10月21日))。ホ ームページにも掲載。 3月30日 (雇用調整助成金の特例) (雇用対策) ・東北地方太平洋沖地震等の発生に伴い雇用調整助 | 〇 労働局長が連合宮城を訪問し、震災対策に係 る取組み等について説明し、傘下組合・組合員 成金を利用する事業主に対し、 ① 管轄にこだわらず最寄りのハローワークで へ周知及び制度の利用促進を依頼した 申請を受理する ○ 有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇 ② 必要な書類が用意できないときは、事後に用 用維持・確保について 意できるようになってから提出することを 主要経済団体に対し、有期契約労働者及 確約することで申請を認める びパートタイム労働者の雇用の安定とそ ③ 今後、出来るだけ迅速に支給できるような体 の保護、休業手当の支払いについて要請。 制を早急に確立する ○ 雇用調整助成金の取扱いの弾力化について ことの3点を、被災地を管轄する労働局に改めて 雇用調整助成金の利用について、管轄に よらない申請の受理、必要な書類の事後 指示 (被災者対象求人の確保) の提出といった運用。 ・都道府県労働局に対して、被災者を対象とした求 人の確保に当たっての留意事項を示すとともに、 (労働保険関係) 更なる取り組みの強化を指示 〇 労災診療費等の請求の取扱いについて

(有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維 持·確保)

・有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の 安定とその保護を図るための最大限の配慮をす ること等について、厚生労働大臣名で主要経済団 体に要請

(労災診療費等の請求の取扱い)

・労災診療を行った指定医療機関等が、被災により 診療録等を滅失した場合や、被災地域の指定医療 機関からの通常の手続による請求が困難な場合 における労災診療費等の請求方法等について、都 道府県労働局に通知するとともに、関係団体に対 して周知を依頼

(雇用・労働関係Q&A)

・未払賃金立替払制度について、同制度の申請促進 のために、制度の概要や手続について分かりやす く説明したリーフレット(平成23年3月30日及 び4月18日) やQ&A (平成23年4月5日) を 作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難 所での出張相談時などに配布

指定医療機関等が診療録等を滅失し た場合、被災地域の指定医療機関からの 通常の手続きによる請求が困難な場合に おける労災診療費の請求方法等について 周知。

3月31日 (全国応援)

・岩手、宮城、福島労働局で行政需要が当面高止ま 〇 宮城労働局及び労働基準監督署において、被 りすることが予想されたことから、全国規模での 応援派遣する旨全労働局に通知

4月1日 (労働災害の防止)

・マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスク ○ 宮城県災害対策本部と連携の上、「救急薬品 を被災地の労働局において無償配布 (第1次:2 万枚(平成23年4月1日~)、第2次:7万枚(平 成23年4月11日~)、第3次:10万枚(平成23 年6月8日~)、第4次:6万枚(平成23年6月 30 日~))

(民営職業紹介事業)

・民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した 求職者に対して行う職業紹介を容易に実施でき るようにするため、窓口ごとにパーティションで 仕切りを設けること等を不要とする、業務実施方 法についての要件を緩和するなどの措置を実施

(被災地における労働災害の防止)

災された事業者及び労働者等の復旧活動を支 援するため、「防じんマスク(6,500枚)を配布」

(被災地における労働災害の防止)

等を配布」

4月2日	(雇用保険の特例)	
	 ・事業主と連絡のとれない者等の雇用保険受給手続	
	 きに関して、疎明書による手続きを可能とするこ	
	とを通知	
4月3日	(職業相談員の増員)	
	・震災対応のための相談員を被災3県合計で160名	
	増員	
4月4日	(全国応援)	(出張相談等)
	・岩手県、宮城県、福島県の労働局、ハローワーク・	○「被災者等に対するワンストップサービスの実
	労働基準監督署へ、全国規模の応援を実施(4月4日	施について」を各所属長へ通知
	~)	年金機構、社会福祉協議会と共に、ワン
		ストップ相談会を各地で実施。
		(被災地における労働災害の防止)
		〇 防じんマスクの追加配布について
		防じんマスクについて、日本と同程度の
		米国の規格を満たす防じんマスクを追加
		配布の関係労働局への連絡。(関係労働局
		計 7 万枚)
4月5日	(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)	(出張相談等)
	・東日本大震災などの被災者等の就労の支援・雇用	〇「生活支援ニュース」の発行、避難所への配布
	創出を促進するため、当面の緊急総合対策として	開始
	『「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェー	避難所等へ健康維持、生活支援、仕事探
	ズ1 (第1段階)』をとりまとめた	しのための情報を掲載した「生活支援ニ
	(ハローワークのサービス時間拡大)	ュース」の配布を開始。第 1 号(4 月 5
	・被災3県のハローワークで、平日夜間、土日及び	日) ~第6号(5月10日)
	祝祭日を開庁しサービス提供時間の拡大を図る	
	とともに、土日及び祝祭日には労働基準監督署職	
	員もハローワークに出張し相談対応を行うよう	
	通知	
	(農林漁業の広域紹介)	
	・被災地や被災地以外のハローワークで、農林漁業	
	者に対する広域職業紹介を実施するよう指示	
	(基金事業)	
	・雇用創出のための基金事業である「重点分野雇用	
	創造事業」について、「震災対応分野」を追加す	
	るなど、事業の実施要件を緩和することとし、各	
	都道府県に周知	

(実習型雇用)

・トライアル雇用の一種である実習型雇用支援事業 について、被災地の企業で実施する場合の対象者 要件を緩和し、あわせて都道府県労働局に対し て、その周知等について指示

(職業訓練)

・訓練定員の拡充や被災した離職者向けの特別コー スの設定など、被災地や被災者の受け入れ先等に おける職業訓練 (建設関連分野など)を機動的に 拡充・実施するよう、都道府県及び労働局に通知

(被災者受け入れ企業の発掘)

・関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企 業の発掘や求人情報のハローワークへの提出を 関係 460 団体に要請

(避難所等への情報伝達)

・被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事 探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュ ース」の発行、避難所等への配布を開始

第1号(平成23年4月5日)、第2号(平成 23年4月12日)、第3号(平成23年4月19 日)、第4号(平成23年4月26日)、第5号 (平成23年5月5日)、第6号(平成23年5 月 10 日)

4月6日 (雇用調整助成金の特例)

- 例(事業活動縮小の確認期間の短縮、生産量等が 減少見込みでの申請、計画届の事後提出)の対象 を拡充し、
- ① 従来の5県に加え、栃木県、千葉県、新潟県、 長野県のうち災害救助法の適用を受けた地 〇 東日本大震災に伴う実習型雇用支援事業に 域に所在する事業所の事業主
- ② ①の地域に所在する事業所等と一定規模以 上の経済的関係を有する事業所の事業主
- ③ 計画停電により事業活動が縮小した事業所 の事業主

についても特例を適用(②、③については計画 届の事後提出の特例を除く)

(既卒者採用奨励金)

(出張相談等)

・東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特 ○ 4月6日~9月22日 宮城県内の避難所等に 出張相談窓口を設け実施

(基準関係 250 件、安定関係 519 件)

(雇用対策)

係る取扱について

実習型雇用支援事業について、被災地の 企業で実施する場合の対象者要件を緩 和。

3月11日時点で、災害救助法の適用を受 けた地域に居住していた卒業後3年以内 未就職者を採用した事業主に、3年以内既

	・被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主	女孝 (英女怪)) 校用杖士将卧众 (本公
	に対する奨励金の支給金額の拡充・支給要件の緩	
	和を実施	業所1回から10回)、3年以内既卒者トラ
	(産休切り・育休切り等への対応)	イアル雇用奨励金(正規雇用奨励金:50
	・被災地等における労働局雇用均等室に、産前産後	
	休業や育児休業等を理由とする解雇その他不利	
	益取扱いなどの相談に対応するため、雇用均等	
	特別相談窓口を開設するよう都道府県労働局に 	
	指示	
4月7日	(雇用保険の特例)	(緊急相談窓口の設置等)
	・震災により公共職業訓練等が実施困難となった場	〇 雇用均等室に「特別相談窓口」設置
	合、当初の訓練期間を限度に、訓練延長給付を支	
	給する取扱などを通知	
4月8日	(解雇、雇い止め等に対する対応)	
	・解雇、雇い止め等について、できる限り雇用の安	
	定を図るため、労働基準行政、職業安定行政、雇	
	用均等行政の連携の下、取り組みを行うよう都道	
	府県労働局長に指示	
	(労働者派遣事業等)	
	・厚生労働大臣から、人材派遣関係団体等に、被災	
	した派遣労働者等に対して求人募集企業とのマ	
	ッチング等について積極的に行うよう要請。	
	・労働者派遣事業適正運営協力員に対して派遣元・	
	派遣先事業所での「派遣切り」防止のための相談	
	等を依頼するよう指示	
	(「日本はひとつ」しごと協議会)	
	・「日本はひとつ」しごと協議会開催に当たっての	
	留意事項について指示(都道府県労働局が中心と	
	なり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集す	
	る「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情	
	 に配慮しつつ被災県ごとに設置し、地域レベルで	
	 合意し推進)	
4月11日	(雇用問題への配慮に関する経済団体への要請)	(緊急相談窓口の設置等)
	・震災に係る雇用問題に対し配慮頂くよう、日本経	○ 4月11日~5月末 ハローワーク仙台、石巻、
	団連及び全国中小企業団体中央会に対し、以下の	塩釜、気仙沼の4ハローワークにおいて、サー
	内容で大臣から直接要請を実施(小宮山副大臣も	ビス提供時間を延長
	同行)(平成23年4月11日)また、日本商工会	土日及び祝祭日の閉庁(10 時から 17 時)、

議所に対しても、大臣から直接要請を実施(小林 平日の閉庁時間の延長19時まで実施。(ハ 政務官も同行)(平成23年4月15日) ローワーク気仙沼は17時15分まで)。ま た、土日及び祝祭日には、これらのハロ ① 雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の ーワークに労働基準監督署の職員を配 維持 ② 被災地外での就職も含めた求人の積極的な 置。 申込 ③ 被災した未就職卒業者の積極的な採用 ④ 電力不足に対応するために労働条件を変更 する場合労使での十分な話し合い ⑤ 非正規労働者の雇用の確保 (求人情報の提供) ・水産庁から提供された漁業分野に関連する求人情 報を、被災地及び被災者が多く避難しているハロ ーワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介 を実施するよう指示 ※以後、全国農業会議所・全国新規就農相談セン ターから提供された農業分野求人情報について 4月20日に、国土交通省から提供された造船関 連事業所求人情報について5月13日に同様に指 示 4月13日 (労働安全衛生) (被災地における労働安全衛生) ・震災により労働安全衛生関係の免許を紛失し、そ O 免許を滅失等した被災者への証明書の発行 の再発行を希望する被災者に対して、労働局又は 等について 労働基準監督署において証明書を発行すること 震災により労働安全衛生法の免許を紛失 等について都道府県労働局及び関係団体に通知 し、その再発行を希望する被災者に対し (雇用調整助成金) 労働局又は労働基準監督署において証明 ・津波被害や火災等により事業所が損壊し、かつ経 書を発行。(その証明書をもって免許を所 済上の理由により事業活動が縮小している事業 持している者として取り扱うもの) 主について、雇用調整助成金の支給手続きの弾力 化を徹底(臨時支給申請書により添付書類を代替 することを可能とした (23年9月16日まで)) (「日本はひとつ」しごとプロジェクト) 4月14日 〇 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会発足 4月18日 (派遣労働に関する労働相談Q&A) ・東日本大震災により影響を受けた、派遣労働者、 派遣会社及び派遣先からの労働相談についてQ &Aとして取りまとめ、厚生労働省のHPに公開

4月19日

(雇用対策)

〇 厚生労働大臣から人材ビジネスの事業主団 体に対して行われた要請を踏まえた対応につ いて

> 人材ビジネスの事業者等から被災者向け の合同企業説明会への参加希望や避難所 での出張相談の実施についての相談があ った場合に、可能な限り参加・実施がで きるよう配慮する。

4月22日

(特例的な失業給付の支給)

- ・東電福島第一原発について新たに「計画的避難区 O がれき処理作業の開始に当たり、本省、宮城 域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたこ とを受け、雇用保険の特例及び雇用調整助成金の 取扱いについて、
 - ① 計画的避難区域においては雇用保険の特例 が利用可能なこと
 - ② 緊急時避難準備区域においては両制度が利 用可能なこと
 - ③ 以前「屋内退避指示地域」とされ、今回どち らの区域の設定もなされなかった区域にお いては、雇用調整助成金の利用が可能となる とともに、当分の間の経過措置として、雇用 保険の特例が利用可能なこと

を通知

(雇用調整助成金の特例)

・東電福島第一原発について新たに「計画的避難区 域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたこ とを受けた雇用保険の特例及び雇用調整助成金 の取扱いについて通知

(被災地における労働災害の防止)

- ・今後がれき処理が本格化されることから、その労 働災害防止対策についてQ&Aを作成し、周知徹 底について都道府県労働局に通知
- ・がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業 を進めるための注意点についてまとめたリーフ レットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配 布

(被災地における労働災害の防止)

- 労働局及び仙台労働基準監督署による安全衛 生パトロールの実施
- 〇 東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災 害防止対策の徹底について

4月22日に厚生労働省、宮城労働局の合 同パトロール、4月17日、28日に宮城労 働局パトロール、4月29日から5月5日 までの連休中に厚生労働省、宮城労働局 の合同パトロールを実施し、簡易防じん マスク、作業の留意事項パンフレットを 配布した。また、4月28日には(独)労 働安全衛生総合研究所がアスベストの大 気中濃度を測定するためサンプリングを 行った。がれき処理は1年程度続くと見 込まれているため、今後も、宮城労働局 のパトロールを継続する。

・がれき処理作業を行っている現場等において、本 省、各労働局、各労働基準監督署、建設業労働災 害防止協会及び労働安全衛生総合研究所による 合同パトロールを実施。また、初めてがれき処理 に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、 労働災害防止を指導。宮城県仙台市(平成23年4 月22日)、福島県相馬市、新地町及びいわき市(平 成23年4月27日)、岩手県宮古市、釜石市、大 船渡市及び宮城県仙台市(平成23年4月28日)、 岩手県及び宮城県内(平成23年4月29日~5月 5 日) (「日本はひとつ」しごと協議会) ・「日本はひとつ」しごと協議会で収集した情報を 活用した求人開拓の積極的な実施について指示 (雇用保険の特例給付) ・雇用保険特例給付の受給者が、休業中の事業所の 復旧作業でボランティア (自発的かつ報酬を得な い労務の提供)を行った日についても、特例給付 の支給対象となることを、都道府県労働局に通知 (「日本はひとつ」しごとプロジェクト) 4月25日 (被災地における労働災害の防止) ·初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防 O 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第 1 止のため、事業者に雇入れ時教育を確実に実施さ 回会議開催 せるとともに、初めてがれき処理に従事する者に 対する講習会を開催するよう都道府県労働局あ て通知 (講習会は、個人事業主やボランティアの 方々も受講可能) (平成23年4月25日) 4月26日 (派遣労働者への配慮) ・①労働者派遣契約の中途解除を行う場合、契約の 規定等に基づき適切な補償をすること、②節電の 影響で操業の一時停止をする時でも、派遣労働者 の雇用の安定とその保護のために配慮をするこ とについて、職業安定局長より、派遣労働者を受 け入れている派遣先関係団体(350団体)に要請 (新規学卒者に対する就職支援) ・厚生労働省及び文部科学省の連携により、関係機 関の協力を得て、就職先が未定の被災学生等に、 就職活動用の宿泊施設の無償提供を実施(平成

23年4月26日~)

対象施設:(独) 労働政策研究・研修機構「労働 大学校」の宿泊施設の一部(埼玉県朝霞市) 及び(独) 国立青少年教育振興機構の宿泊型 研修施設「国立オリンピック記念青少年総合 センター」(東京都渋谷区代々木)

4月27日

(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)

・補正予算及び法律措置によって拡充するフェーズ 〇 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第1 2 (第2段階)をとりまとめ、関係施策4兆3千 億円によって、170万人を上回る雇用創出・下支 (被災地における労働災害の防止) え効果を見込んでいる

(基金事業)

・重点分野雇用創造事業の活用により、被災者支援 社会的包摂モデルに沿った取組、被災地等での福 祉サービスの提供体制の確保に資する事業を実 施することが可能である旨周知

※以後、基金事業の活用の拡大方法について、数 次にわたり周知

(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)

回幹事会開催

○ 被災地でのがれき処理作業における安全衛 生パトロールの実施

> 4月27日 (水) 13:00~16:00 4月28日(木) 9:00~16:00

4月28日

(被災地における労働災害の防止)

・福島第一原発において緊急作業に従事した労働者| が、その後、通常の放射線業務に従事する場合の 被爆線量に係る指導について、留意すべき事項を 都道府県労働局に通知

(被災地における労働災害の防止)

○ 緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作 業以外の放射線業務による被ばく線量に係る 指導について

> 被ばく線量については、女川原子力発電 所からの情報収集を継続。

5月2日

【第一次補正予算成立】

(特例的な失業給付の支給)

・特定被災区域の事業所に雇用されていた方であっ て、東日本大震災によりやむを得ず離職(休業、 一時離職を含む)された方について、現在受給中 の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就 職(休業、一時離職前の事業所への再就業を含む) 〇 被災者雇用開発助成金について が困難な場合には、個別延長給付として、原則「60 日」に加えて、さらに「60 日」分を延長する特 例措置を実施

(被災者等を雇い入れる事業主を対象とした助成金 の創設)

・高齢者や障害者などの就職が困難な方を雇入れる 〇 雇用調整助成金の拡充について

(雇用対策)

○ 雇用保険の給付日数の特例について

東日本大震災の特定被災地域に所在する 事業所に震災当時雇用されていた受給資 格者について、震災による特別延長給付 として給付日数を60日延長する。

東日本大震災による離職者及び被災地域に 居住する求職者を、ハローワーク等の紹介 により、継続して1年以上雇用することが 見込まれる労働者として雇い入れる事業主 に対して、助成金を支給。

事業主に対して助成金を支給する特定求職者雇 用開発助成金の特例として、震災による離職者や 被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主 に対して助成(50万円(中小企業は90万円)) する被災者雇用開発助成金を創設

(雇用調整助成金の特例)

- ・震災に伴う雇用調整助成金の特例(事業活動縮小 の確認期間の短縮、生産量等が減少見込みでの申 請)の対象について、9県の災害救助法適用地域 の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有す O 東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業 る事業所と更に一定規模以上の経済的関係を有 する事業所(2次下請け等)も対象に拡大
- ・東京都を除く9県の災害救助法適用地域に所在す る事業所の事業主、当該地域の事業所等と一定規 模以上の経済的関係を有する事業所の事業主、さ らにその事業所と一定規模以上の経済的関係を 有する事業所の事業主(2次下請け等)を対象に、 以下の特例を実施
 - ① 助成金の支給限度日数について、特例の支 建築業者を対象に「がれき処理作業を安全に 給対象期間(1年間)については、それまで の支給限度日数にかかわらず、最大300日 の利用を可能とする
 - 6 か月未満の労働者も雇用調整助成金の対 象とする暫定措置の延長

(遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)

・「死亡」を要件とする遺族年金等※について、1 年後の民法の失踪宣告を待たずに、震災から 3 〇 労働保険料等の免除等の特例について か月間行方不明であれば、これを支給できること とすることや、労働保険料等の免除の特例等を定 めた「東日本大震災に対処するための特別の財政 援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同 日付で都道府県労働局あて通知

※労働者災害補償保険法の他、石綿による健康 被害の救済に関する法律及び中小企業退職金 共済法についても同様に措置

(基金事業)

・ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、「震災

支給限度日数の特例を設け、特例の支給 対象期間については、それまでの支給日 数にかかわらず、最大300日の利用を可 能とする。

特例により、被保険者期間 6 か月未満の 人であっても雇用調整助成金の助成対象 とする。

(労働条件の確保等)

における労働者が行方不明の場合の取扱につ いて

> 東日本大震災による行方不明の場合、平 成23年6月11日より震災発生日(平成 23年3月11日) に退職したものとして、 家族の方が手続きできることとなった。

(被災地における労働災害の防止)

行うための講習会」の実施(宮城県建設業会館)

(労働保険関係)

② 被保険者として継続して雇用された期間が 〇 東日本大震災による行方不明の場合の特例 の創設について

> 東日本大震災による災害により 3 ヶ月間 生死がわからない場合、その方が死亡し たものと推定される規定が設けられた。

事業主からの申請に基づき、震災で被害 を受け賃金の支払に著しい支障が生じて いるなど労働保険料の支払で困難な事情 が生じている場合、平成23年3月から平 成24年2月までの労働保険料を免除。

対応事業」を実施

(学生等支援)

- ・被災学生等に対する各種の対策を実施するために 必要なジョブサポーターを増員し、被災学生のた めの求人開拓等を実施
- ・都内の事業所等で被災学生に配慮する事業主によ る「被災学生等支援就職面接会」、「就活バスツア 一」を開催。

(出張相談等)

・就職支援ナビゲーターや求人開拓推進員を増員 し、避難所への出張相談、求人開拓、合同就職面 接会等を一層効果的に実施

(職業訓練)

・被災地域で、建設設備、ビル設備等の復旧・復興 に必要な知識及び技能の習得を目的とした職業 訓練(施設内訓練)について、被災地域の離職者 等を対象とした職業訓練コースを拡充して実施

(労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨等)

・避難所等へ赴き、制度の周知・請求促進を行う未 払賃金立替払コンサルタントや社会保険労務士 等の配置、業務処理を行う立替払実地調査員や労 災保険相談員の増員・配置

5月10日

(被災地における労働災害の防止)

・津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加 ○ 夏期の節電に向けた労使の取組への対応に が見込まれることから、高所での作業、重機等を 用いた作業及び石綿関連作業等に係る総合的な 労働災害防止対策について、造船関係団体等に要 請するとともに、都道府県労働局あて通知(平成 23年5月10日、8月12日改正)

(労働条件の確保等)

ついて

東日本大震災により、電力の供給力が大 幅に減少しており、夏に向けて再び悪化 する見込みであることから、電力使用の 分散化・平準化を図るための、事業計画、 生産計画等の変更に伴う労働時間制限と 留意点等。労使に対して取組を要請予定。

(被災地における労働災害の防止)

〇 東日本大震災の復旧工事における船舶の解 体等作業に係る労働災害防止対策の徹底につ いて

> 宮城県、関係 15 市町の関係団体に対策の 徹底を要請予定。

5月11日	(被災地における労働災害の防止)	
	・福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域及	
	び計画的避難区域を除く地域で災害廃棄物を取	
	り扱う業務に労働者を就かせる場合に労働者の	
	安全衛生を確保するためにとるべき具体的措置	
	について、都道府県労働局あて通知するととも	
	に、福島県及び関係団体に対して当該措置の周知	
	を要請	
5月13日	(労働条件等の適切な明示について要請)	
	・労働基準局長及び職業安定局長の連名で、東京電	
	力・主要経済団体・人材ビジネスの事業者団体に	
	対し、労働者の募集や求人の申込み、労働契約の	
	締結に当たって、労働条件等の適切な明示をする	
	ことを要請	
5月17日	(被災地における労働災害の防止)	
	・福島県内の下水処理場において下水汚泥等を取り	
	扱う場合及び事業場が下水汚泥等をセメント原	
	料等として受け入れる場合において留意すべき	
	事項について、都道府県労働局及び福島県、茨城	
	県、栃木県に通知(平成23年5月17日)	
	・東電福島第一原発から20キロメートル圏内におい	
	て許可を得て災害応急対策に従事する労働者の	
	健康障害防止のための措置について、都道府県労	
	働局に通知するとともに、福島県及び関係団体に	
	対して当該措置の周知を要請	
5月19日	(県外求人の提供)	(労働条件の確保等)
	・被災地のハローワーク利用者が、県外求人の検索	│ ○ 労働基準部監督課及び県下の監督署へ夏期
	が容易となるよう、求人情報提供端末における表	の節電に関する緊急相談窓口を開設
	示や求人票等の掲示について必要な措置を講じ	
	るよう指示	
5月20日	(原発緊急作業の求人受理)	
	・福島第一原子力発電所の緊急作業に係る求人の受	
	理に当たって、労働者の健康管理規定等、確認す	
	べき事項について指示	
5月24日	(被災地における労働災害の防止)	(雇用対策)
	・計画的避難区域において事業所が例外的に事業を	〇 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定
	継続する場合に労働者の放射線による健康障害	助成金の教育訓練に係る取扱いについて

	を防止するために留意すべき事項について、福島 労働局及び福島県に通知	震災により被害が著しい地域に限り、被 災した住民の生活への支援あるいは被災 した地域の再生支援等地域貢献に寄与す る活動を実施する場合、当該活動を教育 訓練に当たるものとして助成対象とす る。
5月25日	(雇用・労働関係)	
	・「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等に	
	おける休業に関するQ&A」を作成し、福島労働	
	局及び同局管内の労働基準監督署等で配布	
5月26日	(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)	
	・雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生な	
	ど) への配慮について、推進会議のメンバーに対	
	し、座長である小宮山副大臣から文書で要請(平	
	成 23 年 5 月 26 日)。地域レベルでも労働局長か	
	らしごと協議会関係者に要請(平成 23 年 5 月 26	
	日~)	
5月27日	(就職支援の強化)	
	・被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等のが	
	れきの処理等を行う人材を育成するため、青森	
	県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、	
	車両系建設機械運転技能講習等、基金訓練による	
	「震災対策特別訓練コース」を設けるよう中央職	
	業能力開発協会等に通知	
	(被災地における労働災害の防止)	
	・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底に	
	ついて、梅雨入り以降特に懸念される次の事項を	
	建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局	
	あて通知	
	① 低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・	
	転落災害等の防止	
	② 道路工事や上下水道工事における土砂崩壊	
	災害の防止 等	
	(心の健康)	
	・ハローワークを中心に、求職者の心の健康	
	に係る配慮や各種事業の周知を行うよう指示	

5月30日 (しごと情報ネットの被災者向け求人情報の提供及 (労働条件の確保等) び積極的な活用について要請) 〇 労使への取組の要請 ・官民が連携した「しごと情報ネット」において、 県下の自治体、経営者団体、労働組合等 被災者を対象とした求人情報を検索し易くする に対しての夏期の節電に向けた労使への ため、運用ルールを設定しホームページで周知す 取組への対応を要請。 るとともに、より積極的に求人情報の掲載を行う ことを周知啓発していただくよう、主要経済団体 や人材ビジネス事業者団体に派遣・有期労働対策 部長名で要請 6月1日 (雇用・労働関係) (緊急相談窓口の設置等) ・労働保険料の免除の特例等について、制度の概要 O ハローワーク仙台において、土曜日の開庁を や手続について分かりやすく説明したリーフレ 延長(7月末まで) ットやQ&Aを作成し、都道府県労働局及び関係 引き続き労働基準監督署の職員も配置 団体に送付するとともに、厚生労働省のHPに掲 し、労働条件等相談に対応。また、労働 局においても、土日に電話での問い合わ 載 せに対応。(電話相談は8月7日まで) (「日本はひとつ」しごとプロジェクト) 〇 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会委員に 対する被災者等の就労支援及び雇用創出に際 する雇用の質の確保についての要請 (労働保険関係) 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の 提出期限の延長について 誕生日が、1月1日から6月30日までの 者について、法定期限の6月30日までに 定期報告書の提出を求めること困難と考 えられるため、平成23年度は定期報告書 の提出期限を8月31日まで延長した。 6月3日 (被災地における労働災害の防止) ・震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を 官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の 要請により、建設業界内(事務局:建設業労働災 害防止協会) に「東日本大震災復旧・復興工事安 全推進本部」が設置され第1回会合を開催(平成 23年6月3日)。以後、復旧・復興工事の進捗状

	況に応じて、以下の内容について検討を実施。	
	第 2 回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛	
	生協議体制の構築、中小企業における安	
	全衛生教育を徹底するための具体的方策	
	について検討(平成23年7月6日)	
	第3回会合を開催し、被災地での復旧・復興	
	工事における連絡会議の設置・運営等に	
	ついて検討 (平成23年9月5日)	
	第4回会合を開催し、新規参入者に対する安	
	全衛生教育の更なる徹底方法、今後の復	
	興工事の安全な実施に係る課題把握のた	
	めの体制整備等について検討(平成 24	
	年2月13日)	
6月7日	(商工会議所と連携した求人確保)	
	・日本商工会議所から震災被災者を対象とした求人	
	を確保する要請を受け、商工会議所からハローワ	
	ークに震災被災者対象求人を情報提供し、ハロー	
	ワークから商工会議所にその結果をフィードバ	
	ックすることを実施	
6月8日	(雇用保険の未支給失業者給付)	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡し	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡し	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡し た受給資格者等の遺族が避難している場合は、他	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡し た受給資格者等の遺族が避難している場合は、他 の安定所で受給できること、請求書類の提出が困	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能と	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知 ・震災により行方不明になった受給資格者等の生死	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月	
	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、こ	
6月9日	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族	(雇用対策)
6月9日	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求できることを通知(6月13日)	
6月9日	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求できることを通知(6月13日) (遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)	
6月9日	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求できることを通知(6月13日) (遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)・東日本大震災による災害により行方不明となった	〇 商工会議所と連携した震災被災者対象求人
6月9日	・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知 ・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求できることを通知(6月13日) (遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等) ・東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る労災保険給付等※の請求があった場合、	〇 商工会議所と連携した震災被災者対象求人 の確保について

	※労働者災害補償保険法の他、石綿による健康	みを構築。
	被害の救済に関する法律及び中小企業退職金	
	共済法についても同様に措置	
6月10日	(労働保険料の納付期限の延長関係)	(被災地における労働災害の防止)
	・震災により多大な被害を受けた地域における労働	〇 仙台市において、損壊家屋解体時労働災害防
	保険料及び障害者雇用納付金の納付期限等の延	止の集団指導を実施
	長について対象地域のうち、青森県及び茨城県に	(労働保険関係)
	おける延長後の納付期限等を 7月 29日と定める	〇 死亡推定の特例により、3 か月間生死がわか
	告示を制定	らない場合でも労災保険の遺族(補償)請求等
	(自治体発注事業の求人確保)	ができることになったことについて周知
	・自治体発注求人に係る求人の確保、受注企業情報	今回の地震により行方不明となった方の
	の入手、受注企業への求人開拓、積極的な職業紹	生死が、地震の発生日から 3 か月間経過
	介を指示	してもわからない場合等、今回の地震発
		生日に死亡したものと推定されることと
		され、遺族(補償)請求等ができること
		となったことの周知。
6月13日		(雇用対策)
		〇 緊急雇用調整助成金センターの設置
		東日本大震災の影響による雇用調整助成
		金等の支給申請の増加に対応するため、
		事務処理を集中して行う緊急雇用調整助
		成金センターを設置。
6月15日	(雇用調整助成金の特例)	
	・雇用調整助成金の特例(遡及適用及び事業活動の	
	縮小見込みでも提出可能とする)について、期限	
	を平成 23 年 6 月 16 日までとしていたが、東電福	
	島第一原発周辺の事業主については、これを同 7	
	月 21 日まで延長	
6月17日		
07117 🗖		〇 石巻市において、がれき処理作業に関する労
		働災害防止等の集団指導を実施
		例入日初正寺で未口旧寺で大池
6月21日	(被災地における労働災害の防止)	(被災地における労働災害の防止)
	・東電福島第一原発から 20 キロメートルの境界	〇 6月21日、22日 がれき処理作業に対する
	線をまたぐ事業所が市町村長の許可を得て操	安全パトロール(労働基準部、各労働基準監督
	業する場合に労働者の健康障害防止のためにと	署)
	るべき措置について、福島労働局に通知すると	
	ともに、福島県に対して当該措置の周知を要請	

6月23日	 (被災地における労働災害の防止)	(被災地における労働災害の防止)
07,720 円	· 下水処理場、浄水場、焼却施設、廃棄物処分場	
	等の事業場内において、放射性物質に該当する	おける労働災害防止の集団指導を実施
	脱水汚泥や災害廃棄物等を取り扱う場合等に留	の17 の分割火占例正の未口旧寺で大池
	意すべき事項について、都道府県労働局に指示	
6 8 20 5	するとともに、関係 10 都県に対して周知を要請	(光压及从内顶归位)
6月29日		(労働条件の確保等)
		〇 災害復旧工事等に伴い設置される事業場付
		属寄宿舎及び建設業付属寄宿舎に係る関係法
		令等の遵守を関係団体に要請
		労働基準法に基づく寄宿舎の設置等に係
		る最低基準である事業場付属寄宿舎規定
		及び建設業付属寄宿舎の遵守や「望まし
		い建設業付属寄宿舎に関するガイドライ
		ン」の周知啓発により、寄宿する労働者
		に係る安全衛生環境の向上等を図るよう
		要請した。
6月30日	(雇用調整助成金の特例)	
	・東京電力管内及び東北電力管内で実施される電力	
	使用制限及び電力使用抑制への協力要請のみを	
	理由として事業活動が縮小した場合は雇用調整	
	助成金の対象とならないが、それ以外の経済上の	
	理由が認められる場合には助成対象となるとす	
	る取扱いについて各都道府県労働局に通知	
	(被災地における労働災害の防止)	
	・東日本大震災の被災地において、吹付けアスベス	
	トが飛散した事例が確認されたことを受け、石綿	
	等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛	
	散及びばく露防止対策の徹底について、環境省と	
	連名で都道府県労働局、地方公共団体に通知する	
	とともに、関係団体に対応を依頼	
	(基金事業)	
	・重点分野雇用創造事業による就労と雇用保険の失	
	 業給付期間との関係を整理し、重点分野雇用創造	
	事業のさらなる活用を周知	
7月1日	(特例的な失業給付の支給)	
	・東電福島第一原発について新たに「特定避難勧	

奨地点」が設定されたことを受け、上記の取扱 いに加えて、同地点においては雇用保険の特例 及び雇用調整助成金が利用可能なことを通知

(雇用調整助成金の特例)

・東電福島第一原発について新たに「特定避難勧 奨地点」が設定されたことを受けた雇用保険の 特例及び雇用調整助成金の取扱いについて通 知

(安全衛生)

・安全衛生に関する専門的支援の拠点を被災3県 に開設し、専門家による①工事現場への巡回指 導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術 的支援等を実施

7月6日 (被災地における労働災害の防止)

・岩手、宮城、福島の3労働局が、本格化してい ○ 7月6日~8日 東日本大震災による被災新卒 るがれき処理作業における労働災害を防止す るための集中パトロールを実施(平成23年7 月6日~7月8日、8月24日~8月26日) また、がれき処理作業を請け負う地元の建設事 業者を対象として、①安全衛生教育の実施の徹 底、②熱中症予防対策の徹底、③防じんマスク の着用の徹底等を内容とする集団指導を実施

石市 (平成 23 年 7 月 15 日)、陸前 高田市(平成23年7月15日)

岩手県:宮古市(平成23年7月14日)、釜

宮城県: 気仙沼市(平成23年7月15日)

(雇用対策)

者向けバスツアー (近畿)

東日本大震災により被災された平成24年 3月大学等卒業予定者(大学・院・短大・ 専門学校等)、大学等未就職卒業者(平成 21年3月以降卒業者)を対象に、近畿ブ ロック労働局・(社) 大阪府雇用開発協会 と共催で、大阪にて企業面談、説明会を 実施し、被災地から関西へ無料バスを運 行した。(企業16社、46名参加)

(被災地における労働災害の防止)

〇 災害復旧工事等に伴う熱中症の予防対策の 関係団体への要請

> 夏場におけるがれき処理や災害復旧工事 に従事する労働者には、暑熱な環境に適 応しない者も相当見込まれることから、 関係団体に職場の暑熱の状況を把握し、 必要な作業環境管理、作業管理、健康管 理等を行うように要請した。

○ 7月6日~7日 被災地のがれき処理作業の安 全衛生パトロール実施

> 被災地の気仙沼市、南三陸町、女川町、 石巻市、東松島市の88現場をパトロール

		し、労働者の安全対策や石綿のばく露防
		止対策について指導を行った。
7月8日	(雇用・労働関係)	
	・東日本大震災により被災された勤労者が財形持家	
	融資を新たに受ける場合の特例措置について、分	
	かりやすく説明したリーフレットを作成し、都道	
	府県労働局等に送付するとともに厚生労働省H	
	Pに掲載(平成 23 年 7 月 8 日~)	
7月11日	(震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿	(雇用対策)
	舎の法定基準の周知)	〇 7月11日~15日 東日本大震災による被災新
	・災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舎に関す	卒者向けバスツアー (東京)
	る建設業附属寄宿舎規程等の遵守等について、建	東日本大震災により被災された平成24年
	設業団体に周知を要請するとともに、都道府県労	3月大学等卒業予定者(大学・院・短大・
	働局あて通知	専門学校等)、大学等未就職卒業者(平成
		21 年 3 月以降卒業者)を対象に、東京労
		働局と共催で、東京にて新規大卒者等合
		同就職面接会を実施。被災地から東京へ
		無料バスを運行、宿泊費も独立行政法人
		労働政策研究・研修機構労働大学校を利
		用することで無料とした。(企業 144 社、
		30 名参加)
7月15日		(被災地における労働災害の防止)
		〇 気仙沼市において、労働災害防止のための研
		修会を実施
		気仙沼市において、倒壊建物等の解体、
		がれき処理作業に関する労働災害防止の
		ための研修会を実施した。
7月19日		(緊急相談窓口の設置等)
		〇 石巻労働基準監督署・気仙沼臨時窓口の設置
		気仙沼地域の被災者に対し、労災保険制
		度や未払賃金の立替払制度の利用や労働
		相談等の利便性を図るために、「ハローワ
		一ク気仙沼」臨時相談窓口内(気仙沼プ
		ラザホテル)に臨時窓口を設置した。10
		月 3 日より気仙沼商工会議所会館 4 階へ
		移転し業務開始。

7月20日		(雇用対策) 〇 東日本大震災による被災者の雇用維持・確保及び平成24年3月新規学卒者の採用枠の確保に関する要請について被災により離職を余儀なくされた方々の雇用の場の確保及び平成24年3月新規学卒者の求人確保のため、宮城労働局は7月20日に宮城県、宮城県教育委員会、仙台市及び仙台市教育委員会と共催で、県内外の団体及び事業所に対し雇用要請を実施した。
7月22日		(雇用対策) 〇「『復興へ頑張ろうみやぎ』新規大卒者等就職 ガイダンス」を開催 7月22日、仙台サンプラザホールにて、 宮城県と宮城労働局では、県内企業の人 材確保及び就職支援を積極的に行うた め、平成24年3月新規大学等卒業予定者 等を対象とした「就職ガイダンス」を実 施。 (企業129社、1,082名参加:男子574名、女子508名)
7月25日	【第二次補正予算成立】 (基金事業) ・重点分野雇用創造支援事業の事業実施期間を平成23年度末から平成24年度末まで延長 (求職者支援制度(23年10月1日から実施)) ・求職者支援訓練の認定基準等を定める省令を公布し、その附則において平成24年3月31日までに開始される訓練については、東日本大震災により被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県で、車両系建設機械の運転技能等を修得する	

	 ための震災対策特別訓練コースの設定を可能と	
	した	
	 (震災復旧工事における労働者派遣法の遵守)	
	・建設業団体に対し、震災に伴う復旧・復興工事の	
	実施に当たって、建設業務の労働者派遣が禁止さ	
	れていることなど、労働者派遣法の遵守に向けて	
	の周知啓発を要請(平成 23 年 7 月 25 日)	
7月26日	(被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う	(雇用対策)
	中小企業事業主への支援)	〇成長分野等人材育成支援事業の拡充について
	・震災による被災者(新規学卒者を含む)等を新規	東日本大震災による被災者を新規雇用・
	雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者	再雇用した中小企業事業主が、その労働
	に職業訓練(OJT を含む)を行う場合に、業種を	者に職業訓練を行う場合は、業種を問わ
	問わずその訓練費を助成できるよう成長分野等	ず訓練費を助成する。なお、 $O\ f\ f-J$
	人材育成事業を拡充	Tだけでなく、労働者に仕事をさせなが
		ら訓練を行うOJTも助成対象となる。
7月29日	(生徒のための求人開拓)	
	・被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、これ	
	に基づいた求人開拓を8月に集中的に実施し、全	
	国で就職機会を確保	
8月2日		(雇用対策)
		〇 東日本大震災に伴う復旧復興工事の実施に
		当たっての労働者派遣法の遵守に関する要請
		について
		(社) 宮城県建設業協会など宮城県内の
		建設業団体 7 団体に対し、被災地での復
		旧・復興工事の実施に当たって労働者派
		遣法の遵守について、会員企業に周知啓
		発を図るよう要請した。
8月3日		(緊急相談窓口の設置等)
		〇 ハローワーク石巻「立町臨時庁舎」の開設
		「ハローワーク石巻」の混雑緩和ととも
		ト リオキ トトゥ 和
		に、仕事を探す方の利便性を図るため、

8月8日		(被災地における労働災害の防止)
		〇 災害復旧工事に伴う合同安全パトロールの
		実施
		災害復旧工事による労働災害が多発して
		いること等を踏まえ、仙台労働基準監督
		署管内の主要な復旧工事現場に対して、
		宮城労働局・仙台労働基準監督署による
		合同安全パトロールを実施した。
8月11日	(労災保険のメリット制の特例措置)	(労働保険関係)
	・東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について	〇 「労災保険」と「災害弔慰金」を同時に受給
	給付した労災保険給付等については、メリット収	できることの公表について
	支率の算定に反映させないものとする「労働保険	労災保険の遺族(補償)年金・一時金と
	の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の特例	各市町村が「災害弔慰金の支給に関する
	省令を制定し、その内容について都道府県労働局	法律」に基づき支払いを求める弔慰金は
	あて通知	同時に受けられることを周知した。
8月16日		(労働保険関係)
		〇 東日本大震災に係る遺族(補償)給付の請求
		状況について
		宮城労働局の震災による遺族(補償)給
		付の請求件数が、8月12日に1,000件を
		超えたこと、並びに未請求者に対する周
		知広報を行った。
8月17日	(遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)	
	・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助	
	及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の	
	市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施	
	行により、特定被災区域が追加指定されたこと、	
	追加指定された地域の労働保険料等の免除の特	
	例については、平成23年3月1日に遡及して適	
	用されることを都道府県労働局に通知	
8月19日	(労働保険料の納付期限の延長関係)	
	・震災により多大な被害を受けた地域における労働	
	保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期限	
	等の延長措置を講じている岩手県、宮城県及び福	
	島県の地域のうち、その一部の地域について延長	
	後の納付期限等を平成23年9月30日と定める告	
	示を制定	

8月22日		(労働保険関係)
		○ 延長後の労働保険料等の納付期限の指定(仙
		台市、塩釜市、名取市等)
		震災により、宮城県内の事業場について
		は、労働保険料等の申告手続・納付の期
		限を延長してきたが、沿岸地域の一部の
		地域を除き、延長後の期限が平成 23 年 9
		月 30 日(金) となり周知。
8月24日		(被災地における労働災害の防止)
		〇がれき処理現場の安全衛生パトロールの実施
		被災地でのがれき撤去や損壊家屋の解体
		等の復旧工事において労働災害が多発し
		ていることを踏まえ、労働災害防止や石
		綿ばく露防止対策等の徹底を図るため、
		気仙沼市から東松島市にかけての沿岸部
		を中心に安全衛生パトロールを実施し
		た。
8月30日	(被災地における労働災害の防止)	
	・地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発	
	注者として行うべき作業者の安全衛生面への配	
	慮等について、環境省と連名で関係 12 道県に対	
	し要請するとともに、関係 12 道県の労働局あて	
	通知	
8月31日	(被災地における労働災害の防止)	
	・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底に	
	ついて、今後、集中的に実施される「地震・津波	
	により被害を受けた建築物等の解体工事」におい	
	て懸念される①墜落・転落防止等の一般的な安全	
	対策や建築物の構造に応じた解体作業の対策、②	
	解体工事における石綿ばく露防止対策等を建設	
	業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて	
	通知	
9月5日		(緊急相談窓口の設置等)
		〇 ハローワーク気仙沼「仮設庁舎」の開設
		「ハローワーク気仙沼」が平成 23 年 3 月
		11 日の東日本大震災により庁舎に甚大な
		被害を受けたため、仮設庁舎の建設に取

		り組んできたが、9月5日(月)に仮設庁
		舎を開設。
9月8日		(雇用対策)
		〇 「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等合同就職
		面接会の開催
		東日本大震災により、離職又は廃業を余
		儀なくされた方等の再就職を支援するた
		め仙台サンプラザホールで開催。被災地
		域から無料送迎バスも運行。企業数 111
		社(1,117人分求人)、参加者数 505人。
		(被災地における労働災害の防止)
		〇 災害復旧工事に伴う労働災害防止の徹底を
		建設事業者団体に要請
		8 月までに実施したパトロールの結果か
		ら安全衛生対策に関する問題点等が確認
		されたこと等を受け、建築物等の解体工
		事における労働災害の防止の徹底につい
		て、建設事業者団体に要請。
9月9日	(被災地における労働災害の防止)	(雇用対策)
	・原子力災害対策本部から「市町村による除染実施	〇 平成 23 年度第 1 回宮城新卒者就職応援本部
	ガイドライン」が示されたことを受け、外部被ば	新卒者の就職環境が、東日本大震災によ
	く線量の記録、安全衛生教育の実施等、除染作業	り一層厳しい状況となっていることか
	に労働者を就かせる場合に事業者が実施すべき	ら、地域の関係者が緊密に連携し、地域
	事項について、都道府県労働局及び関係9県に対	の総力を挙げて就職支援を実施するた
	して通知	め、労働局、地方公共団体、学校、労働
		界及び地域の産業界等で構成する当該会
		議を開催。会議では、就職応援メッセー
		ジを採択。
9月12日		(被災地における労働災害の防止)
		〇 宮城県建設業協会主催大会における労働災
		害防止の呼びかけ
		「東日本大震災」復旧・復興安全総決起
		大会」に出席して解体工事の安全対策、
		石綿ばく露防止対策の徹底について指導
		した。

9月14日		(雇用対策)
		○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等合同面接
		会の開催(気仙沼)
		東日本大震災により、離職又は廃業を余
		儀なくされた方等の再就職を支援するた
		め気仙沼プラザホテルで開催。企業数 31
		社(506人分求人)、参加者数 76人
9月17日		(労働保険関係)
		〇 震災に係る遺族(補償)給付のCM放送
		震災による遺族(補償)給付の周知のた
		め、9月17日から1か月間、県内民放テ
		レビ 4 局においてコマーシャルを放映し
		ている。
9月20日		(雇用対策)
		○ 9月20日 「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等
		合同面接会の開催(石巻)
		東日本大震災により、離職又は廃業を余
		儀なくされた方等の再就職を支援するた
		め気仙沼プラザホテルで開催。企業数 43
		社(675 人分求人)、参加者数 66 人
		〇 9月20日~21日 東日本大震災による被災新
		卒者向けバスツア―(埼玉)
		東日本大震災により被災された平成24年
		3月大学等卒業予定者(大学・院・短大・
		専門学校等)、大学等未就職卒業者(平成
		21 年 3 月以降卒業者)を対象に、東京、
		埼玉労働局と共催で、独立行政法人労働
		政策研究・研修機構労働大学校にて「被
		災新卒者等専用埼玉·東京就職応援面接
		会」を実施。被災地から会場へ無料バス
		を運行、宿泊も当会場を利用することで
0 5 00 5	/ I	無料とした。(企業 65 社、参加者数 57 人)
9月22日	(職業訓練の受講指示)	
	・震災による被害等により公共職業訓練等の受講が	
	困難であった雇用保険受給資格者についてはその残り数になかわらず受講提示の対象となり得	
	の残日数にかかわらず受講指示の対象となり得ることなる通知	
	ること等を通知	

9月26日		(被災地における労働災害の防止)
		 ○ 9月26日~30日(5回) 建設業者に対する労
		働災害防止対策等の指導
		国土交通省東北地方整備局が主催する公
		共事業労務費調査説明会において、県内
		の建設業者 1,540 名を対象に復旧工事に
		係る労災防止対策や石綿ばく露防止対策
		の徹底を指導した。
9月27日		(雇用対策)
		〇 ハローワーク古川・築館・迫「障害者就職面
		接会」の開催
		東日本大震災の影響等により多くの障害
		者が働く場を求めており、雇用環境は依
		然として厳しい状況が続いていることか
		ら、宮城労働局と宮城県などの関係機関
		が連携して、一人でも多くの障害者が働
		くことのできる職場を確保できるよう、
		宮城県大崎合同庁舎1階大会議室で開催。
		面接会のほか職業相談コーナー、生活相
		談コーナーも設置。企業数 18 社、参加者
		数 165 名。
9月28日	(雇用保険の広域延長給付)	
	・雇用保険の広域延長給付の措置を決定。被災3県	
	の沿岸地域等を対象地域として指定することを	
	告示し、こうした地域に居住し、広域的な活動も	
	視野に入れた活動を行う求職者の給付日数を 90	
	日分延長する措置を実施	
9月29日		(雇用対策)
		○ ふれあいワークフェア(障害者就職面接会)
		を開催
		東日本大震災の影響等により、多くの障
		害者が働く場を求めており、雇用環境は
		依然として厳しい状況が続いていること
		から、宮城労働局と宮城県などの関係機
		関が連携して、一人でも多くの障害者が
		働くことのできる職場を確保できるよ
		う、仙台サンプラザホールで開催。面接

		会のほか職業相談コーナー、生活相談コ
		ーナーも設置。企業数 59 社、参加数 552
		名。
10月14日		(雇用対策)
10 /) 14 🖺		〇 がんばろう!東北 新規高卒者就職面接会
		開催
		東日本大震災の影響等により、新規高卒
		者が、地元企業だけでなく県外の企業で
		の就労希望者が増加していることから、
		被災地の高校生を積極的に採用しようと
		する首都圏企業と被災3県(宮城、岩手、
		福島)の高校生との面接会を、仙台サン
		プラザホールにて、厚生労働省、被災 3
		労働局、首都圏労働局及び宮城県と連携
		して開催。被災地等から送迎バス 23 台も
		運行。企業数 133 社、参加高校生数 692
		名(男子 293 名、女子 399 名)
10月21日	(被災地における労働災害の防止)	
	・今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエ	
	リア内で複数の工事が近接・密集して行われるこ	
	とに対応するため、①「工事エリア」ごとに関係	
	者が安全衛生対策を協議するための組織、② ①	
	を円滑に設置・運営するための連絡会議の設置を	
	岩手、宮城、福島の3労働局に対して指示すると	
	ともに、関係業界団体に対して要請	
10月25日	(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)	(被災地における労働災害の防止)
	・第3次補正予算等によって拡充するフェーズ3(第	○ 10月25、26日 仙南地域等の局署合同パトロ
	3段階)をとりまとめ、関係施策6兆1千億円に	ールの実施
	よって、58 万人程度の雇用創出・下支え効果を	亘理郡、岩沼市、多賀城市、塩釜市等で
	見込んでいる	行われている災害復旧工事に対して局署
		合同パトロールを実施した。
10月26日	(労働保険料の納付期限の延長関係)	(雇用対策)
	・震災により多大な被害を受けた地域における労働	〇 新規高卒者就職面接会(石巻会場)
	保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期限	24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図るこ
	等の延長措置を講じている岩手県及び宮城県の	とを目的に就職面接会を、石巻グランド
	うち一部の地域について、延長後の納付期限等を	
	平成 23 年 12 月 15 日と定める告示を制定	行。参加企業数 33 社、参加生徒数 119 名。

	(労働保険関係)
	 震災により、宮城県内の事業場について
	は、労働保険料等の申告手続・納付の期
	限を延長してきたが、石巻市、東松島市、
	女川町の地域を除き、延長後の期限が平
	成 23 年 12 月 15 日 (木) となり周知。
10月27日	(雇用対策)
	〇 みやぎ新規大卒等就職面接会を開催
	24 年 3 月新規大学等卒業予定者及び卒業
	後 3 年以内の者の就職促進を図ることを
	目的に就職面接会を、仙台国際センター
	において宮城県と連携して開催。参加企
	業数 91 社、参加学生数 605 名(男子 363
	名、女子 242 名)
10月28日	(雇用対策)
	〇 新規高卒者就職面接会(古川会場)
	24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図るこ
	とを目的に就職面接会を、芙蓉閣で開催。
	被災地から送迎バスを運行。参加企業数
	46 社、参加生徒数 191 名
	(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)
	〇 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第 2
	回幹事会開催
11月2日	(雇用対策)
	│
	24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図るこ
	とを目的に就職面接会を、仙台サンプラ
	ザホールで開催。被災地からの送迎バス
	を運行。参加企業数 117 社、参加生徒数
	823 名
	〇 東日本大震災による被災新卒者向けバスツ
	アー(東京)
	東日本大震災により被災された平成24年
	3月大学等卒業予定者、大学等未就職卒業

			者を対象に、東京労働局と共催で、東京
			にて新規大卒者等合同就職面接会を実
			施。被災地から東京へ無料バスを運行、
			宿泊費も独立行政法人労働政策研究・研
			修機構労働大学校を利用することで無料
			とした。(企業 181 社、9 名参加)
11月7日		(初	皮災地における労働災害の防止)
		0	宮城労働局安全衛生専門家会議の開催
			平成 23 年度第 1 回会議を開催し、災害復
			旧工事における労働災害防止対策・石綿
			ばく露防止対策に係る取組方針について
			協議を行った。
11月17日		(初	皮災地における労働災害の防止)
		0	宮城県建設工事表彰式・事故防止推進大会
			「災害復旧工事の労働災害防止対策」と
			して、建設事業者を対象に、主として土
			木工事における労働災害防止について説
			明を行った。
11月21日	【第3次補正予算成立】	(雇	雇用対策)
	(基金事業)	0	第三次補正予算による雇用施策の拡充
	・重点分野雇用創造事業を積み増し、「雇用復興推		第三次補正予算が成立し、被災地におけ
	進事業」(新規の「事業復興型雇用創出事業」及		る雇用施策が拡充された。主な内容は①
	び「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事		雇用復興推進事業(事業復興型雇用創出
	業」)、「震災等緊急雇用対応事業」(従来の「震災		事業及び生涯現役・全員参加・世代継承
	対応事業」)を実施		型雇用創出事業)が創設②被災者雇用開
	(職業訓練)		発助成金の拡充、③障害者雇用施策の拡
	・被災地の復旧・復興や、今後雇用が見込まれる環		充、④農林漁業者の就労支援の拡充、⑤
	境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進		キャリア形成促進助成金の拡充、⑥成長
	めるとともに、急速な円高による雇用への影響も		分野等人材育成支援事業の拡充などであ
	めるとともに、急速な円高による雇用への影響も 考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練		分野等人材育成支援事業の拡充などであ る。
	考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練		
	考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練 規模等の拡充を行い、各都道府県に対して、訓練		
	考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練 規模等の拡充を行い、各都道府県に対して、訓練 の追加設定を要請		
	考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練 規模等の拡充を行い、各都道府県に対して、訓練 の追加設定を要請 (実習型雇用支援事業)		
	考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練 規模等の拡充を行い、各都道府県に対して、訓練 の追加設定を要請 (実習型雇用支援事業) ・被災地の障害者の雇用確保及び雇用継続を図るた		

農林業等就職促進支援事業の拡充 (求人開拓) ・求人開拓推進員を増員し、求人開拓の更なる実施 について指示 (就職支援ナビゲーター) ・被災者を対象とした訓練規模の拡大に伴い、就職 支援ナビゲーターを増員し、訓練修了者に対する 就職支援の強化を指示 (ジョブサポーター) ・被災学生等に対する各種の対策を実施するために 必要なジョブサポーターを増員するとともに、被 災新卒者を受け入れる事業主を対象に就職面接 会を継続的に開催。中小企業庁の開催する就職面 接会についてもハローワークで周知 (キャリア形成促進助成金) ・被災地の事業主が能力開発を行う場合や、震災の 影響に加え急速な円高の影響を受けた中小企業 事業主が新たな事業展開に資する能力開発を行 う場合にキャリア形成促進助成金の助成率を引 き上げ 11月22日 (雇用対策) 〇 新規学卒の採用枠及び被災者の雇用の場の 確保に関する要請について 東日本大震災から 8 か月を経過したもの の依然として厳しい雇用情勢にあること から平成24年3月新規学卒者及び被災離 職者の雇用の場の確保のため、宮城県、 宮城県教育委員会、仙台市、仙台市教育 委員会と共催で、県内主要経済 5 団体に 対し雇用要請を実施した。 〇 厚生労働省復興支援チームによる第三次補 正予算の自治体向け説明会の開始 12月1日にかけて、被災自治体(15市町) を対象に訪問等による説明会が実施さ

れ、労働局としてチームに同行し労働分

野に関する説明を行った。

11月24日

(被災者雇用開発助成金)

・被災者雇用開発助成金の対象者を 10 人以上雇 い入れ、1 年以上継続して雇用した場合、助成 金の上乗せ(中小企業は 90 万円、大企業は 50 万円)を行うよう拡充

(復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善への対応)

・被災地における建設労働者の確保・雇用改善を 進めるため、被災地の中小建設事業主が行う建 設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支 援する建設雇用改善助成金について、助成率の 拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者 向け短期集中訓練に対する支援を実施

(被災地における労働災害の防止)

- ・屋外のがれき処理作業における防じん用マスク の不足に対処するため、我が国の型式検定合格 品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国 規格のマスクの使用を暫定的に認めることと した(平成23年4月11日)が、型式検定合格 品の防じん用マスクの流通が回復したことか ら、平成24年3月31日をもって本特例を廃止 することとし、都道府県労働局及び関係団体に 通知(平成23年11月24日)
- ・平成23年10月29日に東電福島第一原発で移動式クレーンに係る労働災害が発生したこと、また、年内に原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程(ステップ2)が終了し、今後、原発事故の収束に向けた様々な新たな工事が開始される。このため、各種工事における労働災害防止対策の徹底を福島労働局に指示するとともに、東京電力に対しても発注者として安全確保措置を強化するよう指示(平成23年11月24日)

11月27日

(被災地における労働災害の防止)

〇 宮城県建設雇用改善推進大会

「災害復旧工事の労働災害防止対策」に ついて、建設事業者を対象に、説明を行った。

11月28日 (被災地における労働災害の防止)
に関する専門家検討会の報告書を取りまとめ 公表 11月30日 11月30日 (被災地における労働災害の防止) ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申(平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険に対したるの、失業認定日を活用した
公表
11月30日 11月30日 11月30日 2
11月30日 (被災地における労働災害の防止)
○ 宮城県との発注者連絡会議 災害復旧工事の発注を行う宮城県発注部局との会議を開催し、労働災害防止対策についての意見交換等を行った。 12月12日 ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申(平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) ・雇用保険終了者への集中的な就職支援)・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
災害復旧工事の発注を行う宮城県発注部 局との会議を開催し、労働災害防止対策 についての意見交換等を行った。 12月12日 (被災地における労働災害の防止) ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申 (平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
局との会議を開催し、労働災害防止対策についての意見交換等を行った。 12月12日 (被災地における労働災害の防止) ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申(平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
(被災地における労働災害の防止) ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申(平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
12月12日 (被災地における労働災害の防止) ・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申 (平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
・除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申(平成23年12月12日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡 大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを 規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申 (平成 23 年 12 月 12 日)。「東日本大震災によ り生じた放射性物質により汚染された土壌等 を除染するための業務等に係る電離放射線障 害防止規則」を公布(平成 24 年 1 月 1 日施行) し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者 の放射線障害防止のためのガイドライン」を公 表(平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを 規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申 (平成 23 年 12 月 12 日)。「東日本大震災によ り生じた放射性物質により汚染された土壌等 を除染するための業務等に係る電離放射線障 害防止規則」を公布(平成 24 年 1 月 1 日施行) し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者 の放射線障害防止のためのガイドライン」を公 表(平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申 (平成 23 年 12 月 12 日)。「東日本大震災によ り生じた放射性物質により汚染された土壌等 を除染するための業務等に係る電離放射線障 害防止規則」を公布(平成 24 年 1 月 1 日施行) し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者 の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
(平成 23 年 12 月 12 日)。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成 24 年 1 月 1 日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援)・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
り生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援)・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行)し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表(平成23年12月22日)(雇用保険終了者への集中的な就職支援)・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した
害防止規則」を公布(平成24年1月1日施行) し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者 の放射線障害防止のためのガイドライン」を公 表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者 の放射線障害防止のためのガイドライン」を公 表 (平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表 (平成 23 年 12 月 22 日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
表(平成23年12月22日) (雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
(雇用保険終了者への集中的な就職支援) ・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受 給終了になることから、失業認定日を活用した
給終了になることから、失業認定日を活用した
集中的な就職支援の実施等について被災3県の
ハローワークに指示
12月22日 (「日本はひとつ」しごとプロジェクト)
〇 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第 2
(被災地における労働災害の防止)
24 年 1 月から施行される、除染電離規則
(除染作業に従事する労働者の放射線障
害防止対策を規定)について、角田市で、
特別教育講習会を実施した。

12月27日	(特別加入者の労災保険の補償範囲拡大)	
,, =, ,,,	・特別加入している建設業の一人親方等が復旧・復	
	興作業に伴う工作物の現状回復の事業 (除染を目	
	的として行われる高圧水による工作物の洗浄や	
	側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。)に従事	
	する際に被った災害を労災保険による補償の対	
	象とする労働者災害補償保険法施行規則の一部	
	を改正する省令が公布されたことに伴い、その内	
	容について都道府県労働局あて通知	
平成 24 年	(雇用保険終了者への集中的な就職支援)	
1月6日	・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給	
	終了し、生活困窮状態に陥った方々が適切に就労	
	の場を得られるよう地方自治体に対してハロー	
	ワーク等との連携強化等の対応を求めた通知を	
	指示	
1月20日		(被災地における労働災害の防止)
		○ 1月20・23・30日 石綿ばく露防止説明会の
		実施
		石綿ばく露防止・電動ファンマスク使用
		方法説明会を、県内 4 か所(仙台市、石
		巻市、気仙沼市、岩沼市)で実施した。
1月24日		(被災地における労働災害の防止)
		〇 復旧復興工事関係者連絡会議の開催
		第1回東日本大震災復旧・復興工事関係者
		連絡会議を開催し、復旧・復興工事の安全
		衛生対策の確立に向け協議を行った。
1月25日		(被災地における労働災害の防止)
		○ 1月25・31日 除染電離則特別講習会の実施
		除染電離則について、仙台市 (25 日)、白
		石市 (31 日) で、特別教育講習会を実施
. –		した。
1月26日		(雇用対策)
		○ 新規高卒者就職面接会(石巻会場)
		24年3月新規高卒者の就職促進を図るこ
		とを目的に就職面接会を、石巻グランド
		ホテルで開催。被災地から送迎バスを運
		行。参加企業数24社、参加生徒数43名。

2月1日		(雇用対策)
		〇 新規高卒者就職面接会(古川会場)を開催
		24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図るこ
		とを目的に就職面接会を、芙蓉閣で開催。
		参加企業 25 社、参加生徒数 37 名。
2月2日		(雇用対策)
		〇 新規高卒者就職面接会(仙台会場)を開催
		24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図るこ
		とを目的に就職面接会を、仙台サンプラザ
		ホールで開催。被災地から送迎バスを運
		行。参加企業数 57 社、参加生徒数 132 名。
2月7日		(雇用対策)
		〇 「復興へ頑張ろうみやぎ」合同就職面接会(仙
		台会場)を開催
		東日本大震災により、離職又は廃業を余
		儀なくされた方等の再就職を支援するた
		め、仙台サンプラザホールで開催。被災
		地域から送迎バスを運行。参加企業数 118
		社、参加者数 344 名。
2月10日		(被災地における労働災害の防止)
		○ 2月10・13・22日 除染電離則特別講習会の
		実施
		除染電離則について、仙台市(10・13 日)、
		栗原市(22 日)で、特別教育講習会を実
		施した。
2月14日	(被災地における労働災害の防止)	(雇用対策)
	・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地	〇 ふれあいワークフェア (障害者就職面接会)
	域等において重要な生活基盤の点検、整備の作	を開催
	業に従事する労働者の放射線障害防止のため	東日本大震災の影響により、多くの障害
	に講じるべき措置について、都道府県労働局及	者が働く場を求めており、厳しい雇用環
	び関係8県に対して通知	境が続いていることから、宮城労働局と
		仙台市など関係機関が連携して、一人で
		も多くの障害者が働くことのできる職場
		を確保できるよう、仙台サンプラザホー
		ルで開催。面接会のほか職業相談コーナ
		一、生活相談コーナーも設置。企業数 50
		社、参加者数 449 名。

2月15日		(被災地における労働災害の防止) ○ 解体現場での石綿ばく露防止対策を建設事業者団体等に要請 解体現場での石綿ばく露防止対策を建設事業者団体等に要請 解体現場で石綿が外部へ飛散する事案が発生したこと等を受け、事前調査や飛散 防止措置等の石綿ばく露防止対策の徹底について、建設事業者団体・発注機関(市町)に要請。
2月17日	(労働保険料の納付期限の延長関係) ・震災により多大な被害を受けた地域における労	(雇用対策) ○「復興へ頑張るうみやぎ」会同就際面接会(石
	・展火により多人な被害を受けた地域における方 働保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期	○ 「復興へ順振のりかやさ」
	限等の延長措置を講じている宮城県石巻市、東松	東日本大震災により、離職又は廃業を余
	島市及び牡鹿郡女川町について延長後の納付期	儀なくされた方等の再就職を支援するた
	限等を平成 24年4月2日と定める告示を制定	め、石巻グランドホテルで開催。参加企
		業数 38 社、参加者数 71 名。
2月22日	(遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)	(雇用対策)
	・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助	〇 新規学卒者就職面接会を開催
	及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の	24 年 3 月新規学卒者(高校~大学院、既
	市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施	卒者含む)の就職促進を図ることを目的
	行により、特定被災区域が追加指定されたこと、	に就職面接会を、仙台サンプラザホール
	追加指定された地域の労働保険料等の免除の特	で開催。被災地から送迎バスを運行。参
	例については、平成23年3月1日に遡及して適	加企業数 88 社、参加生徒・学生数 403 名。
	用されることを都道府県労働局に通知	
2月27日		(被災地における労働災害の防止)
		〇 宮城労働局安全衛生専門家会議の開催
		平成 23 年度第 2 回会議を開催し、災害復
		旧工事における労働災害防止対策・石綿
		ばく露防止対策に係る取組方針について
		協議を行った。
2月28日		(雇用対策)
		〇 「復興へ頑張ろうみやぎ」合同就職面接会(気
		加沼会場)を開催 東日本土雲災により、離隣立社廃業を全
		東日本大震災により、離職又は廃業を余
		儀なくされた方等の再就職を支援するた め、気仙沼プラザホテルで開催。参加企
		未数 04 仁、沙川有数 404 石。

3月7日	(雇用保険の特例)	
	・休業中も雇用保険の基本手当を受給できる特例の	
	期限を9月30日まで延長	

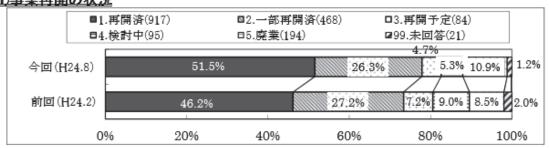
資料7

岩手県が行った「平成24年度【第2回】『被災事業所復興状況調査』結果報告」より

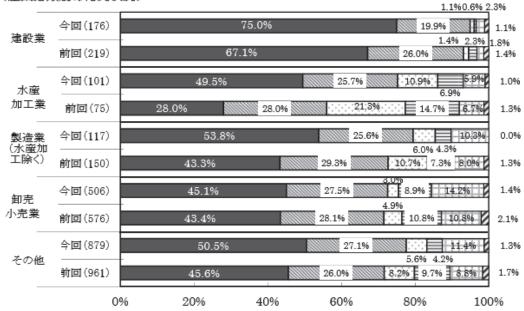
○ 調査対象:被災 12 市町村の商工会議所又は商工会の会員等で被災した事業所を中心とした 2,519 事業所(ただし、すでに廃業が確認されている事業所は対象外としたが、事業再開の状況、事業所の復旧状況、業績の状況の項目については廃業が確認されている 153 事業所を集計に加えている。) 回答事業所 1,651 事業所(回収率 65.5%)

〇 調査時点:おおむね平成24年8月1日(前回:2月1日)

①事業再開の状況



<産業分類別の再開状況>

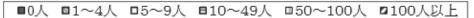


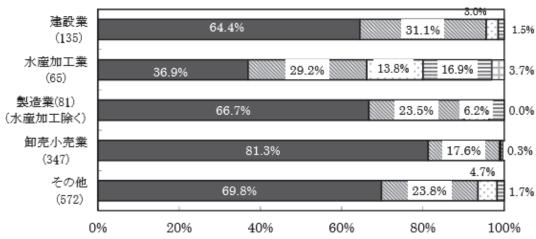
②再開した場所 1.再開済、2.一部再開、.3再開予定、4.再開を検討中を選択した事業所のみ回答



※1:凡例内の()は、今回調査の集計対象事業所数を示す。

<産業分類別の雇用予定者数>

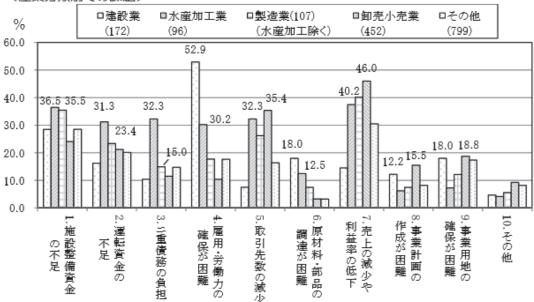




※1: 従業員数、雇用予定者数は、人数を記入していただいたものを分類した。

※2: 未回答の事業者は集計対象から除外した。

<産業分類別での課題>



※凡例内の()は、今回調査の集計対象事業所数を示す

(資料出所:岩手県ホームページ)

資料8

ハローワーク求職者への聞き取り調査結果(2011年11月)

【2011年11月時点の岩手県沿岸4所(ハローワーク釜石、宮古、大船渡及び久慈)における求職者への聞き取り調査の結果概要】

- 調査の概要
 - 実施者:岩手県
 - 回答者数:釜石70人(男31、女39)、宮古105人(男57人、女48人)、大船渡115人(男41人、女74人)、久慈60人(男21人、女39人)、計350人(男150人、女200人)
 - 回答者の年齢別構成比:39歳以下の男性17.2%、39歳以下の女性17.7%、40歳以上の男性25.7%、40歳以上の女性39.4%
- Q 現在の主な収入源について教えてください(複数回答)

○ 雇用保険

39.9%

〇 休業手当

27.0%

○ その他

33.1%

(その他=預金の取り崩し、年金、家族の収入、収入なし、アルバイトでの収入、 実家で生活 等)

- Q 希望する勤務地について教えてください。
 - ・ 現在の管内

89.6%

・ 県内であれば転居を伴ってもよい

4.1%

- 条件が合えば転居を含めてどこでもよい 6.4%
- Q 希望する雇用形態について教えてください
 - 正社員 男性 74.3%、女性 43.7%
 - パート男性2.7%、女性42.7%
 - 契約社員 男性 2.7%、女性 1.0%
 - 派遣社員 男性 0.0%、女性 0.5%
 - アルバイト 男性 2.7%、女性 0.5%
 - ・ こだわらない 男性 16.9%、女性 10.6%
 - 雇用者以外 男性 0.7%、女性 1.0%

- Q 仕事を決めるときに最も重視する点は何ですか。
 - ・ 職務内容男性 51.4%、女性 49.2%
 - 通勤距離・時間 男性8.1%、女性 26.6%
 - · 雇用形態 男性 12.2%、女性 7.0%
 - · 給与 男性 16.2%、女性 8.0%
 - ・ その他 男性 12.2%、女性 9.0%
- Q 現時点で就職に至っていない原因は何であるとお考えですか。
 - ・ 希望と合わないから <u>44.5%</u>
 - ・ 面接を受けたが不採用になったから 11.8%
 - ・ 前の会社の再開を待っているから 11.6%
 - ・ 現在生活費に困っていないから 3.8%
 - その他28.3%

(資料出所:岩手県ホームページ)

資料9

○ ハローワーク気仙沼写真 〔被災した庁舎(合同庁舎)〕





JILPT 資料シリーズ No. 125

東日本大震災からの復旧・復興と雇用・労働に関する JILPT 調査研究プロジェクト 労働行政機関の対応等調査報告

(JILPT 東日本大震災記録プロジェクトとりまとめ No. 6)

発行年月日 2013年8月19日

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

印刷・製本 株式会社相模プリント

©2013 JILPT Printed in Japan

* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:http://www.jil.go.jp/)